BIBLIOTHECA
JAPONICA
ŒCONOMIÆ POLITICÆ

VOL. XVI

TŌKIŪ
NIHON KEIZAI SŌSHO
KANKŌKWAI
1915.

CONTENTS

of the sixteenth volume

7. **NENGU KŌ,** *or considerations on taxes on land.*

By **NAGAKUBO SEKISUI**
(1717–1801)

8. **TAKAZAWA ZEIFU KŌ,** *with* **TAKAZAWA ROKU,** *or considerations on the system of land taxation in the Daimiate of Kanazawa, mainly on historical lines, with extracts from the author's memorials presented to Kasama Kuhei on political and other secret affairs*

By **TAKAZAWA KAKUMEI**
(*about* 1764–1800)

9. **JŌKYŌ DANWA,** *or explicative talks on the seven instructions as given* By **HAYAKAWA HACHIRO-ZAEMON** *to the farmers of the Kuse and Kasaoka Daimiates* 1834

By **SAITŌ SŪZAN**

10. **SŌBŌ KIGEN,** *or bold words of a burgher, namely, dissertations on political, agronomical, economical and kindred subjects* 1789

By **NAKAI CHIKUZAN**
(1730–1804)

11. **SHASŌ SHIGI,** *or a private consideration on corn granaries in provision for the time of dearth* 1774

By **NAKAI CHIKUZAN**
(1730–1804)

12. **KEIZAI YŌGO,** *or politico-economical maxims explained* 1795

By **NAKAI CHIKUZAN**
(1730–1804)

13. **NENSEI ROKU,** *or sundry considerations on institutions*

By **NAKAI RIKEN**
(1732–1816)

14. **SHUNKA BŌGI,** *or the urgency of dredging the rivers of the city of Osaka alleged*

By **NAKAI RIKEN**
(1732–1816)

15. **KINDEN BŌGI,** *or the urgency of parcelling out arable lands to small farmers alleged*

By **NAKAI RIKEN**
(1732–1816)

16. **KWASHO-NO-KUNI MONOGATARI,** *or talks from the country of dreams, namely thoughts and suggestions on the policy to be taken by Daimyōs towards the lower classes*

By **NAKAI RIKEN**
(1732–1816)

大正四年九月一日印刷
大正四年九月五日發行

日本經濟叢書
卷十六
非賣品

編者　瀧本誠一

發行者　佐藤卯兵衞
東京市神田區駿河臺鈴木町拾六番地

印刷者　中田福三郎
東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

印刷所　株式會社秀英舍第一工場
東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

發行所　日本經濟叢書刊行會
東京神田區駿河臺鈴木町拾六番地
電話本局三一八五番
振替口座東京二六八一〇番

理事　高木範之丞
佐藤卯兵衞

宮崎幸麿
小西武治
校

のこりの八家よりいだすべく、さてその什一の税を、頭五人のろくとさだめつ、其の耕に牛をもちひず、馬にからすきひかせける、常には物おはせて、山坂をはしらせ、時々は鞍おきて、のりとゝのふるに、かへりてよき馬なんおほくいできにけり、それを都にひきいづれば、おほくのこがねを得ける、もとより牧の駒をゐてきて、かひそだつるのみにて、費なくして徳つくことなれば、家ごとにぞかひける、また北にあたりて、大なる澤あり、かの龍尾車もて、水をくみからせば、たちまち良田となりぬ、これはほこのつはもの五百人にわかちあたへ、西も南も、みなかうやうにしなして、つはものあはせて二千人、郎二千人が祿は、ほかにもとむることなく、また四時の教練、折々の犒賞などまで、つぶさにおきてけり、なほかゝるたぐひのさま〳〵にといふ〳〵、鳥がねに夢はさめにけり

華胥國物がたり終

ぬ民もなく、おほくもたるものもなくなりはてゝ、いづかたもゆきわたりて、おなじつらなるかまどの煙、おとりまさりなく、うらやむ心もなく、なげく袖もあらで、ひとつ心にたのしき世をわたりける、げにもいたう富るもののあるゆゑにこそ、いとう貧きもいできにけれ、富のすぎたるは、奢のもとゐなり、おごるものあれば、うらやむものあり、かれをうらやめば、これをなげく、おごりのふりあれば、おごるものはとめるのみかは、貧しきかぎりも、ほど／＼みならひて、これをよのなかのつとめと心得て、子をうりて身をかざるたぐひ、世におほかり、うらやむ心のなきこそ、まことのたのしみなれ、國府の東にあたりて、ひろきあれ野ありけり、はゞ十町、長さ二里ばかりもやあるらむ、水のかゝりあしとて、むかしより田つくるものなかりしを、このごろ龍尾車てふものをつくりいでゝ、いかなるふかき谷水をも、やす／＼とくみあぐることをなんしける、そも／＼此の郡にいくさのそなへとて、やしなひたてたるつはもの、あまたありけり、まづ弓のつはもの五百人、五組にして、頭五人あり、その郎をめして、此の野をつはものどもに一町ヅヽあたへん、十人を一火として、家居をさだめ、田をつくらせよ、あら田のなりいづるまでは、今までのろくしらせよとおほせける、かくてみとせすぎぬれば、あら田よくなりぬ、今よりはろくたまふまじ、公役などおきてたまひなむとまうすに、さらばとておきてける、何にまれつくり出しものゝ十がひとつを租税とさだめ、公役は十家のうちより、二人ヅヽ年ごとに番わかちてつとめよ、國府にまれ都にまれ、そのくひものきるものは、

のこりの八家よりいだすべく、さてその什一の税を、頭五人のろくとさだめつ、其の耕に牛をもちひず、馬にからすきひかせける、常には物おはせて、山坂をはしらせ、時々は鞍おきて、のりとゝのふるに、かへりてよき馬なんおほくいできにけり、それを都にひきいづれば、おほくのこがねを得ける、もとより牧の駒をゐてきて、かひそだつるのみにて、費なくして德つくことなれば、家ごとにぞかひける、また北にあたりて、大なる澤あり、かの龍尾車もて、水をくみからせば、たちまち良田となりぬ、これはほこのつはもの五百人にわかちあたへ、西も南も、みなかうやうにしなして、つはものあはせて二千人、郎二千人が祿は、ほかにもとむることなく、また四時の教練、折々の犒賞などまで、つぶさにおきてけり、なほかゝるたぐひのさま〲にといふ〱、鳥がねに夢はさめにけり

華胥國物がたり終

ぬ民もなく、おほくもたるものもなくなりはてゝ、いづかたもゆきわたりて、おなじつらなるかまどの煙、おとりまさりなく、うらやむ心もなく、なげく袖もあらで、ひとつ心にたのしき世をわたりける、げにもいたう富るものあるゆゑにこそ、いとう貧きもいできにけれ、富のすぎたるは、奢のもとゐなり、おごるものあれば、うらやむものあり、かれをうらやめば、これをなげく、おごりのふりあれば、おごるものはとめるのみかは、貧しきかぎりも、ほど／＼みならひて、これをよのなかのつとめと心得て、子をうりて身をかざるたぐひ、世におほかり、うらやむ心のなきこそ、まことのたのしみなれ、國府の東にあたりて、ひろきあれ野ありけり、はゞ十町、長さ二里ばかりもやあるらむ、水のかゝりあしとて、むかしより田つくるものなかりしを、このごろ龍尾車てふものをつくりいでゝ、いかなるふかき谷水をも、やす／＼とくみあぐることをなんしける、そも／＼此の郡にいくさのそなへとて、やしなひたてたるつはもの、あまたありけり、まづ弓のつはもの五百人、五組にして、頭五人あり、その郎をめして、此の野をつはものどもに一町ヅヽあたへん、十人を一火として、家居をさだめ、田をつくらせよ、あら田のなりいづるまでは、今までのろくしらせよとおほせける、かくてみとせすぎぬれば、あら田よくなりぬ、今よりはろくたまふまじ、公役などおきてたまひなむとまうすに、さらばとておきてける、何にまれつくり出しものゝ十がひとつを租税とさだめ、公役は十家のうちより、二人ヅヽ年ごとに番わかちてつとめよ、國府にまれ都にまれ、そのくひものきるものは、

國中にひろまりて、おほやけの式とぞなれりけり、すべてこの人のしおけることゞもの、よにかたりつたへまほしきことのいとおほかる、村々里々に道場ありて、人の家ゐにまじりたるを、いかにはかりこしらへたるにかあらん、その住持の僧どもをげんぞくさせて、あたりの子らに手かき文よむわざを教へさせける、げんぞくが妻は、めのわらはにをしふる、さて佛の御影をとりかくして、孝弟とか廉恥などやうの文字をかけかへたり、また心すなほにして、耕作のわざなどよく心得たる老人をえらびて、このげんぞくにさしならひて、何事をもをしへきこゆるに、わかきをのこらも、すきくはのいとまだにあれば、こゝにきて堂のすのこにしりうちかけ、ゐならびて、せほふきくらんやうに聞けるが、おのづから心まめしくなりもてゆき、あらそひうたへてふことは、世にたえにける、かのわらはのなかに、さえかしこきは、村よりさとにすゝめ、さとより國府の學館にすゝめ、後々はつかさ人になりてさかえぬ、還俗らもをしへの功をつみて、村よりすゝみて、さとのをしへをつかさどり、さとよりすゝみて、學館のはかせとなりて、おなじくさかえける、守の世をつげるはじめより、民の田おほく買ことそかたく禁じける、今までもたるはそのまゝにて、田もたぬものゝ、はじめて買は、一町をかぎりとさだめつ、されば田もちてうれぬなげきをつめるものは、守よりしろをあたへて買とりて、田もたぬものにかしてつくらせ、また買ものあればうりもしける、かのおほくもたるものも、あるは弟にわかち、あるはしぞくにあたへなどして、はたとせあまりがほどに、郡の内に田もた

ぬ、ことしより式のごとおこなひなんずとさうしければ、國王のよろこびかぎりなく、位二等あげて、世々の國のまもりと、ならびなき寳なるを、このよろこびにとて、烏號の弓を手づからかづけたまふ、かゝりし後は、民のみつぎさゝぐるに、やゝおほしとてかへしたまへることはあれど、すくなしとてせめはたることとなし、水旱の年といへど、つかさ人らめぐりてみそなはすこととなし、たゞしかじかの損あれば、かばかりさゝぐるとまうせば、そゝまゝにをさめつ、あるは損おほかるべききこしめしつ、なほ／＼數をくだしてよなどおほせごとありけらし、民はおほくさゝぐるを幸にし、つかさ人はすくなくをさむるを職とおもへり、これにてぞ折々は上と下のいひあらそふことのありし、めでたのあらそひや、いでや華胥の國ぶり、袴はこゝもとゝおなじさまにて、腰かど／＼しからず、うへのきぬは、こゝもとの羽織てふものゝさましてゝ前をうちあはせて、そのうへに革の帶なん結びける、大刀ひとふりさげはきたり、たときはこがねづくり、次はしろがね、その次、武士はくろがね、文吏はあかゞね、庶人は木もて大刀のかたをけづりて、鍔さへなくて、鐶ばかりしろがねあかゞねをゆるされたり、すべてかしらに池ほることなく、うまれのまゝの髮をたかくとりあげて、末を舟に帆をあげたらんやうに折まげて、かうむりはなし、をちよりみれば、こゝもとの冠のごとになんみゆる、もとをたときは紫の緒にてゆひ、こがねのかんざしをさす、次は青き緒、しろがねのかむざし、またつぎ／＼そのしなあるべし、これらもむかしはさらぬを、みなこの郡守のしいでゝ、後々は

たへ出ん、とがめをかうむるとても、いかでおもふ心をはるけざらんと、黄帝の祠の廣前に、つどひあつまりて、訴狀よ連署よといふほどこそあれ、はじめは五六十人なりしが、しばしがほどに、はせつきて、數千萬人みまへにゐあまりて、谷に村にみち〳〵て、かゞりをたきておめきさけぶ、村をさら聞つけて、おどろきまどひて、强訴てふことは、罪おそろしきわざぞ、うたへあらば、いかにもよきにまうしなさんと、神かけてちかごとして、やう〳〵になだめすかして、訴狀をうけとりて、あくるを待て、國府にもていでける、守聞たまひて、さるはあしからぬことなれど、もとのさだめのごとたてまつらせば、またもくるしき世にかへりもやせんとて、このうへは民のねがひにまかせて、年の豊凶につけて、心におもはんほどさゝげよとおほせける、民ぐさらよろこぼひて、もていでさゝぐるほどに、その年は、十あまり四五萬俵さゝげゝる、倉づかさども、かねておほせごとたばひたれば、ざなさゝげそ、半はもてかへれよなどいへれど、耳にもいれずしてつみあぐる、あしくいはゞこぶしあてなんまなこざしなれば、しひてもえいはず、おのづからの報にや、豊年うちつゞきて、七年といふに、華胥のやすみにならびなき、さかひとぞなれりける、都のさりがたきものゝ數もみちけらし、あきびとら、おの〳〵あづかりおきし數の寶物をかへしたてまつりて、もとのくら〳〵にをさめつ、かのよねぐら、こがねぐらも、ほど〳〵みてりけり、さてぞいもところわらのとのゐものはやみける、都にまうのぼりて、すめらぎのおほんめぐみ、草木までうるほひて、郡中たひらけくをさまり

みは神なりとて、南のかたにともし火かゝげて、みな〳〵かしは手うちて、ぬかをつきけるとぞ、およそさりがたきものゝしげりほこゆるは、この利息てふものぞ、おひそふるたねにはありける、花さかぬのきの下草は、秋ごとにかれゆくのみになん、さてぞつかさ人よりはじめて、野もせの民ぐさまで、めぐみの露にうるほひて、たのしき世にはなりたれど、守ひとりのけんぞくは、いかゞするといふに、山に宮木ひき、海にあみひくもの、鹽に、くろがねに、はつかなる税てふものをたてまつるを、何くれのことにまかなひきこゆ、たらぬはたらずとてやみつ、守のだいばんは、かのいもところをさらず、きぬはふるきのみを、かたはしよりきやぶりて、たちぬふことなし、板屋のやれて、雨風とほれど、月のひりくるをおもひ出にして、ふきもあはせず、ことふえのねは、さきのよのことに思ひなずらへて、あしたのまど、よるの燈に、まきかへす文をのみ、なぐさめにはしたまひて、年のみとせはおくりきぬ、つかさ人らもみならひて、ほど〳〵につけて、かくぞありける、さてぞみな〳〵とみさかえける、民のかまどはことさらに、たえぬ煙のいやましになりて、おのがじゝいふことゝては、われらをすくはんとてぞ、かうのとのゝいもところまゐりけらし、かのおほんめぐみにて、いまかくゆたけき世となりて、倉によねみたぬ家もなく、ふくらかにあたゝかなるきぬふすまきぬ民もなし、いもところくふものは、かうのとのひとりになん、かくては天の罰あたりやせん、いかでみつぎをおほくたてまつらばや、村の長の心づきなしと、うらみあへりしが、後々は罰あたらぬさきに、う

すを、つまびらかにきこしめしたゞして、こと〴〵くゆるしたまひぬ、まことかれがありがたき心ばえを感じおはしまして、諸司にも、式もてなとがめことみことのりたまひぬ、しかあればいそぎはせくだりて、何ごとをも心にまかせて、民をすくひ、たひらげくをさめたまへと、すべらみことのらくと、もろ〳〵聞たまへと、たからかによみあげたまへば、はじめいさめしものども、みなみなぬかをつき、涙をおとして、とかうもいはず、たゞありがたの御心ばえや、かたじけなのみことのりやと、おなじことのみいひ〳〵て、みおくりけり、かへりきて、さま〴〵にこゝろをくだきける、秋になりて、まづかの五萬俵を、つかさ〴〵のろくにわかちあたへける、今までは祿の半ならではたまはざりしを、こたびはみな〳〵さだめのかぎり、のこりなくたびける、はつかにのこりたる數千俵を、みやこのあきびとらがもとにおくりつかはして、いまよりは年ごとにかくなんすべきを、もとのかずのおほかれば、かくてもいづことゆくべくもみえねばとて、寶藏をひらき、玉にまれ、かねにまれ、ぬりみがきたる器まで、上手のかきたる繪に文に、數をつくしてわかちあたへて、これをうりてかの數をくだしてよとおほせけるに、あき人らおどろきて、なでうさることのあるべき、かゝるきたいの寶物を、むげにはなちて、人の寶とすべきやは、いまよりは利息てふものはたまふまじ、たゞ年々に、さるべきほどよねたばひなん、いく年をふとも、もとの數だにみちなば、この寶はかへしたてまつらん、それまではとて、人はかはれど、ひとつ心に、寶物をおのが藏々にこめて、まことか

都にありふるにも、よろづ式をそむくことかたくなん、みつぎを半ゆるしはてたれば、何をもて所の式をまもりえんや、これひとへに君のおほんめぐみにて、おほくの民をすくひたまはむため、臣一人を罪なひたまへかし、さらではふたゝび所領をえしらじと、涙をながしそうしければ、國王大に感じて、ともに袖をしぼりつゝ、さてはたぐひすくなき心ばえにこそ、さらばよろづ心のまゝに、ふるまはせなん、つかさくらゐは、うばふまでもなし、よきにはからひなんずとて、諸司にみことのらく、南柯の郡、年なみよろしからず、民まどしくとて、郡守黃子梁、儉をまもり、式をくだすべくなん、ねがひのまゝにゆるしはてぬ、諸司のともがら、うけたまはりて、式もてなとがめそと綸言くだりぬ、またこのことを勅書に、したゝめさせて、守にたばひぬ、かみ大によろこび拜舞して、舘にかへりきて、そのまゝいざ歸國せん、馬に鞍おけ、從者はかさもつをのこまでに二十人、ひとり〳〵五日のかてをみづからもてとて、かねて用意やしたりけん、槖てふものに、しらげ・かれひ・しほなどいれて、はたちよろひなげいだし、みづからもひとよろひ腰にゆひつけて、馬ひきよせうちのれば、舘のうちの人々、あなものぐるほし、いかでさるわざをと、たづなにとりつきいさめけるも、ことわりにぞ、守馬のうへにて、ふところより勅書とりいで、おしいたゞきて、よみきかせたまふ、大華胥國のすべらみことみことのらく、南柯の郡のとしごろ五穀みのりすくなくて、人民衣食に乏しきことを、郡守黃子梁、ふかくなげきて、儉をまもり、式をくだして、すくひをさむべきことを、奏しまう

くはしく聞さだめて後におほせけるは、この郡のさだまりたるみつぎのよねは、十萬俵ありけらし、來年よりは五萬俵さゝげさせよ、のこりはみなゆるしはてよとなん、これを聞てつかさ人ら、おどろきまどひて、さはめでたき御心ばえなるを、この一年の何くれを、何をもておきてたまはんや、十萬俵にてだにたらで、道ならぬことはしりつゝも、民をせめはたり、人のたからをかりさわぎて、やう〱とことをまかなひゆくを、いかでさるやうやはある、たれにうきめをみせたまふぞといふ、かみ聞てうめきはわれひとりぞみん、人にはみせじ、おほくの民にかはりて、われひとりのうえこゞえて死なんに、なんでうことやあるとのたまへば、ちからおよばでうちまもり、あけの春、年なみにて王都にまうのぼりて、すなはち上表してまうさく、臣子梁先祖の勳功によりて、おほくの所領をたびぬれど、いふかひなき身にて、民まどしく、うえつこゞえつ、其くるしみ大かたならず、そも〱賞罰は國の大柄なり、かゝることをみゆるしたまひなば、みだれのはしともなりもてゆかん、ふしてねがはくば、臣がつかさくらゐをうばひたまひて、白衣にて職を領ぜしめたまへ、さらばいかにもして、民をすくひをさめて、すべらみことのおほんめぐみを、あを海のきしまでしきほどこしてたてまつらん、しかあらばこの洪恩を報じたてまつらんこと、いきては首をおとし、死しては草を結びなんと奏しければ、國王大に驚きて、こはいかにと、ちかくめしよせて、たづねたまへば、民のなげきかばかりにて、かくおきてたれど、つかさくらゐある身は、のぼりくだるにも、從者のやうまで式あり、

のとの丶のぼりくだり、または都にてほど〳〵のまじらひ、被官ずさのはぐ丶みまで、いかばかりかは、この郡のいとまどしければ、よねぐらに、こがねぐらに、物のいりたりしは、わがおほぢの年わか丶りしころ、みたりしことのありしとなんいひける、さるは民ぐさの一年のたのみまでとりはたりても、なほたらねば、王都のとめるあきびとのこがねかりとりて、目の前のことはすぐせど、難波のよしあしは、かるにまかせて、いやましにおひさかゆるならひにて、いまはたいかにと、眉をしばめていふに、かみうち聞て、思ひもかけぬことなれば、色かはりいきつぎて、物だにえいはず、やゝありて、そのとりはたりたる民ぐさは、なにをもて日をすぐすやととひたまふ、されば、山にいりて、いもところくずのねなどほりて、露の命をつなぎ、牛馬のやうに、わらをしきて、その上にうづくまりて、夜をあかすとなんまうせば、聞もあへず、はら〳〵と涙おとして、およそくにの守たらんものは、そのくにたみをはぐ丶むよりまさりたるおほやけごとやはある、民のさばかりなるに、われいかであたたかなるふすまきて、うまきいひくふことあらんやは、こよひよりしくべきわらたてまつれ、いもところほりにつかはせとて、なく〳〵おほとのごもりぬ、それよりぞわらのとのゐもの、いもところの御だいばんとぞさだめ給ひける、いかで人のくふべき物かはと、人々まうせど、うけひき給はず、やう〳〵母君のいさめにて、常のいひをものしたまへれど、なほいもところをなかばまじへられたり、常のふすまのうへに、かならずわらをしきならべてぞふし給ひける、さて日々に海山のことまで、

華胥國物がたり

中井積德 著

華胥てふ國は、雲居のいづこともさだめがたき國土のやうに、いひつたふれど、またく通路なきにしもあらずかし、むかし夢窓法師禪定のついでに、折々はゆきかよひけらし、その物がたりとて、人のかたりける、あやし、其國ぶりの、しきしまやまとの國に、かはりたるやうのすくなき、その國都に王宮ありて、よもに國郡をわかちて、おの〳〵つかさ〳〵あんなる、南の海邊に南柯てふ郡あり、その郡守なん、めざましき人にぞありける、はたちばかんなるころちゝのかうのとのにおくれて、やがてその跡をしりける、都におひ出て、何事をもわきまへしらず、すぐしける身の、にはかに國の守になりて、馬よ車よと勢まうにてくだりける、ことはじめに、すべてのことかうがへきこゆるに、まづよねぐらは、雨もりの水たまりて、いをなんおひいづべく、さらにものなし、こがねしろがねのくらには、まぐさやうのものをとりいれて、とびらばかりいかめしううちしたゝめたり、こはいかにと、そのつかさ〳〵めして、さいなみきこゆるに、そのいふやうとは、年々のおほやけごとをはじめて、かう

華胥國物語

中井履軒著

かゝるゆたけき御代にも、民のいと〳〵まどしくなりて、妻子を捨流逃するものあるは、皆其身のおごりよりぞおこりける、いづかたにもいたりて富める民のあるを、そのすることみならひて、さらぬものも自ら身のほどをわすれつゝ、遂には世の風俗となるにぞ、人皆うちにくるしみて外をかざる、日にまし月に長じて、其はてはしられぬや、若民の貧富大かたにひとしくなり、いたりて富めるもなく、いたりてまどしきもあらずば、美むたねもなく、おごるきざし(本ノマヽ)もおこらず、永くたのしき代のさまとなりなまし、かの桃源のさかいもかくぞあるべき、いかにうれは賃佃とはふちの病なれど、均田一段の薬にて、もろともによみかへるべき民にこそ、本文に云る公田に賃佃する民、年貢と作徳をかさねて出すがいたましきやうなれども、法にてはなくてかなはぬことなり、さてその作徳の一かたを年々に記しおきて、田の價を償ふがほどうなせ(マヽ)、又たらば年限にかゝはらず、其田を賃佃の民に與ふべし、是らはあまりくはし過たるやうなれば、本文には十年ばかりとのみいへり、およそ末にくはしきことなどは、其地其時によりてみち〳〵あるべし、このたぐひにや

均田茅議 終

守るべし、田を質してこがねをかること禁制なり、若しえさらぬことあらば、公にうりてその賃佃をせよ、もし犯すものあらば田を沒收すべし、質取たる者も咎あるべしと、かくて賃佃となりたるものには、作徳をかろくしてよし、又年限を立て、およそ十年貢調滯なくば、其内をかへし賜ふべし、或は云、田もちても質することならずは、えさらぬことあらん時、たからをかるべき手だてなし、これ又民のなげきとなるべしと、答ていへらく、この言葉よろしきにて、さあらずかし、田多くはさもありなん、わづかに一時の田をえもちおほせず、貧苦にせまりて質するもの、いつか田をとりかへし得べきや、それより年々利息を出すのみぞ仕出たることゝはいふべき、また質せし後にことかぎたる時はいかゞはせん、かれ將たおなじことなるべし

此法を行ふに、まことに民をあはれとおぼす君は上にいまして、おなじこゝろにうけおこなふ吏下にありて、いさゝかも黒きこゝろなくば、いとやすからんめり、もしこのふたつのうちひとかたかげたらんはかへりて民をそこなふ斧鉞となるべし、あなかしこ、(本ノマヽ)心かけ給ふなり、一戸一町とは大略にて云ふなり、其國郡によりて多少あるべし、但し多は多にて均一なるべし、少は少にて均一なるべし、田上下を視て差等するはあしゝ、是法壞る

後語

に令を出して、民一戸に田一町の限を立て、力あらばかひねとすゝむ、さて今まで持來れる田の限に過ぎ、萬事のたるは其まゝにすておき、たゞいまよりは限を過て買ふことをゆるさず、かゝれば賣田は多く、買人はすくなかるべし、その時おほやけよりしろを出して、時の價に隨ひて買ふべし、是を公田と名付て、かの賃佃とし民を募てつくらしむ、中にもすぐれて貧しきものをえらぶべし、年貢作德のかたは、まづ今までのかたに定むべし、こゝにて惠をたれて輕く定めなば、民の惰の本になるべし、また輕ければ田つくらぬものがうけ持て、又賃佃する貧民を苦しむるの弊あるべし、かれ重きを歎かば、收納のときよきほどの赦免をすべし、さてこの公田の收米をその村の長につかさどらせ、僅かの利足もて出納さすべし、初め種は公よりしろ出して買ふこととなれども、大なる費もあらず、後後はかの收米多くなりて、それに利足の米をあはせて、年々買ふことといとやすし、かの田多くもたるもの弟あればわかつ、子多ければわかつ、この分つ田も限を過べからず、其外親戚奴隷にわかつこともあるべし、あるは產おとろへて賣もあるべし、買人なくば皆公田となる、民の家產すべて盛衰あるものなり、衰の時に田を減じ、盛の時に田をまさず、かくするほどに十年ばかりには、均田の勢大かたに成就すべし、なほ殘りたる所ありとも、其勢既になれば、たゞ年月を待つのみ、かくなりてはかの公田をひとつ〳〵、その賃佃お(するか)く貧民に分ちあたへて田主となす、年貢は新古平等にす、かゝれば貧民たちまち富民となるなり、この時あらためて令を出していふべき様は、一戸一町のかぎりをながく

均田茅議

中井積德著

代にいたましきものは、まどしき民の賃佃てふわざなりや、おのれ田なくて、豪民の田をかりて田つくる、たとへば數段の田に米六斛生ひ出れば、三斛はおほやけにたてまつり、二斛は田主へをさむ、おのが家に殘るは僅か一斛ばかりなるべし、人功はさらにもいはず、糞壅農器の費にもたらはぬ程なり、かゝれば早苗とるより收めするあぐるまで、夜晝汗を流したるは、そも何事ぞなし得たるぞ、わづかにそのあとに麥を植るのみ、おのが德にはなりけめ、およそは年貢は二方に出すにぞ有ける、次に少しの田を持たるものが、それを質したる、年々に利足をはらひやるのみにて、取かへすことなんいとかたきわざなりや、これも年貢をふたかたに出すにこそ、とにもかくにも民みなおのが田をつくりて、年貢をひとかたに出すやうにぞあらまほしき、それは均田の法にまさることあらじとぞ思ふ、均田行ふとても、今まで田多くもたるものをおしふせてうばひたらば、またそのなげきもぞある、無㆑欲㆑速とはひじりものたまへり、目前にしかたし(マヽ)を見んことはいとかたくや、其法先はじめ

均田茅議

中井履軒著

舶得レ便特大焉、是役費二功夫一、在二四里之疏鑿一、及二大和川一（一本作下流）、增二廣堤防一而已矣、無二他擾亂一、乃一勞而永逸、豈不レ美乎、或曰、鑿山難レ施、功費亦廣矣、如二之何一、曰、然、昔歲豐國有下鑿二山巖一通二洞道一者上、狀如レ洞、而長半里、廣高可二連騎而行一、特用二一夫之功一、三期而成、是中二千夫一日之功一矣、夫鑿レ山雖レ難、而易二於造一レ洞、沙土之山、脆二於巖礬一、姑不レ論焉、廣長倍レ彼、加二畚揭之勤一、役二千夫一十日、綽々有レ餘、無レ不レ足、由レ此推レ之、千夫百日、掘二開堤防一、諸功可レ完矣、乃移二常浚之費一充レ之、亦易々耳、所レ鑿土石、轉充二下流堤防之用一、於レ事兩便

浚河茅議　終

東
宇治川
宇治
伏見
淀
八幡
鷲峰
木津
木津川
春日山
奈良
石上
龍田
小泉
郡山
此川ハバ十五間計
是外小川多シ
木津ヨリ龍田ヘ四里バカリ
三輪
初瀬
初瀬川
大和川
生駒山
枚方
大坂
堺
金剛山

山崎之下者、曰、吾舍四十年前、堂上立墻端而望、僅見艢梢、今也坐而見帆之半、如此則河底更高數丈矣、河底既高、則堤防不足受大水、不得不隨而增築焉、新築之堤易壞、而延袤十里、功力難周備、所以緣河之民爲魚者、莫歲無之、豈不痛哉、自今以往、河底歲益高、則害歲益深也、更歷四五十年、河底更高又數丈矣、自不可弗變革其法也、蓋水性今猶古、而河底則異乎古、後五十年、又與今異必矣、乃諉之水性、不圖變革、非謀之良者也、故吾訪問而獲焉者、詳筆之、以告來者（詩曰載馳載驅、周爰咨詢、吾以分使人之勞也）

兎道川會于桂川、爲淀河、至淀城西、木津川又入焉、淀河實三川之會也、其他小水、不足論耳、桂兎道皆清流、無淤澱之患、唯木津一川、平時亦黃濁、夏秋大雨、必黃流暴漲、其水又大於桂與兎道、故淀城之下至海口、每苦淤澱、兼有衝突漂沒之虞、皆木津之爲也、淀城之上、亦非無暴漲漂沒、然因下水不利、致上水濫溢者、十常七八、故其咎每歸於木津云

木津發源于金峯、會賀勢諸水、爲名張川、南京之北、鷲峯之南、有木津邑、過之爲木津川、而西北五里、入于淀河也、然木津之上、皆清流矣、唯木津之下、其土黃墳、故淤澱之害者、生于斯五里間也、則疏鑿之議、將於此乎有焉、蓋木津之南、有大和川、西南至于堺、入于海、距木津四里、山居六之一、高者數十仞、可鑿而通也、山南有渠、可疏而廣也、排木津達于大和、無難者、則淀河永免於淤澱漂沒之害、而清流日注焉、不浚自深、乃至諸港海口、亦無壅閼之虞、舟

浚河茅議

中井積德著

淀河之患、不特決潰漂沒、又苦漕運難通、而其害並起於沙土壅閼也、蓋其行水不急、流勢緩漫、平時沙土塡滿、底高水淺、船不得行、縣官於是乎有撈開常浚之役、糜財力不貲矣、撈開者、就水中撈抒沙土、以開水道、委蛇隨水勢、僅足通漕運、所撈沙土自成岸、而不遠移、一歷雨水、漫滅如舊、前功皆廢矣、常浚者蓋以撈開不耐久、故日掘載沙土、棄之海濱也、宜如有益、然厘々數十百艇、所載幾許、半歲之功、不足減十里沙土一尺也、乃遭夏秋大水、沙土又大下、前功亦復廢矣、猶逐飯上蠅、隨逐隨聚、與撈開無以異耳、徒費金錢、而姦弊弗可防焉、浪華諸港、亦沙土壅閼、商賈失便、所恃撈開而已、輒被常浚之弊、勞費倍于舊時、海口壅閼、失便尤甚、潮汐所注、或翻淺於中河、至有保僅二三尺者、海舶失潮、往々不能入港、俄遭惡風、敗績立至、皆沙土之害也、並四十年來之事云、或曰、淀猶淤也、水勢散漫、沙土所聚、故命以淀、疏浚之勞、自古以然、是則水性不可變焉、舍之可也、斯言有理、然吾聞之、河旁之民、居

浚河茅議

中井履軒著

年成錄 終

いかにぞやといふ人あるべし、是は此竹流しにかへて、大判小判を取出して流通させんとなるべし、いたづらに積置は判も竹も替りたることとなし、判金を長く積おくは、譬へば藥種を積貯へて、數百年も藥に用ひぬとおなじかるべし、又軍陣の世には竹流しにて用を辨ずる事なり、今凊平の世に用ひぬのみなり、藥を買べき財なり、藥とはかはれり、東の庫にある灰吹もかくあるべし、智恩院の埋金實談ならば、これも竹流しを以て引替て寺に渡し、判金を通流さすべし、此流し幾百本といふ事を官簿にしるし置、入用の時いつにても取出し用ひ玉はんに、坊主はいなむこと叶はず、官庫に入たると同じこと也、此後も例の如く年々埋置べし、數多くならば亦竹に替んと命ずべし

れど、まづは一生番とすべし、子なしとても養子の願叶はず、死後は斷絶するなり、もし彼地にて實子出來たりとも繼承の義なし、其死後には上の惠恤の政をあふぐのみ

官道の列樹もろこしにてはもはら槐柳を栽るなり、この二木夏は蔭深くして冷し、冬は葉落て風をふくまず、溫にて行旅に便なり、松は風くして寒し、夏も蔭淺し、行旅に便ならず、今より大風にて松折るゝ度ごとに、其跡に槐柳を栽よと命ずべし、亦櫻を交て栽るもよし、また河岸に柳を栽れば根よく土をからみて、大水に遇て岸くづれやすからず

熨斗鮑は人の食ひし物なるを、今は儀物となりて食はず、鮑は惜むにたらぬことなれど、口腹の用とならで多く人力を費し、全く無用のことにつくすはいかにぞや、亦天が下に用れば少きことにあらずかし、是を停止して其代に用ゆべきは鳥羽なめり、つゝみ熨斗のかたにて極て貴きは孔雀尾一枚ヅヽ、其次は山鷄・金鷄・雉・鷄の尾・其下は其翅翼をわかちて用ゆ、および頭毛抔皆用ゆべし、諸鳥の尾翅用ふべきもの多し、是等はつゝみたる物の上に刺てもよし、ちいさきつゝみには金鷄の頭毛、翡翠の尾いとめでたし、切熨斗の代には諸鳥の小羽皆よし、鳫・鷲・鶉・鳩までえらび用ふべし、此は無用を轉じて有用とするなり、天下の爲に財を生ずるの道なり

灰吹の黃金佐渡國官庫に餘多つみたりと人はいふなり、信なりや、是を取合せて竹流しに鑄て軍用と名づけ、金銀分銅に添て御藏におくべし、分銅にてすら軍用不時の事は足るなるを、亦竹を流すは

ではゆきいたらず、尙華侈の風の殘りたるこそ多かるべければ、儉とのみ心おきして、其失はなきことなり、故に儉の失に遠慮なく、今の世にては儉節を國是とすべし、もし後年儉の失のいで來る時は、又智ある人々其よしを申たまへ、今にてはいはず

口には儉を唱へて、心には吝嗇貪欲を逞くし、掊克を以て下をくるしむるは惡なり、儉とは筋の違ひたることにていづれの時にてもあしく、たとへば其身平日蔬食をくらひて、時により人に食をすゝむるに華侈とはならで、身の程にしたがひて、しなよくするを儉節といふ、其身平日美食をくらひて、人には一飯をもわかたず、たま〳〵に人に出すも、身の程に劣りて至りて麁惡なるを吝嗇といふ、この兩言をかねてよくわきまへしるべし

小普請のことは、日光の卷にいひしこともあれど、それはそもいづれの時のことにやと思へば、今にて行はるべき事にて別に議をなす也、まづ三番の士各十人を選び、合せて三十人に職を授る、亦甲府番十人、駿府十人、小普請十人合せて三十人、よき材を選びて三番の闕を補ふ、又小普請の中下等妻婦ある士を遣はして甲駿の闕を補ふ二十人、これは貶謫の意をふくみたれど、辭にいださず、諸議番士の例による、さて小普請中の放蕩・亡賴・博奕・行剽・居第を人にかし、おのれは獨身にて厩にこもり、あるは穴居する類の惡黨三四十人を蝦夷番に遣すべし、是は配流の意ならば譴責の歲命を加ふべし、居第は即ち沒收すべし、この中に悔過改行のものあらば、後日にめしかへさるゝこともあるべけ

し、この外の呈上はみな不正なり、たとひ目前に上に益ありて、下に損なきもあるべけれど、年をへて後は必虐政となるなり、其もと不正なる故也

下の金穀をかりて國用とするは不正なり、金銀を下にかして利足を取るも不正なり、凶年に種食を民にかすは正道なり、それに少にても利足をとるは不正なり

王安石青苗錢の類、はじめは民に益ありて損なきも、後必民の大害となる、およそ民と利を爭ふわざは不正なり、不正の事は必不正の人よりいひ出すものなり、ねがはくば今より不正の事をこと〳〵く停止ありて、正人を用ひ玉へかし

田租の銀納てふことも不正なり、たとひ下民便利によりて願請ともゆるすまじきことなり、まして上より命ぜらるべきことかは、かゝる筋は國體の正不正を第一に議定あるべき事なり、まづ損益を論ずれば、不正になりて虐に入るなり、今の世の稗政其數少からねど、正不正を以て大綱をあぐれば、つまびらかにいふに及ばず

仁惠の政を行はんとならば、まづ儉節の法令を立べし、上下とも儉節を守りなば、仁惠の行とゞかぬことはあるまじきや

儉とはもとすこし、疵あることばにて、大中至正の道にはいまだかなはざる文字なり、然るに泰平うち續きて、奢侈にならひきたる世中なれば、心ある人至極儉節を守ると思ひても、いまだ大中至正ま

の饑年米價金三兩にいたりしに、此倉米一粒の賑救はなかりし、いかなることにぞ、寛政中川崎に一倉をおき、府下の民に命じて義穀を輸さしむ、數年をへて河内大水。漂沒の民饑困甚し、此時官命府下の民を勸めて賑救せしむ、皆食物を舟につみて往て餉す、此時の賑救は夥しき事なりし、官よりはいかばかりの恤賑を賜りしや聞しらず、川崎倉の戸はひらかず、難波倉はもとよりおともなくかもなし、然れば官賑はわづかなる事なるべし、かくて上信を失ひて民の望を絕なめり、此後もし又賑救倉議などあらんときに、民必命を受ざるべし、このふたく(マヽ)はかへす〴〵心うきことなりや

難波・川崎兩屯倉は、元來賑救の爲に出來たる倉なれば、民の饑困の時早速束に乞請べし、其報をまたず見はからひてよきほどに賑救すべしと、鎭臺以下にかねて仰ごとたばひなば、かゝる無道はあるまじきものを

川崎の外に町々にかこひ米てふ物を命ぜられしが、これも一度の用をなさず、いまに民のわづらひとなるのみなり、いかなることぞや

公庭に富民をめし出されて、隱密の命といふこと度々なり、其ことはしるべきやうなけれど、國體をうしなふといふべし

上は租稅を食ひて下を治む、下は租稅をさゝげて上に治めらる、天下の通義なり、是を正道といふ、山林池澤河海關市の運上てふ物も租の內なれども、この內にてとりてよきもあり、とるまじきもあるべ

交代すみて後、二三日ありて出城するもくるしからず、いそぐ事なし

大番一人にて病氣などさはりある時は、加番其代をつとむべし、事によりて定番とても、番士の組頭にても、□春來たる大番は秋歸る、其時直に京に入て來春まで勤番すべし、秋もかくすれば春歸るなり、別に□の勤番をたてず、往來の勞を省く事大かたならず、加番も旅より直に入城して町家に宿せず

加番は四五萬石の諸侯よろし、一萬石はあまりに人數すくなし

今は朝鮮人こゝに來らねば、河口の御座船も用なし、修理を加へず朽まかせにすべし、あるは朽ぬさきに東にめされて、園地の慰に用ひ玉ふもよし

朝鮮人來らねば、諸侯の河船上の用なし、いかやうとも心にまかすべしと命ぜられば、此後諸侯河船をつくる事なかるべし、大に費をまぬかるべし

およそ無用の事を省けば、民の勞すくなくして上の費減ず、姦巧のことおこらず、官人雜慮すくなければ、職事に專にして過すくなし、無用の役人も減すべし、奢侈を禁ずれば、上下安樂壽考なり

享保中難波村にて屯倉を置給ひし、この前西國饑饉の時救濟を賜らんとするに、浪華に米すくなくして其事遲滯なりしかば、此後のためにとて屯倉を置れしとかや、げにこゝに通ふ溝水を極貧堀とよぶなり、凶年に盤たりといふ意なるべし、然れば此屯倉はまたく凶饑の備へにぞ有ける、然るに天明

べし
城中武器の外の儲物は、粟・豆・鹽・鉛・烟硝の五種にて事たりぬべし、此外皆用なし、皷までも停止すべし、烟硝は和綀せず、生にて貯べし、されば火のおそれもなし、粟は三年にしてたがひにつめ替べし、米はよろしからず、其數豐年には十の一を増べし、今迄のやうに十年二十年とつめおくはあし、とにもかくにも貯てよき物は民心なるべし
本丸の宮殿は修理を加へず、崩れまかせにするもよし、亦此を轉じて城代の舘とするもよし、およそ一城を守る者、其守將本丸に居を定式とす、獨此城のみ其憚あるべきともおもほえず、されど宮殿造立のさま、城代の用に叶はぬこともあるにや、外人のしらぬことなれば、さだめていひがたしや、いつにても此後御上洛あらん時のためとて、宮室を護衞してそこなはぬはよきことのやうには見ゆれど、そもいつの事ぞや、もしかかることのあらん時、その宮殿修理なくてすむべきやは、其時別に造りたりとも、湟壁だに今のまゝにてあらば、多くたがひはあるべからず、唯年々無用の修理をなし、民を勞し財を費すこそ心うけれ
大番百騎二頭、加番四頭先例なり、これ半減にてよかるべし、加番は一年城中ゝ常に大番一頭五十騎、加番二頭なり、城中にあき屋敷あれば、到着の時旅より直に入城して町家に宿せず、大に民の勞を省くことなり、このあきたる屋鋪に直に住するもよし、又前番のあとに入るゝもあるべし、先番は

して時々は命を失ふことの差別なし、これは毎年のことなり、いかに要害の武備といふとも、兵亂はいつのことぞと心おこたる、世の中に毎年病苦死亡にあふ人をさながら見すてんは、仁者の心にあらずかし、「また死生有」命、故郷に居ても死るものは死る也とあきらめいふもことわりはあれど、およそこの城に聚居ものは皆丁壯なり、老弱はあらず、また過半は一年勤番なり、わづかに一年の間なれば、□□□するを常とすべし、然るに此水の禍にて死るもの多きは、いとをしきことならずや、この水を導てながしすつるこそよかるべけれ、其術は北方にて湟にそひて偃月池を鑿べし、其底より瓦筧をふせて大江へ水を落すなり、大江は卑し、行水に疑慮なかるべし、さて偃月池は湟の石厓まで掘つめぬれば、湟水は石厓の罅隙よりもれ出て偃月池に入べし、湟水涸は病の根はたゆべし、世の末に萬一要害を修めん時は、この偃月池を土砂もて塡なば、今のごとく水はたゝゆべし、武備に損なくして毎年そこばくの人の命を救ふことなり、仁惠にあらずや、城中の諸井の水はみな湟よりもれ來る腐水也、是を城中の人々にのませて病をおこさするはいかにぞや、唯天守臺の下に黄金水とてよき井水ありと聞、この井は封じて汲ことをゆるさずとかや、是又いかなる心ぞや、さて湟水涸なば、この諸井みな涸べし、これを其まゝにて其底を鑿て掘拔をすべし、十に二三はよき泉出ることあるべし、黄金水の封だに開きなば、これのみにても城中水に苦むことはあるまじ、城外土橋の前にもよき水あり、顯如井といふ、しづかに掘拔の功をいとなむべし、又腐水涸たるあとには、おのづから淸泉わき出ることもある

今新に封をひらきたる五萬石の矦國にて、法を立るに士は皆百石と定むべし、百石は古の上士にあたるべし、官職にあげ用る時は、家老以下かねて役高を定め置て、足高にて祿をあたふ、其人死すれば子孫元のごとく百石となる、居宅も役屋敷を定めて官に随ひて遷轉す、官をやむれば長屋にかへる、勲勞ある者には賞賜あり、加祿なし、弓鐵砲をあづくるなど有名無實の廩米を賜ること世にあり、是も良法也、上士の下に中士下士あり、今も大かたはこの準なれば論におよばず、世卿は亂法なり、人のよくしりたること也

舊國にては此法遽にはたてがたし、されども今より下位の士をあげ用るに此法を用ひなば、漸々にこの法にかへるべし

舊家は代替に減祿ありて百石に至てやむ、かくすれば百年をへずして法のごとくなるべし

大國にては定祿を百石五百石千石など、二等にも三等にも分ちてもよかるべし、其他の法は前のごとし

浪華城のことはいとことぐさ多かるべし、そが中にも今にては湟のこと第一の急事なるべし、もとより要津なれば、武備を專とするはいはずともしれたることなり、さてこの湟のたゝへたる水は要害によきことなれど、この水城内の士中をくゞりて濕病をおこすこと甚し、かゝる高燥の地に居て、土薄水淺がごとく沈溺重腿の病を受ること、鎭守將帥より以下奴僕に至るまで其苦いかばかりぞや、ま

小紙小菊小半紙の大さにつくりて、鼻紙に用るのみなり、この大中小は、紙の大小厚薄かはれるのみ、其質は一なり

かく定めて奉書・杉原・小菊の紙を禁ずべし

美濃紙は書册燈檠障子の用とさだむべし、書狀の卷紙には華侈なり、用まじき事なり

鬼杉原は禁なし、熨斗・菓子などつゝむに用ゆ

紙の禁を行はむには、先令を下して三種の紙は、三年の後に嚴禁ありて賣買を停止すべし、諸國今年より此紙を造べからずと命じて、公庭には今年より三種を用ひ給はぬぞよき、いまだ嚴禁なければ、諸國にて三年の間に用ひつくして、工人利を失ふことなし、さてその禁を行ふべし

黑砂糖は毒ありて功能なし、ことにをさな子の病つくること、上が上下が下のがるゝものなし、この國におひ出ぬこそめでたけれ、禁制していれずあらなん

黑砂糖禁あらば、琉球の民のなげきとならんか、此を製して白砂糖となさばよきなり、彼地に敎て製せしめんに何事かあらん、さらずば此をやめて芋にてもかへよかし、砂糖漬てふ菓子も禁あるべし、黑を用たるは毒あり、白を用たるは毒なしと世にはいへれど、大かた石灰を用て制する故、白と見ゆるも毒あり、病者人しれず害を被るなり

落雁の類およそ摸カタにいれたる菓子は、皆石灰を用ゆと聞、金米糖も石灰ありと聞

近世の足高タシダカてふ官祿は、よく周の法に叶ひたり、侯國にてもかくこそあらまほしけれ

今ゝ世に花侈なるものは大奉書の紙なりけり、いかに公庭の書牒なりとも、かくばかり結構ならずともよかるべきことにぞ、まいて手紙なん私用なるに、是を卷紙にして用るは花侈ならずや、又士庶までも禁なし、けしかるわざにや、かゝる紙は勝國まではなかりしと聞、いつ頃に始りしにや、ある家に傳はりし書狀記牒を見たりしに、足利將軍の御敎書は薄あしき紙なり、太閤の狀は薄からねど、塵まじりあしき紙なり、大さは今の半紙ばかりなり、板倉伊州の狀に至てはじめて奉書紙と見えたり、されど今ばかりにあらず

書畫刀物器物目利の折紙、かゝる紙を用ひずともよかるべし

次に杉原紙其性やわらかにして土粉あり、書狀にても包紙にても、一たび用れば棄物となる、これにてもすみたる事なれども、民の利用を妨ぐることは無益の費といふべし

小菊てふ紙も華侈なり、且こわすぎて鼻の用よろしからず、小杉小半紙とて和紙に似たるは又やわらかすぎたり、たゞ半紙こそ民の利大なり、いづれの國なるも皆よし、此紙にて大中小をわかちて、其外を禁じてよかるべし

大紙 大さは奉書紙杉原紙に似て、等差あるべし、今大判半紙といふもあり、その類なるべしあつさは奉書紙より薄きぞよき、厚きをよしとすれば、必土粉まじりて紙の疵となるべし、大半紙てふ名は聞ぐるしき名なり、改めてよし

中紙 今の半紙なり、書狀の卷紙に用べし、其外の雜用はいふに及ばず、尤差等あるべし

益ありしや、國の金銀費やしたると、吏卒をおほく死なせたると、奥中の民驛傳の役をくるしむと、この三箇條こそしいでたることゝぞいふべけれ

意必固我なしとは、聖人を譽たる言なれば、是を世の常の人には求がたしや、さはいへどこの經營の始めは、意必の甚しきことゝ聞たり、今日にいたりてすこしの益もなきに、猶かゝづらひてやめたまはず、さらに浪花より大銃を運送するなど、これ亦固我の甚しきものなり、やまともろこしの文をとりあつめ、心を直くしてかうがへたまへかし

琉球

この國あるじに從五位下琉球守の守爵を授けてよし、其中山王は支那より受けたる爵なれば、支那にむかひては稱すべし、わが國にては用なし、支那朝貢の外には其往來を禁制すべし、支那の互市尤嚴斷すべし、今まで多くの銀錠を官より別に鑄造して、琉球薩摩交易の料にあたへ玉ひしは大なるひがごとにこそ、およそ闌貨の罪人世に多きは、皆琉薩を窟穴とするなり、（毎年琉薩より文銀貳百貫目にかゆるときく）一邦君大農をめして命ずらく、汝毎年金を出して米數萬石を買へ、但汝が家内の食料とせよ、一斗も門より出して他人に賣ことは禁制なりと、いかなる大農にてもさばかりの食料はいらざれば必辭退すべし、もし辭退なく命を受くるものあらば、必闌出の姦計あるものなり、薩これなり、この命を出すは誰ぞや

雜議

流人どもに敎て鮭昆布をとらせなば、松前にてはさせる困弊はあるまじきにこそ盜も博もならぬ處に流されては、おのづから常の人となるべし、夷にてもなほ人の内なり、されば其身の福ともいふべし

流人の食と名づけて、別に在市の穀を增なば、松前にては流人の多きをよろこぶべし

昔蝦夷といひしは、わが國域中の夷なり、上毛下毛より北奥羽のはてまでもいへり、此蝦夷王化に服して後はみな皇域となれり、わが國の人みだりに肅愼南陸の地をさして蝦夷となづけたり、彼地もと蝦夷と俗同じくして、唇齒の地なりし故に、今蝦夷の名は彼に殘れり、まことはさあらぬことにこそ、松前も肅愼の地なり、わが日の本の域にあらず、陸奥蝦夷强かりし時は、肅愼にも城郭ありて人民繁昌せり、昔蝦夷討罰の時に、舟師を遣して肅愼を伐て援軍を絕と國史にみえたり、多賀城碑に靺鞨といへるは、此城郭の地をいふなめり、その時までは陸奥蝦夷の穀物を賴みて繁昌したるなり、陸奥蝦夷滅てより穀物なければ、おのづから衰微して今のごとくになれるなり、大抵不毛の地無人の堺ともいふべし、これわが國の大利なり、俚詞に「北風や日本の火よけ蝦夷が島」といへるまことにあたれり、さるを今更經營して人民繁昌なさしめんとするは大なる失策なめり、これは後世の害をことさらに始むるなり、其謀議者の赤蝦夷の害を懼るゝ故ぞといふも、大いなるひかごとなり、それさへ貪欲にはあらぬとの飾言なるべし、かの經營はじまりてより七年ばかりにもやならん、國家に何ばかり

穀物を貪る故なり、穀を禁じてあたへずばおのづから來らぬやうになるべし

松前は近年奥州にて食邑を得たれば、そこに生たる松前一縣の食と定め、又産物交易に穀をわたして、蝦夷中にての産物の費用となし、官より其穀數を定めて松前の手舟にて遣すべし、さて其餘を嚴禁すべし

松前よりをさめたる夷地をとりあげ給へれば、其代りにとて給へりし食邑なれば、此度夷地をかへし給へば、食邑は沒收すべきことわりなれど、唯其まゝにあて行はるゝぞよき

松前は夷地を取かへしたる上に、食邑をうしなはねば大利あるやうなれど、穀の限量にて利を失ふこと多し、さのみ松前の望を失はぬやうにすべし、唯禁はゆるくすべからず

松前に一職を加へ添て流人を掌しむべし、是は食邑沒收せざる故と思ふべし、わが域中死刑の罪人をなるたけ宥めてこゝに流すべし

いづこの國にても流人を受れば、その國困弊するのみにあらず、折ふしは逃亡あり、逃亡すれば又他國にて惡をなす、民の患やまず、松前にては逃亡の憂なし、およそ人倫をやぶりたる惡人は、わが日の本の地にはおかぬといふ法令いとよし、不孝の子・不忠の臣・淫亂の男女・破戒の僧・盜賊・博徒皆ここに流していとよし、永牢にもまさるべし、但大赦ありても終身めしかへされぬものをえらぶべし、盜賊・博奕はいかばかり懲しても改らぬ病なれば、輕重のえらびなしや、されば剪綴の類皆こゝにやるべし」

のことなるべし、其後時々の御物語など事をさしさだめず、みな隱なり、久能山のことも隱のうちなり、あらはれたる遺命なしとかや、今に至て二百年來この隱を解たる人ひとりもなかりしにや、明曆の大機會を失ひ玉へり、惜むべきかな、およそ駿河の國にかゝりたる言論行事を引あつめて見そなはし給はゞ、この隱の解は得給ふべき、かしこければ筆にはのせず、月可錄に邸宅の設あり、此隱を心にふくみていひけらし、あなかしこ、機會を失ひ玉ふまじくぞ

蝦夷

近き頃蝦夷の經營は稗政なり、利を求て利をえず、徒に吏民を勞して凍死せしむるのみなり、ほどなく罷べしともみゆる、とくやめねかし、其闢きたる地はみな松前にかへしあたへて治めしむべし、そこにおきたる大銃を引とりて、松前にむかひたるこなたの海岸に弩臺を建ならべて是をすゑおくべし、是も馭戎の一術なり、この後もしヲロシヤ船來る事ならば、海津に引よせて大銃にて其舟を擊壞るべし、たとひ遁れて歸去るとも、懼れてふたゝび來らじものを

此後商船の蝦夷地方にゆくことを禁斷すべし、是は古より禁あれども、漂着など詐りて上を欺く姦商多かりしを、近來はこの禁ゆるびて、公私合同の上市となけりとかや、あるまじきことにこそ、今よりはすべて他船の往來を禁ずべし

松前の手船の數を定めてわたすべき穀の限量ある、近來赤夷かのあたり多く入來といふも、わが國の

の場に行あはせたる類にて、血もなき死氣に觸たるとかはれることなし、今いふふみあはせになん、產の穢とて家所を隔たる男の穢をいむとは、いとみこゝゝしきわざなりや、かゝる類は大かた省きてよし

今服忌といふことを、令には服暇とかきたり、親の喪服期年にて暇五十日、暇とは引こもりて朝廷に出ぬをいふ、哀戚の甚しき間は公務をゆるさるゝの義なり、五十日の外は喪服を着ながら、出て公務ををさむるなり、暇に死穢いむ意はなし、今服忌といへば何とやらん事たがひたるやうなり、民間にては忌といふは、神詣せぬことゝのみ思へり、さはあらずかし

昔より神事齋戒の時、禁門に榜示をたつ、「重服者不ㇾ可ㇾ入」と見えたり、然らば神事にても、輕服の者はかまひなきなり、平日は重服にても、暇の外はいみきらふことなきなり

葬地

國のかたほとりに葬地を廣く定め、守戸を置べし、埋藏の役を掌り、すべて人民の費を省くを要とす、小國にては守戸八家田一井をあたふ、國大なれば葬地倍して守戸も倍す、三井五井守戸の數に應ず、守戸は宿てふものを用ふべし、宿なき所は穢多を用ゆ、必しも僧を用べからず、これ禍の基なめり

遷轉

これは大儀なれど、みだりに口をひらくべきにあらず、何にても非常のことありて、大機會に當りたる時ならでは行ひがたし、照君桑梓の參遠を捨て、駿河に逸居をさだめ玉ひしは、深き神慮ありて

齋者初て齋室に入、火を燧て食を作る、齋者是を食て後其餘りは常の厨下におろして、何人の食ふをも禁なし、穢をいとはず、唯常食の齋者食はず齋食を作りたるに、常人あやまちてまづくらへば、齋者其餘りを食はず、必別に作りて後食ふ、是を別火とするなり

同齋の人は互に先後の差別なし

齋火を火桶にいれたる、燒火に傳へたる同じく齋火なり、日々に改て燧を鑚に及ばず、此大齋室を出でたる後に、いかなる穢にかゝりたりとも齋室に穢なし

世俗齋者に火をあたふるに棄火てふことあり、おきを挾みて地上に投棄る、穢者之を用ふれど、こなたに穢なしといふなり、別火の法此を守るべし

神供を奉るに其度ごとに別に燧を鑚べし、此は神を敬ふ心なれば、別火とは同からず

火災の火に穢ありなどいふは、例のおろかごとなり

屠は賤業なり、人のいやしむもことわりにこそ、良民の婚姻を通ぜぬはさもあるべし、されど是を人の外なるものゝやうにして、火をとりかはさぬは、あまりなるわざなり、むかし猪鹿を供御に奉りし御世には、かくはあらざりけらし、近き世神官齋のおろかごとよりはじまりしなるべし、火の禁ははなちてよからん

血をいむことも火の類にて、おろかごとにぞ、もろこしにても血の穢てふこともあれど、それは殺傷

り、それも上古はなかりし、中比の代神官の齋戒よりおこりたることとなるべし、穢者の食ひたる餘は、齋者食はぬは人情なり、火の理をいふにあらず、齋者の食ひたる餘を、時を移しても穢者くひたれば、はじめの齋者に穢つくといふ理なきことなり、人情にもそむきたり、たとへば粥を煮て、その竈の内に鳥魚をおしくべて燒たらんには、腥氣粥にうつることあるべし、引火もて火を傳へ、外の竈にて魚鳥を燒に、いかで腥氣の前の竈の粥にうつるべきや、佛寺に齋會あり、數百僧供養するに、俗人來あひて其くひもの一杯もていにて、魚鳥とあはせてくひなば、かの寺の數百僧皆破戒の律を犯して、墮落の科を被るべきやは

人を燒きたる火を繩につけてもてかへり、薪につたへて粥を煮たりとも、死穢の傳はるべきにはあらねども、何とやらん心よからぬものなれば皆人いむ、是は人情なり、はたむそくべくもあらずかし、家にて粥を煮たる火を繩につけてもてゆき、人をやく燄の中に投入たりとも、此にて家の粥に穢うつるべきや、是をも穢なりといふは、まつたく道理なし、人情にもはづれたるおろかごとなり、今の世に別火てふことあり、人情にもはづれたることぞ多き、神官ならばともかくもと人はいへど、こゝかしこの社々にて、そのならひ□□□□かしこの流とて□□れたるさまのおの〳〵かはれり、賀茂の社にて上下のさまかはりたるも、いとかたはらいたしや、神官ならぬあたりまで是を學びて、おろかごとするぞ心ぐるしき、今試みに別火の法をたてゝ左にいふ

新樂を製せんとするに、ひたるぶるによりどころなくては、詞をたつるもいとかたしや、今思ふにまづ催馬樂の辭のみをとりて、今の世は叶ひたるふしつけて箏をかきあはせ、一詞一曲を立て後衆樂をふきあはせむ、衆樂のおもむけによりて、箏の手を改むることもあるべけれど、これらは樂工のはからひて定むることなり、まづは箏を基として催馬樂の今に殘りたるかぎり、おの〳〵定調あるべし、是は詞の善惡にきらひもなく、唯淫哇の音をさり、煩雜の手をのぞき、これを催馬新調と名づけて新樂の根本とし、譜を定めてよくならひ、さて別に新調を作り、淫哇の詞を交へず、大かたは催馬樂によりて、思ひ〳〵の調をなすべし、塡詞(カヘウタ)の類にはあらず

神樂歌の殘りたるものあれど、みなふるきやまと歌なれば、別に立るにたらず、およそ神樂催馬樂の節奏わづかに搢紳家にのこり傳へたるは、うちすてとらぬぞよき、是にかゝづらへば、いとふるびにふるびたる徵のはなれやらずして、よき樂はいでこぬことわりなり、琵琶の曲もしかり、これらをことごとくはらひすてなば、かへりて陶虞の樂に近かるべし

穢　忌

火は至つて清潔なるものなり、聲もなく臭もなし、其聲臭は皆薪にあり、亦火の傳はりゆくはさらにあらたまるなり、ふるきものゝ流れわたると異也、故に今燃るにほひは今の薪の臭なり、前の薪の香のうつりつたふるに非ず、およそ火に穢をいむ事、わが國のならはしにて、萬國にきかぬおろかごとな

の上手下手にはよらぬものにぞ

律管とすべき竹のふとくてよく枯たるを、周尺の九寸より六寸までを次第して十二管を切、又おなじ竹のやゝほそき、やゝふときを數おほく切置て、鐘のよくかなひたるをうちならして竹を吹あはす、もしあはざれば竹をとりかへて吹べし、寸といふ物ももと大概のことなれば、一二分の長短にかまひはなし、ふとさも然り、多く吹合せて削り試みば、必よくかなふものあるべし、それを取て律をするなり、十二管皆しかなり

古樂を用ゆべきは、やんごとなきあたり大賓燕饗のごとき、門側に幄をたてゝ出入亂聲を奏すべし、大寺に法會の時すること也、是は唐以來皷吹といふ、もとは軍樂なれども、くさ〴〵用ゆることおほし、今樂人鳥冑をきるは皷吹より起りたる明證なり、供饌の際階下とほき庭上に出て樂を奏すべし、饌を撤して樂やむ、是周の擧縣なり、舞を用ひず散樂あぢきなし、宗廟の祭にもかゝる類にてもやあるべき、奥ふかきあたりは、下なるもの聞もしらねば申べきやうなし

舞樂てふ物は伶人の家に習ひ傳ふるのみにてよかるべき、七情もげにしられぬ舞なん、まことに用なし、さる樂てふものはいといやしくたはれたるものなり、是を好む人なん其まゝのことなれど、大賓の饗につきなし、停止すべし、ある人大賓にも散樂を好む人おはしませば、さしもいはれずといふ、答ていへらく、それは罪大賓にあり

風を正すをむねとするものなれば、すこしにても邪僻のことばはいむべきことにや、この國昔より正しからぬことの常となりて、神にすゝむる歌舞にても、かの風懐の癖の口にはなれざるはあやしきまでの事也、まことに風教のいまだひらけざりし時のことなればさもあるべし、さるをわが國の風なり、神の道なりなど、人の道をしらぬゑせをのこはいふなり、およそやまと歌このむものは必此癖あり、必ず聽給ふべからず、この樂に入まじきものは、古樂の横笛・貊笛・篳篥・琵琶・三絃・羯鼓さる樂の大鼓・おほ鼓・二重・三重切の尺八・胡弓・琴・和琴などいまに猶殘りたるとて、やんごとなきあたりにては手ならし給ふと聞、いかなるものかしらねど、琵琶とおなじく古のしらべはほろびうせにしものとぞ思ふ、今更に是をおこさんとせば、ふるき癖にかゝづらひて中新樂の妨となるべし、樂なりて後に是をあはせばあしくもあらじ

樂を整せんとならばまづ律を定むべし、古鐘を多く聚めて試みば、其中は黃鐘によく叶ひたる必ずあるべし、黃鐘は天下の中となり、竹管を切て尺寸にかまはず、此中節をとゞむべし、さては其外は破竹の勢なり、おの／＼其聲をとむべし、竹管は聲をとゞむるもの也、尺寸は聲に隨ひてさだめて切なり、尺寸にて聲をさだむるものにあらず、漢以下尺寸の妄説あり、秬黍などいひて律さだまらず、今の世までまどひ來たり

樂には精しくしても耳聽ならず、律にうとき人もあり、かねてよく擇びて律を掌らしむべし、律は樂

陶虞三代の樂器の今に殘りたるは、只管てふものひとつなりと見ゆるを、今は世にすてたりや、管とて竹音の惡名のやうにもいへれど、其もとは一物の名なり、唐にて是を尺八といふ、竹の長さ一尺八分ある故なり、竪にしてふくもの也、こゝには一重切と名づく、これは近き世に二重切、三重切といふ尺八出來たる故にぞ、一節をこめてきる、二節三節をこめてきるにてわかちたる小名なり、すべては皆々尺八にぞ、さはあれど管の尺寸にてつけたりし尺八の名を、たけのびたるものに通はして用ひたるは、いとあぢきなしや、昔はじめて竹を切て聲をとるに、竪にして吹べきや、横にして吹べきや、今火吹竹を取て切口をふけば、聲すなはち出るなり、指孔なくても人を呼おどろかすばかりはいとやすし、賣汚の嘯海鼠の上謁みなこの物なり、是にても横なるものゝ後に起りたるをしるべし、篳篥の舌てふものは、後に起りし胡器にぞ

いやしきやうなれど、筑紫箏なん世にひろごりて人の耳に叶ひ、其音もあしからず、是にあはせたる唱歌なん、今の世にはにつきたりや、たゞこと葉のたわれひがみたるこそ心うけれ、よきこと葉をつくりかへたらん、けしうはあらじかし、また管笙など吹あわせたらんは、則ち管絃にこそ、これに組合せてよきものは、さる樂の横笛・小皷・古樂の大皷なめり、いづれも其道に堪能なるものをめし出てものし給ば、しよき樂をつくりいでなむ

この詞にをとめの袖ふるなど、たまく〳〵はくるしくもあらじ、必ず風懷の心をいだすべからず、樂は

およそ國主ある國は上國と稱すべし昔の常陸上總等を上國とするとは別義なり、下の大中小國此に傚ふ其國名を題して太を加へ、某の太守と申すべし、遙授の號を用ゆべからず、薩摩大隅に日向の半までをもたる國主の、其國名をすてゝ豊後の遙授はいかなることぞや、あやまりに事をかぎたるものなり、因幡備前肥前等も國名をすてゝ遙授を稱す、定めて典故あることならん、下にてはしらず、唯あやしとのみ思ふなり

備前にて備前守を求請はれしかど、許容なかりければいかりて受領せず、一生新太郎にて絶給ひしと聞、いかなる典故あるにや

以上を次國と稱すべし、その下方三里以上を小國と稱すべし、其下三里にみちざるを附庸の國と稱すべし、關内侯は邑と稱す、大といへども國といはず

かくて關内侯を除けば五等となる、大國以下皆遙授なれば、某守と稱すべし、太の字なし、朝官の號を雜用ること前の如し、關内侯の受領は皆介掾を用ゆべし、守は必小國以上の事

尾州紀州も某大守と稱すべきや

この五等によりて爵位も五等に定むべし、時の勳勞によりて第をすゝむる事あれば、其人一代ぎりとす、國につきたる爵にあらぬ故なり

此等は禮の大綱なり、籩豆のことは有司の職なれば、こゝにいはず

樂

つゞきぬれば、上は漸々重く成、下は從ひて輕く成ゆくものなるに、この新令ゆへにや、只今にては諸侯の禮いよ〳〵輕過たるやうなり、是はすこし昔に引かへしてもよからん、周の天子の諸侯をあゑしらひ給ふに、入朝の時は定と稱す、君臣に違ひはなけれども、また王朝の公卿とは内外の差別大にかはれり、まして今わが國の勢にては、さまで君臣の交際をのゝしるべきにもあらぬを、かの時儒臣さへ漢學にうときゆへもあるべし

執政の權威は重きもことわりなれど、大諸侯にむかひて無禮多し、搢紳家に對して尤無禮なり、上の崇敬の意を失ふといふべし

上の崇敬は限なきことゝ聞及ぶなり、是は御代長久の基也、重臣以下この意を深く思ひめぐらして、從ひ奉るべきことなり

搢紳家の四位は、重臣と同階の禮際あるべきことなるを、かへりて權威を以て屈辱するはいかなることとぞや、そのやうを聞くに、神主伶人の四位をあしらふが如しと、是は今の人の過にあらず、さきざきの權臣心得なく、上の意をもさとらず、かくはしなしたるを、今は例となれるなり、君に忠の字永命を祈らんと思はゞ、すこしは改正あるべき事なり

數百石の關内侯も叙爵しては遙授の受領あり、數十百石の大國と稱號差別なし、あやしきまでのことなるを、有來りしことゝて、人あやしまぬさへあやしき

ぶ、伊丹屋忠兵衛は伊忠、泉屋源助は泉源、橋屋喜右衛門は橋喜、玉屋英藏は玉英、西川屋百介は西百、東屋作内は東作、天王寺屋休右衛門は天休、淡路屋逸兵衛は淡逸、三原屋彥助は原彥、平野屋宗兵衛は平宗、藤屋文左衛門は藤文、橘屋武右衛門は橘武、皆本名にまさること萬々なり、および山、二海三水、四米、五島、六島、七星、福十の類かぞふべくもあらずかし

今是を改めんには、ゆるやかにはかるべし、遽にせば冒濫の梯となりて爭訟をまねくべし、東朝にていはゞ、まことの守介をかけたる人ならでは、官名をなのることはこのまぬことなり、さだめおきて、まづ近時の少壯數人に官名ならぬ名を賜ひ、其外は初官の上謁あるは、世繼の時など官名を避べき旨命ぜられば、すこしも障りはなし、諸官人遷轉の時名を改めば、これはさわりなし、升任の受領のごとし、數年を踰ずして大かたは改まるべし、諸國にはかまひなく、唯國臣の名を公庭に達するものは、速々に改むべきよし命ぜられば、武鑑に載たる國臣は、一歲の内に改まるべし、さて上を學ぶ下なれば、今年より後元服するもの、家を繼もの、はじめて仕るもの、官名をなのるものは一人もあるまじ、されば三十年の後は天が下に此事絕果ぬべし、いそぐはあしゝ

禮

第三代の御時新に令ありて、諸侯と君臣の禮を定め玉へりしと聞、其時にあたりて然るべきことにや、世上にてこの君の大勳なりとほめ奉るなり、いかなるにやしらず、今にて思ふにおよそ太平うち

は假貸すべし、有罪を宥めて鄕士となす事もあるべし、又私罪ありてみづから黜罰をおそれ、請て鄕士となるもあるべし、是は流刑に似たるものにぞ

名　字

實名の外に假の稱をたて、これをも名といふは、またく俗間の稱呼なれば、とてもかくてもあるべき事なれど、庶民の至て賤しき非人までも、官名をさえづるはいとかたじけなく、うたてしき事なりや、およそ衞門・兵衞より介・丞・進・內・大夫の類まで皆官名なり、百官名てふものはいふにおよばず、亦相馬百官てふものゝあり、亂賊の將門がつくりたる官名をうらやましげに、今の士大夫の名のるはいかにぞや、太郞・二郞の郞も、もとは官名より出たる事なれど、傍より長幼に從ひてよぶはあらず、それをおのが名とさだめて、みづから名のるはかたはらいたしや、戰國の時に武人みな官名を偺稱したるよりおこりたるなるべし、其前は賤しき者の名は、今の女の名の如し、ころもよつきなどは語りつたへたりかさまなるひが事也、今女の名にみよ・ちよ・いま・きく・こきん・こさんの類にて混同はなし、男も然るべし、衞門・兵衞をつきたりとも皆名の屍なり、名は其上の一字にあり、屍はなくてもよきことなり、名の字すくなければ人必姓氏を連てよぶ、たとへば商賈の舖號をつらねて並に省略してよぶなり、河內屋淸兵衞を河淸とよぶ、其人も時によりてみづからよびもする、辰巳屋吉左衞門は辰吉とよ

食はあるべし、故に農民のとらざる地にても、營田には用ふべし、但最初に水利をよく考べし一井九家に一正あり、十井に一長あり、百井に一將あり、將は別に祿位ある大夫なり、正と長は常數の内にて命ず、農事の敎習及び諸事務みな將是を掌る

小國にて足輕二百人にて、年中の事たる處は、營田百井にて亦足るべし、勤番は百人なれども、病暇には代人あるべし、又煩雜の事務あれば、臨時に營人を呼て用ゆべし、大國は是を準とす

百井にて九百家なれども、糧食を給せず、費を省くこと大なり、火災田獵及び不慮の事ある時、人數多ければ其益また大なり

足輕の數を遽に增すことなれど、初年に數井をはじめて其利を見せてつのりたらば、浮民の應ずる者多かるべし、但本田ある民は應ずるとも拒ぐべし、無田の民にても今まで耕作に落付居たる者は、妄にこゝに入べからず、他國より來者よく正して、亡賴の者をこゝに入べからず

徒士はやゝ足輕より上なるものなれば、營田の便利をしたひて入を願ふ者あらば、こゝに入べし、格はおとすべし、後々は總足輕の年勞を積たる者を徒士に用ゆべし

士流の隱退を好むものあらば、別に士田を立べし、其大抵營田とおなじ、これは鄕士と名づけて勤かたなし、公田の收入は公に入、まことの井田なるべし、其子弟才具あるものは、めし出して錄すべし、役田の名を改むれば其格高し、いづれも田地成就するまで、一兩年は祿秩を給すべし、費用少し

馬常に石をふめば、爪かたまりてわら履用なし、人の剪削ることもいらずかし、かうすれば馬の用かげたる事なくして、病をまぬかれ、よはひもまた長かるべし、されど行儀拍子をこのまず、馬道流義をふみすてたる□ならでは、この法もおこなはれず

営田

およそ山野の廢田・荒地・新墾・再闢をとはず、地利を見たてゝ營田を置べし、大抵周の徹法に從ひ、法三町を一井とし、九區にわかつ、一尺町也、土地狹き所は横ならびにたてゝ、井田の意を失ふべからず、これを足輕九人に配す、中の公田を役田と名づく、八家ともに役田を治て、後わかれておの〳〵私田を治む、其一人は毎年輪番として、都に出ては公役をつとむ、八家おの〳〵私田一丁の收入を得、役田の收入は輪番せし者の家に入て、役中の衣食並に其妻子の食とは、用法と同からざるは、役田の名と地のやゝ小きとなり、一町は殷の七十畝の大さにあるべし、さて役田私田並に田中十字の道を造べし、萊道と名づく、廣さ一間有餘、死獸魚鳥の毛羽骨臟、人の毛髮浴水人畜の糞、およそ草穢木葉菓實の皮、朽木敗席の類、皆萊道を掘て埋むべし、かくすれば肥糞の氣□□して雨水に流ることなし、鹽味あるものにても、鹽氣銷釋して田稼を害せず、これ肥糞の良法なり、陶器の外は敗椀壞□にいたるまで、こゝに埋みて益なき者はなし、灰糟□敗絮敗衣などはいふに及ばず、むさきくささほど益多し、鮑魚などはこゝに埋めば、田に入るには力倍す、營田に租稅なければ、薄瘠の田にても五六人の

もろこしに牧院といふものあり、これは廐と牧との間なるものなり、淸流だにあれば、都の内にても出くることなり、たとへば方一町あまり四面に垣をつき、ま中に築山つくりつき、流をひきいれ、麓をめぐり流れて出るやうにして、其まはりに菱を植べし、山には影ふかき柳槐など植べし、草は何にまれしげくおふるぞよき、山にのぼりくだる道も、麓のまわりも、石をたゝみたるぞよき、たとへば馬五十匹ある諸侯ならば、それを皆牧院にはなち、其中十匹をとりて廐に入て、馬官是を調練す、調練なりたるを招て閑に入、閑にてはひねもす鞍をすゑ、手綱をかけて用を待也、一匹は君の乘也、四匹は使者諸官の用なり、すべて五匹は常に閑に繫、廐にて調練なるにまかせて、一匹ヅヽ閑に送れば、閑の舊馬を牧院にはなつ、牧院は又其數にしたがひ數馬を廐に送る、循環遞送年中かくの如し、牧院は士の私邑にをるがごとし、廐は都下の邸舘のごとし、閑は朝中の直廬のごとし、馬埒は廐につきたるものなり、是は調練の馬場なり、さて牧院の中にも一方に馬埒を立べし、こゝにては調練せず、諸人入來てはだ背に乘てあそび戲るべし、馬の勞よきほどにはかりて乘べし、亦乘て山にのぼるもあるべし、溪にくだるもあるべし、すべて馬の心にしたがひて、せめはたることなければ、馬はおのが世なりと、のぼりくだり水をのみ、まこもをあさり、おのづから一日に數十里の道をあるくべし、かくては病のおこることはなかるべし、牧院の内にかりの廐に似たるものあるべし、是は馬の心に任せて起臥するやうにすべし、牧院を守る圉人は、時々くひものをあたふると、糞をとりすつるの外にはわざなし、

えしさきなるが、一鞭あてゝ飛いだせば、皆したがひて飛、道もなき山の腹の岩たかくそびへつらなりたるを、鳥の翔るがごとく、やゝと見るうちに山みつばかりうちこして、やがて影も見えずなりにけりとなむ、是ぞまことの馬の上手にてぞあるべき、三浦義連が鵯越の嶮岨をわがための馬場なりといひしも、このたぐひにや

もろこしにて馬に鹽をかふを常とするなり、こゝにも昔はかゝることありしにや、平家の侍平太經家よく馬をやしなふとて、後に鎌倉に仕へし夜は、ことに色しろき物をかはらけに一ッ宛馬にかひけるが、人にはしらせざりけると著聞集にか載たり、鹽にてぞあるべき、袋草子に馬病をいやす呪歌の、腹やむ、これは鹽だにくはせば、病はいゆるちふことを詞によせたるなり

大白陰經曰、馬日給二粟一斗、鹽三合、菱草兩圍一

元史天曆二年、詔二四川一給レ鹽、雲南啖レ馬、註云、赤奚不薛之地、所レ牧宮馬歳給レ鹽、以二毎月上寅一啖レ之、則馬健無レ病、此因レ亂雲南無レ鹽、馬多死、故令二四川給一レ之

右の外にも馬の鹽のこと歴代の史に處々見へたり、こゝにては今はなきにや、ある人いふ、馬病ある時にはかふこともありと、またある人いふ、馬は鹽をこのむものなり、されどおほくかへば石病を生ずると、いづれこの事に精しき人判をたまへ、燒鹽をかへば石病もなくして、益あるといふ理はなきか、此はいとくすしめきたりや

の馬はいかにととへば、よく肥てはたらきもすこやかなり、けふのよねもこの馬なんおひて來にけりといふ、あやしとて門にいで見れば、老馬まことにわかやぎふとり、故主を見て口つまひしていななきける、おどろきて其やうをとへば、民いへらく、御厩にてはよき物をくひてはたらかぬゆへに、老ては死をまつのみ、民の家にてはかろき食をくひて、つよくはたらくにぞ、かくわかがへりてふとりぬるとなむ、人の養生にも是を師とすべしとぞ思ふ

南海の士東にゆくとて岐蘇路をくだりける、甲斐國にてべちに用のことありて、二日路ばかり本道をはなれて山深くわけ入たり、ある山ぎしにおりゐてやすみける、かたはらにわかきをんなども四五人、おの〳〵馬をつなぎすてやすらひゐたる、木葉などまきて烟管とし、烟草などすひけるを見て、こらは烟草をこのむと見えたり、いでよき烟草をたばゝんとて、うちまろめてひとつづゝやりけり、いとうまくやありけん、うちよろこぶさまなり、さらば又たばゝん、こゝにこよといひければ、皆きて亦すふ、よろこぶとかぎりなし、この國には女子までもよく馬に乘と聞おきたり、のりて見せよといふ中に、すこしおとなびたるが顏うちあかめて、いかで女ののるわざしるべきとうちそばみたり、しひていふにこたへず、いとわかきが舌とになまりてうちいでたる、聞わくべくもあらねど、かゝるよき御あるじにあひぬ、このかしこまりにいざのりみそなはせん、つたなきは女なれば耻ならずとやうにいひて立あがれば、皆たちて木枝ををりて腰にさし、馬引よせてはだ脊にのる、十足ばかりあゆむと見

項羽・唐太宗・郭子儀などよき馬を、一匹一生のりて數十百戰をへたり、もろこしにはこの種なほ多し、馬の壽數十年に及ぶべし、わが國のみ壽短かしといふことわりはあらじを、今大人の乘馬となれば五六年を限とするよし聞也、命はいまだたゝねど、用にたゝぬとておろすめり、行儀拍子のよにや、はた飼やうのよろしからぬにや、馬の病おほくは人の敎隼に似たり、敎隼はくひもの厚くして、運動薄きよりおこる病なり、馬を厩にたておきてひねもす運動なし、時々馬場にて乘ことはあれど、病をふせぐばかりはあらずかし、いかなれや夜も厩にて腹をつりあげて、よもすがら地にふさせぬこともあるにや、かくては病もはやく出べし、食はやゝすくなきをよしとすべきを、馬をふとらせんとて多く食はするはあやまち多かるべし

馬は時々重荷をおはするぞよき、月にいく度とさだめて、駄馬のわざさせなん力もつきぬべし、病もまぬかるへし、もろこしにて旅ゆく人、よるのもの外のてうどなど袋にいれて、鞍の尻におくとおほく見へたり、これ獨旅の常なるべし

わがしれる人乘たる馬おとろへければ、べちに馬をかひける、其衰へたる馬を伯樂にあたへんとするに、老たる馬は伯樂殺して皮をとるなどいふことあれば、年ごろみやづかひの勞を思ひさしもせず、なほつなぎおきける中、津川の民時々來ものあり、是を見てありしに、たばへよろしくかひてんといひければ、皮とる患はなしたばひける、六月ばかりありて、この民よねを送り來ることありけり、か

甚し、是は人を下手にしたつる械紐なるべし、昔にかへりてこそよけれ

馬は野髮こそよけれ、眼のあたり餘りかゝりすぎたるは、すこしは切のぞきてもよし、それ馬は尻髮よろしく、うまれいでゝおのづからの拂子にて、蚊蠅諸虫をおそるゝことなし、然るを髮ゆひたらんやうにしたる、人目にはうつくしけれど、馬はさこそくるしと思ふべき、廐にても蚊にくるしみていねがてにする馬は、おのづから蚊帳をあたへてつるべし、猿の手足の爪をきりて木にのぼらん時には、梯子をかけてつかはすがごとし

大人の乘馬は毛色行儀拍子そなはらねばならずと聞く、馬力はともかくもと見へたり、およそ弓馬は武用の第一なるに、つねによわき馬に乘なれたらんには、事ありてつよき馬には必のり得じ、人も馬も武用にはうとかるべし

行儀拍子うまれながらによき馬はなきものなり、皆人のをしへならはするなめり、力つよき馬はこの敎には從ひがたし、故に駿逸の馬は乘馬にあらず、つねに落ちて駄馬となりて重荷おふとかや、この敎にしたがふは中馬以下也、それもうまれつきたるところありて、またく敎に從はず、それ故に必肉をさき筋をきりて、行儀拍子の法にためあはすなり、およそ前をよくとる馬に、筋をきらぬはなしと聞なり、かく人のわざをくはへたるは、たとひうまれつきたる駿馬にても、物の用には立まじきにこそ、人才を用ふるにもかくぞあるべき

わらひて不敬の罪は後の事よ、まづ汝が思ひ入し疑ひをつぶさにかたれとのたまふ、かの士かうべをあげて、疑と申は他にあらず、繼母は母のごとしと服暇令にも見へたり、かの繼母はわれとは他人なるを、何ゆゑ母とおなじくするや、父の妻なる故にあらずや、君いはくしかり、父の妻刀をぬき夫の胸につきたる時、夫婦の緣はなれずや、君いはくしかり、父と夫婦のゑんはなれたれば、われとはもとの他人なり、父を殺したる他人をきりたるは、まことの敵うちにこそ、罪は少しもあるまじくと申ければ、君大によろこび玉ひて、更に議定ありて死刑はまぬかれしが、なほ鎖門となし玉ひしとぞ、一國の上下みな刑名にくゝられ、不正の刑をなさんとす、唯頓首せざる士一人、よく義を正して刑名の垢なし、一人の命をすくひたるのみならず、一國の敎ともなるべし、かの童子は賞翫して召しつかはれてこそよけれ、世すて人となしゝは、なほ刑名の垢のすこし殘りたるにぞ

馬　政

もろこしの昔は兩馬四馬に車をひかせて、一人して引まはすことなれば、いとむつかしきわざなり、故に師法あり、稽古あり、周の末より胡俗に倣ひて鞍馬おこれり、一人一馬のことなれば、師法もなし、稽古てふこともなし、唯日々に乘なれて馬の情を得て、馳驟心のまゝになるを上手とするなり、行儀式法はかつてなし、今の伯樂乘の如し、わが國も昔はかくてありし、戰國の際に名人あまたいで來て、おの〳〵その流儀をたつるより、師法あり、稽古あり、太平の御代となりて、其法式ます〳〵

をよびあつめていふやう、われは敵をうちたれど、敵すなはち母なり、母を殺したる罪人なれば、からめて公朝にいでゆき、明白に刑をうけんといふ、みな人驚きあはれがれどせんすべなし、いちはやくにげかくれよかしと思ふ人も有けれど、なかなかいひも出されずゐてゆきけり、すべて其おとなしきさまをあはれみいたはりけれど、母を殺したる罪にさだまりぬ、人みないかでと思ひためらふにぞ、三年獄にゐたりけるが、いつまでかくてはあるべきとて、さまざまに議せられけれど、其罪のがれなければとて、近きうちに行はれんとするに、なほ心殘りけるにや、ある日侍以上殘らずめして、何がしの刑はきはまりたれど、なほよきおもひはかりもあらば申せとの給ふに、或はかうべをかたぶけ、あるひは涙をおとしても、よきはかり事もいでこず、御法令なれば是非なき事とて、みな頓首してまかでぬ、其中にいと末なる士獨うちうそぶきてゐたるが頓首もせず、人出ればわれもまかでぬ、君そのやうを見たまひて、やよ頓首せぬさむらひとゞまれと聲をかけ給ふ、人皆まか出ぬるにひとりとゞめられしは、いかなるめをや見るらんと、おのおの汗を握りてかへりぬ、君かの士を近く召して、汝ひとり頓首せぬは、わが刑のあたらぬと思ふにこそあらめ、心のうちつゝまず申せとせめ給ふ、彼士おそれいりて、いかで君の正しき法令をいなみ奉らん、もとよりいと末なるものに候へば、よし心づきたる事ありとも申べき身かは、たゞ其時かのことにつきてはれぬ疑ありて、ふかく思ひ入てさふらひしほどに、頓首もおくれまいらせし也、不敬の罪のがれなければ、いかに行ひ給はれとこふ、君うち

にて亦牢にいきていれよといふ、牢もりあやしみて其やうを尋れば、かくとつぐ、にくしと申傳へたれば、官命にてゆるされたる者を、外よりあだをなすは定法ありとて、人をつかはして七人を搦めける、溫飩はいまだくひおはらざりしとぞ、さてこの七人は溫飩に命を取られけり、人々五十にたらぬ賊なれば、いといやしき命にぞ有ける、定法はありとも大小輕重はなくばこそ、また獄訟の怨をはらしたるにもあらず、あだとはいひがたしや、それを一定不移とてはからいをせぬにぞ、刑名の害には陷るなれ、この七人の衣類を剝とりて一人にあたへ、一夜牢におきて明日放ち出されなば、よきほどのはからひとはいふべき、盜の命なればたれをしむ人もなきを、溫飩にて七人の首ときけば、たれも〳〵あはれやといふなり、是にて刑名の人情にあはぬことをさとるべし、かゝるたぐひ世になほ多かるべきを、かくれゐて世にまじらぬ身なれば、人の語り傳ふることもすくなし

百年ばかり前の事なりし、筑紫の士主につきて東にくだりし、家に子と妻とを殘しおきたりける、其跡にてこの妻よからぬことしいだして、あけの年夫歸り下りてんとするころ、あやしの子を腹にやどしければ、いかで夫をうしなはんと、その男とはかりて歸りきたる夜、こゝろよく酒すゝめしひなどして醉ふさせける、夜ふけて妻刀をぬきて夫のふしたる上にのりかゝり、胸もとをさしとほしける、其子は十三にて側にふしたりけるが、父がさとさけぶ聲におどろきおきて、かゝるさまを見て、やがて枕がみなる脇指の刀を拔て、繼母の首をうち落しける、さて家なる人を呼おこし、隣をたゝき親族

尋けるに、かの酒のみたるを聞きいだし、大に怒りて則ち官廳にうたへ出たり、待請ら三人からめ捕れて牢に入たり、ほどへて謀書騙金の罪にて、近日梟首せらるべしと聞へければ、吝叟大におどろきさわぎて、いかに金がをしきとて人の命をとるべきやはとて、又願ひ出で金にはかまひなし、かの者どもの命をたずけ給はれと、涙を流していろ〳〵に申けれども、刑すでに定まりたるうへは、いかに願ふとてもかへらぬことゝて、つひに三人ともに梟首せられける、この三人きられいづるとて申けるは、われ〳〵貧しといへども、衣服鍋釜まで賣たらんには、こがね二兩も三兩も得べし、いかで一歩にたらぬ金に命をかふべきや、まことに戲れにしたることなれば、かくはあるまじきことにこそ、いといやしき身なれども、なほ人なり、人の命はかくばかり輕きものにはあらずとなげきあらそへば、官吏いへらく、戲はまことの戲なり、謀書はまことの謀書なり、金はまことに取たり、罪の金には多少なし、今更にいふべき事なし、この頃も靑銅の三百のことにて、七人の首をはねられたり、たゞ垣のくづれに行あたりて死たるとおもへ、うらむべきかたなしとなむ、最も刑名の害にあらずや、このごろになむ、ひとむれの輕き盜人七人笞うちてはなちいだされけり、折から寒さにくるしみ、いかであたゝかなるものくひて、この苦をわすれんと河邊にかたらひをりけるに、べちの盜一人是もはなたれて後より來りけるを見て、いざと立かゝりこの盜人をとらへ、其のきたるものを剝とり錢三筋にかへ、津に入て溫飩をくひけり、かのはがれ盜寒さにたへがたく、河邊にて寒死んよりは牢にて死なんとて、赤はだか

ねをかへし奉らんとて、やがて引かへしける、夜ふかく浪華につきし、あくるをもまたで主の家にかへるに、わづか一町ばかりになりて、行夜の吏にゆきあひたり、あやしき姿なりと見とがめてからめ捕ける、うちかうじたればありのまゝにいふ、主人是を聞てあはれやとて、ぬす人にもあらず、命をたすけたまはれとうたへけれど叶はず、つひに首を木の上にのぼされける、懐中の銀はつゝみたるまゝにて、封もいまだきらざりけるとなん、これも刑名にあらずや、かれひとたびはぬすみたれど悔てかへさんとてもてかへれば、其罪はほろぶべし、罪なきものは官夫のいらふべきことにあらず、奴は主人に引わたしてよかるべし、且懲て改る小人善にゆくの大機なり、八助もし命生てあらば、この後ぬすみはすまじきものを、刑もて教をたすくるてふことは、刑を立るの極意なるを、後の世の人は忘れはてけらし

二十年前の事なり、島内に醬油を賣るあり、ほど〳〵たからを積たれど、あるじいと吝なりければ、あたりの者にくみけり、待詔らよりあひて、いかでこの吝叟をたばかりて腹たゝせんとはかりて、ある日其里正の名をかりて、途中にて急用ありこがね二歩かしたまへとかきてもてゆきたり、かの叟まことゝ思ひ、かつ里正のことなればいなみあへずつかはしけり、待詔らこの金にて酒魚買てたのしみあひぬ、其後度々里正に逢たれど、金のことをいはざりければ、吝叟あやしと思ひつゝ二月ばかりはやみけるに、ねんじあへずうちいでたるに、里正はしらずといふ、さてははかられぬと思ひ、かた〳〵

が、袈裟かけてきりはなちける、かくてにげかくれもせず、所の者共にうちむれて、官廳にいたりて牢に入ける、このまゝにては即時に親の敵をうちたるとて、罪は少しもあるまじきを、こゝに不幸の幸といふ事あり、かの叟一度死したれど夜風の涼しきにねちさめけるにや、死骸を舁て家に歸りける頃、やゝいきをふきいだしける、すはやとて水そゝぎ、かちくはせなどしければ、手足はうちそこなはれながら、命はよみがへりける、其後官廳にて刑を議せらるゝに、親は喧嘩にて傷を被りたれど死なず、其子其相手を斬殺しけるとて、喧嘩の人殺といふ罪に落て、忠八が首を刎られける、上下の官人みな忠八が孝烈を感じて涙をおとしけれど、其命を救ふこと叶はざりしとなむ、これこそかの刑名の害なりけれ、庄兵衛は人を殺して、刑をおそれてにげかくれんと思ひ、亦親の敵なればうてなどいひて死したれば、怨もなしや、忠八もまことの親の敵と思ふ一念にて、刀はうちける也、其後よみがへりたるはべちのことにこそ、まさに庄兵衛を斬たる時は、親の敵にまがひなし、毛の末ばかりの罪はなし、それに罪をおほせて首を刎たるは、刑名にあらずや、今武禪とて畫をかき彫物をするものあり、是も孝ある好人なり、忠八が弟なりといふ

五十年ばかりの前のことなりし、八助といふものあき人の奴なりしが、銀三百目ぬすみてにげたり大和路にかゝりて、まことの盗にとりまかれてあやうかりしに、ふと思ひおこしけるは、我みだりに心にぬすみして、又是を盗にたてまつらんはよしなし、且命さへおぼつかなきを、歸て罪をわびてか

る船さしてゆきけるが、舟きほふ中にてむかふよりくだる舟にとり舵よと聲をかけたれば、さわがしきまぎれにきかずやありけん、やがてうちあてゝ叟の船くつがへらんとす、叟大に怒りて、かけたる言を聞いれず、人の船を破らんとする、よしやついけてはおかじとのゝしる、さきの舟のおのこは庄兵衞といふものなり、ころさば殺せと楫ひきそばめて立かゝる、叟のいふ、おの〳〵遊客をのせたり、おのれらがことにて、人にうき見せんはひが事也、しばしまてよ、この人々をあげかへして、橋のかみの河崎にてまたんを、汝よくしてはやく來れとなん、心得たりとて庄兵衞もわかれたり、このふたりは名を得たる俠者なりとぞ、叟は思ふやうに人々をあげて河崎にいきたれば、庄兵衞はさきだちて待居たり、いでやとておの〳〵楫ふりあげてたゝかひける、叟は年の老たる故にや、つかれてたふれけるを、たゝみかけてうちければ、やがて息絶けり、橋の上に人おほく見ゐたる中にしりたる者ありて、はしりゆきて叟の家に告しらせける、叟の子忠八家に在けるが、これを聞てあな無念やとて、そこなる刀をとりてはしりいづる、月影に見ればむかふよりはしり來る人あり、忠八見てこゑをあげていふやう、われは庄兵衞なり、汝が父を殺したればやがてにげかくれんとするに、汝つねに親に孝ありて義ある者なれば、よも我をすてゝはおくまじき者と思へば、すこし心にかゝるなり、この序に汝をもうち殺して、後にかくれんものをとて來れる也、汝も親の敵うつならば、われを殺せよかしといふまゝに楫ふりあげて打てかゝる、忠八も刀をぬきあはせ、身をかはして楫にあたらず飛入て打ける

りたるもあり、人の罪を救はんとておのれかゝりたるもあり、皆あはれむべき者なり、右の聖賢はここに心をつくし給へり、今の刑法は多き中には重過たる事もあるべし、輕すぎたる事もあるべし、されどまづは中を得たりと見ゆ、たゞ少し刑名のまじりたるぞいと心うき

周の末に刑名の術おこれり、漢以下代々の刑法又刑名なり、もとは刑家・名家と二流なりしを、相似たる事なれば、相かよはし刑名の術とよぶなり、申韓・商鞅の法にてあしき術なり、近き比までは不尤所・大宰などいふゑせものこれを本とせり、いまだ其害をしらずかし

刑名の術は過誤不知不幸をとはず、罪網にかゝりだにすれば罪に随ふて刑を施すなり、いかなる忠臣孝子にてもゆるすことなし、範にいれたる菓子の如し、それいへらく、かれはあはれむべし、これは不便なりと仁心をおこせば、みづからも愛憎の私心うごき、又左右の請乞にひかれて刑法正しからずと、これは上に仁恩なくて、慘刻の法のみにて亂の本なり、にくむべき術にこそ、かの人を殺すはあしきなれど、心よりおこらず、ことにより時によりて、心ならずして殺したるもあり、物をぬすみたるにはあらねど、かなたよりはいひかけ、こなたには證あれば、心ならず盗罪に陥るもあるべし、其情を斟てもろ〳〵の刑法少しも妄亂なきこそ、仁人の道とはいふべけれ、五刑の疑赦といへり、刑名家の不仁はかへす〴〵いとふべきことなり

四十五年ばかり前の事なりし、なみはやの湊に河舟をさす叟ありけり、六月廿五日の夜遊客を載せた

は染なほし、縫なほし、裏表をとりかへなど、巧をつけて罪を逃れんと上を欺く、これまた盗の同類なれば、其盗と同罪に行ひてよかるべし、乞食の草履をぬすみたるは、道具屋の店にたちて、何ともいはで其履をおきて行く也、又しばしありて來れば、履をとりいれて其跡に錢をつなぎておきたるを、乞食また何ともいはで其錢を取いぬるなり、これは輕きやうなれどかいず也、盗の黨類にあらずや、かゝる者甚多し、いまだ刑罪にあはざれば惡事とも思はぬにこそ、この道具屋をとらへて乞食とひきならべて笞うちなば、この事はやむべきものを、惡を惡としらぬは民の愚なり、愚を敎るは刑なり虛無僧の仲間にて指折といふ刑あり、修行に出てねだり事をかまへて、金錢を貪り鬪爭に及ぶたぐひ、其長聞つければ其者をとらへ、尺八をさかさまにして底の穴へ其者のおや指をいれさせ、尺八を力にまかせて引倒せば、指の骨をるゝ也、左右ともにかくして逐ふては、一生尺八を吹くこと叶はずとかや、此指折輕き盗剪綴などに用てよき刑なり、一生杖刀剪刀など持事ならず、おのづから盗はやむべし

刑　名

刑は重すぎたるは不仁なり、民服せず、輕すぎたるは慢なり、民あなどりて罪人日々に多し、此中を考へてよくすべし、又おなじく罪にあたれる中に、罪なるを知らずして網にかゝりたるもあり、不幸にてわが知ぬ事にてかゝりたるもあり、思ひあやまちてかゝりたるもあり、人を恚みたる爲てかゝ

殺す計りの罪にもあらで、度々悪事をなして閭里の患となるもの、不孝不義にて父只に逐うたるゝもの、主の金を引負たるもの、姦淫にて風俗をみだすもの、人を騙して金を取るもの、彊悍にて闘をこのみ、閭里の患となるもの、おし賣おし買して閭里の患となるもの、子女をかどわかして轉買するもの、大法仕とて訴訟の謀主となるもの、鬼神をかりて人を騙する類、今まで追放なりし罪人は、大かた此牢に入れてよし、盗の外は輕重をはかり年月を考へて、ゆるしいだすこともあるべし、盗にはいだす者なく、又こらしめのため、二三日此牢にいれおきてよきもあるべし

博奕の律を犯したる者は、輕重なく皆此牢に入るべし、是もなほりがたき病なれど、いと輕き盗ばかりはあらずかし、故に輕罪は三五日より百日まではかりゆるしいだすべし、あるは一年二年三年までもあるべし、重罪は終身出さず、重罪とは是を世渡りとする民の其中にてかしらだつ者也、諸國をあるきめぐりて風をそこなふこと甚し、さる悪事のうへにまた欺瞞姦計を設け、人の財を奪ふ盗とことならず、これ重罪なり、是にて妻子をやしなふものもあり、家なきものもあり、同罪なり、又我家を其場所として、人を呼あつむるもの有、是を盆と名づく、たとひ其身博奕にあづからずとても重罪なり輕罪はまことの手なぐさみにて、人にさそはれて禁をやぶりしなり、又大小輕重の次第あるべし

盗賊贓物を買てこれをあきなふ者あり、是をかいずといふ也、これ顯るれば罪あれども、罪輕きなればなほやまず、かいずなければ、ぬすみたる贓物を錢にかへんことはならぬもの也、其中に衣服など、或

ず、是は今までの罪は啓にてすみたり、又出てぬすめと命ずるなめり、こりて盜をやむべきやうなし、鼠をとらへて籠にいれおきて、亦はなちやるとおなじ、鼠の害やむべきやは

剪綴は小盜なり、大害なしとてすておくは大なるあやまりなり、かの剪綴は大盜の雛なり、いかで是をそだておくべきや、夏の日甕に水をたゝへて孑孑をわかして、さて蚊が多くてくるしきはとなげくが如し、まことくるしくば、甕の水を棄て孑孑をわかさぬぞよき、ある人いふ、時に天下さかしの大盜を尋る事あり、其時剪綴なくては手がゝりなし、故に剪綴は其儘さしおかでは叶はずと、是また大なるあやまりなり、天下の大盜は三年五年に一度あることなり、しれずともよし、剪綴の害は日々の事也

小盜を捕へて悉く首を斬は不便なりと思へば、永牢を造るにしくはなし、別に永牢を立て、もろ〳〵の盜輕重なく、剪綴までも皆こゝにいれて再び出すことなし、元の獄書是なり、又嚴しく尋てまことに壹人も殘らず、いれはてゝ後令を下していふべし、今まで盜禁なほざりなりし故、かくまで盜多くなりしと、一々是をはねんは不便なれば牢にいれおくなり、今より後は剪綴迄も斬刑に行ふべしとて、又下夫皆役に命じて猶又嚴しく尋ねしむ、もし見のがしたすけ置たらば同罪たるべしとて、此の後は一々首をはぬるなり

かくすれば同罪はおこたらず、外盜は必いらず、靜謐なるべし、是は浪花にていふなり、他所にてもかくだにすれば、皆靜謐なるべし

なれど、必あぶるはあたれりともおぼえず、是も鼠のさいなみの心ばいなるべし、ある人いふ、火災あれば人多く死するものなれば、刑は重きがよきと、さはれわづかなる火にて、類焼もなく、人死する事なきを、刑なればゆるしてあぶらぬかは、あぶりてもみごりせぬ心なるものはいかにせん、凡盗人は人の心の外なる心をもてり、一生貧窮にて筋骨をくるしめ、老てしぬるは損なり、半年一年衣食安逸の欲をこゝろよくして、きられて死することそよけれ、けりもめふりもしばしの間の苦痛なり、わづらひて死するも苦痛なきかはと、死を定めて悪をするなれば、みごりする心は夢計りもなし、早く殺せば其害すくなし、盗罪輕しとて放ちいだすべきことかは、安藝國とや、盗の罪定めれば百銭のことにても首を斬なり、それ故一國の中盗なしとなん、盗をしなれたるものは、いかにしてもなほらぬものといふはからひと聞なり。さもあるべし、是は刑を重くして罪をやむる術也、不仁にあらず追放てふ刑は侯國の刑なり、わが國の民の命をとるは、いかにも忍びがたし、人の國にて悪をなしてころされんは力なしとてなむ、國を逐出すなりけり、是はさもあるべきことなり、天下を保てるおほ君は、侯國とてもわが御下なれば、いづかたにても悪をすれば、にくみ給ふべき事なり、かしこにてはくるしからずなど、わけへだてたまふべきやは、これは戰國の時自國の刑なりしをそのまゝにて天下の刑はいまださだまらざりしなり、是はあらためたるぞよき

小盗の刑とて、笞うちてはなち出すに、もとより家はなし、くひ物はなし、其日よりぬすまねばなら

との心なき故にやと思はるゝなり、ある人いはく上に是ほどにゆるびなくば、下おほくそこなはるべし、此ゆるびはよき事なりと、この言も正しからず、極刑の事なれば訴ふる者の出なやむこと、親族のすくひと上のゆるびを心にあて、ことさらに重罪をおかす者多きをしらずや、元來此刑重すぎたる故にぞ、上にもおのづからこのゆるびをつけ給ふなるべし、僞金にゆるびなきにても知るべし

兇惡の子弟をおひ放ちて棄ても、又立歸りてあだをなす者あり、あはれ獄に入りて首をはねられかしとねがふにも、磔罪を聞ばさすが親族の面ぶせなりと、うち歎て償ひして是を救はんと計る、是も民情なり、とにかくに磔は重すぎたる刑なれば、かへりて罪人をまねく基となるなり、磔刑をやめて梟首を極刑と定むべきや、僞金も梟首にて事たるべし、是より次第してすこしく輕くなりてよからん、たゞ盜賊の刑のみ輕くするはあし、ある人いへらく、磔刑もたておきて、唯弑逆の刑に用ふるはいかにと、こたへていふ、弑逆は人情にはづれたる惡なれば、其時例格にはづれたる刑を用るにてよかるべし、弑逆の刑をたておきて、弑逆の罪人を待ことは心うき事也、唐に陵遲の刑あり、弑逆の刑と定めたり、心あしき事也、其さま〳〵鼠のさいなみにこそ、且五刑もしか也、聖代にはあるまじき刑也、陶虞の世に五刑とてあきらかに定めはありけれど、四凶の罪は死刑とは見えず、さらば大辟といふ刑は、たてさだめたるのみにて用ひざりけらし、火あぶりこそもてつけたる刑なりけれ、されど此中にも輕重あるべきにや、怨恨にて盜賊ならぬ火つけもあるもの也、いづれも死刑はまぬかれぬやう

似たるや、人の命ばかりおもきものはなし、其の命をとりたるうへには、何事をしたりとも虐の疵はあるべし、懲の益はなかるべし

唐の磔は屍を引さらす刑なり、今の磔木にのぼせてつき殺すは西洋の刑なり、邪法とゝもに傳へ來りし、其前はなかりしことゝなん、邪法を禁ずる世なれば、これもやむべきことにや、木のそこに釣あげて射殺すなどは、昔よりなきにあらねど、それすら暴虐のわざを語り傳へたるにて、刑法にはあらず」うちつゞきて重刑行はるれば、輕刑は何とも思はぬは民情なり、穀貴くして百目以上の價二三年つゞきたる後は、八十目ばかりの穀は貴しとも思ひしらず、又四五十目の價二三年つゞきたる後、七十目の價となれば、あなつらしや、辛き世やとなきさけぶなり、民の情は皆かゝるものにぞありける

元の一代は大かに死刑なし、獄盡て重刑とおもへり、末の亂れたる時始て斬絞の刑を行ひたれば、天下の民大に驚ていよ〳〵そむくやうになりぬ、をさな子懼オドすに灸をすゑんといへば、蚊の脛ばかりの艾を見てあらおそろしと逃げまどふ、中に疳の病にて大なる灸をすゑたりし兒は、それ計りの艾は何事やあるとて、かくて恐るゝけしきなし、刑もかゝるたぐひなるべし

謀判二重判皆磔罪なるよし、露顯せば刑罰行はるべきを、對頭の訴へ出るまでは、しりながら糺明なし、又訴へ出るも親族などはかりて、私に金を償ひて訴へし者、金すみたゝもとより謀判にはあらざりしなど申せば、大かた罪はゆるさるゝなり、故に此重罪うちたゆる事なし、是は民心を正しくせん

賞刑の勸懲は脊と腹のたがひなれど、其趣はよく似たりけり、功あるものに賞を賜ふは、他の人を進めて皆見ならひて、かくやうに功を立よとの心なり、故に是を勸といふ也、をさなきをいつくしむあまりに、何をがなとて菓子など玉ふやうに、わがうれしさのあまりに何をがなとてろく賜ふにはあらずかし、さるを世にはをさなごの菓子なることそおほけれ、人の心に叶ふべき器などをもとめて奉れば賞あり、人皆みならひてかゝる器など奉れかしとおぼすにはあらず、遊興をたすくるわざして君の娛みとなれば賞あり、人皆見ならひて遊興をたすけよかしとおぼすにはあらじ、皆をさなの菓子の類なり、これはたゞ貨とか花とか名づくべし、まこと賞とはいひがたしや、萬民をくるしめて御倉の財をつみあぐれば賞あり、人皆みならひて民をくるしめよかしとおぼすにはあらじ、されど見ならふものおほきぞいと心うき

罪あるものに刑を加ふ、かゝるよこしまをすれば、かゝるうきめを見するはとて、他人を威して皆みごりをしてよこしまをなしそとの心也、故に是を懲といふなり、腹のたつまゝにいためくるしめて、是にて腹をゐるとおぼすにはあらず、鼠を生捕てころさんとするに、此鼠はいともにくし、わが秘藏の箱をそこなひぬ、わがはれ衣をくひさきたり、いたづらに殺しては腹はゐずとて、手足ををり、鬚をぬき、眼をくぢり、齒をたゝきおとし、口わきをさき、おきをすゑて毛をやきなど、まろびくるしみて、いきの絕るまでさゐなみて、あなこゝろよやとよろこぶものゝおほし、今の礫てふ鼠のさいなみに

正しくなりなん、さらば讓は人の心のうちより起りたるものと思ひあはすべし

我不才不德なるを自らもよくしりつゝ、大官顯職を競望するは愚の至り也、もし望の如く其の職にのぼりては、日夜憂懼れて病を引出す計りにて、何の樂みあるや、唯鼻を高くし肩をいからして、多く衆人の頓首を受るのみにぞ、かへものにはあたらぬあさなひなるべし、其臣下たるものも主の才德をよくしりながら、主をすゝめて競望に力を出し財を盡さしむ、おのれらもこの事に足を空にし、汗を流してこれを忠となづく、かれも亦おのれが鼻と肩にみやづかへするにぞ有ける、忠の字こそおぼつかなけれ、これも先途より出たる害なり

慶賀ある時京の上使はは〳〵しきことにて、位階も進むべし、家の面目にてもあるべし、先途をいひたて競望するもことわりといふべし、されど肩と鼻にさばかりけぢめなくて、財の費ゆる故にや君臣ともにいやがりて、これをのがれんと思をくるしむる也、是にても人情のあしく垢つきたるをしるべし

唐にて一法大官を命ずる時、其人必辭表を捧げて、讓るべき人二三名を出して薦むることあり、されど、其讓をゆるされず、なほ其人に命ずる也、よき法のやうなれど、是は後々又官を命ずる時、其薦られたること度々なりし人をとりて用ひんとの計策にて、後々は文具となれり、かくやうに法例を立るはよろしからず、たゞまことに退讓の心いでくるやうに導くべし

賞　刑

奉行を授るは、人皆笑ふべし、されどつらつらみれば、かゝる類世に多し、平安城の中比よりは皆かゝる類なるべし、唐にてよからぬ世には、醫者・伶人・□人など勞をつみて郡守縣令にもなれり、この郡縣の民はいかなる宿業にやと、いとをしきまでなりけり、たまたまには功あるものに官を授ることあり、これは才を拔擧るなり、功の賞にあらず、たとへば戰場にて足輕五百人の頭なるもの、横槍をいれて大軍をつき崩して、其功莫大にて武者ぶりよしとて、引あげて一手一萬騎の將とするは似たることなれど、前功にて其才を見とどけ、後の大功を要する也、人により官を擇ぶにはあらずかし、平時にもかゝる類あるべし、くはしくわかつべし

近きころより官職につきてよく人を擇ばせ給ふと見えたり、昔のごとくはあらず、至てよき事也、されど人々の競望はおなじさまなり、あらはしてこそいはね、朱門に足を空にし、嬖家戚里には財を運ぶ、人しれぬわざはいかなるにやはかりがたし、刀筆の吏點茶の竪にても、やゝ推選の權あるあたりは、其家かならず富をなす也、富といふものはおのづから入來るものにはあらず、必ずその徑蹊あるべし、すべて退讓の風なくして競望を媿る心なき故、かくはなり來るなりけり、いかで退讓の風を起して競をやむべきにや

座すれば席を讓り、ゆければ道を讓り、觴酒豆肉より始めて、よろづ目の前に近き所より敎を施すべきなめり、かくて讓は諂也、讓らぬは武道也といふことの絕果たらんには、垢もさえ風もおのづから

るはさのみ慚る色なし、逆さまなるわざにあらずや

世に負て勝といふ事あり、今儉約を守る人第宅・園池・美観ならで、人におとる一の負なり、輿馬羸弊、上下衣服鮮美ならず、人におとる二の負なり、宴會によき餚饌なく、人におとる三の負なり、器翫音樂なく、人におとる四の負なり、美姫孌童なく、人におとる五の負なり、此五負あれども、國とみ民やすく、諸士各藝術にふけり、器械精良に、兵糧倉に盈たり、もし不慮の事起らんには、隱然として一方の御固めなるべし、是大なる勝にあらずや、平日に此五勝にほこる人には、不慮の時まけずやはあるべき、官位は上より賜はるもの也、下より請ものにはあらず、然らば賜はるとても一旦辭退すべきこと也、或はこの時他の任に稱ふべき人をあげすゝめ、それに讓ることもあるべし、下より請はあしゝ、又家の先途といふあり、甚しき惡風なり、これは平安城の中比よりはじまりたることなるべし、そもそも王政の衰微は君の德による事なれども、法制のよからぬより衰たることぐさあきらかに四五箇條もあるなり、先途は其うちの一條、（官位といふに、今東にては實用なき官位もあり、今職といふもの實の官なり、されど文にてはさまでわかちがたし、文勢にしたがひて分ち見るべし）官によりて人を擇べばよき人出で、よく官に稱ふ人によりて官を擇べば、よき人いでずして官事すたる、唐にも此弊あり、ふかく愼むべきことにこそ

およそ勳功を賞するに位は尊くすべし、土田金帛はあたふべし、官もて賞とすることなし、萬々愼むべき事なり、官は才と德を擇びて授ること也、鹿狩の功を賞して倉奉行を授け、烹飪の勞を賞して鑪

退讓は治國の大機なり、それ禮樂は國の大典なり、退讓は輕きことのやうなれど、即この禮の根本なり、凡人をすゝめ、己をしりぞけ、へりくだる事なり、まさしく驕の反對なめり、行路にても避て道をあらそはぬは讓なり、人をおひちらしてゆくは驕なり、爭鬪も是よりおこるなり、今の人は此驕を見ては、まことの武士なりと賞譽す、讓を見ては怯懦也とか、諂諛也とか必そしりをなす、これはいかなることにや

唐にては他國の人に對してはわが國を弊邑と稱す、わが君を寡君といふ也、今の人は他國の人とまじはりたるに、とにかくにわが國をよしとのみいふ也、たがひたることにても、其座にていひ勝たるを手柄と覺へたり、これらは戰國の風の殘りたるにて、何事によらず人にまけぬを武士の志なりと思ふのみ、それ故無用の奢侈をなすも、わが奢欲より出たるはすくなし、唯人にまけまじくと願ふ心より、人が正宗の刀をさしてをれば、おのれも正宗をさゝではすまぬと思ひ、人が利休の茶柄を持てをれば、我もこれなくては叶はずとて、みだりに買もとめんと氣をいらつなり、まことに刀柄を愛して奢侈の過を忘れたるにあらずかし、唯このまけまじとはげむを武士の魂なりと思ひつめたるより、かくは習ひ來る也、其過をしらでひたすらに是を勝れたることゝして、みづからほこる色あり、才あり德ありて國の寶なる人を見ては、うらやむ心つかず、國の治まらぬを慚る心なし、財用乏くなりて行路にて從者の衣服見ぐるしければ、縲紲を受たるばかりに慚て寢食を安くせず、國の百姓一揆をおこした

花麗をいとへばこそ先代の御心にそむきて、元祖の御心にしたがはんとはする也、金石のかざり皆くち果たるぞよき、これ後代のため也

今まで日光の諸費は定めて國郡にて其わかちぞ有べき、それを其儘にたておくべし、經用に混ずべからず、日光の費大に減ずれば、此物大に庫に積るべし、これもろ〳〵の善事をなすの基本なれば愼で守るべし

空宮にては祭禮なし、駿河にて相當の祭供あるべし、祭法のみにて榊原家の進退による也、供の時音樂ありてもよし、世上の祭禮がましきことは不恭の至也、停止すべし

四月十七日に魚鳥を供すべし

年々此例幣使をやめて、年頭勅使をすこし延引し、三月中旬勅使下向駿河に三日ばかり逗留ありて、久能山神拜あるべし、是例幣の遺意也、事訖て東に下る後は年頭勅使の常儀也、一使にて事すむ、道中の繇役を省き、□にも事省く

日光法親王の事元來いかなる主意にや有けむ、下賤の知ざる心には何とやらん、公正ならぬ樣に疑はる也、其時の執政聰明敏達の譽は高けれ共、文學淺ければ禮典に明ならず、一通りの武人偏氣と云計ひにもや有らん、且秘奥の事諱忌多ければ議論もなし難し、唯三十六計やめるを上とすべし

退　讓

るとは、其名のみにてまことはしからずといふ巷說あり、さもあるべし
日光は皆空宮になして守衛を置べし
日光山舊來の伽藍僧院神宇は、其儘にて舊式の如くにてさし置べし、抑佛專神の政行はれん時には他處と一例なるべし、日光とて其けぢめあるべからず、百五十年以來に出來たるは、伽藍・僧院・神宇迄悉空靈となすべし、神佛器財はそれ〳〵寺社に送るべし、唯土田銅器は官に入べし、殘る物は金石の燈臺のみ、猷君の陵墓神居をやめて常の墳墓となすべし、爰にて神事佛事は設けず、江都供二諸祖一と一例輕重なし、空宮の守衛は小普請の人よかるべし、もしもと罪ありし人多ければ、祿の多少をいはず同格なり、先一生勤番と定て、其中に身持よく藝術よき人あらば、めしかへして三番に入べし、或は直に官職を命ずるもあるべし、定まりたる額もなく、歸る人あれば、往く人もあるべし、大抵此彼を配流と思ふべし、勤番に實用なし
小普請の中にてまづ妻子なき人をえらびて遣すべし、次に放蕩亡賴の人遣すべし、實體なる人遣すべからず、罪なくて幼少病氣にて小普請に入たる人遣べからず、此番頭は嚴毅の人をえらぶべし、秘計のやうなれど、號令には日光宮の事は破損ありとも、公命を受ざれば少々の修理もなすべからずと定めおきて、實はたてくさらしにするなり、火消の官人もかねて精力をつくさぬ心得あるべし、かゝる華麗は日の本にて再いできまじきを、いとをしき事也と人皆いふべし、此はまことの俗情なめり、

氣つまりて病出るものあるべし、不便の事なり、かゝる者は早く願出よかし、暇遣すべし、今用に立者とても苦からず、人と器とは有合といはずや、彼が出でたらば跡は何となるべきなどいふは愚なることよ、かれ頓死したらばいかゞすべきや、かくて願ひてまかでぬる、上﨟二人其次にも五六人ありとかや、其後はかまやのあたりまでも、佛のことといふもの絕はてけり、亦增上寺に仰て本堂の後に大なる穴ひとつほらせ給ふ、凡增上寺に納たる御先祖以來の傍親の位牌とりあつめて、此穴の內に安置し奉る、此序もろ〳〵御祈願所に納たる位牌、こと〴〵く取あつめておなじく此穴に入、是は位の高下に拘らず、凡宮中の女使保姆の類まで殘らずとの命なり、幼少の御方はまちかきをもこゝに安置す、さて土を掩ひて石文を建、林祭酒に命ありて此趣を記して後の戒をのこし給ふ、此事訖りて後輔弼の重臣を召されて、度牒綱所の事など議定し給ふと見て夢はさめけり

東照宮御一生の恭儉の盛德は、天下後世までも仰奉るとある也、然るを其後日光山の宮居こそ天下の花美を極めたりけり、朝鮮紅毛までひゞきわたれり、神慮に叶ひしともおもほへず、彼盛德を崩すにてぞありける、それにつきて數々のことも皆神慮にたがへり、今にてはいかゞすべきや恐あることなれど、今の良策をいはゞ、彼宮の神體てふ物を移して、駿河の國にかへし奉るべし、爰に本の宮居あれば其儘にて造作はいらず、本の神體にそへてあはせ納むべし、是はしばしの事也、後に併せて一體とすべし、是は其時節あるべし、土中の事は其儘にて動かす事なし、日光造營の時は改葬まし〳〵け

咎とかの姦僧らいひづるは極まりたることなり、水旱もしかり、さらば佛法をたておきたる時に、病死水旱もなきやは是は明白なることなれど、里民は素よりいふにたらず、公卿大夫にも此に動かぬ人は、百人の中に壹人も覺束なし、かねてよくいひ合ておくべし

斯まで政令をたてゝはみたるものゝ、このことまことによく行はれかしと願はゞ、まづ上の宮中を掃除して後外に及ぶべし、婦女はわきてかゝる惑のふかきものなれば、かの姦計も必是をつたひて行ふべし、されば掣肘多くして行ひがたし、後の反覆もまた必是をつたひて施すべし、此政行ひかけて中ごろにやむか、又行ひて後反覆するか、其害更に甚し、此政令を出さぬ方はるかにまさるべし、故に上下よく思慮を定て後にぞ行ふべき、備前國に一旦佛寺破壞ありしが、其後嗣の世にかの姦計に引倒され再建ありし、前日よりは熾盛なりしとかや、覆車の轍鑑みるべし、この宮中掃除のやうは下より申べきことにあらず、唯上の御計らひならではとてなん、おそれみながら思ひつゞけたる夢がたり、左にしるす、いと非あるべきことにや

ある夜の夢におほきみ何がしの局に語りての給ふらく、われ前世の宿業にやあらん、佛菩薩の物語をきけば、とにかくに心あしく覺ゆる、利生奇瑞は素より人の寺詣するなど、ふと耳にいれば、やがて快からず目くらむやうになんある、今よりわが前にて此を耳障りとなづけて、互にあひいましめてかたく口より出すな、次の間にてもかたるまじとなん、數日をへて又の給ふは、此の頃いひし耳障にて、

此法令よく定まりたる後は佛法年々衰微すべし、佛徒是を憂ひて何とぞ引かへさんと亦姦計をおこすべし、その時嚴刑を以て懲治すべし、緩ければ罪人多くなるべし

愚民の惑又起りて神道の奇瑞禎祥に傾くべし、此又國の害なり、かねて處置をなすべし

神官等上に格別神道を崇敬し給ふと思ひなば、おのづからほこりて肩をいからし、方外の訴訟をなし、無禮を行ふべし、諸官人かねてよく處置し、此は國政なり、上の好尚より出たる事にはあらぬわけをよく喩すべし、是にはしばらく刑を用ふべからず、此政令ひとたび行はれても後年もし反覆あらば、佛徒の驕蹇前に倍すべし、其時は悔るともしかたなかるべし、おそれつゝしみて守るべき事なり

神職は清潔にしてよく神につかへまつれば、其外には事なし、然るに神道に異端ありて、或は天道人道を說まぜて世を惑はす、或は禨祥災異を挾て人を眩惑す、其害佛とおなじきもあり、よく神官等を曉して、奉祀の外他念なきやうに戒むべし、神佛中の買主より卜相の類まで、皆土御門を窟穴とす、或は門人と稱し、或は家臣と名付、從來人を惑はす事甚し、土御門元來買主より起りたる家なれば、いふべきやうはなけれども、今專神の政行はれなば、此害又熾盛なるべし、さらば此窟穴を一掃除して、此後門人家臣を他國へ出す事を停止すべし、家の法ならば家内にて行ふのみ、是は國政なればとて、其家法の邪正をとはず、勅命の外は一言も門より外へは出すまじきとの議定あるべし、生老病死は人生の常なり、此法行はれて後上にてもしよからぬことあれば、此隙に乘てそれは何の祟、彼は何の

て、やがて神官となすべし、神官とて別に稽古修行はいらず、祭祀の儀式を覺てつとめたればよき也、もとより妻子ある徒なれば、いなむ事はあるまじ、吉田・白川家に隷してすむ也、京にては北野第一なり、其餘も是に準ず、皆本寺をはなる

祇園はいかなる神ぞや、俗唱の通り牛頭天王ならば社を建改て、僧ら妻子を出して眞の僧となるべし、もしわが國の神ならば、社は其儘にて僧は還俗すべし、是は一刀兩斷

伊勢・加茂・住吉の宮寺は最早く毀撤すべし、僧は寺に送るべし、尼は尼寺に送るべし、土田山林は官に入、前條におなじ

八幡の僧還俗して神官となること前條の如し、但此社もとより神官もあり、されど權甚微なり、僧は權重かりし故に、神官となりても是を此祭主とすべし、もとの神官はかへりて其下に屬すべし、皆官階を以て高下を定むべし、後の訟なきやうにはかるべし、浪華の生玉の社も此類なり、かく政をなし得たらば一向の外には火宅僧は斷絕するなり、凡僧寺に安置したる神社小祠は皆移して他の神社に入て末社とすべし、夷菅神社の類多し、天部社はかまひなし、但是にも兩部の言を禁ずべし」、天部神は伽藍のごとくなるべし、日の本の社作を營むべからず

かく入組たるやうなれどまことは宮守を毀撤すると、火宅僧を神官に轉ずるとの二條なり、天下にわかち行ふべし

僧の墮落は四海同風なれど、其に格別にて刑を蒙るものある時は、僧の罪によりて其寺を破却斷絶あるべし、諸侯以下大罪あれば其國邑家系斷絶する也、僧にかぎりて寺の斷絶なきはいかにぞや、是は今より古をなすべし、墳墓ある寺は堂塔のみ破却して、地面は同宗の寺に附屬すべし、檀越是に隨ふ、此外にも此類いかほどもあるべし

行末國の大害となるべきは一向宗なるべし、此手あては懈るべからず、但國家彊盛の內に起りたらば、忽撲滅して跡のためよき事なるべし、おとろへたる時ならばいかゞしらず

諸侯以下凡武家たるものは、一向宗につかぬといふ事幼時より聞たること也、法令にもある事にやしらず、今はかなたこなた武家の一向宗なるものあり、よからぬ事なり、はや〳〵停止あるべきことゝおもはるゝ

神

昔弘法といへる僧姦計を設て、兩部といふことはじめて我國の神々を籠罩せり、彼よりいへば妙策なるべし、此よりいへは姦計なり、今政たゞ此姦計をやぶるにあり、皆其實にかへりてよし、もろ〳〵の神社の鰐口を改て鈴をかくべし、是を惟一といふ也、惟一はなき言葉なり、兩部に對していひ出でたるなるべし、凡は神社は神官のみにて事すみたるを、宮寺とて其側に寺を建て神事をみだすはあるまじきと也、皆毀撤すべし、其尼寺も僧にて奉祀する神社あり、猶更にいはれなし、其僧を還俗させ

凡大地の僧坊は伽藍に付たるものなり、神社に社家町あるがごとし、京の天龍寺南都の興福寺の類、伽藍は燒失して數十百年再興ならず、僧坊のみ今に儼然たり、是佛は居處を失ひて、僧は衣食住を離れざるなり、僧の身にても安くはあるまじき事なり、たとへば興福寺の僧を東大寺に合住させ、天龍寺の僧を東福寺に合住させばよきほどの事なるべし、此に準じて天王寺の僧を法隆寺に合住させたるもよかるべし、香火功德のことはいづかたにありてもおなじ事なれば、何も難なし、舊地をはかりて十分一ほど廩米を給せば、合住の僧等饑寒の患はなかるべし、其外伽藍燒失の古寺は皆かくもあるべし、寺の數減ずれば僧の數はおのづから減ずべし、又この合併をおそれ、頽破すれども、勸化寄進を願ひ出るものもすくなくなるべし

諺に今は佛法衰微寺繁昌也といふ、是たがはぬ事なり、僧等種々術計を用ひて金錢を貪りとれども、僧行の正しき者は至てまれなり、俗人もこれをよくしりてまことの歸依隨喜はなし、たゞ其術計に陷て金錢を擲て、先祖の冥福其身の福德果報を祈るのみ、一向宗の外は皆害はあさくなりたり

凡僧行のあしくなるは、定りたる衣食なきと、衣食餘りあるとの二道より出る也、衣食なければ術計に他念なし、餘あれば奢侈にて不行儀になる、不行儀なれば亦金錢不足にして、術計に趣くよきほどの計らひもがな、或は衣食すくなき寺を廢して餘ある寺に合併せば、おのづから僧行もなほるべし、さて少しは不足なるかたをよしとすべし、餘あるか十分なるは萬によき事はいでこぬものなり

には罪科なし、折節僧家困革の政行はるれば、此國にて僧徒の困難をお救ふべし、又孤獨にも惠むべし、さらば祖師の心に叶ふべし、汝等も本望なるべし、此後も例によりて埋みたくば埋み、積りたる時例によりて沒收すべしとなん、此國の金多少によらず、皆新政の事に用ひ盡すべし、露計りも官庫に入るべからず、此新政少しも聚斂の意なきことを明白に民に示すべし

此度毀撤寺の山林土田は、其村にて別に籍を作りて村正是を掌るべし、土田は貧民にかして三歳租稅を復し、其貧民よき農民となりたる時を見計ひて即此田をあたへ、其後は租稅を出すこと通例の如し、但籍は其儘わかち置くべし、是は後日に用ひかたあるべし、山林も大抵同樣、但三年民にかすことはあしゝ、山林あれる故なり

山林は唯下刈のみをして、木のよくおひたつやうになしおくべし、山林盛昌なれば其旁近邊旱損を免るべし

唐にては饑饉の賑恤、亦其の外にも上より度牒を賣ことあり、是は甚よからぬこと也、又臣下の死喪に度牒若干備ふることあり、是もあしゝ、これら並に禁令をいだしおくべし、さらずば聚斂の小人唐例を引て姦計をなすべし、是僧人の數增長する惡政也

古寺大地の今に殘りたるは、大害なしといへども小益もなし、唯いたづらに土地をふさぐのみ、火災および頽破の時に、合併の政ありたきものなり

るは、さのみ惡事とも□□□今日前の法をたつるに社家・儒家・醫家は寺證文いらず、各其家より人別をかき出す、官にても閭長にても、寺證文を納むる所に送るべし、婢僕こゝに仕る者は證文いらず、さて此三家も平日たのみ寺といふ者は、例の通りたて置もよし、音信を通ずるも禁なし、是は葬埋の妨なきためなり、しばしの内の事なり

まことや智恩院に埋金てふ物夥しくありといふ、是は此宗の諸儒(僧カ)長老なりといふことをするに、本山に謝禮をのぶる時、別に金一兩を祖師堂に捧る例なり、本寺にてこれに手をつけることなし、廣き宗門なれば諸國より捧るは毎日のやうなり、おほく積りたる時に堂の下を掘て埋おくとなり、さいつころ東の官人他の事にて京に登りしが、これを聞つけて猥に糺しかゝりしが、あまりに數おほかりければ糺しかね、中ごろにてやみぬとなん、巷說なればおぼつかなし、もしまことならば幸の事なり、此新政につきて費ををしまず、民の怨なきやうに何事もよろしくいできなん、たとへば毀撤の時も猥に民を勞せず、工食をあまるばかりあたふべし、僧の遷移にも資用をあたふべし、還俗するものにはそれ〳〵生業の資をあたへん、餘りあらば鰥寡孤獨にわかちあたふべし、あはれ此寺に嚴命して、官吏を遣して此金を掘出し悉沒收し、さて僧徒に命ずべきは、凡金錢は國の寶にて、流通して民を利するものなり、此を土中に埋置て何の益かある、いたづらに民の利用をふさぐのみなり、祖師の心にも叶ふまじき事也、此罪によりて沒收したる也、但前々より例によりてなし來れる事なれば、今の僧徒

誇り僧を憎む身にても、古寺の廢頽を見ては涙をおとすなり、畢竟わけもなき事なり、かねてよくわきまふべし、かゝる人の説にひかれては口をしき事なり、光明皇后御手製の糞の篋、今の世に殘りたりとて何になるべきや、民の膏血を搾りて建たる寺、また民の惑をふかくして、千歳後の今まで天下の疣贅積塊となりたるものなれば、皆糞篋なめり、惜むにたらず、まして弑逆王子の建られし寺などは、是を拜みなばわが身に汚のつくべきことにこそ

日の本の佛法は弑逆臣子より始て興隆したる法なれば、爰にてはよからぬ事としるべし、鎌子大臣の賊臣を誅せし時、此法たちどころに斷滅あるべきを、なほかくたておかれしはいとあやしき事なりやすべて佛法興隆を大善事といひならはして、わが命にもかふるものあり、是戒行よき僧にもありて、人の心を動かすこともあり、骨髓にしみつきたる病なるべし、是を心得てみだりに動くべからず、もとより惑なれば、是によりて命を捨たる者を賞譽すべからず、亦姦僧はこれを棒にふりまはして、里俗を刧しおとして信をとるなり、にくむべし

すべて彼等がいふ善も惡も、筋の違ひたる事なり、君を弑して佛法を興隆すれば、名づけて大善事とするなり、愚民の聖德を崇びてをがむは、おのれいつにても君を弑すべきと思ふにや、佛語の諸惡莫作、諸善奉行も、言の上には少しも假はなけれども、其善といひ惡といひしものゝたがひたれば、始よりとり處なき也、堂塔を莊嚴し、布施を厚くし、放生慈悲を大善事と思ひて、君を弑し親をすつ

に入べし、然らばまことの出家といふべし、還俗を願ふ者はゆるす、還俗してなほ法義を唱ふるものは死刑

山伏の頭巾帶刀尤禁斷すべし、彼だに平日僧衣にてすめば、ことをかぐことあらじを、諸事天台宗眞宗の行儀を守るべし、聖護院・三寶院も叡山末寺とすべし、諸山伏皆此に從ふ、其宗門にて修行する事はいかさまにもあれ、外貌は眞言天台にあらざる異形を禁ずる也、二院の山入といふこと永く禁斷すべし

凡大寺につきたる庵者坊官の類、妻子ある者皆禁斷すべし、寺に入は僧となす、還俗を願へばゆるして其職をやむ

宗旨證文は停止してよき事なれども、邪法の吟味には少し益あれば、しばらくもとの如くたて置べし、里民の惑といふものはこゝに枯れば彼に生ず、野中の草のごとし、今までの宗門の外は嚴禁なれば、しばらく此にてよし、後世此惑民心にはれて、別法のおこるべき慮なき時を待て、都會及村里の內外にある寺を悉く毀撤して、證文を停止すべし、亦其後民風いよ〳〵定りたる時に、山中の寺まで皆毀撤すべし、今は時節はやし

いとふるき物の殘りたるは人皆めづるものなり、されば古寺の廢頽を興復するとだにいへば、おのづから金錢ををしまぬ情あり、佛法の信不信にはかゝはらぬものなり、好古の癖ふかき人は、平生佛を

なり、素より還俗の上なり、經書を講ずる人を迎へて爰に講筵を開くべし、町の集會を遊里めきたる所にて設くる事あしゝ、魚店の座敷にてするもよからず、すべて此會所にて行ふべし、後には郷領のやうにもなるべし

法華宗は中にも毒ふかし、其害一向に亞ぐべし

法華宗に日本諸神を籠套する事を停止すべし、兩部の盛なる時節に立たる宗門なれば、深く咎むるにたらねど、今兩部を停止あれば、此宗も必改むべし、天竺にていふ天部神はかまひなし、唯日本諸神のことをいふ也、是國政なれば違背すまじと、其本寺の主僧を綱所に召して嚴命を下すべし、もし祖師よりの宗風なれとて命を拒ぐならば、此一宗を斷滅して主僧を流刑に處すべし、さて法華宗を耶蘇宗にならべて寺證文に入べし、主僧命に隨はゞ本寺より命を傳へて、末寺みな改むべし、曼陀羅といふものを書改むべし、僧俗ともに舊來の曼陀羅を燒失べし、命を畔きかくし置ものあらば死刑

右の法制すこしあらければ、諸宗の事よく定まり終てのちに命ずべし

聖天尤あしきもの也、耶蘇をさる事遠からず、天下中皆其祠を毀撤すべし、命を拒ものは死刑前に宗門をたてさ□なり、主僧に罪なし、毀撤も難からず、法華宗斷滅の時ならば、法華宗につぎて寺證文に入べし、もし此祠を失ひて寺貧困するとて願ひ出るものあらば、幸に此寺をも毀撤すべし

山伏の中抱妻葷食して村里に住居するものあり、大に風俗をやぶる、是を嚴禁すべし、妻子を捨て寺

談の跡にて、解結とやら安心とやら尤害あり、又門徒らうち集りて申合せとやら名づけて、法談安心の類なることをする也、是は害の至極なり、更に禁を嚴にすべし、俗人は寺にゆきて僧の法談を聞にてすみたる事也、其外の事はみな邪法に近し

門徒の黨を結ぶことと上をおそれざるわざなり、近頃京都にて一騷動ありて罪人多く江戶にひかれ、死たる者も少からず、三年をへてやうやくさだまりぬ、かゝること度々に及びなば、定めて嚴刑あるべし、此宗斷滅して門徒等も死刑多かるべし、さらば耶蘇宗同樣になりはつべし、是れをおそれずや、今よりはいたくつゝしみて、かゝる禍まぬかれよかし、此度の新令は全く山を救ひて、永く無事ならしめんとの厚き御惠なりと僧俗ともによく喩すべし

一向宗に限りて必寺を村里の中に置て齊民に偏著す、大に害あり、其宗法のことなれば俄に改めがたし、燒失の時破壞して、再建の時に其地を沒收して、偏境寺町の裔などにて替地を與ふべし、武器を沒收し俗體帶刀家來を停止するは諸宗とおなじ、葷食の外諸宗とかはる事すくなし、村里の小道場甚多し、是も時を待て合併すべし

一法寺町の末にて地面をあたへ、寺を建て渡し、合併して三五を一寺とす、明たる小道場を轉じて町の會所の如くすべし、手跡指南者を看守とす、町內の會議賀宴等爰にて行ふ

罷廢の寺僧幷妻子は飢渴を免がたし、少し計りの惠あるべし、此僧を出家に仕立るもあるべし、兩使

みて、再建の望も絶たれば、合併をよろこぶ者もあるべし
村里勸化は萬々許すべからず
本願寺宗は其害尤甚し、處置ゟ易からず、まづ今より公家武家と婚姻を通ずる事を停止すべし、門跡の婚も同宗の内にての事たるべし、もとより出家なれば姓なし、姓の異同には論なきなり
門跡には連枝といふものあり、今より制を定めて此連枝より輪番まで門跡を持べし、さては奢淫も少かるべし、輪番は一年ヅヽよし、しひて三年を限とすべし、さては妻子をわが寺におきて、獨身にて門跡をつとむべし、何事もさわがしからで、其身のためもよろし
本願寺と門跡の私室をわかちて、寺は清淨にして魚鳥を用ひず、私室は禁なしと定むべし、いづれにも寺の厨にて魚鳥を烹はあしゝ、かれは宗門のことなりと、かれ廿八日に精進する違なきとなり、諸法事の時もしかり、凡遠方の門徒寺に詣ば、大かたは年忌の爲か、喪ありて骨を納めに來なり、それに魚鳥の饌をすゆるはあさましき事也、法儀の爲にもよろしからず、寺の厨にて鰻をさき蟹觧を焦殺すはめざましきわざなりや、親鸞もよしとはいはじ、役人どもゝ寺にては魚鳥をくはぬことゝ覺ゆるぞよき、親鸞の時は寺なし、故にかゝる法はたゝざりけり、凡生たる物を殺すは、私室にても憚るべきものをや、あまりに佛理にうとき事也
一向宗の座敷法談を禁ずべし、是は前方願ひありてゆるされし事なれば、今にては大に害あり、亦法

は親藩の重き方兼領あるべし

僧徒年始以下の拜禮、綱所にて別當に謁して歸るべし、遠方よりの朝賀もみな綱所に至る、年ごとに出たるは七年に一度、其外は住職代替りに綱所にいたる、大朝にいたる者は增上寺のみ、別當は上の御名代の儀にて、僧徒尊敬すべし

諸住職の年臈を改め糺し、戒行を選むは本寺の職なり、牒を受る時本寺より證文を出す、後に此僧惡行あらば、本寺も罰を被るべし

度牒を受る時、黃金一枚綱所に納

叡山・黑谷・知恩院・妙心寺・本圀寺この大本寺の外に、みづから一本寺と稱する小本寺あり、これらの內にまぎらはしき惡道あり、其宗源を探りて皆大本寺に屬して末寺となすべし、直に綱所に屬せず、其分派□□の儀式作法はかまひなし

此新令の極意奧秘はとまれかくまれ、寺の數を減じて僧の員を少くするにあり、員數減少すれば衣食おのづから不足なし、不足なければ假譎の姦計すくなし、これらもと罪にはあらず、困窮させぬぞ仁政なる

大小寺の頹破にて、上の修理再建を願出るものあらば、綱所にて一應其願書を請取おきて、とにかくに年月を引延し、まこと室壞れ柱朽に及で合併を議すべし、願出たる僧は死盡て、今の僧ら頹傾に苦

とあるべからず、もし是等のことにて訴訟に及ばゞ嚴罰あるべし、まづ政令を叶くの罪あれば、跡の曲直は必しもとはず、其寺は毀撤すべし、訟僧は脱衣度牒を引あぐる、本寺にも罰あるべし

諸宗旦越在家にて年忌法事・及諸齋會・誦經・説法する事皆あしゝ、念佛講・行者講まで皆禁ずべし、功徳の心ならば、其具を持往て寺にて施行すべし、寺にも便あり、在家にも便あり

凡僧徒旅行にあらずして人家に止宿すべからず、是は佛家にても戒禁あることなり

寺にて齋會・説法するに日暮を限とすべし、夜に入てはよからぬ事多し

在家にて般若轉讀も禁斷すべし

閭里に居住する道心者といふもの害多し、山伏・卜相の類も閭里に雜居するは害多し、其の中には人を騙して財をつみ、宅地を買て住する者もあり、此等皆放逐すべし

行者にもあらで、俗體にて大嶺法を唱へ、在家にて祈禱するあり、禁斷すべし

卜相其外諸の買主、みな土御門家の門人家來と稱して横行する也、是は土御門の罪也、これをひとあてあてゝ、此事を停止すべし

僧綱所は上野法親王の故宮其儘にてよろしかるべきか、上野の陵墓は別に垣牆を施て、僧上寺の兼領たるべし

綱所の官人に僧を用べからず、僧は我執つよく偏頗多き者なり、寺社方の官人兼領あるべき也、別當

政令を畔く時忽毀撤すべし、□□□□□其末におくぞよき、是は毀撤の時心得あるべし、甲寺を毀に土地がらよければ、乙寺を毀て、乙寺の長老額を持て甲寺に移るもよし

僧の出行に薙刀をもたせる事いかなるわざにや、第一殺生を戒むる身として、殺生の械を用意するは、何時にても無禮の人を殺べしとの心にや、あさましき事也

およそ僧尼に兵甲を貯ることを禁制すべし、棒も許すべからず、もし盜賊の戒備には、鳩の杖とあふことを用ゆべし

寺中に俗體帶刀の家來を置べからず、履を取荷をかつぐ奴僕のみはゆるす、是も無刀帶刀の侍を駕脇に召連たる、いと見苦しき也、是も薙刀の心成べし禁ずべし、弟子にて事すむ也、右の事ども二箇年の内に定めて、第三年に度牒の政行ふ、牒の文は古例に隨ふべし、是は唐令を移したるものと聞、各本寺にて衆僧を選びて、年三十以上戒行正しき者を籍して綱所に上る、綱所本寺長老の印記を驗して、それ〳〵度牒を給す、末寺長老欠たる時、本寺この牒僧を選みて、年四十以上なるを長老に補す、本寺長老欠たる時、衆長老相推選びて一人を補す、是を定法とす、然るに始て令を出す時、本寺長老を初として、衆長老まで皆選なくて住職してをるものどもなれば、しばらく選の沙汰なく、もとのまゝにて住職にたておく也、其欠たる時に堅く定法を守るべし、大小とも選に中る人なければ、看寺をたてゝ住職を撰す、かねて後任を定めおくべからず、或は弟子の內に法嗣などいひて、住職を讓るこ

不足なければ、別に假譎を設けて愚民を眩惑するの念なし、又其暇もなし、およそ假譎多きは新建の無緣地なめり、あらかじめ法を定め置て、或は燒失の時、或は頽破の時、或は住持惡行ある時、或は公法を畔く時、皆毀撤すべし、器財は同宗の寺に歸す、土田銅器は官に入

數年を經て三五寺を併せて一寺とすべし、今の寺町といふ樣に諸宗一處にあるはよき、毀撤の時其心得あるべし、甲寺に罪あるとき寺を毀撤して、乙寺の僧を額ともに甲寺に移すこともあるべし、旦越は兩寺のものを一寺に歸す、但寺よりかしつけたる金銀はありとも、訴訟取あげなし

三都内外の大寺のこと、一寺を以ていはゞ、京妙心寺に塔中とて僧院百餘あり、門外にもあり、其長老死したる時、旁院に命じ兼領せしむべし、二株を一人にて持也、三五株にも及ばゞなほ更よし、門外の院此によりて次第に門内に入るべし、あきたる寺當分は弟子を遣し看守さするとも、終には頽破の時毀撤すべし、門外の院は最早く毀撤すべし、土地銅器は官に入、是は外院のみ、數箇寺兼領すれば收納倍すべし、是長老喜悅の事也、諸大寺皆此に準ず、比叡山最先とすべし

有馬舘人に一の湯萱房、二の湯若狹屋兵左衞門と號する類多し、この類小寺は別段にて、同宗にて兼領す、毀撤は右の外院の如し、小都會の地は合併して一宗一寺と定むべし東西一向は兩宗に準ず兩寺を停止すべし、宗數少きは彌〻轉じて增すべからず、此も衣食足て眩惑をさせぬ術也、是は先から法を立ておきて急に毀撤せず、燒失の時、頽破の時、或は貧困支がたき時、長老死して嗣もなき時、寺に訟獄ある時、長老惡ある時、

玉ふべし、夫の爵にもよるべし、母の貴からぬは又おとして、淸華より下の家にも嫁し玉ふべし、或は姪娣のやうに貴皇女にみやづかへして、同じく嫁し給ふもよし、およそ皇女は御一代ぎりに湯沐の奉あるべし、是は廩米よし

三都の内外享保以來新建の寺を皆毀撤すべし、新建は大抵無緣地にて、定まりたる旦越なし、墳墓もすくなし、毀撤に易し、たとひ墳墓ありとも火葬なるべければ、骨を骨塔に送りてよし、萬一土葬あらば、少し差異あるべし、或は其隣寺に土地を添て增與ふるか、葬りし家に命じて改葬せしむるか、發掘無慚のふまひをなすべからず、其寺住僧の墳ならば、新建の罪人なれば遠慮なき事也、塔を倒して骨を骨塔へ送るべし、その器財は各其本寺に送るべし、但鐘磬の類銅器は官に入て鎔滅す、土田山林は皆官に入、たとひ財主の寄附したるも、寺僧の買得したるもえらびなし、新建の罪ある故なり新建はもと官禁あれば、なき筈なるを、僞を設て再建と稱し、或は引地と名づけ、形もなきことにて上を欺き、新建にまぎれなき事なれば、この罪を糺明あらんに、返答は一言もなかるべし、今鄕村に少少の庵廬をかたどりて、田地の字を改めて寺院の號となすものおほし、目前に害なきことなれば、庄官等も許して籍に改注すべし、これは他日他所より寺號を買に來るを待なり、今時いづかたにもあること也、是にて從來新建の罪明白なり

都て寺の數を減ずるぞよき、寺少ければ旦越多し、旦越多ければ收納多くして寺務煩多なり、衣食に

の子孫入て續べし、もし其人なくば空宮して僚屬事を掌るべし、他姓の嗣を立べからず、近代皇胤の狹くなりしは、皇子入道し給ふによりてなり、懲べき事にこそ
攝家門跡といふ者も皆右に準じて、其儘にて轉じて別となすべし
尼宮攝家尼主並に還俗あるべし、皇族の尼は攝家別當に嫁すべし、攝家尼は親王別當に嫁すべし
皇族の尼は攝家別當に嫁すべし、攝家別當にも其血胤を尋ぬれば、皇族の筋なるも多ければ、別義を以て攝家別當に嫁するもよし、皇族の尼も養女の儀にて、もとは藤氏なるもあるべし、此は親王別當に嫁するもよし、皇藤ともに男女の系屬遠きは、混通するも苦しからず、おの〳〵年をえらみて婚をなさば、大抵は行はれたるべし、もし老尼嫁すべき年にあらざるは、還俗してかりに其尼寺の別當となして其世を終るべし、其の間には尼寺悉毀撤するの時にいたるべし
一向僧の外には門跡の號やむなり、一向僧は準號にて眞門跡にあらざれど、門跡の號海內にひろまりて、邊鄙にては門跡とだにいへば一向と覺へたり、さればこれのみ故に許しおきてよし
諸男僧還俗して女僧をめとらんと請はゞ許すべし、既往の罪ありとも糺すに足らず、別當の宮室は今までの門跡の時のまゝにて用ゆ、初より隨從の僧徒は、もとより眞僧徒の心なるはなし、皆還俗して別當の臣僚となすべし、もとより妻子ある者共なれば、其喜可ㇾ掬ほどにもあるべし、是をつどふものあるべきやは、まして親王をや、今より皇女は皇子より格式二三等をおとして、攝家淸華の藤氏に嫁し

大諸侯に諱一字を賜ふとも、益なき事にや

抑佛

是は大儀なり、事に先ちてまづ號令すらく、近年の內度牒の政行はるべき間、今年より三ヶ年の間、天下中僧尼の得度を停止すべし、今より俗姓の高下貴賤に拘はらず、戒行學識を選びて次第に昇進すべし、是は度牒定まりて後命あるべし、今迄の事は其儘にておかるべし、唯一寺後住の料に貴族の子を寺中にやしなひ置たる分は、皆其の家にかへすべし、寺の住職死したりとも、三ヶ年の間は後住を補せず、其の跡は弟子にても衆僧にても、看守となして住職を攝すべし、さて是より新政あり、日光宮還俗二品親王常陸大守兼日光宮別當にて京住あるべし

大佛宮還俗二品親王上野大守兼比叡山別當

一乘院宮還俗二品親王上總大守兼春日宮東大寺別當大乘院は廢罷して、其職掌悉く別當に歸す、兩權相爭て訴訟止時なき故なり、皆大乘の罪にもあらねど、一を廢すれば訟はやむなり、およそ訴訟は僧尼の大罪なれば曲直の辨なし、新政の序に此根を斷べし、大乘院の地面も別當に入、別當の北臺の館としてよろしき也、今まで二院の租稅廩給皆一別當に歸す、此は餘あるべき事也、日光大佛も此に準ず、凡諸法親王幷に是に準ず、此後皇子あるにまかせて、この例に隨て親王の家建べし、或は攝家門跡などいふ處々をも引あげて親王別當とすべし、其大小に拘はらず、親王家に嗣子なくば、諸親王

類ひ出づべし、およそ系を正しくするには、兩家熟談といふヶ條を立べし、されば人情をもやぶらず」保姆の類たとひ功勞ありて祿を受るとも、一代ぎり定りたる事也、實子ありとも母の祿を承繼はあるまじきことなり、まして養子にて繼をや、もし其子弟この婦人の蔭にて、出つかへて祿を請るは別のことなり、其人即其家の元祖也

外戚にて進みたる人は、本系の親族もあるまじければ、他姓養子を許すべし、かゝる類およそ祖先より國家に勳勞なき家は、無子絶にてよきことなれど、さすれば其一家中の者流離いたましき事也故にかはらず立おかるゝも仁政の一なるべし

他姓養子をゆるさるゝ家は無子絶の類と思ふべし

嬖幸外戚の家にても、別に勳勞ありて顯はれたるは此例にあらず

輕からぬ諸侯の中に、其元祖の幼稚の時、其外祖父にて外姓を假て近侍に出仕へたるもあり、この人才幹ありて顯職にのぼれり、今に外姓を唱るはいと口をしきなり、これらは原姓にかへして、其顯れたる人を元祖とすべし

賜姓の事漢高以來たま〳〵ありしこと也、近代益盛になりたり、これは亂世綏撫の一術なれば咎むべくもあらず、今清平の世となりて其まゝなるはいとくちをしきや、皆原姓にかへしてよからん、其國の人民も喜悦すべし、國臣にもかゝる類多し、同じく改めしむべし

世の悪風なり、是をかたく停止あるべし、今までの事を改むるにはあらず、只此後をつゝしみて本系をよく守るべし、但後來繼嗣の議を待て先非を改るのみ

諸侯の世子十七歳以上受領も謁見もすみたるうへは、世子の交り諸侯に達するなれば、其父末期に此子を跡目にと願ふには及ばぬ事也、是は甚重複してよからず、或は是によりて小人の姦巧をまねく事あるべし

子なき諸侯在國中の病氣にも、嗣子の顔は出すまじきこと也、歸國の時男子なければ必假養子を願出してあれば、たとひ願書を上るとも、繼子は先だちて申置たりとばかりにて、其人の名をしるすべからず、是も姦巧をまねく端なればなり

假養子を書出す時つまびらかに系統を正すべし、假の事とてなほざりにすべからず

歸宗

これはおしなべて命じがたく、今諸侯以下の他姓養子受領拜謁などすみて、世子と定りたるは其儘にさしおき、いまだ幼稚にて、世子の位いまだ定らざるは、離ちて實方へかへすべし、更に本系を求めて統を正しくすべし、其定りたる世にも、位をつぎて後子あらば、實方へかへして更に本系の義嗣を求むべし、萬一義嗣の人なくば別に公裁を請べし、世子の位定りたる後にても、實方の嗣子早世して義嗣を求ることあらば、兩家熟談して彼世子を離ちてかへすもよし、是は公命にあらず、兩家より

り、本系より出て支家を繼たるもあり、同宗の子を迎たるもあるべし、みな本系無雜と巻の上に題すべし
他姓のまじりたる明にしるすべし、假父は論ぜず、數十世前にわかれたる同姓は異姓に準ず、此度は同宗ならではとらず、右は有封闕内侯以上のことなり
かく糺明するは急の用にもあらず、此後諸侯養子願のあらん時、この巻にて改めたゞさん爲なり、いかにもして本系の血筋に立かへれかしと思ふなり、されば願を出す人も、此意をうけて本系を主とすべし
娘をたてゝそれにあはせたる義嗣はこのまぬこと也、娘の血筋にはかゝはらぬ道理をよくわきまへしるべし、およそ娘にあはせたる養子は、この娘子なくて妾腹に男子あれば、妾腹の子あとをつぐべし、わづか一代を歷て娘をたてたる詮なし、此娘もし早世したらば、後妻をいるゝは定りたる事なり、尙更詮なき事也、富商大賈に此たぐひおほし、いか計り積蓄へたるものも、一朝に他人の物となる、家號の殘りたるのみ也、あさましきわざなりや
諸侯には系嗣の心あてに、ひかへとて支家の小侯あり、又閑居の公子もこれよきことなるを、今はこの支家小侯に子なければ、他姓養子をするかたもありとかや、本意を失ふ事なり
支家も閑居もありながら、もし格別貴族より商議あれば、支家閑居をすてゝ貴族の子を迎ること今の

入たる人は五十になるまで、うか〳〵として無藝無能一生御用にたゝざる咎あり、病身にて入りたる人は、罪咎はなけれども前に準ずべし、まこと義理の心忠義の節あらば、病身とてもしかたあるべし、病身といひたてゝ、うか〳〵と一生を氣樂にくらすは、不忠の咎なきにしもあらずかしこの中の惡黨は上より賜りたる第宅を人にかして賃をとり、おのれは獨身にて厩などにかゞまりをり、或はかしたる家の板敷の下に窟室をつくりて家とし、晝夜となく放蕩不法をなしありくとなむ、かゝる者を共まゝにゆるしおかるゝは寛惠の過たるなり、政とは思はれず、かゝるものゝいかに願へばとて、養子をゆるさるゝは何事ぞや、家と知行あれば養子となるものもなきにあらねど、其人も思ひやるべし、おなじ惡黨にこそ、さらでは商賈など假父をとりて來るべし、匪人もありと聞なり、およそ惡黨のきこえあらんものは、皆一代ぎりにして家も祿も召放さるべし、其存生の内に糺明差遣のしかたもあるべけれ、こゝにはいはず

系譜

公命にて諸侯以下の系譜を徵さるべし、御先代の御改とは別の儀なり、唯慶長以來承傳の血筋を正しくするのみ、かく薩・奥・肥などの大諸侯は血流のまぎらはしきことはなかるべけれど、支家より入たるもあれば、序ながら正しおくもよし、この系譜に女子の血統は書出すに及ばず、本系の血胤のみ也、たとひ他家を繼たりとも、本系の血胤なればしるすべし、諸侯の跡目支家より入て繼たるもあ

きよし、窮困を免かるゝのみにあらず、親族の勝手よきこともあるべし、とりかへ子といふもの元より國禁なれども、今に絕ずと聞く、嚴禁あるべし

義嗣

無子絕といふことは古の定法にて、道理に叶ひたることなり、さなくては新士を取立ることはならぬ算數なり、古家は其まゝ子なきも必養子にて家をたて、又新士を年々取立る故、士流猥におほくなるなり、道理に叶はず、今侯家の窮困のわけ數箇條ある中の一箇條は、養子也、無子絕てふことをふときけば、何やらん不仁なるやうに人皆思ふべし、其跡の政に心づかぬ故なめり、恤俸だにあれば不仁の累はなし、有封關内侯以上は別論なり、こゝにいはず

家がらによりて、實子なくても絕まじき家あるべし、其身五十以上にて願ひ出べし、親弟か從子孫にかぎるべし、此を義嗣といふ、減祿あるべし、もし孫ありて讓るは、義嗣の列にあらず

弟なれば弟といひてよし、孫なれば孫といひてよし、從子孫もおなじ、改めて子と名づくるには及ばず

義嗣になるべき人、たとひ其の父祖より他姓を繼たりとも、血胤にまぎれなければ同姓の義に從ふ、父祖より他姓相續したる人の實方の親族は義嗣にあらず、必ず其家の姓によりて定むべし、小普請に入たる衆は、義嗣の願出すべからず、其わけは罪ありて入たる人は、罪にて一等くだす也、幼少にて

なる者だに相應なれば事をすゝすなり、さて此養子過惡ありて罪にかゝれば、其家斷絶する也、亡命にても斷絶す、其老弱の難儀いかばかりぞや、實子にても不肖なれば是非なき事なれ共、それはそれにて覺悟すべし、家をたてん爲のみにて、他人をいれて家財をあたへ、其人に家を潰さるゝは無念の至りなるべし、大抵養子には不肖おほし、家系を大切と思ふ心なき故なるべし、急養子はことさらなり、或人養子にてもよき人がらにて、其家繁昌するものあり、是はいかにといふ、今富商大賈に至賤の女を愛して、それを本妻とするものあれば、其家必衰微すべしと人皆いふなり、是違ふ事なし、されどおほき中には、至てよき女ありてよく家ををさめ、ますく繁昌するもあり、衰へたる家を再興するもあり、又禮をとゝのへて迎たる女に家をやぶるもあり、善惡のかたはしをとらへていふは通論にあらず

惡養子に出合したる母の心になりて見よ、斷滅の禍目前にありて、それを逐出しても斷滅はおなじ事なれば、さもならず、恤俸をうけて老後安穩なるとは、雲泥の違ひなるべし

罪ありて流死したる人も、公罪或連累なれば家系は斷滅するとも、其妻子は恤俸をあたふるもあるべし

千石取たる人の跡は、百人扶持と大略を定めて、一人に十人扶持にてよかるべし

大小ともに老弱一兩人なるは、親族の家に寄住するも多かるべし、此恤俸を持てゆけば、親族の顏つ

鰥寡孤を恵むは、聖王の仁政なり、然るに是より急なる事あれば、こゝにいはず

輕き士流貧窮に苦しみ、或は心得たがへて亡命したる、或は過あり罪をおそれて亡命したる、其家内老弱饑寒に困むはいたましきものなれど、亡命の罪あれば、それを一々に惠みなば、亡命日々におほくなるべし、それにて過惡を勸るやうになりゆくべし、故にこれもさしおく、但老年まで無事につとめて、子なくして死たる時、跡目なければ祿なし、殘りたる老弱饑寒に困むべし、是には恤俸あるべし

恤俸の法、たとへば百石とりし家は十人扶持、大略を定めて老弱五人なれば、一人に二人扶持にて過不足なし、二三人なれば餘あり、六人以上なれば不足、上より餘るをとりて不足を補にて、大抵一人に二人扶持にて通行すべし、老女癈疾は生涯扶持なり、寡婦再嫁すれば其嫁するまで、女子は嫁年迄、嫁年過て嫁せざれば扶持をとゞむる、人數は年を經て減あり增なし、其家に養女あれば、其實方へ引渡すべし、僞て年をかくす者、養子を實子といつはるもの糺すべし、この株を買取冐して恤俸を受るものは嚴禁あるべし、かへす方なくて同居養育を願ふものあるべし、是をゆるすとも、恤俸はあたへず

寡婦一旦恤俸をはなれて再嫁したるもの、其後離緣して立歸りたりとも、再恤俸なし

今まで恤俸の政なき老者は、死後の事を慮りて養子をするなり、或は末後急養子といふことあり、或は實子幼少なれば代番を立るもあり、此急養子たとへば親族の選もなく、出所をも糺さず、唯假父に

赤袴
朝廷官女の緋袴の制に同じ、但裾を折て衣と同じ
白襪
袿
ウチカケ制常用のごとし、地も色彩も織文も並に嚴禁なし、是は長して地に曳べし、各身の分限を料りてよき程にすべし、初より此を着すれば、色なほしの用意いらず、亦婿方より色直し出すことなし、夏は羅
此を夫人の正服と定め、此後は年始諸節、及び慶賀の儀式皆此正服を用、外の褻服を儀式に用ひず、婚以前は童女なれば、この服は用ひず
婦人喪服
被幃
藤布を用ふ、製上におなじ
小袖
白木綿　夏は白ざらし
恤　俸

墨もてつくろひてもかなはず、それ故ひたすらにそりすてゝ、其跡をぬりたるなめり、わが國も元はしかありけらし、今京都に丸藥の如き墨あり、男女ともにたま／＼黛の殘りたるにぞいとひがみたりや、今思ふに、みだれたる世のさわぎに、女の眉をそることのみ世に殘りて、黛をぬる事をわすれたるなめり、田をくさぎりて穀をうへぬが如し、よしなきわざなりや、今にて制を立るならば、よろしくおひ出たる眉のまゝにてよし

かく風を移さんとならば、まづ宮中にてこれをなしはじめ玉ふべし、さらば半年の間に都下の風おほく移るべし、或は娼妓劇院に嚴命して是を學ばしめば、其功さらに速なるべし、前に號令を出すに及ばず

侯國夫人婚裝

髮

常のごとく揚て髻をなす、環髻の類よし、下髮被髮は用ひず

白衣

白無垢といふ、又綾・綸子・羽二重人の高下に隨べし、着長にして地にひかず、夏は白晒

白細帶

衣に同じ

今うちかけといふ、此は幃と同物なり、門を出れば、頭にかづく時幃といふ、室に入て座する時、引さげて袖をとほせば被となる、此時裾長して地にひく、貴人は平日も服用あるべし

褌

形パッチの如し、紐なし、股間を開かず、燕尾なし、こと〳〵く縫つめる、帶の下にて引あぐれば落ることとなし、二便の時やゝ引さげて、脛にはさむ故煩ひなし、此にて今の下巾はいらず賤者は必木綿を用、貴者は絹縮緬禁なし

髮

環髻よし、おりわけの類もあしからず、心にまかすべし

鬟は雀よし、つとはいらぬものなり、すべらかしさげ髮は長く禁斷すべし、婚時といへども用ゆまじき事なり、折角左袵のあらたまりたる御世に、被髮の俗の猶殘りたるはいとうるさし、外國に黑齒の俗ありとは聞たれど、わが國上古に此風ありとは聞ず、文にも見えず、これはかへりて平安城以後の事と見へたり、猶さらに改るに憚なし、禁斷すべし

眉を去こと、いづれの頃よりや始まりけん、もろこしにも眉を剃ことはあれども、やがて其跡に青黑の黛をぬるなり、眉を去にはあらず、黛の字は、眉の代りに黑しといふ義なるべし、けだし其もとは人のうまれつきに、眉のおひやうわが心のまゝなるはすくなし、あしき眉は旁より剃つけても、

人いりて腰を懸てのる也、後に梃あり、梃の柄の形にて大なり、一人梃を持て後より推てゆくなり、朱明の世には、民間にても醫を迎るにも、穩婆を迎るにも、一人轎をゐてゆくなり、歌妓を送り迎ると轎なり、製造のむつかしからぬ事をもしるべし、是は諸侯の料にもいとよかんめり、いますこしのかざりを加へて、高下の差等をわかつも心やすしや、又座板の前隅に環ふたつうちて、綱を二筋つけて、前にふたり綱を執て引てゆく、後に一人梃を持て推てゆく、あはせて三人にてことたれり、貴きかたは四人にても引べし、六人にても中に曲机をすゑたるもありとかや、後へは板にても、疊にてもはりつめたらん、左右は肱かゝりの下を張つめてよからん、前も下の半ばひらき戸にしてもよかるべし、其外製作のよろしきものなん、いかほどもあるべし、猥に人力を勞せぬこそ此器の寶なれ

婦人之服

幃

今かづきといふ、單なり、半衿、衿よりすそをめぐりて裏に緣あり、はゞ二寸計り、少壯は紅、老者は雜色、衿の製玄端の法を用ゆ、裙長し、かづく時、たけ身とひとし、地にひかず、かづく時、身の左右をとりて帶にさしはさむ

被

雨雪の時、諸侯にても馬上は簑笠を用べし、長柄傘は旅中の法にあらず
晴天の日、笠はもとより頭に戴べし、手笠旅中馬上に用ゆ

家中士馬の數は多を厭はず、竹輿の數は少を厭はず、輦てふ物はもと車よりちいさくして、輪轅あり、牛馬をかけず、人ふたりして轅を持て引なり、土石米芻をはこぶ雜事に用たるが、後は人を乘ける、貴人の山中の乘物ともなれり、秦始皇はじめて輪轅をさり、宮中にて乘り、則肩輿となる、後世の鳳輦是なり、是はよからぬものなり、輪あり、輦は漢の世まではのこりて、臣下も私宅にては用ゆること史に見へたり、肩輿にも限らぬ事とぞ、其輪ある輦こそよけれ、今思ふに轎の如く後に杙をたてゝ、一人は杙を持て後より推、二人轅を持て前より引べし、もと賤器なれば、樸素を貴とぶべし

中頃よりの鳳輦は、華侈甚ければ從ふべからず、腰輿などは樸素なる者と圖書にても見ゆるなり、屋あり牆あるのみにて、華飾なし、法とすべし、されどなにとなく重げにて、至て尊貴のかたならずは用ひがたしや、亦轎といふものあり、いと輕らかなり、もろこしにて微賤の者迄も用ゆ、輪ありて轅なし、四隅に竹の柱をたて、左右に肱かゝりあり、上に板の屋あり、下の板は半ば高く半ば低く、腰懸の如し、高き所は軸の上にあたる、すべて大さは方二尺ばかりもやあらんいと輕くつくりなして、屋より四方をかたひらをかけたり、其前のかたは引あけて、竹もて支へば日覆ひとなる、

無刀の輩皆鋏鞭を佩（俗鐵刀と云、もとより刀にあらず、故に名を改む、形は竹の根鞭の如きは鞭の本質なり、或は六觚、私の口論或は醉興にて鐵鞭を振舞したる者、士の刀を抜たると同罪たるべし）從行の無刀旅行、或は夜陰用心の爲などは一刀ゝ苦からず、鋏鞭は堅く禁ずべし、其刀は鍔なし、はゞきの外金具なし、木柄牛角にて本末をかたむる、鞘の末圓にす、栗形を大にすれば、鐔なくても帶より落ることなし、鞘は短きをよしとす、長きを禁ずべし

武を好める人此等の儀を聞なば、必あしゝといはん、下﨟の一刀はたのみにならぬものといへども、人の數多ければ、無刀には大に勝れり、太平世界にても、途中不慮の變はあることなり、それはいかゞせむや、是に答ていふべし、下﨟の一刀鑓持の兩刀をとりて見たまへ、皆竹枝にひきはだをかけて、中には竹篦をいれたるもあり、たま〳〵金なるは鉛の如し、それでは何の利あるや

諸侯朝宗の旅中、一日の内半日は必馬にのるべし、外に引馬あらば、近習の士を半日ヅヽのすべし、是よき修行也、養生にもよし、馬も修行によし、養生にもよし

家中の士大夫牽馬をつるゝ者は同じ、半日以上馬乘るべし、馬もたぬ士も鑓を持する分は、皆馬に乘べし、この馬は君より借べし、乘馬多く持たる諸侯は、家中の駄荷乘懸に乘馬借して用べし、牽馬とて別に無用の馬をつるゝことを禁制すべし、大諸侯にても乘替共に二疋を定數とすべし、かくて乘替の輿を省くべし（牽馬に乘は、醫者茶道儒者尤宜を得たり）

諸侯衰老か、病身か、騎馬に堪ざる時、早速退隱すべし

是に心のつかざるはいかにぞや、暴の字義をしろしめさぬ故にこそ、先導の手振といふ者は、華美威嚴を主とする者なれば、圓袖に刀又太刀を佩しむるもよし

槍號

少く幅廣く旗の如く、主人上衣の紗帛を用ゆべし、上に家紋をぬひ、下に從者の號を縫べし

朝服の外に指貫素袍の類、凡裾の長きもの皆無益也、身の長にきりて用ゆべし、禮服の裾も切りて用ゆべし、是は故實あることにて、王制に違ふにあらず、長上下尤停止すべし

およそ裾の長きものは武用にあしき故、きりたるといはんに、誰かはとがむべき

半上下は臺所役人に相應せり、給使人膳部方、是等ばかり半上下を服してよし

今まで兩刀の人一刀なれば、一刀の者無刀となる、階級おのづから明なり、苦むにたらず

輿丁の一刀をさしはさむは、けしかるわざなり、いかなる貴人なりとも、是は停止ありたきことなり、もし用心の爲ぞならば、此者どもに平日捕手體術を行せしむべし、輿丁・履取・鑓・挾箱持の類は、一樣同色木綿單合羽よかるべし、其制大抵常のごとし、えりも同色同質とはからず、長は膝きりにして、紐は狩衣のごとし、このあたり別のかざりなし、袖は丸袖にて角にちかし、背に號紋あるべし、此にてはカルサンはなし、脚絆は時にとりて有無にまかすべし、袖の隅の長く垂たるは見ぐるし

從士の服　大抵上の如し

圓袖色は、何にても章服にまぎれぬ色なるべし

下衣

カルサン、夏はさらし縞、冬は木綿縞單

下臈に至るまで、ちいさき笠をきるべし、陣笠の類紋あり、其家の號に隨ふ、半臂の紋のごとし、從者は笠を脫を無禮とす、屛處にて脫てやすむは格別、闕庭にいたりてもぬがず、もし事ありて緣疊の上にのぼれば笠を脫べし、此は從行にあらざる故、凡君たる人の忌べきは暴虐の兩字也、暴の字ことは兩手にて、米を日の下に出す義なり、故にさらすともよめり、篆文[illegible]なり、米をさらすごとく、烈日の下に置て苦毒を受しむることは、まことにいたましきことなれば、もろ〳〵人をいためることを暴といふなり、今諸侯以下出行に、暑月にも從者に笠をきせざるは暴にあらずや、或は主人の家に入て物語するに、もし其家腰懸なく、木蔭もなくば從者の苦しみいはんかたなし、城外番所などにかゝる事多かるべし、立すくみて炎暑を請るは、從行より甚し、此を暴とは思ひしらずや、塗泥雨雪の時從士に草鞋を授くべし、下臈は鞋して、從者は徒跣とは何事ぞや

いかに下臈なればとて、寒天に尻までまくり出すは何事ぞや、此も暴といふべし、從士のもゝ立もおなじ、かく暴を行ひて、其君たる人何をよろこぶにや、しなれたる事といひながら、人君たる人

白玉墜　文袋　錦の圓帒を用

髮

銀簪一雙を加ふ

右の外は上文のごとし

侍從刀を執ものあり、太刀を執ものあり、蒔繪の太刀なるべし

かゝれば上衣の無紋・中衣の白無垢・白練・指袴・銀簪・玉墜・錦圓袋等は諸侯以下禁あるべし、或は宗藩親家には此内二三種を許し給ふ事あるべし、搢紳家の略服に指袴といふものあり、これは指貫の裙をきりたる物也、甚よろしき袴なり、故に擬定するなり

喪服　朝服の制におなじ

上衣

藤布　わが國の古制なり、今江都にて賤者の蚊帳とするものなり、茶褐色

下衣

縠布　俗太布といふ

中衣

白木綿、暑月は紵麻

従者にもたする、もたすべき従者なき人は太刀なし、旅行にはみづから太刀を佩るもよし、平時の禮に拘はらず

刀の裝は、今世いふ右京造といふものよし、又此にては手の內のあしきと嫌ふものあり、是は治世の言なれば宜なり、亂世にて刀戰の入用なる時は、武士の掌は足跟のごとし、何ぞ刀柄の堅を患へんや、是尤古法也、今の菱の組卷は、何れの世に始りたらんや、大抵室町の時世にやあらん、平治にて華奢の盛なる時節なれば、さもあるべし、又鈍金の目貫は此時にやはじまりけん、是は價の貴き物にて、人の盜みがたきやうに、目貫の上に組緒を懸たるならん、手の內のにとよりたるにはあらずかし、朝服上丈にて一定あれども、上一人は亦少しかはりたる飾なくては叶はぬ事なれば、別にこゝにいふ

上衣

無紋黑鳶色、隨分濃して黑色に近し

中衣

白無垢　夏は白練

袴

さしこ薄紫又大口袴の制を用るもよし、地はさしぬき同じ

佩

冠巾は人身に毒あり、上衝逆氣ある人最害あり、昔にても多く漆紗を用るはこれ故也、夏月害尤甚しき苦なり、たま〳〵總髮したるものゝ中にも、逆氣にたへずして頭髮を剃去ものおほし、まして冠巾をや、是も着なれたる者は、さもあらずいふとも、夏月用事をつとめおはりては、まづ冠巾を脫を樂みとするなり、是にて人情の實をしるべし、今人冠巾になれざるもの、試に夏月薄紗巾からふりてみよ、暫時の間に煩熱暈眩するなり、徒に古をこのみて冠巾を復したく思ふは事情に遠し、搢紳家元服の儀に抽巾子といふ物あり、巾子のみを抽き入れのなる樣に造りたり、漆羅にて單也、此を用てもよし

右は甲纓去て、巾子のみを用て髻上を冐す、巾子の下に組緒を着、後にて結び、環となして末に總あり、其色は紫靑黃の類にて上下を分つ、巾子の中横には簪を用て是を堅むべし、この組緒を纓と名付たらば、却て文義に叶べし、最も一法なり（是にては髮は今の冠下といふ物にてよろし、別に制なし）

刀

ちいさ刀一振にてよし、鮫はあるもなきも絲卷はなし、古制にはあらねども鐔はあるべし、鞘の長サ一尺三四寸より九寸まで、其人の長短大小をはかりて服すべし、格外大男は刀も格別の長さなるべし（緒の色は髻結の色に從ふ太刀も）

太刀

壓口　四位以下は珊瑚一雙

五位以下は瑪瑙・水晶・白玻璃いづれにても各一雙、無封以下は雜色玻璃・寳石類・竹木・槵子・人の好みによりて、雙玉の內に外の品を雜るは苦からず、全く本色を失ふべからず

墜

四位以上は犀角・瑪瑙・琥珀・水晶・白玻璃・雜寳石

五位以下は象牙・鹿角・無封以下は竹木・雜色・玻璃

其の本色を守りて上等下等並に用べからず、賤士は竹木の外は、章服の物用ゆべからず

印籠の描金文佾の銀裝は、一命以上禁なし、但貴といへども華侈をなすべからず、凡刀劍籠袋の外は金銀裝を堅く禁ずべし、壓口の小物といへども、金銀裝は用べからず、墜は上より帶にさしいれて下に落すべし

髮

總髮を高く取りあげて黑元結にてむすび、髮の末を取て丸く引まげて、元結のうへにおき、下より又是をむすびて髻をなす、其形帆の如し、小女のふきわけといふ物のたぐひ、圓□は心に任す、さて髮の內に組をとほし、下にて兩環に結ぶ、組の末はちいさき總(フサ)あり

組

四位は紫淺深、五位以下は綠淺深、不命以下は黃

昔は髮のみぐるしき故、冠巾もてかざれる也、今は膏油を用ひて見ぐるしからず、冠巾は用なし、

今のごとし、但腰の板を去て厚き革をいるべし、板よりはひくきがよし、今改めて大口の袴の制を用るもよし、染色島心に任すべし、但染色三色を避くべし、小紋染も禁なし、夏は紵麻葛、冬は絹紬諸品、貴人は綾織物を用ゆ、冬は裏あるもなきも、木綿は裏なし、各其分に應ずべし、定格を立るに及ばず

前文上衣のわきいれのことをいへるは、幅せばき絹にていふなり、綾綸子など幅廣さは、身を裁とき必旁をたちそへるなり、此時袖つけのみを直にたちて、其下をのこして斜にたちて、末にいたれば即わきいれとなる、是玄端の制に似たるものなり、これにては袂の有無によらず、前文は削りてもよし」又衽の旁を折かへし、上にて衿につきあはすも玄端の制なり、これ衽上につぎめあれども、下に縫めなし、うちみたる時は羽折と替りたる事はなけれども、中に縫めなきをまさるとす、但是はいづれにてもよし、又せばき絹にてはこの制ならず

佩

印籠

文袋

ダウランより狹して長し、革にても絨類にても、錦織・紵葛・木綿にても、金具は銀銅何にても用ゆ、但黄金を禁ず、滅金も禁ずべし

褄(マチ)

馬のりをひらくなり、これは騎馬武家の常儀なる故なり、もし貴人騎馬の用なき方は褄なし、褄あれば袖下のわきいれなし、褄なければわきいれあり

五紋(イツヽ)、紐(ヒモ)

並に羽織のごとし、紐の色は髻組の色にしたがふ

四位以上は黒鳶色、是に又等差あり、上等は綾、中等は綸子、下等飛さや、色に淺深あるべし

五位以下有封關內侯までは赤茶、大抵朽葉色の類、淺深の等差あるべし、縮緬まで

無封關內侯より一命徹官まで青淺深平絹、右服制皆同

徹官に及ばざる輕士はこの服にて圓袖、圓袖とはまことに圓の隅を縫くゝむなり、世にかます袖などいひて、方袖にまぎるゝはあしし、上の三色のまぎれぬ雜色を何にても用ゆ

右の服制は羽織を少しつくりかへたるやうなれど、これ即周の玄端なり、袖の長短替あるのみにて、其外は替りたる事すくなし、人情自然の妙機といふべし

中衣

今の小袖なり、是は心に任すべし、紋はありても、外に出されば益なし、無紋にてもよし

袴

年成録

中井積德著

武人朝服附婦服喪服

今この朝服を定め給ふとも、革ニ制度ーの誘はあるべからず、今までの熨斗目上下といふもの、何人の始ていづれの御代に勅許ありしや、畢竟私朝（私朝とは柳營の事をいふ也）の服なれば、王制に拘ることなし、この後とても元會諸慶儀に冠袍を用ること、昔のまゝなれば王政にさはりなし

上衣

今時の羽織のごとし、綾・さや・りんず・縮緬・平緒、分に應じて等差あり、みな單なり

方袖（ケタソデ）

廣袖なり、袖うらは表の端を折かへす、もしせばき絹ならば、前に同色の絹を裁て用ゆ

半衿（ハンエリ）

羽織の衿の半にして、服するに折かへさず

年成錄目次

年成錄目次終

年成錄

中井履軒著

兼て次男へ被ニ仰聞一候下拙經濟の著述にても、御用立候樣との儀致ニ承知一候得共、爲レ指品も無レ之候、先年白川侯の御內命に付、一書五卷撰述差上候儀有レ之候、平生經濟の愚意は、大段右一書に備り候、其草稿は一本有レ之候へ共、是は白公へ內密獻候物の儀故、拙者生涯の內他藩へ容易に傳布仕候儀は難ニ相成一候、且又右は天下の經濟ゆへ、藩國之御用に相立候儀は少く差而御採用の詮も有レ之間敷哉と存候、先達而筑後柳川大夫中よりの賴にて一本を撰儀有レ之候へ共、是は草稿塗抹甚しく、一向文字等分り不レ申、閑暇之節は一本淨書致置可レ申心組而已にて、目前に取紛候て寫し不レ申候へば、是以得ニ御用立一不レ申、此經濟要語と申一卷僅の物に候へ共、責而是にてもと存候より故と便進申候、緩々御覽不レ苦候、御用相濟み候て御返し可レ被レ下候、是は外よりの賴にて、古語の當時心得に相成可レ申三幅對の一行物認遣し候所、迚もの儀其意解をも相添呉候樣にとの事にて書記致し遣候、仙臺侯へ獻上に相成候しなに御座候間、短の物强而御益に相成候儀も有レ之間敷候へ共、先々此一篇を以塞レ責候儀に御座候

經濟要語　終

如何トモスベカラザルニ至ルコト、天下滔々過半ハ皆是ナリ、其弊皆本ヲ捨テ末ニ赴クヲノミ事トスルニアリ、先王ハ「能務レ本修レ身」ヲ努トスルユヘ、オノヅカラ侈靡ノ風ナドタヘテナク、上ニカツテ無用ノ費ヤスコトナキユヘ、稅斂ヲ薄クシテ國用餘リアリ、ソレ故下民安穩ニテ次第ニ人モフエ、荒レタル土地モナキ樣ニナレバ、上下共ニ富有ノ國トナルナリ、既ニ入ヲ量リテ餘リアレバ、出スヲスルコトイカ樣ニモ品ヨクナルベシ、紀國ノ始封ノ南龍公ハ英傑ノ君タリシ故、國用ノコトモ心付アリテ、碁盤ノ目ツモリト云フコトヲ設ケテ、ヨク入ヲ量テ出サセラレタリ、先王ノ三十年ノ通、九年ノ蓄トアルニ比スレバ未ナルコトナレドモ今ノ諸侯セメテ此ノ碁盤ツモリナリトモ取カヽリ、用ヲ節スルノ志急度立タラバ、ソレヨリ進ミ進ンデ、古代ノ良法ニ復スルノ階梯トモナルベシ

近年關中御新政ノ美ニテ、節儉ノ令モヨク行ハレ、海內ノ列侯ニモ往々興起アリテ、一旦ノ弊風大ニ改リ、天下目ヲ拭テ隆治ヲ仰グヤウニナリシニ、イカヾシテカ賢相ノ國ヲ去セラレ、蒼生大ニ望ヲ失ヒタレドモ、ソノ茅茹ヲ拔セラレタル群賢彙征シヨク遺範ヲ守ラセラルレバ、今モ隆治ノ山口ナリ。タヾ願クハ天下ノ侯國此機會ヲ失ナハズシテ、自新ノ功ヲ收メ玉ハンコトヲト、草茅ノ下ヨリ竊カニ仰テコレヲ竢ト云

寛政七年乙卯之春　　大坂　竹山居士中井積善識

此書の來由を知るべき爲、先生より來る書牘のまゝ爰にしるす

是ハ禮記ノ王制ノ篇ニ見ヘタリ、量ハハカリツモルナリ、入トハ天子諸侯トモニ年分ノ收リ高ナリ、出トハ祭祀・賓客・朝聘・會同・吉凶ノ求メヨリ群臣ノ俸祿マデ、公私一切國用ニ出ス處ノ高ナリ、本篇コノ上文ニ、「用地小大視二年之豐凶一、以二三十年之通一制二國用一」トアリ、三十年ノ平均ニテ入高ヲ定ムルナリ、又コノ下文ニ「國無二九年蓄一曰二不足一、無二六年之蓄一曰レ急、無二三年之蓄一曰三國非二其國一也、三年耕必有二一年之食一、九年耕必有二三年之食一、以二三十年之通一、雖レ有二凶旱水溢一、民無二菜色一」トアリ、上代ノ備ヘノ手厚キコトカクノ如シ、國家ノ政道ハ品々ナルコトナレドモ、財用ノコトモ一大要務ニテ、一日モ等閑ニスベカラズ、ソレ故大學ハ條目ノ末ハ財用ヲ結ビタリ、我國今日侯國ノ勢ハ上古ト大ニ異ニシテ、三年ノ蓄所ニテハナク、一年ノ蓄モ出來ザル上ニ、目前ノ急モ救ヒ難キヤウニ往往ナリ行キタルコト、實ニ苦々シキコトナリ、是ハ何故ナラバ、皆入ヲ量ル目當ナキ故ナリ、昇平二百年ニモ近キユヘ、天下一統太平ノ化ニ誇リ、綱紀弛ミ上下トモ華靡、僭上ノ風次第ニ增長シ、外ヲ飾リ表ヲ繕フノミニテ、君臣トモニ般樂怠傲ニ歲月ヲ送リ無用ノ費夥シク、其アトヨリ物成ヲ以テ是ヲ償ハントスルハ、先出シテ後ニ量ルト云モノユヘ後年ニナリ、イツトテモ足ラズ、足ラザル故ニ虐政ニ聚斂培克ヲ專トシ、或ハ群臣ノ祿ヲ剝奪シ、或ハ商賈ノ貨ヲ浚削スルナド世ニ多クアルコトナリ、ソレ故農窮シテ離散シ、士窮シテ廉耻ヲ忘レ、商賈窮シテ姦詐生ジ、國政大ニ損壞スルニ至リテモ、尚足ラザレバ三都ノ地ヨリ乞貸シテ、其不足ヲ補ハントスル內ニ大借トナリ、益借テ益窮シ、竟ニ

軍義滿ノ若年ノ時、細川頼之管領トシテ足利ノ治運ヲ始テ開キシトキニ、群臣面諛ノ多キヲ憎テ、佞坊ト云フモノヲコシラヘ、義滿ノ左右ニオキ、朝夕見苦シキホドニ追從佞媚ヲサセ、群臣ノ内ニコノ佞坊ノ如キモノアラバ必ズ用ヒ玉フナト誡メテ、佞諛ノ風大ニ改マリタリト云ハレシユヘ、佞諛ヲ遠ザケ忠直ヲ進ムルコト、人君人ヲ擇ムノ大柄ト知ルベシ、サテ又官人ノ良否ハ其言行ニ就テ定メガタカラズ、未仕ヘズ、仕ヘテモ未ダ官職ヲ受ケザル人ニ、始テ出身ヲ命ジ、官職ヲ授クルニ、ソノ末々ノ良否イカヾ心元ナキ所アリ、コレハ其家ニアル内ノ行事ニテ明白ヲ得ベシ、凡家ニ在テ父兄ニ孝悌ナルハ、官ニ在テ必君長ニ忠順ナリ、家ニ在テ朋友ニ信アルハ、官ニ在テ必同寮ニ實義アリ、家ニ在テ妻子ヲ率ルニ義アルハ、必官ニ在テ組内下役ヲ引廻スコト正シ、家ニ在テ奴婢僕隷ニ恩義アルハ、必ズ官ニ仕テ農商平民ニ慈良ナリ、家ニ在テコノカゲタルハ、官ニ在テモ亦皆右ニ反ス、其ノ尤モ見易ク知リ易キハ、閨門ノ正不正ナリ、色ニ溺レ妾媵淫行アルハ、私欲弘多ナル故、官ニ在テ必私ヲ營ミ、或ハ君ノ府庫ヲ竊ミ、或ハ民ノ貨財ヲ奪ヒ、或ハ賄賂ヲ貪ルナド、種々ノ姦利ヲ企ツルヤウニナリ、大ニ國政ヲ破ルベシ、之レ其人ニ廉耻ノナキ故也、廉耻ヲ知ル人ハ閨門オノヅカラ嚴正ナルモノナリ、コノ閨門ノ正不正ハ、隣並ノ人ニ問フテモハヤ知ラルヽモノナルハ、賢否ヲ定ムルノ第一着ナルベシ、是ヲ以テ人ヲ擇ミナバ、治人ヲ得ルコト甚速ニシテ紛ルヽコトアルベカラズ

量レ入以爲レ出

セラル、コト故、安逸ナルベキ筈ノコトナレドモ、賢能ヲ得テ政ヲ任ゼザレバ、其安逸ヲ遂ゲガタシ、モシ小人ニ任ジオキテ目前安逸ナリト思フハ、覆亡ノ基ナルベシ、懼ルベシ

右ノ如ク治人ヲ得ルコト國家ニテ何ヨリノ要務ナレバ、序ナガラ人ノ擇ミヤウノコトヲ述ベシ、總ジテ賢君ノ德ノ光ヲ以テ照セバ、人ノ良否ハ鏡ニカケタル如クナレバ、選ム所ノ至公ハ云フニ及ハズ、シカシ人君ノ其德イマダ成就セズ、修行ノ最中ナリトモ、材德イマダ修ラヌ故、人ノ擇ミハ先後日ノコトトテ延引シオカル、コトニ非ズ、一日モ捨置クマジキコト故、其時ノ擇ミヤウハ先何カヲサシオキ、人君ノ心ニ叶ヒ、耳ニ入テ受心ノヨキコトヲノミ云臣下ハ小人ト知ルベシ、是ニ反シ心ニ叶ハズ、耳ニ入テ受心ノアシキコトヲカマハズ云臣下ハ君子ト知ルベシ、又婦人女子ハ智ノ暗ク理ノ分リガタキモノユヱ、人君奥向ニテ婦女ノ云フトコロヲ聞シ召シオカレ、サテ表ニ出テ群臣ノ内カノ婦女ノ言ニ似タル事ヲ云人アラバ、姦佞トシリ、婦女ノ言ト大ニチガヒタルコトヲ云人アラバコレ忠良ト知ルベシ、佞諛ノ言ハ至テ惑ヒ易キモノユヘ、コノ所大イニ心ヲツクスベキコトナリ、ソレユヘ孔子ノ顏子ニ向テノ示シサヘ、邦ヲ治ムルハ佞人ヲ遠ザクトノ玉ヘリ、唐ノ太宗アルトキ殿下ノ一樹ヲ賞美アリシニ、宇文士及進ミ出テ、其ノ木ヲ殊ノ外ニ譽タレバ、太宗顏色ヲ正シテ、魏徵ガツネ〴〵佞人ヲ遠ヨト云シニ、誰カ佞人ナラン、恐ラクハ汝ニテモアランカト思シニ、今果シテ見付タリ、佞人ハ汝ニチガヒナシトアリシカバ、士及恐レ入テ罪ヲ謝シタリシトナリ、太宗ノ賢コレニテモ見ルベシ、又足利將

フ心カツテナク、廟堂ニ出タル數刻半日ノ間ニ急ニ思ヒ出シタルコトニテ、何トシテ善政良治ノ施サルベキヤ、存モヨラヌコトナルベシ、コレラノコト人々キツト猛省ノアルベキモノナリ

有二治人一無二治法一

コノ語ハ荀子君道ノ篇ニ見ヘテ、朱子甚是ヲ賞シ、其社倉ノ記中ニモ引レタレ、治人トハ國天下ヲ治ムル人ナリ、凡ソ賢人君子方德俊秀ニテ道藝兼備シ、正道ノ用ニ立ツベキ人皆是ナリ、治法トハ國天下ヲ治ムベキ法ナリ、凡號令式目刑賞文武ノ術ヨリ、其國其天下祖宗ノ定メオカセラレタル例格ナド皆是ナリ、治人アリトハ、是ニサヘ任ズレバ、國ヲモ天下ヲモ能治ルコトノ出來ルト云人ノアルナリ、治法ナシトハ、コレサヘ守レバ誰ガカヽリテモ國ヲモ天下ヲモヨク治ムルコトノ出來ルト云法ハナシトナリ、是ハ孔子ノ魯君ノ政ヲ問レシニ對ヘテ、「文武之政、布在二方策一、其人存則其政擧、其人亡則其政息」トノ玉ヒシト全ク同義ナリ、方策ハ書物記錄物ナリ、文王武王ノ聖人ノ政ハ記錄ノ表ニ備リテアレドモ、才德兼備ノ君子存生ジテアレバ、其政道ハ皆擧行レテ聖人ノ代ノ如クナルベシ、之レ治人ノアル也、モシ其人ナクナリテハ、アトハ不才不德ノ小人ノミニテ、文武ノ政道ハ火ノキエタル如クニパツタリト止ムベシ、ソノトキ方策ハ備リテアリトモ役ニ立タズ、之レ治法ノナキナリ、故ニ國家ヲ治ムル上ニテハ、コノコトヲ切要ニ心得ベキコト也、サテ此治人ヲ擇ムハ人君ノ大役ニテ、君ハ賢ヲ求ムルニツトメテ、人ヲ得ルニ逸ストモ見ヘタリ、人君ハ萬民ノ上ニ立テ、國中天下ノ養ヲ受ケサ

人君日々朝堂ニ出テ、一通リ國政ヲ聞セラレ、或ハ公務出勤等ソレ〳〵怠リハナケレドモ、ソノコトスメバ今日ノ公事終リタリトテ、其跡ハ奥ニ入ラセラレ、又ハ闕中ニテ佗ノ諸侯ニ周旋シ營爲スル所、飲宴聲色娛遊ノ類ニ非ルハナシ、領地ニアリテハ山林ノ田獵鷹野川狩ナドニ虚日ナク、道ノ內外公私ヲ隔テズシテ、我常行ノ內ナル所ニ往々心付ナシ、群臣トテモ亦然リ、毎日退食シテ宅ニ歸レバ、今日ノ公用ハ先スミタリトテ、袴ヌギステ妻妾ニ肩ヲモマセ腰ヲ打セ、サテ一分ノ遊宴娛樂ヲ求メ、或ハ親姻僚友ト往來シテ俗談歌呼シ、或ハ家人ニ對シ樣々吾マヽヲ云ヒ、曲藝末技ニ打ハマリ、日用彝倫ノ道ハカツテ顧ズト云ヤウナル人多シ、是ハ國政公事ノ勤メヲ、散樂雜劇ノ役者ノ舞臺ニテ藝ヲスル樣ニ心得タルモノニテ、婦女僧尼トサマヲカヘ、日々イロ〳〵ノ藝盡シテ、樂屋ニ入レバ假面ヲハヅシ假髻ヲトリ、衣裳ヲ脫棄テタヾノ平人俗人トナリ、其擧止言談俗人ナラヌ所ハナク、カノ王公將相タルヤウスハ一ツモナシ、コレハ藝能ノコトユヘ是ニテモスムベケレ共、世ノ君相タル人、國家ノ大任ヲ舞臺ノ藝ノ如クニ心得テハ、大ナル繆迷ナルベシ、世ノ儒ヲ以テ稱スル人モ、其家ニ居ルヲ見ルニ、不孝不悌ニテ、俗人同前ニ放蕩不檢袵席不正身持ヲ以テ講席ニ登リ、高ク性命道德ヲ談ジ、稠人廣座ニ經濟禮樂ヲノヽシルコトナド、皆舞臺ノ一藝ナリ、君相タル人ノヨキ誡ナルベシ、又ハ一藝ニテモ其藝名ヲ磨カントナラバ、平生ノ心ガケ肝要ナルベシ、ツネ〳〵細斷シテ其場ニ臨ミタルトキ、俄ニ思ツキテ人ニ上手名人ト云ハレントテ、何ホドツトメタリトモ何ノ詮アランヤ、マシテ君相タル人常ニ道ヲ行

先人コノ本章ヲ思ヒヨセテ、イカナル折ニフレテ咏ジ出シケン、一首ノ和歌ニ

天津星北ニ向ヒテ明ル夜ハ空靜ナル松ノ下風

トアリシコトハ島ノ隅マデ立波モナク人草打ナビキテ、イカサマ目出タキ松ノ風ナリケラシ、侯國ニテハソノ前ニモ會津・水戸・備前ノ明君アリ、其後ニモ肥後ノ賢侯アリ、叔世ニトリテモソノ人ナシトハ云フベカラズ、タヾ人君ノイデ行ハントノ志ノ立ザルヲ患フルノミ、サテ又本文ニ「以レ徳爲レ政」ト云ズシテ、「爲レ政以レ徳」トアルハ、同ジヤウナルコトニテ意味ハ遙ニ別ナリ、「以レ徳爲レ政」トイヘバ、外ヨリ徳ト云モノヲトリ出シ來テ、政道ニ加フルト云ヤウナル語氣ニウツリテ、徳政ト二ツニナリテ取合スル心アリ、「爲レ政以レ徳」トアレバ、爲ル所ノ政即徳ナリ、政ハ形アリ、徳ハ形ナシ、形アル政ノ内ニ形ナキ徳ハコモリテ、徳ト政ト一ツニナリテハナレズ、カクセヨト令シ、カクスルコトナカレト禁ズルコト、一ニ上ノ人ノ徳ヨリ出テ、徳ヲハナレテ別ニ政ナク、政ノ外ニ徳トテハナク、政徳合一ノコトバナリ、ソノ旨深シ、味アルカナ聖人ノ言

朱子徳ヲ解シテ、道ヲ行ヒ心ニ徳アリト見ヘタレバ、先道ノ字ニ目ヲ付ベシ、道ハ天地ニミチ古今ニ亘リ、人ノ須臾モ離ルベカラザルモノナリ、日用常行彝倫ノ間ニアリテ、年中毎日ノ一言一動一茶一飯ノ事モ道ニアラザルハナシ、其ノ事理ノ大小深淺輕重ニ従ヒ、其ノ宜シキヲ得ルヤウニスルコト皆道ヲ行フナリ、國政ハ其ノ道ノ中ノ尤モ肝要ナルコト故、誰モソレヲ等閑ニセントハ思ハザレドモ、世ノ

也、行レ道而有レ得ニ於心一也」ト見ヘタルハ、生知安行ニテ、次第ニ德ノ崇クナルヨリ、學問修業ヲ以テ本心ノ德ニ立返リタルマデヲカネテ釋セラレタリ、總ジテ國家ノ政道ハ、法制賞罰文散武備ヨリ品々アルコトナレドモ、上一人ニ其ノ德アレバ、令セズシテ行ハレ、其德ナケレバ、令スレドモ民從ハザルモノユヘ、仲角ヲサシオキ德ヲ修ムル事至極ノ切要ナリ、故ニ大學ニ「自ニ天子一至ニ庶人一、壹是皆以レ修レ身爲レ本」トアリ、中庸ノ天下國家ヲ治ル九經ノ條目ニモ修身ヲ第一トス、孟子ニモ「天下之本在レ國、國之本在レ家、家之本在レ身」ト見ヘタリ、下ノ上ニ從フハ風ニ靡ク草ノゴトキモノ故、上ニ仁義忠信善ヲ樂ミ倦ザルノ德アレバ、末ノ末マデ感服シテ、不仁・不義・不忠・不信ノコト自然ト絕ヘハツルヤウニナリユクコト必然ナリ、コレ下ノモノニ感服シ從ハセンタメトテスルニハ非ラズ、タトヒ感服セズ從ハズトモ、ソレハ向ノコト、上タル人ノ身ニトリテハカクスル筈ノコトト心得テ、ワキヒラ顧ズシテ我德ヲ修ムレバ、其應ハ求メズシテ自ラ至ルベシ、堯舜衣裳ヲ垂テ天下治ルト見ヘタルモコノコト也、或本章ニ此心ヲ形容シ、「譬如下北辰居ニ其所一、而衆星拱上レ之」トアリ、北極ノ獨ウゴカズシテ、アマタノ星ハコレヲ圍繞シ打向ヒタルサマニ見ユルハ、衣裳ヲ垂テ無爲ノ治ヲ施サセ玉フ聖君ノ容子思ヒ合セラル丶トノコト也、世ノ人ハ我身ノ怠リ、我心ノ正シカラヌニ引合セテ、ソノ聖治ハ上代ノコト、今ノ人君何トシテカ丶ルコトノナルベキナド云ヒホグスハ、愚カナル心サガナキ口ト云ベシ、近キタメシヲ擧テイハヾ、享保元文ノ際櫻町帝休明ノ御宇、關東中興ノ盛業ハ、古代賢君ノ隆治ニモヲサ〱劣ラヌ德澤ナリシ、ソノ頃吾

經濟要語

中井積善著

爲レ政以レ德

是ハ論語爲政ノ篇首ノ語ナリ、德ハ心ノ持前也、人々天ヨリ自然ト生レツキタル仁義禮智ノ德性ト云モノアリテ、大學ニ是ヲ明德ト云ヒ、中庸ニ是ヲ天命ノ性ト云、孟子ニ良心トモ本心トモアリ、皆我心ノ持前也、此仁ノ德ヲ以テ物ヲ親愛シ、義ノ德ヲ以テ事ノ宜キヲ處置シ、禮ノ德ヲ以テ恭敬ヲ專トシ、智ノ德ヲ以テ是非ヲ明ニス、コヽニ力ヲ勞セズシテ自然ニコノ通リナルハ、堯舜ノコレヲ性ニスルノ所以ニテ、生レナガラニシリ、安ンジテ行フノ聖人ノ事也、人々コノ如クナリガタキハ、先第一ニ形氣ノクルヒアリ、又幼年ヨリ成長ニ從ヒ、習ニヒカレ欲ニ蔽ハレ、往々本心ノ德ヲ昧マスヨリ、種々ノ惡事モ出來ル也、古ヨリ今ニ至リテ、人品ニイロイロ不同アルハ、皆此本心ノ得失ニ多少大小淺深厚薄ノ違ヒアルニ由テ也、ソレ故學問修業ノ功ヲ以テ、其欲ヲ塞ギ習ヲ改メ、氣質ヲ變化シ、善道ニ立返ルヤウニスルハ、一旦失ヒタル德モ再ビ我心ノ持前トナルナリ、朱子ノ注ニ、「德之爲レ言得

經濟要語

中井竹山著

共今日御新政の並に侯國も追々風化あれば、右の組立かくまで苦心せず共可なるべし、夫故右の一書も今にては大に西國にて二三邑正の心ある者云合せ、私に社倉の事を取立、次第に同志の者多くなり、一領の内八十箇村田高萬石の所、此十年ばかり追々にゆき渡り、今にては急度其法もたち、甚だ民間の益となる様に堅まりし故、もはや地頭へ申立て不朽の事にせんとて、其陣屋の有司まで願ひ出たるにより、有司も尤なる事とて早速其願ひを取あげ、扨是は元來自分に存じ付たる事にや、又は何ぞ、據ありて致したる事にやと尋ねし其答に、大に據のある事、先年不圖一書を得て傳寫して、それより申し合せたる事にて、其書も携へ來りたる由にて、差出せしは鄙撰の社倉私議にてありしゆへ、鄙稿は外人に傳へし事もなきに、いかゞ流傳して寫し取し事にや、彼有司暫く留置て披閲するに、先傳寫の誤字甚だ多けれ共大意はわかり、未だ知ざる人なれば、手筋をもて其誤字を正し與よとたのみ來る、因て右の本末を聞得たりし也、愚は初より何とぞ黎民の爲とて、存じよりたる事にて、必しも一侯家に私するには非れば、何方にても民益とならば本望なり、併志たる方は空しくして、思ひがけざる所の用となりしは、秦韜玉の詩の「爲二他人一作二嫁衣裳一」なりと一笑してやみぬ

寛政甲寅仲冬　　竹山居士識

社倉私議附錄 終

き事也、往歳愚も何とぞ此社倉を試みたく、さる一侯家の爲に計畫せし事ありしが、何分社倉の元米を組たつる事甚だ處しがたし、領主より元米を出し捐て取立るなれば何の事も無れ共、是は誰一人承當する人なし、又下より是を出せと云ば、從來上を信ぜぬ民なれば嗷々として受る者なきは必定なり、故に此元米を初に取立る事大にむつかし、且又其比は今より十五六年も已前之事なれば、舊習宿弊の最中にて、世間の男少しにても地頭の利益といへば、さながら不正の議にても先取上げ、唯民間の爲とばかりいへば、空嘯きていらへもせずと云やうなる事、右の侯家も窮甚しければ、諸有司唯目前の急を救ふの謀慮より外はなく、民間の救も後日の豫備など云事迂遠久濶とのみする事なれば、右元米の組立に殊の外愚慮を勞し、何分最初より領主に聊の損失なくて、少しは目前の急の爲にもなり、民間に一粒の損失なくて、元米自然と出來立べき方法を設け、年數の後は凶饑の時、領主の救米を待ずして生活すべき事、大に地頭に利益ある筋に歸するまで、色々六箇敷入組たる事書崩し、書成て社倉私議と名づけて彼侯家に獻ぜしに、諸有司も初より上に費やす所なきゆへ、さすが理なし共せず、尤なる事とて一二邑正に示したるまで、誰一人いざ施行せん共せず、其儘箱簏の底に納りたりけらし、右組立の方法は其書稿に具さに存する故こゝに別に論列せず、朱子の時は常平倉米別にあれば、其游米を官より貸受て社倉の元米とし、追て餘米の出來たる時に折を以て還納する事なる故、功を成に易き方なり、今はその游米は侯家に絕てなく、又右の宿弊中の事ゆへ、様々苦心して述たるなり、され

社倉私議附錄

余近き比故ありて國家經濟の方を記したる一書あり、其中に社倉の事を述たる一項ありて、此社倉私議の事にも及び、夫に付て云々する所の條は、此私議の跋としても宜く見るゆへ、今又是を寫し出して、此卷の附錄とする事左の如し

社倉之事

朱子社倉の法は、民間凶饑之救濟の方にて、初め一分の計畫をもて、其支配の縣邑に行はれしに甚だ民に益あるをもて、其門人友生など處々にて是を受行ひ、漸く其法廣くなりしゆへ、朱子卒に建言奏聞に及ばれしを、朝廷嘉納ありて、天下に號令し遍く傳へ行はれ、大に蒼生を撫恤する事になりたり、去ども彼治人なきにて、其法を受たる名目許りにて、曾て民益とならざりし所も多かりし由、是皆長吏の過ちなり、我邦にても會津備前は良君の時施行ありしときく、賢侯の封内に行はれし事も、蓋し兩三家あるべけれ共其詳なるを聞ず、冀くは官より行はせられて、天下之率とありたきもの也、其法は朱子集中に詳なれば、此に論列するに及ばず、尤も地域時節の違ひによりて、懸引もなかるべからず、是は皆其人に存すべし、長吏たる人よく民心を體して其宜きを處せば、中ならずと雖遠かるまじ

の內より相渡し可レ申候樣に可レ有レ之、朱子社倉の記錄中に衰足米相渡可レ申事相見へ候儀、則此骨折代の事にて御座候

一　朱子文集の內、社倉に掛り候文字の分、別に書拔き此次に相加へ申候、是は內々相調候節御儒官にも被二仰通一、朱子社倉之利益大成譯けども、委細御承知被レ下候樣に仕度奉レ存候本意に御座候

右之趣兼て存寄能在候儀故、草卒を不レ顧委細認差上申候、御國元永久之御爲に相成可レ申儀と奉レ存候間、御役人中御評定之上、何卒可レ然樣被二仰立一被レ下度奉レ願候、以上

安永三年甲午五月　　　中井善太

御奉行中樣

社倉私議終

一　社倉米年々勘定等の節は、御家中內より改の人御立合可ㇾ有ㇾ之事に奉ㇾ存候、併其儀に付ては、輕重に不ㇾ依御役人の內は不ㇾ可ㇾ然と奉ㇾ存候、譯は社倉の儀は民間の爲にて、上の御用にては無二御座一候、然處御役人立合にては手重く候樣に御座候、依ㇾ之朱子社倉の法にも、其掛りの役に學者を用ひ候事相見へ申候、朱子の時其所々の學者と申は、相應に官位を帶居候ても、役人之列にて無ㇾ之候故、何も手重き事無ㇾ之候得ば、民間の事を平生心がけ候は學者の職分にて御座候、又名聞を憚り潔白を相守り候も、學者通用の心掛にて御座候得ば、社倉の私曲を致候役には甚相當仕候、夫故朱子は兎角學者を用ひ候樣にと定被ㇾ置候、幸ひ御家には兩儒官の外にも、儒業の筋のみ被二仰付一て有ㇾ之候人物御座候得ば、此人を社倉掛りに被二仰付一候樣に仕度候、尤勘定等の儀に付、算者祐筆等相差加へ被ㇾ成候樣の儀には、樣子次第に可ㇾ有二御座一候歟、全體に右の衆中にて人數引足不ㇾ申候はゞ、其手替りに兩儒官以下內評にて其人を擇み、內々被二相伺一候上にて被二仰付一候樣に有ㇾ之度候、何分社倉の儀は御儒官の掛り申樣に仕度奉ㇾ存候、右御家中を進退仕候事迄申上候儀は、甚以恐多奉ㇾ存候得共、社倉に學者を用ひ候事、朱子格別之主意有ㇾ之事故、此度右の法を申立候得ば、此儀は難二默止一奉ㇾ存候間、不ㇾ得二止事一右の通り申上候

一　社倉之儀に付諸人立合候節、當日の食事或は駕籠人足等之諸入用可ㇾ有ㇾ之候、何れも社倉利米の內より相辨じ可ㇾ申候、尤其節頭分より末々迄其事に掛り候面々へは、相應の骨折代相定置、是又利米

後年の御沙汰にても不ㇾ苦候樣にも御座候得共、同所は邊鄙にて風俗も不ㇾ宜候樣に承り候得ば、社倉の旨は別して一番に相行ひ度奉ㇾ存候儀も御座候故、何卒一同に被ㇾ仰付ㇾ候樣にと奉ㇾ存候

一 社倉の法行はれ候得ば、御仁慈の御政道の御助けにも內々相成、又は民間風俗を正く仕候便り共相成候事共少々御座候、併並べ申候へば餘り事長く、且又得と成就仕候上の儀に御座候ば省略仕候

一 總じて法制は定り候ても、其人を擇み不ㇾ申候ては徒法と申て、益の無ㇾ之のみならず、其間に樣樣の奸曲私欲も起候て、却て大なる害を引出候物にて御座候得ば、人の擇み甚肝要に御座候、御領內五組大庄屋にて人數之限りも有ㇾ之、平生村方に於て大切成用相務居候事故、麁末の儀は無ㇾ御座ㇾ候事に候得共、總御領內社倉の手配り、此人數にては引足申間敷、村々小庄屋に至り候ては人數も多く候得ば、兼て御吟味の上にて被ㇾ仰付ㇾ候て、役人の儀には候得共、少々の淸濁利鈍は區々に可ㇾ有ㇾ之候、たとひ打揃ひ別條無ㇾ之候ても、村役人の取計らひにて、其末々に何となく疑心生じ易く、且又村役人も自分物の事と心得不ㇾ申候得ば油斷も出來、おのづから私曲の媒共相成申候、依ㇾ之其村々に於て身元も慥に、一體直實にして相應に働きも有ㇾ之候人柄を見立、社倉掛りの役に可ㇾ被ㇾ仰付ㇾ候、尤左樣の役に相當り候人、村々に必と申候ては揃ひ不ㇾ申候事可ㇾ有ㇾ之候得共、大抵に相擇候人柄を一村に十二三人も見立、年行司と申置、年々交替して相務させ候も可ㇾ然候、治人有て治法なしと申古語有ㇾ之、朱子社倉の記にも引被ㇾ申候、返々も此儀肝要と奉ㇾ存候

兎角成候様に仕、下は不ㇾ及ㇾ申、上にも御難澁の事無ㇾ之、自然と出來立候儀を肝要と奉ㇾ存候

一　社倉の成就、先は五年目、或は凶作も交りて、七八年に及び可ㇾ申候得ば、右にも申候通り、目前の利を計り候心にては、民間にて待遠き事の様にも可ㇾ存候得共、其儀は不ㇾ及二是非一候、併貳年目に初て出來候利米を、僅ながらも其年より望に隨ひ貸付に出し候得ば、最早社倉の面影は出來たると申物にて、三年四年を歷候間には、利足米の貯へ七百石千石と登候得ば、少々宛貸付手弘く相成候事故、相應の益も相見へ申候條、全く手を空敷して成就の日を相待候と申にても無ㇾ之候、又水旱等の憂、村村の豐凶、毎年不同も有ㇾ之候得ば、村役人の評議を以當難の村方へ堅めて貸遣し候様の繰合も可ㇾ有ㇾ之候得ば、社倉米餘慶無ㇾ之内も、隨分一廉の助けに相成可ㇾ申候、是等の儀をも能呑込せ、最初より五年七年と申様の年限にあぐみ不ㇾ申候様に仕度候

一　右の通り年數の後、社倉立差支も無ㇾ之、上下共に宜敷候に相極り候て、又別段に五年掛御取立被ㇾ成候も可ㇾ宜候、左候得ば十餘年の後にて、永代社倉之元米四千石も六千石も出來可ㇾ申候、是等は上よりの信と、民間の歸服の躾様に在ㇾ之儀にて御座候、尤此元米さへ多く相成候得ば、後々は大凶の節、右の餘米を以賑はし遣はし、上よりの御救米も格別減じ可ㇾ申、中凶の節下よりの未進も次第に少なく相成可ㇾ申候得ば、其節に至候ては御國之大益と奉ㇾ存候、御國御領地は遠方の儀に御座候得共、何卒御城下の村方と組合せて、一所に取行はれ候様の御手段も可ㇾ有ㇾ之候、遠方と申少々の場所は相省き、

左候得ば無益の御掛米を立候に御座候得共、總じてヶ樣の儀は、上下合體と申物にて無レ之候ては不レ宜候、下へ計り被二仰付一候樣にては、民間心服の所如何可レ有二御座一候哉と奉レ存候、左は乍レ申上の御失墜を不レ顧、右組立の儀可二申上一候樣無二御座一候得ば、彼是と相考へ、先右之通り相定め見申候、何分後々上の御爲にも隨分相成候社倉の事故、全體は右の通りにて、右五箇年の內外に別段少々の御手當被二仰付一候筋合の儀も可レ有二御座一哉に奉レ存候、但し纔かにても御費爲二相立一可レ申事を申立候儀甚以恐多く、且又御領內の事不案內にも御座候、旁只今此儀を取分け申上候箇條も無レ之候得共、其節に至り御役人中御評議の上、御時節柄相當仕候御恩惠の筋も、隨分可レ有二御座一候樣に乍レ恐奉レ存候儀に御座候

一　五ヶ年の定は先大抵に順年續き候上の積りに仕候儀に御座候、併豐凶は年々に違事にて、又凶年にも大中小の差別も御座候條、大法を五年と立置き、其上は年に隨ひ其節略可レ有二御座一候、先初年凶作にて候はゞ、何卒明る一年御延引可レ被レ成候、初年は順年にて貳年目より以後凶作有レ之候て其三段を考候に、小凶には元米半減に致し、兩年にて壹年分を掛候樣に可レ有二御座一候、中凶には上下とも其年の掛米を無用に被レ成、前年分計り元利米を御渡被レ遊、其分計りの御借上げに可レ被レ成候、大凶には無利足にて御借り戾しに被二仰付一、其丸壹年は休と申物に可レ被レ成候、左候得ば大法は五年にて、品により七八年に及候て成就仕候哉にも可レ有二御座一候、全體永久の計策故、壹年貳年に拘はりも無レ之事、

最初より其工面も銀主へ被二仰含一、數年の內御ゆるめ被二成置一候得ば、後年の儀は猶又如何樣共相調ひ可レ申候、是又上方御繰合せの御一助にも相成可レ申奉レ存候

一　社倉右の通り相定り候得ば、上より諸銀主へ御渡被レ成候利足の內、少にても五ヶ年之內は社倉へ納り、民間他領へ相拂ひ候利足幾久敷社倉へ納り可レ申候、左候得ば上下共年々他所へ損失せる金穀長く御國へ留り候と申者故、たとへ當前誰一人の益と申事無レ之とても、全體御國の强みに相成候事と奉レ存候

一　五ヶ年の間上より利足米を年々御出し被レ成候得共、五年目の割戾しの節、百姓分へ元米計り相渡し、利米と申ては一粒も渡し不レ申候事故、右にも申通り下には目前の利のみ考へ候者なれば、少々にても利米の付不レ申事を無二本意一存候者も可レ有レ之哉に御座候得共、夫は大成る心得違ひにて御座候、右にも繰返し申候通り、社倉は民間の爲にて、永久之備に相成る事故にたとへ最初は少々宛掛棄に致しても、大成る末々の爲に御座候處、銘々掛候元米は五年の後一時に受取、始終一粒の損失も無レ之、自然と永久の助出來候儀に候得ば、十分之儀に御座候、其上にも猶又利米を貪り可レ申樣は無レ之候得ば、此處を幾重にも能諭し、篤と呑込候樣に仕度奉レ存候

一　社倉の儀上の御失墜無レ之、少しは當前御爲にも相成候て出來立候樣との存念にて、右の積りに仕見候事故、實は最初より下の掛米計にて、上の御掛米は無レ之ても、算用は同樣にて相替候儀無レ之候、

ると申者にて候得ば、無益の失墜有レ之候様に御座候得共、併上よりも下よりも、一旦社倉へ納り候上にて、此社倉米は國中之物にて、誰と申して一人の主無レ之候、其社倉米を改て上へ御借上げ被レ遊候事故、相應の利足米は可レ被レ遣筈にて御座候、乍レ去内分にて算用を立候得ば、必竟は下より納る元米計りの利足と可レ被ニ思召一、左候得ば初年元米貳千石の利足年七銖と申者も、元米千石に年一割四歩之利米を遣し候様なる者に御座候、併御役人中京大坂にて新銀主御取組も御座候節に、始て千金計りを御調達出來候得ば、利足は必定月壹歩と申位にて、或は前月入抔申事も有レ之、右に付御役人中の御往來、逗留中諸雜用振舞、會合土產音物等無レ據總入用を積り見候得ば、年一割四分積りにて止り不レ申候事も可レ有ニ御座一候、此元米は居ながらにて相辨じ候故、右利米の外に何の御弊も無レ之、曾て高步に當り候儀無ニ御座一候、增して二年目より半銖宛減じ、末年は年五銖に相成候積りに仕り置候得ば、漸く年一割に相當り候、依て元米半分之利と見候ても、隨分下步成事に御座候得ば、是又御爲に相成候儀と奉レ存候

一　上にも彼是御入用事御續き被レ遊候故、例年上にて御調達次第に御減じ被レ遊樣にも參り兼候て、御藏元始め諸銀主も今に難澁仕候趣にも承り候、依て右五箇年の內社倉米を御用に御立被レ遊候得ば、其差引を以上にて御調達の內、先壹石壹兩の積りにて、初年に千金、貳年目に貳千金、五年目には五千金を御減じ可レ被レ成候得ば、銀主共も少々はゆるみ可レ申候、五箇年目の後は又已前に戻り候にも、

候へ共、何分是は五ヶ年以後の儀、猶又其節衆議を以可レ然御定可レ被レ成事に御座候故、唯今より申上るには不レ及歟と奉レ存候

一　總じて末々の者は、只今目前の利をのみ考へ候故、後に宜敷事承り候ても、指當り右掛り抔と申事を殊の外迷惑なる事に存候儀世間一統にて御座候得ば、此處を幾重にも能諭し、心服仕候上ならでは行ひ難く御座候、右社倉の儀は全く御領內の困窮を救ひ、國の本を堅め、末々の百姓分高利の借用にて、田宅を失ひ離散に及び候樣の事無レ之、自然と國風宜敷相成、總體にて上下一統の利益と申所を能呑込せ候儀、肝要に御座候

一　社倉の儀は民間の爲に設け候事故、五ヶ年の後は上に如何程不意に臨時の御用御座候共、右の元米は決して御借上げ被レ遊間敷との儀、兼て被二仰渡一候樣に有レ之度奉レ存候

一　社倉は村方に付候物故、たとへ先年の如く公儀より御替地被二仰付一候樣の儀御座候共、其儘其村へ付渡りに相成、決して御引上げ被レ遊間敷旨、并に御領地最早百年に被レ爲レ踰候得ば、御取替抔と申事は決して有レ之間敷候得共、萬一左樣の儀御座候節も、社倉は其儘村方に御殘し置可レ被レ遊と申程之事迄も、被二仰渡一候樣に有レ之度奉レ存候、左候得ば人情堅まり一統安堵可レ仕候、是等は人心を服する肝要と奉レ存候故、千百恐多く候得共、此儀にも及び申候

一　五箇年の內利足御渡被レ遊候儀、元來右之元米半分は上より出候御米故、諺に申す我物に利をかけ

は前年の通り、年五銖の定にて〆五百石也、餘は右同斷

去亥年分元米

子　年

一壹萬石

此利足米五百石、前年分千七百石合て貳千貳百石也、戌年秋の元米壹萬石の內、上の分五千石は御引取可ㇾ被ㇾ遊候、殘て五千石は百姓分へ割戻し可ㇾ被ニ仰付ー候、左候得ば年々の掛米一粒も無ニ遲滯ー相濟申候、扨右利足米は初年に百四拾石出來候節より、村役人立合にて、村內困窮の者へ慥成引當を以、相應の利足を加へ貸し遣し、來秋元利無ㇾ滯皆濟爲ㇾ致、年々ヶ樣に出納致し申候はゞ、其利分も又積り、五箇年目の利米總高貳千貳百石の所、貳千五百石にも相成可ㇾ申候、併し右社倉ニ付鄉藏修復出納之人足諸入用を餘分に積り、五ヶ年にて先は五百石入候と相立、此差引にて右利足の高慥成所貳千石は出來可ㇾ申候、此貳千石を此年より社倉元米と御立可ㇾ被ㇾ成候

子年秋巳後社倉元米

一現米貳千石

右の米を永々社倉の元米と相立、村役人是を司り、其村々貧窮の者へ相應の利足を以貸遣し、其利米を又貯へ候樣に仕候へば、元米次第に多相成、後は纔の耗米を納させ候のみにて、無利足にて貸遣し、大に貧民を引立、大抵の饑饉凶年をも防候樣にも相成可ㇾ申候、尤右の米貸附返濟出入に付、麁末違亂の事無ㇾ之、末々爲に相成候て、貸失にも相成不ㇾ申樣の仕方樣々條目も可ㇾ有ㇾ之

一六千石　　去申年分元米

此利足米三百六拾石、前年分四百石合て七百六拾石、鄕藏へ貯へ置く

一千　石　　當酉年分上より

一千　石　　同斷下より

〆八千石、御借上げ同斷、此利足米五銖半の定を以四百四拾石也、餘は同斷

戌　年

一八千石　　去酉年分元米

此利足米四百四拾石、前年分七百六拾石合て千貳百石也、餘は同斷

一千　石　　當戌年分上より

一千　石　　同斷下より

〆壹萬石、御借上げ同斷、此利足米五銖の定を以五百石也、餘は同斷

亥　年

一壹萬石　　去戌年分元米

此利足米五百石、前年の分千二百石合て千七百石也、但し此年迄にて五ヶ年の定めも相濟申候故、

上下とも社倉の元ゝ掛米を相止め、唯石の壹萬石計り今一ヶ年直に御借上げ可ㇾ被ㇾ遊候、利足米

レ遊候

未　年

一貳千石　　　　　　　　　　　　　　　　　　去午年分元米

此利足米百四拾石、鄕藏へ貯へ置く

一千　石　　　　　　　　　　　　　　　　　當未年分上より

一千　石　　　　　　　　　　　　　　　　　同斷下より

〆四千石前年の通りにて御借上げ被レ遊、此利足米一ヶ年六銖半の定を以現米貳百六拾石、來年秋元米と一緒に御渡可レ被レ遊候

申　年

一四千石　　　　　　　　　　　　　　　　　去未年分元米

此利足米貳百六拾石、幷に前年の利足米百四拾石と合して四百石、鄕藏へ貯へ置く

一千　石　　　　　　　　　　　　　　　　　當申年分上より

一千　石　　　　　　　　　　　　　　　　　同斷下より

〆六千石御借上げ前年の通り、利足は六銖定を以て三百六拾石也、餘は同斷

酉　年

下より納候千石其年より御用の助けに相成申候、扨翌年の秋村方より御年貢指出し申候節、右二千石の元利御年貢の內にて一番に引落し、直に社倉へ納め候譯にと被仰付候得へば、一粒も遲滯無之事故、民間にても安心仕候、右の利米は社倉に殘し置、其元米二千石と、又其年より納候千石、上より御納被遊候千石と合て四千石を、其年直に御借上げ被遊、前年の通りを以其翌年の秋皆濟被仰付、年年ヶ樣に被遊候得ば、其利足米五箇年の內貯へに相成申候條、此利足米を以五ヶ年已後之社倉元米と可被成候、五ヶ年以來重り候元米の一萬石ヅヽを上下とも割戾しに可被仰付候、左候得ば上に少も御損失無之、民間にても、又五年以來納候元米に一時に受取、夫程の助ヶ出來るに相成、自然と出來候利足米、永々民間之助に相成可申、右年分委細の算用は、譬ば先當午年秋より事始めの心にて、未申酉戌亥の五箇年にて、子の年貢の社倉元米出來候積りを以、前後利足掛け、七箇年の年定め仕見申候處、右の通りに御座候

午年

一　現米千石　上より御納被遊候分

一　同　斷　下より相納候分

〆貳千石、社倉組立の元米として所々鄕藏へ納置候上にて、當秋直に御借上げ御廻米に可被仰付候、尤此利足米として、壹箇年七銖之定を以現米百四拾石、來年秋元米と一緒に御渡可被

付候儀にて、平生容易に毎度被仰付候儀にては無御座候、併社倉は上の御爲にも候得共、第一民間の潤ひに相成候事故、此儀に付少々の石掛り被仰付候儀は筋合さへ能呑込申候得ば、隨分得心仕候て差出し可申事に御座候、猶又民間信服仕可申趣は、奥に相述可申、何分總御領内に社倉の元米貳千石用意仕候積を以、右元米を拵へ候爲の其元米分を最初に組立可申候、是則常平倉米を借用ひ候替りにて御座候、其手段は高百石に付現米貳石宛の割を以、高持總百姓分より元米指出候樣に被仰付、鄕中の明藏を見立、假に社倉と名付け、是へ相納めさせ候得ば、五萬石之御高にて現米千石有之候、上より右元米として現米千石御除被遊候て、則村々より差上る御年貢米の内にて、上の千石分引落し、社倉へ直に納め候樣に被仰付候得ば、右上下の元米合て貳千石有之候、是を初年分として、五箇年の内毎年右の通り被仰付候得ば、二年目に四千石、三年目には六千石、四年目に八千石、五年目には壹萬石に及び候、尤是を直の社倉之元米に仕るにては無御座候、右にも申上る通り、社倉の元米を組立候爲の其元米にて御座候、紛敷候得共再應にも其斷りを申述候、委細之譯次に記し可申候、勿論民間は多力之事故、格別の儀無之候得共、上より毎年千石宛游米を御除被遊候事、御時節柄甚不都合成譯に御座候得共、此處大に手段御座候事にて候、抑上の御用向を以大坂表諸銀主へ調達被仰付候儀、例年の御事にて御座候得ば、御調達の內と思召、卯の年の社倉米二千石を其年の秋直に御借上げ被遊上にて、御廻米に被仰付候得ば、上より御除被遊候社倉米の千石一粒も游米に相成不申、

共、又理に循ひ職を重んじ候官人は、感心して社倉取立出來候も數多有ㇾ之、所々の大益に相成候、朱子の社倉三十年を經て元米五千石に相成、彌以民間深澤大恩を仰ぎ候由に御座候、右貸附取立之仕方萬端の委細、朱子の記錄に相見へ候得共、是は和漢風儀の違ひ有ㇾ之、唯今申立べく候も無益の儀、又は全く當代之風俗と同樣にて、申に不ㇾ及事も御座候、旁此儀は省略仕候

一　朱子社倉の儀は至極の良法にて、上下の大益に相成、其頃世上に廣く行はれ申候所、右之通りに御座候得ば、此法を以其意を酌はかり取り行ひ候て、我朝の唯今にても隨分大益の儀御座候、併朱子之時代は亂世ながらも常平倉と申物有ㇾ之、上の游米平生に貯へ有ㇾ之候得ば、社倉の元米を取立候事仕り安く、此儀存立候日より其手當早速に出來申候、我朝には常平倉と申事無ㇾ之、尤只今は目出度御代にて候得共、百五十年に餘り候太平故、おのづから華靡に相成、世上一統内分は上下とも困窮と申樣に相成、彌以游米の手當無ㇾ之候故、如何程の良法にても、指當り其元米之用意出來難く御座候得ば、何方にても此處差支、取組出來不ㇾ申儀と相見得候、此度御領内に於て、何卒右社倉之儀は相企、末々上下の御益に相成候樣にと乍ㇾ不ㇾ及奉ㇾ存候に付、第一右元米取立候儀彼是と愚意を廻し、少も民間の難儀に相成不ㇾ申、當分上の御爲にも宜敷候て、自然と右の元米出來候樣の一策内々存寄候に付、委細之趣左に書付指上候

一　御領内へ石掛りて課役と申儀は、多少に依ず上に臨時の無ㇾ據御入用出來候節、不ㇾ得ㇾ止事ㇾ被ㇾ仰

朱子を信じ居候故、早速常平倉之現米六百石運漕致し遣し、朱子是を其所へ無利足にて借付け被申候に付、諸人安堵し、歡喜の聲道に滿候故、惡黨に馳加はり候者も無之、一揆無勢にて、早速隣境役所より召捕、無難に鎭り申候、扨翌年民間より右之米一粒も不殘返上致し候故、朱子常平倉へ右之米可指戻處、此砌り社倉取立の存寄有之故、府官へ斷り候て、右之米其儘に拜借にて、年々百姓の借用願候者へ、利足米を定め借渡され候、尤是は饑饉の手當にては無之候、常年民間にて春夏の内、舊米已に盡、必困窮に及候節借遣し、歲暮之物成にて返上致させ候積りにて、小不作には利米を半減、大不作には元米計り納めさせ、毎年利足米を元米に結び、一倍にも相成候節、最初之元米六百石を常平倉へ還納有之、其後右之利米を元米に相立、年々出納有之候、尤別に土藏を設け、是を社倉と名附被申候、社倉とは民間組合て仲間に致す米藏と申心にて候、扨村方之古老、幷に所の學者數人を擇、其役人に定め、平生麤抹無之様に相改め、十餘年を經て淳熙年中に至り、元米三千石にも及び、最早手弘く貸附も出來る故、其後は利足米を相止め、唯石に三升宛之耗米を納させ候迄にて、大に民間の益に相成、凶年にも年貢を不欠、國用私用とも相潤ひ、村々歡舞して朱子之廣惠を戴く事に相成候、同八月朱子上京參內の砌り、右社倉の本を委細奏聞に被及、他所にても廣く、此法を行ひ候様に有之度旨願上られ候處、禁廷にても尤成る事とて、天下へ普く勅命下り、尤處々風俗模様の相違も可有之候得ば、其所々の役人心得次第に致し候得との事故、心もなき役人にて面倒に存じ、打捨候も多く候得

以雙方御領主の御爲惡敷様にのみ成行申候、たとへば葎の雫、苫の滴より流れ出る細谷川の水も、末にては千丈の堤を崩す大河と成る如く、始は末々の細民五人七人の身の上の事も、積り〳〵ては一國の禍を引起し申事ためし不ㇾ少候得ば、恐るゝに餘りある儀に御座候、是等の患を防ぎ、國の根本を堅め申候には、朱子の社倉の法と申にしく事無二御座一候、尤和漢の替り、古今の違ひも有ㇾ之候得ば、一一其通りには相成不ㇾ申事も御座候得ば、全體の大道に本づき、時勢を斟酌して、當時の諸國に行はれ候て、上下共永久の大益には成候事と兼々奉ㇾ存候儀御座候得ば、右朱子社倉の儀を和解して、大略左に記し申候

一　宋朝の朱子と申す大儒、孝宗と稱し候天子の乾道と申す年號時分、その住居有ㇾ之候建寧府の內、崇安縣の下なる開耀鄕と申所にて、社倉壹箇所建立有ㇾ之候、其の起りは乾道四年凶作有ㇾ之、百姓饑饉に及び候に付、朱子其所の身上宜敷者を勸めて、用意米を出し、價を引下げ賣渡され候によりて當難を助かり候處、多人數にて用意米も盡果候折しも、隣境に一揆を企て徒黨を驅催候者有ㇾ之、朱子の住所も騷動に及び、其徒黨に馳加はり可ㇾ申勢ひ相見へ候故、朱子急に建寧府の官人へ常平倉の米拜借を被二申上一候、常平倉と申は古來公儀の用米にて、年々豐凶に隨ひ糴糶致し、直段の高下を平均し、勿論饑饉の備に致し有ㇾ之事に候得共、宋時代抔は古法を失ひ、其掛りの役人皆公米を守り候事大切と心得るのみに相成、容易に戸前を開き不ㇾ申習はしにて候處、其時の府官は幸ひに人柄も宜敷、日頃に

社倉私議

中井積善著

一　民は是邦の本、本固ければ邦寧と申は書經にあらはれ、百姓足らば、君誰と共に足らざらんと申は論語に傳はり、聖賢の明訓、萬古不易之儀、今更くだ〳〵しく述るにも不ㇾ及候、當時御治世にて、上下共に一體は靜謐安穩なる儀に御座候得共、天下一樣に國の元よく堅まり、君の府庫も民間も共に足り餘ると申す者にて無ㇾ之候へば、永久の所如何成行可ㇾ申哉と、竊に天下の爲めに患ひ候儀に御座候、總じて百姓は本業薄き者にて、常年は兎や角と相凌ぎ候得ども、若凶年と申さば、貢稅滯る而已ならず、身上も立難く相成、其所へも國用乏敷候に付ては、不ㇾ得ㇾ止事ニ取立嚴重に相成り候得ば、或は田宅を質物に差入れ高利の銀子借用致し、或は家財を賣却して當前の急を遁れ候迄にて、跡々彌難澁に及び、忽ち離散の色を顯し候樣に相成候、且又田宅質入等の儀、此領の窮民は隣領の富民より借入れ、鄰領の窮民は此領の富民より借取、後は互に流し捨に致し候事習はしの樣にて、雙方出作のみ多く相成、其の地頭々々の爲薄く、又出作の分は本作の百姓と睦じからず、地頭違ひ候得ば爭ひも出來易く、旁

社倉私議

中井竹山著

故何時主人死テモ跡式ニ物云有事絶テ無ト云、大坂モ其如有度者也、夫ニテハ爭論賄賂ノ事ハ永ク無成、風化ヲ助ルノ一端トモ成可、或人ノ說ニ此地ノ吏人ニモ昔ヨリ其心付無ニハ非、其法タテバ此筋ノ請謁ノ路絶果ル故ニ、夫ヲ惜テ此爭ヲ存置一ツノ奇貨トスル也トイヘリ、實ハ別ニ譯有テ行レ難キ事有ニヤ、夫ハ知ズ、若果シテ或人ノ說ノ如ナラバ散々ノ事成ベシ

謹テ按ズルニ、賞罰ハ國家ノ大柄ニテ偏廢スベカラザル事、春生秋殺ヲ相待テ歲功ヲ成ガ如、本此卷ニ論ズル所ハ賞ニ非、偏ニ罰ニ有、或以殺氣紙ニ溢ルトセンカ、然ニ愚意ノ專注グ所ハ、此地ノ頑弊惡習ヲ剗除セント欲スルニ有、故其說偏主無事能ザル也、總ジテ政ヲスルニ、舊害ヲ袪カザレバ新澤ヲ施スニ所無、況ヤ弊害既改レバ、利澤自ラ其中ニ存シテ、別ニ施スヲ待ザル者モ有ヲヤ、愚ノ卷中ニ於再三意ヲ改スモ實ニ此ニ有、凡物翕聚セザレバ發散セズ、故ニ秋冬ノ收藏嚴凝ノ氣ヨク密ニシテ泄サヾレバ、次年春夏ノ發生條暢ノ氣必醇クシテ能周キハ自然ノ符也、明君賢佐好生ノ德ヲ以海內雍熙ノ華ヲ致シ給ハンニハ、豈先意ヲ此ニ留ラレザルベケンヤ、此卷中ニ載ル所ハ廛ニ畿甸一區ノ地ニ止レドモ、瓶水ノ凍ルヲ見テ天下ノ寒ヲ知ル、イヤシクモ此意ヲ以是ヲ推バ四海ノ內准ゼザル事無ル可、是區々至願ト云

草茅危言卷之十　大尾

教ナラザルノ證ヲ收タル計ノ事ニテ、其儘ニテ今日ニ及タル故、改宗勝手次第ノ御條目有由ニテ、往歲京大坂ニモ埋葬ニテ寺モメ合タル時、急ニ改宗セントト云タルニ、寺モ窮シテ土葬ヲ承服シタル等追追聞及タリシ、近來ハ改宗ノ事寺々ニテ云合テ甚六ケ敷成タリトモ云、是ハ公法ニ戾タル事成可、因テ今新ニ號令ヲ傳テ、我邦開闢以來ノ定法ヲ表シ、浮屠ノ寺法ヲ以强テ檀越ニ施スノ無理成譯ヲ解諭シ、蔽惑深クシテ荼毗ヲ信ズル者ハ先其儘、信ゼヌ者ハ寺法ニ拘ル所勿ラシメ、再改宗勝手次第ノ法ノ宣示有度者也、此事上國ヨリ推テ四方ノ裔ニ及タランニハ、天下ノ孝子順孫ノイカ計リ悅成可、明主ノ孝ヲ以天下ヲ治ルノ一助、是ヨリ近キハ無ルベシ

死後跡式ノ事

一　大坂中ニテ中分以上ノ人家、主人死後ニ相續人シカト無シテ、親類ノ間爭論ニ及公裁ヲ仰グ事每度也、富室ニテハ各貨財ヲ以私ヲ營ミ、官吏賄賂ノ華盛ト成事也、往年辰巳屋木津屋ノ大騷動ノ後モ、少々ノ事ハ市中ニ絕ル事無、是ハ京師ニハ良法有テ跡式ノ公事終ニ無、大坂ニハ何故其法無ヤト兼テ怪ク思フ所也、京都ノ法ハ家ノ主人タル者初テ家督相續シタル時、其子孫又養子抔有ハ云ニ及ズ、其ナキモ誰成トモ相續サス可者ヲ當分ニ心アテ、死後讓ノ證文ヲ認、其心當ノ者ヨリモ品替リタラバ、何時ニテモ讓戾ス可旨認、外ニ心當ノ無ハ妻ヘノ讓狀ニ認、妻ヨリ讓戾ノ證文致サセ、兩通ヲ町年寄ヘ納置事也、後日ニ品ノ替ル度每ニ、幾度ニテモ證文ヲ仕替、兩通宛定テ年寄ノ手ニ請取置事也、夫

夷ノ鄙陋ノ國風故斯ル事モ有可、唯瞿曇ハ此國俗ノ內ニテ、火葬ヲ用タルヨリ其敎ヲ受ル者皆然ル也、若其時ニ國流ノ土葬ヲ用タラバ、今ニ其通成可ノミ、天竺ニ土葬無トハ云ベカラズ、又火化ハ瞿曇ヨリ始ルト云ベカラズ、唯國俗ニ從タル也、日本紀神代卷ニ披木棺材トスル事見ヘタリ、神武天皇以來歷代ノ帝王皆土葬ニテ、其園陵ノ地名迄一々國史ニ見ヘテ、群臣以下ノ葬式モ土葬タルハ知可、應神天皇ノ時儒典始テ海ニ航セシ迄凡九百年計、右ノ如ナレバ、土葬ハ日本ノ國風、神代ヨリ傳リタル事ニテ、儒道ノ開ケシヨリ初テ定リタル法ニテ無ハ慥ニ知可、是我邦上古神人ノ道、海外上古聖人ノ敎ト約セズシテ符合スル也、必竟ハ孝子仁人其親ヲ掩フニ、必其追有ノ天性本心ヨリ出ル事ナレバ、彼符合モ其筈ノ事怪ム可ニ足ザル也、仁德天皇ノ時儒敎興リシヨリ、用明天皇ノ時佛敎興リシ迄三百年間、元ヨリ右ノ通ニテ、持統天皇ニ至テ火葬シ奉リ、帝王ノ火葬是ニ始ルヨシ見ユルハ、此比ヨリ火葬ハ盛ニ成シ也、然ルヲ浮屠氏ノ土葬ヲ儒法トノミ心得、動モスレバ爭心ヲ生ジテ佛國ノ舊俗タルヲ知ズ、儒者ハ聖人ノ禮敎ヲノミ主張シテ、浮屠ヲ抑ントシテ神世ノ舊風タルヲ知ズ、皆古ニ暗キノ誤也、今儒佛ノ爭ハ姑差置、凡日本ニ生ルヽ人ハ、神代以來傳テ今ニ專用ル法ニ從ヒ、中古ヨリ起タル天竺ノ風儀ハ用マ敷ト云ンハ、何ノ子細ノ有可ヤ、若寺法ナラバ浮屠計其法ヲ用テ濟事也、夫ヲ在家ノ信ゼヌ者ニ迄推テ用ヒサセントスルハ無理也、寺ニテ斯云募ルモ、人生上下押ナベテ宗門ニ分屬スル故、夫ヲ詮ニ思ヘドモ、是ハ天敎ノ制禁ノ時、權時ノ制ニテ、天下ノ人ヲ何宗ニ成トモヨセテ、天

葬式質素ノ號令下リシト聞、其曲折ハ如何有シヤ、今日ニテ右ノ制ヲ立ンニ、譬バ上分ハ五ヶ寺、中分ハ二三ヶ寺、下分ハ一ヶ寺ニ限、親類ヨリ自分ノ賴寺ヲ出ス事無用タル可、會葬ハ知音近付ノ外、其町內其抱屋敷ノ借屋人計ニ限可、親類別家ノ戶ヲ閉タル町內ハ、其閉タル家ヘ弔ニ往テ、會葬ハ無用タル可、親類別家ノ借屋人ハ、是又家主ヘ弔ニ往テ、會葬ハ無用タル可、總體家柄ニテ勝手薄ク成タル分ハ、凶事重ケレバ右費用ニテ身上ノ障ト成故、近キ親類ニテモ戶ヲ閉ル事ヲ斷ヲ立テ費ヲ省モ有、是親戚ノ情ヲ薄クスル也、右ノ制立ナバ是等ノ事皆正シカル可、末々ノ借屋人其日暮ノ者等、方方ノ會葬ニ奔走スルモ迷惑ナレバ、其患ヲ免ル可、右會葬ノ事ドモハ至テ細故ナレバ、論列スルニモ及マジケレドモ、下情ノ在トコロ必然ルノ勢ナレバ、上タル人ノ明鑒ニテ普ク照給ハンニハ、斯ル隈迄殘リ無知ロシ召レン事ハ纖悉遺サズト云ニテ、必シモ煩冗トセザル者成カ

一　茶毘ノ事千載ノ頑習ニテ、頓ニ變ジ難キ事ニ成タレドモ、諸宗ノ僧ハ喪家ノ望ニヨリ、土葬ヲイナマヌモ有、愚民ノ惑深ク好デ火化スル者ハ先其儘、旁一向ノ僧ハ堅火化ヲ寺法ト立テ土葬ヲ許サズ、大ニ孝子順孫ノ心ヲ傷ル事也、夫モ寺ニヨリ火化ノ葬式サヘ立レバ、內分ニ土葬ヲスルハ拒ヌモ有、又殊外六ヶ敷云テ、一圓ニ土葬ヲ許モ有、同宗ノ內乍ラ僧ノ心々ニテ斯相違有ハ寺法ニ非、私法成可、總ジテ寺院ニテ火葬ヲ佛ノ式、土葬ヲ儒式ト一概ニ稱ルハ、愚昧ノ僧ノ云事ニテ笑可、天竺ノ四葬トテ火葬・水葬・林葬・土葬ノ品有、水葬ハ川ニ流シテ魚ニ與ル也、林葬ハ山野ニ捨禽獸ニ飽シムル也、蠻

ニ人ヲ悩事モ有ト聞ケドモ、他所ノ事ニテ詳ニセズ、大坂市中ニテ中分以上ノ嘉儀ニハ石水ヲ畏レ、往々ハ男伊達成者ヲ頼防閑シ、日々是ヲモテナシ、日柄モ別事ナク濟バ厚謝スル事ニテ、俠者肩ヲイカラシ德色有、若石水ノ黨ニモ俠者有バ、兩俠相遇テ爭闘ニ及事マヽ有、何分宜ラヌ風習ニテ、第一禁ヲ犯ス罪有事ナレバ、尚又嚴命有テ、又其場所ニテ五六輩モ召捕ナバ、此風忽止テ市中安穩成可、俠者ニ勇ヲ賣ノ地勿ラ令可、是ハ瑣細ノ事ナレドモ、太平ノ民タルカラハ、少ノ横害モ勿ラ令タキ者カ

送葬ノ事

一　葬式ハ古禮壞ルト雖ドモ前賢ノ遺法有、我邦諸儒斟酌ノ制抔夫々ニ存乍ラ、俗間ニハ一向通行セヌ事ニテ、都會ノ地ハ唯觀美ヲ專ニスル樣ニ成、或寺法ニ引レ火化ノ頑習極弊タルヲモ知ズ、歎可者也、是ハ千載ノ惑ニテ、一朝ニ喩回ス可ニ非レバ姑是ヲ置、縱ヒ實葬ニテモ棺槨窀穸ノ事ニハ心ヲ用ズ、唯觀美ヲ務メ、豪家ハ賴寺ノ組合五ヶ寺ハ必葬ニ立合ル事ニ成、其外何ゾ由緒有寺々ハ皆迎テ立合シメ、又近親ノ内ヨリ面々ノ一ヶ寺二ヶ寺ヲ出シ、諸宗ノ寺々都テ十ヶ寺ニ及、皆大勢ノ供廻ヲ飾リ、葬場混雜甚ク、冗費モ又知可、又知音近附死者ノ町內ハ、相互ノ事ニテ出可者成ヲ、忌掛リノ親類、又家來ノ別家等半日一日ニテモ戶ヲ閉レバ、其町內殘ラズ出ル事ニ成、抱屋敷ノ借屋人ハ云ニ及ズ、親類別家ノ借屋人迄モ皆出ルヲ定トス、喪家ヨリ譴七日ノ志ヲ會葬ノ家ハ必洩サズ賦ル事ニ成、右故五百軒千軒ニ及モ有、皆煩雜ノ甚キ者也、是等官制立タラバ、侈靡ヲ抑ルノ一助成可、元祿中ニ

既ニ上巳ニハ事蛤ヲ用ヒ祝儀トス、既風ヲナセバ誰モ鄙トセザルヲ見可、且蛤ハ宰割モイラズ、烹飪モ隙取ラズ、鹽梅モ易、是ニテ祝儀ヲ表シ事濟ハ至簡至當ト云可、實ハ先世ノ遺美ナレバ、新ニ號令有度者也、一世ニ季春三月ヲ以婚禮ヲ忌月トシテ用ズ、其害甚シ、俗說ニ華ノ緣ニテ散易シト云ヨリ不吉トスル也、斯ル妄言不根ノ事モ有マジ、華ハ實ノル爲ニ咲者也、花ノ散バ直ニ實ヲ結ブ故、婚儀ニ別シテ吉月トモス可事也、且諸木ノ花ノ夫々前後アレドモ、大抵ハ春分ヨリ催シテ清明ヲ盛トス、其清明ノ節ハ二月ニ有事モ多キニ、二月ヲ忌ザルモオカシ、上古ハ二月三月ヲ成婚ノ定月トス、周禮ニ委ク有、周南桃夭ノ詩ニモ見可、又三月ハ暖和ニテ、日モ長ク心長閑ナレバ、婚娶ハ最上ノ時也、人家必正二月ノ內ニ事ヲ急テ、延引スレバ三月ノ良月ヲ空過シ、四月ニナレバ袷單物、程無帷子ニ移、世ノ婦女衣服六カシト是ヲ厭ヒ、富家ニハ其嫌無テモ、夫ニ立雜ル親戚皆富ニモ有ネバ、彼是云遂ニハ九月ニ成、無用ノ大延引ノ內ニハ、雙方ニ病人不幸等有テハ又九月ヲ失ヒ、冬月ノ卒迫ニ及樣ニ成ハ、皆入ザル三月ヲ忌ヨリ起ル也、一日ノ吉凶ニ拘リ忌サヘ餘程ノ害ノ有事成ニ、況ヤ一月ヲ忌ヲヤ、是ハ官命有テ改リナバ大益ト成可、愚民ノ蔽惑深ケレバ一通リデハ聽從スマジ、右ノ古代ニ三月ヲ婚月ト定有シ事、並我邦上世帝王ヨリ王公貴人已下、三月ニ搆無リシ例等ヲ引テ能々告諭有ナバ、惑ノ解ル樣ニ成テ弊風改ルベシ

一　婚禮ニ石打水祝等惡少年ノ狠藉ハ制禁ノ事ナレドモ、今ニ遺風未絕ズ、在邊ニテハ樽入トシテ大

へ、容儀ヲ主トシ性行ヲ擇ザル抔古人ノ戒ナレドモ、是等ハ禮數積年行渡リタル上ナラデハ風化シ難カランカ、元祿中婚儀質素ニス可號令下シト聞、又其比凶年有テ酒造減少ノ命有シ時、婚儀ヲ始諸事ニ酒ヲ用ヒ間敷、據無事ニハ酒料ヲ贈リ、飲酒無用ト令モ下シト聞、其後ハ如何有シヤ詳ニセズ、今日ニテハ是等ノ事ニ及ズトモ、差當リタル所ニテハ先結納資送ノ制ヲ立度者也、譬バ結納ニ上ハ樽・肴・熨斗・昆布・絹・綿等三品迄、中ハ樽・肴・絹・綿ノ内一品、下ハ樽肴計リ、資裝ハ上十五荷ヨリ廿荷迄、中七八荷ヨリ十荷迄、下二三荷ヨリ五荷迄ト極、富室溫戸ニ餘計ノ用意有トモ連々ニ遣シ、荷物ノ數ニハ入ベカラズ、入嫁ノ時供ノ女ハ上五六人、中三四人、下一二人ニ過ベカラズ、是又據無增人有バ前後ニ別ニ遣シ、供ノ數ニ入ベカラズ、勿論末々細民ノ至テ事省タルハ、此外ナレバ云ニ及ズ、扨嫁入・婿入・舅入ノ料理ハ上一汁五菜、中一汁三菜、下一汁二菜ニ過ベカラズ、二十五菜ハ士大夫以上ノ膳部タル可、平民ニテモ豪家ニ貴人大賓ノ臨ル、カ、又一分ニ尊敬ス可珍客ニテモ有時ハ格別タル可、是其人ニ依用ル也、唯一家ノ儀式ニ於ハ分ヲ守ルヲ是トス、元服・年賀・神事・佛事等皆右ノ式ニ准可、此三ヶ條必一致ニシテ上中下ヲ混ズベカラズ、此制立タラバ華靡ノ風自ラ廢スル者半ニ過ンカ」

一　婚禮ニ蛤ノ吸物ハ享保中ニ明君ノ定置給由、寔ニ蛤ハ數百千ヲ集テモ外ノ貝ニ合ザル故、婚儀ヲ祝スルニ是程目出度者無、夫故ノ御定也、恐乍味有事也、蛤ハ四季トモ澤山成者ニテ、儉ヲ表トスル第一也、其餘風京師ニ傳タレドモ、大坂ニ曾テ用ズ、有間敷事也、是其澤山成ヲ鄙デノ事成可、然ニ

者親屬ヲ離テ何ヲス可カハ、願ノ儘籍ヲ除キ追拂給バ、偏ニ盜ヲセヨ火ヲ付ヨト教ヘ給フニ有ン、イタマ敷教也

身上限ノ事

一 金銀出入ニ身分ニ餘ル大借ニテ公訴ヲ受レバ、末ハ身上有切渡サセテ事濟也、借屋人ハサラ也、家持ニテモ斯ル窮ナレバ、家ハ必定家質ニテ其方ヘ引取、渡ス者トテハ家内ノ諸道具ノミ也、其道具モ多分賣拂ヒ、僅ニ鍋釜ニ建具疊等ノミヲ渡スモ多シ、貸方ハ大成損ヲスル故、腹イセト云迄ニ取切ノミ、若外ニテ名前ヲ出セバ、又願付テ取切故、必名跡ヲ潰シテ後ヤム也、是ハ不仁ト云可、又借方ニハ産ノ傾テ支ヘ難キヲ以、態ト過當ノ借用ヲシテ貯ヘ置、諸道具ハ諸方ヘ預ケ置、末ノ身上限ヲ以利潤ヲ得者多、是ハ不義ノ甚キ也、京師等ハ此事無、切金ト云如、連々ニイツ迄モ成次第ニ返濟ヲ命ゼラレ、雙方ニ不仁モ不義モ無ト聞ユ、是公道也、大坂ノミ右ノ法有テ、官府ハ一時ニ埒明テ簡便ナレドモ其弊右ノ如、是ハ京ノ如ニ有度者也

町方婚禮ノ事

一 婚禮ハ人倫ノ始ニテ重ンズ可事成ドモ、禮壞トテ千載士大夫ヨリ民間迄、夫々ノ仕來リ自然ト式ニ成タル事多ク、先ハ夫ニテモ禮意ハ存ルカ、唯都會ノ地ハ華美ヲ專トシ定リタル制度無故、面々ニ外見ヲ競フ樣ニ成、家柄ハ宜ク内分不勝手成者ノ難儀ト成事也、又婚姻ニ財ヲ論ズハ夷虜ノ道トモ見

ルニ賜フ可、扨右ノ分拾方ノ町第十六日目ニ至リ、小兒ニ金子一兩相添官衙ヘ持參ス可、當日衙ヨリ居村役人非人頭ノ内、番ニ當リタル方ノ者乳持召連サセ、公庭ニ於テ引渡ス事右ニ述ル如成可、斯有ナバ拾方ノ町ニテ事ヲ省キ費ヲ減ジ、是非邪正殘ル隈無ル可、官ニ半年一年程モ是ニ勞セラレバ、後ハ棄子ト云事甚稀ニテ、大ニ逸スル事ニ成可、何分是迄ノ通良民ノ町ハ毎度騷動失墜ス可、姦民ノ町ハ何ツモ安閑無事ニシテ居ルト云事、餘リ幸不幸ノ不同ト云ベシ

久離願ノ事

一 世ニ不肖ノ子ヲ官ニ告テ放逐スルヲ久離ヲ切ト云ヒ、親類一統連判ニテ願出デ、官許有事也、斯ル者百人ニ一人ハ改悔テ願ヒ戻スモ有べケレドモ、大形ハ直ニ惡友ニ從ヒ益頑凶ト成、竟ニハ刑辟ニ觸ル樣ニ成可、不便ノ事也、父子天性ノ愛ナルニ、其儘置ケバ家ヲ亡シ、父母ヲ戮ス可、故止事ヲ得ズシテ放逐ヲ願出ルハ尤也、唯官ニテ其處置ノ有可ノミ、敗子ノ罪ヲ正シ、重キハ遠遷ニ徙、輕キハ徒罪ニ入可、徒罪ノ年限滿タラバ返遣シ、改ズバ又ツレ出セヨト命ジ、重テ願ナバ又年限ヲ益ヲ後ニ免シ、三度ニ及タラバ遠遷カ、又終身ノ徒罪カ、其品ニテ定ム可、若亡命セバ捕ヘテ絕島ニ徙ス可、是ニテ大惡ヲ仕出シ、死刑ニ陷ルヲ免ル可、恤刑茅議ニ、彼永牢ノ所ニ此條ヲ載タリ、左ニ錄ス

恤刑茅議ニ曰、亡賴子弟ヲ親屬ノ訴ヘ出籍ヲ除ク有、總テ爰ニ入テヨシ、（永牢ヲ云也）人ニ隨ヒ年限有可、心ダニ改タラバ、籍ヲ除ク迄モ無、限滿テ親族ニ返シ與フ可、改ズバ終身モヨシ、凡斯ル類ノ

バ、兩隣ヨリ早々家主ヘトドケ、町ヨリ其親召連訴出可、官衞ヨリ直ニ拾方ノ町ヲ呼出シ、白砂ニテ引渡サシメ、若同日ニ幾口モアラバ、兩隣ノ者目印シ目覺ニテ夫々ニ渡サ令可、拾方ノ町ヨリ兩隣ノ者ヘハ謝儀トシテ金子一兩宛遣ス可、是モ當日ニ持參シテ公庭ニ於テ渡ス可、斯アレバ小兒金子ノ受渡シ、書物モ何モ無端的ニ埒アキ、拾方ノ町ノ費用半減ニテ濟可、扨親子ノ情ハ天性成故、鳥獸ニテモ子ヲ育ルスベハ知タルニ、人トシテ子ヲ捨ルハ禽獸ニ劣リタル者也、是コソ人外ニシテ夫婦其屠村ニ下シ賜ル可者也、夫モ日數掛テ手錠町預ケ等有テハ、其町ノ迷惑ニ成ベケレバ、當日直ニ屠村ヲ召出サレ、白砂ニテ直ニ引渡サル可、尤家財勝手ニ引取セ、夫婦ノ者屠村ニテイカ樣ニモ使フ可、親類ヨリ貰ヒ度ト云バ相對ニテ戻シ遣ス可、公達ニ及ズ、又兩隣不念ニテ屆出サズ、近邊ノ相長屋等誰ニテモ屆出ナバ兩隣過料タル可、若年寄家主等閑ニテ訴出ズバ、是又急度咎ノ上過料タル可、其罰金ハ町謝金ト一所ニ、誰ニテモ屆ケ始タル者ニ遣ス可、但捨子ヲスル程ノ長屋ナレバ、兩隣ノ人物モ想見可ノミ、告レバ大利ヲ得、告ザレバ過料ヲ出ス事ニ、油斷有間敷ニ、イラザル隱シダテス間敷事也、又拾方ノ町ニテ外ヘ片付遣ス事ヲヤメ、半月ノ內當分ニ養育加ヘ置可、官衞ニテ拾ヒタル屆有テ、後捨タル方屆ナキハ、再觸ニテ檢察有可、又大坂三鄉ノ內ヨリ近在ヘ捨、近在ヨリ三鄉ノ內ヘ捨ル事有ベケレバ、兼テ諸邑宰ト云合セ有テ、近在ヘモ再觸有可、若半月ノ內捨方ノ町ヨリ訴出ズバ、コハ屠村非人ヨリ捨タルニ相違無ケレバ、其者ドモニ下シ賜ル可事也、兩方ノ內ハ何レモ知ラザル故、代ル代

生等捨テ口ヲ消樣ニスル事モ有ト見ヘテ、品宜キ縫繃抔ヲ用タルモ有、是ハ猶更憎可者也、往歳盛ニ捨タル時ニ官命有テ、以來ハ捨子ヲバ居村ニ下サル丶トノ事ニテ、捨止タル事有シ、今ハ其法令モ止タルニヤ、市中ノ取計ヒ已前ノ如ニ成タリ、此比新ニ號令有テ、捨子ヲ又居者非人ニ下サルトノ命有トモ聞タリ、未實否ヲ知ズ、何分居村ノ令面白キ樣ナレドモ、退テ考フルニ、棄ル者ニ罪アツテ、小兒ニ罪無、然ルヲ罪有親ハ問ズシテ、罪ナキ小兒ノミ居村ニ下シ人外トセバ、其兒成長ノ上ニテ思ン處モ不便也、又今ノ如ニテ居家非人ノ內ヨリ棄ルモ有可、夫ヲイカニ知ネバトテ、平民ノ子トシテ撫育スルモ有間敷事也、故ニ此處置ヲセンニ、子ヲステタ上ノ評議ヨリ、先子ヲステヌ樣ノ仕方有可ノミ、其法如何、蓋シ窮民ニテモ表長屋ニ住ル程ノ者、子ヲスツルニハ至マジ、必定裏借屋ニ住ル者ノ事成可、端々ニテハ表屋モ有可カ、兼テ嚴令ヲ傳テ閭閻至賤ノ細民ノ分、出產ノ節ハ兩隣又ハ向側抔ノ內手近キ者兩人立合見屆ル樣ニト、町年寄家主ヨリ堅ク申付置、七夜ノ內其親小兒ノ名元書付、兩隣附添家主ヘ屆、早々町ノ人別ニ入可、若養子ニ遣ス約アラバ、其旨ヲ兩隣トモニ右ノ通屆出デ、町ヨリ囉ヒ方ヲ一應見屆ノ人遣シ、其家主ヘ屆置可、囉ヒタル町モ兩隣立合、右ノ通ニシテ速ニ町ノ人別ニ入可、若又勝手ニ付暫ク親類ニ預ケタキト云者ハ、預ル時戾リシ時、兩町互ニ相屆可、預リタル兩隣モ右同段也、兩隣ノ者ヘハ骨折料トシテ町ヨリ少々鳥目ヲ遣ス可、人命重キ事ニテ、人別ノ增減ノ役人ハ職分故、此ニ念ヲ入ルヽハ當前ノ事、過勞冗費トスベカラズ、扨兩親羈ニ捨テ胡亂成事云

發ス、往年何レノ府帥ノ時ニヤ此弊尤甚ク、毛六蜚市中ニテ人ヲ打擲シ殊ニ至リ、其町ヨリ訴出シモ、兩衞ヨリハ府帥ヲ避テ沙汰ニ及レズ、又其輩兩衞ノ御用ダンスヲ持運ブ人夫ト闘狠シ、簞笥ヲ打破リ文書ヲ道上ニ散亂シタルヲ、是モ其儘ニ成タル抔風說有シ、針ヲ棒ノ人口ナレバ、慥ニ虛說成ベケレドモ、其勢斯ルキミ有タレバ、其十分一程ノコトハ有モ知ズ、當府帥ニモ渡者ノ抱入少ナカラザレドモ、其弊ヲ能知ロシ召タルニヤ、前後ニ暇ノ出ルモ有、又禁令モ甚嚴ニテ毛六輩大ニ懾伏シ、市中其澤ヲ仰ゲリ、夫サヘ時々竊ニ發スル奸尤有、早速捕逐有テ少モ寬假無レドモ、隨テ撲テバ隨テ燃ル故、近來又嚴敷號令モ下、追々市中訴謐ニナレリ、何卒此害長發セザル樣ニ有タシ、面ヲ革ルノ小人ドモナレバ、少モ間隙アレバ早發動スルヲ患ルノミ

捨子ノ事

一　捨子ハ町々ニ官命ヲ以兼テ大切ニ致シ、先早速拾ヒアゲ訴出、當分其家ヨリ養育シ、囉方ヲ町內ヨリ篤ト見屆ケ、養育金大抵四五兩程相添遣シ、其ノ費用ハ町內總割ニシ差タル事ニ非、タマサカノ事ナレバ難儀ト云程ニモ無ク、然ドモ小兒ノ成長マデハ、病氣又ハ疱瘡等屆ケ來リ次第、其家ヨリ追々合力致シ、若又當分ニ病死等アレバ、官府ノ檢察ヲ乞抔、色々ノ世話モ掛リ、面倒成者故、每度有テハ迷惑成事也、扨貧民ハ手元ニテ育ルヨリハ、大方宜ク片付ル事ヲ知リ、捨ル時サヘ見付ラレザレバ、跡ニテ詮議モ咎モ無事故、ヨキ事ニシテ爭テ捨ルハ憎可、又差テ貧苦ニ迫ルニモアラデ、奸通出

ニ見エズシテ、諸侯ノ損失トナラズンバ、平民ノ損失ト成可、又舟宿問屋ニテ得意ノ家ニ對シ仲仕共ノ無體ヲ氣毒ガリ、少々ノ屆物ハ家ニ持遣ス時、其體ヲ見付レバ大勢其家ニネダリ込難儀ヲサセ、勢猛ニ振舞抔ト聞及ベリ、元來荷物ハ手人ニテタル事ハ、他ノ人馬トモ一言モ云ニ及ザル公法ノ由ナレドモ夫ヲモ用ズ、人ノ難儀ハ少シモ顧ズ、唯一分ノ强欲ヲノミナシテ、扨々不屆千萬也、唯今大坂中一統ノ疾苦是ヨリ近ハ無、何卒速ニ嚴禁有テ道里遠近ノ大數ヲ定、賃錢二言ト無、手人或駄荷或徒荷抔、其主ノ望次第ニ少モ違背無、萬一彼是云者有バ官ヨリ曲事ニ處セラル、抔ト有ナバ、萬人抃舞シテ感戴ス可事也、其者共過分ノ利ヲ得タルニ俄ニ迷惑スル樣ナレドモ、是ハ年來非分ノ錢ヲ貪取タル罰トモ云可、又ハ多錢ヲ得バ必竟ハ博奕ノ欲ヲ恣ニスルノ資ノミ、其放逸ヲ愼メバ、少錢ニテモ一身ヨリ妻子ノ育ミ迄事足可、因テ敎モ其中存ト云

毛六ノ事

一　大坂府帥ヨリ城衞諸鎭東西兩衞等輿夫皂隷抔、虎ノ威ヲカリ市中ニ入、種々狼藉ヲナシ金子ヲネダリ取、戯場ニテ猖獗スル類多ク、諸邑宰並ニ兩衞吏曹ノ僕徒等モ是ニ加ルトモ聞ユ、町人大ニ是ヲ患ル事ニテ、俗間ニ此輩ヲ押ナベテ毛六ト呼也、文字モサダカナラズ、何ノ分トモ知ザル事也、扨此輩大方ハ渡者ニテ、セングリ仕込事也、山城鎭ハ末々ニ其國人ヲ召連ラルヽモ多ケレドモ、渡者ト混ズレバ其風ニ化シテ、國人モ直ニ毛六ト成等ト聞、官ヨリ毎度號令モ下リ禁止アレドモ、暫ク穩ニテ又

テ且止ト云、米丁ノ害スル事大哉、且問屋ニ遣ル、身分ニテ有乍ラ、黨ヲ結デ問屋ヲ支ユル程ノ權ヲ振フ事モ又憎可者也、何レ其處置號令ハ様々有ベケレドモ、ツマル處ハ諸邸問屋一統ニ云合、上仲仕ハ扶持方、下仲仕ハ賃錢ニ極、刺米ヲ一切止サスヨリ外バ有間敷カ、何分下ニ幸民無レバ、良民其澤ヲ蒙ル可也

町中馬方仲仕ノ事

一　馬方ハ毎朝馬屋町ヨリ焉引出シ、侯邸ノ諸倉ニ行米ヲ付出シ、又ハ川筋濱々ヲ廻リ、着船ノ荷物ヲ見掛馬ニ付行者也、仲仕ハ諸方ヨリ着船ノ有濱々ニ集リ、居馬ニ付サスル荷物ヲ運ブ者也、此者共ノ賃錢大抵定メ有事ナレドモ、年來夫ヲ用ズ次第我儘ニ成、先ノ家ヲ見掛テ口ヨリ出次第ニ云カケ、僅五六町ノ所ヲ一駄一荷ノ賃錢二貫文三貫文抔申シ、荷主合點致サネバ大勢ネダリ込、是非トモ請取可抔云、家ニ婦人若輩者計居ル節抔ハ別シテ無法ノ事ドモ有、又損物ニテ手荒ク致難キ物馬ニ付ル時ハ、荷主斷リヲ云テモ一向聞入ズ、一入手荒クシテ賃錢猶更過分ニ取抔、一向堪忍成難キ事ドモ、所詮無法者ノ事故、荷主胸ヲサスリコラヘテ濟ス由毎々聞及ベリ、言語道斷ノ事也、倉邸ニテハ馬力モ餘リ無法云ハザレドモ、賃錢ハ以前トハ二倍ニハ成可、是ハ錢ノ賤キ譯モ有ドモ、夫ニテモ一倍ニハ踰ベカラズ、サレドモ諸倉ハ米ヲ送出スル迄ニテ、賃錢ハ米ヲ受ル方ヨリ出事故、侯邸ニテハ差テ頓着モセヌト見ユ、年分ニテハ是モ過分ノ違成可、米商ハ掛リ物ノ多少ヲモ考テ賣買ヲスレバ、ツマル處ハ目

テ其嗜慾ヲ恣ニサセ、或ハ土中ニ踏込朽果ル等、買生モ是ガ爲ニ長大息ス可事也、扨米商ノ入札ハ其缺米ヲ考テ、時ノ相場ヨリ價ヲ引下ル故諸侯ノ損失ト成、米商ヨリ平民ヘ賣出スニハ、其缺米ヲ補フ故價ヲ增ザル事ヲ得ズ、皆平民ノ損失ト成、細民ニ於テハ甚迷惑成事也、刺米ノ高代金ニ立テ幾萬兩ト計フ可ヤ、必竟ハ諸侯ヨリハ年々數萬兩賤ク糶シ、平民ヨリハ年々數萬兩高ク糴シテ、其間ヲ以數千ノ米丁ヲ放逸自在ニ暮サ令ルト云事、世ニ有間ジキ事也、倉邸ノ良臣ノ內ニハ主人ノ爲ヲ計リ、方ヲ立替タク思フモ有レドモ、諸倉ノ事故一分ニモ定難ク、是非無其儘ニ過ルモ有、又不良ノ臣ハ自分ノ知行切米ヲ米丁ニ命ジテ刺ヲ入サセズ、少ニテモ價ヲヨク拂ヒ、其替リヲ主人ノ米ニテ刺ヲ增テ入サスル抔、少ノ事ニテモ悄可者也、其外刺米ニ付テ種々ノ私曲生ズル事ニテ、問屋ノ米出仲仕ノ奸横中ニモ甚クシテ大ニ悄可、又其奸ニ色々ノ術有由ナレドモ、其詳成ハ愚ノ能知ル所ニ非、今是ヲ淘汰センニハ、先官衞ヨリ米出仲仕ヲ嚴ク裁抑シテ、扨諸屋敷ニ命ジ出納ノ立方ヲ改ム可事也、先年金谷ノ邸臣彼奸ヲ悄ミ、建議シテ其屋敷ノ米丁ニハ宜ヲ量リ別ニ米ヲ遣シ、問屋ノ米丁ニハイロハセヌ樣ニ定タリ、米丁共彼是云タレドモ正法ト云、又其時ハ其藩侯執政ノ時故、其威ニ恐テ承服シ、今ニ至他邸トハ別段ニ成タリ、但金邸ノ代ノ替リタル後ハ、問屋米丁共右ノ意趣ヲ以テ問屋ヲサヽヘ、金邸ニ入札ヲサセヌ樣ト妨ヲナシ、又シテモ金邸ニ手間ヲサスル事今ニ然リ、卑賤ノ身ヲ以自分ノ奸ノ出來ヌアタリニ公侯ノ糶米ヲ妨ル事、悄可ノ甚キ也、他邸モ金邸ニ倣ント欲スレドモ、入札ノ妨ヲ患

配分スルト聞ク、然ラヌ事也、夫故上仲仕ノ配分ハ百石二百石ニ至、彼老分ニ成テハ三百石ニモ及ヨシ、是又侯家ニテ重キ役ヲ務ル人ノ祿ニ當ル可、故ニ仲仕ノ株ヲ立テ高金ニテ賣買スル事也、卑賤ノ身ヲ以卿大夫ト祿ヲ同クスルハ餘リ不都合也、扨下仲仕迄モ過分ノ利ヲ得事故、各口體ノ慾ヲ恣ニシ、出入ノ日ハ酒肉餅菓ノ類、凡百器玩ノ商人邸外ニ並居シ、直ニ米ニテ交易シ費ヲ厭ズ、米一斗ヲ以烟管一本ヲ買、米一俵ヲ以一夕ノ醉ニ易ル等目覺シキ事也、又ツヽホ掃ヒト云女有、非人體ノ者ノ妻ヤ女ニテ、群ヲ結デ諸邸ニ詰カケ、地ニコボシタル米ヲ掃集、土砂ヲフルヒ是ヲ取也、地ニ廢レタル者ヲ拾テ用ニ立ルハ尤成事乍ラ、是モ過分ノ利ヲ得事ニテ、同ク株ヲ立テ賣買スル由、上古ニ滯穗遺秉ヲ寡婦ノ利ト見ユル類ノ樣ナレドモ中々夫等ノカスカナ事ニハ非、良民婦女ノ紡績織紝ノ生ヲ營ム正業ヨリ遙ニ踰越シタル事ト見ヘ、又仲仕輩ノ刺米ノ餘リ多ク人ノ目ニ立ヲ患ル時ハ、右女ニ相對シ米ヲ態トコボシツヽホニシテ掃取セ、跡ニテ分取ニスル抔ノ類有テ、色々ノ奸ヲ計ル事ト聞、又ハ邸前ニ粒米狼戻ス、故雨中抔ハ泥土ニ踏込テ、婦女ノ手ニ廻ラヌ樣ニ成、其儘朽果ルモ多シ、秋冬ノ比大川筋ノ南北濱側ヲ通リ土中ヲ能見レバ、悉踏堅メタル米粒ニテ、五六町程ノ間ハ諸人普ク米ノ上ヲ往來スルト云者也、餘リ勿體無事也、是等ノ害ハ他ニ非、皆刺米ノ狼藉ヨリ起ル事也、總ジテ侯邸廻米ハ年貢米ナレバ、萬民稼穡ノ千辛萬苦ノ中ニテ、又年貢トテ別段念ヲ入精擇シ、繩俵迄別ニ製スル程ニ心ヲ用ヒ、拾ヒ米取米等トテ增米ヲシテ大切ニ獻納セル者ヲ、右ノ如事モ夥ク下賤男女ノ手ニ墜

米仲仕ノ事

一　市中ニ藏仲仕トテ諸侯邸ノ抱ヘ入ノ如ニ成、邸ノ大小倉米ノ多少ニ隨ヒ、十人或廿人數十百人定有テ、其倉々ニ出テ出入ノ米ヲ持運ビ、首アリ從有テ相統屬シ、是ヲ上仲仕下仲仕ト呼ブ、其總計三千人計有ヨシ、邸ヨリ別ニ給金賃錢等ハ出サズ、米ノ出入ニ定法有テ、竹筒ニテ米俵ヲ刺取テ中間ニ分チ、首ハ多ク取從ハ少ク取テ是ヲ渡世トス、又諸邸ニ入札ヲスル米問屋ニ使フ所ノ仲仕有、是ヲ米出シ仲仕ト呼テ二三百人モ有、是ヲ上仲仕トシ、其內ニ老分ト云者ヲ立テ支配頭トス、又其下ニ品々名目ヲ立タル下仲仕有、其數二三千モ有可、又其下ニ小屋持ノ非人ヲ下働サスル事也、其非人ノ數モ二三千モ有可カ、總計ニテハ八九千ノ人數成可、初ヨリ斯ル人數ニハアラジ、是程ノ人手ノ入事ニモ非ル可ヲ、唯卑賤ノ身ニテ格別ノ厚利有故、望ム者多次第ニ增テ、右ノ人數ニ登リタル也、扨刺米ハ大抵一俵ニ五合宛取ヲ定法トス、諸國ヨリ年々大坂ヘ登リ、米ノ高ヲ平均ニテ、先ハ二百萬俵ノ積リ、此刺米ノ定法ニテ現米一萬石也、右ノ者ドモ出入シテ働クハ每日ノ事ニ非ズ、常ハ自分ノ宿ニテ商賣ノ營ミ有事故、少人數ノ時ハ右ノ刺米配分ニテモ事足可、今日人數ニ分チテハ、定數ハ僅ノ事ナレドモ今ハ左ニ非、彼厚利ト云ハ刺米ノ事、彼等ガ自由成事ナレバ、云合テ私曲ヲナシ、次第々々ニ刺增テ定數ヨリハ幾雙倍ニ成タルトモ知ズ、夥キ事成可、就レ中問屋ノ米出シ仲仕成者ノ奸曲尤甚キ事ノ由、陰私ノ事故何程ト高ヲ差テハ知ベカラザレドモ、僅ニ數千人ニテ堂々タル顯諸侯ノ一ト身上程ヲ

テ潰亂今ニ極ル様ニ成タリ、最早捨置可ニ非ズカシ、是愚ノ佛說ヲ惡ム故ニ斯云ニ非、今ノ出家ハ皆佛門ノ罪人也、是ヲ糺レン事ハ、瞿曇モ笑ヲ含デ善哉ヲ稱ス可事也、全體此段ハ佛教ノ可否ヲ論ズルニ非、夫ハ差置テ風化ヲ亂リ政治ヲ妨ル者ヲ禁制有度ト思テ也、故ニ願クハ早ク嚴令ヲ傳ヘ、悉舊惡ヲ改可旨ヲ命ゼラレ、扨追々吟味ノ上令ニ從ハザル者ヲ捕ヘ、追院シ還俗セシメ、何ニテモ渡世ヲ存ヨリ、梵妻ト夫婦ト成居住シ、平民トナラ令可、若就レ中凡愚ノ僧何ノ伎倆モ無テ、世渡出來ズ飢饉ニ迫ル可艱訴ニ及者ハ、梵妻並內所ノ子供トモ前例ノ通遠國ヘ移シ、暫ハ夫食ヲ仰ギテ新田ヲ開發セ令可、非人頭等ニ命ジ平日精シク聞出シ告訴致サセ、殘ラズ清濁ヲ分チナバ、大ニ俗ヲ改ル様ニ成可、一向宗ハ別段ノ事乍ラ、是迚モ肉食妻帶ト云迄ニテ、其外ハ僧行ヲ立ル事故、平人ト同ク妓館ニ入、妾宅抔構フ可ニハ非、狂言綺語ハ佛ノ戒ナレバ、戯場ニモ登ル可ニ非、是モ嚴命ヲ施シ置可者カ、他宗ノ僧ノ酒肆妓院ニ入ニハ、一向宗ノ法衣ヲ着シ紛込者有トモ聞及タリ、サレバ吟味ノ時非人頭等ノ違ノ擬議モ有可ナレドモ、夫ヲ搆ナク何分ニ訴出サセ、若實ニ一向宗ナラバ罰金ヲ命ズ可、或ハ遊興ノ大小ニ從其高程ヲ罰金ノ數ニ定テ、再犯以上ハ二倍三倍出サ令可、其出罰金ハ訴タル者ニ褒賜有テモヨカル可、此事凡都會ノ地ニテ十年計モ綿密ニ行レバ、寺風大ニ淨潔ニ成可、寺風改レバ町ノ風儀ニモ益有事甚多、先寺院ノ蔭事ニ掛リ居ル奸民共、自然ト殘ラズ良民ト成事數限無ル可、仁政於テ缺ベカラザルノ切要ナラン

テモ、是計リハ凶歲ノ通ニアレカシト希フノミ

寺町僧侶ノ事

一　大坂中ノ寺院諸宗ノ僧侶戒律ヲ破リ、放逸無慙ノ體タラク言語ニ絕シタル事也、平生寺中ニテ酒肉ヲ貪リ、公然トシテ靑樓華街ニ入ハ云ニ及ズ、寺內又ハ外宅ニ梵妻ヲ貯ヘ、生育ヲ遂テ男子成バ是ヲ從弟ト僞リ、後住ニ任ズル等往々有テ、官府ヨリモ本寺ヨリモ吟味無バ、其勢ハ次第ニ皇張スル事ニ成、廉耻ハ地ヲ拂ヒタリ、往歲愚ノ門人タリシ者ノ賴ミ寺ノ梵妻子ヲウミタリトテ、其住持ノ僧ヨリ檀越ヘ餅ヲ賦リシ事有、或時三町人ノ一人山村與助話シニ、其菩提所ハ先祖ノ一建立故、住持ノ入院退院ヲ始、總寺務迄モ山村ヨリ指圖次第成シニ、追々品替リ、今ハ住寺甚權ヲ取、何事ヲ申テモ用ヒズ、一向手ニ合ヌ事ニ成タリ、其譯ハ家ハ四代續テ他家ヨリ相續ニ來リ、寺ハ三代迄實子相續ノ故也トテ大笑ニ及タリシ、是等ヲ推テ其他一切ノ亂行ヲ想ヒ見可ノミ、抑王政ノ古ハ朝廷ニテ佛敎崇奉甚キ事成シニ、折々ハ敕詔ヲ以僧尼ノ破戒ヲ譴責淘汰有シ事等國史ニ見ヘ、又ハ近世ニテハ寬保年中ニ兩度迄、官命ヲ以僧ノ不法ヲ責戒有シ事稗史ニ見ヘタリ、其外ニモ是有シヤ詳ニハ記シ得ズ、此一兩年前ニカ、京師ニテ諸寺ノ破戒ヲ檢察有シ事アリ、何レモ皆僧侶ノ公法ヲ犯シタル事有ニ付、外ヲモ責問有シ事ト聞ヘテ、平日ノ事ト見ヘズ、常々ハ何ノ咎モ無差置ルヽハ、寬大ノ政含弘ノ恩トモスベケレバ有難キ事成ニ、奸僧猥釋ハ其寬大含弘ヲヨキ事ニシ、何ノ畏レモ無冥加ヲ忘レ、益非爲ヲ遂

也、是ニテ少年子弟ヲ煽惑スル者甚シ、元來毎年兩衛ノ定式ニテ、六月ニ入バ官ヨリ觸流有テ、神事ニ美服ヲ禁ゼラル、トノ事成ニ、右練物ハ衣服萬事華美ハ此上無盡シタル由ナレドモ、官ヨリ曾テ咎モ無、例年ノ舊令ハ文具ト成ハ遺憾成事也、其上府帥ノ別館東西兩衛ヘ、毎年右ノ練物ヲ召ル、事ニ成、娼妓非類ノ輩ニ天下ノ決斷所ヲ踏荒サスル等、不都合成事ドモ也、往年西衛ノサル使君ノ時等ハ、其妓人ヲ留置書院ニ登セ、夜分迄踊ヲサセラレシ等其節聞及タリ、虚說ニヤ、若實ナラバ見苦キ事限無、又華街ノ者共ハ大金ヲ費シ用意ヲスルモ、神事僅ノ日限ノ內ニ利ヲ射ル事成ヲ、其內ニテ丸一日官府ニテ潰シ、樣々雜用モ掛ル事故、迷惑至極成可、女子輩ハ色々ノ裝束ヲ固メ、赫々タル炎天ニ遙々出テ、官府ヲ方々ト引廻サル、故、往々中暑霍亂等モスルト云、サモ有可、サセル罪モ無者ニ不便ノ事成可、夫故華街ニテ年ニヨリ得失ヲ考テ、當年ハ相止可ト云合ス時ハ、官衛ノ催促ニテ今年相止ナバ、來年ヨリ重テナラヌ等ト吏人ヨリ威サレ、止事ヲ得ズシテ出ス等云事モ有シト聞及タリ、又官府ノ命モ練物計ト有テハ如何敷故ニヤ、凡神事ニ出セル物ハ皆持參レトノ號令有故、地車ヲ初トシ神事中ハ日々ケ樣ニモチカクル事ニテ、一向見ルニモ足ヌ藝ヲ致シ、官衛ノ玄關ニテ三絃ヲ彈セ舞子ヲ舞セ、訴訟人鱗次平伏シ、縲絏ノ者ヲ訊鞠セラル、傍ニテ、猿ノ狂言曲手毬等不似合ノ魁成可、是ハ愚モ官衛ニ出勤ノ節直ニ見及シ事モ有、殘ラズ眉ヲ顰ル事也、此一兩年凶歲續一向斯ル沙汰モ無、官府モ靜謐也、今日ノ御仁政府帥兩衛ノ賢明ニテハ、此後定テ舊習改ル可ト思ハル、何分以後樂歲續

草茅危言卷之十

神事地車練物ノ事

一　大坂中神社夏祭リ氏地ヨリ出セル地車ハ、皆俠少年ノ所爲ニテ、囃子方躁シク俠氣引立ル方故、必喧嘩ヲ仕出シ、死傷人有事例年ニテ、町々ノ難儀ト成事也、一向ニ停止有テハ土風ニ成タル事故、少年共殊ノ外ニ物ウク思ヒ、又外ニ宜カラヌ事思付可、又是等ノ貸物ヲシテ渡世スル者共俄ニ難儀スベケレバ、社頭ニ就テ夫々ニ地車ノ數ヲ定メ、定數ヨリ內ハ勝手次第イカ程ノ樂歲ニテモ、數外ハ決シテナラザル旨命有、尤其數モ隨分減少成定ナラバ喧嘩沙汰モ止可、御輿太鼓ト稱スル者モ是ニ准ズ可、或ハ地車ノ數ハ勝手次第トシテ、其ハヤシ停止有テ、皆祇園ハヤシヲ用ヒヨト命ゼラレバ喧嘩ハ止可、柏子ユルヤカニシテ暴悍ノ勢ナキ故也、夫ニテハ面白カラヌトテ、俠少年共自然トヤム樣ニ成テ、號令ヲ待ザル事モ有ベシ

一　練物ノ事昔ハ所々ヨリ思々ニ出シタル事ニテ、唯神事ノ賑ヒ一種ニテ騷シカリシ計ニテ、サセル害モ無リシニ、何ツヨリカ皆ヤミ、今ハ新町ヲ始道頓堀・曾根崎ノ新地等ノ華街ヨリ、娼妓ヲ飾テ女樂ヲ設テ出ス事ノ由聞及ベリ、是ハ神イサメト云ニモ非、唯人寄ヲシテ所ノ繁花ヲ競ヒ利ヲ射ノ爲メ計

若ヤ劇流ノ内ニ弟子有テ、是迄ノ院本ト作意聲調トモサラリト仕替、此泰平ヲ彩餝スルニ餘リ耻ザル様ノ新作モ出デ、ハヤル可勢アラバ、其時其板行ヲ官許有テ舊作ヲ停止有可、是上ヨリ風ヲ移シ俗ヲ易給フノ一助成ベシ

草茅危言巻之九 終

リ、鎌倉ニテ田樂ヲ盛ニ玩ビ、室町ニ至始テ謠ヲ作リ、能狂言起レリ、織豊二家ノ比迄謠ハ追々ニ作リ添、梅若・幸若今ノ四座抔盛ニ起リ、夫迄ノ俗樂ハ皆廢レ、遂ニハ王公以下ノ燕亭ノ樂ト成テ一格ノ價ヲ增タルヨリ、御當代民間ノ俗樂ニハ小歌淨ルリヲ作出セリ、淨ルリノ元ハ牛若丸淨ルリ御前ノ物語ヲ作意シテ大ニハヤリテ、人皆淨瑠璃〱ト呼シヨリ總名ト成タル也、世道日々ニ降レバ俗樂迄モ次第ニ降テ、散々鄙陋ノ事ト成行者成ニ、今日ノ昇平上古ノ隆治ニ返リタル御時節ニハ、甚不都合ナル俗樂也、去ナガラ風習已ニ久ク、今更急ニ如何トモシ難シ、淨瑠リ本ト云ハ唐山ニテ所謂院本也、此院本ノ追々新作ニテ年々上梓スル事夥キ事也、最初ヨリハ最早數百千本ニ及可、古人ノ云タルニ、此院本程ノ災ハ又有間敷也、他書ニ違ヒ一本出ル毎ニ、必天下ニ遍クスル事故、是ニ費ス紙墨工料等モ夥キ事成可、今是等ノ弊ヲ救ンニハ新作ヲ停止シ、舊作ニテモ男女相對死ノ入タル分ハ停止有、其外ニテ是迄有來タル內ヲ替ル〱用ヒサセテ事足ヌ可、謠曲亂舞ノ事ヨキ見合セ也、剞劂ノ輩ハ此事止デモ常ニ印行スルノ書追々有者故、夫ニカヽリテモ少モ窮スル事無、若院本舊作ノ板退轉シタル有テ、再板ヲセバ書林立合改テ一字モ違ヒ無、少モ新作ヲ雜ヘズシテ改刻ス可、歌舞妓モ院本ノ通ヲ用テ新藝ヲ始ムベカラズ、新作止デハハヤリ兼迷惑トモ云ベケレドモ、ハヤルハヤラヌハ藝ノ巧拙ニヨル事、作ノ新古ニハ依ベカラズ、是又能狂言ニテ知可、萬一上手ニテモ舊作珍シゲナクバハヤラズ、詮方無次第ニ衰微シ、渡世ニ障ルニ決シタラバ、何成トモ正業ヲ思付テ戯場ヲヤメタルガヨシ、別シテ重疊ノ事成可、

女子ハ年ノ内ニ再華ヲ看ルハ、能々木性珍ヨキニヤ、先珍ク見事也トノミ云ガ如、笑可ノ甚キ者也、サレド末々ノ愚民婦女輩ノ歳時ノ暇、日ニ戯場見物ヲ宇宙第一ノ樂トスル事成ヲ、一時ニ停止有バ大ニ力ヲ落シ、天崩レ地裂ルノ思ヲナス可、夫モ仁惠ノ政トハシ難シ、故ニ唯其所作ノ淫褻ノ態ヲ禁ジ、又其平日ノ華美ヲ制シ、泰甚ヲサリ超過ヲ防ノ處置有可ノミ、近來御政事改リタル節ノ風說ニ、東土ニテ芝居役者ヲ皆髠シテ堅綿服ト嚴命有シヲ、役者嘆ヲ申テ先姑其議ノ停リシ由云傳フ、虛實ハ知ネドモ何ニモ此良法成可、彼等舞臺ニテハ王公・大人・后妃・姬妾ノ眞似ヲモスレバ、錦繡綺縠ヲ身ニ纏フ可者乍ラ、所詮非人ニテ眞似スル事ナレバ、皆々人形衣裳ノ織類ニテ事足可、平日ハ彌美服ヲ着ス可者ニ非、故ニ女形ハ云ニ及ズ、其外ノ役者迄皆元結際ヨリ髮ヲ切セ、殘ラズ綿服時有テ晴着ニ紬ヨリ外ナラズ、一切丸腰タル可、芝居棧敷並料理屋ニ出テ平人ト付合事堅禁制有タシ、是ニテ市中ノ風俗ヲ引直ス事過半成可、世ノ辻能ト稱ル者非人ノ部タル故、平人ヨリ交ヲ通ゼズ、他所ハ知ズ大坂ニテハ宴會ノ席へ辻能役者ヲ招等云事モ絕テ無、芝居役者ハ辻能ヨリ又一等下リタル者故、平人ニ立雜ル抔元來決シテ有間敷事也

一　淨瑠璃ハ御當代ニ起リタル者也、凡日本ノ俗樂ハ天ノ磐戸ノ古ニワザヲキノ戯有シヨリ、世々ニ徙替リタル可、奈良ノ京ヨリ今ノ京ニ及シ比ハ、遣唐使有テ隋唐ノ俗樂傳來リ、管絃ノ玩ビ盛ニ成、東遊催馬樂抔國樂ヲモ取合セ、竟ニハ雲上ノ雅樂ト也、其後王政ノ漸衰ル比ヨリ朗詠今樣抔追々始

鼓ト成ハ、何分本業有テ其助トスル事故深咎可ニ非、唯幇間ノ常業無游惰ヲ以食トスルノ罪逃所無ノミ、嚴命有テ屹度前非ヲ改、何成トモ恒産ニ就シメ、改ザル者ハ云ニ及ズ、一旦威ヲ畏テ表向計店出ヲシテ、矢張故習ニ回遡スル者ハ、上ヲ欺ノ罪モ加バ皆召捕、妻子トモニ遠地ニ遷、前ニ述ルガ如農夫ト成、稼穡ノ艱難粒々ノ辛苦ヲシラシメ、前日蠧食ノ罪ヲ悟ラシメ、其子孫ヲ良民トナラ令可、總ジテ是等ノ處置ハ聊乍ラモ、虞廷ノ三苗ヲ分北シ、周室ノ頑民ヲ遷サレシ遺音餘響ノ内ニモ入者カ

戲場ノ事 附淨ルリ

一 戲場ハ都會ノ地ニ兩三所定有事成ニ、此十年以來所々宮寺ニ芝居ヲ掛追々數ヲ增テ、近來ハ十四五所ニ及由聞及リ、社人ヲ始其近邊市中ノ風俗ヲ亂リ、甚宜カラヌ事也、又何ノ場所モ見物人充滿スル由、夫程ノ人ノ游惰ヲ增事見在ニ知タリ、尙又甚キハ近來ノ飢饉ニ公命モ加リテ豪民施行セシニ、貧民其施ノ鳥目ヲ受テ、直ニ戲場見物ニ行テ、凶年ニ大ニ戲場ノ賑タル由、餘リ不都合ノ事也、故ニ宮芝居ノ分ハ一切停止有可者也、愚民ハ右體ノ事ヲ所ノ繁昌ト心得、俄ニ停止有ナバ衰微ノ樣ニ云ベケレドモ、是ハ大成齟齬也、所ノ繁昌トハ質美ノ風儀能立テ、良民ノ本立テ厚、仰デ父母ヲ養ヒ、俯シテ妻子ヲ育ミ、凶年續テモ死亡ヲ免ル、ノ手當有事也、華靡ノ風ニテ良民ノ根本薄ク成、浮末游手ノ民ノミ大利ヲ得ル樣ニ成ハ、少モ繁昌ニ非、是衰微ノ基ナラメ、譬バ冬ノ愆陽ニテ諸木狂華ノ咲ガ如、花計ニテ實ハナラズ、カヘリ花ノ多程木ノ痛ト成テ、來春ノ發生薄ク成、甚宜カラヌ事成ヲ、婦

島ハ淀河筋ト東堀ト分流ノ衝アテニテ、其分レ口ヘ突出シタル者故大ニ通船ノ妨ト成、又其築地ヨリナヽメニ今橋ノ東詰ニ向テ橋ヲ掛タレバ、イトヾ六ヶ敷江灣ニ兩橋並架スル故、登通舟險厄ニテ損ズル事年ニ幾度ト云事無、折々怪我人モ有由ニテ、大ニ舟方ノ通患トナレリ、旁以此場所ハ一日モ早ク取拂、築地モ毀捨テ本ノ姿ニ返ス可者也、願受タル一人迷惑ニ成トモ、大坂中ノ大益ニ成事ニハ換難カル可、況ヤ斯ル事ヲ願ニ出セル奸民ヲ懲シ、以後ノ戒トモ成可者ヲヤ、江戸堀ノ築地ハ其儘差置ルルトモ、遊里ハ追々超過セヌ内ニ早ク停止有タシ、又難波新地ト云モ先年何者カ願受テ取立カケ能場角觝場抔設、少々靑樓モ建續ケタリ、地面廣クテ急ニハ建揃ヌニヤ、年々彼是ト人寄ヲスルト聞ユ、何レ是モ程無妖巢魅窟ト成ベケレバ、今ヨリ制シ樣ノ有可者カ

一　娼妓ノ序ニ類ヲ推テ世ノ害ヲ云ハヾ幇間ノ事也、幇間ハ唐土小説ノ書ニ多見ユ、靑樓遊冶ノ席ニ出、巧言側媚ノ態戲謔媟黷ノ事ヲ以身賣一座ヲ持テ渡世トスル由、俗ニ名付テ太鼓持ト云ハ、六齋念佛ト云囃物ヨリ起ル、是ハ念佛ニ節ヲ付金ト太皷ニテハヤシ、其役割定有テ、金ヲ持者ハ太鼓ヲ持ズ、太鼓ヲ持者ハ金ヲ持ズト云戲言ヨリ出タル名目成由、寔ニ其戲言ノ如、遊蕩ニテ父兄ニ放逐セラレ、又ハ産ヲ破盡シ身ヲ助ク可才能モ無、又怠慢ニナレテ身ヲツメ生ヲ營事出來ヌ者共ハ、皆是ニ歸シテ、遊客ノ餘涎ヲ仰デ烟ヲ立テ、妻子ヲ育ム也、鄙ム可事此上モ無、又自分ノ前車ノ覆轍ヲ以、世ノ子弟ノ後車ヲ覆ス事夥、是憎可ノ甚キ者也、總ジテ世ノ醫者按摩ヨリ諸藝者古董行等素封溫戸ノ太

遠國ヨリ登タル人大坂ニ住スル事數年ナレバ、忽此疾ヲ受テ國ニ歸住スル事數年成バ、其疾自ラ平癒スルト云、愚ノ直ニ見及タルモ數人ニ止ラズ、是ニテ風土ノ惡キヨリ受ル病タル事知可、又此毒ハ子孫ニ傳ル者ニテ、其身方正ニシテ惡所ニ携ラヌ者モ、父祖ノ遺毒ニテ癈人ト成モマヽ有、苦々敷事也、故ニ賣女ノ害ハ風儀ヲ破ルノミナラズ、差當リ人ノ身命ニ拘ル事モ大ナリ、此惡習ヲ洗除スルハ風儀ヲ正クスルノミナラズ、十人ニ九人ハ無病ノ人ト成、天壽ヲ全クサスル事イカ計ノ大惠ナラン、好主ノ德ノ大ナル者ト云ベシ

一大坂中ニテ新地ト稱スルハ、皆妓館ナガラモ早田地ト成タルモ多シ、其中ニ今橋ノ詰蟹島ノ突出シ、江戶堀ノ裔ノ築地一ヶ所ハ甚ダ新地ニテ、漸十ヶ年ヨリ內成可、悉娼妓非類ノ窟宅ニテ、正人ハ一人モ居ラズ、是程多キ惡所ノ上ニ又此設有事、沸湯ニ薪ヲ添ルガ如、甚キ事也、是等ハ悉追拂レテ、一人モ不正ノ人ヲ置ヌ樣ニ有度者也、江戶堀ハ姑是ヲ置、蟹島ハ今橋ニ續キ、今橋高麗橋筋トテ年古キ富室豪姓多ク、風儀正キ事三鄉町中ニテモ推立テ、諸事今橋高麗橋ハ格別ト唱ル所成ニ、近年ノ突出シニテ大ニ風儀ヲ崩シタルヲ所ノ者嘆息致シ、世間ニテモ場所柄ニ似合ヌ事ト批判モ是有程ノ事、言語道斷ノ不都合也、夫故突出ノ處持主ヨリ其人家今橋ノ町內ニ結ビクレヨト再三賴メドモ、今橋ニテ一向承引セズ、何事モ決シテ取アヘヌ由也、是ハソモ其初何者ノイカ樣ニ申掠テ、官ニハ免許ノ有シ事ニヤト、識者ハ密ニ不審ヲ立ル事也、扨是ハ遊所ノ害ト場處ノ不都合トノミナラズ、元來蟹

ヨリ上方ニ入込、其儘居住シ奸民ト成者夥事ナレバ、折々ハ奸民ヲ遠方ヘ移シテ良民トナラ令ル事天地循環ノ理ニテ、通人達觀スレバ仁其中ニ在ト云可、但是ハ奉行タル人明敏ナラズシテハ事行ズ、其吏曹ノ人大方ハ青樓ニ親狎多、樣々贔屓ノ沙汰雜ル可ト思ハル、故也

一　賣女ノ至テ賤陋成小舟ニ乘テ掛リ船ヲ廻リ、又ハ府城ノ前ノ空閑ノ地ヨリ町中川々ノ濱側、人家ノ軒下納屋等云ニ出テ淫ヲ賣有、尤鄙褻ノ惡ム可者、市中至極ノ末醜ニテ、一向齒牙ニ置紙筆ヲ穢スニ足ザル樣ナレドモ、其實ハ害尤甚クテ捨置難シ、細民ヲ誤ル事夥キ上ニ、其アタリ人家ノ子弟・丁稚・小者等幼齒ヨリ我宅前ノ事ニテ、夜々ニ見馴テ常ト成、廉耻ノ心ハ地ヲ拂樣ニテ其儘成長スレバ、放逸無慙ハ當リ前ノ事也、目前ニ人ヲ誤ルヨリモ、此遠ク及處ノ害ハ目ニ見ヘズシテ天ニ滔ル可、又遊所ニモ遠キ平日ノ通船ノ川上ニ舟ヲ浮ベ、正道ノ町家ノ前ニ立並、誰ガ見ニモ斯ル事餘リニ尾籠ナリ、此等一切追拂ヒ徘徊サセ間敷者也、其親方ニ嚴命シ悉暇ヲ遣シ、夫々身ヲ片付セル樣ニ有可、若片付ズ、舊習ニ引レ、又立返ル者ハ捕ヘテ非人頭ニ遣シ、命ヲ用ザル親方ハ遠地ニ移シテ右ニ云通成可、微末ノ事故程無起リ易カルベケレドモ、一旦嚴ク挫キタル後ハ時ニ從ヒ打消テ、甚公然タル事今日ノ樣ニ成マジ

一　總ジテ賣女ハ血毒ヲ貯ル者ニテ、必丈夫ニ傳染シ種々ノ腫物ト成、鼻目ヲ損ジ生付ヌ片輪ト成、骨痛抔ニテ廢人ト成、天壽ヲ損ル事夥シ、大坂中百萬人ヲ平均シ、十人ニ三四人ハ濕毒ヲ患ザルハ無、

テ正業ニ改ル者アラバ重疊ノ事、サモ無バ何分官禁ノ隱遊女ニ紛ハ敷事ヲ仕來タル咎ヲ以已來ハ年々罰金ヲ出サセ、其員數ハ戶口ニ准ジ、チト迷惑成程ノ定有可、是古代ノ市鄽ノ征、夫里ノ布ノ心持成可、其外堀江堺町ヨリ末々端々妓館一切禁止有タシ、夫モ事急ニテハ難儀成可、故ニ號令ノ下リシ日ヨリ丸一年ノ內ニ正業ニ移ル樣ニ命ジ、若罰金ヲ差出シ舊業ヲ願フ者有バ、五年ノ限ヲ與フ可、此罰金モ輕カラヌ方成可、總ジテ此罰金ニ困リナバ、商ノ諸式ヲ高直ニシテ價ヲ取事勝手次第タル可、物價貴ケレバ輕キ遊客ハ次第ニ減ズ可、客減ズレバ其場所自ラ衰微ノ勢有、衰微スレバ悔心生ジテ善ニ遷ルノ便有、又身元薄ク業ヲ改ントスルニ、元手無テ迷惑等願ナバ、罰金ノ內ヲ以戶口ニ準ジ下シ賜テモ宜カル可、扨年限ニ及デ變ゼザル者ハ、此時曲事ニ處セラル可旨兼テ嚴命有テ、其期ニ至果シテ改ズ、又ハ表向ハ改テモ內分ニテ舊業ニ立返リヲル者有バ、吟味ノ上逐一召捕テ妻子トモニ遠地ニ遷サル可、此遠遷ト云ハ常例遠流ノ類ニ非、東山・北陸・南海・西海等諸道ノ內公領ニテ、土地曠濶居民鮮少成所ヲ擇遣シ、家財ハ其儘下シ置レ、其替リニ銘々ニ農具ヲ用意致サセ、其地ノ役所ヨリ三ケ年ノ內ハ夫食ヲ遣シ、新田ヲ開發セ令可、其身ハ習ヌ事ニテ可成ノワザ成トモ、其子ニ成テハ隨分良民ト成、官ニモ最初一旦ノ費ノミニテ末々裨益ト成可、元手ヲ戴キタル上ニテ、上ヲ僞リ舊業ニ立返ル者有バ、其罪重ケレバ盜賊ト同ク絕島ニ遷ス可、扨右ノ者共抱ヘ置、賣女ノ分ハ親元ヘ戾遣シ、又ハ相應ノ緣ヲ求テ片付可、若親元モ無、片付兼タル女ハ其儘役收シ、親方ト一所ニ移、其地ニテ片付令可、平生遠國

ニ留置、赦免ノ節渡遣ス可、總ジテ衣食萬端其宿元ヨリ直ノ通路ハ一切禁ズ可、又女ノ牢ヲモ右ニ准ジ別ニ設置テ、淫奔盜竊抔ノ輕キ罪有者ヲ入可、紡績裁縫等ノ手職ヲ望ニ從ヒ勤サス可、都テ徒罪トス可者ハ、男女トモニ元結ハラヒニシテヨカル可、是徒中ニテ事少ク、若脫ケ出タル時辨ジ易キ爲也、漢ノ徒罪ノ者耏有テ頰毛ヲサリ、髡有テ髮ヲサル、是也

隱遊女ノ事

一　都會ノ地ハ場所定リタル華街ノ地ノ內ニ、官禁ヲ犯シ內分ニ遊女ヲ貯ヘ商スル者夥ク、表向茶屋株・風呂屋株・賁賣株等ノ免許ヲ得テ、茶立女垢爬ノ女酌人等ノ名目ヲ設ケ、最早年來ノ事故勢甚公然タル事ニ聞及タリ、夫ヨリ以下ノ又內分ノ隱遊女數限リ無、凡少ニテモ建廣リタル場所ハ皆遊所ト成、表一通リニ見ユル人家モ、實ハ賣女ノ叢ナラヌハ無由、苦々敷事ドモ也、都人並四方ヨリ入込者ノ此遊興ノ盛成ヨリ、父子ノ親ヲ失ヒ、夫婦ノ義ヲ捨テ、終ニハ家ヲ滅シ身ヲ殞スニモ至ル、諸侯ノ家臣ノ此地邸ニ在者、此遊興ニテヤガテ主人ノ財ヲ賊シ、官府ノ吏人ハ此遊興ニテ增々民間ノ賄賂ヲ貪リ取樣ニモ成、平民ノ家僮ハ是ニテ親方ノ貨ヲ掠ル事家常茶飯ニ成、終ニハ皆身ノ滅亡ヲ招ク也、上ヨリイカニ人心ヲ正フシ風ヲ整ント思召トモ、此大患ヲ抑ヘズシテハ手ヲ下スニ處無ル可、サレドモ斯ル勢ニ成タル者ヲ俄ニ一切制禁有ナバ、大ニ難儀ニ及者多ク、又ハ勢行レ難キ者有可、故ニ道頓堀曾根崎新地抔數十年來有來リタルハ、先其游手空民ニテ世ニ有間敷渡世タル事ヲ說喩シ、若感悟シ

恤刑茅議ニ云、永牢ト云者ヲ造置ハ如何有可、是ハ罪人ヲ拷治スル牢ニハ非、罪定テ後殺スニモ至ズ、赦セバ又罪造ル可者共ヲ入置ン爲也、近キハ半年或三五年、遠キハ十年或終身ト品ヲ定テ、平民ノ家業有者ノ過チテ博奕ノ罪ヲ犯タル抔半年ヨリ三年迄、心改ナバ限滿テ免ス可、改ズバ終身モヨカル可、都テ無賴ノ者爰ニ入テヨキ物ヲ置ル可

一　永牢ハ都テ常ノ牢ヨリハユルヤカニス可、門禁ノミ嚴クシテ、地面ハヤヽ廣クシテ罪人ノ苦ミ少ク、牢瘡抔出ヌ樣ニアラマホ敷也、凡ハ懲戒ノ爲ノ設ト知可、扨食物ハ朝每ニ米二合ヲ粥ニ煑テ鹽ノミヲ添テ與フ可、是ニテ露ノ命ハ繋グ可、又煑賣ヲスル者ニ仰セテ、其者ヨリ藁ヲ入サセ、草鞋ヲ罪人ニ造ラセ、夕每鞋ニ代テ食ヲ與フ、此菜ニ魚鳥ハ更ニモ云ハズ、何ニテモウマキ限リヲ禁ジテ、乾魚アラメ樣ノ者成可、勤ル者ハ食ヲ得、怠ル者ハ食ヲ得ズ、心ニ任ス可、草鞋ノ外何ニテモナシ得タル業有者ハ相計テヨシ、永牢ノ内ニ博奕ニ似タル事ヲ堅禁ズ可、心ノ改ラス端ナレバ、時々笞ヲ用ユベシ

右則徒罪也、此設アレバ主人ノ財ヲ盜タル者一番ニ此ニ入可、扨漢ノ徒罪ニ鬼薪城旦舂抔有、是モ采用ス可者カ、官府ニテ用ル所ノ米ヲツカセ薪ヲ割シム可、牢ノ外構ヲ設空地ヲ取、忍ガヘシ抔ヲ嚴ニシ、塀裏ニ庇ヲカケ米薪ノ働ヲシ、其外手職ヲスル者ノ場所トシ、晝ハ外構ニ出シ置、夜ハ牢中ニ追込可、米薪等ハ少々ノ賃錢ヲ定メ置、服食抔ノ用ヲ辨ジサセ、若餘錢ヲ貯度願フ者アラバ役所ノ帳面

ノ事ト云ベシ

一　市中人家ノ手代タル者主人ノ金銀ヲ盜ミ掠タル分ハ、訴出レバ一通ノ盜賊ヨリモ罪重ケレバ、必引渡斬罪ニ處セラル丶事サモ有可事也、サレドモ其主人タル者ハ一分ニ是ヲ無得心成樣ニ思ヒ、又世間ヨリモ主人ヲ邪見成ト責レバ、外聞ヲ厭フ形チニテ大方隱シ包ミ、內分ニテ事ヲ濟シ、萬一止事ヲ得ズ公聽ヲ經ル事有バ、色々品ヲ付テ罪ノ少モ減ズル樣ニ申立テ助命ヲ願フ事也、是又人情ニ於サモ有可事也、夫ニ付手代ノ奸成者ハ所詮主人ヨリ殺ヌ事ヲ見越シテ、贓罪ヲ犯ス事紛々トシテ市中ニ相望ミ、少モ懲ル丶所無、是ハ憎可ノ甚キ者也、必竟ハ官刑ノ嚴成故ニ、後ノ懲メトハナラズシテ卻テ犯ス者多キ樣ニ成也、是ハ枉テ其刑ヲ輕クシテ主人ヨリ訴出テ少モ無得心ニ成ズ、外聞ニモ抱ラズ包ミ隱ス事ノ無樣ニ有タシ、是ヲ處スルニ徒罪ニシクハ無ル可、贓ノ多少ニ從ヒ年限ノ長短ヲ立可、僅ノ贓罪ニテモ必公聽ヲ經テ、必徒罪ニ成事ナレバ、犯科人モ大ニ懼テ此風忽變ズ可、徒罪ハ王政ノ古ニハ有タル事成ヲ喪亂以後ニ絕タリ、御治世以來備前ノ芳烈公ノ賢明ヲ以封內ニ此科ノ設有シト聞、其品ハ如何有シヤ審ニセズ、何レ此科一ツ立タラバ、贓罪ノ外モ是ニ處シテ中ヲ得ル事多カル可、必有度者ナランカ

一　近比或人ノ著ハセル恤刑茅議ト云ヘル書ニ、創意ヲ以テ以徒罪ノ法ヲ設見タルアリ、采用ス可、今其趣ヲ節略シテ左ニ附載ス

ノ絶嶋ニ配流シ、人戸ニ配分シテ柴薪ヲ采セ、又ハ佃作抔致テ空地ヲ墾發セシムル可、若其地ニテ又貨器ヲ偸マバ、士人打寄叩殺シテ禁無ル可、總ジテ上國都會ニテハ食色ノ侈リイカ樣ニモ出來ル故、其慾ヲ極ントテ盗ム也、絶嶋ニテハ其望タヘハテタル事故、財ヲ假ニ用可所無、又何時打殺サルヽモ知レズ、他國ヘ逃出ン事モ叶ネバ、自然ト盗心モ止易ク成可、能ク悔改メタラバ髮ヲ立サセ妻ヲ持セ、平人トナシ遣ス可、其身一代ハ可成ニ濟タラバ、其子ハ皆ヨキ平民成可、是所ノ繁昌ト成事也、又市中ニ巾着剪ト稱スル白晝ニ人ノ物ヲ掠ル小盗有、成童内外ノ者其中ニ雜リ居ル事、其盗物高ノシレタル事、又盗ルヽ者モ放心油斷ヨリ起ル故罪モ分ツ所有バ、旁以官ヨリ見遁シニシテ驅除モ無、兩衞賊曹ノ吏人抔ハ其宿々ヲモ諳ジ、吟味物有バ筋々ニテ求メ搜シテ出サシメ、常ハ安穩ニテ居令ル事故ニ、人立ノ場ニ小盗有ヌ所ハ無、盗心ハ止難キ者故、此小盗其後ニハ漸大盗ト成可、童子ノ時ヨリ斯ル凶惡ニ馴タル者故、人ヲ殺シ火ヲ放ツ程ノ大盗モ必此内ヨリ出ル也、且又大盗ノ豪家ヲ穿窬シ、白刄ヲ挾ミ大金ヲ劫シ取ノ類ハ、罪ハ大ナルトモ其家ハ此盗賊ニテ產ヲ敗ル程ノ事ハ無、白晝ノ小偸ニ遇タル貧民ハ、僅ノ金銀ニテ大ニ難儀ニ及、或ハ迫ル所有テ捨身ニ及樣ノ者モ有可、是ヨリ見レバ、其害大盗ヨリ增ル者モ其中ニ存スルカ、何分赦シ置可者ニ非レバ悉逮捕シ、是モ絶嶋ニ遣ス可者也、斯ル目出度御世ニ道ニ落タルヲ拾ハズ、外戸閉ズト云如ニ有ヌハ、全盗賊ノ多キ故也、盗賊ノ多キハ下ニ窮民多ク、風俗ノ正カラヌニヨレドモ、一ツハ盗禁ノ未今日ノ肯綮ヲ得ザルニ斯ル者モ有カ、殘心

漸ク公然トシテ寺社市中等人立多キ所ニハ必徘徊スル事ニ成リ來リタリ、是長家ノ子供、人家ノ丁稚等ノ巾着ノ底ヲ叩カスル事ニテ、夫ヨリ主親ノ小遣錢ヲ掠ル樣ニ成事往々ニシテ然リ、事ハ微ナレドモ其盜心ヲ啓クノ害ハ甚シ、總ジテ人民幼年ヨリ何ノ敎モ無、斯ル惡風ノ中ニ生長シ、追々奸民ト成刑僻ニ觸ル事不便ノ至也、政治ハ目前ノ害ヲ除ク事勿論ナレドモ、又兼テ後年ヲ慮リ、萬民小兒ノ時分ヨリ邪徑ヲ截テ正路ニ趣カ令ルノ手當モ切要也、煩碎ナラズシテ能行渡ル樣ノ方有可者カ、是上タル人ノ好生ノ德ノ一端成ベシ

盜賊ノ事

一　盜賊ハ止難キ者也、世ニ云貧ノ盜ニテ、人窮スレバ必濫シテ盜心ヲ生ズ、刀鋸前ニ在テ畏ル可ト雖ドモ飢寒後ニ逼テ免レ易カラズ、故凡敗子亡奴流民ノ類ヨリ、氣禀柔懦成ハ乞食ト成、ヤヽ暴悍成ハ皆盜賊ト成也、律ニ於初犯ハ黥ジ敲拂ト成、再犯ノ上死刑ニ處セラル、怙終ノ事故其筈ノ事乍ラ、元來業モ無宿ナキ者ドモナレバ、初犯ニテ牢ヲ出タル日ヨリハ、盜ヨリ外ノ事無、曾テ悔改ム可便モ無、其隙モ無、遂ニ再犯ノ處斬ニ及デヤムノミ、然ラバ僅ノ年月ノ命ヲ延ルノミニテ、初犯ニテ直ニ斬ルルモ必竟ハ同ジ事也、其年月ノ內平民ノ其害ヲ受ルノ多キノミ、故初犯ノ助命ハ律中仁厚ノ心ニテ美成事ナレドモ、其美意下ニ屆キ兼テ、黥後ニ能改テ平民ト成者甚少シ、故ニ迚モ彼美意ヲ全クセンニハ、梟首ニ行ル程ノ盜賊ハ其儘ニテ、其外ハ初犯再犯トモ一切是ヲ髡シテ眉迄ヲ剃落シ、佐渡・隱岐等

ル者盡ク化シテ頑凶無賴トモ成可ニ、夫程ニテ無バ民夷ノ良心泯ビザル者有ヲ見ル可、サレドモ既ニ惡事ノ階梯有バ、十人ニ一人、百人ニ十人ハ頑凶ニ陷入モ亦知可、縱ヒ百人ニ一人ニテモ天下ノ廣キヲ准ズレバ夥キ人數成可、故ニ官ヨリ號令ヲ明ニシ、先民間正月ノ游事ト云者、意錢六圖ノ微末迄一切禁止有タシ、一町切ニトモ吟味セシメ、違背ノ輩ハ罰金タル可、小兒ハ縱ヒ蔭ニハトマレ、聊ノ事有トモ小心ニモ公禁ニテ、表立タル所ニテハ咎ラル可ヲ合點セバ自ラ愼ム心ニ成、ヤ、怜悧ナル兒ハ相耻テヤム樣ニモ成可、是禍ヲ未萠ニ消シテ知ズ〳〵ニ帝ノ則ニ從ヒ、イツト無惡途ヲ善途ニ改ル樣ニ成可、是易ニ所謂「童牛之牿」成可

寺社富ノ事

一　富突場ノ事他國ニテハ往々興行有ト聞及タレドモ、京大坂ノ地ハ已前ヨリ堅キ官禁成ニ、イカ成譯ニヤ、此數十年頻ニ官許ヲ得テ、方々ヘ寺社ノ名目ヲ設テ、公然トシテ富場ヲ開キ、富ノ札ヲ賣者街衢ニ相望デ、扨々見苦キ事也、從來此事ニ掛リ居ル奸民空手モ夥キ事也、是ハ僥倖ノ大利ヲ以末々ノ細民ヲ煽惑シ、僅ノ恒產ヲ傾覆セシメ、娼妾婦女ノ微蓄ヲ罄盡シ、人ノ心ヲ浮躁輕妄ナラ令ルノ害擧テ云ベカラズ、又ハ第一謙德等名付テ諸國ノ在々ヲ巡テ渡世ヲナシ、貧民ノ剝倒スル者四方ニ遍シ、是ヲ嚴ニ官禁ヲ加テ、天下一統ニ停止有度者也、且著ハシテ永制トシテ後世迄再起ラザル樣ニ是有度者カ、又空鐘廻シ鼠遣ヒ抔云者品々有、是元來官禁ノ者ナレドモ、微末ノ事故上ヨリ含容ニテヤ、勢

ヲ費ス事ト聞、其上京大坂ニテ製造シテ四方遠近ニ普傳播スル事故、是ニ掛リ居ル工人商人モ夥キ事成可、必竟ハ游手空民ノ類ニテ、人ヲ過惡ニ陷イルノ罪又甚シ、今此製造ヲ官ヨリ嚴ク禁ゼラレンニハ、天下博勢ヲ滅殺スル事過半成可、骰子ハ雙六ノ用有バ此禁ハ紛ハ敷事モ有ベケレドモ、其法ヲ立テイカ様トモ仕方有可事ナラン、又博事ハ俗人ノ好所ニテ、官衙ノ吏曹ニモ内々此好ミ有人多シ抔聞及タリ、然バ此吟味有ン時、彼好メル人抔其命ヲ受ケタラバ、掩藏阿黨ノ私有テ、内分請謁ノ事モ加リ、行屆カザル様ニ成行可、是其人ヲ擇ムニ有可、何分博事ニ根本タル博具ノ害一ツ除キ置タラバ、其末ハ制シ易カル可、易ニ所謂「豶豕之牙」是成可、又一ケ條ニハ町在トモ毎年正月注連ノ内ニハ、人家ノ婦女兒童奴婢迄打寄、少々ノ勝負事ヲスル事天下一統御免ノ事ノ様ニ心得、ヤ、超過スレバ二月三月ニ接シテ後止事也、必竟ハ小數ノ事故論ズルニ及ヌ様ナレドモ、然ラズ、小兒輩ニ惡事ノ稽古サシ、年々功者ニ成様ニ仕覺サスル事其害甚シ、後ニ大ナル博徒ト成事是ヲ階梯トスル也、唯サヘ敎ヲ知ザル蚩々ノ民ニ惡事ノ階梯有バ、其善ニ遠ザカル事知可ノミ、愚拙等都會ノ地ニ居ナガラ、幸ニ學校禮儀ノ場ニ長ジ、先子義方ノ訓ヲ受タル故、髫年ヨリ市童ノ定戲トスル意錢六圖賓引ノ類終ニ立交リタル事無、博牌等如何數ヲ設タル者トモ知ラズシテ、皓首ニ及ベリ、元來學陋ク道明ナラズシテ、敎道ノ方モ行屆カザレドモ、先子ノ遺範儼然タル故、今膝下ニ長ズル所ノ兩男子モ愚ノ幼時ノ如、市井ノ俗習トハ世ヲ隔タルガ如、因テ思フニ、習慣ノ性ヲ成ス事善惡兩途トモ然ル事ナレバ、世ノ惡習ニ染タ

ニ禁絶ス可所ニ有、總ジテ是等ノ禁令ハ寛裕ナレバ、愚昧ノ民怠テ從ズ、嚴急ナレバ頑傲ノ輩往々刑ニモ陷ル可、故此號令有ンニハ、先游手空民タル事ハ人道有間敷事ノ譯ヲ能說諭シ、扨不實ノ商俄ニ停止有テハ、差當テ難儀モ致スベケレバ姑事ヲ緩クシ、令ノ下リシヨリ譬バ十ケ月ノ內トカ、又ハ丸一年抔ト期限ヲ立テ、其間ニ何ナリトモ面々正實ノ業ヲ立テ渡世ス可、右ノ期限ニ及デ因循シテ改メザル者ハ、其節急度曲事ニ處セラル可トノ事ナラバ、一人ヲ刑セズシテ事ヤム可ニヤ

博奕ノ事

一　博奕ハ天下ノ大禁ナレドモ相止難キ者ニヤ、市中ニ急度シタル場所ヲ搆ヘ置テ寄集ル樣ニモ相聞ヘ、又折々ハ官命逮捕有バ忽消散シテ、事靜レバ又集ルト聞、近來ノ嚴命ニテ勢大ニソゲタル由、何卒此序ニテ拔本塞源ノ方有テ、再勢ヲ張ザル樣ノ仕方有可ニヤ、凡盜賊亡命敗子逐奴ノ類、天下ノ惡人落込所ハ皆博場也、故ニ此一ツヲ防ゲバ萬惡ノ嚮ト成、巢穴ヲ一掃スルノ功驗ヲ見ル可、其方ヲ施ンニハ二ケ條有可ト、愚意ニ定ル處左ノ通リ

一　先一箇條ニハ骰子博牌ヲ造ヲ嚴ニ禁ズル成可、是本國禁ナレドモ、此具ヲ製造シ賣買スル者市中ニ遍キヲ、公ノ私ト云樣ニ何ノ咎ニモ遇ザルハ、禁綱宏濶太平ノ餘光トモ云ベケレドモ、是博奕止ザル根源也、サスガ看板ニハ雙六ノサイ歌ガルタニ托シ置ドモ、端々ニ至テハ公然ト博牌ノ看板出シタルモ往々見及タリ、又大博場ニテ牌ヲ用ルハ目驗有ヲ嫌ヒ、一度宛カケ流ニスル故、一場中ニ夥キ牌

ニテモ、鹽ニテモ同事成ガ、米ハ尤手弘キ者故是ニ托スルノミ、必竟ハ米ヲ帳ニ書タル迄ニテ、天下御免ノ大博奕ト云者也、此空商是ナキトテ、正米ノ相場聊替ル事無、既空商是ナキ以前ナニモ差支ル事ハ無リシト聞、其筈ノ事也、金子モ是ニ准ジテ知可、此皆嚴禁有テ廢絶ス可者也、印金ノ事ハ寶暦十一年辛巳ニ堅ク禁止ノ令有テ止タリシガ、何ノ比ニ又始リタルヤ、今盛ニ行ハル、也、此米金ノ空商禁絶有バ、世ノ澆漓ヲ淳質ニ挽回スル事ノ一大機軸ト云可者カ、既ニ以虚商ノ金銀出入ハ公訴叶ズト聞、夥キ得失ノ事成ニ、公裁無ハ薄惡ノ風取ニ足ザルヲ以テ也、此私曲奸僞タル者明カナレバ、豈傍觀シテ其風ヲ長ズベケンヤ、但堂島ハ最早七八十年ニ及シ事ナレバ、庸人俗子ハ天地ハヘヌキノ事ノ樣ニ思フ可、サレバ一朝ニ禁絶有ナバ大ニ人心ヲ騷シ、其黨俄ニ難儀ニ及ベケレバ、此ハ近來ノ御仁政數ケ年浹洽透徹ノ後、處置ノ有可事ナラン、江戸堀ノ相場所僅ニ二十年來新ニ出來タル事ニテ、此ハ少ニテモ鳥目ヲ以勝負ノ成樣ニ巧ミタル事ノヨシ、因テ貧民ノ產ヲ敗ルノ害尤甚敷、風俗ヲ損ズル事尤速也、且又晝ハ相場ヲ以人ヲ聚メ、夜ハ直チニ博奕ヲ專トスル事公然タル勢ノヨシ、言語道斷ノ事也、又道頓堀ニモ一所アリ、此ハ先年高津新地ニ願受テ、程無潰レタル殘也、其害右ニ同ジ、此兩所ハ一番ニ禁絶有度者也、京都ニモ相場所二三ケ所追々出來タリ、其害右ニ同ジ、浪華諸國運漕ノ津ニテ、諸侯方ノ倉庫糶糴ノ事盛ナレバ、虛商ニ不埒ナガラモ事ヲ是ニ托スル心持アリ、京師ハサル事タヘテナキ所成ヲ、其初イカ樣ニ申掠テ出來タル事ニヤイブカシ、何分京師ト大坂ノ江戸堀トハ速

草茅危言卷之九

米相場ノ事

一　大坂ニ於テ大ニ風俗ヲ破リ、人心ヲ害スル事ノ最上第一タル可ハ、堂島ニテ帳合米ト名付ル米穀ノ不實商也、北濱ニテ印シ金ト名付クル金子ノ不實商是ニ繼者也、是ニテ人ノ產ヲ破リ、遠國邊鄙迄大ニ風俗ヲ傷フ事夥シ、又此ノミニテ渡世致者幾千萬人ト云數ヲ知ラズ、古ノ所謂游手空民此上モ無、扨堂島ノ年來繁昌シ皆々心能渡世スルニ付テ、大坂市中並四方八方ノ損失多キヲ見可、畢竟ハ諸方ノ損金ニテ堂島ノ問屋千三百軒ヲ始、幾千萬人ヲ立養ヒスルト云者也、又平日其事ニ專掛リ居ル者ノ心術ノ傾邪、行跡ノ放蕩、其害ハ言ニ及難シ、其黨ノ云タテニ、帳合米ヲ以生米ヲ引タテ、相場ノ高下ヲ宜ク調和スル等云ハ、最初此事ヲ企テタル時ノ上ヲ申シ掠メ、一世ヲ欺罔シタル僞說飾言ニテ、大ナル詐術奸計也、當年ノ虛相場サヘ、實米ニ於テ何ノ裨益モ無、調和ノ說取ニ足ザルニ、增テ大豐年ニテ實米段々下リニ賤ク成バ、虛米ハ又別ニ中價ヲ立テ、其高下ニテ勝負ヲ決シ、又大凶年ニテ實米段々上リニ貴ク成バ、虛米ハ又別ニ中價ヲ立テ、其高下ニテ勝負ヲ決スル由聞及ベリ、然バ豐凶ヲ脇ニシ、實米トハ判然別樣ノ事也、唯米ト名目ヲ立ルノミニテ、其實ハ麥ト云テモ、豆ト云テモ、油

生民始ヨリ悉皆成佛ニ定タル者ト立、法事ハ唯其報恩ト定タル事故、諸宗ノ旨トハ大ニ替リタル事ニテ、又先祖位牌墳墓モ設ズ譯モ無者ナレドモ、夫モ年々ノ報恩講ニテサラリト濟タリ、別ニ年限ヲ立テ大報恩ヲスルニハ及ズ、何事ゾト云バ其賴ミ寺ニ集、其本山ニ登ル事ヲ宗風トスレバ、此宗ニ於細民迄年忌ヲ一切停止有テ宜カル可、併曉シ難キ愚民ノ事、又年忌モ上下一統カサヒク成事ナラバ差テノ害モ無、其儘ニテ苦カラネドモ、年忌ハ必竟浮屠氏ノ物取ニ始タル事ヲ、曾テ心付無貴賤一統ニ先祖ヘノ追孝一大事ノ儀ト心得タル大間違、是ヲ苦々敷思ヨリ斯陳列スルノミ

草茅危言卷之八 終

也、佛ヲ篤信スル者ハ甘心シテスル事故兎モアレ、年忌ハ世間一統ノ事ニ成來レバ、曾テ信ゼヌ者モ止事ヲ得ズ、世ニ連テセザル事能ハザル樣ニ成タリ、甚無益ノ事成可、故ニ民間ヘモ令ヲ下シ、一統ノ年忌ト云事ヲ停止有、末々ノ細民ハ論ニ及ズ、中分以上皆佛教ヲ信ズル者ハ、何時ニヨラズ僧ヲ請テ善根ヲナシ、親族ヲ會スル事毎年ニテモ、或二年目五年目勝手次第タル可、人家銘々ニ年數ノ不同有事苦カラズ、但是迄ノ通七回・十三回抔ノ年限ヲ用ル事堅禁制等有度カ、上ヲ學ブノ下ナレバ是ニテ細民ノ年忌モ次第ニ衰廢ス可、凡年忌ヲ怠レバ寺ヨリ催促スル者故、中分以上ニ年忌ヲ禁ゼラルレバ、寺ヨリ催促モナラズ、信ゼザル者ノ大益ト成可、又愚昧ナラザル者ハ年々ノ正忌日ニ心ヲ用テ祭奠ス可トノ旨教諭有タシ、是ニテ妄費ノ勢ヲソグ事大分ノ事ニテ、心有者ノ大益ト成、大ニ悅可、又民家ニテ父母ノ月々ノ命日ニ僧ヲ飯シ、近キ親戚ヲ會スル事往々デ、其餘ノ先祖ニハ等閑也、是輕重トモニ失ヒタリ、毎月ノ命日ハヤメ、一度ノ正忌日ノミニシ、先祖ハ高祖迄ハ無用ニテヨシ、曾祖父母ノ位牌ハ必設ケ、其外旁親抔親族跡無テ其家ニ祭ル可モノ必有者也、其位牌ヲ合テ大抵十體計ノ事成可、是ニ輕重ヲ立テ正忌日ニ祭リ、寺ヘハ齋米並施物ヲ送テ濟可、年忌ノ妄費ニ比レバ大ニ事ソギ、甚行ヒ易キ事也、故ニ布施等ハ是迄ニ半倍一倍トシテ送トモ可也、寺ニテモ悅可、闔數人家無人成家ハ又イカ程事ソギ手輕クシテモヨシ、兩親ノ命日毎月ニテハ年ニ廿四度也、右ノ十體忌日計ニテハ年ニ唯十度也、旁親少キハ別シテ簡易也、是ノミニテハ異論ハ無ル可、是ヲモ細論在セラレ度者也、唯一向宗計ハ

ヲ占取シ給ヒ、何一ツ殘ル所無ル可、尤七々日ハ日ヲ累テモ中陰中ノ事成バ、一續キノ法會トシテ盡七日ニテ一會畢ルト云テモ濟可、必竟ハ淨土往生ノ押ヘ跡乘ヲ段々ニ繰出シ遣ル心持トモス可、其以後ノ年忌々々ニ寶蓮座上正身ノ佛體タル御方ニ向、稱名讀經鐘皷ヲ敲キ立ルハイカ成譯ニヤ、成佛尙疑ノ殘タラバ、二年三年モ經ヲ讀續テ、疑ノ晴タル所ニテ止タルガヨシ、年ヲ隔テ行ハ油斷也、但成佛ヲ賀スル心ニヤ、佛會ニ慶賀ノ有事ハ聞ヘザル所也、若唯平生佛前ニテ務ニスル心成バ年限ノ譯彌濟ズ、兎角年忌ヲ追福功德抔云ハ何分疑ノ有ヤト見ユ、是ハ初ニ高貴ノ僧ヲ會シ、即日成佛疑有ヤ無ヤト詰問シ、法力心許無ト答有分ハ絀テ、以來王公諸貴ノ葬儀ニ立雜ラ令ベカラズ、疑無ト云者計ヲ集テ事ヲ行フ可旨命有テ、已後ノ年忌ハ停止有可、是僧ニ二言ノ無事成可、但年々ノ正忌日ニ定テ使价ヲ以祭奠在セラル、例成可、追遠ノ孝思ヲ以此儀ヲ例ヨリ嚴重ニシ、永々法事ノ御代リト立サセラル可、其節ハ出家ノ役ナレバ、寺中打寄本堂ニテ鐘皷梵唄カタノ如スルトモ、祭祀ニハ樂ヲ奏スル者ナレバ、其代リトナシテ孝思ヲ助ル迄ノワザナレバ苦シカルマジ、是ニ聊ノ施物ヲ引セラレテ事濟可、是ニテ追遠ノ御本意ノ立ノミナラズ、大法事ト云事止タラバ、國家ノ妄費ヲ減省スル事夥キ事成可、此事若行レバ都下ノ士大夫並侯國ニ令ヲ下シ、此法ニ准ゼシメ、天下一統ニ年忌停止タル可、民間ニテハ年忌ト云ハ、中分以上ノ者ハ先修覆造作抔念ヲ入、諸方ノ賦物カサ高成事ニテ、當日ニ廣ク親類ヲ集寺僧ヲ招、料理等分際一パイニ美ヲ盡シ、費ス處洪大也、夫故家柄ニテ內分薄ク成タル者大ニ困ル

トシテ無窮ニ至ル、釋氏ハ諸宗ヲ分テモ、此日限年限ニ於ハ一切皆同ジ、其少ノ据ヲ尋ルニ、天竺ニテハ上下四方中ト取、七數ヲ以萬事ノ紀トス、七々四十九日ハ是ヨリ出タル成可、百日・一周・三回ハ儒門ノ卒哭・小祥・大祥ヲカリヨルナラン、七回忌ハ佛說ニモ無ヨシ、漢土天竺ニテ沙汰ノ無事ヲ、我邦ニテ昔ノ浮屠氏彼七數抔ニ取合テ設タル名目成可、十三回以上ハ一向何ノ據モ無事、必竟ハ追福ヲ云立テ、俗人ノウケノヨキ程ニ年限ヲ立テ、出家ノ施物ヲ貪リ取爲ニ拵ヒ、八宗九宗色々ニ說ハ立レドモ物ホシキ計ハ同事ナレバ、此方ノ宗ニハ年忌ハ立ズ等ハ云ズ、右ノ年限ニ一致シタル成可、此法事ノ趣モ前條ニ述ル祈禱ト同ク、細民ニ有テハ兎モ角モ、既ニ中分以上ノ民ニ於ハ早夫ニモ及マジ、增テ王公大人ノ尊貴ニテハ決シテ有間敷事成可、如何ナレバ庶賤ノ身ニテハ、初喪ノ時送葬ヨリ盡七日迄、カクノ如佛事ハ心計ニ執行ヘドモ、福田ヲ助可財ノ乏キ事故、成佛ノ處甚心元無、サレバ迚急ニ仕方モ無レバ、百ケ日・一周・三回追々少宛ノ追善供養ヲシテ、漸淨土迄足ハ踏込セテモ、定テ蓮葉ノ底ニテ科斗蛭蚓ト伍ヲナス可思ハレ安心成難ク、尙又七回ノ後件ノ年限ニ善根ヲ積バ、次第ニ敗荷ノ片端ニモ登、金身ハ叶ズトモ銅箔身程ニハ至可トチト心弛ミスルモ、貧困愚昧ノ身ニハ相應ノ事成可、年忌ノ年限爰ニテ用ニ立可、最早中分以上ノ民ニテハ、初喪ノ供養數十ケ寺立合モ有テ十分成事故、其功力ニテ即身成佛何疑ノ有可ナレバ、以後ノ年忌ハ何ノ爲成ヲ知ズ、增テ天下ノ至尊至貴ノ御事ハ、往歲初喪ノ御時諸寺諸山ノ高僧立雜テ、引接・前導・法力ヲ盡セシ事故、即日九品蓮臺ノ第一座

ルノ貴意ニ叶ヒ、大ニ人心ヲ正シ風俗ヲ整ルノ便成可、今日差當リ國家ノ妄費ヲ省ク事幾鉅萬成可、今日快意ニ乘ジテ斯ハ申者ノ、積年ノ深弊一朝ニ芟除シ盡サル可ニ非、又朝廷ニテ往昔ノ蔽惑ハ今日ノ典故ト成テ、動シ難キ祈禱所ノ五所モ七所モ有可、武門ニ於テ亦然ル可、或ハ大事去テモ事ヲ秘セラルル内ハ、表向ニテ祈リ事ノ命有事サヘモ有リト聞バ、是ハ止事ヲ得ザル節トモ云可、其類ハ隨分減削ヲ加テ彌据ナキ分計リ、尙又其經費モ抑損シテ、カタバカリニ行レバサセル害モ有間敷カ、是ハ禮經ニ疾病ニシテ祈ヲ五祀ニ行フト見ヘ、又事絶テ後ニ屋ニ升リテ魂ヨバヒスル抔有ノ類ニテ、何ノ詮モ無云ニ足ヌ事ナレドモ、其時ノ習ニヨリ聖人人情ニ從ヒ禮ヲ設ラレシ也、元來實用ノ無事ハ、時ニ從ヒ勢ヲ量リ廢ス可丈ハ廢スルニシカズ、總ジテ祈禱ノ事ハ奥向女中ヨリ起、夫ヲ廟堂ニテ受持セラレテ表ヨリ出ル故、事仰山ニモ成行抔仄ニ聞及リ、然リヤ、是レハサモ有可勢成可、婦人ハ理ノ明ナラヌ筈ノ事、彼所謂婦寺ノ忠ニテ情ノ迫切ヨリ致所ナレバ、一分ニハ如何樣ニモ祈禱有可、廟堂ニテハ決シテ受持セラレザル事ト成ナバ、公儀私情並行レテ相悖ル事無ル可

年忌ノ事

一　天下通用ノ年忌法事ト稱スル月日年限ノ事何ノ譯ヲ知ズ、世俗ニテ先每月命日ニ必僧ヲ供シ、死喪ノ時ハ送葬ノ日ニ一寺ハ定リ、或ハ三ケ寺五ケ寺立合テ法會トス、夫ヨリ七日每ニ供ヲ設テ四十九日ニ至、其後百ケ日・一周・三回・十三回・廿五回・三十三回・五十回・百回ニ至、百年以上ハ五十年ヲ一節

ヲ近付給フハ、何トモ苦々敷御事也、其外天變•地妖•水•疾疫•大小ノ災異ニ夫神事、夫佛事等云事、歷朝ノ史冊ニ相望ミ殆虛月モ無、武門モ鎌倉ノ盛時抔祈禱ダラケニテ、土地兵甲ノ權鬼ヲ驚シ神ヲ哭セ令ル勢有テ似合ズ、サリトテハ見苦敷事ドモ也、神ハ正直成者也、佛モ夷狄ノ神ナレバ、是又邪曲無ル可、佛典ニモ國王ノ恩、施主ノ恩ヲ四恩ニ結テ、忘卻ス間敷事ニ示シオケリ、然ルヲ十善ノ君天下ノ主ノ大恩ヲ多年飽迄受乍ラ、事ニ臨デ尙又財寶ヲ多拋テ祈禱ヲスレバ應ズル、サモナケレバカマワヌ抔云邪曲有可ヤフ無、是ハ普ク天下ノ祝釋ニ命ヲクダサセラレ能詰問シ、彌正直ニテ四恩ヲ重ズルニ極リタラバ、幸ニ神體佛身ハ外ニ何ノ用モ無一向隙成事故、日夜朝暮打掛リテ寶算國壽ヨリ天地災變ニ至迄、年中間斷無守護冥助有可、祝釋輩モ其職分ヲ專一ニシ、自分ノ冥加ノ爲終身丹誠ヲ抽ズ可旨ヲ能命ジ、以來尊貴ノ祈禱ト云事ヲサラリト停止有、諸侯ニモ令ヲ傳テ天下一統ニ臨時ノ祈禱ヲ廢絕ス可、唯右ニ云通細民ノ心ユカシノ祈願ハ兎モ角モ有可、民間ニテモ息災延命ノ祈禱札ヲ受ル程ノ家ニハ臨時ノ祈ハ無ル可、若臨時ノ祈ヲスレバ彼札ハ皆僞也、先是ヲ禁ズ可、札ニ僞無バ又何ゾ祈ンヤ、故ニ民間ニテ臨時ノ祈禱ヲ取扱者アラバ、願主モ僧祝山伏モ重キ逆科タル可、又尊貴ニ臨時ノ事有ンニ、祈禱ノ說競ヒ起リ、種々靈驗ノ事ヲ唱ヘバ、吟味ノ上多中ニハ、右ニ申セシ如邪曲ニテ、禱レバ其驗有、イノラネバ應ゼズ抔云水クサキ神佛モ有バ、是ハ累代ノ國恩ヲ背クノ大罪有バ、其祀ヲ廢シ其寺ヲ撤シ、其佛神ヲ早々海外ニ送出セバ、日本ノ地ニ垂跡無ラ令可、是聖人ノ義ヲ務メ鬼神ヲ遠ザク

リ、金縢一編ハ程子ヲ始諸儒深ク疑テ信ゼザルモ有バ是ヲ舍テ可也、後世親ノ病ニ北辰ニ稽顙シ、或ハ頂上ニ香ヲ焚ノ類、情ノ迫切ハ奇特ト云ベケレドモ、其愚昧ノ惑ハ免レズ、今愚ヲ以一世ヲ觀ルニ、總ジテ祈禱ハ細人賤民ノ分際ニ於テ深ク責ルニ足ズ、王公大人ニ於ハ决シテ有間敷事トス、如何トナレバ、下賤ノ者ハ平生衣食ノ奔走ニ暇無、神佛ニ歩ミヲ運ブモ心ニ任セザレバ、事ニ臨タル時俄ニ身分ノ及可程ノ金錢ヲ抛チ、神佛ノ加護ヲ求メ其一願ヲ待、數ナラヌ身ニテ其一願モ心元ナキ故、巫覡浮屠ヲ頼ミ名字ヲ鳴シテ記存ヲ仰グ、是愚昧ノ心ニハ似合タルワザ成可、王公大人有土ノ君ハ然ラズ、封内ノ鎭守・產沙ヨリ有來タル岳廟・城湟祠ノ類ニ至リ、古代ノ社稷山川ノ祈ニモ准ズ可、其ノ外由緒有神祠佛宇抔夫々ニ土山ヲ給シ、祝吏僧侶ヲスヘ置テ崇奉怠リ無事ナレバ、別ニ禱ズトモ鬼神佛薩ハ平生ニ加護ノ力ヲ盡サル可事也、増テ天下ノ至尊至貴ノ御事ニ於テ、千有餘年神ヲ崇ビ佛ヲ信ズルノ盛成ハ、漢梁二武ニハ超ツ可、海內ノ名山・大川・勝區・靈地ハ神居佛刹ナラヌハ無、二百年前偃武ノ初ヨリ御崇信トハ無テ、古キヲ棄サセ給ハザル厚德ヲ以、朱章ノ頒チ土田ヲ給、際限モ無末々ノ叢祠草庵迄安穩ニ建置セラル、御事ハ、群神諸佛ノ心ニハサゾ深ク是ヲ德トセラル可ケレバ、邦家ニ壽昌ノ福ヲ降シ、擁護ノ力ヲ專ニスル事、豈一日片時モ懈怠有ベケンヤ、故ニ細民ノ如事ニ臨デ俄ニ禱リ請ニハ及ヌ事也、然ルヲ御不豫御不例抔有バ、事モ夥御祈禱ノ事甚怪ム可、義ヲ務テ鬼神ヲ遠ザクルト聖人明教有、疾病ニハ醫藥ノ事此義ノ務ム可切要ナレ、尊貴ノ御身程治効ハ愚カニシテ、唯鬼神ノミ

便リ無トテ愚ノ家人ニ咄シテ歎キシハ不便ノ事、失タル父母ノ心モ推量ル可、其國ニテ子ヲ擧ザル事ヲマビクト云、菜大根ノ如心得タル者也、又往年其國ヨリ登タル書生、我內ニ有テ心易カリシ、其人次男成シ故、其元ハ能モマビカレザリシトイヘバ、去バマビカルベカリシヲ、親ノ慈悲ニテ幸ニマビカレズシテ、世ニ立タリト答ヘシ、其弟妹モ有タラバ定テマビカレタルベケレドモ、遠慮シテ夫迄ハ問ズ、又包デ其事迄ハ語ラザリシ、厘ニ愚ノ見聞ニ接スル所旣ニ斯ノ如、其國ノ惡風ハ思ヒ見ル可ノミ、斯風ヲナシタル國故ニ改テ右ノ號令有ドモ、日向ニテハ君臣トモ空嘯キテ用ヒマジケレバ、何卒嚴命ニテ此事等閑ニ致サズ、領主ヲ始其執政迄嚴重ノ御沙汰有可等無テハ響クマジ、又都會ノ地ニハ墮胎ノ藥ヲ賣者甚多シ、是制禁ノ事ナレドモ、私ニ賣買スルヲ糺察ノ事ハ聞ヘズ、是大ニ俗ヲ壞ルノ民捨置可ニ非ズ、且又胎中ト云乍ラ、年來多ノ人ヲ妄殺シタル罪逃ルヽ所無レバ、カタハシ召捕テ遠流ニ處セラル可者ナランカ、一旦咎テ赦サルヽトモ、此輩累年母望ノ大利ヲ射タル事故、纎嗇ノ良民ト成事ハ無、又潛ニ舊業ヲスルヨリ外ハ無ル可、サアラバ細民胚胎シテ殃消歇ノ日ハ無ルベシ

祈禱ノ事

一　凡鬼神ニ祈念立願スルハ人心ノ大惑ニテ、自ラ利スルノ私心ニ發シ、君子ノ堅ク誡テ深ク絕處也、去ドモ一身一虞ノ災患、又ハ君父妻子ノ疾病等人力ノ屆カザル處、迫切ト至情ニ在テ、但已ベカラザル者有ヨリ、子路ノ賢ヲ以サヘ禱ヲ請フノ陋ヲ免レズ、聖人某ノ禱ノ久キモテ其惑ヲ解セ給ヘ

骨ヲ折テ威恵兼普クシ、民風大ニ變ジタリシ、最早往古ノ事ニテ今ハ如何成シヤ、何レ其遺法ハ今尙存ス可、是等ノ法ヲ取合セ、其所々ノ人情ニ叶フ樣ノ仕方有可、今煩敷呶々セズ、何分生下以後中半年ノ乳育ノ助ヲ上ヨリ給シ遣シ、座草中一時ノ厄ヲ免レバ、親子天然ノ恩愛ニテ、其上不道ノ事ハ有可樣ナシ、若命ヲ用ザル者アラバ、五七人モ嚴科ニ行ル丶ト云程ニ有可カ、當分上ニ少々ノ費ス處有トモ、其土地ニ人多ク成ナバ、自ラ其國益ト成ハ大ナル事也、是義ヲ行テ利ハ其中ニ存スト云可、諸國ノ侯氏ニモ能此意ヲ體セラレ、等閑ナラズ心ヲ用ヒ專ニ奉行有タシ、日向抔ハ上下一統殊外頑陋ニテ理義ソガレガタク、古ノ三苗ノ遺風トモ云可、夫故民間子ヲ擧ヌ事抔故常トシテ安ンジ、貧民ハ其筈ノ事成ト心得、士大夫ノ間ニテ出產アレバ、互ニ問合テ此度ハ子ヲ擧ルト聞バ往テ賀シ、擧ヌト聞バ知ヌ振ニテ賀セズト云、大方長子一人ヲ擧テ其餘ハ擧ズ、若二三人モ擧レバ未練也トチ笑フ由、アキレハテタル事也、夫故國人少キ故、人買船ト云者往來シテ、上方ヲ初他國ニテ兒童ヲカドハカシ、ヌスミテ日向ヘ賣ニ、其民幼孩ヲ育ル世話無テヨシトテ爭テ是ヲ買事ニ成テアリ、其幼成長ノ後鄉里ヲ慕歸ントスレドモ、領主ヨリ又大禁ヲ設ケ、關津ヲ糺察シテ出サズ、逃出スル者有バ捕ヘテ是ヲ殺ス、先年一命ヲ抛テ幸ニ浪華ニ逃返リタル者有、是ヲ聞事詳也、是又不道ノ甚キ者也、又先年其國ノ家中ノ人大坂ニ登居テ我庠ニ常ニ來リシ、其僕ハモト大坂ノ者ニテ、幼年ノ時カドハカサレタル事ハ能覺ヘタレドモ、父ノ名モ町所モ一向覺ヘザル故、斯ク登リタレバ父母ニ對面シタケレドモ、尋ルニ

足ノ分町割ニ成テモ宜カル可、若彼度牒ノ事行レバ、牒金ヲ以此費並上文ノ民間養老ノ資トスルニ十分成可、扨此四民ヲ擇ムニハ、彼告ルナキ窮民ノ年來子無テ夫妻ノミ室ニ居者、夫六十以上妻五十以上ニテ配ヲ失タル、此鰥寡也、夫妻中年配ヲ失タル者再娶再嫁セズ、一人ノ子ニ掛リ居タルニ、六十以上ニテ其子死シタルカ、或ハ子不肖ニテ逐タルカ出亡シタル類、此獨也、外ニ養賞トモ女一人ニテモアラバ獨ニ非ズ、男女子十三歲ヨリ内ニテ父ヲ喪ヒタル、此孤也、父母トモニ無ハ勿論也、十三歲ヨリハ奉公ニモ出可者ナレバ、夫迄ノ年數撫育シ遣ス可、母亡テ父亡タル後其母繼父ヲ入、又ハツレ子トシテ再嫁スレバ、其日ヨリ孤ニ非ズ、大抵右ノ年限ヲ以定ムベケレドモ、衰病發疾抔ハ年限ノ外タル可、此等ハ其輕重抔モ所ノ者立合テ定ム可ノミ、此令ハ侯國ニモ傳テ、心有ン諸侯ハ追々修擧在レ度者也、兼テ此事行レタル侯氏モアルカニモ聞及ベリ

一　邊土遠裔ノ窮民子ヲ擧ザル者夥シ、人倫ノ大變禽獸ニモ劣リタル事ニテ、言語道斷ノ事成ニ、沿習風ヲナシテ恬然トシテ怪マズ、日向アタリ別シテ甚ク、其風士大夫迄モ傳染シタルハ飽迄聞及タリ、此ノミニ非ズ、近國ニテモ作州アタリ此風專ナリト云傳フ、東陲モサゾヤ然ル可、洵ニ苦々敷事也、是ハ嚴禁ヲ加ヘサセラル可者故、所在ノ官府夫領主ヘモ命令ヲ傳ヘ、恩威ノ二ツヲ具ヘテ養育ヲ遂サスルノ方有可、是迄循吏タル人色々方法ヲ設テ其風ヲ消弭セシモ有シ、其一人ニ相州小田原ノ家臣ニ柳井右京ト云有シ、其領地ノ分レテ作州ニ在ノ邑宰タル事多年ニテ、其邑中右ノ惡風有シヲ殊外

有士大夫ニモ命ジ、此意ヲ推テ彼領内ニモ行ハ令可、斯テ年ヲ重ネバ風化スル所必廣ク且大ナル可、是一世ヲ陶鑄シテ仁壽ノ域ニ升ス也、明王孝ヲ以天下ヲ治ルノ深意爰ニ有、豈迂遠ニシテ事情ニ濶ナル事トセンヤ

窮民ノ事

一　鰥寡孤獨ニテ告ル無ノ窮民ハ、文王仁政ノ先ンズル所也、旣ニ四ツノ名目ヲ立テ、又無告ノ字添リタルハ味有事也、平民此四ツノ内ノ不幸ニ逢タル者田宅產業サヘアレバ、誰ニテモ助ヲ取テ差テ難儀ニ及ズ、縱ヒ差タル業ナク貧約ニテモ、慥成親類緣者有カ、又親方ト賴依ル可庇蔭有バ、皆告ル所ノ有アレバ、此四目ノ內ニテモ窮民トセズ、唯誰ニ告訴フ可便モ無、困難身一ツニ迫タル者ハ誠ニ憫ム可者成故、是ヲ名付テ四ツノ窮民トスル也、此四ヲ擧レバ、凡罷癃・殘疾・顚連ノ民モ此內ニ籠リタリ、是ヲ捨置ケバ少シ廉恥有者ハ捨身ニモ至リ、廉耻ノ無ハ往々ニ乞食トモ成、又盜賊ト成モ有可、今日是ヲ先ニスルハ、先坊長里長ニ命ジ吟味加、其所ノ老ヨリ衣食ヲ與ヘ、歲ヲ終ニ二長ヨリ數ヲ具ヘ所々ノ官府ニ達シ、官府ヨリ其所ノ浮物成ニテ是ヲ給シ、不足ナラバ支配中ノ町ノ役割高割ニシテ總掛リトス可、是サマデノ事ハ有マジ、其出納ハ所ノ者立合テ二長ヨリ虛數ヲ設、自ラ私スルカ、又ハ夫食ノ抑損シテ自ラ利スル事ノ無樣ニ能改ベシ、都會ノ地ハ人多ク、費ス處少ナカラザルベケレバ、年分ノ籍沒金・過料金・其外征賦ノ金ニテ是ヲ給ス可者品々有可、是皆追々用ヒ方有テ是ニ足リ、又不

ラバ其餘ハ殿中ニ召ルヽニ及ズ、皆宅ニ就テ賜テ濟可カ、何分人數ノ多寡ニ就テ斡旋ノ方有可、右賜物ハ尊卑ニ付テ差等有ベケレドモ、其同席ノ內ニ十年ヲ節トシテ、齡高キハ厚シ、低キハ減殺有可、扨民間ハ三都ハ中ニ及ズ、諸國公領ノ端々迄、其官府ヨリ坊長里長ニ命ジ遍ク吟味ヲ遂、八十以上ノ老人年齡ニ慥成證據ノ有分ヲ書出サセ、三年ニ一度ヅヽ酒肉料ヲ恩賜アリ、九十以上ハ其家ノ子孫一人ノ夫役免許有、老人ノ介抱專セヨト官命有可カ、古ニ一子不ㇾ從ㇾ政ト有例也、九十六歲以上ニハ當人ニ扶持ヲ賜ル可者ナランカ、年齡ニ證據明ナラヌハ此數ニ入ベカラズ、夫モ詳ニ知レズトモ、大抵八十ニハ近カル可ト云迄ハ慥ナラバ能記シ置、二度目三度目ノ恩賜ニハ預ラシム可、右尊卑トモ天下ノ老人ノ全數イカ程ノ事ニ費用幾バク掛ル可ヤ、若宏潤ノ費ニアラバ、萬石以上ハ毎年、萬石以下ハ二年目、夫ノ格以下ハ三年目、萬民ハ五年目ト云樣ニ立ルモ然ル可、若左迄ノ事無バ、民間ノ酒肉料僅ノ鳥目ニ定テ、七十以上ヨリ賜リ、八十以上一子無役、九十以上扶持ト有ナバ尙更美事成可、是初年老人ノ數ヲ調タル上デ概知ス可者ナラン、賜物ノ多少年限ノ淹數ハ兎モアレ、何分此禮行レバ天下一統老ヲ老トスルノ義ヲ曉シ、不孝不順ノ子孫ヲ感化スルノ機有可、總ジテ賤民抔家々老人有ヲ六ケ敷者ニ思ヒ、殊ニ衰病ニテ朝夕扶モイレバ、尙更厭心ヲ生ズル樣成凡情有者ニテ、此風情ハ士大夫迄モ無學ニテ、至性ノ薄キアタリヘハ登リ來ルヲ免レザル者有ケン、若右ノ如ナラバ、老人故ニコソ身ノ榮エトモ、家ノ規模トモナレト思ハヾ、往昔ヲ耻テ大切ニ思心モナド動カザラン、因テ諸侯並采邑

斯ル右文ノ御時ニハ再興在セラレ度御事也、古ヘ上壽ハ百歳、中壽ハ八十、下壽ハ六十トモ見ヘタリ、王制ノ篇ハ五十歳ヨリ早養フ事見ヘタレドモ、王制ハ漢儒ニ出テ三代ノ書ニモ無レバ、其年限ヲ堅ク信ズ可ニモ非、何分六十内外迄ハ下壽ノ内ニテ、サノミ保難キ齡ニテモ無也、又未ニ致仕レ退休ニモ及ヌ内ナレバ、是迄ヲ猝ニ加テハチト煩雜ニ成方ナレバ、今日再興有ンニハ、隨分事ヲ簡ニシテ七十以上養老ノ部ニ入可、又王制ニ國老庶老ヲ學校ニ於養ヒ、又鄕ニ養ヒ、又國ニ養フ年齡ノ差等モ見ヘタレドモ、是又一々ニハ遵用シ難シ、今ニテハ宜キヲ揣リ時ニ叶ノ式ヲ設テ、唯先聖王ノ大意ヲ遠存ス可ノミ、誠ニ其制ヲ設見ンハ、凡大小ノ諸侯關內ノ萬石以上以下ヲ、五位以上トカ何ノ格迄ト定テ、其七十以上致仕ノ老人ヲ年々一度宛殿中ニ召酒食ヲ賜ヒ、器物・金帛・御衣服抔夫々ノ差等ヲ以恩賜在セラル可、是ハ齒ヲ尙ブ事ニテ、爵祿ハ問所ニ非ザレドモ、格別ノ尊卑モ有ベケレバ、大抵三段ニモ五七段ニモ分チ、席同クシテ苦シカラヌ程ハツヾメテ同席トシ、此日ニ限テ其一節ノ分ハ齒ヲ序デ、座ヲ賜フ可、若老病出難キ分、並婦人ノ正嫡ノ老者使命ヲ以其第宅ニ就テ賜ル可、殿中ニ召レ間敷格以下府吏胥徒ノ末々迄ハ、酒肉縑帛又ハ酒肴料ヲ賜リ、或ハ其頭々ヘ受取テ頒チ送ル抔簡便ニ從可、若殿中ニ召ル可老人甚多クシテ餘リ煩雜ナラバ、諸侯ノ內ニテ八十內外老人二三人ヲ撰デ上賓トシ、士大夫ノ內八十以上五六人ヲ撰次賓トシ、各齒ヲ序デ饗應在セラレ格別ノ御優待ニテ、何ニモアレ一ツハ君上ノ御手ヅカラ抔申程ノ御事有テ、儀ヲナサセ給フ可カ、是古ノ三考五更ヲ養ノ遺意成可、斯ア

草茅危言卷之八

旌表ノ事

一　孝弟力田烈婦義奴等旌表ノ事ハ、寧京以來國家ノ典故ニテ、今日ニ於上聞次第ニ時日ヲ移サズ行ハセラル、御事、有難事ドモ也、夫ニ付テ思フニ、細民ノ事上聞ニ及ハ格別ノ操、世ニ珍キ程ノ事成ヲ以テ也、サマデモ無事ハ事々敷申出可樣モ無、頗ル奇特成事ト聞シモ、其儘ニ成行事多シ、信賞必罰ハ國家ノ大柄タル上、善ヲ褒スハ風化ノ基ト成事故、迚モノ事ニ輕キ旌表ノ令有度者也、所在ノ官府ニ於號令ヲ下シ、格別ノ異行ハ云ニ及ズ、左程無トモ一通リヨリ餘程勝リタル操ノ者アラバ、必申出ル樣ニ年々命ゼラレ、申出レバ其行跡ノ大小深淺ニ從、所ノ官府ノ取計ヲ以少々ノ金穀布帛ヲ賜、歲ノ竟ニ一度ニ上達ヲ歷樣ニ有度者也、斯有バ風動スル所モ廣シ、俗ヲ善スルニ便有可

養老ノ事

一　養老ノ禮ハ虞夏殷周ノ古ヨリ重ンゼラレタル事ニテ、禮記中ニ散見シ、其後歷代ノ帝王賢明成ト見ユル時必講ゼラレ、我邦ノ古ニモ此事行レタルハ國史ニ存レドモ、名ノミ流テ、何ノ比ヨリカ養老瀧ノ音ハ絕テ久シク成來タリ、是ハ上ノ孝德孝治ヲ宣揚シ、下ノ孝順ノ風ヲ化成スルノ要義ナレバ、

愚民ヲ眩惑矯誣スルノ術ニ非ルハ無、斯ル怪妄世界、頑鈍風俗誠ニ嘆ズ可、憫ム可ノ甚キ也、請フ速ニ淘汰ヲ加ヘ嚴禁ヲ施シ、將來ヲ懲シ度者也、王制ニモ鬼神時日卜筮ヲ假テ衆ヲ惑ス者ハ殺シテ赦ス事無ト見ヘタリ、等閑ニ捨置可者ニハ非ルベシ

草茅危言卷之七終

瑣細煩猥成分ハ追々禁毀ヲ行ヒ、或焚毀迄ハ無トモ、遷徙合併シテ格別ニ數ヲ減、社人ハ農ニ歸シ、其社地ノ廣ハ直ニ就テ耕サ令可、縱由緒有テモ社人ノ風儀惡ク、樣々妖妄ノ說ヲ造リ設、民ノ大害ト成タル有、是正祠ヲ轉ジテ淫祠トシタル也、其一ヲ擧テ云バ、江州山王祭是也、此神事ニ妄說ヲ設テ神輿人ノ血ヲ見ザレバ渡ラズトテ社人樣々猥藉ヲナシ、見物人ニ爭鬪ヲ催、必人ヲ斫事トス、往年官ヨリ嚴譴ヲ受、其後神事ニ供スル社人ノ分、手ニ末廣扇ヲ放ス事禁ゼラレテ、刀劍ヲ弄スル事頗止タレドモ、今以末廣扇ヲ手ニ括リ付、落サヌ樣ニシテ兵ヲ弄スル者有、是又神事七日前ヨリ山王社地ノ民湖上ニ泛ミ、旅人往來ノ舟ヲ取劵金子ヲネダリ取、其船子ト馴合過分ノ金子ヲ出サネバ、イツ迄モ船ヲスエ動サズ又街道モ出張テ行人ヲ欄住シ、無法ヲ云掛金子ヲ取事同斷也、官ヨリ是ハ禁止モ無カ、有テモ用ザルハ愴可ノ甚敷也、山王ハ正祠ナレドモ、氏地ノ者ノ凶暴故、江州ノ山王計大淫祠ト成タリ、若禁令有シ上改ズバ社頭トモニ焚毀有可者也、他所ニモ此類ノ鬼神ヲ云立テ奸ヲ行フ事色々有ト聞、出雲大社ノ龍燈、備中吉備津ノ宮ノ釜鳴等、鬼神ノ威令ニ託シテ巫覡輩ノ愚民ヲ欺キ錢ヲ求ルノ術トス、其外讃岐金毘羅、大和ノ大峰抔種々ノ靈怪ヲ唱ヘ、又稻荷不動地藏ヲ祀リ、吉凶ヲ問ヒ病ヲ祈、因テ醫者方角ヲサシ示シ、或ハ醫藥ヲヤメ死ニ至ラシメ、蛭子大黑ヲ祀テ强欲奸利ノ根據トシ、天滿宮ヲ淫奔ノ媒トシ、觀音ヲ產婆代リトシ、狐狸ノ妄談、天狗ノ虛誕、聊ノ辻神辻佛ニ種々ノ靈驗ヲ猥ニ云フラシ、佛神ノ夢想ニ託シ妄藥粗劑ヲ賣弘メ、男女ノ相性・人相・劍家相ヲ見ルノ類邪說橫流シ、

吾民ノ土木貨財ヲ費シ、何一ツ營爲スル事無、唯夥キ空民ト成民ヲ憔悴セシメテ、己レノミ肥フクレテ生ヲ完クスル事、豈憎ムベカラザランヤ、サレドモ猝ニ此ヲ除ントテ驅ルニ嚴刑ヲ以ストモ、迷溺深キ人心郤テ變故横出シテ、大ニ平民ノ害ヲ招可、今日夏秋ノ交ノ盛成勢ナレバ、隨分手ノ屆可程ハ其甚キ害ヲ抑ヘ除テ、穀帛資財ノ妄費ヲ減少シ、務テ吾教法學術ヲ明ニシテ生民ヲ肥ス可、其數ヲ盡シテ消滅ス可、嚴冬ノ天ハ何ノ時ニカ運來可、竊ニ是ヲ又後世ノ賢明ノ時ヲ待ノミ、國家ニ長タル人此意ヲ深體シ給ハヾ、長策ト成可ノミ

淫祠ノ事

一　古ヨリ華城ニテ賢君良臣ノ淫祠ヲ毀捨ラレタル例多、其儘ニ差置バ平民ノ害ヲスル故也、西門豹ガ河伯ノ婦ヲ娶ルヲ禁、三國ノ時ノ胡頴ハ出テ官ニ付、過ル所ノ淫祠ハ皆此ヲ焚、唐ノ狄果公ハ江南ニ使シテ淫祠ヲ焚毀スル事千七百所、宋ノ夏竦ハ洪洲ニ知タルニ、淫祠數百ヲ毀、巫覡廿家ヲ責テ農トナラ令ル等歷史ニ見ユル、我邦ニテモ神ノ代ニ素盞ノ八岐蛇ヲ斬セラレシハ、河伯ノ娶ノ類ナランヲ、談者其事ヲ神異ニスルノミ、山田春城駿河介ノコト成ラン

一　神祠ノ巫祝妖言ヲナシテ國守吏民ヲ溺惑セシヲ嚴ニ禁絶シ、妖言永絶ルハ文德實錄ニ見エ、前後ニモ尙又斯ル例モ有ベケレドモ、事湮滅ニテ傳ヌモ多カル可、王室ノ衰ヨリ巫祝家ノ說追々盛成、樣樣ノ淫祠天下ニ滿タリ、佛モ亦一種ノ神也、此二ヲ合テハ一向數限モ無事成可、其中ニ何ノ由緒モ無、

成輔相ノ方ヲ盡セバ、並行レテ悖ラザルノ道存セリ、是吾儒中ノ業也、斯迄廣大成人倫ノ中故、尊貴モ有、卑賤モ有、賢智モ有、愚不肖モ有、農工商賣ノ恒產モ有バ、游手空民モ有、游手空民既ニ多ケレバ、其中ニハ碁局・音曲ノ藝者モ有、俳優モ有、傀儡モ有、賣卜モ有、相者モ有、巫覡モ有、僧尼モ有、山伏モ有、虛無僧モ有、遊女モ有、乞食モ有、盜賊モ有、是皆吾儒人倫中ノ者也、イカニ害アレバトテ悉殄滅セラルヽ者ニ非、唯其泰ヲサリ甚ヲ除キ、邪ヲ押テ正ヲ害セシメザルハ后王裁輔ノ内ニ寓ス、是吾儒中ノ術也、此吾人倫中ノ一物ヲ引上テ、吾儒ト對シテ假ソメニモ儒釋ノ儒佛ノト云テ平視スルハ、豈識見ノ卑ニ非ヤ、先ニ異端邪說ノ國家ノ害ヲスルヲ人身ノ積氣ニ喩タリ、今又其生民ノ害ヲスルヲ蠹虫ヲ以喩可、林木ノ茂密ハ美ナレドモ、若鬱蒸スル所アレバ其勢必蠹蟲ヲ生ズルニ至、蠹ハ其木ニ生ジ、反テ其葉ヲ食ヒ、其實ヲ啖ヒ、其枝ニ巢ヲ掛、根ニ生ジテハ根ヲ痛メ、心ニ生ジテハ心ヲ傷ヒ、若多生ズレバ、本ハ必憔悴スルニ、己レノミ肥フトリテ生ヲ全スルハ憎可、サレバ是ヲ除ントテ枝ヲ切拂、根ヲタチ心ヲ割テ求メバ、蠹ハ盡ルトモ木モ隨テ枯可、故ニ能是ヲ處センニハ、夏秋ノ交蠹ノ盛成時、根株ハ先其儘差置、枝葉ニ手ノ屆程ハ蠹ヲ取捨巢ヲ打破、其甚キ勢ヲソギ得タラバ、林木ノ痛ム程ノ事ハ無、若時月ヲ經テ嚴冬ニ至レバ、一蠹モ殘ラズ皆死スベケレ共、是ハ時運ニ預ル所人力ニテ致難シ、釋氏ノ害全此ニ同ク、小康ニ世等生齒モ頗煩キニ、正教廢シ正學湮サレ、人道鬱滯スヨリ浮屠氏其弊ニ乘ジ、吾人倫ノ內ヨリ湧出テ、反テ人倫ヲ棄絕シ、吾民ノ穀帛ヲ耗シ、

スルハ、凡庸ノ曉易事モアレドモ、夫計ニテハ餘リ淺近鄙俚成故、禪學ヲ奥ノ手トシ、禪機ヲ以愚民ヲ悟道セシメ、眼一丁無テモ道ヲ得シトスルハ、大ニ人心ヲ害ス者也、奥義ハ禪ニ落レドモ、鄙近ヲ以手廣愚俗ヲ引入ル事ハ、一向宗ヨリ一轉シタル者也、其徒打寄信從ノ人ヲ集講習スルハ隨分然ル可、浮屠氏ノ說法ノ如諸方ニ無緣ノ人寄ヲスルハ有間敷事也、先年京師ニテ白河明府ノ時咎ニアヒタル事有シニ、其後今ニ至其趣自若タリ、是又事ノ序ニ裁抑在セラレ度者也

一 前條ニ追々異端排斥ノ方ヲ述ルニ付、序乍ラ陳ズ可事有、能言テ楊墨ヲ拒グハ聖人ノ徒也ト孟子ハ示サセラレ、異端ヲ攻討スルハ餘力ヲ遺スマジトハ朱子モ說レタリ、然ドモ世儒ノ識見或卑クシテ自ラ視事甚狹ク、常ニ吾儒ヲ以釋氏ト對シテ計較爭辨スルハ、後世釋氏ノ盛ニ成タルヲ習見テ、儒釋ハ天下ニ雙立スル者ノ樣ニ心得タル也、甚僻事成可、吾儒ノ道ハ聖人ノ道也、聖人ノ道ハ人ノ道也、人ノ道ハ則天地ノ道也、四海萬國迄一日モ離ベカラザル者、此道無レバ國恒ニ亡テ、異端ノ者モ是ヲ容ルニ地無、故ニ道ハ尊シテ對ナク、其大成外無、其小成內ナク、格致・誠正・戒懼・愼獨・一心ノ微ヨリ、國治テ天下平ニ、天地位シ萬物育スルニ至迄一ツヾキ也、列シテ五倫ト成、分テ四民ト成、布テ禮樂刑政ト成、冠婚・喪祭・朝聘・田獵・耕織・財罰・幣帛・饔飱・道ノ用ニ非ハ無、日月・風雲山川・草木・禽獸・蟲豸モ道ノ發見ニ非ルハ無、是皆吾儒中ノ道也、斯廣大成道故、歲年ノ內ニハ旱暵モ有、疾疫モ有、動植ノ內ニハ豺狼・鴟梟・毒草・蝮蛇モ有、皆吾道中ニ孕タル者ニテ、悉消弭シ盡サル丶者ニ非、唯后王裁

髮シタル僧ニ跡ヨリ給スル事故、定數ノ度牒ニ及ズ、唯官位有僧又ハ一寺一院ノ住寺タル僧ヨリ、定數ヲ遙ニ減ジテ牒費料ヲ納シメ、其外ノ緇流ハ一切官ヨリ下シ賜ル可、道心者・乞食坊主等ノ度牒支給ニ及ザル分ハ、皆髮ヲ立尼ソギトシテ法衣ヲ着ス事堅ク禁止在セラル可、右ノ事混雜重複セザル仕方ハ彼是ト有可ナレドモ、餘リ事煩碎ナレバ姑ク是ヲ略ス、數年ノ內ヨリ行レタル上ニテ、再ビ令ヲ下シ新ニ剃度御免有テ、度牒ヲ受ル上文ノ如ク成ベシ

一　右ニ述ル所佛氏・寺院・出家ノ三欵ニ付テ、尙又陳列セントト欲スル條件有ドモ、幸ニ家弟ノ私ニ草スル攘斥茅議一卷有、是能鄙意ト合テ箇條モ頗ル詳也、今其意ヲ取テ呶々スルニモ及ズ、其卷ヲ寫テ此編ニ付シ置ケバ、後ニ覽ル人有バ併セ按ゼラレン事ヲ請フノミ、序乍ラ云ハ、一向宗ノ門徒タル者、報恩講トテ廣ク人集スルハ有間敷事、右ノ茅議ニ論ズル如、其上此輩勸メト稱シテ報恩講ノ外ニ每度人ヲ集メ、其徒ノ宗意ニ熟シタル者ヨリ未熟ノ者ニ說聞シ、蔽惑ヲ益深カラシメ、又他宗ノ者ヲ勸メ曉シテ其宗ニ引入ル事也、其說甚卑賤ニテ何ノ學力モ入ザル故、是ヲスル者都下ニ甚多、諸國モ亦然ル可、秘事門徒・上藏門徒等云事每度有テ、官ヨリ嚴禁ノ有シ事成ニ、右ノ勸メモ是ニ類スルモノ、何分俗體ニテ佛旨ヲ勸ル事決シテ有間敷事也、今日目前ニテハサセル害モ無樣ニ見ヘテ、異日ノ大害ヲ釀スル事的然成ベケレバ、是モ嚴禁在セラレ度者也、又從來石田流ト稱スル學徒有テ、儒名ヲ以佛意ヲ勸メ、無緣ニ人ヲ集盛ニ行ル丶事也、一通リハ日用著實ヲ務メ、民生產業渡世ノ事ヲ主ト

一　虚無僧ノ本寺妙閑寺ハ何ナル由緒來歷ノ者ニヤ、自ラ武士ノ隱家ト稱シ、血刀ヲ提ケ込タル者ニテモ直ニ引受、本則ヲ渡修行ニ出ス由、夫故平生其宗ハ惡黨無賴ノ者ノ穴トスルト也、是ハ殷紂ノ逋逃ノ淵藪ト成シノ類ナレバ甚憎ム可者也、又其輩修行ノ先々ニテ狼藉ヲシ、無體ヲ云掛、米錢ヲネダリ取、假初ニモ喧嘩口論スル事每々聞及リ、是ハ其宗門ニテモ堅ク誡禁スル事ナレドモ、無賴子故曾テ用ヒズ、別シテ憎可厭可、是ハ追テハ其宗門禁絕モ有タキ者ナレドモ、先ハ有來タル者又ハ其徒モ他宗ノ如、格制多人數ニテモ無レバ、今其有姿ニテ論ズルニ、其輩ニ有髮ノ者多、是ハ伊蒲塞ノ類ニテ、眞ノ僧ニ非ザレドモ、既ニ僧ト名付袈裟ヲ掛レバ、出家ニ非トモ云難シ、譯ノ立ヌ事也、故ニ令ヲ下シ、有髮ノ者ハ袈裟ヲ掛ベカラズ、ケサヲ掛者ハ無髮タル可ト有タシ、此宗笠ヲヌガヌヲ法トスル故、ケサノ有無ニテ有髮無髮ヲ望テ分ル樣ニ有可、ケサ無分ハ本寺ノ本則ニテ其黨ヲ定メシム可、袈裟有分ハ本則ハ本ヨリニテ、改テ度牒ヲ受可、是ハ新舊ヲ論ゼズ一時ニ命ゼラレテモ、格別多カラヌ者故行渡ル可カ、若身貧ニシテ度牒金ヲ辨ジ兼ル者ハ、髮ヲ立テ袈裟ヲ止可、尤有髮ニテ僧ト稱スルハ當ラヌ事、此分ハ僧ニ非シテ僧ノ曹輩ト成者故、改テ以來文字ヲ虛無曹ト書可抔命有度者カ

一　度牒ノ事若行レバ、先見在ノ僧侶ニ給ス可事ニテ、夥キ人數煩雜成者ナレバ最初ニ令ヲ下シ、此後數十年ノ所年限ヲタテ、右年限ノ內新ニ剃度スル事ヲ堅ク禁ゼラレ、公領私領一統ニ僧數ヲ具ヘテ書出、本數ノ通空名牒ヲ頒チ給シ、其所々ニテ組ヲ分チ、名字年號等ヲ記シ渡ス可、此分ハ既ニ彼剃

可、夫迄ハ相續スルトモ優婆塞ノ體成可、此宗ハ親ノ遺跡ヲ繼、或ハ同宗ノ養子ト成類皆在家ト替リシ事無レバ、本人剃度ノ情願ト否ト問ニ及ザレドモ、他宗ノ例有バ十五歳未滿ニテ度牒ハ許ベカラズ、且又優婆塞ハ元來彼家ノ本色ナレバ何ノ碍リカ有ン、但其本寺又連枝ノ大寺ニテハ、幼年ノ得度等其家ノ事ニテ勝手次第タル可者也、必竟寺僧ノ得度ハ在家ノ元服ニ類シタル者也、先ニ論ゼシ如ニ、公家武家元服ノ年限十五以上ト云事若立タラバ、僧尼モ是ニ准ジ、十五以上ノ得度トキット定テ可成ベシ、

一貧民ノ信心ニ出家ヲ望ミ、又年老テ鰥獨成者世ヲアジキ無思トリ出家セント欲スル類ハ、無告ノ身分故奉加ヲシテモ度牒受可程ノ財料モ無分ハ、皆ソギ髮ニシテ寺中ニ托シ、雜役ヲ執テ其暇ニ讀經稱名抔シテ過ス可、度牒ヲ得ザル故剃髮染衣ノ事ハ決シテ叶ハザル可、是ニテ世ニ乞食坊主ト云者無ルベシ

一女僧山伏ハ云ニ及ズ、凡諸祠ノ社僧諸寺ノ坊官・菴者・願人坊主ニ至迄總ジテ剃髮シ、法衣ノ内一色ニテモ掛ル者ニ度牒ヲ受ザルハ無ル可、萬一度牒無者紛込バ、見付次第曲事ニ處セラル可、道中往來ノ僧モ由緒有、寺院ノ先觸ニテモ出スハ格別、其以下ハ關所又ハ海川舟着、凡番所在處々ニテ必度牒ヲ改、ナキ者ハ追返シテ通スベカラズ、道中ニテ死亡セル獨旅ノ僧ハ、死體ヲ法ノ通取片付、度牒ハ其所ノ官府領主ヘ收メ於テ度牒局ヘ差戻シ、局ヨリ本國ヘ知セ、遺跡ハ燒スツ可、若私ニ度牒ヲ匿置、又ハ竊ニ賣買スル者ハ、殘ラズ曲事ニ處セラル可

タリ、委ハ考難シ、又叡山ニ古牒ノ殘タル有ト聞及リ、果シテ然リヤ、黄蘗ヘ來リ住スル僧ハ定テ所持ス可、清國ノ度牒ハ來舶ニ命ジ取寄ルトモ、期年ニハ手ニ入可、同ハ古式ヲ存度者也、サレドモ制度通ニ載ル所ノ官名、並ニ唐紙ヲ五枚重ネ寸法抔モ大振ニテ、今ニ用ンニハ便利ナラヌ者也、故ニ今先愚意ヲ以其宜キヲ圖スルニ、紙ハ紙匠ニ命ジ、厚紙ヲ別ニ漉出サセ、文字印記抔ノ定メ務テ僞造ノ出來ザル樣ニスル事、大抵諸國銀札ノ如成可、中間ニ一條ノ空白ヲ留テ給スル時、本人・本國・在所・姓名・法號・父母ノ名號・年月日ヲ書シテ渡ス可、古牒ニ受業師・受戒師ヲモ記スルト聞タリ、是モ欠ベカラズ、扨牒ヲ給スルニハ京師江戸二ヶ所ニ限リ、場所ヲ取立度牒局トシ、官吏ヲ置テ管轄シ、天下ノ得度ス可者必自身罷出テ度ヲ受可、僧徒ノ勝手ハ惡カルベケレドモ、遠國ノ瞽者ノ若干官金ヲ齎シテ上京スルニ比スレバ容易成可、尤其本國ニテ地頭領主ヘ親族打揃ヒ願出テ、添簡ヲ得テ親族ノ内一人付添テ登ル可、斯大造ナレバ自ラ得度ノ者ノ少ク成可、是又紲押ノ一術ニモナランカ

一 世ノ人一子出家九族登レ天ノ妄說ニ惑テ、幼年ノ者ヲ剃度スル事別シテ有間敷僻事也、人ノ一生ヲ立替ル大事ナレバ、何分本人得心甘從ノ上ニ計ル可事也、夫ヲ何ノ辨ヘモ無内ヨリ押付タル者故、唯サヘ戒律ヲ守ラヌ僧徒ノ習成ニ、成長ノ上ニテ不法ノ多キ筈也、故ニ此事ヲ堅ク禁ジ、本人十五歳以上情願ニ決シタル上ニテ度牒ヲ給セラル可、是ニテ僧數ヲ減ズル事モ夥キ事成ベシ

一 一向宗計リハ子孫有者故、雖僧ニテ相續シ住寺ト成モ世ニ多シ、是モ度牒ヲ給スルハ十五歳以上成

太平打續ケバ、生歯日ニ繁ク賤民衣食ニ艱ムヨリ、信心モ歸依モ姑ク差置、渡世一遍ニ出家スルモ夥キ事也、又不律ノ僧ハ天下ニ滿タレバ、內産ノ生育ニテ生ナガラノ僧尼モ限ナシ、度牒ノ法立タラバ、是ニテ糺ス事尤端的成可、又度牒ヲ受レバ其度ニ官ヘ上納金ノ定有可、唐宋ニモ其制有テ一ノ國益ト成シ事也、凡賣買ノ諸株又山林川澤ノ民用ニ費ル物ハ、往々運上ノ定有テ官ニ納ル事ナレバ、增テ出家ノ人ノ四民ノ有用ノ內ヨリ出テ、無用ノ長物ト成、世ノ穀帛ヲ費シ、我身一分ノ安逸ノミヲ營ム者ニハ、其過料トシテ度牒金ヲ召上ラルハ、古代ノ夫里之布ノ遺法トモ成可、王政ノ意ニモ叶ヒタル事ナラン、度牒ノ過料ノ定ハ我邦ニテハ如何有シヤ詳ナラズ、宋ノ時ハ毎一紙ノ價百三十千有錢、百三十貫文也、南宋ノ時ニハ次第ニ增テ七百貫八百貫ニ至ルト云、是ハ餘リ過當ノ事成可、今日ニテハ大抵貧民ノ諸方ヲ賴アルキテ辨ズル程ノ高ニ定テ宜カル可、凡出家ノ人ニ生レ乍ラ貴キハ先無者、各戒業僧臘ヲ積タル上ニテ三綱迄登ル事、其始ハ皆沙彌喝食ヨリ出ル故、度牒ハ其沙彌ノ時ニ給シテ濟事也、唯生ナガラ貴キハ宮門跡准門跡ノミ也、此モ度牒ハ無ルベカラザレバ、得度ノ時ニ必官衙ニ其屆有テ衙ヨリ牒ヲ給シ、其謝トシテ官ヘ進獻ノ品有可、諸侯以下士大夫ノ子第迄出家ノ望アラバ、其例ニヨリ牒ヲ受テ貢獻有可、此官牒ヲ重ジテ等閑ニセザル也、斯アラバ天下ノ出家一人モ度牒ナキハ無ル可、其法益嚴ニ成ベシ

一　度牒ノ制、古代ノ式ハ東涯ノ制度通ニ、東福寺並駿州久能ニ殘タルヲ寫ノセテ、制度モ荒方見ヘ

奪ノ權ヲ以論ズル也、是天下ノ公道ニテ、一人ノ私言ニ非ザル也

一　一向宗計リハ在家ニ挾リ、妻子ヲ持公役ヲ務ル事、何モ在家ニ替リタル事無ニ、門堂計リヲ洪大ニ設タル事有間敷事也、夫故火災ノ節毎度大火ニ成事、此門堂ノカサ高成故也、已來ヲ禁ゼラレ度者也、サレドモ有來タルヲ取拂可ト有ナバ迷惑ヲスベケレバ、其分ハ姑差置、此後類燒ノ有時座敷造ニ廣ク建サセ、是迄ノ門堂ヲ堅禁ゼラル可、此ニテ火災ノ勢ヲモ大ニ除可、寺格ヲ云立、是迄ノ如是非トモ有タシト願者ハ地面ヲ賣拂、在町ノ離タル所ノ地ヲ求テ堂ヲ建可、夫ハ勝手次第ト命有テ可ナランカ

出家ノ事

一　華城ニテ私ニ僧尼ヲ度スル事ハ、魏晋以來モ禁有シ事ニテ、唐宋ニ及デハ別シテ嚴重成制ニテ今ニ及リ、人每ニ必度牒ヲ受テ後ニ出家ヲ遂ル事ニテ、是ハ南北朝ノ比ヨリ始タレドモ、唐玄宗ノ天寶六年ニ其制急度定リ、度牒ト名付ルモ此時ヨリ起ルト云、我邦ニテハ天寶ノ令ニ告牒ト有、是度牒ノ事也、元正帝ノ養老四年僧尼ニ公驗ヲ受ク、此公驗ナキ僧尼ハ還俗セシムト續日本紀ニ見ヘタリ、其後ハ告牒トモ公驗トモ云ズシテ、度牒ノ名ヲ用ラレタルハ、唐ノ制ヲ受タル成可、扨出家ノ願ハ本人ノ親戚鄉里ノ者ドモ一統申合テ出タル上ニテ、官ヨリ度牒ヲ給セラレ、私度ハ決シテナラザル事成シヲ、朝綱頽弛セルヨリ是等ノ事皆廢、勝手次第剃度シテ夥キ數ト成シ故ニヤ、最早制シ難キ事トシテ、武門ニ及デハ其制有事ヲ聞ズ、是ハ異端ノ害ヲ押ルノ第一番タル事ナレバ、此法ハ必有タシ、增テ斯

無額ノ寺院ヲ廢スル事三萬餘所ト有、其時僧尼輩並愚民ノ信從スル者ドモ大ニ驚噪ギタル事成ベケレドモ、後世迄皆稱シテ賢明英斷トシテ、誰一人急猝ナリトテ咎ル人モ無、況ヤ右ノ如クニ徐々トシテ廢絶有ニハ、物情モ穩ナル事成ベシ

一　織田氏ノ延暦寺、豐臣氏ノ根來寺抔干戈ニ及シハ格別ノ事、夫ナラデ寺僧ニ罪有テ寺破却ト云事餘リ聞及ズ、是ハ有可筈ノ事ナラン、顯諸侯ニテモ罪有バ改易有、子孫斷絶シ城郭邸第モ召上ラル、或ハ跡ハ立テモ邸第ヲ召上ラレ居城破卻有シハ昔モ今モ聞見ニ接セリ、又平民死罪ナレバ、田宅貲財沒收ノ事ハ常刑也、何トテ寺院計ハ然ラザルヤ、數十年前浪華南平野鄕大念佛寺住僧、贋綸旨ノ罪デ磔刑ニ處セラレシニ、寺ハ別條無、又多武峰トモ云、長谷寺トモ聞、奸僧相謀テ佛經轉讀ノ内ニ往生サスル奇特有トテ、人ヲ生ナガラ棺ニ入テ、僧衆讀經ノ内棺底ヨリ鎗デ突殺シ、直ニ火化シ金帛ヲ賺シ取タル罪ニ皆死刑ニ行ルニ、寺ハ別條無、近年府下ノ僧奸淫ニテ斬罪ニ處セラレ、府北ノ僧妖術ニテ遠流ニ處セラレシニ、皆寺ハ別條無、僧ハ子孫無者故、寬大ノ慈ヲ以罪ハ其身ニ止ル成ベケレドモ、後住ヲ置テ法脈ヲ傳レバ、俗間他姓ノ養子相續ト何モ替リタル事無レバ、刑亦其罪ニ從ヒ籍沒ノ科無ルベカラズ、兼テ諸本寺ニ嚴命有テ、已來右ノ類ハ寺破却致度者ナラン、成敗興亡ハ人世ノ習ナルニ、寺計ハ成テ又敗レズ、興テ遂ニ亡ザル事ノ樣ニ成タリ、夫故次第ニ多成タル故、斯ル便宜ニ兎角減ズル樣ニ有事切要成可、是覇術ヲ假テ强テ押ントスルニハ非ズ、天運ノ興廢ハ循環ノ理、王政ニテ刑賞予

一　總ジテ寺院ハ檀越ヲ恃ニシテ立行者ナレバ、施主盛ナレバ倶ニ榮ヘ、施主衰レバ倶ニ衰ヘ、施主亡レバ倶ニ亡ル筈也、施主ハ數百年昔ニ亡タルニ、其寺院計リキヨロリトシテ存ル事有間敷事也、南北京ノ敕願ノ寺ハ姑是ヲ置、京師搢紳家昔ノ繁華ト樣替リタルニ、其建立ノ大刹往々嚴然タリ、武門ニ及鎌倉ノ諸寺ハ言ニ及ズ、足利氏亡タルニ天龍・等持・相國・銀閣ハ依然タリ、細川勝元灰滅シテ龍安寺・臨川寺ハ自若タリ、豐家祀ラザルニ方廣依然トシテ、高臺モ未地ニ墜ズ、皆何レヲ檀越ト恃ム事可無テ、長ク存ルハ誠ニ怪ム可者ナレドモ、全國家ノ廣慈ヲ以故事ヲ廢セズ、曾テ舊惑シテ崇奉有ニハアラデ、止事ヲ得ズ假ニ檀越ト成テ、田祿ヲ給シ遣サルト云者ナレバ、國家ニハ美意ナレドモ、諸寺ニ於ハ冥加モ面目モトモニ無事成可、天下中此類ノ寺院ハ夥キ事成可、是ヲ殘ラズ前人ニ代リ承當在セラルヽハ、餘リ廣大無用ノ御費成可、國家ハ追々據ナキ新ナル經費モ起ベケレバ、斯ル無用ノ費ハ裁抑在セ給ンハ、即佛氏ノ所謂盛者必滅ノ理ニ叶可、故ニ天下ニテ先第一ニ勝元位ノ餘リ甚キ無緣ノ寺ノ古タル大地ヲ寄出シ號令ヲ下シ、御當代ニ由緒無寺ニハ追々廢滅仰付ラルベケレバ、當住僧一代切ニテ後住ヲ置ベカラズト有テ、其僧死スレバ田祿ヲ沒收シ土木ヲ撤シ、地ヲ民ニ與ヘ墾闢セシム可、夫ヨリ次第ニ名寺ノ分ニモ及デ、何卒十ノ二三ヲ減ジ度者也、出家ハ元來跡無者ナレバ、其身無事安穩ナレバ濟タル事也、是ヲ必後住ニ傳テ、何ツ迄モ存ヒ度ト思フハ皆名利ニテ、假ノ世ニイラザル世話成可、何分寺ハ信ズレバ建立シ、信ゼザレバ廢スルニテ濟タリ、周ノ世ニハ宗ハ一時ニ令ヲ下、天下

兩本門ト鼎立セント規ル、本門ハ是ヲ惜デ務メテ裁抑シ、キツト末寺ノ位ニ就シメントスル故、代々忿爭絶ズ、今ノ興門ニ至テ此事益喧シク、其末寺騷動ニモ及、一旦公裁有シカドモ寧謐セザル由、其勢必遠ラズシテ大獄起ル可、興門ハ代々鷹府ノ猶子タル故、御當職中是ヲ後ロ楯トシテ我儘ノ有シ抔云人有ドモサニ非ズ、鷹府モ興門ノ驕邪奸曲ヲ惜セラレ、一旦猶子ヲ取上ラル可トノ御沙汰有シヲ漸クワビテ濟タリト聞、夫故中々後楯處ノ事ニ非ズ、此程ノ事故興門元ヨリ宜カラズ、本門モ亦オトナシカラヌ趣聞及リ、何分異端中ニテ骨肉相食ノ變ニ至ル、此自ラ衰敗ヲ招ト云者ナレバ、國家ニ在テハ此ニ乘ジテ失ベカラザルノ機會成可、諸所末寺ノ事ニ付、百姓迄騷ギ立タル所モ有ト聞、是第一上ヲ憚ラザルノ擧動、其罪輕ニ非、雙方トモ嚴ニ黜罰在セラレ度者カ、是又彼熖天ノ患ヲ末滅スル一ノ方法トモ云可ニヤ

寺院ノ事

一　千有餘年立廣リタル寺院ノ數ハ、事モ夥キ事成可ドモ、城郭•村里•山川•林丘•人力ノ通ズル所、船車ノ至ル所寺院ナラザルハ無、此ニ費ス所ノ良材美石幾バクゾヤ、其中ニ住ル者ヲ立養スル所ノ米蔬布帛又幾バクゾヤ、國家ヨク往代ニ懲毖シ、新建立ノ事ヲ嚴ク禁制在セラル丶ニハ至當ノ事成可、夫サヘ色々僞冒シテ再興ト名付、新建ノ事絶ズ、惜ム可者也、是等ハ國法ヲ犯シタル者ナレバ、一番ニ諫刷ヲ加テ悉ク破却在セラレ度者也

モ漸ヲ以開明ス可、父老ハ舊蔽深テ回シ難トモ、子弟ノ分ハ一新ノ機必有可、此通懈弛無シテ三十年ヲ經タラバ、舊惑ノ父老ハ皆無ナリ、今日一新ノ子弟世ニ立樣ニ成テ、民財寳ヲ土芥ニシテ本山ニ施入スルハ大ニ減可、上文ニ云如、今ハ富民ノ施入往古程ニハ無由成バ、何レ太平ノ久敷恩光ニテ、ゲニヤ庶民ノ智モ少ハ啓キタル所無ニハ非ルカ、是ニ加ル正教ヲ以セバ、詩ニ所謂牖民孔易ノ方ニテ、何分ニテモ庠序ニ遊バ先中分以上ノ民、先ハ子弟ノ分ナレバ此勢ハ必然ノ事成可、賤民窮戸ノ分ハ平日教ヲ受ル間モ少ク、差タル開明ニ變ゼズトモ、所詮其者共ノ力ニテ本山ノ助スル事ハ出來ザレバ、下地窮ヲ催タル本山成バ、此年數ノ内ニ次第ニ舊焔末滅シ、是迄ノ宏潤モヤミ、彌陀ノ光モ薄ナリテ、愚民ノ駭悅モ自衰ベシ、是國家ノ長策トス可者ナラン、此ハ獨一向一宗ノ事ノミニ非ズ、彌文教振起シ禮義一世ニ明ナレバ、一朝一夕ニハ及難クトモ、積年後ニ佛氏ノ諸宗ハ皆何ト無衰絀ニ趣テ、今迄ノ樣ニハ非ザル可、是必然ノ勢也、歐陽子豈我ヲ欺ンヤ

一　一向宗ノ事ニ付序乍ラ議ス可ハ興正寺ノ事也、興正ハ元來佛光寺ノ隱居ニテ、本願寺蓮如ニ歸依シ、其末寺ヲ引連本願寺ニ付屬シ、本願寺ニテ此ヲ天下ノ末寺ノ卷頭トストイヘリ、是計ニテハ同攝家ノ猶子准門跡タル由緒聞ヘズ、此由緒ハ別ニ何ゾ子細ノ有シ事ナラン、又一說ニ此隱居ハ四代目永祿年中ニ准門跡敕許有シト云、然バ其時猶子ノ事モ初リタルナラン、既ニ准門跡猶子タラバ本山ト並タレドモ、末寺ノ名目ハ矢張存ト云、何レニモ興門ハ其由緒ヲ鼻ニ掛テ本門ニ屈下セズ、別ニ一本寺ヲ立、

其闕廢之時ニ而來此其受レ患本也、又曰、學問明、而禮義熟、中心有レ所レ守、以勝レ之、又曰、禮義者、勝レ佛之本也、是其要ヲ得タリ、愚ハ又是從一轉シテ一向宗ノ氣燄ヲ殺可ノ片法ヲ存寄シ也、抑此宗ノ張皇スルハ、本ハ我邦闕廢ノ虛ニ乘ジタル者ナレドモ、斯熾盛ヲ致ハ其本山ノ富饒ヨリ起ル、本山ニ差タル田祿モ無ニ斯富饒成ハ、全天下ノ愚民崇信シテ金銀ヲ抛テ、富豪ノ者貨寶ヲ施入スル事土芥ノ如スル故、富ハ萬乘ニ均キニ至也、朝廷衰細ノ時御即位禮ノ資用ヲ調進シテ、准門跡ヲ勅許有シモ富饒故也、准門跡タルヨリ代々攝家ノ猶子タリ、已ニ猶子タレバ、代々攝家ト婚ヲ通ズルモ皆富饒故也、門堂宏麗ニシテ佛具ヲ莊嚴シ愚氓ヲ駭悅シ、現世ノ天堂トシテ沈酣骨髓ニ徹スルモ亦富饒故也、何ノ宗學モ無、道德モ無、億萬人信ヲ取事由テ來所モ有ドモ多分ハ唯富ノ一字ニ歸スノミ、天下末派ノ寺院ニテ是ニ準、大方田祿モ無、然モ昏愚凡俗ノ僧成ドモ、檀越ノ厚施ヲ恃デ飽煖ヲ極ル事、他宗ノ及所ニ非、然ニ本山代々富貴ニ淫スルヨリ奢侈強ク成、表ハ寬濶替ル事無レドモ、內分少ハ窮スル兆見ヘタリト聞、又太平久敷故民心少ハ牖クル所有テ、施主ノ財寶土芥ニスル者以前程澤山無、本山府庫ノ充盈往時トハ餘程減タリト云、果シテ然バ是我乘可ノ虛成可、右ノ方法ハ迂遠成樣ナレドモ、前條ニ述ル如天下ニ學校廣ク設ク可ニ有、王政ノ功要ニシテ、異端ヲ排ン爲計ノ事ニハ有ネドモ、兼テ其功ヲ收ルニ宜シ、其師儒タル者孝弟禮義ノ道ヲ教諭スル餘力ニハ、福田利益ノ虛僞タルニ、三世輪回ノ妄誕タル天堂冥府ノ荒唐タル事ヲ反覆誨諭シ、一向宗旨ノ尤鄙俚淺近言ニ足ザル趣解說セバ、愚民ノ惑

徒一、信ニ其誑誘一、爭レ先往歸者數百人、事起ニ倉猝一、四境騷擾、逸史氏曰、甚矣異端之害也、寡人一聞ニ邪誕之說一、相率冥然、推ニ刄乎君父一、悖逆之辜、固不レ容レ誅矣、夫佛入ニ我邦一、千ニ有餘年于此一、其蠹レ國毒レ政莫ニ世無レ之、及ニ王室之衰一、叡山寧京之巨刹、動輙抗ニ兵於魏闕一、可レ憎之甚者、然亦唯姦僧猾釋、冒レ利訴レ屈、以姿ニ其狓猖一耳、乃至ニ列士大夫、一朝倒レ戈反噬、禽心獸行、若レ是之甚一、則振古未ニ之有一也、吁嗟上失レ道也久矣、其御レ世帥レ民、長鎗而已矣、大劍而已矣、禮敎蓁蕪、學術湮晦、夫人范然罔レ所ニ持循一、足利中葉、威力亦衰、妖妄之辭、投レ間橫出、搆ニ戊一揆之難一者、既三十年、時人慣見、或謂釋敎所レ存、名敎可レ廢矣、以致ニ今日大逆之變一、當初長ニ國家一者、不レ得レ辭ニ其責一矣、抑異一向之敎、其爲レ說也、淺膚鄙俚、無ニ足レ道者一、而其蠱ニ惑人心一、比レ他爲ニ尤甚一焉、蓋以ニ其單立ニ成佛報恩之說一也、亡學之人、皆能曉解、以ニ流俗自居一也、愚夫愚婦因易レ親、以ニ子孫繼續一也、天下人情常有レ所ニ繫屬歸嚮一矣、是以自ニ其肇祖一、至ニ於斯時一三百有餘年、其勢張皇輝赫、日甚ニ一日一、在昔唐時、蜀有ニ猱村一、其民剔レ髮若ニ浮屠者一、蓄ニ妻子一自如也、李德裕下レ令禁止、蜀風大變、惜矣夫、國家初時、無ニ德裕之見一、不レ能レ制ニ之於始一、而終以至下蕃衍盤互、未上如ニ之何一、今也其支派、布ニ滿郡國一、窮レ侈恣レ欲、傲然無レ所ニ施爲一、而萬姓傾レ貲奉給、仰以爲ニ活佛一、可レ怪可レ駭、吾懼三後世滔レ天之患、其必在ニ于此一也、」此滔天ノ患ヲ未滅スル一ノ法方有、先歐陽子本論ニ曰、「及ニ三代之際一、王政修明、禮義之敎充ニ於天下一、於ニ此時一雖レ有レ佛、無ニ由而入一、三代衰、及ニ王政闕禮義廢一、後二百餘年、而佛至ニ于中國一、由レ是言レ之、佛所三以爲ニ吾患一者、乘ニ

一　佛氏世ヲ誣ヒ民ヲ惑スノ説、後世諸宗ヲ分色々ト云ト立レドモ、就レ中此害尤深キハ一向宗也、是獨其説張皇シテ愚民ヲ引込手廣ク成タルノミニ非ズ、昔天文ノ比一向僧其富有ニ乘、世ノ大亂ヲ幸トシテ兵器ヲ蓄ヘ浪士ヲ招、信從セザル郡邑ヲ攻伏セ、劫カシテ其宗門ニ歸セシメ、夫故甚猛勢ニ成タル也、其比法華宗社人抔銘々ニ兵ヲ聚テ是ニ傚ヒ、或ハ雁金屋ト云、町人產ヲ傾ケ士ヲ致シ、兵ヲ擧テ所々ヲ攻略シ、一向宗ノ助ヲスル抔目覺敷事ニテ、是一向一揆、法華一揆、社人一揆、土民一揆抔名目立タリ、一揆ハ元來其徒ヨリ言出タル美名ニテ、外ヨリ稱スル醜名ニ非、後世百姓ノ蜂起シテ地頭ヘ嗷訴シ、在所ヲ亂妨スルヲ一揆ト呼ハ一轉ノ過唱ル也、時ノ武將ハ皆衰タル故ニ、是制スル事ナラヌノミナラズ、折ニ諸一揆ノ救援ヲモ求シ程ナレバ、其雄張跋扈至ラザル所無ヲ見可、誠ニ憎ム可、夫故終ニ參州ノ一亂ヲ引出シ、士大夫迄累代ノ主人ニ弓彎テ、一旦照公ノ神慮ヲ大ニ勞サセ給フニ至鄙撰ノ逸史ニカツ本末ヲ詳ニセリ、今其略ヲ擧ル左ノ如シ、「永祿六年冬、大君使三菅沼定顯築二佐崎一、饟儲未レ備、定顯巡レ邑徵發、歲歉無レ所レ獲焉、見下邑中上宮寺、有二募化齋糧一委積上、令三人謂二寺僧一曰、新城乏レ糧、一民不レ能レ給、姑貸レ此以副レ急、尋當二償還一、即命二役夫一盡レ數槃輸、寺係二一向宗一、一向其始祖曰二親鸞一、以二蓄レ妻茹レ葷、骨肉相續一爲二宗風一、嫡宗爲二本願寺一、在二大坂一、勢擬二王侯一、支流蔓二衍天下一、愚民崇信最甚、天正後一揆之亂、沿習成レ風、動輒犯レ上、寺僧於レ是發レ怒、與二本國同宗三寺一、議聚二門徒一、攻二菅沼氏一、劫二掠罄レ室而去、大君治二其罪一、斬二首惡一以徇、四方寺僧益怒、擧レ兵而反、士大夫多二其門

ハ皆暗君ニテ、賢君一人モ無、其愚昧成ヲ以身ヲ喪シ國ヲ失ニ至ハ、梁ノ武帝ノ如キ有、我邦ニテハ豐聰王首ニ是ヲ信、馬子ガ崇峻ヲ弑シ大罪モ分ツ所非ザランヤ、夫ヨリ歷々兎角此蔽惑タヘズ、追々色々諸宗分立、佛氏ノ言天下ニ滿タル事千有餘歲、王室ノ衰紲モ半バ是ニ因テ也、武門ニ及デモ北條禪法ヲ崇ビ、足利ニ五山ヲ重ンズル抔、誠ニ厭可事ドモ也、御當代ニ至シヨリ殷鑒ヲ愼セラレ、唯古ヲ存置セラルヽノ廣慈ト云迄ニテ、崇奉ノ事寥々タリ、誠目出度御事也、其已來ハ侯國ニテ英斷ノ君有テ、佛ヲ深ク斥ケラレシモ有タレドモ、隨テ撲テバ隨テ燃テ、其勢ハ自若也、愚ニ以是ヲ觀ニ、佛氏我邦ニ置ルハ、全ク人身ニ積聚癥結ノ疾有ガ如、此疾初生ヨリ有者ニ非ズ、少壯ノ比漸結聚シ折々差込ドモ、一身ノ元氣壯ナレバ、差テ苦ニ成程モ無、中年以後段々深ク成、或ハ食ヲ妨、或ハ氣分ヲ惱シ、或ハ痛テ悶絕スルニモ至、又ハ平日常病ノ人ノ樣ニ成テ快治ノ日無、其害ハ甚キ事ナレドモ、是デハ命ヲ失ニハ至ラズ、是ヲ無理ニ治ントテ、妄ニ猛藥用テ攻擊スレバ、病去テ元氣ヲ敗リ死ニモ至可、故ニ能治ヲ施ス人ハ常々身養生ヲ宜シ、積氣ノ起タル時鍼灸導引相應ノ丸散抔ヨキ程ニシテ置バ、程能治テ大害ヲナスニ至ラズ、病身成ニテ大壽モ保ツ可、千有餘年染籠タル佛氏ノ害、何トシテ一朝ニ芟除シ盡サル可ヤ、故ニ政治ヲ能シ國家ノ元氣ヲ養ヒ、折々起ル邪說ノ害ノ分ヲ去、甚キヲ押テ生民ヲ害スル事勿ラ令可、所詮平癒セヌ者迚モ、禁令刑法ノ鍼灸導引丸散ヲ怠ヌ樣ニサヘセバ、文治ノ業ヲ妨ゲ國脈ヲ危スルニハ至ズ、萬世長久成可、國家ニ長タル人此處置切要ナルベシ

リ改、主人タル者ヨリ自分ニ證札ヲ出シ、邪宗ニ非ル旨ヲ述、賴寺ハ何處何寺院ト云事ヲ急度顯シ、其同居人並下男下女ノ名元ヲ肩書ニ何宗々々ト一々記シ、人別多少相違ナキ旨ヲ認差出サセ、坊長里長ノ手ニテ前年ノ戶籍ヲ按ジ、其家ノ死生嫁娶等ノ增減ヲ正シ後獻ゼシメバ、寺ヨリ人ノ云次第ニ人別ノ多少ヲ記シ、主人同居下男下女迄皆一宗トスル妄ナル證札トハ雲泥ノ違成可、奴婢ハ他國當國トモ親元方カ主人ノ方カ一方ノ人別ニ入、重複ノ無樣ニス可、他國ニ徙リ住スル分ハ、暫ニテモ又終身ニテモ、其國所ヨリ送證文ヲ渡可、終身ノ分ハ本國ノ人別ヲ削リ、暫ノ分ハ先存置人數ノシメ高ニテ引去ヲ付テ算ス可、其徙リタル國ニテハ、送證文ヲ受取テ人別ニ入可、無證ノ分ハ逃戶ナレバ人別ニ入ベカラズ、凡是等ノ事ハ坊長里長ヨリ一町切一村切ニ取計ヘバ、常事ニテ何ノ六ケ敷事無、寺院ニテハ決シテ出來ザル事ナレバ、從來宗旨證文ノ踈鹵ハ知可ノミ、右ノ條目能行レバ事甚著實ニ成ノミナラズ、又浮屠ノ權ヲ奪フ事國家ノ大益也、平日浮屠氏ノ宗旨證文ノ事ヲ鼻ニ掛テ世ニ橫行スルハ、洵ニ憎ム可ノ甚キ者ナレドモ、一世恬然習テ常トスレバ、是ヲ憎ム者幾人ゾヤ、是モ又歎ズ可哉

佛法ノ事

一　佛法ハ天下古今大害タル事云ヲ待ズ、又イカ成凶惡不祥ノ者成ニヤ、後漢時初テ華城ニ入リ、楚王英首ニ是ヲ信ジテ、反逆ヲ以誅ニ伏ス、其以來歷年帝王ノ內佛說ヲ排シ、寺院ヲ廢僧尼ヲ禁ジタルハ皆賢君ニテ、闇君ハ一人モ無、ソノ英明周ノ世宗ノ如キ有、佛說ヲ信ジ堂塔ヲ建テ、僧尼ヲ度スル

人怪ト思者ナシ、享保御明君御時明鑒ヲ以四海ヲ照サセ給ヒ、此弊ヲ厭ハ敷思召タリシニヤ、寺請證文ノ事ヲ改サセラル可御事有シヲ、廟堂ニテ因循ノ議有テ其儘成シト云事、愚ハ幼ヨリ是ヲ先人ノ膝下ニ仄聞セリ、果シテ然リヤ、實ニ惜ム可機會也、總ジテ一時ノ權ハ格別ノ事、何分世ヲ棄テ家ヲ出ル身ニテ、國家戶口ノ公務ヲ掌ルヲ以永久ノ掌事トスル事、大ニ事體ヲ失タル者也、其上年經タル事故、宗旨ハ文具ノミニテ、唯功要トスルハ人別ノ事也、今日弊ヲ論ズルニ、都會地ハ寺町モ大抵町家ニ續キタレドモ、寺僧ハ半日檀越ノ家ニ往來スル者ニ非レバ、家內ノ人數幾バク有モ一向知可樣無、唯家富タル者ヨリ書付テ遣儘ニ證文出シ、坊長里長モ何ノ改モ無、唯一紙ノ證文ヲ目當ニスルノミナレバ、名有テ人無モ有、人有テ名無モ有、又他國ヨリ都下ニ來リ住ル、必其地ノ寺ヲ賴宗札ヲ受ル事ニナレバ、既ニ國ノ宗旨人別入、又都下ノ宗旨人別付バ、是一人兩宗兩名也、譬同宗ニテモ二寺證文ニ入バ、一人ニテ二人ト成ニ同ジ、又奴婢ハ家長ヨリ一々宗旨證文取置テ宗門色々有ヲ、家長ノ寺號上下何人、皆我宗門トシテ證札ヲ出バ、往々一人兩宗也、親元ノ人別ニ入乍ラ、又主人方ノ宗旨ニ入バ、是又往々一人兩名也、混雜ノ甚敷者也、坊長里長ハ何ノ糺モ無、其儘戶籍ヲ編テ官ニ獻ズハ、總計ニテ萬人有中ニテ、二千三千必重複セル虛數成可、大切ノ戶口ノ事ニ於テ、斯亂雜ニ有間敷事也、必竟何ノ辨モ無、糺モナキ僧寺ニ任ズルヨリ起タル事成可、實數ヲ改ルハ面々一分切ニスルヨリ慥成事無レバ、何卒享保中ノ上意ノ如、寺ヨリ證札ト云事ヲ止メ、借家ハ家主ヨリ改、家持ハ坊長里長ヨ

草茅危言卷之七

戶口ノ事

一　天下戶數口數ハ先聖王ノ重ズル所ニテ、孔夫子モ負版ノ者ニ軾シ給フト見ヘタリ、故ニ其改ハ大切ノ事成可、本邦大寶令ニモ戶令有、戶口帳籍ノ條目嚴重成事ニテ、京師國郡夫々官司有トハ、坊長甲長ニ及迄皆其人ヲ選デ、法制モ亦委曲ナル事成シ、其已來世ノ盛衰治亂ニ隨ヒ、諸事ノ張弛沿革モ有ベケレドモ、戶籍計リ慶元御治世迄モ差テ替リタルフシモ有マジ、唯寛永中天主教ノ一亂ヨリ事一變シ、邪宗ノ禁ヲ嚴重ニセラルヽヨリ、天下ノ人貴賤尊卑ヲ問ズ、佛氏ニ歸依不歸依ヲ論ゼズ、何ナリトモ佛氏ノ一宗ニ托シ、必寺ヨリ其宗門ニテ邪宗ニ非ル趣證札出サセ其驗トシ、又西土ノ愚民ノ迷溺ノ深キハ、諸寺ノ碩學ニ命ジ夫々ノ地方ニ下シ、教化シテ其宗ニ歸セシメ、夫ヲ用ヒズ邪宗ニ隨フ者ハ皆嚴科ニ處セラレシ故、天主教永ク殄滅セリ、一時ノ權宜ニ於テハサモ有可御事也、去乍ラ夫ヨリシテ僧寺ハ戶口版籍ヲ掌ル官司列ニ入タル樣ニ成、大ニ權柄ニ乘ジ、又民間ニテハ坊長モ唯寺ヨリ出セル一紙ノ宗旨證文ヲ集テ、人別帳ヲ編立ル事ニ成、別ニ口數ヲ改ル事無寺任セ也、爰ニ於テ天下戶口ノ權ハ悉寺僧ニ歸シタルハ、大ニ國體ヲ失タル事ナレドモ、最早百數十年常事ト成タレバ、誰一

以後ニ凶年饑歲有トモ餓莩ハ絕テ無程ニ成可、假令等閑成侯家有テモ、其民間ニテ擧行フ樣ニモ成可、一旦行レテモ彼治人無故跡ヨリ廢壞スルトモ、何分一度行レタル事ハ跡ヲ尋テ再興モ易キ者也、天下ニ飢民勿ラ令ルハ常平社倉ノ二ツニシクハ無、故ニ此二ツヲ並行レン事ハ、實ニ區々ノ至願至禱ト云

草茅危言卷之六終

侯家ニ絶テ無、右ノ宿弊中ノ事故樣々苦心ヲ述タル也、サレドモ今日御新政ノ美ニ侯國モ追々風化有バ、右ノ組立斯迄苦心セズトモ可成ベシ、故ニ右ノ一書モ今ニテハ大ニ事ソギ、節略シテ可成ベシ、夫ハトモアレ先比聞傳ニ、西國ニモ二三邑正ノ心有者云合セ、私ニ社倉ノ事ヲ組立、次第ニ同志ノ者モ多ナリ、一領ノ内八十ケ村高四萬石ノ所、此十年計リ追々ニ行渡リ、今ニテハ其法モ急度立、甚民間ノ益ト成樣ニ堅リシ故、モ早地頭ヘ申上不朽ノ事ニセントト、其陣屋ノ有司迄願出タルニヨリ、有司モ尤成事トテ早々其願ヲ取上、扨是ハ元來自分ニ存付タル事ニヤ、又何ゾ據据有テ致タル事ニヤト尋ニ付、答ニ大ニ據有事、先年不圖一書ヲ得テ傳寫シテ、夫ヨリ申合タル事ニテ、其書モ携來リタル由ニテ差出セバ、則鄙撰ノ社倉私議ニテ有シ由、草稿ハ外人ニ傳可事モ無ニ、イカニ流傳シテ寫取シ事ニヤ、彼有司暫留置テ披閲スルニ、先傳寫ノ誤字甚多ケレドモ其大意ハワカリ、末ニ賤名載タル故、有司ハ兼テ愚ノ虚名モ聞知タル人ナレバ、手簡ヲ以其誤字ヲ正クセヨト頼來リ、因テ右本末ヲ聞傳タリシ也、愚ハ初ヨリ何卒黎民ノ爲トテ存寄タル事、必シモ一侯家ニ私スルニ非ズ、サレバ何方ニテモ民益ト成タラバ本望ノ事也、併志タル方ハ空クシテ、思ガケザル所ノ用ト成シハ、秦韜王ノ詩「爲ニ他人ノ作ニ嫁衣裳ヲ」ナリト一笑シテヤミヌ、扨官ヨリ社倉ノ法ヲ行セラル可ハ、先一書ヲ撰シ其大綱ヲ載テ、委細ノ事ハ其處々ノ風習民俗ニ從テ潤澤ス可旨ヲ命ジ、天下ノ公領ニ奉行セシメ、其上ニテ侯國ニ普ク其法ヲ頒チ、又民間ニモ心有ン者ハ打寄云合セ、勝手ニ施行ス可命アラバ、天下一統ニ此事行ル可、

ノ違ニ由テ張弛ノ方モ有可、又ハ我城中ノ風習民情ニ因テ掛引モ無ルベカラズ、是ハ皆其人ニ存ス可、長吏タル人ヨリ民心ヲ體シテ其宜キヲ處セバ、中ラズト云トモ遠カル間敷事也、往歳愚モ何卒此社倉ヲ試タク、サル一侯家ノ爲ニ計畫セシ事有シ、何分社倉ノ元米組タツル事甚處シ難シ、領主ヨリ元米ヲ出シ捐テ取立ルナラバ、何ノ事モ無ルベケレドモ、是誰一人承當スル人無、又下ヨリ是ヲ出スト云ハ、從來上ヲ信ゼヌ民ナレバ、嗷々トシテ受ル者無ハ必定成故ニ、此元米ヲ初ニ取立ル事大ニムツカシ、且又其比ハ今ヨリ十六十七年以前ノ事ナレバ、舊習宿弊ノ最中ニテ、世間ノ勢少ニテモ地頭ノ利益ト言、サナガラ不正ノ議ニテモ先取上、唯民間ノ爲ト計リ云バ、空嘯キテイラヘモセズト云樣成事、右ノ侯家モ窮甚シケレバ、諸有司唯目前ノ急ヲ救フノ謀慮ヨリ外ハ無、民間ノ救ヒ後日ノ豫備等云事ハ、迂遠久濶トノミスル事ナレバ、右元米ノ組立ニ殊外悪慮ヲ勞シ、何分最初ヨリ領主ニ聊ノ損失無テ、少ハ目前ノ急ノ爲ニモ成、民間ニ一粒ノ損失無テ、元米自然ト出來立可ノ方法ヲ設、數年ノ後ハ凶饑ノ時、領主ノ救米ヲ待ズシテ生活ス可事、大ニ治ニ利益有筋ニ歸スル迄ハ、色々六ケ敷入込タル事書崩シ、書成テ社倉私議ト名付テ彼侯家ヘ獻ゼシニ、諸有司モ初ヨリ上ニ費ス處無故、サスガ理無トモセズ、尤成事トテ一二邑正ニ示シタル迄ニテ、誰一人施行セントモセズ、其儘箱ノ底ニ納リタリ、右組立ノ方法ハ其書稿ニ具ニ存ル故此ニ論列セズ、朱子ノ時ハ常平倉米別ニ有バ、其遊米ヲ官ヨリ借受テ社倉ノ元米トシ、追々餘米ノ出來スル時ニ折ヲ以還納スル事故、功ヲ成ニ易方也、今ハ其遊米ハ

ニ有タシ、是ヲ禁ゼラルレバ、是迄ノ事ニ掛リ居タル人戸ニハ正米ノ商ヲ命ゼラル可、侯邸諸倉ノ切手有者故、其切手ヲ取渡シテ商ヒスレバ甚實商也、又諸倉ノ米ニ甲乙有テ、倉モ次第アレバ、虚價ヲ立テバ商フ事ナラズ、一々切手ニ就テ常ヲ定ム可、是又甚ダ實商也、總ジテ商買ハ自分家業ノ外、貨物ニテモ自分ノ働ヲ以賤ク買テ貴ニ賣ル事其常ナレバ、切手ヲ以米ノ賣買スル事隨分當然ノ事成可、何分官ニ高下ノ權ヲ握ラセラルレバ、下民格別大利ヲ射ル事ナラズ、夫故產ヲ敗ル者大ニ少ク成、愚民ノ大益此事成可、又貧民ノ僅ノ商ヲセント思フ者モ、何分切手一枚十石ノ代金用意無テハ取掛ルベカラザル故、江戶堀ノ僅ノ鳥目ヲ持キテ、忽饑渴ニ迫ル樣ノ禍ヲ免ル可、是窮民ノ福ト成事也、不實商ノ大害成ノ委細ハ、第九卷ニ論ズベシ

社倉ノ事

一　朱子社倉ノ法ハ民間凶饑ノ救濟ノ法ニテ、初一分ノ計畫ヲ以其支配ノ縣邑ニ行レシニ、甚民ニ益有ヲ以、其門人友生抔ト處々ニテ是ヲ受行ヒ、漸ニ其法廣ク成シ故、朱子卒ニ建言奏聞ニ及バレシヲ、朝廷嘉納有テ天下ニ號令シ遍ク傳行レ、大ニ蒼生ヲ撫恤スル事ニ成タリ、サレドモ彼治人ナキニテ、其法ヲ受タル名自計リニテ、曾テ民ト成ザリシ所モ多カリシ由、是皆長吏ノ過也、我邦ニテモ會津・備前ノ良君ノ時施行有ト聞、其外賢侯ノ封內ニ行レシ事モ蓋兩三家有ベケレドモ其詳成ヲ聞ズ、是ハ官ヨリ行ハセラレテ天下ノ率ト有度者也、其法ハ朱子集中ニ詳ナレバ是ニ論列スルニ及ズ、尤地城時節

但年久シケレバ内外世故ニツレ、初ニ思フ私念モ生ズル者ナレバ、兎角年限ノ短キヲ良トス

一　常平倉米糶糴運漕ノ節、人夫方ノ船馬等ハ民間ニ募リ、入札ヲ以引受人ヲ定ム可、人夫迄皆賃錢定メニテ、是迄仲仕成者ノ竹筒ニテ米ヲ刺取事ヲ嚴ク禁ジ、倉下ノ小吏船ノ上乘シテ何方迄モ往來シ、侯邸ニテモ刺米ヲ許サズ、若御米俵ヲ竹筒ヲ以徘徊スル者有バ、矢庭ニ捕テ曲事ニ處セラル可、若刺取レヌヲ憤リ俵ヲ麁末ニ取ナヤミ、米ヲ態トコボシ抔スル者有バ、即座ニ鞭朴ヲ加ル程ニ有テ、ツヽホ掃ヒ抔云賤婦等堅ク追退ケラル可、右等ノ者ノ米ヲ耗スル弊風、序ニ是ニテ少シ裁抑ス可者也、尙此仲仕抔云者ノ頑弊ハ下ノ卷ニ論ズベシ

一　右運漕ノ用脚、年ノ雀鼠耗迄細カニ算セバ、餘程ノ失脚ニ成可、又大小吏士ノ役料扶助ニ、上藏役所追々ノ修覆有可モ、總計何程ノ事成可ヤ、抑常平ノ本意、價ヲ增テ歛メ價ヲ減ジテ散ジ、民其惠ヲ蒙リ農末公私トモ利スル所有シメ、上ニ利ヲ見ル爲ニハ有ネドモ、全體ニ下價ノ時ニ糴シ、上價ノ時ニ糶スルナレバ、年數ノ上ニテ大ニ國益有事ナレバ、右ノ如年々ノ雜費モ此國益ノ內ニ辨ジ、又或バ切手ヲ以富民ヨリ財用借上ゲノ事アラバ、相應ノ利息ヲ賜ル迚モ、是又右國益ノ內ヨリ優ニ給シテ餘リ有可、利ヲ以利トセズシテ、上下トモ利スル事成ベケレバ、是則義ヲ以利トスル也

一　常平ノ法大坂ニ於テ能行レバ、別ニ一ツノ大益有、此堂島並江戸堀ノ米相場不實商ト云者、是ニ因テ勢ヲ失フ可、不實商ハ大ニ風化ヲ傷リ、民心ヲ賊フ者ナレバ、其變敗ノ機ニ乘ジ停止仰付ラル樣

ル道理也

一　穀ヲ久ク貯ルハ糴請ニシクハ無レバ、京師・江都ノ官倉ハ隨分糴請多カル可、五六年目ニハ詰替ヲ命ゼラレ可ナラン、若常平ノ法ハ東土ニテモ行レテ宜クバ、大坂同樣成可、京師ハ大坂ヨリ常ニ運輸スル事ナレバ常平ニ及ズ、糴請バカリニテ宜シカラン、大坂モ平日糴請有ヨシ承リ及ベドモ、尙更數ヲ增テ攝・河・泉・播ノ近キ所ハ皆糴納ニ命ゼラル可カ、遠方ハカサ高ナレバ矢張リ米運トシ、天下ノ諸侯ニ兼テ糴請ノ令ハ下テ有ドモ、文具ノミニテ虛倉多ト聞ユ、糴請其令ヲ嚴ニシ怠勿ラシム可、常平ノ法ニハ有ザレドモ、其事ハ實ニ常平ト相關ル者也

一　常平司倉ノ職ハ別ニ其人ヲ擇ミ、長職兩人計リ任用在セラレ、二三年代リ等云程ニテ交代有可、小吏迄モ皆東土ヨリ帶領シテ至ルヲ要トシテ、此地ノ土着ノ小吏ハ一名モ雜ベカラズ、先ニ謂所ノ治法有テ治人無者此ニ有テ、府下ノ小吏御米手代等稱スル類ハ、勝手ヲ知リ功者ナリトテ任用アレバ、此輩惡習ニ重染スル事年久ク、近來御新政ニテ面ヲ革メタルモ、若信任ヲ得テ長官ヲ土地不案內ト思ハバ、舊疾發動シ欺罔百端ニ成、隙ニ乘ジテ奸ヲ圖ル處甚心元無、其人微ト云鼠害ハ同ク防閑深ク至ラザルベカラズ、此職ニ長ジタルニ何モ不案內ノ害無、頗ル筆算有テ時ノ豐凶ヲ察シ、糶糴ノ宜キヲ大概ニ計ル程ノ器識アラバ濟也、外ニ智力ヲ役スル事無、唯斂散ノ時公平廉直ニシテ、少モ私曲ヲ營マザレバ良吏トス可ノミ、長職ノ內一人宛交代有バ、次第ニ云送テ滯ル事無ル可、豈鼠輩ノ助ヲ假ンヤ、

六十目ヲ中價トシ、六十五匹ヲ上價トシ、年柄ニ從ヒ位ヲ立可、打續キタル豐年ニハ、五十目ヲ中價トシ、五十五匹ヲ上價トシ、四十五匹ヲ下價トス、歉年ニハ、七十目ヲ中價トシ、七十五匹ヲ上價トシ、六十五匹ヲ下價トス、打續タル歉年ニハ、八十目ヲ中價トシ、八十五匹ヲ上價トシ、七十五匹ヲ下價ト立可、扨秋成ノ比遠近ノ年柄ヲ揣リ、來秋迄ノ中價ヲ立テ觸渡、春ニ越テ尚又遠裔ノ樣子ヲ聞定メ、若前秋見定タルヨリ五穀ノ多寡相違有バ、又中價ヲ立替テ改メ觸渡シ有可、其上下二價ノ間ノ進退高低ハ民間ノ相場ニ任ズ可、若思ノ外年柄宜ク下價ヨリ內ニ入タラバ、官ヨリ少時價ニ增テ糴收アリ、必下價ニ復シテヤミ、若又圖ズモ年柄惡敷、上價ヨリ外ニ出タラバ、官ヨリ少時價ニ減ジテ糶散アリ、必上價ニ復シテ後ヤム可、中米下米ハ民間ノ相場ヲ見合、上米ニ准ジテ相應ノ差等ヲ立可ノミ、斯有バ米價高下ノ權常ニ官ニ有テ平民預ル所無、米商ハ常ニ中價ノ內外數段ノ地ニ低徊シテ、猝ニ大富ヲ致ス事モ無、又急ニ極窮ニ墜ル事ナク、物情モ自ラ靜謐成可、天下ノ穀カラハ斯有可筈ノ事ナランカシ、是迄モ初ニ官ノ儲蓄廣カラザレバ、歉年糶出ノ所自由成難シ、故ニ斯ル豐登ノ時ニ糴米ヲ隨分多シテ、年々ニ備ヲ益事第一着成可

一　倉米ハ久キヲ保チ難ケレバ、三年目迄ハ追々詰替有可、年々新穀ノ登ラザル內ニ時價ヲ以糶散シ糴收有可、舊穀ハ貴ク新穀ハ賤キ者故、此出入ニ差テ耗費スル所無ル可、舊穀賤ク新穀貴キ事アラバ、其時ノ處置モ有可、歉年ハ豐年ニテユリ合セ、常年セングリニ斯有ナバ、最初糴スルノ米ハ永久ニ傳

テ動カズ、官ニ百萬石皆糴セントアレバ、五萬十萬ニテ止ル樣ニ成可、是又朝三暮四ノ術ノ樣ナレドモ左ニ非ズ、人民ヲ皷舞作興スルノ方也、萬一皷舞ニ應ゼズバ、夅數皆糴收有可、斯ル腰ノ强キ事ハ誰カコトウセズシテ有可ヤ

一　大坂ニテ米ノ尤便利得バ、所々侯邸ヨリ米劵ヲ出シ是ヲ以通用スル故、商人互ニ其切手ニテ賣買シ、其度每ニ倉米ヲ轉漕スルニ及ズ、官ニ糴收有ニモ當分此切手ニテ濟タリ、海內ニ比類ナキ最簡極便ノ事也、故ニ常平倉ニモ米劵ヲ製セラレ、常平切手ト名付通用有タシ、此切手ヲ富民ニ預テ官糶ノ助トシ、又是ヲ引當トシテ民財ヲカリアゲ糶資トセラルヽナラバ、何レモ甘心シテ命ヲ奉ズ可者也、是莫太ノ便利ノ事成可、併劵法有バ種々ノ奸弊是ヨリ生ズベケレバ、初ヨリ俄ニ然ル可ト云ニ非ズ、常平ノ法能行レ、人皆信ジタ上ニテ、富民ヨリ情願ニ切手ヲ望ム樣ニ成勢有可、其時後日ノ弊ヲ能慮リ考ヘ劵法ヲ定ム可、侯邸ノ劵ハ十石一紙ナレドモ、此劵ハ官ト富民ト間ノ便ヲ圖ル耳ニテ、通例人戶ニ預ル所無レバ、百石ヲ一紙トシテ宜シカル可、其外奸ヲ防ノ法樣々有可、若奸吏ノ私ヲ以推テ富民ニ給スル樣ニ成、宋朝ノ靑苗錢ガ近世ノ御用金ニ類スル事抔有ナバ、大ニ誡禁ス可事也、何程良法ニテモ一ノ奸ノ字加テハヽ萬害是ニ乘ジテ蜂起スル也、恐ル可

一　常平ノ法ハ先年々米穀ノ中價ヲ官ヨリ定サセラル可、昔ヨリ云通リ、石一兩ト云者ノ中ヲ得テ、公私農末トモニ便也、天下公共ノ價ト云可、今日上方ニ銀極メノ積ヲ以テスレバ、大抵順年ニ上米石

ヨリ此地郷倉ヘノ運漕米ハ、皆々町人ノ買受ニテ追々飯米ニモナリ、又他國他所ヘ轉漕スル殘リ、冬分ニ越年米ト稱シテ平民ノ買持ニ成分、大數ニテ百萬石宛也、春ニナレバ追々米モ減ジ直モ騰ル故、夫ヲ目當ニ買持事成ニ、近年豐年續テ、春ニ成テ西國北地ノ米追々多ク積登シニ成故、米價益減ジテ損失多キ故、此買持ヲ恐テ手ヲ引者多ケレバ、穀ハ益多ク價ハ益下ルニ成タリ、今年又豐年ナレバ、官ヨリイカ程鞭策有テモ人氣ヘタリ、一向ニ買持ノ事埒明マジ、然處ニ其豐年ニ乘ジテ常平倉ノ設ケアラバ、先其冬ノ百萬石ヲ殘ラズ官ニ糴收シテ常平倉ニ納サセラル可、來年モ豐熟ナラバ又右ノ如糴シ、國ニ三年ノ蓄ナキハ國其國ニ非ズトイヘバ、三ケ年分ハ皆糴ス可、諸國ノ官邑ニテ常平倉ノ法ヲ以新ニ五千一萬ノ貯有テモ、夫ハ一向目ニ立ズ、夫ヲ其ノ所ニテ賣拂、其ノ代金ヲ大坂ニ集メ、一所ニシテ糴シアレバ、殊ノ外目ニ立諸國ニ響キ、目ザマ敷事ニ思フ可、米價忽登ル可ハ必然也、是ハ術ニ的ル樣ナレドモ然ラズ、天下ノ平糴ノ歸シタル大坂ニテ其權ヲ上ニ收ルハ、斯アラデハ濟ザル事是理ノ當然ニテ、曾テ術ナル事無、又平價ヲ登サントテ多ク糴收有バ、甚ダ實際ニテ是何ゾ術有ンヤ、扨三年ノ內ニ三百萬石ノ御買上トアレバ事モ夥キ事ナレドモ、是ハ先國家ノ大勢ヲ張テ斯云ノミ、其實ハ府下ニテ年來百萬石ヲ買持來リタル巨商大戶ノ分、春ニナリ價ノ下ルヲ患テコソ躊躇ハスレ、官ニ右ノ如ナレバ春價ノ上ルハ目前ノ事ナレバ、何トテ手ヲ袖ニシテ傍觀スベキ、年內ニ先ヲ爭テ買ハヤラス可、官糴ハ十萬石五萬石ニテモ濟可ク、初ヨリ五萬十萬ヲ糴シテ、跡ハ民ニ糴セヨト有リテハ敢

貴キ時價ヲ減ジ是ヲ糶シ、名ケテ常平倉ト云ント、常是ヲ施行有テ、民是ヲ便トスルト見ヘタリ、其後迂儒ノ僻論ニテ是ヲ罷ラレシカドモ、南北朝隋唐追々此法用ヒタル事見ユ、宋ニ至テハ天下普ク此法用ヒラレ、官民共ニ便ヲ得シ事ニテ、元明ニ及ンデモ其法施サレシ、サレドモ荀子ニ「有二治人一無二治法一」ト云ヒタルヲ朱子モ深ク賞セラレ、常ニ此語ヲ述ラレタル事本集ニ見エタリ、常平倉ハ寔ニ良法ナレドモ、歷代ニ益ニナラヌ事モ有リシハ治人ノ無故也、我邦ニテ古代屯倉ト云事有、推古紀ニ「毎國置二屯倉一」等紀中ニ處々多ク見エタリ、是ハ唯米穀ヲ貯置事ノミト見ユ、常平ノ法ニ非ズ、光仁紀「寶龜四年、以二天下穀貴一定二常平法一」ト有、此法ハ如何有シヤ、其外ハ詳ニ考ルニ遑非ズ、夫ハトモアレ今日廟堂ニテ心ヲ用ヒ、此法ヲ活用シテ擧ゲ行セラレ給ハンニハ其益深カル可、愚意ヲ以是ヲ圖ルニ、古今宜ヲ異ニシ、彼此勢ヲ殊ニスル者アレバ、假令聖人ニテモ一々寸分モ違ヌ様ニハ行ヒ難シ、常平倉ノ事等漢ノ世ニテハ邊郡ニ倉ヲ置ト云タルハ、今日ニテ天下ノ御代官所ニサキ〳〵ニ倉ヲ置タラバ、夫ニ類スル様ナレドモ其ノ儀ニ及ズ、唯大坂一ケ所ニテ濟可、從來天下ノ米穀ノ權ハ大坂ニ歸シテ三都ト云、是計リハ大坂ニ限タリ、是萬人ノ知ル處、今更ニ呶々ヲ費スニ及バズ、然ルヲ年來此米穀ノ權ヲ平民ニ托シテ、官ニ曾テ其柄ヲ持セラレザル事國體ヲ欠タル者也、今日諸國ノ公領ノサキ〳〵ニ倉ヲ置セラルル替リニ、大坂ニテ地ヲ擇ミ數十百棟ノ倉ヲ一時ニ建サセラレ、皆新川ヲ掘シ運漕ヲ自由ニシ、イカ程ノ米穀モ皆御買上ニ成可勢ヲ示サセラル可、是ニテ先米權ヲ一朝ニ官ニ收ム可、扨年々海內諸侯

計ルハ無用タル可、征賦ヲ放罷シ國家ニ利スルト云ハ激論成樣ニ聞ユレドモ、達人大觀スレバ其理燿如タル者也

一 近來節儉ノ御政事行レ有難キ御事也、此風化能達スレバ、列侯貴人ヨリ士大夫末々平民迄自ラ妄ニ費ス所無、物價ハ令セズシテ低ク成可筈成ニ、今日未然ラザルハ宿弊故習ニ引レテ、急ニ風化ニ徙リカヌル人多故也、此ハ姑歲月ノ外ニ竢テ遽ニ其効ヲ修難キ者有可、其中ニテ差當物價ノ害スルハ、都會ノ他ノ神社佛閣ニ華美ヲ好、無用ノ材木・瓦石・丹漆・金鐵ヲ費シ、青樓・華街ニ衣服・酒肉・薪炭・油紙・蠟燭等ヲ日々夥敷費ノ二ツニ有、青樓ハ京大坂トモ一旦裁抑有シカドモ、其跡又自若タル勢ト聞、此ノ二ヲ嚴令ヲ以黜斥セラレバ風化ヲ助ルノミニ非、現在大ニ物價引下ル樣ニ成可、劇場ノ侈靡モ亦然リ、是等ノ害ハ尙又第九卷ニ至テ論ズ可

一 大坂ニテ馬方船頭仲仕抔云者、町中ノ荷物ヲ任載シテ賃錢ヲ貪リ取、種々無法ヲ云カケ鳥目ヲネダリ取事夥敷事ニテ、諸商人大ニ是ヲ困ム、是ニ費ス所多キ故、夫々ノ貨物ノ價ヲ高クセザル事能ハズ、官ヨリ嚴敷此惡少輩ヲ禁敢在セラレバ、諸人ノ悅大ナル事ニテ、諸色ノ價モ自ラ低ク成ノ一助ト成可ハ的然也、尙又右ノ輩害ハ此又下ノ卷ニ及デ論ズベシ

常平倉ノ事

一 漢宣帝ノ時耿壽昌上言シテ云、邊郡ニ皆倉ヲ築、穀賤キ時ヲ以其價ヲ增テ是ヲ糴シ以農ヲ利シ、穀

違也、又流込ヲ嫌フ故家質不繁昌也、家質不繁昌ナレバ、諸商人金子ノ才覺出來兼大ニ窮スル也、斯差支へ多キ故、小富ノ民ハ自ラ家賃ヲ高クシテ其價ヒヲ取リ、縱ヒ家賃ヲアゲズトモ家ノ價安ク成テ、家賃ノサガラヌハ矢張高ク成ト同ジワリ也、貧民ニ家賃少シニテモ高クナレバ、我營ノ料ヲ高クシ是ヲ補ハネバナラズ、我營高クナレバ人ノ營貴ク成ハ相互ニシテ凡耳目ノ及處高價ナラヌハ無ニ至ル可、是ハ浪華ノ一府ニ就テイヘドモ、京都・江都ヲ始トシテ天下ノ公領ノ地皆是ニ類スル事ヤ、有可、天下中斯ル征賦ノ高目ニ見ヘ納ル所ハ夥敷事成ベケレドモ、官ニハ諸色皆御買上ノ事ナレバ、千種萬類數限モナキ品物ナレバ、斯高價ニテハ目ニ見ヘズシテ大費ノ有事、中々目ニ見ル征賦ノ高ノ能補足ス可ニ非ズカシ、是ニ由テ此ヲ觀レバ、物價ノ貴ハ天下一統上下共ノ通患ニテ、一ツモ益有事無、故ニ何卒前條陳ズル如金銀二幣ヲ釐正在セラレタル上ハ、數十年求立來リタル諸株ヲ停廢シ、諸運上ヲ一切恩免在セラレバ、物ノ價忽平カニ成、天下一統歡喜此上無ル可、寔ニ以國家ノ長策トス可也、紙屋抔ハ私ニ諸侯邸ニ對シテ立ル株ニテ官命ニハ非ズト聞バ、是別シテ一番ニ禁ゼラレ、諸國ヨリ登ル紙ハ、夫々ノ藏邸ニテ掛札ヲ以賣捌ク事米穀ノ如ス可、是ニテ諸家ノ損失無、紙屋ニモ相應利ヲ得可、他ノ株皆是ニ類ス、總ジテ株ニ離レタル者今迄ノ如大利ヲ射ル事ナラズトモ、小利ヲ得ル事ハ自若タリ、或ハ逸居怠敖シテ株計リヲ恃ミ居タル者、俄ニ窮スルモ有ベケレドモ夫ハ其者ノ油斷也、且一人ノ憂ヲ以億萬人ノ喜ニハ換難シ、又業ハ勤ルニ成テ、怠ルニ敗ル者ナレバ、勤メ立ヌ業ハ無、怠者ノ爲ニ

ハ重ク成ザル事ヲ得ズ、就レ中錢幣ノ輕キハ貧戸細民ノ大ニ困ム所ニテ、一旦物情モ穩カナラザリシ、夫故凡舟車・輿馬・人夫ノ僦直ヨリ街上負販ノ魚菜微物迄、昔ト一倍ノ價ト云程ニナリ、中戸又是ヲ困ム事ニ成タリ、又一ツニハ三四十年來諸株運上ノ事盛ニ起リ、其座ノ者ハ運上金ヲ辨ズル事故、物價高クセザル事ヲ得ズ、又其株ノ者黨ヲ結デ利ヲ專ニスル事故、益價ヲ高クシテ大利ヲ射レドモ、外人ハ屈ヲ受テ喫虧スルノミ、是ヲ如何トモスベカラズ、此ハ大中小戸一切皆困ム所也、一事ヲ擧テ云ハバ、先年楮木凶作トテ紙價踊貴セシ以來、年々不作ニテモ有間敷ニ、今以紙價ハ自若タリ、此其者ノ大利ヲ專ニスル故也、嘗テ此ヲ聞ニ、紙ノヨキ株一ツヲ持タル者終身營爲スル所無、逸居忘敖シテ數口ノ産ハ有ト云、大利ヲ專ニスル者知可也、其外諸株往々此ニ類ス可、近年御新政ニテ新規運上事ハ往々免許在セラレ、萬民大ニ肩ヲ息ル事ニ成タレドモ、數十年來ノ分ニハ其儘成類と多シ、此又一事ヲ擧テ云ハヾ、今ノ川浚金抔是也、元來是ハ往歳質家ノ座潰亂セシヨリ、幾程無其運上金轉ジテ此川浚金トナリ、府下止事ヲ得ズシテ命ヲ奉ジ、年々萬金ニ髣髴シテ差出ス事ト聞、寛永御上洛ノ時府下ノ地子錢ヲ恩免在セラレ、府民一統ニ感戴抃舞シテ、其拜謝ノ爲ニ鐘町ノ時ノ鐘ヲ鑄テ獻ジタル事其鐘銘ニ見ユル、右地子錢ニテ抃舞セシ事ナレバ、今ハ過倍ノ川浚金ニテ感額スルハ知可ノミ、尤是府下富民ト立タル分ヨリ出ル事ニテ、貧民ニハ預ル事無樣ナレドモ役割ヲ以家並ニ出レバ、小富ノ家ヲ持タル者迷惑ス、大中富モ夫故家ヲ買事ヲ好ズシテ家ヲ賣リ度思者多ク、家ノ價減ズル事先年トハ大

三十三國ニハ行レズ、初鑄ノ明和丁亥ヨリ廿五ケ年以來既ニ斯ノ如ナレバ、此後迚モ知可耳、何故ナレバ少量ニ中ラザルニ依テ也、東土ハ量ニ中ヌハ知レドモ便成ヲ悦用ヒ、大坂ハ便成ハ知ドモ量ニ中ラザルヲ厭用ヒザル也、斯ル御治世ニ天下ノ半ヲ分テ用不用有ハ、甚偏寶ニテ通寶ニ非ズ、扨細工モ磨モ甚アラコマ敷、錢背ハ波文モ段々減テ大ニ見苦敷ハ、今ノ當四ト成テスム程ノ事故其筈成可、若ヤ良錢行レバ、鍮錢ハ民間ノ相場當三トモ下ル可、夫ヲ押テ當四トセバ、良錢ノ相場下ルト云ニ成可、彼是トムツカシカル可、故ニ良錢行レバ鍮錢改鑄有テ、鍮ノ位宜シカラヌハ宜キニ從ヒ、渡リ重ネモ今少シ厚大ニシ、細工念入磨ヲヨクシ、打見ニモサテ〳〵見事成錢ト人皆云程ニ仕立、良錢ノ當四トス可、官ニ費ス處アレドモ、是ニテハ億兆ノ民允當ヲ稱シテ、西國ノ裔迄殘ラズ行ハル可、是則大ナル國益也、夫トモ度支ノ有司ニテ尚又イナミアラバ、是モ諸侯ノ助役命ゼラレ、鍮財ヲ官ヨリ給出アラバ容易ノ事成可、此錢文ハ明和通寶成可ノミ、若彼文モヤメニ成程錢ノ姿チト替リタラバ、是矢張寛政通寶元寶ノ內ナルカ

物價ノ事

一　先王ノ政ニ物價ヲ平ニスルハ欠ベカラザル事トス、近年諸色高直ニ付、士大夫平民皆是ヲ困ニヨリ、官ヨリ諸價引下ヲ命ゼラル事鄭重ナレドモ、兎角低クナラズ、此ニ二ツノ弊有、一ツハ前ニ條陳スル如ク、二朱銀興リシヨリ金弊大ニ價減ジ、濫錢出シヨリ錢弊俄ニ賤ク成タリ、二弊輕ケレバ物價

ラル、和漢同例也、御治世以來寛永ノ新鑄モ是也、寛永ノ文字ヲ萬代改ベカラズトノ事ニハ非カシ、寛永ノ文錢元文ノ元錢ハ、吹出ナレバ舊ヲ襲テ苦シカラズ、夫故背ニ文ノ字元ノ字有テ、其年號ヲ記認サセラレタリ、其ノ前後ニ追々新鑄アレドモ背ハ何モ無、或ハ小ノ字・佐ノ字・水ノ字抔有ハ、其鑄出ノ地名ニカヽリタル迄ニテ、其面ハ舊號ノ儘ナレバ、數百年ノ後ハ皆々寛永中鑄出トノミ心得可、是ハ號ヲ改レバ吹替ニ目立樣ニ成ト有司ノ堅ク心得ラレシニヤ、號ハ幾度改リテモ、舊錢ト並ベ行フノ令ニテ濟タル事也、寛永新鑄ノ時永樂通寳ト並行レシ類成故、實ハ新錢ノ度毎ニ其年號ヲ用テ舊錢ト並行フ可事也、寳永中ノ當十錢ハ量ニ中ラザリシ故ヤガテ廢シタレドモ、新規ニ吹出シノ事故、寳永通寳トノ文ハ其ノ正ヲ得ラレタリ、夫ニ付テ怪キハ見行ノ當四錢也、是ハ今迄曾テ無リシヲ、明和中始鑄ナレバ、其ノ年號ヲ用ヒラル可ニ矢張寛永也、イカ成譯ニ有ン解シ得ズ、大ニ後人ヲ惑ハシムル事ニ有ン、故ニ若ヤ右ノ新錢改鑄ノ事アラバ、文ハ何卒寛文元寳抔有テ面目ヲ改ム可、扨文錢ト並行フ可ト有ニ、何ノ碍ル事ノ有可ヤ

一　舊錢ノ内ニ銅質ニテ、形狀文字抔隨分宜シケレドモ輪郭少ク、或ハ輪郭ハ異ナラネドモ、形狀文字ノ品落タルハ皆濫錢ノ内ナレバ、悉ク鎔毀シテ新鑄ノ財トス可、鐵質ノ分ハ殘ラズ銷シテ塊トナシ、農器鍋釜ノ料トス可、是ヲ銅中ニ混化シテ新鑄ノ質ヲ損ズベカラズ

一　當四ノ鍮錢ハ便成者ニテ東土ニ遍ク行レ、西ハ京ニ至テヤム、大坂ニハ初ヨリ決シテ用ヌ故、西

獻様程ニハ無トモ、見行ト文錢ト輪郭形狀ヲ揃ヘ、細工ハ今一キハ念ヲ入テ見事成程ニ仕立可、或人曰、右ノ錢ヲ獻様ト云ハ非也、是ハ胎錢トテ新ニ錢ヲ鑄ント欲スル時、模範ヲ製スル爲ニ別ニ良錢ヲ數十百文作リ、泥ニ印シテ其泥ヲ乾シ、本錢ヲ鑄込ノ模トスル也、泥乾ケバシマリテ少ハ小ク成故、胎錢ハ少シ大ブリニ拵ヘ、磨礱文書尤念ヲ入ル事也ト、果シテ然リヤ、何レニモ此錢ハ今以官庫ニ存シテ其譯明白成可、愚拙ノ擬議ニ及ザル可ノミ、扨新錢ノ價ノ定メハ、相場六十目以上ノ金一兩ニ四貫文トタテ、一貫文代十五文目已上トシ、新錢一貫文ニ古錢一貫五百文ノ引替ヲ命ゼラレ、文錢並文字替リノ錢ハ新ト同通用ス可ト有可カ、今迄上方ニテ相場十四ニ滿ザル程ノ文錢ヲ、俄ニ十五匹ニ用ヨトハ人々駭ク可ナレドモ、元來十五匹內外ノ價ヲ持タル文錢成シヲ、濫錢ニツレテ大ニ位ノ落タリシハ、文錢ニ於テハ迷惑也、今ハ新錢ニツレテ本ノ位ニ返ルナレバ、何モ駭可ニ非ズ、文字替リハ僅ノ事故ニ、差テ高低ノ論ニ及ズ、世ニ錢ヲ多貯ヘタル者、新錢ノ位ヨケレバ、初ヨリ損失無ヲ知リ、又文錢ニテ勢ヲ得レバ、引替ニ難無ル可、無文ノ良錢ハ文錢ト同ク通用有可者ナレドモ、夫ニ輪郭ノ少小キ錢ヲ取交テ、奸僞モ生ズベケレバ、一旦通用ヲ禁ゼラレ、其足陌錢ヲ新錢ノ省陌ト引替ヲ命ゼラレ、其決壞有ハ皆銷化シ、完キ分ヲ漆ヲサシ磨キ直シ、天下引替ノ能行屆タル上ニテ、新錢ト合シテ出シ行レテヨカルベシ」

一　錢ノ文字ハ華城ノ古代ハ半兩五銖抔ト有、又ハ唐ノ始ニハ開元通寶抔別ニ錢ノ名ヲ命ゼラレ、我邦ノ古モ萬年通寶、神功開寶等別ニ錢ノ名ヲ命ゼラレシ事有レドモ、其ノ後ハ始鑄ノ時ノ年號ヲ用ヒ

生慈」ト有シニ、僧大幻ハ一時ノ碩學ニテ詩ヲモ能シタリシガ、右ノ詩ヲ傳テ大ニ激シ、是ヲ和シテ解嘲ス可由愚ノ識人ニ向テ屢云シカドモ、其詩ハ成ザリシト聞、其後大幻ニハ毎度出會シ心易ク有シカドモ、此沙汰ニハ遂ニ及バザリシ、是理ノ當然成事故、所謂二言ナキ所成可シ

一 方廣寺、智恩院ノ大鐘是大長物也、速ニ撤シテ錢財トス可者也、殊ニ方廣ノ鐘ハイカ成譯ニヤ、鐘鈕モワザト竪ニ付テ、始ヨリ撞レヌ様ニシタル者也、夫故撞木モツカズ、遂ニツカレタル事無、益々無用至極セル者也、夫トモ門主ヨリ鐘樓有ニ鐘無テハ如何ト有ナバ、樓トモニ撤シテヨケレドモ、或ハ木ニテ鐘形ヲ作リ釣置テ然ル可、所詮ツカヌ鐘ナラバ、金木奚擇ンヤ、智恩鐘ハ法會ニツック事成故、是又門主ノイナミ有バ、何方成ト廢寺ニ殘タル通例ノ鐘取寄テ需ヲ塞グ可、鐘サヘアレバスミテ、何モ大小ヲ論ズル事ニハ非ル可、高臺寺ノ鐘抔幸ノ事成可シ

一 見行ノ文錢ハ甚見事成製也、選出シテ貫指ノ一緡ニツナギタルヲ見レバ、寔ニ天下ノ通寶トモ云可者也、又文ノ字無テ同ジ位ノ良寶アリ、文錢ハ寛文中大佛鎔毀ノ錢ト聞、無文ノ方ハ却テ夫ヨリ前ノ寛永初鑄ノ錢成可、此兩品トモ必竟同類ニテ、文錢ノ方少シ勝リタルカ、總ジテ新錢ヲ吹ニ獻様ト云事有、様ハカタ也、此度此口ノ位ニ吹立ルト云カタノ錢ヲ官ニ獻ズル也、蠟形ニテ獻ジタル事モ華城ノ書ニ見エタリ、我邦ニテモ然ル由ニ先年如何シテ人ノ所持セシメタル文錢ノ獻様ヲ四五文計見シ事有シ、輪郭ハ少大ブリニテ、其細工トイヒ磨トイヒ、格別又見事成事ナリシ、今月若新鑄有ンニハ、右

其職司ニモ共ニ餘利有樣ニ圖ル事故、新錢ニ色々術ヲ設ケ、次第ニ濫惡ニ成モ其筈ノ事也、今此鑄費ハ大藩ノ公役ニテ是ヲ辨ジ、錢ハ吹立次第ニ官ニ上納シ、何モ新錢ニ利スル所無レバ、イカ程ノ良錢ニテモ十分ニ吹出サル可事也、尤新錢一度ニテ役ハ免ゼラレ、鑄局ハ官ニ歸シ、其後折々ノ追吹ハ官ヨリ辨ゼラレンカ、併世ニ錢數少ク、年ヲ隔テ又大鑄無テハ叶ハザル時ハ、又一藩ノ助役ヲ命ゼラルル前ノ如ク成可、錢背ニハ其藩邦地名ノ一字、又華號從テ目印シヲ勒スル事ヲ許サル可カ、是鑄司ノ規模ト成可、往歲濫惡錢盛ニ出デ、民間洶々タリシ日、家弟愚ニ告テ云、鑄錢ハ諸侯ノ助役ヲ命ゼラレ度者、サアレバ良錢自由ニ吹出サル可ト也、是先我心ヲ獲タルヲ喜ビ久シテ忘レズ、故ニ今其義ヲ敷衍スル事右ノ如シト云

一　南都並鎌倉ノ大佛ハ大無用ノ長物成バ、寬文ノ芳躅ヲ追ヒ悉ク毀銷シテ錢トス可者也、是等ハ愚民ノ耳目ヲ駭ス可事成レドモ、幸ニ名臣ノ故事有事ナレバ、今日ニテハ何モ顧慮ニ及間敷カ、愚ハ鎌倉ノ地理ニ昧ケレドモ、其ノ金像ハ孤座シテ堂宇モ無ト聞及ベバ、是ハ取拂タル儘ニテ濟可、南都ハ本堂有バ、方廣寺ノ前例ニ任セテ木佛ヲ作テ代ベキカ、或ハ泥塑カ、巨像ハ何レイラザル者也、其棟宇モ必竟ハ長物ナレバ、先空堂ニシモ差置、若其堂ヲタヽミ興福寺ノ廢地ニ引タキ等アラバ、其ノ意ニ任セテモ可成ベシ、衆生濟度ハ佛氏ノ宗トスル所也、金像ヲ銷シテ錢トスル程端的成濟度ハ無レバ、浮屠モ二言無ル可、愚ノ蚤歲ニ錢ノ事詠タル絕句ニ、「寬永行ニ新幣ニ、五銖輕重宜、金仙鎔毀日、始信濟

テ、他領へ出ス事ハ官ヨリ監吏ヲ置テ嚴敷禁ゼラル、ト聞、併右ノ如クナラバ、領内ヘ官錢ハ固クコバンテ入ザル可、大藩ノ事故此一領ニ官錢ノ通ゼヌ計モ、大成國家ノ御益也、一擧シテ彼此トモ病ニ至ルア、此計ヲスルヤ、速ニ令ヲ傳ヘ禁止有テ、止事ヲ得ズバ銀札トシテ、方泉ハ毀滅有度者カ

一　錢ハ年々破碎シテ、又ハ水火ノ變ニ消滅スル者、又右ノ如侯國ヘモ能散ズレバ、價モ次第ニ高ク成ベケレドモ、減少ノ儘ニ捨置バ民用ヲモカク可、隨分追々鑄出シ無テハ協ハザル可、サレドモ今迄ノ如ニテハ錢ノ勢遂ニ宜ク成ベカラズ、是一旦ノ官費ヲ顧ズ格別良錢ヲ鑄出シテ、大ニ民情ヲ鳩聚スル樣ニ在セラレタシ、總ジテ錢ハ水火ノ災ハ是非ニ及ザル事、唯人手ニ破碎スル程國土ノ費成事無、古來ノ良錢ノ分ハ今ニ依然トシテ替ル事無、僅ニ數十年來ノ惡錢ハ、今存ル者殆稀也、此妄費ハイカ計ノ事ナラン、上下萬民誰一人ノ益ト成事無レバ、是ヲ名付テ萬世不償ノ費ト云可、今日良錢ノ新鑄有ナバ、萬世不易ノ大寶ト成可故、其國益タルヤ大也、豈目前ノ一費ニ拘テ擬議ヲ容ベケンヤ

一　濫錢吹替ハ何分大造成事故、費ス所モ廣大成ベケレドモ、是ヲ容易ニ辨ズ可一方有、大諸侯ノ内土木ノ助役仰付ラル可年限ニ廻タルヲ擇ミ、其一役ヲ御免有テ、其替リニ鑄錢司ヲ命ゼラル可、總ジテ大藩ノ助役ハ廣大ノ費有事ナレバ、其替リトアレバ欣然トシテ命ヲ受、土木助役ノ料ニ比シテハ心易ク辨ズ可、官ヨリ都下ノ地ヲ區シテ鑄錢局ヲ開キ銅材ヲ給シ、淸廉ノ官吏ヲシテ監臨セシメ、務テ奸僞ナカラシム可、通例ノ鑄錢ハ其新錢ノ利潤ヲ考ヘ、鑄造ノ費ハ一切其利潤ヲ辨ジテ、尙又上ニモ

草茅危言卷之六

錢幣ノ事

一　先年以來何人ノ建議ニヤ、濫惡ノ錢盛ニ行レ、物價騰涌シ、下民一統難儀ト成シ、元ヨリ濫濫苦極ノ陶瓦等ヲ末トシ、鹿鐵ニ雜ヘタル者故、手ニ隨テ破碎シ、最早大方毀盡シタル事ナレドモ、下リ來リタル錢價故曾テ舊ニ復セズ、物價モ上リタル儘ニスワリ、民間領ヲ延テ錢價ノ復スルヲ待ドモ詮ナシ、是差當リタル宿弊成可、急ニ是ヲ極ンニハ先一策アリ、天下ノ侯國銀札御免ノ所在ニテ、九分以下ノ札殘ラズ停止有タシ、元來銀札ハ一匹以上マデ、一匹ノ母鈔ニ子錢ヲ率キ行フ可筈成ルヲ、交鈔務ノ役人引替ノ利ヲ貪ルヨリ、一分迄盡ク鈔ヲ用ル事成シナラン、夫ハ錢札也、銀札ニ非ズ、銀ニ一分二分杯ノ通用有可ハ濆シ、是ニテ錢ノ他國通用大ニ塞リタリ、子錢ヲ用ルハ民ニテ尤便成事故是ヲ喜ビ、忽諸國ニ錢ノ散ズル樣ニ成、其價ヒ矢庭ニ上可者也

一　仙臺ニテ濫惡ノ方錢ヲ鑄出ス事願レ官許有シヨリ、其藩中士大夫平民迄大ニ疾苦ノ事ト成シ由、國窮スルヨリ目前ノ急ヲ救ントテノ計成ベケレドモ、必竟ハ其國ノ長策ニ非ズカシ、其上泉幣ハ天下ニ通ズ可公器成ヲバ、私鑄シテ用ル事漢ノ鄧通ガ錢ノ類ニテ有間敷筈ノ事也、夫故初ヨリ一領切ノ約ニ

片一換ニ小判一両一ト有可、扨是ヲ表トスル事宜シカラン

草茅危言卷之五終

次ノ名判有タル成可、是天下ノ通用ニ非レバ、右ニテ豐家ノ製ニ別タセ給フ事ナラン、其時ニ在テハ寔ニ然ル可御事成可、故ニ慶長御治世以來豐金終ニ廢シ、東金專天下ニ行レシモ、最早有來リノ勢故、其儘用ヒサセ給ヘシモ一々理ニ當リタリ、其後金幣屢變ジ、今ノ金ハ曾テ光次ノ製ニ非ザルヲ、是計リ有來ニ成タルハ、其時有司ノ心付無リシナランカト思ハル、別シテ今ヨリ古昔金ヲ稱スルニ天正慶長抔唱テ、其金工ノ名ハ問所ニ非ズ、主トスル所時代ニ有テ、金工ニ非ザル事見ル可、故ニ追々新吹ノ金ヲ仰付ラルヽ時、何卒光次ノ名判ヲ削テモ苦シカラズバ、削テ以前初造ノ時ノ年號ヲスヱ度者也、今ノ金銀トモ文ノ字有ハ、元文ノ文也、是年號ヲ用サセラル可端見ヘタリ、迚モノ事全ク具ヘテ判金方金ノ背、並錠銀表ニ元文何年ト明ニ有タシ、判金ノ表ニ華押一ツ別ニ見ヘタリ、今ノ金工ノ判ニヤ、既ニ年號右ノ如ナラバ、此華押有テモ苦シカラヌ者カ、二朱銀ハ右ニ論ズル如ク若改鑄ニ成トモ、何分安永中ニ始リタル者故、銀座定是ノ四字ヲ削リ、安永何年抔有可カ、但是ハ年々改造ノ事ナレバ、直ニ寛政某年ト有テモヨカランカ、若年々追造アラバ幾年々々ト年ヲ追テ勒スルモ可ナランカ、一二朱背文ノ以ノ字顚倒ニアラネドモ、文字ノ語脉宜カラズ、南鐐ヲワキニ置、傍ヨリ評シテ云ノ言ニ成也、是ハ南鐐ヲ主トシテ言可事也、夫ニテハ以ノ字ハ八片ノ下ニ有可、筆者ニ其心得ナク、二句ノ準行ニ對スル樣ニスルガヨシト計ニテ斯ナリシト見ユ、若準行ニ對セントナラバ、南鐐八片小判一兩ト計リ有可、今右ニ云如ク此銀ヲ主トシテ斯ナラバ、チト子細アリ、南鐐ノ二字ヲ大書シテ、下ニ兩行ニ以二八

金子ノ中ニ取交ル故、入時ハ價ヲ減ジ、出時ハ常價ト成、爰ニテ私利ヲ營ム故、兩替ニテ二種ノ通用ニ障ルヲ喜也、此二ツトモ甚然ベカラザル事成バ、何卒改テ令ヲ布レ、右ノ二金勝手次第上納ニ取交ルニ嫌無ル可、兩替ニテ二言無通用ス可、若以後兩替ニテ二金ヲ彼是ト申者アラバ、早々訴出可、兩替ヨリ金ノ多少ニ應ジ、金主へ過料ヲ出サ令可ト有ナバ、此害速ニ消弭ス可シ

一　天下ノ通寶ニハ必其製造ノ時ノ年號有可者也、後世迄モ傳ル者ナレバ、幾千年ヲ歷ルトモ、是ハ何ノ時ニ出來タル寶ト紛ル、所無知ヌ可事也、夫ニテハ萬一散逸シテ外國ニ渡テモ、日本ノ通寶タル事明白也、是等ハ微事ト雖ドモ、國家ノ大體ニ係ル事也、然ルニ大小判金方金ニ年號ノ無コソ遺憾ナレ、其上右ノ三金並貳朱銀抔ニ、金坐銀座ノ名判稱號ノ有ハイカ成故實カモ知ネドモ、何トモ心得難キ事ナリ、總ジテ刀劔ヲ始トシ諸道具ニ至迄、上手名人ノ品有者ハ、作者ノ名ヲ勒スル事サモ有可事也、皆是一分ニ造出ス者故、人皆其名ニ因テ高下ノ品ヲモ定タル也、金銀幣ハ公儀ノ製造ニテ天下公私共ノ寶、何モ名ニ因テ甲乙ス可品ニ非ズ、然ルニ必賤民ノ名ヲ勒シテ通用スル事、國體ヲ失フニ似タリ、但是ハ今日ノ金幣ニ據テ云也、其源ヲ尋レバ譯有事也、序ニ是ヲ詳ニセン、昔ハ四角成ノベ金ニテ切遣ヒ成シヲ、足利ノ時砂金ノ二品ニ改ル、豐臣氏ニ至始テ大判小判ノ制有、我照祖關東御入國ノ砌、夫迄東土梗塞シテ豐家ノ新製幣關東迄ハ行レザル故、照祖陳請セサセ給ヒ、京師ヨリ金工後藤光次ヲ召下シ、別ニ大小判金ヲ鑄造シテ關東ニ行セ給ヘリ、其時ノ金ハイカ成者トモ知ネドモ、定テ今ノ如光

何レ民心ニ能信ズル程ニ有タシ、今ノ二朱ハ世ノ評ニ、八片ノ價四十八匹ニ當ルト云、然バ一片六匹也、實ニ斯アレバ大ナル違戾成故、改鑄ニ位ヲ論ズルモムツカシ、手短ニ目ノ增方ニシテ、十片ヲ銷シテ八片トスル程成可カ、夫ニテ金一兩六十目ノ數ニ叶フ可、然バ十ノ二ヲ減ズル故、萬金ヲ消シテ八千金トスルノ數ニ中レバ、目前官ニ大成損失有樣ナレドモ、金價是ニテ騰リ、物價自ラ降ル可、數年ノ內ニハ右ノ費ハ自然ト償フ可、且全體多スギタル二朱故、右ノ銷鑄ニテ總高ヲ減ジ、官ヨリ別ニ銀料ヲ出シテ其不足ヲ償セラルヽニ及バザレバ、是ニ何モ費ス所無、唯鑄造ノ用脚ノミニテ格別ノ大費トスルニハ至マジ、若銀座ニテ利ヲ失ヲ憂テ鑄造ノ事ヲ歎訴セバ、官ヨリ別ニ造錢局ヲ置セラレ、吏ヲ擇デ是ヲ職掌有座ノ人ニ干預スル事勿ラシメテ可成可、少ニテモ座ニ利有バ、必民ニ害有故也、且又若改鑄有バ、迚者事其序ニ形模ヲ急度方正成樣ニ有タシ、今迄ノ製ハ甚ヒヅミテ揃ズ、見苦敷方也、天下ノ寶ハ先打見ニ見事成樣ニ有可事也、一世ニ輕目金切金トテ通ゼヌ有、甚不自由ノ事也、又差問多キ事也、是官ヨリ兼テ令モ下リ、構ナク通用ス可トノ事ニテ、切金ハ二ツニ離ルヽ迄用ユ可、官命有ドモ兎角行レズ、此行レヌニ二ツノ子細有、一ニハ下ヨリ官ニ金子ヲ納ル時、有司ノ私ノ働トモ成故ニヤ、右二種ノ金ハ必斥ケラルト聞、是ハ自令シ自ラ犯スト云ニ似タル者ナレバ、民間ニテアヤブミ通用ニ碍ル也、又一ニハ士大夫以下一通ノ平民迄自分ニ金子ヲ受取時ハ、何ノ心付モ無夫ヲ兩替ニ遣セバ、右ノ二種ヲ云立テ價ヲ落シテ是ヲ取故ニ、皆々思ヨラヌ損失ヲスル事也、扨兩替ノ手ニテハ多ノ

リ益々鑄造有故、僅ノ年數ノ内ニ金數殊ノ外多ク成、其上二朱ノ位其量ニ少シ中ラザルニ、上國ニテ金價次第ニ劣リテ、一統ノ差支ヘト成タリ、竊ニ聞、今ハ廟堂ニモ右ノ弊ヲ知シ召、二朱ヲ廢シ度思召セドモ、夫ニテハ又大ニ人情ヲ動ス可、且見合給フナランカシ、或ハ跡ヨリノ鑄造ヲ停ラレ、又ハ追々鎔毀シテ銀錠トセサセラルヽ等巷説有、イカヾ有ニヤ、何分近頃金價ハ少シ登テ追々舊ニ復ス可勢也、是ハ天下ノ爲ニハ賀ス可事也、總ジテ幣ヲ作ルニ大道有、上ニ益無トモ下ニ損有シムベカラズ、上ニ利非ズトモ下ニ害有シムベカラズ、天下ニ布ノ寶ハ天下ト是ヲ共ニス可、焉ゾ私意ヲ其間ニ置可ンヤ、周易ノ下ヲ損ジテ上ニ益スルヲ損ノ卦トシ、上ヲ損ジテ下ニ益スルヲ益ノ卦トス、萬古不易ノ道要タルヲ見ル可、其上貨財ハ地軸ニ自然ト生ズル者ニテ、官命陶朱シテ數ヲ盡シテ官ニ納リ、民間ニハ曾テ漏泄セズ、又其中ニテ民生ニハ何ノ用ニモ立ザル金銀ヲ鑄冶シ、幣トシ世ニ流布セラルヽヨリ、公私ノ萬用ヲ濟シ、永ク天下ノ至寶ト成事、官ノ大利ト云可、故ニ鑄造ノ時ノ微利ハ問セラル可所ニ非ズ、又金銀一座ノ輩ノ鑄造ノ時、私ニ大利ヲ規テ幣濫惡ヲ顧ズ、天下ノ害ヲ貽事甚有間敷事也、且又幣輕ケレバ諸物ノ價ハ高ク成、公私共損失有、賤民別シテ是ヲ苦ム、幣重ケレバ諸物皆廉ニ成、上下トモニ便利ヲ得、貧民尤是ヲ喜ブ事也、此管仲ノ輕重ヲ貴ノ處ニシテ、獨リ覇術然リトスルノミニ非ズ、王道ニ於テモ又要務トス、故ニ銖銀ノ事右ニ論ズル如クナレバ、其儘行ルヽモ害有、又廢セラルヽモ如何成者ナレバ、何卒冀クハ改鑄在セラレ度事也、若然ラバ銀ノ位ヲ宜クスルカ、又ハ掛目ヲ増カ、

リ修ルノ料トス可、是皆多少ノ便ナラズヤ、又按ズルニ、此車ヲ今少シ大振ニ造リ、一兩ニ三人掛リトセバ三駄分ヲモ積、又長持ヲモ積可、或ハ中ニ駕籠乘物等人ヲノセ乍ラニ積、前後ニ挾箱・具足櫃・沓籠迄モ積可、旅人少シ見分ノ惡キヲ厭ズバ、人足六七人ノ處唯三人ニテ濟可、又宿駕籠ヲ取可時、一輛ニ四人乘バ人足八人ノ所、是モ三人ニテ濟也、豈大ナル便利ナラズヤ、又婦女抔ノ乘掛馬ニ乘事ヲ迷惑ニ思フ者多ク、駕籠人足ニテハ費ノ多キヲ厭フ分、若宿々ニ此車ダニアラバ、好デ是ヲ用ルモ多カル可、是モ又一ツノ便ト成可、長途幸ニ晴天續キ、川々何ノ難モ無ニ、行サキ人馬支ヘニテ大ニ日ヲ込、退屈トイヒ迷惑トイヒ、又其用脚モ餘程相違有事ナレバ、是ニ較テハ見分ノ惡キ位ハ、コラヘテモ宜シカル可、旅人能是ヲ用ヒバ、所々ノ驛場ニテ人馬支ヘノ時ノ世話ヲ助リ、人足利ヲ得ル事多クシテ、寔ニ兩便ノ事トス可、是愚ノ專利ヲ圖ルニハ非ズ、皆事ノ宜キニテ、易ニ所謂義ノ和ナル者也、天下公私トモニ利ト云フ可ノミ

金銀幣ノ事

一　今日行ル處ノ金銀二幣ハ、甚輕重ノ宜ヲ得サセラレ、數十年來上下通用聊モ碍ル事無、誠ニ永久ノ御事成可、然ルニ近來東士銀ヅカイニテ銀甚貴ク成、上國金相場殊ノ外下直ニ成タル事、公私トモ大ニ失墜、平民モ大戶・中戶迄甚迷惑ノ事ニ成タリ、是ハ他ニ非ズ、安永中二朱銀ノ幣始テ銀ヲ金ニ換テ用ヒラレシヨリ起リタル也、元來二朱ハ便利成者ニテ、民情ニ能合テ三都ニ滯リ無流布シヌレバ、官ヨ

一　上國ニ平地任載ノ小車有、京師ニテ地車ト稱ス、是ハ泛稱ニテ的切ナラズ、大坂ニテヘカ車ト呼ブ、何ノ義タルヲ知ラズ、江都ニテハナキ由ニ聞リ、果シテ然リヤ、其形狀小クシテ板デ造タル兩輪ヲ用ユ、輪ノ徑リ三尺ニ近カル可カ、輿ハ平カニシテ前後長ク、前ノ端ハ自ラ兩轅ヲナセドモ、轅モヤハリ輿ノ內也、木石ヲ運ノ用トシ、夫ヨリ他物ヲモ積廣ク用ヒ、一推一輓二人ニテ濟ム、輕任ハ一人ニテモ辨ズ、甚簡易便利ノ器ト云可、ヘカト名付シ事、愚意ヲ以是ヲ推スニ、此車手ヲ放セバ前後軒輊シテ平カニ成テ居ル可抔ノ類ニテ、下ニ置ズト云ヨリヘク車ト呼タルガ、一轉シテヘカト成シカ、又ハ狗ノ子ヲヘカト云和訓有、世ニ形狀ノ似テ然ラザル者ヲ狗ト呼ブ、狗蓼・狗山椒ノ類是也、此車ハ任載ノ牛車・大八車抔ニ似タル故狗車ト云可ヲ、ヒネリモヘカト呼ニヤ、愚ハ新ニ意ヲ以別駕トスルノミ、通用ノ文ニハアラズ、夫ハ兎モアレ、愚ハ又創意ヲ以テ此車ヲ道中驛次ノ人馬不自由成所ニ用ヒ、或ハ宿々ニ皆用意シテ人馬支ヘノ時ニ出シ用ヒ度者トス、二駄分ハ心ヨク一兩ニ積可、諸侯ノ往來抔ニ家中ノ乘掛ヲ二駄分前後ニ積テ、中ニ兩人並座シ談話ヲシッヽ行ル可、雨天ニハ荷ヲ平カニ、中ヘ兩人分レテ其上ニ座シ、乘掛合羽ヲ用ユ可、川有所ハ淺キハ其儘ニテ渡ル可、チト深キハ荷ヲオロシ、車力ノ者カツギ渡リ、人ヲモ負渡シ、空車ニテ通ズ可、荷ノ積卸モ馬ト違ヒ簡便ニテ、又兩人有バ猶更手間ノ入事無、車力モ肩背ノ勞ヲ省キ、駕籠ヲ舁、徒荷ヲカツグヨリテ勝手成可、賃錢ハ一兩ニテ一駄半程ノ定ナラバ、旅人モ人足モ共ニ利有可、驛場ヨリ少シ宛ノ掛リ者ヲ賃錢ヨリ取、車ヲ作

末ニ及螺纒シテ昇リ、圓木ノ巨細ニ從ヒ、漕ノコウバイノ分量有、板ヲ以テ齒ヲ造リ漕中ニ密比シテ、齒ノ高サ數寸圓形ヲ存、其上ヲ板ニテ包ミ、滲漏ナキ様ニシテ、形外ハ一大筒ヲナス、上下ノ筒ハ螺纒ノ事故、其四分ノ三ハ自ラ塞リ、其一ツ自ラナ、メニ一孔ヲ通ズレバ、下孔水ヲ吸テ上口水ヲ吐ノ設ヲナス、別ニ雙柱ヲ立テ、一柱水ニ有、一柱陸ニ有、ナ、メニ筒ヲ架シ、軸梢ニ手ヲ付テ運轉スルコト龍骨車ノ如ナレバ、下孔ヨリ入タル水、次第ニクリ上テ上孔ヨリ出ル也、龍骨車ハ水ヲ引勢ヒ烈敷、水モ多アガレドモ跡ヘ戻ル水モ又多シ、又兩人掛リテ力ヲ勞スル事甚ク、少ク撓メ水ヲ皆流落テ用ヲナサズ、此車ハ唯一人ニテ然モ力ヲ勞セズ、勢ハ緩キ様ナレドモ、筒中ニ入シ水ハ殘ラズ上出シテ、一滴モ跡ヘ戻ラズ、又龍骨車ハ力ヲ用ル事多キ故、五六人モ手代リ無テハ終日用ヒ難シ、此車ハ力ヲ勞セヌ故、唯一人ニテ終日勞ル、事無故、數筒並テ數人掛リタラバ水ヲ得ル事幾倍成可、又龍骨車踏車ノ類ハ下ニ水多無テハ功ヲ施難シ、此車ハ下ニ僅ニ筒口ヲ容ル程ノ水アレバ、其水殘ラズ引上ラル可、故ニ上ニ段々水溜ヲ拵置、數筒ヲ連ネテ是ヲ引ケバ、少シノ水ニテモイカ程高キ所ヘ取事モ自由也、是旱暵ノ時大益成可、今此車數十百ヲ製シ農戶ニ給シテ用ヒサセ、民其利ヲ知テ面々ニ作リ用ル樣ニ成ナバ、其益鴻大成可、唯民ハ與ニ始ヲ慮ルベカラザル者ナレバ、始ニ上ヨリ給セズシテ、令シテ造ラシメテハ行レ難カランノミ

別駕車ノ事

モ是ヲ助ル事自由成可、此外ニモ色々十全ニ渡リ越可曲折有ドモ、餘リ事煩シケレバ姑略ス、何分此事能調ラバ、御狀箱ニ昏テ遲滯ナク、國家ニ於大ナル御爲成可、是ハ國用ノミニ非ズ、軍用モ大ニ益有可、凡浮沓ハ一人是ヲ掛レバ、兩人ニ取付セテモ昏テ沈ヌ程ノ力有、夫故具足ノ上ニ掛テモ、赤身ト差テ替ル事無ル可、又騎將ハ別ニ少シ大ブリ成ヲ造馬ニモ掛、自分ニモ浮沓ヲ掛乍ラ騎レバ、水中ニ落馬シテモ沈ム事無、軍兵ハ長柄ヲ棹ニシテ渡ル可、敵ノ大河ヲ隔テ、陣取テ、舟ヲ燒、橋ヲ斷テ萬全ナリト思フ可時、其不意ヲ打テ一軍サツト水ニ打入、快ク押渡リ岸ニ上レバ、直ニ長柄ヲ取直シ鎗合ヲ始ム可、味方ニ少ク透間無レバ必勝利ヲ得可、萬一敵多勢ニテ我後軍續カズ、利非ズシテ引返トモ、又其儘川ニ打込ル丶ニ、敵ハ水深クシテ追討事モナラヌニ悠々トシテ引取可、是進退トモニ大利有可、唯鎗刀ヲ遣フニ浮沓カセニ成、少シ妨有ベケレドモ、平生熟練シテアラバ此害モ無ル可、國用軍用トモ熟スル所ニテ其益ヲ見ル可、五穀ノ美成サヘモ熟セザレバ稊稗ニ如ズト見ヘタリ、萬事皆然リ、豈唯浮沓ノミナランヤ

龍尾車ノ事

一　龍尾車ハ武備志ニ見ユ、往歲家弟其製ヲ考テ試ニ少ク造リ見シ事有シ、低キ所ノ水ヲ高キ所ヘ引上ル道具也、軍中ニテ用水ヲ貯ル爲ニ用ヒ、移シテ農務ニ用テ甚便ナル者成可、其制一圓木ノ長サ六尺計成ヲ軸トス、其上ノ長短ハ意ニ任ス可、此軸ノ木ノ本末ヲ少殘シ、ナ丶メニ漕ヲ鑿チ、本ヨリ

外ヲ實シテ、漆塗或ハ熟皮ニテ罩メ漆ス、ツトメテ物ニフレ損ゼズ、水ニ入滲入ナカラシメ、大一筒長サ二尺許、小二筒長一尺一寸計、高ハ皆四寸餘トシ、形ハ頂底平直ニ、側ハ皆内ニ向テ少シ曲リ、布嚢ヲ以是ヲ盛テ、大筒ヲ中ニシ、小筒ヲ左右ニシ、大小交接ノ所嚢ニ紐シテ是ヲシメ、左右ノ嚢ノ麻繩ニテ括リ、端ニヒモヲ長ク付、人々赤身ニ是ヲ着シテ、一大筒背當リ、兩小ツ、左右ノ乳ニ當リ、ヒモヲ胸ニテ交ヘ後ヘ返シ、左右ノ肩ヨリ又前ニ取、同ク結付テ下ヘサガラヌ樣ニスル也、扨水中ニ飛入シムルニ、イカ程高キ所ヨリ飛タリトモ聊モ沈ム事ナシ、水心曾テ無者モ立身ニテ泅グ事自由也、試ニ水中ニテ强テ仰ギ强テ伏シ、左右色々傾キテモ、頭面ノ水ニツカル事曾テ無、池中海中ニテ試ルニ意ノ如ナラザルハ無、唯河ヲ渡ルニハ、浮沓ニ水セキカヽル故突流サレテ、遙ニ河上ヨリ餘程ノ川下ヘ流渡ニ無テハユキ難シ、流レ早ケレバ竹竿ヲ以棹差テユク可、サレドモ水心無者ハ、其棹ヲ水ニシブカレテ自由ヲナシ難シ、又水練ニ達シタル者ハ浮沓甚妨ニナリ、殊ニ棹ヲ持テハ心能渡レズ、唯川ヲ泅ギ越ト云計ニテ、衣服佩刀等持渡ル事ハ所詮出來マジケレバ、渡リ得テモ用ヲナシ難キ事有可、何卒水ニ熟スル人此浮沓並棹サス事ニ熟練セバ、大ニ益ヲ得ル事有、川々滿水ニテ船モ川越モナラザル時、官郵ノ御狀箱等通掛リタルヲ川留ニ及ズ、其時ノ爲ニ桐ノ木ニテ小キ船ノ形シタル者ヲ造リ置、御狀箱ヲ中ニ括リ付、當人ノ衣服佩刀拵ヲ其傍ニ繋縛シ水ニ泛テ、細引ヲ以腰ニ結付、浮沓ヲ掛ケ棹差テ渡ル可、不虞ヲ圖ラバ三人モ一所ニ渡リ、細引三筋ヲ以銘々ニ右ノ舟ヲ結付ナバ、一人誤テ流テ

砂流込、又々通船ノ碍ト成事有、川々ノ寄洲ハ何ツモヨル場所凡極リ有、川々ハ洲ノ有ニ依テ水尾筋立テ深キ所有、寄洲ハ川ノ姿ニテ兩岸迄皆深ク成ト云ハ無事ナレバ、水尾通ノ内ヘ寄洲ノ出張テ、水尾幅狹ク成タル所計リサラヘ、通船サヘ出來レバ事足ヌ可、扨川々不斷ニ浚ヘ上、安治河、木津河ノ兩川口ニ定浚ヘヲカケ、永代浚ヘ滯リ無樣ニ致サバ、大坂中川々ノ流水自ラ滯リ無、川下掘サグレバ川上ノ土砂川口ヘ落込故、其土砂日々定浚ヨリサラヘ取テ、自然ト大坂中川々ノ水行宜敷、川底サガリ寄洲少ク成道理也、此兩川口ノ先ハ海表ニテ土砂流レ出タラバ、皆海底ニ落込可ト人皆思ケレドモ、大ニ然ラズ、海中ヘハ河筋ヨリ吐出タル土砂受付ズ、却テ晝夜ノ滿潮又ハ沖手ヨリ、風波ニテ大浪ノウネリトテ、海底ヨリウネリ出シコミ上ル故。右川口ヨリ先ヘハ土砂聊モ落込ズ、殘ラズ河口ノ前ノ海手ニ遠淺ノ樣ニ成、大ナル寄洲トナリ、蘆島ト成也、上ヨリハ吐出シ、下ヨリバコミアゲ、河口ノミ土砂溜ル故、爰ニ定サラヘ無ルベカラズ、此説甚是ト覺ユ、愚意モ符合セリ、是浪ノウネリ出ス所、先ニ所謂大棚ノ下ヨリ此土砂ノ溜ル所、イハユル大棚ノ上成可、此事ハ今日河浚ヘスル人ノ建議ニモ見ヘタリ

浮沓ノ事

一　浮沓ハ、沓トハ雖ドモ沓ニ非ズ、胸背ニ掛ル者也、往歳愚京師ニ於テ此製ヲ見及タリ、誰ノ造リシ者トモ知ズ、甚面白キ者ト思シ故、浪華ニ返リ工人ニ意ヲ假シテ造ラシメタリ、板ニテ内ヲ空クシ

大和河へ落ス可トモ云、皆一理有可事乍ラ、愚曾テ一圖ヲ按ズ、木津河ハ其源甚遠ク、遠シテ所々ノ川々六十筋モ落合テ、淀河ヨリ遙ニ大川成バ、自由ニ他國ニ切落難ク、或人ノ説モ容易ニ採用シ難キ事モ有ンカ、紙上ノ談ニハ定難シ、又淀河筋目前ノ浚方ニ付テモ、猶又兼テ存寄タル事モアレドモ、是ハ唯今建議シ官許ヲ得テ専疏鑿スル人有テ、其方モ先宜ク見ユレバ、先其成功ヲ待可シ、其中ニ攙入シテ呶々ヲ費スハ、愚ノ欲スル所ニ非ズカシ

一　淀河尻ノ海門ニ安治川口、木津川口トテ二筋有、西國ノ海船入津スルハ此兩川口也、此兩川口ノ間ニ尻無川有、別ニ海ニ入ドモ、是ハ世ニ軍用ノ川スヂト唱ヘテ、商舟ノ往來ヲ禁ゼラレ、海舟ノミ通ズル故川口ノ數ニ入ズ、右ノ兩河口ヨリ西ノ沖ニ向テ、俗ニ大棚ト稱スル處有、此所實ニ川海ノ分ル所ニテ大棚也、格別急ニ深クナリ、是眞ノ海トス、大棚ヨリ上ハ土砂落溜所ニテ、是ヲ眞ノ川尻トス、愚ハ折々單艇孤篙ヲ以烟波ノ釣徒トナリ、其所ヲ目撃シ、又是ヲ漁人ニ聞事詳也、大棚ノ上段々淺ク成、安治河口尤甚ク、海船ノ入津大ニ惱事ニ成タリ、大坂ハ四方諸國ノ輻湊スル所成バ、川船ノ通路不自由ヨリ海舶ノ不自由別シテ害ヲナス事也、故ニ此所ノ疏瀹就レ中緊要ノ事成可、唯今川浚ヲ任ズル人ノ建議モ此事ニ及シヤイカン

一　或人ノ説ニ淀河通ノ土砂年々流込、所々寄洲出來、水尾通狹ク通舟滯ル故、川方ノ役人年々右ノ處ニテ浚ヘ、隨分滯無樣ニ取計ヘドモ、晝夜ニ流ユク水ノ致ス事故、今日浚タル所明日ハ元ノ如ク土

シテ川底次第ニ高クナリ、川筋ニ洲嶼多クナリ、通船ノ障リトナル、常平ニテ年來官ヨリモ色々手當ヲ以川浚有ドモ、隨テ浚フレバ隨テ湮マリ、卒ニ痛快疏通ノ日無、往歳執政西尾源公巡視ノ節、旗ヲ浪華ニ駐メサセラレシトキ、愚ノ虚名ヲ以誤テ麹車ノ招ヲ辱フシ、一夕席ヲ前メテ顧問ヲ覗ヒシ時、淀川ノ事ヲ仰出サレ、此川ハ六ケ敷川ニテ通船甚滯ル由聞及タリ、如何ト垂問有シ故、對テ申ニ、凡天下ノ山川其地ニ隨ヒ其性有、是ヲ治ルニ其性ニ隨ヘバ功ヲ成シ易ク、其性ニ逆ヘバ功ヲナシ難シ、是禹功ノ遺意成可、流レ緩シテ能湮ルハ淀河ノ性ナリトテ、上文ニ述シ趣ヲ陳ベ、且曰、土佐日記ニ、紀氏ノ土佐ノ任ハテヽ、歸京ノ時ニ、浪華ノ川尻淺クシテ舟登リ惱ミタル事見タリ、紀氏ヨリ今ニ至凡千年ニ及ベドモ、其後歴代ノ內ニ此川尻格別深ク成シ事モ曾テ聞ヘズ、千年ダモ右ノ如淺キ事ナレバ、追々湮リハテヽ、川通今ハ外ヘ續キ、此地ハ桑田トモ成可ニ、左モナク今ニ同姿也、始ヲ原ネテ終リニ及セバ、此後又十年ヲ經ルトモ尙又同姿成可、故ニ官ヨリ何程力ヲ盡サセラレテモ、跡ヨリ追々來ル土砂成バ、所詮十分ノ疏瀹ハ出來ズ、又捨置セラレテモ、一雨每ニ其土砂ヲ川口ニ送出セバ湮絕スル患ハ無、因テ此川通ニ强テ賢慮ヲ煩セラル可ニ及ズ、唯目前通行舟ノ碍ル所ヲカキノケ掘ノケ、可ナリニ船ヲ通シテヤムト云フ位ノ事ニテ濟可事也、是大略ナリト申上シカバ、嘉納在セラレシ樣ニ見ヘシ、扨木津河ノ源ニ遡リ始ヨリ土水ヲ出サヌ仕方モ有可カナレドモ、是ハ其地理ヲ熟知セザル故、妄ニ愚意ヲ述難シ、或說ニハ、木津河ヲ伊賀ノ國ヘ切落ス可ト云、又ハ笠置山東ナル丘陵ノ地少々切通、

可、石材ハ白川山ヨリ切出シテ遠漕ニ及ズ自由成可、但是ニハ方廣寺ノ都墻ノ石垣ヲ撤シテ用ヒ度者也、元來大佛ニハ都墻無テ濟可、鎌倉ノ大佛ハ堂サヘ無ケレバ、都墻所ニテモ無シ、京モ都墻ノ跡ハ掃地ニ成テモヨシ、サレドモ有來タル者、都墻無テハ門ヲ構タル詮モ無トテ門主ヨリ歎訴有バ、土手ヲ設置テモ宜カルベシ、此石垣ノ石ハ餘リ大キスギテ却テ橋趾ニハ便利ナラズ、引取ノ工力モ無益ノ費ト成バ、打割テ取モヨケレドモ、夫レヨリハ是ヲ差置、幸ニ手近ニ有テ廢地ト成掛リタル高臺寺ヲ撤セラル可カ、高臺寺ハ前代ノニテ段々衰微ニ及ビ、寺主ヨリモ僅ノ金子ニ賣拂度ト云事年來ノ事ニテ、其後近年ノ自火ニテ本堂等皆燒失シ、所詮再興ハ出來ズ、又決シテ再興ス可ニ非ズ、唯豐公ノ廟宇ハ燒殘タレバ、寺中ノ一坊ヲ留テ遺廟ヲ守ラセ、其ノ外地面ヲ賣拂ハセ町屋トシ、其料ヲ祠堂金トシテ遺廟ノ香火ヲ奉ジサセ、寺中ノ大石ヲ皆撤ヒ取テ石橋ノ料トセサセラレテ可ナランカ、總ジテ佛氏ノ慈悲ハ、遺橋ヲ修テ衆生ノ爲メニスル事ヲ大功德トスル事ナレバ、再興モ出來ザル無用ノ伽藍地ノ廢リタル石ヲ以、都下必用萬人歡喜ノ橋トスル事ハ、大ニ佛意ニ叶ヒタル事ナレバ、是ヲ以寺僧ニ曉サバ、心アル僧ハ隨喜モス可也

一　大坂ノ淀河筋ハ琵琶湖ノ流水・鴨河・桂河ノ合流ヲ受ル故、至極ノ清水ニテ、又宇治ヨリ以西聊モ山峯磐石ノ阻險ナシ、地形モ平カナレバ至極ノ緩流ニテ、甚無事ナル川成ニ、淀城ノ西ニテ、木津川南ヨリ流入テ土砂ヲ多ク出ス故、年中淀河ニ土砂込入也、緩流故是ヲ急ニ突流ス可勢ナク、段々游淖

充付スルトモ、皆的ニ成テ打挫カレ、寸歩モ進ム事能ハザルベケレバ、王公險ヲ設ルノ固メハ自若タル可

一　東道ノ大諸川常水有バ舟渡ニテ濟ミ、溢涸ノ常ナラヌハ、皆右ニ准ジ追々石橋ヲ設ケ度者也、古人モ「栢梁餘材𣓤造作ニ別館ニ」ト云タル如ク、大堰ノ一大橋ヨリ成就シテ萬人其利ヲ知タラバ、其餘ヲ造作スルハ、水モト小サク工モ省テ、其事容易成可ノミ

一　京師加茂河ハ往古ハ漲溢甚ク、都人昏墊ノ害舊記ニ多見ヘタリ、夫故色々手當有テ防鴨河吏等ノ官モ置セラレ、又四條通ノ東岸ニハ夏禹王ノ廟等建テ祀ラレタリ、然ルニ後世イカ成故ニヤ、右水害大ニ消歇シ、防鴨河吏モ一向ノ閑散ト成、武門ヨリ其代リノ職司抔モナク、禹廟ハ今ニ存スレドモ、俗ニ目病ノ地藏ト呼デ、像モ少シ作リ替タル樣ニ見エテ、昔トハ大ニ樣替リタル事也、慶長中ニ角倉ノ建議ニテ、加茂川ヲ分テ高瀨川出來シヨリ、小渠ナガラモ常水ヲコヽニ引、大雨潦ノ時モ水勢ヲ分ツ故、其害モ益々遠ザカリシヤ、今ニテハ都人唯諸所ノ假橋ノ僅ノ水ニ落ルヲ患ルノミ、三條五條ノ二大橋ハ豐家ノ大功ニテ萬世ノ益ヲ貽サル、迚モノ事ニ方廣寺ノ役ヲ停テ、其ノ土木ヲ以所々假橋ヲ殘ラズ二大橋ノ如ニ造置レタラバ、今ニ其德ヲ歌フ可事成ニ、左無テ大佛ト云無用ノ長物ヲ設テ、無窮ノ大害ヲ貽サレシハ、無學ノ弊悲ム可ノミ、今日ニ計レバ他ノ假橋ハ姑是ヲ舍、二條四條ノ假橋ハ前條ニ例スル如キノ石橋トシ度者也、川幅モ狹クハ功ヲナシ易ク、水道ハ十筋計リ橋ノ廣サ一間餘ニテ事足

テハ此橋長ク損壞ノ事無ル可、扨橋趾ノ横手ノ川上ニ向タル方ハ大石ヲ張出、川上ニ向ヒ劍先ニシテ、上面テモ尖頭ニムケテ、次第下リニコウバイヲ付、是ニテ水勢ヲ殺グ可、若石十分ニ行渡難キ事モアラバ、右ノ橋趾モ劍先ノ水除モ、外圍ノミヲ大石ニシ、中ハ河原ニ有所ノ一人持、二人持程ノ小石ヲ並ベ、其透間ニハ石灰ヲツメテ、缺隙ナキ樣ニ築上タラバ、數年ノ後一クワイノ全石ト成可、能水ニタユレバ石ニ替ル事無トモ、石灰ヲ用ル事二三萬石ニテハ辨ズ可カ、是ハ大石ヲ運漕シ人夫ヲ役スル費ト比較シテ、簡易成方ニ付テ然ル可、右ニ申如ク兩岸各々二百五十間ノ所等功力ヲ省ク可トハ、石柱ヲ築立橋杭トシ、上ニ板橋ヲ設ル事、京師ノ三條五條ノ橋ノ如ク成可、此兩橋ハ豐家ノ剏造以來、イカ程ノ大水ニモ終ニ落タル事ヲ聞ズ、此制ニテ能洪水ニ絕ル事ト見ユ、夫トモニ此板橋ノ長サハ、洛橋ニハ一倍二倍モアレバ、中程ニ大石ヲ以一趾ヲ組上モタセントスルモ可ナラン、總ジテ橋グイノ下ハ石ヲタヽミ、クイヲ固ムル事洛橋ノ如クス可、全體ノ橋形ハ東西ニテ百間計モ斜ニ成樣ニ掛ル事、水勢ヲサクル爲メニヨカル可、橋石繼手ハ穴ヲ穿チ、鉛ノ艮則子ヲ嵌入ス可、兩岸ノ橋詰ヨリ上ノ方蛇籠ヲ多ク伏テ堤ヲ守可、此事ヲ能大成シ得タルナラバ、實ニ萬世不易ノ大益成可、若果シテ然バ、迚モノ事萬安ノ碑ニ傚ヒ、一巨石ヲ琢シ、文ニ老イ書ニ巧ミ成ヲ撰デ、其事ヲ記シ、石ニ勒シ東岸ニ建テ後世ニ示可、是又千歳ノ後ノ壺ノ碑成可、人孰カ此昭代ヲ景慕セザランヤ、サテ後世萬一不虞ノ事ニ臨タラバ、橋口ニ柵ヲ振リ大砲ヲ具ヘ待ンニ、暴漲ノ時寇戎橋有ヲ幸トシテ來リ迫、猛勢橋上ニ

一石橋造作ノ方ハ先冬天ノ水涸キタル時ヨリ役ヲ興シ、春水生ズル迄ニテヤメラレ、夏大旱ノ氣有バ又役ヲ繼デ又其冬ヨリ專掛ル可、扨功ヲ施スニハ趾ヲ累ヌルヲ功要トシ、イカ成水ニモ少シモ齕齮ヲ受ザル樣ニ有可、總ジテ石川ハ上ヨリ下ヘ段々石大キニナリ、其底ハ必一枚石成者也、其底迄ハ餘程深キ事成可、先上ノ小石ヲ取拂ヒ、幸ニ一枚石ニ當リタラバ尤ヨシ、左無トモ餘程石ノ大成所ヲ見合セ、隨分大石ヲバ集テ趾ヲ能カタメテ組上可、大井川ノ幅ハ東西ノ堤迄ハ十七町計モ有ト云、然バ凡千間計リニテ萬安橋ニハ一倍セリ、併水ノ有ハ中間五百間計ニテ、夫モ洲渚多クシテ常水ハ分流シ、一滚ノ流ニ非ズ、兩岸ニ近キ分各二百五十間程ハ皆砂磧ニテ、唯滿水ノ時ノミ水底ト成可、是モタマタマニテ年ニ數度ニハ及ベカラズ、然バ力ヲ專ニ竭ス可ハ中間五百間ノ所ニ有テ、兩端ハチト功力ヲ省ク仕方モ有可、扨中間ニ水道ノ幅廣スギテハ橋石ノモチ惡シカル可、萬安橋ハ十二間ニ一道ノ積ナレバ、橋石ノ所五六間モ有可ヤト思ハル、中ニ石ノ支柱モ有ベケレドモ、支柱ノミ多並テハ、猛流ニ壞レ易カル可、今是ヲ減ジテ五六間一道トシテ、一道ノ幅二間ト定メ、橋石ハ中ニ一ツノ束石ヲ設ケ、石二枚ニテ長サ二間ヲ渡スヲ度トス可、幅ハ石三四枚ニテ二間計有可、總計ニテハ水道ハ百道モ二百道モ有可、水道ノ多キ程水勢殺グニハ便成可、橋ハ大抵平直成可、少ハ中高ニ無テハ中窪ニ見ユ可、强テ高クセバ橋ノ弱ミ成可、兩岸十分滿漲ノ時、橋ノ兩端ニテハ水一パイニ成ドモ、中間ニテハ餘程水ヲ離ル丶程ニシテ水衝ヲ避可、兩傍ノ扶欄モ石ニテ作リ、イカ成大風ニテモ吹倒ヌ樣ニ有可、是ニ

海ニ入所ニテ、川幅廣ク船渡ニテ甚危カリシ所ニ始テ此石橋ヲ造、前後七ケ年掛リシト也、又纍趾ヲ「干ㇾ淵釀ㇾ水、爲ニ四十七道ニ」ト有、深キ底ヨリ石ヲ以ツ、ミアゲ、橋ノ下ヲクリ拔タル樣ニシ、水ノ通ル事四十七筋有也、漢書ニ多ク見ヘタル橋ノ姿也、「梁ㇾ空以行、長三千六百尺、廣一丈五尺」ト有、下ハクリ拔タレドモ、上ハ平カニ石ヲ並テ橋トスル也、長サ廣サ今ノ俗間工匠ノ六尺五寸一間ノ積リヲ以是ヲ割ニ、五百五十四間ニ二間二尺也、古ハ六尺チ歩トス、大寶ノ令條ニモ見ヘタリ、一歩則一間也、サレドモ是ニテ算スレバ、今ノ俗ニ通ゼズ、又今二重ニ算スレバ餘リ煩シケレバ、本文ノ如ク俗ニ從フト云右ノ四十七道ヲモ此間數ニ割ツクレバ、十二間ヲ一道ト見ユ、其一道ノ幅ハ何程ト云事見ユレバ、是ハ意ヲ以測ル可ノミ、「翼以扶ㇾ欄、如ニ其長之數ニ而兩ㇾ之」ト有、欄檻ヲ付テ兩側ニ造ル也、是モ定テ石成可、「廢ニ金錢一千四百萬ニ」ト有、一萬四千貫文也、今錢ニ比シテ其時錢ノ何程貴カリシトモ程ノ知タル費也、今ニテ此資用ニテハ中々出來可事トハ見ヘズ、「求ニ諸施ニ者」ト見ヘタレバ、凡橋ヲ通ル可者ヨリ錢ヲ出サセ、勸進シテ掛タル橋ト見ユ、今日此資用洪大成ドモ、是ハ遠州以西ノ侯伯ニ殘ラズ助役ヲ命ゼラル可、大抵此川ニテ毎度阻滯スル所ノ費ヲ揣リ、一度勞シテ永逸スルノ益ヲ思、分相應ノ助役有シ事ハ、欣然トシテ命ヲ奉ゼラル可事也、又畿甸豪戶江戶店ヲ持タル分ハ申ニ及バズ、總ジテ東海道ノ諸國迄モ、此川ニ掛合タル商戶年々川留ニ苦ム者ヨリ、分限相應ニ冥加金ヲ出サ令可、是又甘心シテ令ニ從可事也、斯テ五七年ヲ期トシテ功ヲ畢ラバ、官ニハ差テ目立タル費モ無テ、事ヲ完タフス可事也

報有ンニ、折惡ク此川暴漲日ヲ累ネバ、忽事機ノ會ヲ失フ可、又關中ヨリ師衆ヲ發シ京畿ノ應援有ン時、彼暴漲ニ遇タラバ大機會ヲ誤ル可、萬々一無事乍ラ、寇戎益披猖衝突シテ此川ニ及タランニ、若旱嘆ニ屬セバ平行シテ進ム可、折能洋溢シテ數日支ルトモ、我防禦征誅ノ師モ其時東岸ニ徘徊シテ進ム事ヲ得ズシテ、芟滅ノ期ヲ曠クス可、何レニ取テモ唯其害ヲ見テ其利ヲ見ザル也、但三百年前海內喪亂、群雄割據ノ時ニ、此河邊ノ領主隣トノ取合ハ、此一水ヲキツト恃ミトスル事モ有可、是臨時ノ變ニ非ズ、平生ノ事ナレバ也、其時方ニ始テ要害ト云可ノミ、然ルニ是ハ今日海內一統セル國家ノ御威光ニ於テ論ズ可所ニ非ズ、易ニ「王公設レ險、以守二其國一」ト有、其外山川之固等每度見ヘタル水ハ、年中滾々滔々タル角田川ノ類ヲ云也、漲涸ノ垣ナキ大井川ノ如キヲ云ニ非ズ、旁以此川ハ曾テ不虞ノ要害タル事ハ無レバ、太平ノ日ニ平常ノ阻援ハ誠ニ無用ノ疾苦ト云可、何卒少シニテモ通路ヲ便ニシテ、公上下一統ノ患ヲ除ク可事也、サレドモ莫太ノ洪流故、中々一通ノ事ニテ便利ヲ得可ニ非ズ、因テ竊ニ思ニ、大造ノ事ナレドモ、晉ノ世ノ河橋、宋ノ世ノ萬安橋ノ例ヲ以一大石橋ヲ設可者也、河橋ハ杜預ノ建議ニテ、古來無事成ヲ新ニ造出ル故、議者皆喧ク無用ト云シニ、杜預獨リ衆議ヲ排シテ其功ヲ成シ、晉武モ能孤獨ノ說ヲ用テ國家ノ大益ヲナセリ、君臣獨斷皆賞美ス可也、サレドモ其制度ハ如何有シヤ後世傳ラズ、萬安橋ハ蔡襄ノ橋碑文ニ大略見ヘタル事、左ノ如シ

一　萬安橋ノ碑文ニ稱ス、「泉州萬安橋、石橋始造二於皇祐五年一、以二嘉祐四年一訖レ功」ト有、是泉州大川ノ

大坂モ副總ノ局ヲ置、是ニ儒臣數人ニ命ゼラレ、扨尾張・加賀ヨリ以東ノ東海・東山・北陸ノ三道江都ニテ惣裁有、尾・賀ヨリ以西ノ右ノ三道ニ山陰道並二島ヲ加ヘ京師ニテ總裁シ、山陽・南海・西海ノ三道ヲ大坂ニテ裁總有ナバ、大抵平等成可カ、此三局ノ總裁ヲ林家ニ命ジ、七道ニ分チ大成在セラル可、成書ハ定テ浩繁ナル大部成ベケレドモ、萬世迄ノ貽ス可者ナレバ、官刻有テ天下ノ諸侯ニ一部宛賜リ、民間ニテモ一國ヅヽ、或ハ一道ヅヽ、書ヲ分テ賣買スル事ヲ免許有テ、隨分遍クス可事成可カ

水利ノ事

一　場所ニ當タル大河ハ、天下ノ至險トス可ハ、東海道ノ大井川成可、滿漲ノ時濁浪天ヲ排シ洶踴スル勢ヒ、誠ニ天ノ東西ヲ隔斷スル所トモ云可、然ドモ舟梁モ施サレヌ場所ニヤ、徒渉ノミヲスル事故、年中官吏郵置ノ通行、列侯群伯ノ參覲交代、士大夫ノ往來、下ハ一切ノ行旅迄、動モスレバ此一水ニ阻滯シテ、五日七日或ハ一旬ニモ及事常ノ事ニテ、天下ノ通患タルヤ甚シ、併世ニ此川ヲ以關東通用害ノ第一トシ、不虞ノ變ニ備ヘサセラル處ナレバ舟梁ノ設モナク、年分通行阻滯ノ患ハ顧ルニ遑非ズト云也、愚ヲ以考ルニ、此說大ニ是ニ非ズトス、如何ナレバ、彼要害トモ云可ハ長霖大雨ニ河水暴漲ノ時ノミ也、此川ハ少旱スレバ水忽乾涸シ、又玄冬ノ水落石出ル時抔ハ、人越ノ人夫モイラズ、此裳ヲ揭テ涉ル可、是何ノ要害ト云ニ足ンヤ、且又不虞ノ變有ン時、右暴漲阻滯ハ大ニ國家ノ不利ト成可事有、譬バ萬一夷狄入寇ノ變有テ、其勢猖獗シテ京畿ニ警備成可、早馬ヲ馳羽檄ヲ飛シ、關中ニ急

一　天下諸侯國主ハ一國限リ、郡主邑主ハ一領限リ勿論也、是迄儒臣ニ文業ニ長ジタル人有ハ云ニ及バズ、左モ無バ自領他領ノ差別無民間迄搜索シ、貴賤老弱ヲ問ズ、少シニテモ學廣ク文業味カラヌヲ箇擇シテ委任ス可、尤是ハ文ノ質ニ勝タルハ史也ト云可人ニテモ濟ベケレドモ、行儀無人ハ賄賂請託ニ傾キ、是非黑白ヲ變亂ス可、又ハ徒ニ資用ヲ貪リ、其事ヲ怠ル抔ノ事モ有可、或ハ傍人ノ學ヲ知ザル虚ニ乘ジ、欺罔百端ニモ成ベケレバ人品ヲ撰ザルベカラズ、公領ノ分ハ官ヨリ其人ヲ差遣サルベケレドモ、寰内ノ事猝ニ偏ネク知難カルベケレバ、新ニ邑宰ヨリ其支配ノ內撰用ヒ、散在ノ小邑ニテ人ヲ得難キハ、或近所ノ侯國ニ托シヌル事モ可ナランヤ、草稿ハ一領切ノ事ナレドモ、成書ハ公領・私領・自領・他領ノ差別無、一國ヲ以限リトスベケレバ、國主ノ分ハ其儘特達ニテスメドモ、城主以下ハ稿ヲ具ヘテ其國中ノ大藩ノ方ヘ出シ、其藩ニテ一國ヲ組合テ編ヲ成ス可、譬バ近江ハ彥根ニテ總ベ、播磨ハ姬路ニテ總ルガ如シ、諸國例推ス可、若國主ノ餘邑隣國ニ跨ガリタルハ、其分計リ其國ノ大藩ヘ出ス可、若餘邑ナガラ他藩ヨリ大ナラバ、其國中皆國主ノ方ヘ托ス可、一國ニテ公領ノ大ナル所アラバ、公領ニテ總ルハ勿論也、若散在ノ小邑ナラバ、是又稿ヲ大藩ノ方ヘ托ス可シ

一　右ノ諸國急ニハ出來難カル可、大抵小侯ハ三年、中侯ハ五年、大侯ハ七年抔年限ヲ命ゼラル可カ、公領ノ大小モ右年限ニ准ジテ濟可者也

一　江戶ニ於テ總裁局ヲ啓セラレ、儒臣ニ命ジテ是ヲ掌ラセラル可カ、惣裁トテモ手弘キ事故、京師

草茅危言卷之五

地理ノ事

太平ノ古天下風土記ノ撰有テ、列國郡邑ノ事始テ指掌ス可、延喜年間再ビ修正ヲ歷テ、完備ノ編萬世ニ垂可ヲ、惜哉兵災ヲ累テ放逸餘リナク、今僅ニ一ヶ國餘ノ殘卷ヲ存スト云傳フ、享保年間愚ノ父執ノ處士並河一郞是ヲ歎ジ、其師關氏ノ志ヲ繼、官ニ請テ五畿ヲ循行シ、日本輿地志畿内ノ部ヲ撰シ世ニ行フ、其功モ亦勤タリト云可、天下ノ事ハ獨力ノ及所ニ非ザレバ、姑ク此ニ止テ其餘ヲ來者ニ期スルナルニ、其以來モ早七十年ニ及ビ、近來水戶ノ長久保赤水ノ輿地圖ノ精密ナル、ヤヽ其遺響ヲ接スレドモ、地志ニ至テハ其志ヲ繼可人寥々タリ、サレドモ其事宏濶ニシテ、決シテ一二大夫二三處士ノ手ニテ成得可ニ非ザレバ、國家カヽル隆治ヲ得サセラルレバ、縣官ヨリ天下ニ命ヲ頒テ大成ヲ圖セラレ度者ニ有ンカ、愚曾テ右ノ地志ヲ閱セシニ、全ク遺議ナキニハ有ネドモ、既ニ此成規有バ、何分是ニ據テ續撰有可カ、又手弘キ事數百人ノ手ヲ經可事故、所詮淨潔ニテ遺憾無ノ所ニハ至ルマジケレドモ、一旦成書有バ、他年又修正ヲ圖ル間敷ニ非レバ、必シモ全ヲ一時ニ求ズトモ可成可シ、其方法ハ左ノ如成可シ

ケレバ、又事モ起ル可等云人モ有ンナレドモ、是ハ官ヨリ强ク制シ夷民ニ諭シ、奸人ノ分ニ奸有バ、勝手ニ打殺シテ禁無ル可、但夷人ノ奸ヲスルハ、必竟服食聲色ノ欲ヲ恣ニセントスルノミ、絕島殊域ニテイカ程大利ヲ得トテモ、何一ッ慾ヲ恣ニスル事ナラネバ、自ラ惡念モ消化シ、我土ニ有如ニハ有マジ、夫ハ差置、遠裔海外ノ地ヲ斯啓ントスルハ、容易ナラヌ樣ニ有ドモ、往古我域中東北陲ノ蝦夷ヲ征セントテ、日本武尊ノ東征ヨリ以來、前九年後三年ノ役迄、千百年ノ間イカ計師旅ヲ勞シ、功力ヲ費シ、財粟ヲ傾タル事成シニ、終ニハ悉平治シテ、皇風奧羽ノ末迄及タリシ、夫ニ比スレバ、松前ノ先祖ノ世亂ニ乘ジテ夷域ヲ切開シハ、遙ニ易キ事也、今泰平ノ餘力ヲ以、互市ニ就テ綏懷ノ法ヲ絕ン事ハ至テ易キ方成可、但往古ノ征討ハ我城中ノ事故、イカ程功力ヲ費ストテ、芟除蕩平シテ我版圖ニ歸セズシテハヤムベカラザル事也、今ノ蝦夷ハ域外ノ事故、是ヲ秦皇漢武ノ邊ヲ開タル如クス可ニ非ズ、唯互市務ヲ置テ管轄スル計ノ事也、若北狄ノ寇大ニ至事アラバ、府ヲ撤シテ引取テ濟可、何モ國ノ耻トスルニハ足ズ、初ヨリ屯戍ヲ設テ夷壤ヲ衞ルニ非レバ、引取事何モ卑怯トスベカラズ、又絕域ノ事ナレバ、斯ル時應援ヲ議シ我國ヲ勞シテ其地ヲ爭フ抔云事決シテ有ベカラズ、蝦夷若外狄ニ奪レタラバ、又其狄ト互市ヲ通ジテヨクバ通ジ、絕シテヨクバ絕ス可、是等ハ皆度外ニ置可ノミ

草茅危言卷之四 終

シタルヨリ出ルト云、定テ左有可事也、此奸商ノ事ハ官ヨリモ松前ヨリモ兼テ掟有可、又互市ノ湊ニ官吏ノ涖ミテ糺察スルモ有可、邊土絶域ノ事故カタバカリニテ、其法忽略成事ニヤ如何、我邦ノ米一升酒一升鍼一本宛ヲ以、乾鮭數十本ニ易ル等聞傳フ、何分大利ノ有事ナレバ、随分裁抑シテ夷人ノ悦服スル様ニ有タシ、今ノ蝦夷ハ古ノ肅愼ノ地ニテ、肅愼ヲ俗ニ赤蝦夷ト云、赤蝦夷ヨリ段々蝦夷ヲ蠶食シ併呑スルト云ハ今ハ如何成シヤ、何分遂ニハ皆併サル可、又モスコビヤ國强大ニ成、東北數十國ヲ併呑シ、兼テ蝦夷ヲモ伺ト云、皆其實否ヲ知ズ、何レ蝦夷ノ地ハ既ニ松府ノ啓ケシ上ハ、其餘モ我邦ヨリ綏撫シテ、手ノ屆可程ノ所ハ内附令ム可者也、先官吏ノ物ニ心得タル人ヲ募テ互市場ニ渡置、我商船ノ厚利ヲ貪ルヲ堅制シ、夷人ノ悦デ互市ニ就様ニサセバ事モ能辨ジ、商船モ後ニハ却テ是ヲ利トス可、扨夷人ノ悦所ノ米・酒・醬・豉等次第ニ多渡シ、稻ハ出來ザル地ノ由ナレバ、黍・稷・稗・大小豆ノ種ヲ渡、農具ヲ遣シ耕作ヲ敎へ、野菜ノ種ヲ渡、國字ヲモ習セ、居室・衣服・器用迄追々我風ヲ學ビ、初ニ暫ハ數年骨ヲ折テ世話ヲヤキ告諭セバ、夷人モ次第ニ相傳テ甘從スル者多ク成、段々手ヲ廣クシ、其上ニテ府ヲ開キ益招來セバ、夷壤ノ東邊ハ往々我ニ歸ス可シテ、海産夥ク輻湊シテ以天下ノ民用ニ便ス可、或東陲凶饑ノ備モ厚ク成、又崎港ノ外舶互市ノ料モ饒ニ成、旁以國家ノ大益トス可、又伊豆ノ大島・八丈島・隱岐・佐渡ヘノ流人ノ内ヲ、此ニ流シテ夷民ト雜リ居ラシメ、共ニ耕作漁獵ヲサセ、我風習ニ從ハ令ルノ便ニ有可、尤此輩流罪ニ成程ノ者ナレバ、皆大奸惡ニテ夷民ノ頑昏ヲ見スカシ、大ニ欺瞞侵冐スベ

ヲ二國ニ通ズルハ元ヨリノ事ニテ、我國貨物ヲ清國ニ轉ジ、清國ノ貨物ヲ我邦ニ漕スレバ、兩屬明白成ヲ矢張知ヌ體成ハ、二國皆私ニ利スル所有故ニヤ、互市ハ薩藩受持ナレバ、年々イカ程ノ闌出有モ概量スベカラズ、官ヨリ吏ヲ遣サレ、平生伺察有事ナレドモ、大藩ノ事ナレバ定テ行屆難キ事成可、又一說ニ崎港ニ湊スル外舶ノ分、一ツ途ヲ枉テ南洋中ニ泊シテ、遙ニ琉薩ノ奸商ヲ招キ、海上ニテ頗互市シテ後崎港ニ着ス事常也ト云ヘリ、流傳ノ說故實否ハ知ネドモ、萬一果シテ然ラバ、此闌出又々限ナキ事成可、崎港ノ奸闌ヲ官ヨリイカ程嚴制在セラレテモ、南海ニ官鑰無レバ如何トモシ難キ者ト存ゼリ、新筑州公私亡失スル三金ノ夥キヲ積ラレシモ、豐肥西海ノ一路ニ就テ算セラレシ也、此薩南溟ノ一路ハ初ヨリ牙籌ノ外ニ有、若是ヲ併セテ算セバ更ニ夥敷事成可、何卒薩藩ヲ詰責告戒在セラレ、監吏ハ今少シ重キ人ヲ遣サレ、手廣ク糺察シ、又琉船ニ其國產計ニテ決シテ華物ヲ載ベカラザルノ旨嚴命アリ、着岸ノ時薩人ト立合吟味ヲ遂ラレ、若一品ニテモ華物ヲ持セタラバ、琉人ヲ曲事ニ處セラルヽカ、貨物ヲシテ皆燒棄ニ成カ、或ハ盡ク官ニ沒收シ、空船ニテ追返サルヽ抔アラバ、奸民ノ類皆始テ屛息シテ、闌出ノ害モ消弭ス可、或人茅議雜篇ニハ、黑砂糖ヲモ禁ズ可ノ議ヲ載タリ、是亦理アリ

蝦夷ノ事

一　兩年前蝦夷ノ騷動ハ何故ナリシヤ、遠境絕域ノ事故シカト知ラザレドモ、流傳ノ說ニハ我商船ノ往テ互市スル者、年來昏昧ノ夷人ヲ欺誑シテ、厚利ヲ貪リシ奸計次第ニ甚敷成、終ニ發露シテ夷人憤怒

今體韓人ノ入貢ハ禁廷ニ上表シテ日本國皇帝陛下等認メ、返簡ハ翰苑ノ諸公起草シテ勅答在セラル可事、是古式也、上古ハ八拾船ノ歳貢ノ修メ、鞭搋ノ誓ヲ守リシ屬國ナレバ、斯有可事也、是ヲ國家ノ大體トス、サレドモ喪亂ヲ經テ乾綱頽廢シ、皇威衰絀ニ就タレバ、再ビ右ノ跡ヲタドル可モ有ヌ樣ニ成來リ、物換リ星移リ、當御代ニ及デ前代ノ過擧ヲ彌縫セサセ給ヒ、好ヲ修メ俘ヲ返シ、韓國ノ山河殘破ノ後ヲシテ枕ヲ高クシテ臥ノ日アラシメ給フハ、深仁厚澤渠モ又心ニ銘ズ可、扨絕域ノ韓人ヲシテ萬里梯航シテ來ラ令ルハ、御代ノ御威光誠ニ目出度事ナレドモ、古ヲ以テ考バ、千載屬國タル小夷戎ヲ、時勢トハ云乍ラ隣交ヲ以抗禮セ令ル事、十分ノ素望ニハ非ザル者也、是對州切ノ簡使ノ策ノ由テ起ル所也、サレドモ急ニハ行レ難キ勢モ有可ナレバ、今日猝ニ然ル可ト云ニハ非ズ、姑ク錄シ置テ來者ニ告ルト云ノミ

琉球ノ事

一　琉球ノ薩摩ニ附庸タル事足利氏ノ時ニ始ルト云、御當代ニ至リ薩ヨリ征伐平治ノ功有、故ニ古例旁附庸ニ下シ賜リタルハ餘儀ナキ御事成可、併此海門一ツヲ啓キショリ、奸闌ノ害甚敷事ニ成來タリ、元來琉島ハ華城ニ通ゼズ、全ク我屬國タリシ故、器服モ言語モ大抵我國ト同キニ、明ノ時其封冊正朔ヲ受テ、始テ互市ヲ彼ニ通ジ、淸國ニ成テモ同然也、是ハ其初ニ薩ヨリ譴責制止有可事成ヲ如何有シヤ、其已來我國ト華城トニ兩屬スレドモ諱テ沙汰セヌニ國ニ能知テ知ヌ顏也、又互市ヲ好ム國故ニ、國產

格ニ入タル儒臣ヨリ改メ、三都ノ平人贈答禁ゼラレ、タマ〱ニ才子有テ文稿ヲ獻ジ自ラ請者ハ、儒臣其外官吏以下ノ文才有人ニ命ジテ改、目ノ當リ席上ノ作ヲモ試程ニテ官許有バ、漢館中ヘ靜ニユルユルト贈答筆談モ出來テ、漢人モ我邦ニ人有事ヲ知リ、祗ヲ歛メテ輕忽ノ態ヲ止可、是詞藝ノ末事ト雖ドモ、外國ニ對シテ我日本ノ耻ヲ洗雪ムルハ大成トスベケレバ、公官ヨリ忽ニセサセラル可ニハ非ズカシ、前後ニテ正德ノ唱和程盛成ハ無、寔ニ日本ノ出色トス可、サレドモ其時ハ天下ノ人材ヲ江都ニ集サセ給ヒシ御事ナレバ、沿道驛次ハ寂寥タル事成シヤ、正德年間他所ニテノ唱和集ト云者ハ聞及バズ、其耻可事多有シカモ知ズ、今日ニテハ正德程ノ盛事ニ及バズトモ、其代リニ沿道悉ク人ヲ撰デ、何方ニテモ日本ノ尾ヲ出サヌ樣ノ處置有タシト希フノミ

一　韓人來聘ハ隣交ノ禮ニテ欠ベカラザル事成ベケレドモ、今日ニテハ大ニ兩國ヲ疲シムル事ニ成タレバ、互ニ省略シテイカニ事ヲ殺テモ、隣交ノ禮サヘ立タラバ、濟可トナラバ、先儒モ論ゼシ如ク、彼方ヨリ僅ノ人數ニテ對州迄渡シ、國書聘物計リヲ受取テ上達シ、此方ヨリモ御返簡並ニ酬幣ヲ對州迄遣サレ相渡シ、雙方トモ對州切ニテ禮ヲ畢テ使者ヲ返サセラレバ、是ニテ事濟ミ、彼方ニテモ大ニ悅ブ可、官ニモ大ニ經費ヲ省、天下ノ諸侯億兆ノ民迄、永ク肩ヲ息ル事成可、是ハ誠ニ最簡極便ノ方ノ一ツヲ設テ云ノミ、何分來聘ハ御一代ニ唯一度ノ事ナレバ、格別ニ厭フ可ニモ非ズ、侯國ニテモ取違ヘテ馳走ノ過タルニ心付有バ、大分事ヲソギ、差テ民ヲ勞セズ、財ヲ傷ラヌ仕方イカ程トモ有可、

ニ及バザル事也、既ニ翻セバ別ニ意有ニ似タリ、況ヤ巡視ノ旗ト同ク巡スニ於テヲヤ

一　韓使ハ文事ヲ主張スル故、隨分才ニ秀デタルヲ撰ミ差越スト見ヘタリ、故ニ沿道各館ニテ侯國ノ儒臣ト詩文贈答筆談ノ事多シ、此方ノ儒臣多キ中ニ、文才ノ長ゼヌモ有テ、我國ノ出色トナラヌモマヽ見ヘテ殘念也、夫ハサテ置、又三都ニテハ平人迄モ手寄サヘアレバ、館中ニ入テ贈答スルニ官禁モナケレバ、浮華ノ徒先ヲ爭テ出ル事ニナリ、館中雜沓シテ市ノ如ク、辣文惡詩ヲ以テ韓客ニ冒觸シ、其甚敷ハ一向未熟ノ輩、百日モ前ヨリ七律一首樣ノ詩荷ヒ出シ、夫ヲ懷中シ膝行頓首シテ出シ、一篇ノ和韻ヲ得テ終身ノ榮トシテ人ニ詫ル抔、笑フ可、斯ル事ナレバ漢客ハ諸人ヲ蔑視シ、數十篇ノ詩ヲ前ニ積置、筆ニ任セ是ヲ和スルニ、其中ニ聲律違ヒ、音ノ違ヒタル樣ノ詩アレバ、墨ヲ付投出シ返スヲ、廣座ノ内ヨリニジリ出デ、拾ヒ取懷中シテ退ク等、見苦キ事ノ限リ無ル可、又韓人ノ和詩ヲ書スルニ、文鎭ノ代リニ脚ヲ投出、踵ニテ紙ヲ押ヘル等、狼藉至極ノ事成ヲ有難カリテ頂戴スルモ有、何レモ我邦ノ大耻寔ニ苦々敷事也、愚ハ寶曆ノ聘ノ時客館ヲ見物ニ往シニ、唱和ノ始リテ或席ヲ通カヽリ、右ノ樣子ハ目ノ當リ目擊セリ、苟モ志氣有者誰カ此輩ト伍ヲナシテ贈答ニ出可ヤ、タマ〳〵正學眞才ノ人有テモ是ヲ愧テ、初ヨリ韓人トハ聲息ヲタチタリ、韓人ハ是ヲ知ズ、其接スル所ハ往々右ノ如クナレバ、渠ヲシテ日本ニ人ナシ抔ト云ハセン事ハ實ニ歎ズ可事也、重テ聘使有ンニハ、兼テ令ヲ下シ沿道諸侯ノ儒臣ヲ前廣ニ都下ニ召レ、其詩文ヲ遠方ノ人ニ改サセ、格ニ入ヌハ停ラレ、驛次ニテ贈答ヲ望者ハ、其

略ニ論ゼシ如ク成可、因テ我邦ノ學ニ暗キノ虛ニ乘ジ、我知ザルヲ欺テ、道中ノ鹵簿ニ巡視ノ旗・清道ノ旗・令ノ旗等建ル事無禮ノ甚敷者也、巡視ハ領內ヲ巡見スル也、我邦ヲ渠ガ屬國トシテ使者ヲ遣シ巡見スル心也、淸道ハ道筋ヲ掃除セヨトナリ、沿道諸侯ノ叮嚀成掃除接待ヲ忝ト謝ス可事成ヲ、却テ使者ノ道筋ヲ能掃除セヨト命ズルハ何事ゾヤ、令ノ旗ハ我日本ニ號令スル程ニ能聞ケトノ事也、淸國ヨリ朝鮮ニ使者ノユク時定テ斯有可シ、夫ヲ渠ヨリ我邦ニ施シ、公然トシテ我ヲ辱カシムル事、憎ム可ノ甚敷者也、若近年ニ聘使ノ事アラバ、前方ニ移書シテ是ヲ詰責シ、悉ク是ヲ改シム可者也、斯ル不遜ヲ見逃シテハ、上モナキ國恥成可、外ニ正德年中ニ新筑州ノ裁抑セラレシ事品々有テ、往々事宜ヲ得タレドモ、其後又舊ニ復シタル事モ多キ樣ニ覺ユ、是皆修擧有度者也、筑州ノ時ニハ下乘並ニ御回書ノ事抔差掛リ、强テノ裁抑手ニテ荒キ勢モ有シ、夫故聘使ハ歸國ノ上ニテ使命ヲ辱シムルトテ、皆罪セラレシト聞及ビタリ、是戰國ノ時ノ使命ノ目角立タル姿ニテ、善隣ノ美意ニ背キシ所有リ、トカク素定ノ所大切ニテ、何事モ彼方ヨリ得心ノ上ノ事成可、旗ノ事モ右ノ如ク申者ノ詰問センニ、渠ハ陳ジテ淸道ハ行列ノ前驅ノ者、露掃ノ心ニテ、曾テ掃除ヲ命ズル心ニ非ズ、令ハ我一行ノ人家ニ令スル時ノ用ニモタスルニテ外國ニ令スルニハ非ズ等云ハヾ、苦シカラズトモ云ベケレドモ、何分ニ巡使ハ罪ヲ逃ルヽ處無ル可、此無禮一ツ有故、其外モ心元ナク思ハル、若彌々右陳ズル所ノ如ナラバ、前驅ノ者實ニ能路掃ヲ務メ、又一行ノ人衆ニ再三能令シ置テ濟可、其旗ヲ我邦城中ニ翻シテ我人ニ見スル

絕ハツ可、但高價成程細民ノ奸闌計盛ニ成ベケレドモ、互市ノ品ノ內ノ物成バ紛ハ敷故奸モ行ヒ易カル可、持渡リヲ禁ラレタル上ニテハ、世ニ容易ニ持扱間敷故、其奸モ察シ易カル可

朝鮮ノ事

一 神功ノ遠征已來韓國服從朝貢、我屬國タル事歷代久ク絕ザリシニ、今ノ勢是ニ異リ、其故ハ御當家ノ初、豐公瀆武ノ局ヲ結ビ、一時ノ權ヲ以隣交ヲ修メ給フ御事成シカバ、渠モ以前ノ如ク我皇京ニ朝貢スルニ非ズ、唯好ヲ江都ニ通ズルノミナレバ屬國トモシ難ク、聘使ヲ待客禮ヲ以セザル事能ハズ、豐家ニ由無兵端ヲ開カレシ故、止事ヲ得ズシテ斯ル勢ト成タル者也、其諸侯ニ命有テ往反ノ驛次供億盛成ハ、元來日本ノ豐富ヲ示シ給フノ意成可ヲ、侯國ニテ追々取誤リ、朝使ヲ重ンジ御馳走ノ盛成ト心得ラル、勢有、因テ承平已來外ヲ飾テ內ハ窮セル侯國、此供億ノ大費ニ追々甚困ムト成來リ、元來蕞爾タル偏邦ノ使价、假令今ハ屬國ニ非ズトモ、斯迄天下ノ財粟ヲ傾ケテ應接スルニ及ザル事成可、今日廟堂ニ此弊ヲ能知ロシメシ、韓聘ノ期ヲ姑ク停メサセラレタルハ、恐乍ラ寔ニ有難キ御事ナランカシ、最早有來リタル故事ナレバ、今更關ヲ閉テ謝絕スルモ如何成可、數年ノ後ニハ又是典ヲ擧サセ給フ可事有ン、然ラバ舊式ヲ大ニ變ジテ、沿道侯國ノ疾苦トナラヌ樣ノ御處置モ定テ有可御事ト俯伏シテ待ノミ

一 朝鮮ハ武力ヲ以テ我ニ加ル事所詮ナラザル故、文事ヲ以テ來リ凌ントスル事、誠ニ新筑州ノ五事

可、何レニモ華人ヲ相手ニスル場所故、奉行タル人不學無術ニテハユカザル可、嗚呼廟堂ニテモ此御撰ミハ難カル可カ

一　鮫鼈甲ハ持渡リヲ堅ク制止在セラレタキ事也、鮫ハ武用ニ切ナリト世々專ラ云、甚附會ノ說也、古來武功ノ人必ヨキ鮫ヲ持タルト云事ヲ聞ズ、又ヨキ鮫無リシ故アタラ武功ヲ仕損ジタルト云事モ聞ズ、楠ハ古今ノ名將、信玄謙信ハ兵家ノ尸祝スル所トモ、イカ成ヨキ鮫ヲ所持有シト云事曾テ聞ズ、周防ノ大內氏ハ外舶勘合ノ印ヲ掌リ、豐後ノ大友氏ハ大ニ蠻夷ノ互市ヲ開キ、中國九國ニテ上ナキ大家ト成シカバ、定テ天下無雙ノ鮫ハ數ヲ盡シテ所持有可、大內ハ家臣ノ陶全姜ニ襲ハレ、自殺セラレ國亡タリ、大友ハ島津ニ切立ラレ、豐公ノ太刀陰ニテ僅ニ國ヲ保チシガ、朝鮮陣ニ臆病ヲ働テ、以改易ニ遇テ滅亡セリ、斯ル時ニ家ノ無類ノ鮫ハ何用ニ立シヤ、是ニ由テ觀レバ、武門ノ妖物ニテ、大不祥ノ器ト云テモヨキ程ノ事也、唯太平ニ成タル已來、高價ヲ競ヒ武用ヲ云グサニシテ、觀美ニ供シ衒耀ノ具トスルノミ、鼈甲ト差テ替ル事ナシ、必竟馮聘ガ妻ノ一釵七十萬錢ニテ、王涯ガ嘆ヲ興セシ類成可、玳瑁ハ往昔一旦制禁有シヲ其禁綱ノユルミヲ伺ヒ、鼈甲ト名付テ互市ヲ始メ、遂ニ其玳瑁タル事ヲ知レドモ、知ヌ振ニテ公然タル事ニ成タリト聞ク、此二物ハ永代堅ク禁制有テ尤然ル可者也、互市ヲサヘ禁ゼラレバ、國中ニ用ル事ハ制止ナクトモ可成可シ、跡ヨリ渡ラザレバ價次第ニ貴クナリ、一金ノ物百金ニモ至ル可、後王公大人、或ハ格別ノ豪民ノ寶物ト成事、珍物ノ書畫名瓶同前ニナリ、民間ニハ自ラ

ハ繁昌スレドモ、年來仕込置タル錦・繡・綺縠類、總鹿子・天鵝絨・金入帶地・綉ノ袱紗地等長物トナリ、一向售レザル物夥シキ事ニテ、相應ニ損失アリトモ賣捌タク思ヘドモ、買人無キニ困居ル由、是レヲ官ヨリ廉價ヲ以テ追々御買上ゲアラバ、大イニ悅デ差出ス可シ、是レヲ集メテ互市ノ手當トナラバ、暫ノ年數ハ餘程銅額ノ助ト成可シ、公私トモ益有テ便利スル事成可シ（近頃聞ニ、江戸ノ呉服店ノ賣ザル品ヲ官ヘ御買上有シ由、是ハ愚ノ料ル所ト同樣ノ思召ニカ如何、其詳成ヲ知ラズ）

一　藥種ハ中ニ及バズ、和產ニテ濟ム分ハ持渡リヲ停メ、緊要ノ藥石ニ上下ノ品有バ、上品ヲ渡ス可官命アリ、宜キヲ擇リ價ヲ增シ、下品ヲ渡シタラバ格別ニ價ヲ減ジ、重テ渡ヌ樣ニ懲シ、其外ノ貨物モアラバ、有用ト無用ト華侈ト、質朴ノ品右ニ准ズ可シ

一　書ハ追々持渡リ無テ叶ハザル事也、サレドモ年來無用閑雜ノミ來テ、差テ好書有ヲ見ズ、平日書林ノ携ヘ來ルニモ、竟ニ題目ヲ聞ザル新渡ノ本ナレバ、未ダ披キ見ヌ先ニ又長物カト云ニ、少モ違ハザル程ノ事也、是ハ彼土モ叔世ニ成テ、名儒能言ノ流モ無故、又ハ有テモ其類ノ好書ハ渡ヌ事カ、是ヲ道路ニ聞ニ、官ニテ書物御買上ハ、價ヲ掛目ニテ定サセラルヽ由、又聞ニ左ニ非ズ、然レドモ書ノ良否ヲ見分ル人無故、大部小部ニテノ高下定ル由、夫ナレバ貫目ノ定モ必竟ハ同事也、夫ニテハ好書ハ渡ヌ筈ノ事也、故ニ無用ノ書ヲ至テ賤ク買廻シテ持渡ル可、扨々譯モナキ事也、此弊改リ、書ノ良否ニ從ヒ價ノ定ル樣ニ有タシ、好書程高價ニナリ、濫物ハ價ナシト云程ニ成タラバ、互ニ大益有事成

一　縣官ノ兼テ銅額ヲ隨分省約シテ、他物ヲ以テ是ニ替サセラル事理ノ當然タリ、其品ハ何ト云事審ニセザレドモ、海參・串貝・數ノ子・昆布・荒和布・美濃紙ノ類ト聞、其外品々有ベケレドモ絶テ知ズ、因テ愚意ヲ述テサル可品ヲ計ルニ、其内ニハモハヤ年來官ヨリ渡サセラル品有テ、今更呶々ヲ待ヌモ多カルベケレドモ、夫ハ知ザル事故先試ニ陳列スル也、カミニテハ勿論美濃ガミ第一成ベケレドモ、其外美濃小杉・美濃半切・大直シ・唐紙代リノ大紙・扨ハ奉書・杉原・岩國半紙・加賀半紙・大半紙・宇多・仙華・尺長・筑前・豐後・日向ノ半切・越前繪奉書・雲形紙・薄葉・鳥ノ子・行成紙・染ガミ・藍華ノ類猶名産品々有可、我邦ノカミハ萬國ニ勝レタル故、外國ニ賞翫深カルベケレバ隨分多ク渡スベシ、墨ハ古梅園ヲ始メ諸名墨ノ形模高雅ナル分、硏ハ赤間關・高島石等、其外ノ器物ハ扇子・團扇・傘・日傘・菅笠・菅蓑・都テノ塗物蒔繪ノ諸道具、京・伏見・堺・尾張・備前・平戶・伊萬里等諸所ノ陶器、京細工人形・小間物・駿府・有馬ノ竹細工、江戶・伊勢ノ合羽類、絹布ハ加賀絹・丹後縞・八丈縞・博多織・越後縞・奈良晒・仙臺ノ紙布・紙子・肥後紙子ノ類數々ナリ、食品ハ諸國ノ名産數限リモ無、猝ニ筆ニハ盡難シ、干大根・干蕪・椎茸・刻烟草・並ニ石燈籠ノ火袋等、外舶甚好デ求ル由ヲ聞及ベリ、何ヨリモ第一ニ渡シ度者ハ此方翻刻ノ書籍也、多キ中ニモ取ワキ孝經・四書・五經集註、左國史漢ノ類、新ニ無點ニ官刻有テ、美濃摺・薄葉摺ニシテ渡シ度者ナリ、或人ノ茅議雜篇ニ是ヲ詳ニス、采用在セラル可ニ似タリ、扨永久ノ恒例トス可ニハアラネドモ、臨時ノ便利ヲセバ、近來御節儉ノ令ニ、都會地ノ呉服店ノ分、通例布帛ノ商

サセ給ヒシ故、一旦輻湊セル外國、是迄遂ニ至ラザル遠夷迄來リツドヒタレドモ、昇平ニ從ヒ追々謝絶有、清國モ信牌ヲ以テ船額ヲ定メ、外ハ紅夷ノミ、奸闌ノ禁モ益嚴ナルトモ、何分宏濶無際ノ海上ニ慾孔ノ塞リ難キ人心ナレバ、此害止難ク、又承平侈靡ノ風ニ從ヒ、外國モ唯華飾・寶玩・珍禽・奇卉抔ノ無用ノ數ヲ盡シテ持渡リ、益害アリテ益ナク、最初ニ互市ヲ開セ給フ思召トハ、大ニ相違ノ事ニ成來リタリ、但世人ハ奸民ノ私ニ外國ヘ金銀ヲ盡シ捨ルヲ深ク歎ケドモ、愚ハ只官ヨリ公ケニ銅ヲ多ク發兌有ヲ惜ム、如何ナレバ金銀二品ハ必竟何ノ用ニ立ヌ物ナレバ、乏キトテモ事カヽズ、銅鐵ノ二品ハ民用ニ甚切ニテ、鐵ハ云迄モ無大切成者、銅ハ是ニ次デ甚便利ノ者也、故ニ生銅ヲ年々夥敷外國ヘ抛チ棄ルハ、惜ム可ノ甚敷也、鄙撰ノ逸史ニ、嘗テ此事ヲ論ズ、故ニ是ヲ略ス、右逸史ニ記ス所最早二十餘年前ノ事也、近來御新政ニテ中興ノ業赫々トシテ、互市ノ事モ廟堂ノ深念ヲ勞セサセラレ、去歲カ外舶ノ歲額ヲ減ジ、貨藥品ヲ主トシ、無用ノ珍玩ハ禁切有、因テ銅額ヲ省約セサセラレシ等仄聞セリ、是愚ノ曾テ竊ニ議セシ所ト符合シ、愚ノ論中ニ治體ニ達スル人、必此ヲ處スル有ント云シハ是等ノ事也、世ニ有難キ事ドモ也、然バ此事ハ最早草野ノ議ニハ及バザルヲ、今煩ハ敷此條ヲ擧ルハ、俗ニ所謂甕墓ニ對シテノ説經成ベケレバ、倒テ宜シケレドモ、創業ト守成ニ付テ互市ノ品ノ有事、並ニ先儒ノ卓見ナガラ、金銀ヲ銅ト一視シテ差別ナク、一世ノ人ハ唯金銀ヲ渡スヲ惜ミテ、銅ハ是ニ次樣ニ思フ所ニ遺議有、故此條ヲ存置ト云

モ明カナラバ、風化ノ萬一ヲ助クル樣ニ成可、此事瑣細成事ナレドモ、大勢ノ子弟ヲ取立ル事ナレバ、目前ニテ差テノ利害ナキ樣ナレドモ、後日ノ風俗ニ於テ大ニ關係スル場アル事故、其事等閑ニハナスベカラザル者ト存ズ

一 在邊ニテ貧邑小聚等ニ、道心者如キ僧ヲ招キ入テ物書ニ使フ所多シ、是ハ家累モナク、世話薄ク、一代切ニテ跡ニ事殘ラヌヲ簡便ト心得テスル事ナレドモ、斯ル出家ハ頑鈍愚昧ニテ、何ノ用ニモ立者ニ非ズ、村方子弟ノ爲ト存ジモヨラズ、費ハ輕クテモ誠ニ冗費ト云者也、夫ヨリ矢張俗人ノ才覺成者ヲ招ク可、一兩人家内有テ、少シ村ノ世話多クトモ、總掛リノ事差テノ事ニ非ズ、又相對ノ仕方モ有可、醫ヲ兼ル抔別シテ村ノ用ニ立可、其子弟頑愚ナラバ、水呑百姓トシテ又別ニ人ヲ招ク可、少シニテモ村ニ人ノ多ク成バ、末々所ノ爲ニ成事ナレバ、心アル人ハ好テモス可事也、但是ハ村方ヨリ撫育ヲ受ル者故、上ノ條ニ論ズル苗字ヲ免許有ニハ非ズ、至テ微細ナレドモ序ニ此ニ述ルト云、是邑宰タル人ノ一指嗾ニ有ノミ

外舶互市ノ事

一 明淸並ニ諸蠻夷互市ノ事、其來由モ久イ哉、足利氏ノ時代宇内寧謐セザル故、互市ニ託シテ貨物闌出ノ害多、大内氏勘合ノ印ヲ失ヒ、大友氏海關ヲ撤シ、盛ンニ外夷ヲ招シヨリ、紀記極モナキ事ニ成行、織豐二家ヲ經テモ禁切ノ法シカト立難ク、御當家ニ及デ草昧ノ時ハ子細有テ多ク、蠻夷ノ互市ヲ許

僧法師ノ様ナリト嘲リタルヨシ記錄ノ物ニ見ヘタリ、夫故民間ニテ子弟ニ讀書キサセント思フ者ハ、皆是ヲ近邊ノ寺院ニ遣シタル事ニテ、邊土遠境ハ今トテモ尙然リ、夫故兒輩ノ寺ヘユクト云ハ、讀書ノ事ニ成タリ、御治世以來俗間文字ノ用ハ追々弘クナリ、都會ノ地ニハ手跡算術ノ指南、又少々ノ素讀、或ハ諸禮小諷等敎ル者多クナリ、諸浪人モ是ヲ以テ口ヲ餬スル様ニナリ、在鄕ニモ相應ニ算筆ニ通ジタル者ヲ引寄セ置子弟ヲ敎ヘ、或ハ村方年分公私ノ書キ物、金穀ノ勘定等サスル様ニ成タレバ、今ハ上國ニテハ何モ寺院ニ拘ル事ハ無ヲ、昔ノ積習ニテ矢張寺屋・寺子・寺入ト覺ヘ、世間一統ナルハ餘リ文盲至極ノ事、此御時節ニ甚不相應也、何卒其師ヲ手跡師抔ト呼セタキ者也、或ハ俗ニ從ヒ司ノ字ヲ用ルモ可也、屋ヲ付ネバ合點セヌ習俗ナレバ、細民ハ手跡屋ト覺ヘテヨシ、寺子ヲ手習子、寺入ヲ入門又ハ門人等云ハセタキ事成可、此輩ハ元ヨリ古ノ塾師ノ類ニテ、昇平ノ風化ニヨリ、上ノ令ヲ待ズシテ閭巷ニ滿ル様ニ成タリ、何レモ一分渡世ノ私計ニハ出レドモ、自然ト上ノ政敎ノ一ツモ備リテ、無テ叶ハヌ事ドモ也、然ルヲ民間ニハ屋號ノ付ヌ無商賣ノ住居ハナラヌ事ト心得、右ノ輩モ皆々何ト成トモ屋號ヲ付、賣人ニ托シ僦居スル事一統也、餘リ不自由ニテ文化ノ體ヲ失ヒタル者成可、尤子弟ヲ率ル身分故、藝能ハ勝リタルトモ行跡宜カラネバ、彼人ノ子ヲ賊フコト有可、是ハ又能擇ム可ノ事ナラン、故ニ官命下リ、町々ニ能人柄ヲ聞合セ住居サス可、彌麁末ナラヌ人物ナラバ町ヨリ申出次第苗字ヲ差許サレ、若後日不法ノ事アラバ、苗字ヲ召上ラレ、處ヲ逐ノケ別人ヲ差置可、是ニテ賞罰ト

迄ノ姿ニテ儒名ヲ立ズシテ可也、多キ中ニハ儒業ヲ專トシテ、貧ヲ甘ンジ窮ヲ安ンジ、他事ヲ顧ザルモ有、其才德ハ長短大小モ有ベケレドモ、其志ノ確ナルハ同ジ、此分ハ町在迄彼行跡ヲモ糺シタル上、戶籍ニ儒者ト記シ、其所ヨリ申出シ次第、官ヨリ苗字帶刀ヲ免許在セラレタシ、若後ニ行跡正シカラヌ聞ヘ有バ、其時苗字帶刀ヲ召上ラル可、三都ヲ始諸國公領皆斯ノ如クナリタラバ、儒風ヲ振起スル端トモ成可、元來京大坂ニテハ市中ニ苗字帶刀ノ者ノ住居ハ禁制ナレドモ、是ハ武門浪人ヲ禁ゼラルルニテ、儒者ヲ禁ゼラルヽニハ非ズ、紛ハ敷故一所ニ禁ゼラルヽトノ事ナレドモ、夫ハ敎授ヲスルトセヌニテ、其分チハ明白成可、京師ニハ宿坊屆ケト云者ニテ、儒者帶刀ノ住居ヲ官許有ニ、大坂ヨリハ事ユルヤカ成樣ナレドモ、儒名ノ人トシテ浮屠人ノ受負ヲ以テ住居スルトハ、甚本意ナラヌ事也、其上武技ヲスル浪士カ、敎授ヲスル儒生カト云事ハ、其所ノ者ノ改ル程明白成ハナシ、他所ニ有宿坊ノ詳ニスル處ニハアラジ、故ニ京師モ宿坊ノ屆ヲ止メニシテ、町ヨリ屆サセタキ者也（京師ノ宿坊屆ハ禁ジラレタリト云、其跡ハ如何定リシヤ、其詳ナルヲ知ラズ）

一　アガリタル世ニ、閭巷ニ至迄皆學有ト見ヘテ、閭師塾師等稱シ、サセル才ガナクテモ童幼ノ師ト成程ノ覺ヘアレバ、其所ニスヘ置テ村里賤民迄物學ビサセタル事ナリシ、已後世ニ村子蒙師ト稱スル者是也、今ノ寺子屋ト云者此類也、此寺ト云名目ハ由來モ久シカル可、數百年前喪亂ノ時等、世人ハ金革ヲ袵ニシ、戈ヲ枕トスルノミニテ、書ヲ讀者ハ浮屠ヨリ外ハ無リシ故、タマサカ冊ヲ挾ム者有バ、

明白ナレバ、今事ノ序ニ此談ニ及事也

一　奈良・堺・大津・池田・西宮・兵庫抔其ノ外諸國大小都會ノ地公領ノ分ハ、其地ノ樣子ニ從ヒ大小庠序ノ設有可カ、夫々土地ノ品モ有事ナレバ、通ジテ一樣ニハ定ムベカラズ、何分官ヨリ少シ力ヲ加ヘ給ハヾ、其地興起スル者有可、多年ナラズシテ其備ヘ自ラ成可、堺抔已ニ近年ノ內ニ其備有テ、本衙ノ使者ニモ內分彼是心ヲ用ヒラルヽトモ聞及ビタレバ、上ヨリ一揮シテ成就ス可勢也、其餘ノ諸國ノ事ハ愚拙ノ窺ヒ計ル所ニ非ザレドモ、西國筋抔其機會ヲ待人有トモホノカニ傳ヘタリ

儒者ノ事

一　民間ニテ儒者ト云名目ノ立ザルコソ怪シケレ、草昧ノ世ニテ卷ヲ執者ヲ僧法師ト一視シタル時ハサモ有可、昇平二百年ニ近シテ、文運追々ニ開ケタル今日ニ於テ、餘リ不都合ノ事成可、尤朝廷搢紳中ニ儒家ト稱スル有、夫ヨリ公儀侯國ニ及迄儒者ノ稱有ハ、表立タル所ニハ皆其名立タレドモ、夫ハ博士文學ノ職ニテ、高下トモ仕進ノ人ノ事也、元來儒トハ學ンデ未ダ仕ヘザル人ノ名目ナレバ、民間ニ有學者ヲ主トスル也、然ルヲ其本稱立ズ、民間戶籍ニ登ラザル故、儒者ノ分往々醫名ニ托シ、又市中ニテ屋號ナケレバ得心セヌ者モ多キ故、工商ノ名ニ托シ僦居スル等、餘リ淺間敷事也、但儒生ハ貧窮ナル者ニテ、中々其業ニテ一身餬口ノ便リモ出來難ク、增シテ上ニ老有、下ニ幼有バ、凍餒ヲモ免レ難キ程ノ事ナレバ、或ハ實ニ醫術ヲ兼ネ、又ハ合藥等ヲ便リトシ、商賣ニ混ズルモ有バ、此分ハ是

西ヲ益事甚便利也、幸ニ西隣ハ横町迄表口十三間計リ、裏行町並二十間ノ家有、内表口四間ノ家ノミ家持居宅ニテ、跡ハ皆借屋也、外徙ニ差テ患ナク、右家持モ小家ナガラ産ノ厚キ者故、是又外徙ニ難澁スル事無ル可、御買上ノ費モ初ニ云如ク、新ニ場所ヲ定アルトハ、先八分ノ一ニテ濟可、扨是ヲ以テ舊校ニ加ヘバ、講堂モ餘程廣クナリ、聖廟モ大抵ノ規模ニ設ラルベク、教授助教ノ役宅抔云可者モ用意出來ベク、所詮迫リタル場所故、十分成事曾テ無トモ、推出シテ公儀ノ學ト云程ノ事ニハ成可、此造作ノ費モ初ニ云所ニ比シテハ三分ノ一カ五分ノ二ニテ辨ズ可、皆是最極簡便ノ事成可、若又右ノ官地ト成可所、裏ノ尻ヲ隣町ヘ打拔テ御買上有バ、是モ裏行町並二十間ニテ、幸ニ隣家ノ人組モナク、表口モ同ク十三間計リ成可、是家持ハ一人ニテ、跡ハ皆借家也、斯有バ聖廟講堂モ又餘程廣クナリ、教授助教ノ役宅モ、寄宿生ノ子舍モ宜キ程ニ取繕ハル可、又舊校ノ裏尻モ共ニ開拓シテ一區トナラバ、十分ノ事成ベケレドモ、是等ハ皆隴ヲ得テ蜀ヲ望ムノ談ナレバ敢テ請ザルノミ、但右ノ如クニテハ、其大小狹濶ハ何レニテモ、官地ト舊ノ拜領地ト接連混雜シテ如何敷者ノ様ナレドモ、夫ハ此事行レナバ、其時官ヨリ指揮モ下ル可、下ヨリ議ス可ニハ非ザレドモ、試ニ擬議センニ、寔混ジテ惡クバ、愚ノ守ル所ノ除地ヲ獻上シテ、一所ニ官地トス可ノミ、先年ノ初ニハ諸同志ノ者ト議シテ此校ヲ設シモ、何卒永久ニ傳ヘテ退轉無ヲ欲スル事主意ナレバ、今官地ト併セラル丶事、誠ニ永久此上モ無御事成ベケレバ、今日ノ諸同志ニ於テモ本望成可カ、拜領地ヲ子孫ニ永ク傳ン等私計ニ非ザル事ハ、先子ノ宿志

キ所ナレバ、場所ハサマデ廣大成ニ及バズ、市中ノ街衢大抵竪横トモ四十間ニ限リタル所ナレバ、其成規ヲ用ヒテ四十間四方ノ地ヲ官ニ御買上有テ、其民ヲ徙シ學舍ヲ設サセラル可カ、其制度京師ノ學ニ准ジ、地面相應ニ諸事減省有可、主管ノ人官祿有テ庶務ヲ統領ス可、教導ノ人ハ平民ヨリ選用有テ、是ハ役料月俸抔ニテ、常祿ナク一代切成可シ、入數色目支給ノ類是又京師ヨリ減ズ可、坂學ノ事右ノ如ク申者ノ、城中土寸金地ナレバ、右ノ場所皆御買上ト成テハ費ス所モ少キニ非ズ、又借宅ノ者ハ外ニ移ルモ差テ妨ゲザレドモ、家持住居ノ分遷徙ヲ患可シ、其上右ノ宜キ場所ハ多分豪商ノ居宅ニテ、百數十年來住付タルモ多カルベケレバ、別シテ遷徙ヲ重ンズ可、學ヲ興スハ格別ノ事ナレバ、是等ハ顧ルニ遑非ズトモ云ベケレドモ、上ノ御仁慈御節儉ニテハ、右ノ二項ハモシクハ兩ナガラ如何ニ思召ルル方ニモ有バ、是ニ一ツ有、京師ノ設已ニ圓備有タラバ、大坂ハ又大ニ事ソギタリトモ苦シカルマジ、因テ思フニ、大坂ニ於テハ前文ニ述ル如ク、幸ニ先人願受タル場所、愚拙ノ今守ル所ノ一小校有バ、是ヲ少シ開拓シ增飾シテ、官校トセサセラル可キヤ、場所大抵宜キ地ニテ、表口十二間計リ裏行町並二十間也、僅ニ講堂ヲ設ケ子舍ヲ具、游學生十數人ノ寄寓ヲ辨ズルノミ、是ニテモ一分ノ私校トスルハ隨分事足ヌ、夫サヘ講說ノ時ハ堂上ニ聽集居餘リ、玄關ノ式臺迄僅ニ膝ヲ入、寒夜ノ節等甚氣ノ毒成者也、中々官校トス可設ニハ非ズ、最初ニ官命ヲ奉ジテ設タル故私ニ非ズ、急度公儀ニ立タル場所故、世間ニテ公儀ノ學校ト唱フトモ中々サル程ノ事ハ非ズ、今是ヲ開拓センハ、建物ノ勝手束ヲ益ハ用ニ立ズ、

大屬・少屬ニ任ジ、書籍道具ノ出納、講席會席ノ排設修覆方・勘定方等役割ヲ以テ務メ、菅清兩家ノ家臣ト立合テ取計有可・此助・允・屬トモ多少ノ常祿有可、扨師儒ノ任ハ縣官ニ其人アラバ申ニ及バズ、サレドモ先ハ有ニクキ者成ベケレバ、廣ク一世ニ求メ、諸國ノ陪臣ノ內ニテモ平民ニテモ、身分ノ差別ナク、唯才德優長成ヲ選用シ、何分ニモ禮ヲ厚クシ招キ致スヲ要トス可、輕ク招キテ早來ル者ハ、實ニ非ザル故也、若終身ト云テハ得出ザル者ハ、年限ヲ立交代セシム可、貫首ノ一人博士ニ任ジ、或ハ教授ト稱シ、次ニ二人助敎ニ任ジ、訓導師・句讀師等四五人、詩文並ニ筆道ノ指南ハ、此諸人ノ內ヨリ兼可、朝廷ノ典故並ニ公武ノ式ニ達シタル人、樂ニ堪能ナル人、天學ニ長ズル人、算學ハ此內ニ寓ス、是等皆局ヲ分チテ問ヲ待可シ、凡右ノ分博士助敎ハ常祿アリ、其餘ハ役料月俸等ノ定ニテ皆一代切成可、子孫ハ大方愚成者故也、若賢ナラバ別ニ招キ、改メ仕用有可、此諸人始テノ撰ミ肝要也、後ハ年ヲ經ル內追々遊學生ノ內ヨリ詮序シテ、別ニ撰ムニ及バザル可、聖堂ノ制度、舍采ノ禮式等ハ、朝廷ノ典故ノ殘リタルヲ考ヘ合セ、東土大成殿ノ成規、又侯國備前長門ノ學校抔ノ樣子雜ヘ采テ、其儀制ヲ成可シ、其餘ハ徃年菅公ニ呈セシ劄子ニ見ヘタル分ハ爰ニ略ス、併セ按ズ可事往々ニ有可シ

一 大坂ハ兩都ニ列スル大都會ニシテ、四海ノ輻湊スル所繁華甚敷、其風俗謂難クシテ壞レ易キ地ナレバ、是又シカトシタ學校ノ設無テハ叶可カラズ、其場所偏僻抔ニテハ益少ナシ、隨分ハ中ニ有可、是船場ノ內成可シ、船場ニトリテハ東北ニヨリタル程宜シトス、唯府下ハ尊貴ノ人甚少ク、平民ノミ多

紳ノ宅ノ迫リタル分ハ、外ヘ移シテモ苦シカルマジ抔兼テ菅公ニモ御沙汰有、若宅ヲ移シテ苦シカラヌナラバ、迚モノ事堺町御門外ノ東側ノ地御築地ニ續キシ所尤宜シカル可、此所ハ朝士ノ宅二三軒建並ビタリ、空地ハナケレドモ、此二三軒ヲ少シ東ニ徙シタラバ十分成可シ、御築地ノ内此外ニハ場所無ル可、北ノ端ニハ有ドモ大ニ便利ナラズ、故ニ若右ノ二ケ所ニテ下定シ難キ譯モアラバ、其當リ京極通ノ寺院、並ニ町屋ヲ少々外ヘ徙シ、五六十間四方ノ地ヲ拓カセラル可カ、其制度ハ大抵鄙撰ノ圖式ノ樣ニテモ宜カル可ニヤ、扨親王家御一人學校ノ別當トシテ總官在セラレ、且ハ親王諸王、並ニ攝家大臣家子弟ノ學ニ就セラルヽ進退ヲ司ラセラレ、一代切ニテ替ラセラレ可、前卷ニ論ゼシ如ク、若新親王追追出來サセ給ハヾ、其御中ヨリ領シサセ給フ事尤宜シカル可、學校右ノ如ク設アラバ古代ノ大學寮ノ姿ナレバ、往年私議セシ菅家ノ學抔ト限ル可ニハ非ザレドモ何分菅清兩姓ハ儒家ノ御事故、其八九軒ノ家ヨリ一人宛大學頭ニ兼任在セラレ、華族以下總堂上ノ子弟ノ學ニ入セラルヽ進退ヲ掌ラセラレ、三年切ニテ交代有ベシ、是ハ頭ニ付タル常祿有テ、次々ヘ祿共ニ傳ヘラル可、外ニ兩家ノ內ヨリ一人宛頭ニ差添テ勤有可、大學頭ニ權官ハナケレドモ、見習ノ爲又ハ頭ノ故障ノ節、代リテ事ヲ執セラルル爲也、唯本官ノ儘ニテ別ニ學官ハナシ、一年切ニテ交代有可、是ハ役料ノ定メ有可、其次ニ關東御儒臣ノ內カ、又ハ新ニ御抱ヘ人ヲ以テ大學助ニ任ジ、師儒ノ去就、生員ノ增減、又ハ地下官人出席ノ進退ヨリ、凡民ノ俊秀貧學生徒ノ掛引ヲ司リ、總テノ校事ヲ管轄ス可、此下役四人有テ、大允・小允・

竊ニ議シタルニ本末ニ、今日ノ見所ヲ加ヘ左ニ具ヘ、異日國家ノ采用ヲ待ト云

一　往年高辻黄門公京師ニ學校ノ廢絶シタルヲ深ク歎ゼラレ、古代ノ規ヲ摹シ、菅家ノ學ヲ設ケラレ度、既ニ院ノ御所ヘ內奏ヲ經サセラレ、時ノ關白九條殿下ニモ御聞濟有、經費加賀南部ヘ託セラル可クモ、早東旨ヲ伺セラルノミニ成タリ、是容易ナラザル事ナレドモ、萬一官許ヲ得テ建學ニ及タラバ、其規模制度ハ如何ス可トテ、是又內々勘考在セラレ、愚拙ハ兼テ懇遇ヲ得ル故、或時召レ咨詢アリシ儘ニ愚意ヲ一通演說シ、尙又退テ書一箚子ヲ具ヘ是ヲ詳ニシ、建學私議ト名ケ、又鄙見ヲ以テ新ニ圖式ヲ裁シ、併セテ是ヲ獻ゼシニ甚悅セラレ、內々殿下ニモ呈セラレ、其後ニ天覽ヲモ歷タリ等仄カニ承リタル、恐多キ御事ナリシ、サレドモ其比關東政府ハ文事ニ潦落タル御事ナリシカバ菅公ヨリ仰立ラル、端緒モナク、夫ナリニ成シハ嘆ズ可ノ甚歎也、其後鄙撰ノ私議圖式抔尾藩ノ士大夫中ニ取傳ヘテ、料ラズモ尾公ノ御前ヘモ出タルニ、思召ニ叶ヒ寫留ヲ仰付ラレシト聞及ベリ、此又恐入タル御事也、夫ヨリ程無京師回祿ニテ、右等ノ事ハ一向灰滅塵斷シタレドモ、折シモ世道一變シ、今日右文休明ノ世トナリ、皇居モ追々御造畢、公卿庶尹ノ第家漸ヲ以テ成就ナル可、今一兩年ノ內ニ右ノ舊議モ再發ノ機會ニ及可ニ似タリ、彌國家ニ此事施行在セラレバ、場所ハ御築地內ノ東南隅抔然ル可カ、其正門ハ丸太町ニ向ヒ、地面ハ築地內ニ有テ、別ニ仕切一區トス可、大抵二十間四方ノ地成可カ、此所夫程ノ空閑ノ地有シト覺ユ、併追々朝紳ノ第宅ニ迫リテハ、右程ノ地ハ無樣ニ成シヤ、シカト記存セズ、此格別ノ事故、重カラヌ朝

ヒ、續イテ林家ヲ拔擢シ給ヒ、天下ノ遺書ヲ蒐索シ給フ等、治本ニ達シサセ給フノ德意、實ニ前代ニ卓越シ、有難キ御事ナリシガ、天造草昧ニシテ禍亂新ニ定リシ時ナレバ、世ハ唯長鎗大劍ヲ知ルノミニテ、僧法師ヨリ外ニ册子ヲ挾ム者モ無程ノ事ナレバ、猝ニ建學ノ御沙汰ニ及バセラレ難キ勢モ有可、故ニ慶長季年ニ治化已ニ浹カリシ比、京師ニ於テ學校御建立ノ御催ニテ、林家ニ命ジ既ニ場所迄御定有シニ、大坂御陣起リ、兩年ニシテ凶器長ク縮リタレバ、程無神遊在セ給ヒ、學校ノ御沙汰ハ其儘ニナリ、遺憾ノ至也、其後昇平ノ美林家ノ學盛ニ興リ、元祿年間大成殿ノ御設、舍菜ノ御式等濟々タル御事、唯士庶ノ學迄ニハ未ダ及バセラレザル所ニ、享保初年ニ菅野彥兵衞願ヒ立、本庄ニ於テ地ヲ賜リ學校建立有、始テ平民迄講習ノ所ヲ得タリ、其比上ノ思召ニ京大坂ノ地願モ出ナバ、學校仰付ラル可トノ御趣ニテ、大坂ニ於テ吾先人忠藏御願申上ゲ、是又地ヲ賜リ、除地諸役御免トシテ懷得堂ヲ建立シ、學風大ニ振起シ、數十年來絃誦タヘズ、今愚拙是ヲ承ハルサヘ講習依然トシテ、四方業ヲ問フ人跡ヲ接シ、先子ノ遺績退轉無ク永久ニモ傳可キ勢有ハ、是偏ニ公恩有難キ御事也、右ノ比京師ニハ學校ノ事ヲ擔當スル人無リシニヤ、何ノ沙汰ナクシテ今日ニ至リ、是又惜ム可事也、唯今御新政ノ美ニテ、右文ノ化隆ンニ行ル丶ニ付テ、林家ヨ提撕アリ、舊弊ヲ革メ學風ヲ正シ、諸儒鴻漸ノ羽儀有、儒敎方ニ盛ニテ、海內目ヲ拭フニ至レリ、斯ル御時節ニ當テ、京師ニ學校ノナキ事、洵ニ邦家ノ光リヲ失ヒ、一代缺事トス可程ノ御事成バ、因循放過ス可ニ非ザル可シ、是ニ因テ愚拙先年故有テ京師學校ノ事ヲ

大ニ古意ヲ失ヘリ、今ノ士烏帽子ハ別シテ見苦敷者ト成タリ、是ヲ着スル者後ワケニ剃頂ヲムキ出シ、怪キ所ニ紐ヲ付テ、曾テ首ノ服トハ思ハレヌ姿トナリ、厭ヒ惡ム可者也、直垂・素袍等モ古ハヤワラカ成布帛ヲ用テ體ニ便成ヲ、後世是モ律派ヲ好ム故ニヤ、糊ニテ固コハヾリノ見苦敷、身ノ自由モ出來ヌ樣ニ成タリ、其上平日烏帽子アレバ、大夫ノ髮ニハ膏ハイラズ、衣衾ノ垢付汚ル丶事モ今ノ樣ニハナク、素袍等アレバ下ニハ何ヲ着シテモ苦シカラズ、其袴ノ如キヨリ下ノ服ハ少シ見ル故、下ノ服損ズレバ、其所計リ新キ絹ニテ錺リ、或ハ服色ト違ヒシ絹モ搆イ無用ヒ、又無地ノ服ニ嶋絹ヲ用ヒテ補ヒ等シテ妨ゲ無リシ、是今ノ熨斗目ノ腰替ノ濫觴也、古代儉質ノ風貴ブ可事ナリト先儒ノ論ニ見ヘタリ、此事今日猝ニ行ヒ難クトモ、徐々トシテ挽回スルノ方有可キ者ニヤ

學校ノ事

一　凡學校ノ敎ノ道ニ切ナル事、虞夏商周ノ古ハ申ニ及バズ、後世ニテモ道ヲ重ンジ治ヲ求ル明主ニ、此設ノ欠タル事ナシ、然ル可筈ノ事也、我邦ニテモ奈良ノ京大寶年中、始テ學校ヲ設サセラレショリ、今ノ京ト成テモ大學寮ノ制度完備ノ事ニテ、藤氏ノ勸學院、源氏ノ淳和・奬學兩院等ヲ初トシ、何レモ盛成事ナリシニ、世換リ風移リ次第ニ廢滅シ、中間數百年ノ兵戈ニ跡形モナク成タルハ寔ニ惜ム可、學校ノ衰ヘハ世ノ衰ル基成事ナレバ、是ニテ其時ノ人ノ治道ニ暗カリシモ亦知可、國家ニ長タル人豈心ヲ爰ニ留ザル可ケンヤ、慶長鞬囊ノ初、馬上ニ得給ヒテモ馬上ニ治メ給ハズ、早ク惺窩ヲ禮待セサセ給

ノ事ニ烏帽子・直垂・狩衣・素袍ノ制ニ復シ專用ヒ、夫ニ服色ヲ加ヘタラバ十分成可、但直垂ハ下ハ大ナル故ヨシ、狩衣ノ指貫、素袍ノ袴ハ皆裾長クシテ不便利ノ者ナレバ、今ヨリ改テ半袴ノ如ク短クシテモヨカラン、長上下ハ廢シテモ苦シカル間敷モノ、諸國陪臣迄モ此制ト成可クバ、見事成禮儀ノ俗ト云可、唯直臣ニテモ陪臣ニテモ、輕キ人ヨリ庶人迄ハ肩衣半袴モ然ル可、下賤ノ禮服ハ是ニテ濟タリ、又庶人迄モ素袍・烏帽子ヲ着スルニ禁ハ無ル可ノミ

一　烏帽子ノ事ハ愚會テ故老ニ聞ニ、立烏帽子・折烏帽子・士烏帽子等造リ付ニ仕立ルハ後世ノ事也、古ハ唯一樣ノ烏帽子ニテ、小鷹紙ニ漆シ製シタルモノ、（或ハ云、紙ハ小鷹ニ非ズ、柳サヒト云カミ也ト云、何レニカ有ラン）折樣用ヒ樣ニテ色色變ズル也、故ニ古代ハ烏帽子折ト云者有テ、其カタヲ付テ商ヒシタル事ニテ、尊貴ヨリ卑賤迄モ一統ニ是ヲ着スル也、其形上ヨリ抑ユレバ皆皺ケテ首ノナリニ成、其皺ケタル上頭ヲ撮ミアゲテ、一ツネジレハ圭首ト成テ止ル、是今ノ侍烏帽子也、士大夫ノ平居出入往々此通ニシ、恭敬ヲ加ル時ニ引直ス也、賤者ノ役ヲトリ工匠ノ業ヲ作スニ、烏帽子障リテ妨グル故引コメ置事常成ハ、侍烏帽子常事ト成タリ、是ヲ半引アケ左右ヘヲレバ、左折右打ト成、皆引延シ前ヲ淺クタヽケバ、直立シテ竪烏帽子ト成、後ヲ深ク叩ケバ半バ後ヘオレテ、折烏帽子ト成、其輕キハソバダチテ風折烏帽子ト成、古キ記錄物ニ諸士ノ君所ニ詰居ルヲ、主人ヨリ召ルヽ時、烏帽子引立テ參ル等ト書タルハ右ノ事也、甚面白キ事ナラン、後世ニテ是ヲ知ラズ、又律派ヲ好ムヨリ造付トナリ、一ツニテ濟烏帽子ヲ幾品モ拵ヘル事、

ニヤ、定テ御加冠ヨリ後ノ御事ニテ、是ニ別段重キ御儀式在セ給ヒヌ樣ニ記錄ノ面ニハ見ユル、然レバ時節有テ剃頂ハ御停廢在セ給ヒテモ、御儀式ニ於テカクル所ハ無ニヤト推揣リ奉ラル、此事草野ノ議ノ及ブ可ニ非ザレドモ事ノ序ニ錄シ置ノミ

衣服制度ノ事

古ヨリ武門ニ服制ノ有事聞ズ、併シ烏帽子・直垂・狩衣・大紋・素袍等何ツノ比ニカ禮服ト成タレドモ、サシテ高下ノ差別モナク、制度深色等ニ曲折モナク、素袍・烏帽子ハ平民迄通用ノ事ナリシガ、足利ノ季世ヨリ是等ノ事モ次第ニ崩壞シ、御治世ノ前ヨリ變ジテ肩衣半袴ト成、武門一統尊卑ヲ論ゼズ、格別ノ儀式ノ外ハ皆此服ヲ用ル事ニテ、平人迄通用シ、一向階級ノ分ラヌ事ニ成來リタリ、後光明帝ハ近代ノ英主ニマシマシ、深ク文學好セ給ヒ、經筵ニ四書新註ノ進講ヲ敕命有、朝章ヲモ彼是ト釐正遊バサレ、雲上ノ弊風ヲ挽回在セラレントノ叡慮モ厚ク、其序ニ武門ニ禮服ノ古意ヲ失ヒタルヲ歎セ給ヒ、四海萬國何レノ地ニモアレ、袖ナキ衣服ヲ禮服トスル事ヤ有可トテ、此反正ノ事ヲ關東ニ敕諭在セラル可ニ極リタル時ニ、天崩レ地裂テ俄ニ群臣ヲ捐サセ給ヒシ事、嗟嘆ニ餘リ有可シ、何分年久キ頑習故猝ニ變ジ難シ、熊澤氏モ是ヲ心得テ、服ハ改難クトモ、責テ服色ヲ以テ尊卑ヲ定メ度旨ヲ述置レタリ、是モ尤成事也、染色ハヤ、行レバ易キ方成可、既ニ服色ノ定メ有ナバ、今迄用ヒ馴レザル色目ニ立テ宜カラズ、黑色・紺色・花色・鳶・萠黃・淺黃・色々・玉子・青褐・黃褐等ニテ隨分タル可、迚モ

終ニ剃頂セヌ人、上氣抔ノ患有可筈ナシ、此事堅ク行レ二十年ニ及タラバ、殿廷ノ内大方總髮ノ人トナリ、初受引ザル人モ、サスガ剃頂ハ士庶賤隷ノ風タルニ心付タラバ、自然ト歸正有可、是督責ヲ假サズシテ其風ヲ變ズ可事也、或ハ幸ニ廟堂ノ尊貴ノ御方ヨリ此風ヲ擧行ハセラルヽ事モアラバ、諸侯大夫ハ勝手次第ト命有テモ、上ヲ學ブ下ニテ、風ニ偃ス草ノ如ナラバ、一兩年ノ内ニ追々變化シ、必シモ勸勉曉諭ヲ待ザル事有可、又或ハ多キ中ニハ事ヲ曉ラザル人有テ、武勇ヲ好メバ係鬢撥鬢等ニモスル物ヲ、總髮ニテハナマヌルク、公家メキテ武邊ノ衰ヘトモ成可抔云ンハ笑フ可、其カミ源平家ヲナシテ武門ヲタテシヨリ數百年、世間ニ名高キ良將猛士ハ皆總髮成ノミナラズ、婦人ノ髮ト同ジ者也、此二百年來ノ内、太平ノ化ニ誇リ、懦弱ニテ聲色ニ溺レ奢侈ニ長ジ、國ヲ滅シ家ヲ失ヒタル人々皆剃髮也、頭髮ノ形狀何ゾ武道ノ盛衰ニ預ル所ナランヤ、唯治世ノ禮容ニ於テハ關係スル所甚大成者有、是識者ノ深ク考テ知可事ナランカシ

一　足利家元服ノ禮式甚嚴重成事ナリシ、理髮加冠打亂シ等儀節モ亦繁シ、叔世衰絀ニテ江州ノ山谷ニ奔竄有シ時ニテモ、山中ニテ此儀式ハ嚴然タリシ、御當家ニ成テ往々足利ノ式法ヲ采用サセ給ヘバ、此元服ノ式モ定テ同樣タル可、嘗テ東武實錄ノ類ノ書ヲ彼是ト閲セシニ、御袖留ノ式有、又御元服ノ式アリ、御袖留ノ方ハ其義ハ事ソギ、御元服ノ方ハ嚴重ニ見ユ、此御元服トハ定テ古禮ノ如ク加冠成可、サレドモ御代々ハ御剃頂ノ御姿ト承リ及ベリ、申モ恐アレドモ、此御剃頂ハ何ノ時ニ行ハセラルヽ、

ハ、男女差別無リシ事ト見ヘシ、何ノ時ヨリニヤ、男子ハ短ク切事ニ成タリケン、左氏ニ「呉髮短」ト見ヘ、史記ニ泰伯斷髮文身シ、南越王尉陀魋髻ノ事抔アリ、皆呉越南裔ノ風也、琉球ハ南夷ナレドモ髮ハ斷ザルニ、我邦ノミハ斷髮トナリ、是計リハ京師搢紳モ免レズ、今ニ古風ヲ存ルハ、僅ニ洛北八瀨ノ山民計リ也、サル故是ハ別シテ改難キ事ナレバ、最早改ズトモマヽ成可シ、但願クハ武門一統ニ折ヲ得テ、古ノ總髮ニ歸スル樣ニ有度者也、皆總髮タレバ元服ノ式ニハ自然ト冠帽ヲ用ル樣ニ成テ、是尤美事成可、剃頂ハ軍容ト見ユレバ、士卒ノ當リ前ナレバ、輕キ士輩ヨリ庶民ハ今迄ノ通ニテ、公儀ニテハ御目見以上、諸侯家ニテハ何ノ格以上ハ總髮ト云樣ニテ宜カラン、今日迄世間一統ニ剃頂セル人ヲサシテ奴アタマト呼ハ、其賤民ノ風タルハ知可ノミ、民間迄モ髮ヲ立ルニ禁ハ無ル可シ

一 總髮ハ誰モ慣ハヌ事故、若新ニ令下ナバ、氣ノ上蒸ヲ患ヒ、頭瘡ニ害スル抔樣々ノ難儀有可ケレドモ、古代天下總髮ノ時此患有事ヲ聞ズ、今日堂上方ニテ此沙汰曾テ無シ、婦女子ハ元ヨリ也、必竟ハ身ノ馴ルト馴ヌトノ事ノミ也、然ドモ是ヲ强ルハ宜カラズ、故ニ必是ヲ行ントナラバ、唯位階官祿アル人ハ總髮タル可キ譯ヲ能諭シ、夫トモ習ハヌ事ニテ迷惑成人ハ、自他トモ是迄ノ通勝手次第トシ、望デ髮ヲ立ル人ハ、外ニ類少シトテ見合ニ及バズ、外ニ混雜スルヲ厭ハズ、髮ヲ立ルモ立ヌモ、屆ニモ斷ニモ及バズ、隨分法ヲ緩ニシ、唯小兒ノ成長ノ時剃頂スル事ヲ嚴重ニ禁ジ、若犯者アラバ威罰ヲ施サセラルヽ程ノ事トシ、先七歲ヨリ皆髮ヲタテ總角トシ、十五成童以上元服ノ時必帽ヲ用ユ可シ、兒童ノ

草茅危言卷之四

武門元服ノ事

一　元ハ首也、服ハ衣服ノ服ナリ、元服ハ首服飾ニテ、冠冕帽幘ヲ着テ禮トスル事也、今ハ武門無上ノ尊貴ヨリ侯伯士大夫迄、下ハ平民ニ至迄、アラヌ姿ニ變ジ來リタレバ、首ノ服ナル事曾テ無、「觚不レ觚觚々哉」トハ、カヽル事ニテモ有可シ、鄙撰ノ逸史ニ是ヲ論ジタル一條有リ左ノ如シ、「元和二年丙辰正月正會、命二侯伯以下一、隨二爵位一具二冠服一以改二軍容一、逸史氏曰、今之俗以レ去二頂髮一、爲二成人之儀一者、京室搢紳之外、無二貴賤一皆然、相傳萠二於鎌倉時一、或曰、創二乎室町氏一、蓋喪亂之世、從レ軍者兜鍪皆生二蟣蝨一故權剃二頂髮一以避二其患一、役罷復レ舊、既而天下滋亂、將士丁壯、不レ遑二復髮一焉、因仍成レ俗、卒至三於以代二冠禮一、其爲二軍容一也甚矣、或又曰、中古有二月額一、今去二頂髮一者、蓋月額之過甚、非二軍容一也、未レ知二孰是一、縱非二軍容一乎、其失二禮容一則一矣、俗又有二單麻肩衣半袴一、通爲二貴賤公服一、亦係二亂世苟簡製一、可レ厭耳、當時守文之治、釐二服製一、正二國俗一、可レ謂二盛事一矣、然未レ及レ變二斯俗一、留以成二世之頑習一、惜夫」、斯ハ論ズル者ノ、早年久敷風ヲ成シタル故、今更俄ニ如何トモシ難シ、元來總髮タル上ニ長ク延シ、婦人髮ト同キ様成筈也、源ノ渡ガ妻義死セル、濡髮ヲ探テ證トセヨト云ヒシ、洗髮ニテモトヾリ作ラザル内

ヲ復シテ祖烈ヲ顯ス可、若大分ニ減ジタルハ、或ハ半或ハ三分一、或ハ十分一等宜キヲ量テ還附在セラレタシ、若大藩ニテ曾テ減ル事無モ、官位ノ昇進中比ヨリ落シ分ハ、先祖ノ昇進ニ從ヒ、或ハ一二等ヲ進メ、是ヲ賞格トス可、夫モ無バ別ニ何ニテモ賞賚有テ寵異在セラレタシ、侯國ニ令ヲ傳ヘテ、其家臣ノ養子右ニ准ジ法ヲ定シム可、斯有ナバ同姓ノ養子段々ト盛ニナリ、他姓養子ト云事ハ消失ル樣ニ成行可シ

草茅危言卷之三 終

ル間成ニ、夫ハ世ニ陰レタル家成故取合ズシテ、他ノ顯諸侯ヨリ養子有タル由、別シテ殘多キ事也、第一ハ御條目ノ同姓無レバ他姓ヨリトノ旨ニハ背キシ事也ト、上卷ニ述タル分封ノ事、大宗小宗ノ法ニ近ケレバ、若此事行レバ同姓養子ノ備ヘ厚ク成可ケレドモ、夲體世ニ同姓ヲ重ンズル心無、目前便利ヲ求ル事ニ成タレバ、舊習ヲ革ム可日モ無ル可、是今日ヨリ法制一ツ設ズシテハ改正シ難カル可、試ニ其法ヲ云ハヾ、今迄ノ事ハ他姓モ實ニ准ジ、サラリト置テ問ズ、此度號令ノ下リシ日ヨリ以後、諸侯方ハ云ニ及ズ、麾下ノ士大夫末々迄相續ハ必同姓タル可、如何程輕キ家ヨリモ尋求テ迎ヘ取、又先代養子有シハ、其血脉ノ分ハ姑ク同姓ニ准ジ妨無ル可、今日ヨリ改テ他姓ヲ取事堅ク禁制有可、若如何樣ニ求テモ血脉ナク、實ニ止事得ズシテ他姓養子ノ願有バ、家督ノ二十分一ヲ削リ跡ヲ立、又後代ニ血脉ノ養子出來タル時、本姓ノ通還附有可、總ジテ同姓親類ナキモ、家臣ノ內ニハ必同姓有者也、若外ニ求テ無時ハ、家臣ノ內何代立タルトモ、血脉ニ紛ナクバ夫ヲ迎取テ嗣ト定ム可、家臣ノ子ヲ主人ノ養子トスルハ如何ト云俗論有テ、此事是迄行レヌハ甚非也、世ニハ親王公卿ヨリ大小諸侯迄、其血脉ノ故有テ民間ニ墜タルヲ、俄ニ搜シ求テ迎ヘ取、嗣トシタル例シ少カラズ、鍛冶家ノ槌打ト成居タル童子遂ニ親王家トナリ、町人ノ手代ト成負販シ農家ノ子トナリ耕犁ニ服シ居タルガ一旦、諸侯ト成タル等、正ク見聞ノ及所ニアリ、夫サヘ有ニ、譜代ノ家臣ノ子ヲ迎取事、何ノ嫌疑ノ有可キ、若ヤ久ク養子ノ子孫ニテ立タル家ノ、珍ク先祖ノ血脉ニ復シタルハ、其家中比ニ減少シタル高モ有ナバ、是

一　武家養子ノ事ハ御條目モ是アリ、同姓ニ養可キ人無時ハ、緣者或ハ他姓ヨリモ求可トノ御事ナレバ、他姓養子公然タル事ナレドモ、是ハ同姓ノ養子必トシ難キヨリ設サセラレタル法也、元來他所ハ有間敷筈ノ事ナレドモ、同姓ニ養子トスル可人柄無レバ、目前其家廢絶スル故、已事ヲ得ズシテ他姓養子ノ事ヲ免シ置セラルヽ也、其上今此他姓ト云モ差別有、今ハ氏族ハ異レドモ本姓明白ニテ、同ク源トカ同平トカアレバ矢張リ同姓也、其分レタ事既ニ久ク、又其家ヲ興シタル人ノ子孫ニ非レバ十分成事ニハアラネドモ、是ヲ他姓トハス可カラズ、若系圖慥ナラズ、唯云傳ヘタル計リノ事ナレバ、他姓ニ同ジカル可、是又人々辨可キ事也、昇平以來二百年ニ近ク、世追々其意ヲ取違ヒ、同姓異姓ノ差別ヲ心得ズ、跡サヘ立バ宜キトノミ心得テ、段々他姓相續ノ事廣ク成、唯今ニテハ諸侯ノ內、始祖以來一代モ他姓養子ノ無ハ稀成ト申ス位ノ事ニモ成タリ、サレバ年久キ風習故、俄ニ如何トモス可カラズ、此儘ニテ又年ヲ積ナバ、最初先祖ノ功勞ヲ重ジテ、茅土ヲ闢セラレタル家々、殘ラズ他人ノ者ト成可事洵ニ惜ム可、或ハ侈靡ノ風盛ニナリ、同姓ノ輕キヲ捨テ、異姓ノ重キヲ求ル樣ニモナリ、旁以苦々敷事也、近比名家ノ他姓養子有タルヲ聞及ベリ、此ノ家ハ國家ニ於テ干城腹心ノ功勞有リシニ非ズ、又戚畹ノ近親有シニ非ズ、唯珍キ古家ナレバトテ、勝國ノ時ヨリ格別ノ格式ニテ立置セラレシハ、一線ノ血脈一ツノ事也、然ルヲ他姓ヲ以繼レテハ、上ノ御賞翫ノ筋ハ切ハテタリ、夫トモ外ニ同姓地ヲ掃テナクバ、實ハ止事ヲ得ザルナレバ是非モ無、是ハ西土ニ同姓有テ、其家ヨリ勝ル計ノ慥成血脈ニテ子姓ノ數アリ、聲息モ通

ク買貴ク賣テ、過當ノ利ヲ貪リ、或ハ諸道具ヲ損料貸ニテ、御番ノ人無益ノ費モ有等、其害其差支枚擧スベカラズ、大ナル年々ノ通患タル由也、是ハ大土木落成ノ時官ヨリ悉ク是ヲ辨ジラレ、疊建具諸道具ハ長屋向迄、殘ラズ軒別ニ書付ヲ以テ引渡、諸家中ノ米、醬油、味噌、薪、炭等二三日用ユ可程ヲ積リ、其主人々々ニ賜リ、主人ヨリ家中ヘ配分有可シ、家中少ク明キ長屋多キハ、其餘タル諸道具ハ主人ヘ預リ、米油以下ハ主人ノ臺所ヘ打込用ヒ、交代ノ時其數ヲ具ヘテ次ヘ渡ス可、其家中ノ人在番中、諸道具ノ損ジタルハ繕ヒ、失ヒタルハ補ヒ、米油以下始メ受取タル數ノ如ク用意、書付ヲ以テ殘シ置可シ、是ニテ交代ノ時ノ通患ヲ免レ、初登リニテ當地不案內ノ人別シテ力ヲ得可シ、斯有テモ始アラザルハナク、ヨク終有事鮮キノ人情ナレバ、次第ニ入交ル、故ニ昔ノ煩擾ヲ覺ザルヨリ、今ノ廣惠ヲ忘レ、年數ヲ歷ル內ニ諸道具段々惡クナリ、數ヲ書付ニ合ス迄ニテ、用ラレヌ物計リニナリ、又ハ不埒ノ人有テ、諸道具書付ニシダス米油以下ノ諸色ノ揃ヌモ有樣ニ成可、故ニ二十年目大修覆ノ時ニ、是ヲモ修覆ノ數ニ入テ、官ヨリサラリト改遣ハサル可、廿年ニ一度宛改レバ、永代事ヲ欠事無ル可、是ヲ遊金ノ內ヨリ辨ヘラレンハ至テ易キ事成可シテ、諸人ノ恩庇ヲ蒙ル事ハ莫太成可カ

一　右ノ土木ノ積リヲ照シテ、二條ノ御城ヲ始所々ノ御番城ノ御修造モ追々行レ度者也、他所ノ曲折ハ詳ニ知所ニ非ズ、又右ヲ以准ズレバ詳ニスルニモ及バザル可シ

武門養子ノ事

遊金ヲ以、炎上場ノ再造、並ニ御城代邸城外諸官舍ノ修造在セラル可カ

一　炎上場ハ升形御門、並夫ニ續キタル御櫓御塀成可、御城代邸ハ水ハ淸ク見ヘ、何ツノ御經營成ニヤ、格別ノ頽破トモ見ヘネバ、大修覆ニテ濟可キニヤ、御長屋向ハ如何有ヤ、破損甚クバ建替成可カ、此費用何程成可キ、大抵御番方半分ノ資用ニ順ジ、一萬五千兩ニテ事足可カ、其分ヲ右遊金四萬貳千兩ノ内ニテ引取、殘テ貳萬六七千兩ハ眞ノ遊金ト成可、果シテ斯ノ如クナラバ、國家ノ大計ニ於テハサセル高ニモ非ズトモ、上下相益テ歡欣和樂ノ中ヨリ自然ト出來タ羨餘故、竊ニ一世ノ爲ニ慶ス可事ナラン、此遊金ノ内ニテ、所々都會ノ地ニ學校ヲ興シ度者也、別ニ國費ヲ煩サズシテ永世不朽ノ大益ノ基ト成可キ、別是兩便ノ事成可、學校ノ事ハ尙又別ニ論ズベシ、此以後廿年ニ一度宛大修覆有タシ、是ハ御番方半分丸一年切ノ控ニテ、御在番ノ分修覆濟タル方ヘ半年ヅヽ移リ替ト申樣ニテ、渡リ方普請方諸入用家事モ、大土木ノ時ノ四分一ニテ事終テ、此入用遊金等一算シテ知可ノミ、此通ナラバ永代大頽破ノ事ハ有ベカラズ、其度每ニ一萬兩計ノ遊金ハ自然ト出來テ、永ク不虞ノ備ト也、且又是ニテ平日年々御修覆ノ費ヲ省クモ若干成可、旁以自然ノ國益ト成事ナルベシ

一　御小屋向疊建具ハ付ケ渡ニテ、一間々々書付有、改テ段々ト引渡ニ成ト聞ケリ、御番士並ニ諸家中ノ分モ皆然ルベシ、是迄ハ御番士以下ノ鍋釜桶壺ノ諸道具ハ、交代前ニ皆賣拂ヒ、新代ノ人一々買入ニ成故、其兩三日ノ間ハ以ノ外混雜成事、當座ノ飮食ニ事ヲ欠人モ有ヨシ、又御城外諸商人是ヲ賤

裁抑シテ、三萬二萬ノ高ニ定リシナラン、故ニ今先ヅ本數ヲ以此ヲ算ス、下ノ二口是ニ同ジ

一　壹萬俵　　雁木坂御加番

一　同　　　青屋口御加番

合七萬俵

右總計十三萬俵、定テ四斗俵成可ケレバ、現米五萬二千石也

右現米五萬二千石ノ內、二萬六千石ハ是迄通、大御番並御加番御番士以下半分勤番ノ方ヘ御渡方、又二萬六千石ハ右ノ一分增ノ御渡方ト合テ二萬八千六百石、引殘二萬三千四百石也、御番方御控ノ分ニ二分ノ渡方ノ高五千二百石、又御定番一方引移ノ料五百俵分現米二百石、合テ五千四百石、右ノ殘高二萬三千四百石ノ內引、又其殘一萬八千石也、先ハ一石一兩ノ積リヲ以此代金一萬八千兩ノ內、一萬兩ハ遊金トシ、殘テ八千兩ヲ一ケ年分ノ土木料トス可、其次年又一ケ年右ノ通ニテ、半分ノ土木落成シ、土木料二年合シテ一萬六千兩、遊金合シテ二萬兩トナル（按ニ、御定番分ノ二百石ハ兩年カケノ積リ成テ、爰ニ一年ニ入タルハ誤リナレドモ、算上餘リ零細ニ成故、其マヽ差置也）又次二ケ年ニテ殘半分土木成就シ、此二年合テ土木料又一萬六千兩、遊金又二萬兩ナレバ、四ケ年通ジテ土木料三萬二千兩ニテ、最初ニ凡三萬金ト積リタル數ニハ十分成可、遊金ハ四萬兩ト成可、若シ土木金ニ不足アレバ遊金ヨリ補可、又餘アレバ遊金ニ歸ス可、其實ハ如何知ラネドモ、土木金愈三萬金ニ止ラバ、算ノ面ニテハ遊金ノ高四萬二千兩ト成可、土木ハ丸四ケ年ノ夏ニ終、其秋ヨリ右ノ

一　壹萬俵　西御小屋　大御番頭

但御一方ハ萬石以内ノ事アリ、雙方トモ萬石以下ノ事モアリ、又皆萬石以上ノ事元ヨリニテ、年年不同アリ、萬石以下ハ御足高アリ、大抵五七千俵ニテ濟事モ有ト聞ケドモ、全體萬石高ノ御持分ノ由、故ニ古來定タル常數ヲ以算ヲ立ル也

一　三萬五千俵　右兩御組　御番士百騎

但御番士方ハ大身小身打雜リ、年々大ニ不同ノ有可ナレドモ、大抵平均三四百石ノ高ニテ勤ル可キカ、故ニ先ヅ三百五十俵ナラシニ、算大ニ相違ノ事ニヤ心元ナシ

一　五千俵　右兩御組　與力二十騎

但二百五十石高ノ積リ也、外ニ同心アリヤ、有トモ微者ノ事ニテ、是ハ詳ニ知ザル故略シテ算セズ

右合セテ六萬俵

一　三萬俵　山里御加番

一　二萬俵　中小屋御加番

但右ハ唯今ニテハ十分一ノ引方是アルヨシ、此定メハ中比ヨリ有司ノ一時ノ勘辨ニ出タル事ニテ本數ニ非ズト聞及ベリ、昔ハ五萬石ノ高迄積デ、脇坂侯ノ此職ニ蒞マレシ事アリシ、其後國費ヲ

ス可、夫トテモ兩年ノ高通ジテ三萬六千石ヲ以三萬兩ノ土木料ヲ辨ジ、六千兩ノ遊金ハ貯フ可、此方ライ落成可ト云ンニ、是然ラズ、上ニモ述ル如ク御番方ハ武備一通ノ事ナレバ、武備ニ於テ少モ廢缺ナク、夫々手當嚴重ナル上ハ、少々歳月ヲ引タルトモ、聊油斷トス可カラズ、遊金ノ事ハ元ヨリ國家ノ益ヲ圖リタルナレドモ、此一事全體皆國家ノ益トスル事也、總ジテ下ヲ損ジテ上ヲ益ス事ハ聖賢ノ誡ル所ナレドモ、今ノ圖ル所ハ上ハ國家ヲ益シ、中ニ列侯士大夫ヲ益シ、下ハ工匠徒役迄利スル所ニテ、外ニ一人モ不利ノ事ナシ、易ニ所謂義之和成者也、愚豈私スル所有テ然ンヤ、其上數千ノ遊金ノミニテハ、炎上場迄手ハ屆キ難カラン、炎上場本ヨリ武備ノ一ツナレドモ、數年前ノ振合ニテハ、當分不意ノ事トテ等閑ニ過サセラレシニヤ、又唯今ハ國家打續差向タル大費モ有御事ナレバ、最早年來ノ事ト成ヌル炎上場ハ、俄ニ問セ給フニ遑非ザル御事ニモ有可、斯ル時節ニ當リ少シモ國費ヲ缺ズシテ、事ヲ全備センハ忠計ノ一ツトス間敷ニモ非ズ、四五年トイヘバ遲緩成樣ナレドモ、國初ニ當御城ノ大土木ハ、大勢ノ諸侯ニ手傳仰付ラレタレバ、六ケ年掛リタル由也、其已來殆二百年ニ及ベリ、今此一擧ニテ又二百年ハ保ツ可ケレバ、前後四百年ノ間ニ唯數年ト見レバ、何程ノ事モ有可故ニ、愚計ノ儘ニテサセル難モ無事成可、尙又兼テ竊ニ考ル所ノ乘除ノ委曲ヲ左ニ記スト云

御高番方每年御役料米一倍

一　壹萬俵　東御小屋　大御番頭

ノ後ニ當リテ餘程ノ空地アリ、是ハ軍用ノ爲ニ譯有事ナラバイザ知ラズ、サモ無テ唯空地ト成タルナラバ、此所ヘ西小屋ヲ四五間ノカリ張出シ、屏裏ヲケシステ鬱蒸ノ氣ヲ泄シ、彌手狹クバ小屋ヲ一ト間二タ間建添テ宜シカル可シ

一　右土木ノ費用總計ハ何程ノ事成可カ、大抵一萬金計リノ事成可ケレドモ、何角念ヲ入經營任セラレ度トノ主意ナレバ、彼是入増モアリトシテ三萬金ニテ圓備成可カ、愚計ヲ以兼テ考ルニ、御番方ヘ御合力米年々不同有可ケレドモ、平均ニテハ十二三萬俵程ノ事ト聞及ブ、是現穀ニシテ凡五萬石餘也、此內現米三萬石餘ハ、上文ニ述ル如ク御番方夫々渡方トシ、其殘リ現米一萬八千石トナル也、內八千石代ヲ初年土木ノ料トシ、一萬石ヲ遊金トシテノケ置可シ、前後四ケ年ヲ通シ合シ三萬二千石ニテ土木大成シ、合セテ四萬石代遊金ト成ベシ、此遊金第一不虞ノ備ヘ也、土木未ダ畢ラザル內ニ、萬々一戎狄不虞ノ變等アラバ、右遊金ヲ以テ建殘リシ所ニ急ニ假家ヲカケ、控ノ分馳登ラル丶、御番方ニ、夫々渡方ヲ立ル抔、別ニ國計ヲ勞セズシテ事辨ズベシ、此唯治ニ亂ヲ忘レザル手當ノミ、勿論安穩ニ年限ノ通事濟ベケレバ、其上ニテ先年炎燒ノ升形御門御櫓等ノ再造、並御城代邸ノ修理等、右遊金ヲ以心易ク完成ス可シ、或ハ是ヲ難ジテ國用ヲ費ス所ナクシテ、切要ノ大土木ヲ大成スルハ成程一策トス可ケレドモ、斯ク歳月ヲ彌久スル事、左右ニ事ヲヨセテ陰ニ遊金ヲ貯ル爲ニ圖ル樣ニ見ヘテ、處置ノ磊落ナラヌ所アリ、夫ヨリハ事ヲ速ニシ、右ノ遊金ヲ打込、一方ヲ丸一年宛ニ事ヲ竣テ、二ケ年ニテ成

カ、然ラバ地形ヲ宜ク悉ク水竇ニ注グ様ニスベシ、何分總御小屋向ノ地形ヲ其門前ヨリ一尺モ高クシ、建物ノ下ハ二尺モ高ク成様ニ築上、潦水ハ其門前ノ溝ヘ落シ、溝ヨリ水竇ニ注ギ入可、是ハ大抵ニテ論ズルノミ、何分水竇有所ノ地勢ニ從フ可、此地形ヲ上ル土砂ハ他ニ求ルヲ待ズ、牙城ノ四面御小屋前ノ往來ノ地ノ低キ所ハ一二寸、高キ所ハ三四寸モ削リ取レバ引足ヌ可、若又積リトハ違ヒ引足ズバ、城大手前ノ番所ヨリ玉造ヘ回リ、杉山ニ連成高所ヲ削夷セバ、如何程ノ土砂成トモ十分ニ足可、扨建物ハ長屋近クモ是迄ヨリハ床ヲ高クス可シ、是濕ヲ防グニ宜シ、末々ノ床ハ今迄ハ往々竹簀カキ成可、皆改テ板ヲ用ユ可、是寒ヲ防グニ便アリ、屋根モ少シ高クシ、皂隷ノ居ノ外ハ皆麁板ニテモ天井ヲ張可、是暑日ノ炎氣ヲサケ、冬日ノ寒風ヲ透サズ、壁ノ外ハ二分土ヌリ、内ハ中ヌリニス可シ、是雨濕ヲサケ透間ノ風ヲ防グ、皆人ヲシテ病シメザル術也、屋ハ一統ニ瓦葺成可、是炎威ヲ避ルノミニ非ズ、第一火ノ備ヘナリ、御城内ハ炎警嚴重成故、失火ノ虞ハナケレドモ、先年ノ如ク雷火ノ變等測リ難ク、又去歲上町ノ火災猛風焱ヲ吹カケ、長屋向既ニ火ノ粉ニテ燃付タル所モ有シ、御防手抜ナカリシ故、速ニ消滅有タル由ナレドモ、危カリシ事也、瓦屋ニテハ其氣遣ナシ、瓦ハ費ス所多ケレドモ、火難病難大切ノ事、其上追々ノ破損ヲ免レ、積年ノ上ヨリ見レバ過費ニ非ズ

一　大御番ノ西小屋ハ如何成譯ニヤ、東ト違ヒ殊ノ外手狹ク、外城ノ塀裏ニ迫リタル故、別シテ暑蒸堪難クト聞及ベリ、愚拙御城入ノ官命ヲ蒙リシヨリ、毎度往返ニ目ノ及ベル所迄ハ、西小屋ノ前升形

ヲ以務ル事也、尤夫役故下シ置ル、作料ハ僅ノ事由、是ハ其筈ノ事成ヲ、細民ハ利ヲ貪ルノ常情ナレバ、若多人數ニナリ順番世話敷ナレバ、迷惑成事ニ存ジ、自ラ怠慢ノ心生ジ、役ニ就テモ色々其頭ノ目ヲ掠メ蔭ニ回リ、休息勝チニテ働カザル故、職事ハカドラズ上下ノ爲何ニモ成ザル費多成ト聞及ベリ、虚實ハ知ラズ、理ニ於テ斯カル事ハ有間敷ニ非ズ、一說ニハ官ヨリ賜ル所ハ、工人平生ノ定ノ通ナレドモ、方々ニ引ケ方有テ、工人ノ手ニ入所ハ四分一程ノ事也、初ヨリ斯ル渡リ方ナラバ、工人モ夫役ト思ヒ安ンズレドモ、中途ニテ色々乾沒有テ右ノ如ク成故、工匠輩甚是ヲ不平ニ思ヘドモ、嘆訴スルニ地ナシト云、果シテ然リヤ、其實際ハ愚モ慥ニ知ラズ、右ノ土木起リナバ、是ハ當例ノ外ニテ、又平日ニ繼行ハル、事ニモ非ズ、是又官ニ新ニ費ス所無ノ工面スル事故、上ノ德意ヲ以細民ノ御救ヒト申姿ニテ、作料ハ町ニテ取可キ程賜リ、童子ノ僅ニ材木ノ穿鑿ス可程ノ者ニモ半役ヲ下シ置レ、元服シタル者、未熟ニテモ一人役ニ命ゼラレ、成丈人數ヲ減ジ順番ノ世話シカラヌ樣ニ命アレバ、皆大ニ悅デ庶民子來ノ勢有可カ、サアレバ働キモ宜ク、土功モハカドル可ク、上下トモニ益有事成可シ、又厠輩ノ渡リ者御番方ニ奔走セシ者ドモ、御番方暫一方ニナレバ、半バ手ヲ空クス可ケレドモ、是ハ皆土木ノ人夫トシテ召使ハレ、相當ノ傭賃ヲ得テ一日モ間日ナク務ラル可キ抔ニテ、少シモ難儀ノ事無ル可シ

一　右土功水ハキヨリ始ムベシ、御城內ニハ定テ惡水ヲ內外湟ヘ落スベキ水竇有ベシ、年久キ事故彼水竇湮絕シタルナレバ修治スベシ、水竇ニハ別條無レドモ、地形アレテ惡クナリ、潦水ハ竇ニ趣カザル

二分ニテ控ハ事足可シ、殊ニ丸一年勤番ノ勞ヲ免レ、外ニサセル費モナキ事故、御番方ハ大慶成ル可シ、右土木ノ内萬々一西戎北狄ノ入寇ノ變、又中原不虞ノ事有ン時、控ノ分急ニ馳登ラル可シ、平日控ノ事ナレバ、夕ニ命ヲ聞テ朝ニ發セラルベシ、二旬ヲ出ズシテ御番方ノ手ハ揃ヘバ、武備ニ於テ聊モ欠事ナシ、爭亂ノ世ノ近隣皆敵境、山澤悉ク賊巢等云時ハ格別ノ事、斯ル極治ノ節ニ此二旬ヲ待ザル急變等云事、千々萬々決シテナキ事ニテ、此扣ヘト云者解緩ニ歸スルト云事一毫モ有ベカラズ、是智者ヲ待ズシテ知ルベキ也、扨半分ニテ勤番アル分ハ、實ニハ務モ少シ多ク成ベケレバ、常式ノ外ニ一分通増シ賜ハルベシ、右務ハ唯御番ノ世話敷成程ノ類ニテ勞事ヲ増ノミ、外ニ差テ費用ノ増事有マジケレバ、一分ノ增賜ニテ其勞ヲ償フ可シ、是又大慶ノ勞成可シ、此半分ノ土木ノ滿チタル上ニテ、殘リ半分ノ土木又右ノ通成可シ、御定番ハ居ナガラノ事故、初ノ半分ノ土木中ニ早ク出來タル御加番ノ小屋ニ移シ替、其跡取拂ヒ一所ノ普請トシ、又後ノ半分ノ土木ノ時、又一方ノ御定番ヲ移シ替右ノ通成可シ、大抵京橋口ハ山里ヘ、玉造口ハ中小屋ヘト申樣ニテ濟可カ、是ハ常ノ如ニテ何モ進退ナキ事、唯一方ニ兩度ノ引移リノ勞アル故、別ニ五百俵計リ宛賜リテ此モ大慶成可シ、扨土木ハ多人數ヲカケ事ヲ急ギタラバ、半分ヲ丸一年ニテモ出來立ベケレドモ、夫ニテハ官人多ク拘リ、樣々無益ニ費ヘル事モ多ク、宜シカルマジ、先丸二年ノ積リ成可シ、又半分ニ丸二年、御定番ノ小屋クルメニ通計丸四年カ、五年ニ成就ス可シ、總ジテ御城普請工匠輩ハ、夫役ヲ以召使ハル、御事故、諸人大切ニ存ジ、仲間ノ巡番

納ニ繁劇成事ナル可事ニ、一旦秕政ニテ國計匱シキヲ告シ比抔、タレ頓着有可ニ非ズ、御多門ノ燒失サヘ其儘ニ成來リタリ、近來仁政ノ美ニテモ、曩時耗竭ノ餘ヲ受サセ給ヒ、又不慮ニ禁裏御造營抔經費洪大ノ御事、今以御手モ離レザレバ、中々餘事ノ大費ヲ論ズ可キノ時ニハ有ザレドモ、愚ハ窺テ竊ニ存寄タル一述有テ、是ハ大土木ヲ興シテモ、國家ニ少シモ費ス所ナク、少シ隙ハ取可ケレドモ、武備ニ於テ少シノ弛ミナク、濕氣悉ク去テ病人ナクナリ、大ニ武備ヲ助ル樣ニナリ、御番方ノ上下皆大慶ニテ、諸工匠ヲ始凡此事ニ拘リタル者悉ク大ニ喜ビ、誰一人迷惑スル者ナキ樣ニ成ントスルノ術也、此術ハ權術詐術ニハ非ズ、所謂法ノ巧ミ成者ニテナシ難キヲ、即チナシ得ントスルノ術也、其方左ノ如シ

一　御城大土木ハ濕ヲ去事第一ノ武備ナレバ、御城内ノ總水ハキヲ改ル事肝要也、然バ御小屋向ヲ殘ラズ取拂ヒ改タキ者ナレドモ、夫ニテハ一旦空城ノ樣ニナリ、武備ニ缺所アレバ、其半ヲ存シ半ヲ取拂テ考フ可シ、夫ニテモ總水ハキハ推テ知可シ、故ニ御番頭一方、其組御番士與力、並ニ御加番二方ノ分是迄ノ通ニテ、其半分ノ小屋ヲ一時ニ取拂可シ、尤此事ヲ興スハ必月交代ノ時ヲ待チ、其半分ノ登リ番ノ方ヘ、兼テヨリ土木ノ内ハ江都ニテ控ヘヲ命ゼラレ、常式御合力米ノ内高ノ二分通賜リ、若一年ニ濟ザル時ハ、其控ノ儘ニテ交代アリ、又其次ノ御番方ニ右ノ通賜ル可シ、御加番モ亦然ル可クシテ、控ノ内ハ滯府タル可シ、右府中ニ居ナガラノ控ニテ、交代ノ路用、其外在番ノ費用聊モナキ事故、

ヘモ雨中ハ大漏ニテ庭上ノ如ク、疊ヲ上テ其乾クヲ待事ナリト承リ及ベリ、其家中長屋ハ中ニモ及バザルベシ、御城内ノ潦水ハ皆内湟ヘ落ル樣ノ水ハキ成ベシ、其水道損ジタル故ニヤ、潦水皆屋敷ノ下ニ流込、長屋ノ下ハ海ノ如クナル所モ有ト聞ク、上漏下滋フ事此通ナレバ病人多ク、古人河魚腹疾等云タル類ニテ、多ク腫氣ヲ病デ救ハザルニ至ル由、總ジテ浪華城ハ丘陵ノ地ニ繩張有タル故、御城内南ハ高ク北ハ低ク、夫故牙城ノ南ハ乾湟ニテ、北ハ湟水岸ト齊ク、少雨降レバ岸ヲ踰テ溢レ流ル、事常ナル由、山里郭ノ小屋ハ此湟ノ内ニ有バ濕氣深ク、其外三御加番ノ小屋ハ東側ノ低所ニ有テ、是モ濕氣甚ク、京橋口ノ小屋ハ北ニ在テ、牙城ノ聳ヘタル陰ヲ受、濠水溢レ流ル、末ヲ受タレバ、第一ニ濕氣深シト聞ク、南ノ高キ所ノ大御番ノ小屋サヘ水ハキ惡キ故ニヤ、濕氣ヲ免レザル由傳ヘ聞バ、東北ハ思ヒヤル可シ、因テ年々腫氣ヲ患ル人多キ筈ナリ、人命重事、一人ニテモ水土ニ觸レテ疾ヲ得ルハ痛ム可事也、是君長タル御身ニ於テ等閑ノ事ニ非ズ、常人ニテモ等閑ナラヌニ、增テ勤番ハ不虞ノ備ヘナレバ、平生皆誰ヨリモ身體堅固ニテ、武術ニ間斷無、人勝リテ働キ健カ成可シ、年中ノ要務ハ是ノミノ事也、然ルヲ右ノ如ク病人多ク死亡モ有バ、大ニ武備ノ障リトナリ、祀宗已來往聖ノ明誡ニ遵ヒ、治ニ亂ヲ忘サセ給ハザル美意ニ背馳スル樣ニ成行可キニ、苦々敷御事成可シ、故ニ是ハ必折々大土木ヲ興シ、水潦ヲ滯ラセズ、濕氣ヲ消釋シ、曾テ病人ノ出來ザル樣ノ手當、御慈仁ノ美意ノミナラズ、不虞ノ備ヘノ尤要用成可シ、然ドモ極治ノ世ニ不虞ノ備ヘ計リノ事ナレバ、支度ノ官ニテハ先差向タル出

リ禁有テ聊モ差支ノナキ事ニテ、且名ヲ正スノ一端トス可シ

一　右叙任ノ新令若シ行ハル丶日有トモ夥シキ士大夫ノ事ナレバ、故習ニ安ジテ叙任ヲ望ヌ人モ有可シ、又先祖代々ノ通名ナリトテ改ルヲ欲セズト云モ有可シ、是ヲ强ル事ニ非ズ、夫ハ捨置テ望ル丶計リ叙任有可シ、然ニ既ニ官階アレバ、無位無官ノ人トハ品替ル可シ、故ニ同家中ニテ新役ニテモ、故役ヨリ上坐タル可シ、同階中ニテ少々祿ノ高下有トモ、先階ノ方上坐タル可シ、侯國ニテモ此通成可シ、此格能立タラバ、叙任ノ望ヲマス人、急ヌハナキ樣ニ成可シ

御番城御普請ノ事

一　治ルニ亂ヲ忘レズ安キニ危キヲ忘レズトハ、聖人ノ明誡照々タル事也、大坂ヲ始所々御番城ノ武備ノ嚴重成事、國初以來制度詳ニシテ、斯昇平ノ久キニモ聊廢絕ナク、往聖ノ意ヲ能體セラレタルハ、寔ニ有難御事也、乍レ去年來ノ事故、御城内御番方ノ御小屋向段々ノ頹破ニ及タル由聞及ベリ、尤御破損方ノ有司有レバ御修覆ニ手抜ハ無レドモ、出納ノ吝ハ有司ノ職ニテ、少ニテモ手輕ク濟事働トナリ、又其御手當金モ年限有テ、餘裕ナキ事ノ由モ仄聞セリ、夫故唯目前ノ急ヲ塞ノミニテ、全體ノ頹弊ハ救ヒ得可キニ非ズ、末々ハ朽敗益深カルベシ、何分長久ノ御事ナレバ、二三十年ニ一度宛ハ大修覆ナクバ叶ハザル事成ベシ、他所ノ御番城ハ愚ノ耳目及バヌ所ナレバ姑ク是ヲ置テ、近ク大坂ノ御城ニテ申サバ、御城代兩御定番三館ハ常住ノ事故、左迄ノ事ナク、其外一年切ノ御小屋向ハ以ノ外ニテ、書院サ

稱セズトモ、官名ヲ半分稱スル大臣皆此例成可シ、但古ハ守以下高下アレドモ、皆王朝ノ臣ナレバ推並ベテ叙任ス可シ、今ハ封建ニテ守ハ君ナリ、跡ハ皆臣ナレバ、同ク叙任スルモ如何ト云可ケレドモ、是然ラズ、古代周室ニテ命卿トテ、侯國ノ卿大夫モ王朝ヨリ爵命ヲ賜リ、車服等賜リシ事有シ、今日モ已ニ大藩ノ大臣ハ皆五位ノ諸大夫ニテ、受領アル事列侯ニ異ラズ、然バ中藩小藩ノ大臣、六位七位以下ノ介・掾・目抔叙任ニ何ゾ子細有可キニヤ

一　右叙任ノ事行ハルヽ日アラバ、江都ノ士大夫ハ其頭々ヨリ、侯國ノ臣ハ其主侯ヨリ、皆夫々ノ手寄アル搢紳家ヘ執達スル事、譬ヘバ諸寺諸社ノ傳奏有如クニシ位記ヲ申オロシ、官位相應ノ謝儀人事物ヲ本人ヨリ獻ルヲ、其頭又ハ主侯ヨリ又右ノ如ク執達シテ、夫々ニ納ム可事ナラン、左アレバ朝紳家モ普ク其益有事成可、但朝廷ハ典故舊格ノ守リ堅キ故、新創ニテハナケレドモ、年久ク廢セシ事ヲ今更擧ントシナバ、廷議六ケ敷行ハレ難事成可ケレバ、草野ヨリ夫ヲ知ラズシテ斯議スルニ非ズ、唯事ノ成否ハ差置テ、斯モアラマホシキト云意ヲ試ニ述ルノミ、是聖人ノ名ヲ正クスルノ遺響トス可キ者有可カ、殊ニ右ハ皆地下ノ官位ノ事ニテ、雲上ニハ何障ル事モナクシテ、四位以上ハ自ラ階級益々高ク成事ナレバ、決シテ行ハレザル事ニモ非ズト思ハル

一　世ニ東百官トテ專用ヒラルヽ有、是ハ人モ知リタル通、平親王將門ノ僣僞ノ時ノ官名也、世ハ遙ニ隔レドモ、叛賊ノ僞官ヲ受ルト云事ハ決シテ有間敷事也、是ハ能諭シテ一切禁制有可者ニヤ、元ヨ

タリ、惜ム可事也、又江都ノ諸士ハ薄祿微職ニテモ、直參ト稱シテ侯國ヨリ格別ニ崇敬有ニ、五位諸大夫以下ハ皆無位ニテ、平人ト同キモ餘リ質ニ過タル事也、又侯家ノ家老番頭等ハ陪臣ナガラ往々大祿有、其國邑ニテハ重キ身成故、此類モ位階有度者也、故ニ何卒六位以下ノ位階ヲ上代ノ如ク復シ、大初位ヨリ年限勤勞ヲ以テ次第ニ進叙シ、六位ニ止ル樣有度者也、迚モノ事官モ廢官ヲ再興シ、諸人官稱ノ少シニテモツカヘ少キ樣ニスルモ良法成可シ、尙又次ニ是ヲ詳ニスト云

一　任官ノ事邦典ニ、長官・次官・判官・主典ノ四等有事成ニ、武門ニ於テハ長官ノミヲ用テ、次官以下ハ寥々タリ、總テ中葉以來喪亂中ニ官爵ノ事大ニ混雜シテ、任官ノ外ニ諸官名ニ守モ亮モ付ヌヲ俗名トスル事ニナリ、八省ヨリ主水・修理・圖書・掃部等ノ類ニ至リ勝手次第名乘ヨリ、終ニ兵衞・衞門・庶人ノ俗稱トナリ、又官ヲ帶ザル大夫・允・佐抔專ラ平人ニ通用ス、譯モナキ事也、先儒此ヲ論ゼシモ彼是アリシ、最早一風習ト成來リ、今更急ニ釐正モ成ザル事也、平人ハ官名ノ外ニ自分ノ稱スル文字ヲ別ニ添テ呼故、唯官名ノミヲ用ルトハ少シ品替リタレバ、是ハ先姑ク差置、士大夫ノ官名計リ用ユル稱ヲ禁ジ、丞・目抔ノ舊官ヲ興シ、六位以下ノ位階ニ配シテ、必朝廷ヲ歷テ叙爵任官ノ位記ヲ賜ル樣ニアリタシ

一　侯國ノ大臣抔國名計リヲ俗稱トスル事甚譯ナキ事也、國名計リヲ擧ルハ、君上ヨリ臣下ノ受領シテ居ル人ヲ呼セラル丶時ノ事也、自分ニ稱ス可キニ非ズ、必介・掾・目等ノ任官有可者也、縱ヒ國名ヲ

バセ、日ニ其懸引ヲ熟察シ、奸ヲ容ルニ地ナカラシメ、或ハ手代召抱ヘズ、我家來ヲ以テ其替リヲ務サスルカ、又ハ中ニテ頗ル淳良亡害ト見ユル手代ヲ一兩輩抱ヘ、其餘ハ皆止テ可成ベシ、抑此二職ノ人初ヨリ斯小身成ハ、元來子細アル事也、戰國ノ時士大夫ハ皆攻城野戰ヲ宗トシ、一番鎗一番首ヲ天下ノ面目トシ、死ヲ君ノ馬前ニ爭ヒ、或ハ幸ニシテ封侯ノ榮ヲ得抔ヲ專務トシ、獄訴租税ノ職等ハ腰拔役味噌役等ト惡名付テ、見向モセヌ風習ナレバ、大身ノ人是ヲ屑トセヌ事ニシテ、其實ハ民ヲ親ミ懷ケ、百工ヲ來シ遠人ヲ柔クルノ重職タルニ心付ナキハ、亂世ニテ左モ有可事也、去レドモ東照宮ノ御神慮ヲ以テ照鑑殘ルクマモナク、參州ノ御時既ニ三奉行ノ御妙選有シハ人口ニ膾炙ス、其後モ板倉伊奈ノ眞才ヲ擇バセ給ヒ、蕭何關中ヲ治メ功臣ノ第一タリシ遺躅ヲ考ヘ合サセ給フ可御事成ベシ、併武功ヲ以追々立身シタル人ハ吏職ヲ好レヌ故、夫ヲ强ヒ給ハズ、輕キ人ノ內ヨリ才能ヲ撰デ詮序シ玉ヘ、是又止事ヲ得ザルノ勢ニテ、好デ微者ヲ用ヒ玉フニ非ズ、其後昇平打續キ、良將猛士ハ國家ノ固ナレドモ、唯不虞ノ備ヘノミニテ、先ハ閑散ニ歸シ、差向タル重職ハ吏職ニ歸シタリ、其比ハ最早例格ト成タル故ニヤ、奉行代官ニ大身ハ命ゼラレズシテ、今日ニ至リ今更是ヲ改ル事ハ舊例ニ違樣ナレドモ、必シモ然ラズ、時ニ從ヒ宜ヲ揣ルハ、國初ノ御神慮ニ叶フ筋成可シ

武門叙任ノ事

一　何ノ比ヨリカ武門ノ叙爵ハ五位ニ止リ、京室ニ六位計リハ僅ニ存スレドモ、七位以下ハ全ク廢レ

良ナレバ、忽ニ庶民ニ害有事故、其事甚急也

一　奉行職ノ屬吏ニ與力同心アリ、代官ノ屬吏ニ手代有、皆地付ノ身ニテ、掌故ニ熟シ世機ヲ諳ズル故、因縁シテ奸ヲ營ム事限ナシ、何レモ不學無術ナガラ、適ニハ温厚質直成モアレドモ、往々才ニ短シ、才能有ハ奸智逞マシ、行義才力揃タルニ至テ稀成可シ、新ニ職ニ蒞ミタル人、目前用ニ立トテ奸才ノ人ヲ信任シテ、其欺罔ヲ受レバ其害甚シカル可シ、呂居仁ノ童蒙訓ニ、「後生少年乍到ニ官守一、多為ニ猾吏所レ餌、不ニ自省察一所レ得毫末、而一任之間、不ニ敢復擧動一、大抵作レ官嗜レ利所レ得甚少、而吏人所レ盜不レ貲矣、以レ此被ニ重譴一良可レ惜也、」此弊ハ千載同概ナリ、本府ニテモ從來此覆轍ヲ踏レシ事少無トセズ、二職ノ人ハ此奸ヲ少モ容サズ、此弊ヲ僅ニ受ザル程ノ才德無テハ全カラザル可シ、近來御新政ニテ、二職ノ御撰ミ精詳ニテ、追々其人ヲ得サセラレシヨリ、屬吏ノ分皆屏息ノ勢見ユ、何卒此機ニ乘ジ彌舊習惡風一洗ノ事ヲ萬々希フノミ

一　右ノ二職ハ重任成ニ祿秩ハ甚輕シ、夫故其人ニ譜代ノ家來トテハ僅ニテ役人足ラズ、職任ヲ受タル日、俄ニ拘ヘ入アル故、夫ヲ望テ仕籠者ニ循良清廉ノ人少ク、大方ハ奸詐貪戾ノ徒也、此先ヅ適敗ヲ招ク基成可シ、故ヤ、大身ニテ自身ノ家來ニテ事足ル様成ヲ、御寄合等ノ内ヨリ擇ミ任ゼラル可事ニヤ、是先儒モ論ジ置タル事ニテ、愚ノ新ニ建議スルニ非ズ、然バ土俗ノ劇易ト、配下ノ廣狹ニヨリ、奉行職ハ三千石以上七千石迄成可シ、代官職ハ千石以上二千石迄成可キカ、扨自分家來ヲ屬吏ニ立並

賴ムカラハ、師弟ノ禮ヲ重ジテ崇敬深カル可シ、太子世子モ學ニ齒スル法有バ、官祿高キ人成トモ、曾テ身ノヒケニ成事ニ非ズ、又一旦迎ヘテモ、其人虛名ニテ實才ナク、或才氣ハ有テモ、不德ニテ行操ナク、師タル可カラザル分ハ、早々謝絕シテ改テ擇ム可シ、斯ノ如クナラバ、才學行義有人ハ喜ンデ招ニ應ジ、不才無行操ノ輩ハ愧懼シテ近寄マジ、夫ニテ學風士風トモ正ク成行可シ、今ノ士大夫無學ニテ、中年半白ニ及ビ、或ハ少壯ニテモ、文事一向嫌ニテモ、曾テ組ヲ辭スル事ナラズト法ヲ立、必其子弟ヲ出シ、自分モ迷惑乍ラ折々出席有可シ、聞テ何ノ益無トモ、何モ聞ズシテ一生ヲ虛タスルニハ勝ル可シ、又方角ニヨリ小身家ノミニテ庠校ノ場所モナク、塾師ノ廩給不足成ハ、官ヨリ地ヲ區別シテ賜、當分土木ノ費、並ニ年々廩給シテ不足ヲ補ヒ給ハル樣ニ有可キカ、此ハ少シノ事ニテ、國費トスルニハ足ザル可シ

奉行代官ノ事

一　奉行代官ノ二職ハ民ヲ親ムノ重任也、其擇ノ審カ成可ハ申ニ及バズ、但都下近邊ヨリハ遠方ノ分尤其審カ成ヲ得可シ、如何トナレバ、近キハ其人秕政アル時ハ速ニ徹聞シ、民ノ害ヲ被ル日淺シ、遠ハ少々ノ秕政ハ上徹セズ、耳目ニ立程ノ事ニテ初テ徹聞スレドモ、夫迄ニ時日ヲ歷故、民ノ害ヲ被事長ケレバ也、總ジテ官守何レニテモ其人ヲ得ザレバ害ハアレドモ、或ハ上ヲ害シ、或ハ其頃下ヲ害スルニテ庶民迄ニハ先ハ及バネバ其事尙緩シ、聚斂ノ臣有ランヨリハ、寧盜臣アレノ類也、右ノ二職ハ不

來易ク、又師ト成人モ多カル可ケレドモ、文ハ一向下地ノ無分多ク、師ヲ得事モ難カル可ケレバ、自ラ一旦奮發有テモ、間斷ニ至リ易カル可シ、尤國家ニ學校ノ御設ケ兼テ備リ、林家是ヲ托セラルレバ、誰トテモ先其方ヘ出席有可キ事ナレドモ、何分夥キ士大夫ノ中士下士ノ末迄ハ、數限リモ知レ難キ程ノ事ナレバ、林門如何程多ク士ノ敎授アリトモ、行屆ク可ニ非ズ、夫故銘々手寄ノ儒士ヲ頼ミ、講習有トモ聞及ベリ、夫トテモ數知レタル儒門ノ事ヲ、又廣キ都下ノ事故、人々志ス方有トテモ、遠方故力ニ及ビ難キモ多カル可シ、殊ニ子弟ヲ敎育スル事、後日ノ爲第一ノ備ヘナレバ、幼年ノ人別シテ遠路ノ往來成難ク、又句讀ヲ授ルニ於テハ、一人ニテ百人ニ授ル事ハ、自力モ人力モ續ク者ニ非ズ、故ニ試ニ此法ヲ思ニ、古代ノ州閭郷黨ニ悉ク庠序ヲ設ル如、其形ヲ摸シテ士大夫ノ館舍ノ方角ニヨリ、祿ノ高低打任テ七八十人、又ハ百人百四五十人迄ヲ一組トシ、其組中ニ狹カラヌ明キ長屋等見立、講習ノ場所トシ、都下ノ浪人儒生ハ云ニ及ズ、諸國ヨリ入込居ル學者ヲ撰ミ、講師・句讀師又手跡ニ長ジタル等兩三輩ヲ迎ヘ、一組ノ士大夫出席ノ其子弟ヲ專ニ托シ、組中祿ノ高低ニ從ヒ斗升ノ穀ヲ聚メ、合セテ師儒ノ奉養束修ノ料トセバ、差テ人々ノ費モ無テ、貧學モ肩ヲ息フ可シ、右ノ如クニ成タラバ、大分ノ組數ニ成可シ、當分ハ師儒ノ人不足ナリトモ、諸國ニテ相應ニ學問モ出來テ、今一キハ都下ニ出テ學ビタク思フ人、貧學ニテ游資ニ事ヲ欠タル類是ヲ聞タラバ、先ヲ爭ヒテ都下ニ集リツドヒ、一兩年ノ内ニハ何方ノ組ニモ人ヲ欠事無ル可シ、又儒生ハ其身分農商ノ賤ヨリ出ルトモ、既ニ道ノ師ト

以上ノ體ヲ庶幾スルヨリ、右同流ニ落入事也、今增減ノ方ヨリ織目每ニ一警策シ、急ニ家格ヲ變ジ、千石ヨリ八百石ニ下リタルハ、六百石ヲ以暮シヲシテ、五百石ヨリ四百石ニ落タルハ、三百石ヲ以暮ヲ立ル樣ニセバ、初年ヨリ餘裕有可シ、人身ヲ愼ミ業ヲ勵メバ、忽チ本祿ニ返ル可キ目當ノ有事ナレバ、誰モ夫ヲ怠惰ス可キニ非ズ、即士風ノ改ル山口成可シ、是增減ヲ以士大夫ヲ鼓舞スル也、利ヲ好ミ害ヲ惡ムハ人ノ通情ナレバ、共利心ヲ誘フ樣ナレドモ左ニ非ズ、學ニ疎ク義ニ暗キ人ハ、先利害ノ賞罰ヲ以テ率ユルヨリ外ハナシ、其人モ賞ノ利ニ就テ罰ノ害ヲ避ントスルヨリ、身ヲ愼ミ業ヲ勤ル心モ出來テ、稍々學ニ志アレバ、次第ニ人道ノ重キヲ知リ、仁義ノ美ヲ覺ル樣ニ成、我知ズ正路ニ入可シ、宋ノ張思叔少キ時、貧賤ニテ一向學ヲ知ラズ、傭夫タリシニ、邑官ノ行列ヲ立、喝道ノ通ヲ羨シク思ヒ、彼人ハ何トシテカヽル身分ニ成シヤト傍人ニ問シニ、彼ハ書ヲ讀ミ學問シテ斯ナリシ事ヨト答シカバ、然ラバ我モ書ヲ讀ントテ、初テ學ニ志シタルハ全ク利祿ノ心ニ出タル也、幸ニ程子ノ道ヲ唱ラルヽ時ニ遇テ、程門ニ入テ學ヲ務メ、利祿ノ初念ヲ忘レ、正學ノ大儒トナリ、尹楊游謝ノ諸賢ト肩ヲ並ベタリ、世ニハカヽル事多キ者也、況ヤ祿ノ增減ハ先王勸懲ノ大柄ナレバ、利ヲ以誘フノ嫌疑ハ無ル可シ

一　近來御改政ニ付テ、士大夫一統ニ文武ノ業ニ興起アル由、有難キ御事也、追々人才モ成立シ、國家ノ御爲此上モナキ御事ト喜ンデ寐ザル者アリ、但武ハ其本職故下地ニ心懸ノアルモ多ク、且勵モ出

返ル可シ、但其人ノ功ヲモ錄シ、兩度ノ加恩有バ、初增ヲ本祿ニ立、三度ノ加增ハ第二增ヲ以本祿トシ、跡目ハ其本祿ト立タル高ニテ、論ズル事上文ノ如ク成ベシ、若致仕ナラバ、其增祿ハ皆養老ノ資ニ給賜有ベキニヤ、賜大抵是等ノ趣ニテ勸懲ノ筋分リタラバ、士風ヲ振フニ便有ベシ、增減トモ其宜ヲ揣ルベキ事乍ラ、總ジテ減ハ寧少キニ從ヒ、增ハ寧多キニ從フベシ、是又聖人ノ善ヲ善トスルハ長ク、惡ヲ惡トスルハ短キノ遺意ニモ叶フベシ、尤モ減ハ少クテモ其人多ク、增ハ多テモ其人少ケレバ、國計ニ於テハ盈有テ縮ハナカルベシ、故ニ是モ序ニ冗費ヲ省クノ要ヲ得ベシ、故ニ此制若行ハレ、數年ノ上ニテハ、此國計餘程餘裕有ベシ、此餘裕ヲ以テ先ニ論ズル如ク、小諸侯ノ庶子ヲ願ヒニ從、召テ祿セラレン事ハ容易成ベキニヤ

一　昇平久キヨリ自ラ侈靡ノ風長ジテ、士大夫ノ窮困往々回リタル所、今又此減祿ノ沙汰ニ及ビテハ、其窮如何トモス可カラズトノ評モ、一通デハ有可ケレドモ、是然ラズ、愚ノ試ニ此法ヲ設ケタルハ、曾テ士大夫ノ窮ヲ顧ズシテ、强テ聚斂シテ國家ニ附益セントニハアラズ、先其窮ヲ救ヒ、且士風ヲ振ヒ起ン爲也、總ジテ常祿有ハ、窮スル筈ハ無キ事ナレドモ、「祿不レ期レ侈」ト有如ク、皆此一路ヨリ誤ル事也此事由テ來ルモ久キ事也、書ノ畢命ニ、「世祿之家、鮮ニ克由レ禮、以レ蕩陵レ德、實悖ニ天道一敝化奢麗、萬世同流」ト見ユル、是古今海ニ同一流也、人々禮ニ由テ德ヲ愼、奢麗ヲ以戒トセバ、何トシテ天ニ悖リ化ヲ壞ル事有可キ、銘々其分ヲ顧ズ、二三百石ノ人ハ四五百石ノ暮シヲ摹擬シ、七八百石ノ家千石

督ノ人十六七歳以上デ、居家孝弟ナルト、閨門ノ正キト、文武ノ業年齢相應ナルト、此三條揃ヒタルハ頭ヨリ別ニ言上アリ、本祿ノ儘繼目仰付ラレ、三條ノ内一ツ二ツ缺タルカ、全クナキ分ハ、別ニ言上有可カラズ、是不肖子故其甲乙ヲ考ヘ、本祿十分ノ一二三迄減ジテ家督ヲ命ゼラレ、先代致仕ノ跡目モ、同十六七歳以下當歳迄、家督ハ當分何ノ御用モナキ身分、是ハ不幸ノ事故、其齢ニ從ヒ十ノ一二分減ゼラレ、成長ノ上ニ彼三條揃ヒ、又右ノ不肖子モ操ヲ改メ、頭言上有ン時、一分ノ減有シハ本祿ニ復シ、二分ハ一分、三分ハ二分ニ追々復ス可シ、一生サセル事モナキハ、其減ジタル高ヲ本祿トシテ、又跡目ヲ論ズ可シ、代々不肖不幸抔打續キ、追々削レテモ皆其現在ノ祿ノ一二分ノ減少故、何ツ迄モ祿ノ盡ルト云事ナシ、是皆世祿ノ慈仁ニ泄ル事ナシ、扨士大夫ノ譯有テ終身無役ノ人ハ格別、サモナクテ隨分役付モ有可キ家ノ内々不肖ニテ、終ニ一度ノ御用モ勤メザル分ハ、其父祖ノ年數ヲ考ヘ、一ツノ年限ヲ立、何十年ノ間終ニ御用ナキハ、其年ニ滿タル日ニ、祿ハ半減ニ削ラル可シ、是其人ヲ勵シ後ヲ懲シ、尸位素餐ヲ減ズル爲也、此類醫員ニ尤多カル可シ、斯命アレバ年數ノ知タル事故、急ニ善ニ遷リ愆チヲ改ルノ便モ有可シ、夫ニテモ警策モナキハ、寔ニ是非モナキ事成可シ、又當身ニ罪有テ小普請ニ入タル人ハ、皆祿ノ半ニモ六七分モ削ラル可シ、其餘ハ恤刑茅議ニ詳ニセル通ニテ、還祿ノ日有可シ、扨又良材偉器有テ、擇ヲ受ケ役付アリ、追々轉任昇進ノアラバ、其度々ニ祿ヲ十分ノ一二三ヨリ以上宜ヲ揣テ加增有可シ、是ハ全ク其人ノ働ニテ、代々ノ本祿ニ非ザレバ、死後ハ本祿ニ

モ、太平ノ久敷ニ因テ、下ニ於テハ其美意ニ乖カル、様ニ成行事有、兩疏ノ「子孫賢而多レ財、則損ニ其志一愚而多レ財、則益ニ其過一」ト云者是也、動キナキ常祿ヲ恃ム心ヨリ英敏ノ資ナルモ勤勞ヲ盡シ、此上立身モ骨折ナル事トテ、身ニ當リヌル事業ヲ勵ム志ナク、又凡鄙ナル質ハ游惰放逸ヲ專トシ、咎ヲ受可キ程ノ罪ヲ犯サネバ、事濟タリトシテ徒ニ一生送ラル、有リ、カヽル人ノ家ニ生レ出ル子孫ハ、誰敎ル人モナク、何一ツ學ントモセズシテ己ガ儘ニ長ズレバ、一廉ノ頑卒愚騃トノミニ成テ、又其子孫ヲ同ジ方ニ長ズルハ、代々ノ尸位素餐ニテ、國恩祖恩ヲ空クナシ捨ル事洵ニ惜ム可シ、是豈上ノ美意ニ乖クノ甚キ者ニ非ズヤ、醫員ノ業ニ於テハ、此風尤甚シト聞及ベリ、夫故國家ニ才ヲ擇セラルヽハ、民間ヨリ擧用ラレザル事ヲ得ズ、其擧ラレシ人一代ニテ常祿定レバ、此子孫モ又皆右ノ如ク成可シ、既ニ醫員ノミニ非ズ、正德間ニ名儒五六人新ニ登庸在セラレシニ、其跡トテ誰一人名ヲ聞タル事ナシ、其他ハ推シテ知可シ、萬代無疆ノ御事ナルニ、次第ニ斯ク成行テハ、折角上ノ仁慈ノ美モ、惠テ費スノ冗ニ落テ、勿體ナキ御事成可シ、全體限アル天下ノ民力ヲ以テ、夥キ無用ノ僧尼游民ヲ養來リタル世界ニ、又有用ノ士大夫迄尸祿無用ノ人計ニ成行ン事深ク歎ズ可シ、此弊ヲ救ハンニハ、唯今ヨリ其制有可キヤ、今日御新政ノ美ヲ以テ、追々士風モ振起ノ勢アレドモ、年來游惰ノ習ヒ殊ニ大勢ノ事ナレバ、中々期月ニ整可キニ非ザル可シ、其美ヲ助テ差當リ舊弊ヲ改革ス可キハ、祿增減ノ法ヲ立サセラルニ有可キカ、試ニ申サバ唯今有來リタル祿ヲ本祿ト立、人々繼目ノ時、其頭々ヨリ篤ト聞定テ、家

草茅危言卷之三

御廳下ノ事

世祿ハ聖人ノ法ニテ、御當家封建ノ治定タル已來、侯國迄普ク世祿ノ法行ハレ、今日ニ至リ不利ノ典トス、先王ノ遺意ニ叶ヒテ甚美事也、且又東照宮ノ或時ノ上意ニ、世祿ハ良法也、唯其先代ノ勳勞ニ酧ヘルノミニ非ズ、良人ノ子不肖ナリトモ、其不肖ノ子ニ又善人モ出可シ、若一人ノ不肖ヲ以テ此ヲ捨ナバ、其善キ子孫有シ時惜ム可シト、寛仁大度ノ御心ハ恐乍ラ有難キ御事、扨又國初以來此世祿ヲ、子孫世世一粒モ減少無下シ置ル、御定是アルモ、寛大ナル御事也、諸大藩モ皆是ニ傚ヒ、同ク寛大ヲ示サセラル事ト成來リタリ、サレドモ世ニ是ヲ位牌知行ト名付テ、世祿ト云ハ此事ノミノ樣ニ心得ルハ誤レリ、子孫ノ賢不肖ニ從ヒ、祿ノ進退增減ハ有内ノ事ニテ、何分如何樣ニテモ祿ヲ離レズ、譬バ代々ノ不肖ト不幸トニ依リ次第ニ祿ヲ減ジ、千石ハ百石ニ下リ、二百石三百石ハ五口十口ノ俸ニ落トモ廩食ハ離レズ、格別ノ大罪無レバ、沒收放逐ノ事ハ無シ、或ハ親ニ罪有テ隱居蟄居ヲ命ゼラレテモ、其子ハ矢張相應ニ召遣ハルヽ類、小諸侯迄皆然リ、是皆世祿也、若理ノ當然ヲ以テ云バ、旣ニ才不才ニテ官ノ進退アレバ、賢愚ニ就テ祿ノ增減モ有可キ筈也、右寛大ノ制ハ上ニ在テ御仁慈ノ美意至極ノ御事ナレド

ルノ義有、故管鮑ノ交抔云可キ間ナラバ格別ノ事ナルニ、サモナキヲ色々人ヲ頼ミ堅ク約ヲナシ、證札迄出シテ一ツモ言ヲ踐ズ、等閑ニ差置テ金銀貨財ノ事ヲ彼是ト論ズルハ、商賣鄙劣ノ態ナリ等云テ、空嘯キヲル類少カラズ、夫人ノ物ヲ借テ返ヌハ不義ノ大ナル者、約諾ヲ違背シ證印迄シタル物ヲ反古トシ、世ノ謗リヲモ顧ミザルハ、恥辱ノ大ナル者成ヲ事トモセザルハ、怪キ風習ト云可シ、諸侯家ノ大借ト成モ多クハ此風習ヨリ出テ、其事ヲ幹スル有司皆彼風習ノ人ナレバ、經濟ノ筋段々行屆カザル事ニナリ、財用ノ事ハ大學ノ末ニモ出テ治國ノ要務也、武門ノ人ニ於テ迚モ義ヲ重ンズルトナラバ、此義ヲモ能重ンジ、又トテモ耻ヲ知ルトナラバ、此耻ヲ能考フ可キ事也、此趣モ敎諭ヲ加テ列侯ヨリ群有司迄、中心憾悟此アル樣ニアリ度者也

草茅危言卷之二終

自分ニ深ク愼ミ右ノ制ヲ守、少モ早ク先愆ヲ掩フヨリ外ハ無ルベシ、其大臣巨室モ此心ニテ輔佐ノ勞ヲ盡スベキノミ、又懸車ノ尊尙存生ニテ、身ノ不經濟ヲ以孫謀ヲ善セズ、艱困ノ家督ヲ讓リ乍ラ、曽テ省悟スル所無、退休ノ餘閑ニ乘ジテ般樂怠敖ニ冗費ヲ顧ズ、其臣子ヨリ諫止モ成難ク、大幹蠱ノ方ヲ妨ルモ有可シ、是官ヨリ嚴命ヲ加ヘ裁抑在セラレバ、臣子タル分大ニ力ヲ得テ、經濟ニ障ル事無ル可シ、又既ニ敗蠱シテ世ヲ傳ヘタル後モ曽テ退聽セズ、兎角我覆轍ヲ以テ後車ヲ導キ、一々政事ヲ掣肘スルノ類モマヽアリト聞ク、是又尤嚴ニ裁抑在セラレ度處ニ有ンカシ

一　總ジテ武門ニ一ツノ僻習有、何事モ內ヲ捨テ外ヲ餝リ、少シニテモ惡ビレタル體有事ヲ不外聞ト心得テ、凡衣服ヲ惡フシ宮室ヲ卑クスル往聖ノ美績等ヲ、皆其主人ノ不外聞ニ落シ込、彼格式ヲ五分一ニ減ズル等ハ莫太ノ不外聞トシテ、如何ニ窮シテモ、先祖以來ノ格ハ少シモ崩スマジト支吾スル人モ有可シ、是ハ他ナシ、侈靡ヲ好ミ崇高富貴ニ驕リ度ノ私心ヲ以テ、其心ニ叶ハザル事ヲバ皆不外聞ニ歸スル也、故ニ不外聞ト云事一言ニシテ邦ヲ喪スニ庶幾スルトモ云可シ、且又諸侯トシテ領內ノ撫育出來ザル程ノ不外聞ハ有間敷ヲ、此ヲ恐クハ顧ズ、表ヲノミ飾ントハ、如何成不了簡ナル可キ、是ヲ深ク敎諭ノ及バセラレ度者有ンカ

一　武門ニ又一ツノ僻習有、孑々ノ義ヲ爭ヒ、耻辱ニ成事ヲ重ンジ、聊ノ事ニモ劍ヲ按ジ、疾ミ視ノ風有テ、狷介ニ過タル樣ナレドモ、借金ヲ負テ償ハザル事ヲ何トモ思ハヌ事一統也、朋友ニハ財ヲ通ズ

ヲ主トシ、格ヲモ滅ズル樣ニナラバ、一世ヲ風化スルトモ云可シ、右ニ論ズル所ハ、通例ノ諸侯萬石以上ノ城主迄ノ事也、三親藩ハ格別ノ御事、始ヨリ公役ノ云可キナク、又闔中職司アル侯家ハ、是又通例公役ノ外也、其良否ハ職任ヲ以テ上ヨリ黜陟ノ行ハル、御事ナレバ、皆愚ノ云所ノ限ニ非ザル也

一　滯借ノナキ旨ヲ書出タル諸侯ハ矢張公役ヲ勤メ、四窮ノ侯氏ニハ公役ヲ免許アル樣ニト云ハ、是ナルハ賞ナク、非ナルハ反テ賞アル樣ニ聞ユレドモ左ニ非ズ、是ハ上ノ仁慈ヲ以テ其國ノ急ヲ濟ヒ、其民力ヲ愛養セン爲ナレバ、其侯氏ノ一身ノ愼ハ、甚大切ノ事トス可シ、若年限中ニ不愼ノ事アラバ、其時コソ讓典是ニ從ヒ、其輕重ニ依テ地ヲ削ラル可ケレ、中侯以上ニ滯借ナキハ常トス可キ事故賞格ニ闕者ナシ、唯一二萬石ノ小侯ニテ、年來ノ惡習ニ混ゼズ無借ナルアリ、甚奇特ノ事也、其臣民ハ必安平無事ナル可シ、且ハ慶典ヲ以テ地ヲ增ベキカ、或ハ品ニヨリ臨時ノ賞賜有ベキ者カ、夫モ大ナル本家有テ、何事モ本家ニ倚賴シテ無借ナルハ其筈ノ事故、賞ニモ及バザルベシ、又ハ鄙吝暴歛ヲ以テ己ノミ足テ、書出セル所ハ無借ニテモ、其臣民ハ大ニ窮スルモ有ベシ、是ハ人ノ上タル器ニ非レバ、譴責有テ可也、故ニ滯借ノ有ハ非ニ違ハナケレドモ、其ナキハ皆是トモシ難シ、但能其眞是ヲ察シタル上ニテ一二小侯ヲ賞シ、諸滯借家ノ警策ト成樣ニ有度者也

一　右三十年ノ内モ、列侯當主ノ家督ノ年ヲ考ヘバ、皆先代ノ滯借ニテ、當主ハ幼年又成長ニテモ繼承近キニアラバ、罪ハ皆先世ニ有テ、其身ノ預リ知所ニ非ズ、サレドモ既ニ其位ニ當ルカラハ、他ナシ、

窮ハ七年、大窮ハ十年、極窮ハ十五年抔ト割テ、其年數ノ内公役ヲ御免シ有樣ニアリタシ、斯アレバ近頃勤役有シ分ハ、今年ヨリ實年ヲ計レバ、五年ハ十年ニ及ビ、十五年ハ二十年ニモ及ベシ、大ナル歳計ノユルミニテ、莫太ノ公恩成ベシ、サレドモ諸侯ハ元來上ノ憂ヲ分チ、一方ヲ治テ人民ヲ撫育スル職分ナレバ、其撫育出來ズ、庶富敎ノ三事少シモ効シ無テハ、上ニ對シ申分モナキ事、其罪逃ルヽ所無ケレバ、此所ハ嚴命有テ急度身ヲ愼ミ、節儉ヲ專ニシテ、田獵ノ荒ミ、聲色ノ耽リ一切停廢シ、公役免許ノ年限ノ内ハ、飮食器服土木等聊ノ物數奇ヲモナサズ、大人タル身ノナサズシテハ叶ハザル脩齊治平ノ實學ニ篤志シ、文武ノ藝術ヲ怠リ無シテ士大夫ヲ引廻シ、隨分賢ニ任ジ能ヲ使ヒ、異日ニ庶富敎ノ基本ヲ固、年中ノ經費ハ五萬石一萬石ノ格、十萬石ハ二萬石ノ格ニ從ヒ、參勤交代在府中モ、皆其貶シタル格ノ通、違ヒ無樣ニ有ナバ、初年ヨリ忽チ大ナル餘財有可シ、是ヲ以家臣ノ祿ヲ削リタル家ハ宜キヲ計テ增與ヘ、其餘ハ府庫ヲ傾ケテ、領内ノ用金並ニ上方ノ銀主ノ償ヒトスルナラバ、右年限ノ内ニ滯借ハ大方ニ片付可シ、仕方サヘ宜シケレバ、銀主モ皆取切ル可シト云者ニ非ズ、サレバ大抵年限ノ内ニハ無借ト成モ有可シ、其後公役ヲ受ラルヽトモ、他借ヲ待ズシテ事辨ズ可シ、其上ニテ群臣ノ祿モ舊復ス可ク、人民ノ撫育モ夫々出來テ、彼三事モ起ラザル可シ、斯心ヨク成行バ、君タルノ樂ミ此ニ過可カラズ、故ニ年限ノ後モ、格ハ其儘ニテモ濟ミ、又ハ宜キヲ量リ、少々本ニ返シテモ濟可シ、必シモ盡ク本ノ格ニ返シテ、二度ノ窮ヲ催スニハ及バザル可シ、他ノ諸侯モ其美ヲ知ラバ、皆一樣ニ節儉

唯三十年以來段々ノ差支ニテ銀主向ヲ押付置、或ハ聊ノ利分ヲ遣シ、元金ノ沙汰ニ及バズ、又ハ年賦ノ相對ノミニテ、約束通ニ成ザル分皆滯借ナレバ、其分ヲ書出ス可者也、扨困窮ノ諸侯ハ公役モ勤リ難ク、我臣民ノ撫育モ出來ザル事、一朝一夕ニ非ザル大弊故、其弊ヲ上ヨリ救ヒ改メ、天下ノ民力ヲ愛養有可キ仁慈ノ思召ヲ以、滯借ノ多少ニ從ヒ公役ヲモ年限猶豫ニ及バセラル可キ御事ニ有ンカ、因テ其德意ヲ篤ト敎諭有テ、諸家ヨリ嚴譴有ンカト恐テ、大借ヲ僞テ小借トシ、又ハ公役ヲ免レンカトテ、小借ヲ餝テ大借ト申立ル事決シテ有間敷、又外ラ御吟味ノ筋モアレバ、少モ實ヲ失ヒ增減ナル間敷旨ヲ命ゼラレ、情實ヲ呈露セザル事能ハザル樣ニ有可シ、扨三都ヲ始メ公領都會ノ地ノ列藩ノ銀主タル者ニ命ジ、右三十年來ノ滯借ノ分ヲ侯家一軒々々別紙ニ認、所々ノ官衙ヘ出サセ、諸國ニ命ヲ傳ヘ、町在ヨリ領主又ハ隣領主ヘ調達シ、又ハ地頭用ニテ連判借入タル中ノ滯借ノ分等書立、其地頭々々ヘ納メ、其通ト副本ヲ一通宛手近ノ官衙ヘ差出サ令ム可シ、總ジテ上方ヨリ列國ノ寺社諸邑ノ人迄、凡侯家ニ出金アル分ハ皆右ノ例成可シ、是等ヲ取調テ侯家有司ノ差出セル高ニ引合セバ、少々ノ異同有トモ實數明白成可シ、若大ナル相違アラバ再糺ヲ歷可クトモ、大抵ノ違ヒハ兩方平均シ、其中ヲ取テモ濟可シ、サテ滯借ノ高ニ知行ノ高ヲ引クラベ、借高一倍迄ノ內窮困ノ數ニ入マジ、一二以上ヨリ幾倍々々ト次第ヲ分チ、譬バ小一窮、大三窮、中二窮ト段ヲ立テ、夫ヲ打越タルヲ極窮トシ、公役ハ是迄侯家ニテ勤リシ年數ノ遠近モ有可ケレバ、大抵幾年比ニ回リ來ル可考モ有ベシ、其當ル可キ年ヨリ、小窮ハ五年、中

稱貸シテ目前ノ急ヲ救ヒ、此償ヒニ迫レバ領内ノ賦歛ヲ厚クシ、課役運上ノ色目ヲ設ケ、是ヲ取ニ錙銖ヲ盡シテ農力始テ困ミ、既ニ民ノ膏血ヲ浚ヘテモ早得所無レバ、家臣ノ俸祿ヲ削リ奪ヒテ士大夫始テ困ミ、士農均ク困メバ領内ノ商賣業ヲ失ヒ產ヲ敗リ、其上領内ノ豪農富商ニハ、別段ニ過當ノ用金ヲ命ズル故、大戸衰微シテ小戸並窮シ、又有司稱貸ノ術ニ盡レバ、町人百姓ノ總判ニテ、他領ノ金穀借入テ償フ事能ハザレバ公訴ニ及ビ、町在共ニ離散逃亡スルヨリ外ハナシ、士大夫ハ祿有ナガラ凍餓ニ迫ル程ニ成、離心離德ト成行トモ、幕上ノ燕雀晏然トシテ竈突ノ炎ノ棟梁ニ及ブヲ知ザル事、嘆ズルニ餘リアル事ナラン

一　近來國家ニ節儉ノ善政行ハレ、風諭周遍成ニヨリ、侯氏モ己ヲ顧ミ身ヲ責テ政事ノ改リ、異日治化ノ賴敷モ聞ユレドモ、又舊習ニ回翔シ、風化ノ美ヲモ道聽途說シテ止ザルモ多ク、或ハ憾悟ノ機ハ有ドモ窮困既ニ甚ク、今更奈何トモス可カラズトシテ猛省ノ無モアリト聞ク、必竟ハ官ヨリ一ツノ新制ヲ立テ、誘掖激勵ナクテハ屆キ難カル可シ、其方竊ニ考ルニ、先政府ヨリ諸家ノ有司ヲ私第ニ召レ、是迄滯借ノ有無ヲ詳ニ訪問有テ、有無多少トモ相違ナク、書付ヲ以テ總高ノ所ヲ眞直ニ申出ル樣ニ命ゼラレ、尤三十年以前ノ分ハ事古ケレバ、或ハ年賦トノ名計ニナリ、或ハ借捨ニテ扶持方トナリ、又何トナク廢リテ銀主モ無者ト心得、又ハ銀主衰微シテ迹モナク成タルモ有可シ、何分事勢一變ニ及ビタル者多カル可ケレバ、是ハ其儘ニノケ置、又ハ當時ノ新借年々元利手當モ有テ、滯ナキ分ハ是ヲ除キ、

ニ大國ノ權ヲ分ツ爲ニモ成、第一ニハ宗國繼嗣ニ乏キ時ノ爲成可シ、切要古代周室ノ制、次男以下ニハ皆其國ニ仕ヘテ大夫タリシ事ナレドモ、唯今ニテハ俄ニ其例ニモ依難キ勢有可キナレドモ、甚子弟ノ多キハ家老以下ノ養子トセラルヽモ往々アレバ、其分ハ輕キ祿ニテ、初ヨリ別ニ士大夫トセラレテ可成ベシ、又中族以下ハ支封多ク成テハ、本家ノ高ノ減ズルヲ患フル可ケレバ、夫ハ前ニ陳ズル王家皇子ノ例ニ依テ、公子公孫迄ハ相應ノ分封トシ、公孫ノ子ヨリハ祿ヲ減ジテ臣籍ニ入シム可シ、小侯ニテ支封ヲ難ズル分ハ、次子一人ヲ小祿ニテ繼嗣ノ備ヘトシ、其餘同姓ノ内ニ養子ノ用モ無バ、公分ヘ直奉公ヲ願ハレ、官ヨリ少々ノ祿ヲ以其才器相應ニ召使レ、若本家又ハ親族ノ内ニ、養子ノ事有ン時返シ賜ル可シ、扨分封ノ事斯有テハ、後々殊外多人數ト成可クトモ見ユレドモ、是ハ先ニ皇子ノ御事ニテ論ズル如ク、思ノ外積リ程ニ增者ニ非ズ、又公儀ニモ有餘リタル御家人ノ外ニ又直奉公ノ入マセバ、冗費彌增ニ成樣ナレドモ、小諸侯ハ限リ有事、夫程ノ家並ニ子弟多キ者ニモ非ズ、モシハ餘程ノ人數ニ及ブトモ、官ニ格別費トモナラザル譯アリ、是ハ後ノ直參ヲ論ズル條内ニテ知可シ、他姓養子ノ事ハ別ニ論ズ可シ

諸侯大借ノ事

一　太平日久キニヨリ、上下一統侈靡ノ風ニ移リ、侯國大半入ヲ量リ出ヲ爲ノ制ヲ忘レ、一向ニ用度節無、田獵聲色ノ娛ミ、土木器服ノ奢ヲ長ジ、朝聘苞苴ノ費ヲ顧ズ、國計匱ヲ告、故三都ノ溫戶富家ニ

ル勢ニテ、治世ニ趣キタル故、朝廷ノ典故ハ矢張郡縣ノ制ニテ、天下ハ封建ノ世トナリタリ、夫故名稱混雜シ、古ノ官名ヲ以テ今ノ封侯ノ稱號トスル樣ニナリ、又其封號ノ內ニ虛封アリ、實封アリ、又實封虛封ヲ用ヒラルルモ有テ、益混ジタル者也、是ハ今更釐正ス可カラザルコトニ成タレドモ、責テ實封ニ虛封號ヲ用ユルノミハ改タキ者也、備前・肥後・長門抔是ナリ、皆其祖先ニ譯有テ、其國號ヲ用ヒラレザリシ事ナレドモ、今日ニテハ其例ニモ及バズ、實ニ就テ稱セラレ度者カ、大膳大夫ハ別シテ譯有事ナレドモ、是ハ兼官タル可キノミ、是等モ名ヲ正スノ一端ニ入可シ、今ノ諸侯ニ受領官名ヲ一分ノ名稱ト心得サセラル丶多シ、若受領ノ差搆ヒ有テ、外ノ受領官名改ラル丶ハ、轉任ナルヲ改名ト稱セラル丶事甚僻事也、先ニ一侯ノ京師搢紳家ヘノ文通ニ、某氏何ノ守ト署セラル丶肩書ニ、何守改名ト斷リ有リシ事、堂上ニテ殊外可笑有シト聞ク、是ニテ見レバ、轉任ノ位記ハ請セラレザル事ト見ユル、轉任ハ今ノ役替ナリ、官人ノ役替スル、上ノ命ヲ待ズ勝手ニ自分ノ望ミノ役ト戾ト云事有可キ樣ナシ、必執奏ヲ經可キ事也、是ハ官計ニテ爵ニ拘ネバ、始テ叙爵任官ノ時ノ、朝廷官人ヘノ人事物ノ半減抔云如クシテ、事ヲソグハ可ナルベシ、私ニ轉ズ可カラザル事成可シ

諸侯分地ノ事

一　列侯ノ群公子ハ出テ、同姓諸侯ノ後タルハ格別ノ事、異姓ノ後ヲ承ルハ禁ゼラレ、皆領內ヲ分チテ支封トスベシ、是ハ今迄モ有來リタル例ナレバ、必シモ主父偃ガ推恩ノ故智ヲ襲フニハ非ザレドモ、實

事無ル可シ、當人又ハ子孫ニテモ、德ヲ修メ政ヲ善セラルヽ時、地ハ還附シテ舊ニ復ス可シ、是モ卽勸懲ノ大益也、唯還附ノナキ内ニ再ビ削ラレタルハ、高モ格モ其時減ズ可キノミ、是ハ代ヲ隔テヽモ再犯怙終罪ニ歸スレバ也、又其賢行善政アルハ、慶典ニテ地ヲ增ハ勿論ノ事也、但名藩大國ハ最早多クハ增可カラズ、又少ク增テ賞ニモ立難カル可ケレバ、其分ハ或ハ官ヲ進メ、又爵ヲ陞シ、又ハ寶器武器等ノ賜抔ニテ賞セラル可キカ、尤此昇進ハ殊賞成ハ一代切ニテ、子孫ノ先途トハ爲可カラズ、此制多ク行ハレバ、諸侯ノ風儀ヲ正ス事尤速成可シ、或人曰、國替ノ制停廢アリナバ、侯家人民トモ大ナル安喜成可ケレドモ、其替リニ古典ノ慶讓行ハレテハ、賞罰餘リ親ナル事故、侯家ニテ領内ニ事有ランヲ恐テ、諸役人皆百姓ニ手ヲ當ル樣ニナリ、百姓ハ是ニ乘ジ意地强クナリ、聊ノ事モ嗷然ト云立ル樣ニナリ、手ニ餘ルノ患ハ無ヤ、愚答曰、然ラズ、左樣ニ百姓ヲ敵ニモツ樣ナル心ニテ治ヲ施スハ、申韓ノ法術ニテ王道ニ非ズ、百姓ハ元質實ニテ、三代ノ直道ニテ行フ所ノ者也、上ニ義ヲ好ムニ民豈復セザル者有ンヤ、上ニ信ヲ好ムニ民豈情ヲ用ヒザル者有ランヤ、凡上タル人ノ信ヲ體シ、順ヲ達スルノ德有ンヤ、其下豈利ヲ圖リ私ヲ營ムノミノ民有ンヤ、百官有司皆是ヲ以テ自反ス可キ者也、是先王ノ要道也

受領ノ事

一　守ハ官ナリ、古代ノ國司ノ任地、喪亂ノ久カリシヨリ、國司モ往々子孫繼承シ、又ハ群雄割據セ

不レ能レ不レ然耳、特至ニ於後世承平、當レ有レ爲之時一、依然相受、以爲ニ永制一、則不レ能レ無レ憾矣、或曰、是制也、蓋病下於侯國之富厚累世、民心固結、將來致ニ尾大不一レ掉、若中唐季藩鎭上所ニ以默ニ銷其禍乎未萌一、烏得レ容レ啄、易所謂童牛之梏、元吉、是也、曰、惡是何言也、國不ニ富厚一、奚以爲レ教、民不ニ固結一、焉足レ言レ治、夫封建之設、各世ニ其土宇一、以環ニ衞王室一、乃得レ衆得レ財、固其職也、所レ患獨在下長ニ天下一者、驕泰凶害、以失中諸侯之心上已矣、舍ニ我醜一、忌ニ彼美一、殆不レ可ニ救藥一、且如ニ其所下病、宜レ莫レ若ニ奧薩諸巨藩一、國家於レ是概無レ所レ問、移易多在ニ郡邑一、侯以下非ニ童牛一、是童狗、何爲ニ假レ梏而後吉一、至ニ近世ニ有德大君開ニ中興之業一、英明所レ燭、有レ見ニ於此一、乃停ニ廢是制ニ焉者二十餘年、識者以爲ニ盛德一、今而復ニ其舊一、惜夫矣、」右ニ陳ズル如ク、徙封ヲ以テ暗ニ黜陟ヲ寓セラルヽハ、國家ノ大體ニ於テ磊々落々タラザル者有テ、唯墳墓ヲ捨民情ヲ失ヲ感ムノミニ非ルカ、何卒先王ノ制ノ如ク、其地ニ就テ慶讓ノ典行ハレバ、諸侯ノ功罪明白ニテ、賞罰正ク勸懲ノ意深カル可シ、此モ俄ニ行ハレテハ今迄無事故、自ラ身ヲ責ズシテ其罪ニ快々餘言アル侯氏モアルベケレバ、豫メ令ヲ下シ、以來徙封ノ制ヲ停メ、功罪斯ノ如クシテ慶讓有ト云事普ク敎喩タル上ニ、時ヲ待行ハレナバ子細無ル可キカ

一　近世ノ侯氏奢侈ニ因テ、譴責ヲ得退老セラレ、アトハ何事ナク、又虐政ニテ領內騷動ニ及ベドモ、幸事早ク靜リ何事ナキモ有リ、是等ハ皆削地ノ科ニ有ル可シ、總ジテ侯封ノ分其高ト物成トハ、過不及ノ相違色々アル事常ナレバ、削地ノ上モ高ハ元ノ如ク成可シ、故萬石內ノ分內ニ入テモ、格ハ替ル

仕來ニナリ今更混ズルモ如何トナラバ、華城古昔ノ門關ノ制ヲ用ヒ、門限ノ中央ニ關ヲ建テ、直參ハ關ト潛戸トノ間ヲ出入有可シ、是ハ門ノ中央也、陪臣ハ關ノ一方ヨリ出入ス可シ、是ニテ分明成可シ、度々開閉ノ勞ヲ止ルモ一ツノ簡便成可シ、潛戸ハ夜分ノ出入ニ限ル可ク、白晝ニ出入ス可キ者ニハ非ズカシ

國替ノ事

一　國替ハ一時ノ權ニ出デ、不易ノ良法ニ非ズ、事宜人情ニ於テ皆甚安カラザル事有リ、愚曾テ鄙撰ノ逸史ノ草稿中ニ是ヲ論ジ見タル一條アリ、左ニ錄ス

天正十八年、關白徙二大君一、封二于北條氏地一、相豆武房、二總二毛八國、逸史氏曰、徙封之制、非レ古也、蓋其君臣墳墓之地、一朝委棄焉、大傷二孝子慈孫之心一、且以失二其民歷世愛戴之情一、化レ淳爲レ漓、庸可レ訓哉、是以先王慶讓之典、增レ地削レ地、皆就二其封一、未三嘗移而易二之也、夫參國我墳墓、而關白弗レ察焉、大君宜レ有レ所レ請、而恝然遠徙、不二復回顧一者、豈有レ他耶、蓋以下豐公不學亡術、悖二於理義一、又其喜怒難レ測、不レ可二攖拂一也、大君其如二之何一、抑是制、在二爭亂之時一、似レ有二不レ得レ已者一、蓋疆土日啓、所レ酧二功勞一、不レ能レ不レ腆、而其人多非二世襲一、舊疆割盡、新壤有レ餘、故有レ所二移易一、而黜陟亦行二乎其中一矣、雖レ然賢而移二諸善地一、猶可也、不賢而移二諸醜地一、醜地之民何辜、自レ非二權度精審、樂循レ理者一、不レ能レ處二其宜一也、若二豐公麤卒之資一、固不レ足レ責焉、我大君異日致二太平一、猶且因循未レ改者、亦唯權時之制、勢

失フマジ、又道中ハ諸侯ノ往來間遠ニナレバ、驛亭ノ人馬モ肩ヲ息ヘテ、所々ノ費用モ少クナリ、地頭々々ヨリノ賄モ減ジ、各益アル可シ、逆旅人夫等ノ諸侯ノ往來ヲ待テ烟ヲ擧ル者計リハ、實ニモ寂寥成ベケレドモ、其分ハ能喩シテ本業ニ立返リ、農務ヲ專トセシム可シ、東西千里沿道ノ人、農ニ就者多クナリタラバ、是大ナル國益成可シ、何分右ノ事ハ大事ノ業ナレバ、斯ク云ニ付テハ尚又其事ハ如何、此事ハ如何ト人ノ難ズ可キ事モ有可ケレドモ、其非ヲ設テ一々辨ゼンモ餘リ煩碎ナレバ、先是ニ止ルノミ、斯クアリナバ全體ニテ、都下ノ見分ハ今ヨリハ淋ク成方ナルベケレドモ、基本ノ堅固ナルハ今ニモ猶勝ル可キ者有ンカ、彼九經ハ子庶民來、百工柔、遠人懷、諸侯ノ意ハ此内ニ存ス可シ

一　侯邸ニテ正門ヲ鎖シ置ルヽハ甚如何敷事成可シ、歸去來ノ辭ニ、「門雖設而常關」ト云、又ハ「柴門晝掩」等ノ類詩ニモ多ク作ル、皆隱遁ノ境界ゴトニテ、諸侯ノ顯貴ニ於テハ不都合ノ事此上モナク、其上我邦ニテハ罪ヲ得テ閉門ノ事アレバ、一通ニテハ忌可キ程ノ事也、是ハ其初亂世ニ起リタル事成可シ、爭亂ノ世ハ何時ニ寇ノ至ルモ測ラレネバ、正門ヲ常ニ關シ潛戶ヲ設テ諸用ヲ達シ、城主ノ出入又ハ大賓等アル時ノミ正門ヲ開キシ成可シ、夫ヨリ常ト成テ治世ノ後モ改ラヌ事ナム錮習ト云可シ、御番城ニ門ヲ鎖サルヽハ、空城成ハ其筈ノ事也、夫故諸侯モ參覲ノ日ハ其國ノ城門ヲ鎖シ、歸國ノ日ハ藩邸ノ正門ヲ鎖サルヽニテ、其餘ハ開ク可事也、在府ト否トハ人望デ知ル樣ニナリ、是モ便成可シ、但今ハ門ノ開閉ヲ以テ直參陪臣ノ出入ヲ分ツ事ニ成來リ、是ハ門ニテ分ズトモ苦シカル間敷事ナレドモ、

ヲ待テ妙トス、扨右ノ通ニテハ都下ノ侯邸ニ上屋敷下屋敷二所ニテ濟ミ、小諸侯ハ上邸計リニテモ濟ム可シ、萬一類燒等ノ變アラバ、暫ク寺社民家ニ寓居シ、程ナク封ニ付テ心靜ニ上邸ヲ營ミテ濟ム可シ、左アレバ譯有テ廢シ難キ副邸ノ分ハ格別、其外ハ多分賣拂ニ成可シ、又官ヨリモ命ジテ拂ハセラル可シ、是ヲ公侯貴人大社巨刹抔ヘ買取ル事ヲ堅ク禁ゼラレ、町人ヲ募テ買得サセ、門墻ヲ撤テ借家トシ、諸國ヨリ入込居テ奉公ニ離レタル類ノ者、思ヒ〳〵ニ宿ヲモ持可キヲ住シメ、夫々渡世ヲ營マスベシ、又他國ヨリ夫ヲ目當テ入來ル者モ多カルベシ、數十年後ニハ都下ノ戶口夥シク增ベシ、故ニ布帛綿紙酒醬油茶凡百器用ニ至リ、上方ノ運漕ノミ恃ム物ヲ、都下ニテ隨分追々製造賣買サスベシ、侯邸少クナリ民戶多クナレバ、大利ヲ射ル奸民ハ次第ニ減ジ細利ヲ營ム良民ハ段々多ク成ベシ、諸色高直ナル事モナク、君民上下一體ノ利益トナリ、侯家ノ雜人大ニ減ズレバ、奸究盜賊モ自然ト少クナリ、火災モ自然ト間遠ニ成ベシ、論語ニ庶富ヲ稱シ、歷史ニ戶口殷實抔アルハ此事ニテ、愚ノ先ニ實昌ト云者是也、斯クアレバ他年萬一夷狄ノ變有テモ、都下ハ夷然トシテ動搖ノ事ナシ、又ハ東陸ニ事有テ、西諸侯都下ニ馳聚セラルヽトモ、萬品ノ支給ニ事缺コト無ル可シ、但江都ニテ諸色製造モ多ク成ナバ、他所ヨリ運漕競ハズシテ上方ノ衰微ニ成可キ抔ト云人モ有ン、夫ハ土着ノ戶口多クナル上ナレバ、中々其所ノ製造ノミニテハ引足ル事ニ非ズ、然レバ何モ上方ノ運漕ニ支ル事ハ無ル可シ、戶口ノ多ク成ニ付テハ、運漕ハ益競フ方ニコソアルベケレ、又江都ヨリ東諸國ヘ轉送スル所モ手弘クナリ、何方モ繁昌ヲ

蒙古入寇ノ禍拆起リ、其虛ニ乘ジ東北夷迄入寇セバ、在府ノ諸侯ハ追々國ニ就テ、悍禦應援ノ備ナクバ有可カラズ、其時殘リ留ル侯氏ハ僅ニテ、都下ノ總人數大ニ減ジ、工商輩モ俄ニ業ヲ失ヒ、事鎮ル迄ハ十方ニ暮テ、急ニ衰微ノ樣ニ見ユ可ク、所謂過昌ノ實此ニ的然タル可シ、是等ハ先決シテ無事ナレドモ、君子無事ノ日ニ當リ、夷狄不測ノ變迄モ思慮セザル可カラズ、夫ニ付テモ平日都下殷盛ノ基ヲ增テ、不測ノ變ニ臨デモ、都下萬全動キナキノ勢ヲ得可キハ、右ニ云如ク會同干拘ノ制ニ有可キノミ、此事俄ニ施シ難ケレバ、徐々ニ歲月ヲ積テ行フ可シ、先初令ニ遠キヲ先ンジ、他ノ諸侯差置、三百里以上ノ分ヲ三年ニ一度ノ參勤ニテ、一年在府、二年在國トシ、二三年ノ內ニ一時ニナラザル樣ニ追々人替ル樣ニシ、其三年ノ後三百里內ノ分ヲ又三年一參覲ト、右割合ニシテ其時初ノ三年一覲ヲ四年ニ一覲、三百日ノ在府トシ、又三四年ノ內、二百里內ノ三年一覲二百日ノ在府、前ニ云所ノ平均ノ本制ノ通ニシ、初ノ三年ハ四年ニ、四年ハ五年ニ、皆本制ニ從ヒ、又三四年ノ內ニ、百里五十里內皆本制ニ從ヒ、大抵十年以上十四五年迄ノ內ニハ、殘ラズ平均ノ本制ニナリ、歲月ヲ經ル故目ニ立ズシテ事調フ可シ、扨諸侯並ニ隱居等ニ江戶好キト稱スル有テ、此制ヲ好ヌモ多カル可シ、是ハ惡習ヨリ出タル事ナレドモ、其分ハ是迄ノ姿ニアリ度ト願ハル丶ハ其意ニ任セ、又外ニモ故有テ先今迄ノ通リト願ヒ立アル分又其通ニテ、曾テ官ヨリ是ヲ强ズ、在府モ定リヨリ長ク在度トノ方是又其儘成可シ、全體諸侯ノ爲ニ宜キ事故、次第ニ合點行テ、後ニハ心ヨリ甘從アル可シ、兎角强ズシテ自然ト行ハル丶

増々萬國輻湊シテイヤガ上ニ入込、武藏野ニ寸地ヲ留ズ、鷄鳴狗吠相聞ヘテ四境ニ達シ、謂ル邸第雲ノ如ク起リ、樓閣星ノ如ク羅也、閭閻横地舸艘迷津ニテ、最初儉素ノ風モ漸ニシテ侈靡ニ移リ、民間ニテ質實清廉ノ夫ハ却テ衣食ニ窮シ、浮夸汚濁ノ輩ハ却テ大利ヲ得ル様ニ成行、或ハ敗紙ノ利ヲ專ニシテ騎ヲ連ヌキ、又ハ鉢植ノ蘇鐵ヲ賣テ鐘ヲ撃チ、侯家飼鳥ノ餌ニナル蜘蛛ヲ商テ鼎食セル等、其外妓院、戯場、賭博、任俠抔ノ游手、空民奸宄ノ族衢街ニ盈溢スル様ニテ、都下ノ繁昌古今ニ絶シタル事ナレドモ、能考レバ此繁昌ハ餘程過昌ナル方ニテ、未ダ全ク實昌トハス可カラズ、如何ナレバ先第一ニ萬國輻湊ノ人數ヲ以テ斯ク富盛ヲ見スルナレドモ、是皆江都籍外ノ戸口也、若籍中ノ戸口ヲ以テ是ヲ計レバ、人數大ナル相違成可シ、其上諸方ノ入込ノ人ハ、民事ヲモ務メズ、政事ニ預ラズ、無用ノ人甚多ク、飲食流ル丶如クナレバ、諸色高直也、平日トテモ公私トモニ病テ、モシ上方運漕遲滯スレバ、民生日用ノ品拂底ニシテ、衆人難儀ヲスル様ナル事毎々アリト聞ク、必竟ハ萬室ノ國一人陶スルノ類也、是豈愚ノ所謂過昌ナル者ニ非ズヤ、近來御新政ニテ風習大ニ變化シ、右ニ云如ク奸民ハ次第ニ屛息シ、良民段々時ヲ得ル様ニ成テ、愚ノ往年東下シ目撃シタルトキトハ觀ヲ改ムル如ク成可ク、有難キ御事也、サレドモ萬國入込ノ過昌ハ全體ノ勢ナレバ、今日猝カニ如何トモシ難キ者存ス可シ、因テ倩ラ思フニ、今日承平凶器長ク縮リ、寔ニ目出度御代ナレドモ、外夷入寇ノ變ハ何時ヲ測リ難シ、我ヨリ致サヾル不慮ノ變ノ事ハ申タリトモ、國家ノ忌諱ニ觸ル丶事モ非ズカシ、今ニモアレ古昔ノ

格別ノ御事ナレバ、是ヲ如何在セラル可キ等野人ノ議ス可キニ非ザレバ、是ヲ置、其外ハ譬ヘバ江都迄五十里以内ノ諸侯ハ、毎年參勤ニテ在府五十日成可シ、百里以内ハ二年ニ一度、參勤在府百日、二百里以內ハ三年ニ一度、二百日、三百里以内ハ四年ニ一度、三百日、三百里以上五年ニ一度、丸一年在府ト云樣ニ定メ、其室家ハ前條ニ云如ク皆國ニ從ス可シ、斯ナリナバ大ニ諸侯ノ窮ヲ救ヒ、天下ノ民力ヲ舒メ、上下洋々トシテ太平ノ化ニ浴ス可キ事也、交代寄合ノ分ハ、遠近ハ右ノ通ニテ度數ヲタテ、在府ノ日數右ノ在國ノ口數ト振替テ宜シカル可シ、是ハ都下ノ宿衞ヲバ專務ニアル可キ故也、此室家ハ今迄ノ如ク成可シ、萬石內外ノ定府無役ノ分モ、交代寄合ニ准ジテ折々ハ民ヲ親ミ、領知ノ政ヲ躬ラセサセラル樣ニアリタシ、扨此制行ハルレバ、侯國ノ爲宜キ事ナレドモ、列侯就封ノ日多ハ室家モ國ニ徙レバ、其家臣在府ノ分モ妻ヲ挈テ歸國スルハ過半成可シ、房總ヲ始メ他國ヨリ入込タル臣妾モ、空手トナリ皆々歸國ス可シ、左アレバ江都ノ人數大ニ減ジ、土着ノ工商モ業ヲ立難ク、上方ニモ響キ一統ノ難儀トナリ、コハ如何ト人心動搖ス可シ、第一御膝元斯ノ如ク手薄ク成テハ、是迄ノ繁昌ヲ失ヒ、莫太ノ變トモ申ベケレドモ、是二品アル事也、請フ覽人寬假シテ愚ニ其說ヲ終ラシメ、總テ江都ノ御事ハ、御創業以來善政ヲ以テ勞來ニ力ヲ盡サセ給ヒ、丘陵ヲ平ラゲ、寫鹵ヲ埋メ、諸港ヲ開キ、海運ヲ通ジ、士大夫ヲ區處シ、兵卒ヲ撫育シ、侯邸ヲ列置シ、上國豪戶ヲ徙シ、闕中ニ充テ、何一ツ殘ル所ナキ御事、中庸ノ天下ヲ治ル九經ノ要ニモ往々叶ハセラレタリ、其後太平日久シケレバ、

テ、慶長中ニハ定リタル制モ聞ヘズ、元和偃武以後ニ漸次ヲ以隔年參勤ノ様ニナリ、西裔侯國ニテモ道ノ遠キヲ厭ハズ、必隔年ニ出府ヲ宗トシ怠ラザル事トシ、終ニ永制ト成タル事也、乍レ去先王ノ制、道里ノ長短ヲ以來朝ノ疏數ヲナシ、一歳ニ一度朝スルヨリ、五歳ニ一度朝スルニ終ル、遠近ニ從ヒ勞逸ヲ均フスルハ左在可キ筈也、我邦ニテ江都ヘハ薩摩ヲ最遠シトス、海陸四百里ニ及ベリ、其人上下トモ馴來リタル事ニテ、今更如何トモスベカラザル者故、止事ヲ得ズシテ夫ニ仕來リアレドモ、思ヘバ遙カナル者ニテ、四五十里ノ諸侯ト同ク年々ノ往來ハ、餘リ勞逸ノ均シカラヌ事也、其上ニ大諸侯大勢ノ供廻ニテ、歸國ハ何ツモ夏ノ旅行ナレバ、別シテ病人多ク、年々道中ニテ渇死ノ人定テ數人アリ、又病テ大坂邸中ニ留リ保養ヲ加ヘ、終ニ客土ノ遊魂ト成モ定テ數人ナリト聞ク、扨又家中ノ供ノ外ニ、離レテ別ニ往來スル事引モ切ラズ、年中虚日ナキ程也、其外西裔ノ諸侯迄往々皆然リ、夫ヲ合セテハ年々死亡ノ人幾バクゾヤ、此皆郷土ニ在テカヽル事モアル間敷ニ、全ク長途ノ寒暑霧露ヲ衝冒スルヨリ出デ、其人ハ云ニ及バズ、其父母妻子迄ノ餘痛如何計ノ事ナラン、實ニ憫ム可キ事也、上タル人豈軫念逃ルベケンヤ、交代ノ事今日ニテハ猝カニ變ジ難キ事成ベケレドモ、何卒制ヲ設ケ先王ノ法ニ從ヒ、遠近勞逸ヲ均クシタキ者也、熊澤氏ノ書ニ、鎌倉ノ大名ノ參勤二年ニ一度五十日ノ在勤ヲ引テ、今モ其通リ成可シト論ズレドモ古ハ知ラズ、是ハ今ニテ行ヒ難キ事、其上遠近勞逸ノ均シカラヌハ同ジ事ニテ、良法ニ非ズ、今愚意ヲ以テ假ニ其制ヲ設見ンニ、三親藩ノ御事ハ本統ノ輔弼、國家ノ柱石、

初ヨリ質ナキニ劣ルベシ、去ナガラ歸服セシ人ヨリハ、我赤心ヲ表シテ質ヲ迯ルベキ筈ナレバ、一概ニ質ヲ受マジトモ云ハレズ、甘心シテ出スヲ受テ、迫リテハ取マジキ者也、扨又太平ノ世ニハ、諸侯ノ室家ハ皆領地ニ有ベキ筈ノ事成ニ、客土ノ一邸中ニ身ヲ終テ、竟ニ其君子封内ノ面影ダニモ見ズトアルハ、遺憾ノ事成ベシ、其上隔年ノ留主ヲ守ラセル、事故、配偶三十年ニテ僅カニ常人ノ十五年ニ准ズ、家臣ノ江戸詰ト稱スルモ往々是ニ類ス、國事監事ナケレバ、事ニ當リテハ假令五年七年ヲ累ヌルモ當然ノ事ナレドモ、唯是以生涯ノ事トシ、老親ヲ背キ妻子ヲ捨置ハ、人情ニ於テ傷ムベキノ甚シキ者アルカ、士大夫尚然リ、況ヤ公侯ノ貴重ニ於テヲヤ、又列侯ノ菟裘ノ地ハ、小侯ニテモ必其封ニ就テ、子孫群臣ノ奉養ヲ受テ餘年ヲ娯マル可事也、東邸ニハ側室ヲ置、其出生ヲ任子ニ充べシ、夫モナキ内ハ國ヨリ子弟ノ内一人ヲ邸ニ置ベシ、女子ニテモ苦シカラズ、夫トモナキハ、世臣ノ子弟ヲ當分出シ置モヨシ、亂世サヘ此例有事也、又任子ヲ幾度置カユルトモ勝手次第成可シ、上ヨリハ曾テ責ラレズ、下ヨリ甘心ニテ差置ノ姿ナレバ、何ニテモ出ス可シ、唯嫁娶ハ在國ニテ方角ノ違ヘタルハ、道里ヲ隔テ、事大造成ベキカ、其分ハ今迄ノ如ク東邸ニテ取結ビ、其後國ニ徙ス樣ニ有タラバ、障ル事モ無ル可シ、但此條ハ下ノ諸侯ノ條ト相照シ見テ、其事全カル可キノミ

參勤交代ノ事

一　草昧創業ノ御時節ハ、大小諸侯江都詰切ヲ勤功トシ、折々封ニ付休息ノ事ヲ官許アリシ迄ノ事ニ

一　天下諸侯ノ室家ヲ都下ニ聚メ置ル、ハ豊臣家ヨリ始レリ、其時禍亂新ニ定リ、四方ノ情僞未ダ明カナラザレバ、諸侯追々邸ヲ大坂ニ設タルニ付、直ニ其室家ヲ徙サセテ是ヲ質トスル也、西討東伐纔ニ畢リ、間ナク外征ノ大役モ起リ、海內洶々タレバ、一時ノ權宜ニ於テ斯計ラレンハ、餘儀ナキノ勢ニテモ有シヤ、御當代ニ及ビ、慶長五年關ケ原武成ノ後、諸侯追々邸ヲ江都ニ設ラレシニ、室家ノ御沙汰曾テ無リシハ、寛仁大度ノ御事ニテ、謙讓不遑ノ美意トモ申奉ルベシ、同十年ニ至リ藤堂氏其議ヲ倡ヒ、相良氏其事ヲ始メラレシヨリ、諸侯爭テ意ニ從ハレシ也、是關ケ原御陣前ニ、石田ノ奸謀ニテ大坂ニ質スル所ノ諸侯ノ室家、騷擾シテ徃々ニ其國々ヘ逃レ下ラレシ後ノ事ニテ、天下ノ人心判渙シ其歸嚮ヲ新ニセル時節ナレバ、斯モアルベキ者ナランカ、既ニシテ大坂御陣後凶器長ク縮リタレドモ、ハヤ夫迄十年計リ有姿ニテ、終ニ永制ト成タル也、元來人質ト云ハ無益ノ者也、必竟ハ亂世戰國ノ際ニ俄ニ和睦シ、或ハ降服シ、或ハ籠城明渡シ等ノ時、誠僞ヲ明ニセン爲メ當分ノ質ヲ出ス事ニテ、是止事ヲ得ザルノ勢也、長ク留置ベキ者ニ非ズ、如何ナレバ人ハ大義ニ臨デハ質ヲ顧ル者ニ非ズ、既ニ關ケ原前小山ニテ列侯會議ノ時、誰一大坂人質ニ引レテ、上方ニ從ヒタル人ノ無ニテモ概知スベシ、又ハ大利ニ拘リテハ、人質ヲ振捨テ離畔スル事亂世ノ常也、義ニモアレ、利ニモアレ、畔キタルガ憎シトテ其質ヲ殺セバ、罪モナキ婦女童子ヲ殘暴スルノミナラズ、其人長ク離絶ニ及ビ、讐隙深ク成ベシ、殺サズシテ差置ケバ、質ヲ取タル詮モナシ、外ノ質ヲ出セル者ニ安心ニテ離畔セヨト勸ル勢アルカ、唯

比御上洛ノ事甚ク御願望ニテ、諸事減省ヲ以行ハセラルベキ思召タレドモ、全體ノ經費洪大ノ御事ナレバ、俄ニ其處置モ難キ事ニ思召サレ、且又列侯ノ窮モ已前トハ事替リタレバ、天下ノ難儀ヲ憫惻セサセ給フヨリ、御終身御志ヲ齎ラセ玉フト仄カニ承リ及ビタリ、殘リ多キ御事也、今日國家ノ勢享保初年ニ類シテ、內裏炎上ノ御大變サヘ加リ、天下ノ諸侯モ從來ノ華侈ニテ、大半ハ國乏益甚シク、專節儉ノ政ヲ施サセ玉フ御時節ナレバ、中々容易ニ彼盛事ヲ擧玉フベキニアラネドモ、今ヨリ二十年モ仁義普ク行渡ラセラレナバ、諸侯ノ風儀モ疾ニ一變シ斯ヲ以擧行フベキノ日モ至ル可シ、故ニ今ヨリ內內ニハ徐々トシテ其遠圖モアラレ度者カ、其時到リナバ寛永ノ盛儀ハ姑ク差置、始祖ノ毎度ノ御上洛ヲ摸範トシ、享保ノ御深意ヲ體シ、萬事大ニ省約セサセラレ、君子ハ繼ベキヲスルノ意ヲ主トシテ、此時ニ限ラズ、其已後ノ御代々迄事六ケ敷カラズ、能行ハルベキ様ノ良規ヲ立置セラレ度者ナルベシ、秦漢以來ニ封禪ヲ一代ノ盛事トシテ、太平ノ世ニ必擧ベキノ事トスルハ、妄說ノ云ニ足ザル者也、夫トハ品カハリ明君賢主ノ必修擧シ給フベキノ美意ナレバ、今ノ御時節ニ無ルベカラザル事也、サレドモ、遙ニ歳月ノ外ニ期セザル事ヲ得ザル儀ナレバ、縱ヒ期ノ如ク行ハルヽトモ、愚老ノ覩ルニハ及バザル後ノ事成ベシ、乍レ去今此事ヲ陳說シ置ハ、豈司馬長卿ノ封禪遺草ノ醜ヲ學ブトセンヤ、是愚ノ自ラ信ズル所也

諸侯室家ノ事

ハセラルベキ御事ナランカ

御上洛ノ事

一　御上洛ハ第一ノ盛事ニテ、本來御一代ニ一度ハ御座有ベキ御事也、華城ノ古代ニテハ、陶虞ノ際ニ五載ニ一度巡守ノ事見ヘタリ、三代ノ間モ其事有タルハ、禮記等ノ諸書ニモ存セリ、秦漢以降後世迄モ行ハレ、夫ニモ美惡ハ樣々アリ、是ハ其人ニ拘ル事、巡守ハ風俗ヲ觀察スルノ要務ニテ、人君ノ必行ハセラルベキ事也、近クハ淸國乾隆ノ巡守ノ事、太平ノ餘化萬民歡欣シテ上下ノ嘉慶洋々タル有樣、曾テ其記錄繪圖等見及ビタリシ、寔ニ盛事ト云ベシ、況ヤ御上洛ハ王室ヲ格別御尊敬遊バサル丶事ノ美意ヨリ出テ、其序ニ東道畿內ヲ御覽遊バサル丶御事ナレバ、天下ニハ遍ネカラザレドモ、巡守ノ遺意トモ云ベシ、巡守ハ天子ノ事ナレバ、彼御序ノ天下ニ遍ネカラザルハ、又却テ御謙讓ノ美事トモスベキ者也、扨御初代ニハ元ヨリ度々ノ京師御往來ニテ、位號ヲ正サセ給ヘシ御時ダニモ、諸事御手輕ク在セ給ヘシハ、草昧ノ宜ヲ得サセ給フ也、御二代モ世子タラセ給フ比ヨリ每度ノ御上洛故、隨分輕キ御事、其御繼代ノ時ノ輿馬騶從ハ甚盛ナル御事ナリシモ、御治世ノ始ナレバ是又サルベキ御事ナリシ、御三代ニ至テ恒隆升治ノ化ニテ、前後ニ比類ナキ豐富ノ運ニ乘ジサセ給ヘバ、寬永御上洛ノ盛成事寔ニ此上モ無ル可シ、後此事絕果タルハ繼セラレ度ノ勢モ有シヤ、又ハ其後追々帑藏耗竭ノ患モ生ジテ、所詮是等ノ御沙汰ニ及バセ給ハザリシニヤ、享保中興ノ御大業ニ、節儉ノ政ヲ以前烈ヲ振ハセ給ヒ、其

菅公ヲ配享セル也、喪亂ノ後配享主ト也、孔廟ハ廢シ、唯聖廟ノ名ノミ今ニ殘レル也、外ニ此類多カルベシ、何分ニ神秘ハ依違兩可シテ決斷スル處ナケレバ、是舍テ今日萬人ノ稱スル處ニ從テ濟ム事成ベシ、右ノ如ク成バ二祖二宗ト云テモヨシ、三祖三宗ト云テモヨシ、二祖二宗ト、又三祖三宗ト立テモ不可成事ナシ、是ニ四親ヲ加テ八廟・九廟・十廟ノ內何レニ取トモ、是ヲ我邦天子ノ廟制トシ、今日ノ諸侯ハ本ヨリ五廟ニ從フベキ者ナレバ、江戸ノ御事ハ六廟・七廟ノ內、何ニテモ其當ヲ得給フト謂ベシ、扨太祖ノ廟ハ申奉ルニ及バズ、台德大君ハ守成ノ良君ニテ、創業ノ內ニモ關セ給ヘバ、是元ヨリ不遷ノ宗タルベシ、其餘親盡サセ給フハ祧廟ニ祧シ奉リ、一廟一宗ヲ四親ニ合六廟タルベシ、有德大君ハ今尙四親ノ御內ナレドモ、中興明君ノ御事、殊ニ御血脈モ是ヨリ改ラセ給ヘバ、後日中宗ノ類ト立奉ルベキ御事ナレバ、今存ル所ノ七廟ノ內、一廟空クシテ後世ヲ待セ給フベキカ、廟ヲ豫メ設ケ置ト云ハ、毛詩ノ疏ニ見ヘタリ、夫ハ必采ベキノ說ニアラネドモ、是ハ今既ニ七廟アルニ就テ說ヲ立ル也、後世必用ユル所アル廟ヲ毀チ去ベキニモアラヌカ、何レニモ空廟如何ナラバ、假ニ孝恭世子御廟トシ、幾千秋ノ後七廟ニ滿タル時モアラバ、世子ハ先廟中ニ附祀在セラルベキカ、又ハ萬代無疆ノ御事故、此後賢明ノ君ノ宗トスベキハ、十主モ二十主モ在セラルヽトモ、左樣ニ廟制ヲ增事先王ノ法ニ非ザレバ、若已後功德盛ニシテ祧シ奉ル間敷事有ナバ、今日同殿ノ制ニ任テ、古キヨリ段々ト二宗ノ廟ニ合享在セラレ、何分今迄來リタル七廟ヲ、萬代不易ノ制ト立サセ給フベキ事、聖人ノ中制ニ叶

ヲ願フ也、扨上世祖宗ヲ論ズルニ、伊勢內宮ハ天照大神ニテ太祖ノ廟、外宮ハ原廟也、加茂ハ神武天皇ニテ人王ノ始祖ノ廟、下鴨ハ原廟也、宇佐八幡ハ應神天皇ニテ世宗ノ廟、百世不遷ノ類成ベシ、雄德山ハ原廟也、伊勢加茂ハ元ヨリ始祖也、又人王ノ世系ノ尤明白ヲ得タルハ應神以降ニテ、夫故始祖以後ノ始祖ノ心ニテ甚重ゼラルヽ御事ト聞傳フ、世ニ大坂ノ小橋博勞ノ宮並ニ高津ノ宮ハ仁德天皇也ト云傳フ、古今第一ノ聖主成バ、血食ノ長キモ當然也、其功德ノ盛成ハ、高宗トモ稱スベキノ類也、又志賀ノ舊京ニ天智天皇ノ御廟有ト聞傳フ、果シテ然ラバ是ハ職冠公ノ良佐ヲ得テ、中興ノ明主タラセ給ヘバ、中宗ト云ノ類成ベシ、是皆不遷ノ宗ト建奉ルベキ者ニ有ン、或ハ新ニ上世ノ功德ヲ論ゼバ、尙又品モアルベケレドモ、既ニ廢スルハ擧ザルノ明文モ有バ、唯有來リタル祠廟ニテ宗數ヲ擬議スルノミ、一說ニ伊勢ノ外宮ハ國常立尊也、加茂ハ武甕槌也、博勞ノ宮ハ稻荷也、高津ハ姫古曾ノ神社也トモ云、巫祝輩是等ヲ神秘ト稱シテ、奥妙不測ニシテ摸索スベカラザル事トシ、好デ其說ヲ神異ニス、今愚意ヲ以テ竊ニ是ヲ考ルニ、伊勢ハ內外ノ同異、皆神世ノ古ヘニテ、何レモ上祖ノ御事成バ、存シテ論ゼズトモ可也、加茂ハ國史ニ欽明帝ノ御宇ニ、始テ加茂祭ヲ行ハルヽ事見ユ、是ハ別神ト見ユ、天武帝ノ時ニ加茂神宮ヲ營ムトアリ、修ムト云ズシテ營ムト有ハ、剏造ノ心也、此時神武天皇ヲ合享有シヤ、又別ニ祖廟ノ設有シヤ、博勞・高津モ初ハ合享成シモ知ズ、既ニ攝津志ニ、「博勞神社祀ニ仁德天皇一、高津宮比賣古曾神社、後配ニ享仁德天皇一」ト見ユ、是俗傳ノミニ非ズ、京師北野ノ菅廟ハモト聖廟ニテ、

ニ至リ唐ノ制モ九廟ト見ユ、宋史ニモ「凡九廟同殿異室」トモアリ、又元豐元年ニ定テ八廟トスルトモ見ヘタリ、然レバ今日ニテモ制度ノ立樣ニ依ル事ニテ、强チ關東ノ七廟ヲ僭トシテ嫌ハセ給フニ及バザルベシ、今其制ヲ設見ンニ、王室ハ堅ク故例舊格ヲ守リ給フ御事ナレバ、今叓妄リニ新規ノ議ヲ建ベキニ非ズ、縱ヒ議シ得テ理アリトモ、萬々行レヌ事ナルベケレドモ、內心ニ斯モアラマホシキト思フ事ヲ試ニ述ルナレバ、何ヨリモ王室ニ四親ノ御廟ノナキ事、恐ナガラ事ヲ缺タル義ニテ、明王ノ孝ヲ以天下ヲ治ルノ意ニハ齟齬スベシ、若神ノ御裔ノ御事故、人間ノ制度ヲ以テ推ベカラズトナラバ、御歷代皆神ニ祝ヒ奉ルベキ御事也、夫モナクテ唯園陵計リナルハ、何トモ穩當ナラヌ方アルニヤ、夫トモ時ニ從ヒ一日ヲ揣レバ、今更周室ノ太祖ニ三昭三穆ヲ分チ設ル樣ニト擬議スルニハ非ズ、唯是今ノ園陵ノ存セル寺中ニ就テ、少サキ神祠ヲ四社設ケタル如クニシテ、茅茨采椽ノ古ヲ慕ヒ、黑木ノ御所、木ノ丸殿等云如クアリナバ、他ノ祠宇寺觀ノ侈靡ヲ戒ル爲ニモ宜シカルベク、又ハ唯一宇ヲ設ケ、宋朝ノ制ノ如ク同殿異室トスルモ簡當成ベキカ、因テ其國忌ヲ置テ、歲ニ一度勅使ヲ以テ高曾祖考ノ四世ヲ祭奠在セラレ、其餘ノ四時節序ノ祀典等ハ、其有無疏數ノ制ハ尙又宜キニ從フノ方アルベシ、是第一ニハ恐ナガラ今日聖主ノ孝順ノ御心ニ目出度思召セラルベケレバ、廷議ニ於テ嘉納アル間敷ニ非ズ、又國家ノ經費ニ於テハ、サセル事モナク咄嗟シテ辨ズベキ者也、是其儀ハ至テ重クシテ、其施設ハ甚輕易也、其人心ニ關係スルハ甚大ニシテ、聊モ世ノ觀聽ヲ駭ス事ナシ、故ニ愚ハ竊ニ其アラマホシキ

バ、七世トスベキ事ナシ、後ニ至リ四親ノ外ニ、契ト湯トヲ以テ六親トスト見ヘタリ、又ソノ後ニ高宗ヲ加ヘテ七廟ニ成タルモ知ラネドモ、夫ハ伊尹ヨリ遙ニ後ノ事ニテ、伊訓ノ七世廟ノ證ニハナラズ、大抵尙書古文ニ屬スル分ハ疑シキ事甚多シ、先儒モ其說アレバ、伊訓モ古文ノ方故深ク信據スルニ足ズ、然レバ殷ニハ疑ヲ闕テ、七廟ハ周ヲ始トスベシ、周ハ后稷ヲ太祖トシ、文王武王ヲ祖宗トシ、四親廟ニ加ヘテ七廟タル事明白也、然レドモ是モ周公ノ成王ヲ輔佐シ、禮樂ヲ定メラレシ時ハ、大王、王季、文王、武王ニテ四親ナリ、大王ヨリ上ニハ宗ト立ベキモナシ、夫故ニ追王モ大王迄ナレバ、其時ハ太祖ト合セテ矢張五廟ナルベク、其後成・康・昭ノ王々ヲ經テ、穆王・共王ノ時ニ始テ六廟七廟ト定リシ成ベシ、尤文武ノ功德ハ云ニモ及バヌ事故、周公ノ禮ヲ制セラレシ日ニ、後々親盡タル時、文武ハ百世不遷ノ廟トスベシト兼テ定メ置レタル事ハアル間敷ニ非ズ、何分周ハ全ク文王・武王ニ因テ七廟トナリシ也、若其前後ニ功德ノ劣ラヌ明君アリナバ、八廟トモ九廟トモナスベシ、必七ニ限リタル事ニハ非ズ、差當リシ周公ノ德ヲ以テ若繼統ノ君アラバ、豈七廟ニ拘リテ其廟ヲ毀ツベケンヤ、天子七廟ト堅ク心得タルヨリ、後世ハ功德無テモ强テ增テ七數ニ備ヘタル也、然ラバ功德ノ君多ク有テモ、オシテ減ジテ七數ニ止ル事トセンヤ、甚然ルベカラザル事也、周ノ世ハ衰ヘナガラモ長ク續キタルハ、七廟ト云事數百歲云ナラハシ、禮記等ノ諸書ニモ多ク出ル故、周一代ノ制ト云ニ心付ズ、何トナク天子ノ通制トナルハ、後世ノ諸儒深ク考ヘザルノ誤也、九廟ト王莽ノ制ニ出ルハ云ニ足ザレドモ、後世

タルヲ毀チ仕廻ン様モナシ、唯當時我邦ノ禮儀華美ニ成テ、禮儀ノ眞實ニ叶ハズ、予今ニモ相果ナバ、東叡山ノ常憲公ノ御靈屋ト相殿ニスベシト上意遊バサレシト見ユル、是ヨリ同殿ノ制起リ、今日ニ至レリ、元來七廟ノ事思召ニ叶ハセラレザル事ナガラ、御謙讓ノ美意ニ祧毀ニ及バセラレズ、權宜ノ制ヲ以テ同殿ノ定ヲ創メラレ、其以來是ヲ遵奉シ給フモ、寔ニ餘儀ナキ御事成ベシ、乍レ去萬代無疆ノ内ニ同殿モ終ニハ塞リ、縱ヒ三主四主同殿トナルトモ時有テ數滿ベシ、況ヤ幾十代モ同ジ様ニ奉祀有ン事ハ、天子ノ制ニモナキ事ナルヲヤ、今日最早十代ニ及バセラレタル時ナレバ、祧毀ノ制立給ハズシテ叶ハザル事ナルベシ、四親廟ノ上ヲ次第ニ祧スルハ少モ不敬ニ非ズ、少モ不順ニ非ズ、是聖人ノ中制ニシテ天理ノ當然ナレバ、後代ノ模範ヲ垂ルト云物ニテ、聊モ議擬ヲ容ルベキニ非ズ、愚ハ曾テ竊ニ此事ニ於テ私議ヲ設ケ含ミシ事有、今其說ヲ左ニ詳ニス

一　天子ノ七廟、諸侯ノ五廟ハ、禮記及諸書ニ見ヘ、千載確然タル事トス、併五廟ハ左モアルベシ、七廟ニ於テハ異議ナキニ非ズ、先儒ノ說ニ陶虞夏后氏ハ天子モ五廟ト云ヘドモ、是ハ餘リ古キ事ニテ明證ナシ、尙書伊訓ニ「七世ノ廟可ニ以觀レ德ト」アルヨリ、七廟ハ殷ニ始ルト雖ドモ、愚ハ深ク爰ニ疑アリ、如何トナレバ、凡七廟ト云ハ、太祖ノ廟ノ外ニ先代ノ功德盛ナルヲ太宗・高宗・中宗等稱シテ百世不遷ノ廟トス、故ニ一祖ト二宗ト四親ノ廟ヲ合セテ七廟也、殷ノ湯王契ヲ祖トシテ四親ノ廟アルベシ、其時別ニ不遷ノ宗アルヲ聞ズ、伊尹ハ湯王ヨリ太甲迄ノ間也、太甲ノ時ニ湯ハ尙四親ノ內ナレ

草茅危言卷之二

宗廟ノ事

一　我邦ハ王室ニテモ、古來唯陵園ノ式備リタルノミニテ、廟制ノ定メハ聞ズ、令條抔ニモ絶テナシ、中葉已來ハ山陵モ唯佛寺ニ寄寓シテ、別ノ設ケハナクナリ、今ハ泉涌寺ニ數十代ノ塋域纍々トシテ列シ給ヒ、其寄寓ノ寺ヲ指テ廟所トシ給フ様ニ見ユレドモ、四親廟祧廟ノ差別アルニ非ズ、武門モ是ニ准ジテ一向差定リタル制度ヲ聞ズ、鎌倉ハ一再傳ニテ亡ビタル故、本ヨリ論ズルニ及バズ、室町ハ等持院中ニ今一宇有テ、十三代ノ塑像ヲ安置セリ、別ニ祖廟ノ設ケモナク、昔ハ一廟一主ナリシヤ、又ハ矢張今ノ如ク同殿ナリシヤ、何分迭毀ノ制ハナカリシト見ユ、十世ヲ過テモ盡ク祀ルト云ハ、天子ノ制ニモナキ事也、當御代ハ祖廟ノ御設ケ、左モ顯嚴ヲ致サセ給ヒ、變世ノ廟制モ備リタル御事ナガラ、廟制ハ未ダ行ハレズ、是當初ハ御入用ノナキ事故、後世子孫ノ建議ニ托シ給フ成ベシ、萬世無疆ノ御事ナレバ、何レ此御定無ルベカラズシテ、今日抔ハ最早其時ナルベシ、明君享保錄ニ、享保御代始ノ上意ニ兼テ仰オカレケルハ、凡天子ハ七廟、諸侯ハ五廟、大夫ハ三廟ト禮ニアリ、然ニ御當家既ニ上野並ニ增上寺ノ廟所七廟有テ天子ノ如シ、是武家ノ法ニ過テ、聖人禮記ノ心ニ叶ハズ、然レドモ有來リ

理ナキニ非ズ、武王ノ聖ヲ以テサヘ、禮ヲ制シ樂ヲ作リ、一代制度ヲ定ルハ、成王ノ世ニ當リ周公ノ手ニ出タリ、豈時後レタリト云ベケンヤ、又成王ハ武王ニ勝ラント欲スト云ベケンヤ、漢ハ文景ノ間ヨキ時節ニ當リタレバ、賈生モ力ヲ極メ是ヲ論ジタリシニ、文帝ノ謙讓不㆑遑トアリシハ、美德ハ本ヨリナガラ、一ツハ藩王ヨリ大統ヲ受ラレ間モナキ故、遠慮ノ深ク過ルト、又ハ質美ニシテ學ノ到ラザルトニモ依ルベシ、遺憾ナキニ非ズ、景帝ノ時ハ改革ノ仕方宜シカラズシテ七國ノ反ヲ引出シ、夫ハ處置ノ宜シカラヌノ罪ニテ、當御代ハ萬代無窮ノ御事ナレバ、二百年ノ星霜モ久シカラヌニハアラネドモ、千載ノ後ヨリ今ヲ見レバ、隆治ノ山口ト云ツベシ、往時寛永寛文ノ間ハ、休明豐富ノ運實ニ漢ノ文景ノ時ニ似タレドモ、打續キ早ク御厭代ノ上ニ、名臣良佐一時ニ傑出アリシモ、文教未ダ開ケザル故ニ、聖學ヲ明ニシ古今ニ通ズルノ器識ヲ得サセラレザリシ事、是時運ノ然ラ令ルニテ、强チ備ハルヲ其人ニ求ムベキニ非ズ、唯其機會未ダ至ラザリシナルベシ、今日ハ享保中興ノ餘烈ヲ受給ヒ、大有爲ノ時ニシテ大有爲ノ人トマセバ、其施爲ノ易キハ屋上建瓴ノ勢トモ云ベク、實ニ千載ノ一時ナルベシ、サレドモ愚ノ陳列スル所、妄リニ逐一施行アレカシト願フニハ非ズ、是又時ヲ量リ宜キヲ揣ルノ權アルベク、又閭閻ノ底ヨリ廟堂ノ上ヲ擬議スル事ナレバ、頗ル齟齬シテ愚慮ノ外ニ差障ル事モアルベシ、是ハ云ニ及バズ、唯大有爲ノ人ノ撰擇取捨シ給フニアルノミ

草茅危言卷之一　終

苟逸而已、惡能復深思遠慮、及ニ遐遠之事一哉、夫治レ泰者、當三周及ニ庶事一、雖ニ遐遠一不レ可レ遺、若三事之隱微、賢才之在ニ僻陋一、皆遐遠者也、時泰則固遺レ之矣、朋亡夫時之既泰、則人習三於安ニ其情肆一、而失レ節將ニ約而正一レ之、非レ絕ニ去其朋與之私一、則不レ能也、故曰、朋亡自レ古立レ法制レ事牽ニ於人情一、卒不レ能レ行者多矣、若下夫禁ニ奢侈一則害ニ於近戚一、限ニ田產一則妨中於貴家上、如レ此之類、既不レ能下斷以ニ大公一而必行上、則是牽ニ於朋比一也、治泰不レ能ニ朋亡一則爲レ之難矣、治泰之道、有ニ此四者一則能合ニ於九二之德一、故曰、得尙ニ于中行一、言能配ニ合中行之義一也、尙配也、是又字々句々今日實際要務ニ非ルハナシ、凡愚呶々セント欲スル所ノ者、二卦ノ傳已ニ盡、復餘蘊無、愚ノ上文ニ條陳スル所、又此次追々記セント思フ事、皆此意ヨリ推及ボス也、」此卷ハ元ヨリ人ニ示ス者ニハアラネドモ、試ニ或人ノ駁ヲ設ケテ云ハンニ、改革ノ建議ニ何モアレ、此泰平無事ノ日ニ當リ、イラザル事ニテ賢智ヲ以テ自ラ居リ、又下トシテ上ヲ議シ、事ヲ好デ舊章ヲ紛更變亂スルノ罪ヲ得ベシ抔聞ヘンハ、是愚ノ不肖深ク懼レヲ懷ク、肯綮ニ中レドモ總ジテ何事モ舊法ニ因循シテ宜シケレバ、今更何モ建明スベキ事ナシ、聊モ建議スレバ改革ニ及バザル事ヲ得ズ、是ハ罪ヲ得ルトテモ、辭スベカラザル者アルカ、又ハ駁シテ草味ノ時ナレバ格別、最早二百年ニ近キ承平ノ日ニ、假令理ニ中リタル事ニテモ、改革ハ宜シカラズ、時既ニ後レタリ、且祖宗ヲ非トシ、先代ニ勝ラントスルノ病アリ抔云ハンハ然ラズ、凡草昧ノ時ハ臨時權宜ノ制多ク、永制ハ遽ニ定難キ者也、魯ノ兩生ノ拘滯ナガラモ、百年治定リ禮ヲ作ルトテ、叔孫通ニ與セザリシモ一

レ咎」ト見タリ、程傳曰、「以レ六居レ二、柔順而得ニ中正一、又文明之主、上有ニ剛陽之君一、同レ德相應、中正則無ニ偏弊一、文明則盡ニ事理一、應レ上、則得ニ權勢一、體順則無ニ違悖一、時可矣、位得矣、才足矣、處レ革之至善者也、然臣道不レ當、爲ニ革之先一、又必得ニ上下之信一、故已日乃革レ之也、如ニ二之才德一、所レ居之地、所レ逢之時、足下以革ニ天下之弊一、新中天下之治上、當下不ニ進而上一輔ニ於君一以行中其道上、則吉而无レ咎也、不レ進則失ニ可レ爲之時一、爲レ有レ咎也」、善カナ經ノ言傳ノ旨、字々句々變革ノ要ニ中ラザルハナシ、又今日少主賢輔ノ御時節ヲ考フルニ、泰ノ九二ノ爻ニ的當セリ、其爻辭ニ曰、「包レ荒、用ニ馮河一、不ニ遐遺一朋亡得尙ニ于中行一」

程傳曰、二以ニ陽剛一得レ中、上應ニ於五一、五以ニ柔順一得レ中、下應ニ於二一、君臣同レ德、是以ニ剛中之才一、爲ニ上所ニ專任一、故二雖レ居ニ臣位一、主ニ治泰一者也、所謂上下交、而其志同也、故治泰之道主レ二、而言包レ荒用ニ馮河一不ニ遐遺一、朋亡四者、處レ泰之道也、人情安肆、則政舒緩、而法度廢弛、庶事無レ節、治レ之之道、必有下包ニ含荒穢一之量上、則其施爲ニ寬裕一、詳密、弊ニ革事理一、而人安レ之、若無ニ含弘之度一、有ニ忿疾之心一、則無ニ深遠之慮一、有ニ暴擾之患一、深弊未レ去、而近患已生矣、故在レ包レ荒也、用ニ馮河泰寧之世一、人情習ニ於久安一、安ニ於守下常、惰ニ於因循一、憚ニ於更變一、非レ有ニ馮河之勇一、不レ能レ有レ爲ニ於斯時一也、馮河謂三其剛果足ニ以濟レ深越下險也、自レ古泰治之世、必漸至ニ於衰替一、蓋由レ狃ニ習安逸一因循而然、自レ非ニ剛斷之君、英烈之輔一、不レ能三挺特奮發以革ニ其弊一也、故曰、用ニ馮河一、或疑上云包レ荒則是包荒寬容、此云用ニ馮河一、則是奮發改革似ニ相反一也、不レ知下以ニ含容之量一、施ニ剛果之用一、乃聖賢之爲上也、不ニ遐遺泰寧一之時、人心狃ニ於泰一、則

一　凡祖宗ノ制度ハ後世愼ミ守テ、猥ニ變ズベカラザル事ハ元ヨリニテ、王安石ノ新法ヲ以テ宋ノ世ヲ傾ケタル類ハ、後世繼統ノ君ノ大ニ恐テ深ク戒ムベキ所也、サレドモ祖宗ノ時深慮遠圖有テ、著レテ永制トナリタルモアリ、是ハ何ツ迄モ遵守アルベキ事ナレドモ、權宜ノ制ニテ當分ニ定リシヲ、後嗣其儘受繼セラレテ永制トナリタルモアリ、又ハ舊來ノ風習ハ草昧ノ間ニ俄ニ變ジ難ク、先其儘ニ立置レ、治平ノ定マル日ヲ待セラル、思召ナガラ、其姿ニテ年ヲ經レバ、何トナク永制トナリタルモアルベシ、後嗣ニ在テハ其守ルベキハ隨分堅ク守リ、今日ニテ又宜キヲ揣ルベキハ、祖宗ノ意ヲ體シテ改革スル處有モ、亦能ク志ヲ繼ト云ベシ、但昇平ノ日ニハ因循シ易ク、改革ハシ難キ者也、先ハ改革ナクテモ諸事穩カニ濟行ケバナリ、且又俄ニ變更スル所アレバ、四方ノ觀聽ヲ駭カシ、人心モ動搖センカト恐レ有テ、先見合セテ折モアルベシトテ延引スル事多キ者也、此折モ有ントテ、今人ハ後人ニ讓リ、後人ハ又後人ニ託スル樣ニ成行ハ、太平ノ世ノ優柔不斷ノ習弊ニテ、終ニハ泰ヨリ否ニ行クノ基トナル事ニテ畏ルベキ事也、今將タ斯ル文明ノ時ニ當リ、徽猷善政日々新タニ、月々ニ盛ンニシテ、海內目ヲ拭テ感戴スレバ、舊來ノ制度ニ於テモ祖宗ノ意ヲ體シテ追々宜ク量リ、變革ノ善美ヲ盡サセ給ヒ、數百年後ヨリモ唯此御代ヲ景仰スル樣ニ在セラルベキ御事也、然レドモ變革ハ大切ノ儀ニテ、事ニ大小アリ、勢ニ緩急アリ、急ニシテ小ナルハ目前ニ施行スベケレドモ、緩ニシテ大ナルハ歲月ヲ積デ、人心悅服ノ上ニ漸ヲ以テ施行スベシ、故ニ革ノ卦ニ、「巳日乃孚」ヲ示サレタリ、其六二ノ爻ノ辭ニ、「巳日乃革」之、征吉、无

行ハレシモ此故ノ事也、紀秘書ノ古今集ノ序ニ、歎息ヲ發シ置レシモ正ニ爰ニアリ、其風終ニ朝廷ノ衰紬迄ニ及ビタリ、其後喪亂久クシテ後定リタレバ、事一變シテ誰始ムルトモナク、搢紳間ニ婚禮ノ儀起レリ、或説ニ、慶元間ノ官命ニ出タリト雖ドモ、御式目ニ見ヘザレバ、其如何ナルヲ知ラズ、其後追々武門ト婚ヲ通ゼラルヽニ及デハ、公武打交リテ盃式モ定リタル様ニ見ユレドモ、唯家々ノ仕來リト云様ニテ、今ニ雲上一統ノ通式アリトハ聞ヘズ、總ジテ儀文制度ノ備リ天下ノ根本トナル、朝廷ニ此事ノミ闕如タル事實ニ惜ムベシ、唯今堂上ニテ互ニ嫁娶アルハ、元ヨリ父母ノ命、媒妁ノ言ニテ聘スレバ、妻ト云ニ間違ハナキヲモ、朝士ノ間ニテ是ヲ稱スルニハ、誰某ノ女ヲ御ヌスミト云、其言今ニ存スルヨシ、大ニ義ヲ害スル事ナリ、何卒奏議ヲ經テ禮官ニ詔リ在セラレ、先王ノ古禮ヲ斟酌シ、今日ノ式ニ取合セ、朝廷ノ永制ヲ立置レタキ御事也、此治定リテ禮ヲ制スルトアル意ニモ叶フベキ者也

一　堂上ハ高下ヲ問ハズ、何レモ門地名望格別ノ事ニテ、皆凡人ノ種ナラネバ、系譜ニ於テハ尤重ンゼラルベキ御事、養子ノ節他姓ヨリノ相續ハアルマ敷筈ナリ、既ニ元和元年御定ノ公儀御式目ノ禁中並ニ公家衆法度十七ケ條ノ内ニモ、「養子者連綿、但可レ被レ用二同姓女縁一、其家督相續古今一切無レ之事」ト見ヘタリ、然ルニ昇平已來如何ノ事ニヤ、他姓ノ相續彼是ト興リ、今ノ三事ノ當リモ或ハ爾カナレバ、是ハ草野ノ關リ議スベキニ非ズ、何分是迄ノ事ハ其儘、此後ヲ再禁セラレ度者ニヤ

國家制度ノ事

云物ニテ然ベカラザルノ甚シキ也、是他ナシ、堂上ハ家々ニ官位ノ先途有テ、段々昇進ニ年歷モカヽル事故、其急ギヨリ元服ヲ促サルヽ也、是ハ奔競ノ態ニテ、風ヲ敗ルノ端ヲ啓クナリ、何卒司馬溫公ノ十五以上孝經論語ニ通ズルヲ待ト云ヘルニ依ルベキ事ナレドモ、今日ノ勢ハ童形ノ身デ、夫程ノ業ニ及ビ難カルベケレバ、唯素讀手跡一通リカタモ付、其家々ノ學問技藝ノ山口モ啓ケタル程ヲ見合セ、必十五以上ニテ元服ノ儀在セラレ度者也、五年七年先途ノ遲キトテ、是何ノ管カル事ノアルベキ、況ンヤ今日ハ聖明ノ朝ニ遭遇セル諸搢紳ナレバ、子弟ノ幼弱ヨリ教育ノ法宜ク、成人ノ上ニテ行儀才學揃ハセラレバ、先途ノ昇進モ自ラ速カナルベシ、是ハ昇進ヲ速ニセントニハアラザレドモ、所謂祿其中ニアルナルベキノミ、此等ノ正道ノ事ヲ勤メズシテ、唯一向ニ元服ヲノミ急ガセルヽハ、恐クハ苗ヲ助ケテ長ズルノ類ナルベシ

一　婚禮ハ人倫ノ始メ邦家ノ基ニテ、甚大切ノ事ナルニ、我邦ニテハ如何ノ故ニヤ、古來雲上ニ於テ婚姻ノ禮ハ絕テ見ヘズ、大寶ノ令條ニ嫁娶ノ式ハ曾テナシ、至尊ノ配ニ皇后・中宮再立ノ事正シケレドモ、其始ヲ要スレバ墻茨ノ掃ヒ難キニ出タルモ多シ、況ヤ宗室群臣ニ在テ、帷薄ノ修ラザル事一切ノ風習也、今ノ京ト成テ朝廷隆盛ノ間ハ、聘唐ノ命相繼、何事モ唐禮ヲ受行ハセラレ、典章文物彬々タル事ナリシニ、婚儀ノ式ノ事何ノ沙汰モナク、舊風益盛ンナル事ニテ、伊勢・源氏・空穗・竹取等ノ諸草紙ハ、往々寓言假托ニ出タル者ナレドモ、其時世ノ風ヲ模寫スルハ、皆信ジテ徵アリト云ベシ、和歌ノ專ニ

廩米ヲ以田ニカヘ、官ヨリ追々支給ノ備ヘ在セラレ、扨摺紳中ノ朝ニ立恪謹純良衆人ノ模範トナリ、或ハ家ニ在テ孝弟恭儉ニシテ閨門肅穆シ、或ハ才學優等詞藝俊秀ナル、或ハ其家業學問才藝精熟英發セル類、一時ノ公論ヲ合セ考ヘテ功田ヲ賞賜アリナバ、風動スル所盛ンニナルベシ、其不肖ナルハ姑ク置問ザレバ、自ラ觀感激勵スル所有テ、次第ニ善ニ遷リ過ヲ悔テ、舊風ハ一變ニ至ルベシ、所謂「擧レ直錯ニ諸枉一、能使ニ枉者直一者、」是也、扨初年ハ現在ニ就テ論定シテ賞セラルベケレドモ、其後古代ノ如ク三年ニ一考、九年ニ三考ヲ待テ賞アルベシ、一身ニ幾回賞ヲ累ヌルトモ、當身一代ニテ跡ハ常祿ニ復スベシ、又末々朝士廩祿ノ至テ薄少ナルハ、平日勤仕ノ章服サヘ辨ジ兼、一家ノ生計ヲ如何謀ラセラル、ヤト怪シキ迄ニ思ハル、アリ、故ニ其冠婚死喪抔不時吉凶ニ順ジテ一向出ル所ナク、寔ニ痛ハシキ事也、其人賢才ナルハ格別ナレドモ、大樣ハサセル事モナケレバ、困乏ニテ心モ卑クナリ、彼窮スレバ此ニ亂スルト云テ、種々宜シカラヌ事ノミ出來テ、大ニ風習ヲ敗ル事ニ成來リタリ、此分ハ隨分吟味ヲ加ヘ、寸長微善ニテモ采錄シ、三考ヲ待ズトモ少々ノ功田ヲ支給アリナバ、涸轍ヲ潤スノ公恩洪大ニテ、風習ヲ挽回スルノ効モ尤速カナルベシ、其大要ハ年々二千石內外ヲ出スニ過ズシテ事足ヌベシ、費ス所サマデノ事ナクテ、其益ヲ得ル事莫太ナルベシ

一　堂上元服式ハ古代ヨリ禮儀嚴重ノ事ト聞及ベリ、然ルベキ御事也、サレドモ悉ク幼齡ノ日ニ行ハレテ、十歲以上總角ナルハ罕ナリト聞ク、夫ニテハ古禮ノ幼志ヲ棄サセ、成人ノ禮ヲ責ルノ意ハ荒廢ト

寄食シ、國侯滅亡ノ時合併セラレシモ多ク、苦々敷事ナルニ、織田氏ニ至リ京畿ヲ平治シ、頽ル朝典ヲ振起シ、朝士ノ廩祿モ支給アリシカドモ、事尙草昧ニシテ未ダ周備セズ、豐臣氏興リテ其功ヲ繼ギ、其事ヲ完フセラル、諸搢紳其家世閥閱ニテ、祿ノ甲乙モ定リタレドモ、其中ニハ强壯ニテ專ラ勤仕アリシハ祿モ厚ク附テ、幼弱又ハ多病ニテ勤仕ノ勞ナカリシハ、祿モ薄ク定リタルモアルベシ、是ハ勢ニ於テ然ルベキ事也、御當代ハ此成規ヲ承繼セ給ヒ、慶長季年ニ猶又爵祿ノ御沙汰有テ永制ト成ナリ、是モ大抵ハ先規ニ遵ヒ給ヒテ、損益スル所知ルベキ者ナランカ、既ニ永制トナリタレバ、家祿ニ於テハ賢ニテモ加增スル事ナシ、不肖ニテモ減少スル事ナク、萬代無窮ノ定ナリシハ、斯クモアルベキ御事也、但泰平日久キニ付テハ、朝士ノ風自然ト頽弊シ、行誼才學アルハ晨ニ向フノ星ニテ、浮靡放逸ナルハ風ニ從フノ葉ナルベシ、サテ又定祿ヲ恃ミテ、賢ニテモ加增ナキノ勤仕ヲセンヨリハ、不肖ニテモ減少ナキノ遊惰ニ從ハントノ心ニテ、日々荒蕩ニ就セラル丶ノ勢ト見ヘタリ、又皆華冑名族格別ノ事故、萬一罪科有テ勅勘配流ノ事有テモ、罰ハ當身ニ止リ、其家ニ於テハ別條ナシ、是天恩ノ廣慈ナレドモ、夫故是ヲ恃ミテ又怠傲ヲ啓ク樣ニモ成行カ、何分此風ヲ齊整セザレバ、京師ノ根本淨潔ナラズ、又シテモ朝憲ヲ犯シ國制ヲ亂リ、糺正ノ勞ヲ武門ニ貽シ、終ニハ皇威ヲ損ズルニモ成行ベシ、苦々敷事也、是ニ因テ思フニ、古ノ位田・職田・封戶ハ、今變ジテ家々ノ常祿トナリタレバ其儘ナリ、外ニ彼功田ヲ再興シ、家祿ニ應ジ切テ大小ヲ照シ、五石十石ヨリ段々差等ヲ立テ三百石ニ止リ、

ニ見ユ、口分田ハ口ヲ計リ田ヲ受ル人每ニ二段、女三分ノ一ヲ減ト云、上ハ太政大臣ヨリ下奴婢迄均ク受ル也、位田ハ正一位八十町ニテ、今ノ現穀二千石ニ當ル、從一位七十四町、今ノ千八百二十石、正二位六十町、今ノ千五百石、從二位五十四町、今ノ千三百五十石也、職田ハ太政大臣四十町、今ノ千石、左右大臣三十町、今ノ七百五十石、大納言二十町、今ノ五百石也、食封ハ官ニモ位ニモ付テアリ、太政大臣三千戶、今ノ六千石、左右大臣二千戶、今ノ四千石、大納言八百戶、今ノ千六百石、正一位三百戶、今ノ六百石、從一位二百六十戶、今ノ五百二十石、正二位二百戶、今ノ四百石、從二位百七十戶、今ノ三百四十石也、功田ハ人ニヨリ事ニ賜ル故ニ定數ナク、唯大功ハ世々絕ズ、上功ハ三世ニ傳ヘ、中功ハ二世ニ傳ヘ、下功ハ子ニ傳フルヲ以テ差等トスル由ナレバ、姑ク功田ヲ差置、其餘ノ三田封戶ノ高、今ノ石數ニテ計リ見ルニ、正一位太政大臣ニハ、先口分田ヲ一家五百口ト立テ、百町ナレバ二千五百石也、扨位田・職田・食封ヲ合セテ總計現穀一萬二千石餘也、從二位大納言一家二百口トシ、口分田千石ニ位田・職田・食封ヲ合セテ、現穀四千八百五十石也、是其大略ニテ、其餘ノ差等推テ概知スベシ、扨今ノ京ト成テ隆盛ノ餘リ、大權藤氏ニ移リシヨリ、封戶盛ニナリ、又莊園ノ事起リ、或ハ上ヨリ賜リ、又豐富ニ乘ジ買集メテ私領トスルヨリ、搢紳一統ニ華侈ヲ極メ遊宴ヲ專トス、三風十愆集リ競フ樣ニ成行、源平ノ亂ニ及デ王室始テ衰ヘ、鎌倉室町ヲ經テ式微日ニ增シ、應仁ノ頽蕩ニ、大內ノ供御サヘ給セヌ程ノ事ナレバ、京畿王宮ノ邑ハ、皆武人豪族ノ侵奪スル所トナリ、公卿以下往々難散シ、外藩ニ

リ、就レ中唐太宗ノ公主ノ王珪ノ子ニ降嫁有テ、舅姑ノ禮ヲ正シ、尤美事ト稱ス、此類外ニ見ヘタリ、我邦ニテモ皇女入内ノ外ハ、内親王宣下有テ、伊勢加茂ノ齋宮齋院ニ立セ給フアレドモ、大抵ハ皆群臣ニ降嫁アリシ事ナリシニ、中古ヨリ前條ニ述ル如ク、尼トナリ給フ事次第ニ多クナリ、後世尼御所ノミ增テ、御幼齡ヨリ尼ト定リ給フ事前條ニ見エシ如ク、實ニ嘆ズベキノ甚シキ也、殊ニ女人ハ貴キモ賤シキモ、髮餝衣裳ヲ生涯一樂トスルコトナルニ、何ノ憾悔發起モナク綠ノ髮ヲオロシ、墨ノ衣ニ身終ラセタマフハ、是レノミニテモ如何バカリ痛ハシキ御事ナリ、近世ニテモ親王家攝家マデハ降嫁ノ例少ナカラズ、サレドモ此ノ二家ニ止マル故、雀屏ノ選ミ其人ニ乏シク、自ラ尼御所ノ方多ク成行ナルベシ、今其選ミヲ廣クシテ降嫁ノ禮ヲ定メ、親王家攝家ハ云ニ及バズ、華族以下迄モ宜キニ從ヒ、武門ハ御三家御三卿又御家門ノ大侯迄ハ苦シカル間ジキカ、掇神ノ御末ト云トモ、既ニ降嫁アレバ唐太宗ノ芳躅ヲ追テ、舅姑夫妻ノ禮儀ヲ正シ堅ク婦道ヲ守ラセ給フベシ、左アレバ主ニ尙スル事ヲ願フ家モ多カルベシ、斯アレバ尼御所ハ天下ノ長物ナレバ悉ク停廢シ、宮趾ハ火除ノ空地トナシ置カ、又農商ニ配分シ、家司ノ分ハ皆親王家ニ移スベシ、廩祿ハ官ニ收メテ降嫁ノ裝奩ノ資トスベキ者ナランカ、凡此皇子皇女ノ置所、大抵此姿ナル事ニ有ンニハ、天理ニ於テモ人情ニ於テモ、恐クハ至當ノ義ナルベシ

公卿百官之事

一　公卿以下ノ祿、上古ハ口分田、位田、職田、食封田、功田等ノ制度アリシ事、奈良ノ京大寶中ノ令

テ、親王宣下アリタシ、有髮ニテ髻リ計リヲ拂ハセラレ、其寺ノ佛事ニノミ法服潔齋ニテ事ニ臨マセ給ヒ、他ハ常ノ親王家ノ如クナルベシ、正配ハアル間敷事ナレバ、姫妾ノミ召オカレ、尤一代切ニテ時ノ王子又ハ他ノ親王家ヨリ受繼セラルベシ、若其人ナケレバ暫ク無住タルベシ、先宮ニ御男子アリトモ、是ハ別ニ立テ諸王トシ、直ニ先宮ノ後ヲ受繼ハナカルベシ、門主ハ元一代切ノ事ナレバナリ、其諸王ハ何事モ新親王家ニ准ジ、門跡家領高キハ八百石ヨリ起リ、低キハ六百石四百石ヨリ起リ、代々減方等、並ニ姓ヲ賜ヒ臣籍ニ入ルノ次第皆前ニ准ズベシ、但優婆塞ノ宮ノ格式萬端ハ、常ノ宮ヨリハ一等ヲ降リ、平生ニ皇族ヨリ望競ノナキ樣ニアリタシ、夫故門主ノ御家領モ御代替リノ時ニ減損シ、千石以上ノナキ樣ニアリタキモノ也、追々新ニ親王家ヲ立サセラルヽナレバ、皆平等ニ千石ヲ限リト、官ヨリ定メサセラルヽニ否ヤハアル間敷事也、但門主ハ下ニ院家等ノ寺々多ク、夫ニモ御家領ノ内ヲ配分モアルベシ、若然ラバ少シニテモ御家領ノ減ズルヲ嘆訴スベケレドモ、夫ハ當分官ヨリ別ニ給セラレ、其僧ノ一代ニテ後住ヲ立ズ、寺ヲ減ジテ彼等ノ配分ノ積リノ合マデ、何ケ寺ニテモ追々減ズベシ、僧ハ元ヨリ一代切ノ者ナレバ、跡ノ搆ヒハナキ筈ノ事也、然レバ一統千石ニ減ジテモ、宮方ノ御賄ニ於テハ聊替ル事アルベカラズ、一通リニテハ行ハレ難キ勢モ見ユレドモ、是ヲ以テ考レバ易キ事ナルベシ、是又異端ノ盛熖ヲ抑損スルノ一大機括ナルベシ、猶是ニハ深意アレドモ姑ク異日ヲマツ

一　皇女降嫁ノ事ハ古代ヨリ定リタル例ニテ、華城ニテ帝乙ノ妹ヲ歸スルヨリ、歷代帝王ノ公主皆然

伊尹ノ志ス處志トセラレン地位ニ在テ、斯ル貴人ノ所ヲ得サセラレザルニ於テハ、其勞心苦志如何ト推量ルト、恐レミ畏コミテ竊ニ歎ズルナリ

一　法親王門跡ノ事ハ右ニ論ズル如クナレバ、追々停止有テモ宜キ者ナルベケレドモ、無テ叶ハセラレザルハ日光ナルベシ、次ニ仁和・妙法・聖護方ノ顯然タルハ、是モ遽ニ廢セラレ難キ勢有ンカ、是ニ因テ竊ニ思フニ、日光ハ元來神廟ニテ、佛宇ニ非ザレバ、浮屠氏ヲ以テ主管在セラル丶ハ義ノ至當ニ非ズ、夫ノミナラズ、兩部ハ後世ニ起リタル事、日光ニ於テハ唯一ナルベキ御事ナレドモ、是ハ始ヨリ止事ヲ得サセラレザル勢有テ、斯ナリ來リシ事ニテ、今更改難キ者ナランカ、何分主管ニ在テハ日光別當抔云ヲ設ケテ、眞ノ親王ニテ領シサセラルベキ御事ナルベシ、眞親王ニテ祀典ヲ擧サセラルレバ、益關東ノ御榮ナルベシ、又東人ノ終ニ上國ヲ見ザル者、常々晃衣裳ノ光華ヲ仰ギ望マレバ、圓頂方袍ノ姿ト方外ニ見ナストハ、大ニ違ヒ宮ヲ敬スル心モ厚ク、是ニ就テモ更ニ御威光ノ盛大ナルヲ知ルベシ、尤一代切ニテ他ノ皇子ト替ラセ給フハ是迄ノ如クニテ、二代目諸王ハ京師ニ歸住在セラルベシ、若時ノ皇胤廣カラズバ、日光ハ格別ノ御事故、二代目迄ハ禁裏御猶子ニテ直ニ受繼セ給フトモ、三代目ヨリ必姓ヲ賜リ歸京在セラレ、他ノ親王家ノ如クナルベシ、但他ヨリハ大祿ノ御跡ノ事故、歸京ノ初祿ヲ親王ニ准ジ、後嗣追々ノ減方モ其准ニ成テ然ルベキカ、又竊ニ思フニ、中古ハ優婆塞ノ宮ト稱スルアリ、俗ニシテ僧ニ類シ、世ニ在テ世ヲ出ルト云ナリ、此例ニ據テ停廢シ難キ門主ハ皆優婆塞ニ

キノミ、豈其處置ノ宜シカラザルヲ問ズシテ、却テ皇胤ノ廣キヲ患フベケンヤ、勿體ナキ事ナルベシ」

一　皇子皇女ノ出家ヲ遂サセ給フ事、其來ル事已ニ久シ、今ノ京ニ成テモ、早千年ニ及ベル故實ト成タリ、夫モ其初メ或ハ病デ披剃シ、又ハ事故ニ感ジテ遁世シ給フノ類ニテ、其時佛法盛ンニ行ハル、ハ、皆心ヨリ發起ノ事ナリ、其可否ハ姑ク是ヲ置、既ニ甘心ノ上ハ強テ論ズルニ及バズ、後世ハ門跡尼御所次第ニ多ク成タレバ、皇胤ハ廣クテモ中々引足ザル程ナルハ、親王家ヨリ御養子トシテスハラセ給フ事也、夫ニサヘ御無住ノ場所追々出來ル故、皇胤ハ儲宮ノ外、親王家ハ冢子ノ外、皆御幼歳ヨリ夫々ノ門主ノ御附弟トシテ悉ク出家ニ定リ、此事永ク國家ノ制度トナリ、其甘從ト否トハ問ニ暇アラズ、今日迄ハ諸皇子皇孫皇女ノ處置ハ、出家ヨリ外ニナキ樣ナル姿ニナリ來リタリ、自然ノ勢ノ然ラ令ルニヤ、攝家ノ准門跡モ是ニ類スル者也、愚ハ兼テ竊ニ思フニ、人間ニ於テ上モナキ御身ト生レサセ給ヒテ、人世ノ娛樂ハ十分ナルベキ事ナルニ、人道ヲ知ロシ召サズ、服飾ノ望ミ、飲食ノ欲絶棄サセ給ヒ、子孫ノ目前ヲ慰メ、身後ヲ恃ムベキ事聊ナク、幼ナキ御齡ヨリ心外ノ披剃ニテ、止事ヲ得ズ世ヲ厭ハセ給フ事、御成長ノ上ニ思召レンハ、限リナク痛ハシキ御事ナルベシ、然レドモ既ニ法門ニ入セ玉ヘバ、戒律ハ嚴重ナラザル事ヲ得ズ、萬一破律ノ事有テハ、其御罪輕シトセズ、是又餘儀ナキ御事ナルベシ、旁以テ時節到來シテ、右ニ列スル如クアリナバ、其御方々ニ於テハ降心安意、是又如何計リナルベキ、伊尹ノ志ニ於テハ、四海ノ内一夫モ所ヲ得ザレバ、市ニ撻ル丶ガ如シトアレバ、

ヲ賜テ臣籍ニ列セラレ、六百石、四代目四百石、五世親盡テ二百石トシ、是ヲ永代ノ定祿ト立ベシ、若御連枝數多マシマサバ、嵯峨帝ノ光孝帝御例ニ從ヒ、二三親王ノ外ハ、初ヨリ姓ヲ賜ヒ臣籍ニ列シ、初祿八百石、親盡ルヲ百五十石トシ、或ハ生母貴カラズ、輕ク撫育シ奉ル等ハ六百石ニ起リ、五世百石ニ止ルモアルベシ、扨養子繼續ノ事ハ、互ニ新舊皇族ノ內ニ限リ、他族ニハ禁制アルベシ、其廩祿ノ總計ハ、試ニ先御一代ニ十皇子ト立テモ、千石以下打交レバ、高々七八千石ノ事ナルベシ、又皇子皇孫ノ庶子ニ一二百石ノ祿ヲ給セラレ、小宗ヲ立テモ、通計一萬石ニテ事足ヌベシ、國家ノ大計ヲ以テ少々ノ事ニテ、洪費トスルニ足ザルベシ、又法親王ノ空宮トナリタルモ有バ、其祿ノ內ニテ其僚官ニ給スル分ヲ量リ留メ、其餘ヲ引上、右ノ千石ノ數ニ餘ルハ減ジ、足ヌハ增テ新宮ニ給シ、其家司ヲバ其儘移シテ用ヒラレ、法宮ノ出來タル時還附アリナバ、尤簡便ノ事ナルベシ、但右ニ設ケテ云ハ、皇子ノ數ニ泥ミ、斯ノ如ク數代ヲ累ネバ、廩給モ夥シキ事ニナルベシ抔ト、出納有司ノ論モ有ベキカ、皇胤果シテ然ラバ、何ヨリ以目出度事ニテ、其處置ハ如何樣ニモ有ベキ者也、唯生育ハ先グリニ盛衰有テ、同ジ調子ニハ行ヌ者也、試ニ平安定鼎ノ昔、王室隆盛ノ時ニ反シ觀ルニ、其數十代間生育モ繁クオハシマシ、又皇子ノ披剃モ風ヲ成ザル比ナガラ、其子孫ノ蕃滋サマデノ事モ見ヘズ、又其處置モ宜シクシテ、明季ノ宗室ノ天下ノ財粟ヲ病シタル樣ノ事モ見ヘザリシ、始ヲ尋テ終ニ反セバ、生育ノ事此後迚モ亦然ルベシ、故ニ政ヲ爲ニハ、天下後世ノ爲ニ皇胤ノ廣キヲ慶シテ、唯處置ノ宜キニ盡スベ

胤貴族ノ連枝オハシマシテモ、皆自ラ繼嗣ヲ絕セ給フ樣ニナレバ、廣キモ却テ狹クナリ、狹キハ彌々狹ク成行事、誠ニ浩嘆大息スベキ御事也、此事數百年來朝廷ノ典故ト成タル故、大弊ト知リナガラモ、因循シテ過レバ、何ノ時何レノ機會ヲ待テ更ニ改ムベキノ端モアルマジ、豪傑ノ資超邁ノ見ヲ以テ處置有ンニハ、斷然トシテ今日ヨリ其制度アルベキ者カ、異日螽斯ノ化、皇胤振々ノ時有テ、遽ニ是ヲ議センハ、却テ障ル事アル間敷ニモ非ズ、今其事曾テナキニ及デ、制ヲ設ケ置タキ御事ナルベシ、故ニ竊ニ愚意ヲ述テ斯モアラマホシト思フ事ヲ、如何計リ恐多キ事ナガラ、試ニ左ニ記シ置ト云

一　皇胤ヲ弘メ懿親ヲ封建スル事、殷周ノ昔ヨリ國家ノ肝要ト成タル事ナレドモ、嬴秦ニ至リ戰國ニ懲テ、宗室ニ尺土ノ封ナシ、西漢ハ又之ニ創テ大封ヲ行ヒ、尾大掉カズシテ賈生ノ慟哭ヲ招ク樣ニナリ、其後モ制度樣々ニテ節量ニ過レバ、唐宋ノ宗室ノ子孫飢寒ヲ免レザルニ至リ、明ハ宗室ノ廩給ニテ國計匱キヲ告ルニ至レリ、皆大過不及ニテ制度ノ宜ヲ得ザル也、近ク清國ニ成テ是等ノ法能整ヒ、親疎ニ從ヒ厚薄ノ要ヲ得タリト聞ク、其詳ナルハ未ダ考知ザル也、我邦ニテハ嵯峨帝ニ二十餘人ノ皇子マシマスニ、王朝隆盛ノ時ナレドモ、帝ノ叡明恭遜ヲ以四皇子親王宣下ノ外ハ、封邑ヲ累ネ府庫ノ費ヲ厭ハセ給ヒ、皆姓ヲ賜ヒ臣籍ニ列シ、出身ノ初ハ六位ニ敍セラレシト見ヘタリ、仰キ崇ブベキ御事也、今日ノ時宜ヲ以テ和漢古今ヲ打合セ、試ニ制度ヲ一ツ設ケ見ンニ、此後ノ皇胤儲宮ノ外ハ、成童迄ハ宮中ニ奉育シ、成童以上ニ親王宣下アリ、新宮トシ封戶千石ト定メ、二代目諸王ニ八百石、三代目姓

ニ有タシ、薩摩ハ昔ヨリ別ニ推步シテ、一國ニ用ユル暦ヲ造ラルヽ由也、是ハ極西南ノ地ニテ、北極出地度、晝夜ノ刻限、日食ノ數等少々ノ差異アル故ノ事ナリ、尤是モ土御門ノ徒弟トシテ別ニ門戶ヲ立ルニテモナケレドモ、侯國ニテ造曆アル事ハ如何ハシキ事ナリ、其上先ニ薩暦ヲ閱セシニ、晝夜刻限ノ外ハ何モ官暦ト替リタル事ナシ、是無空疎ナル事也、扨日ノ吉凶名目同ジカラズシテ、其數モ甚多キ樣ニ覺ヘタリ、是ハ又拘滯ノ益甚シキ者ニシテ、人ノ惑ヲ生ズルモ更ニ多ク、別シテ無用ノ者ナルベシ、尤一國限リニテ外ヘ傳播ナキ暦ノ事ニテハアレドモ、同ジ土御門ヨリ受タル法ニ異同アルベキ樣ナシ、何卒是ヲ以テ切禁ノ方アルベキ者ニヤ

皇子皇女ノ事

一　當代ニ四親王家ヲ建置セラルヽハ、繼統ノ御備ヘ、天下ニ於テ最第一ノ肝要ニテ、今モ其驗シ顯然タル御事也、去ナガラ年歷ヲ經ルニ隨ヒ、屬籍モ次第ニ遠クナラセ給ヘバ、數百年ノ後又繼統ノ御事等有ン時、同ジ天潢ノ泒ト申セドモ、遙ニ隔リタル上ニテハ、恐ナガラ神人倶ニ安ゼザル者アルベキカ、況ヤ現在ノ四宮モ、一宮ハ無主トナラセラルヽ、後ニ時節ノ變ヲ揣レバ、四宮モ打揃ヒ生育ノ乏キ御事在セラレ間敷ニモ非ズ、旁以追々新ニ宗室ノ御設ケ無テハ叶ハザル御事ナランカ、萬代無窮ノ御事ナレバ、後々迄モ杞人ノ憂ヲ貽サヾル事ヲ得ズ、一概ニハ云難ケレドモ、先ハ尊貴ノ御身ニハ子育ノ廣カラヌ事多キ者也、然ルヲ中葉已來親王門跡ノ事起リ、攝關ノ御家ニテモ准門跡ノ事始リ、適多クノ皇

故、都會ノ地等別シテ男女雜遝スル事ニテ、說經者ノ廻ル事ハ絕タレドモ、彼岸ノ名ハ矢張盛ナル事ナガラ、曆書ハ春分秋分ニテ濟タル事也、但今日ニテ專ラ愚民ノ目當ニスル事ナレバ、姑ク曆ノ春分秋分ノ所ニ旁註シ、今云彼岸ノ中日ト記シ置、二分ヲ今云彼岸ノ如ク、萬民能ク覺ヘタル上ニテ、旁註ヲ削リ去テヨシ、往年ノ曆ニ、此度彼岸ヲ二分ヨリ幾日進メル、退クル抔旁註ノ有タル事アリシ、如何ナル事ニヤ、彼岸ト云ニ足ザル名稱ニテ、何モ測候シテ進退ヲ論ズベキ者ニ非ズ、又彼岸ヲ七日ト定メタルモ、僧ノ言ヨリ出ル也、天竺ノ法ハ上下四方中ト立テ七數アルヨリ、何事モ七ヲ以テ紀トスル也、夫故彼岸モ七日ト限リタルベシ、此豈曆算ニ干涉有ンヤ

一　正朔ハ先王ノ制ニテ、唐虞ノ際羲和ノ曆象ヨリ已來王政ノ一重事タリ、周室ニ曆ヲ諸侯ニ頒チ、國々ニテ告朔ノ禮アル事抔、民時ヲ重ンズルノ至要タリ、我邦古代ノ事ハ煩ハシク云ニモ及バズ、今日ニ至リ土御門家ヲ以是ヲ統ラレ、關東ニテ司曆ノ御設ケモ、土御門ノ門人トシテ行ハセラルレバ、是以天下御代官ノ御心ニテ、元ヨリ間然ナカルベキ御事ナルベシ、但伊勢曆・三島曆抔云類、矢張關東司曆ノ命ヲ受テ作ル事ナレドモ、其地ニテ各自ニ造リ出シテ天下ニ布事故、若愚ノ所謂淨潔曆ノ行ハル、時節モ到ラバ、他ヨリ出ル曆一切堅ク制シテ、舊ヲ捨テ新ニ就シムベシ、官曆イカ程淨潔ニ成テモ、他曆ニ舊態存スレバ、世間ニテ却テ官曆ヲ疎略トシ、他曆ヲ詳密ト思ヒテ、宿惑終ニ解ベカラズ、何卒蜻蛉洲中ニ日ノ吉凶、方ノ開塞、此方ニテ木ヲ切ラズ、嫁取ラズ抔ノ妄誕、地ヲ拂ヒテ絕果ル樣

天下ヲ宰スル人、彼英明ノ迹ヲ追テ天下ノ惑ヲ祛クル事ヲ務メザルベケンヤ、昔大坂古林元祖見宜ハ名醫ノ譽レアリ、或人見宜ニ向ヒ、灸スルニ惡日アリ、又禁穴アリト云事ヲ聞ク、然リヤト問フ、見宜曰、隨分慥ニアル事ナリト答フ、素人ニテモ覺ヘ置ル、程ノ事ニヤト問フニ、如何ニモ覺ヘ易シ、惡日禁穴唯一ツ宛ナリトアレバ、然ラバ何卒授ケラレタシト云、見宜襟ヲ正シテ、其傳授ハ年中ニテ灸スマジキ日ハ正月元日、身内ニテハ眼玉ナリト答シ、卓見ト云ベシ、一技ニテモ妙ヲ得タル人ハ、見所ノ超邁天理ニ明カナル事斯ノ如シ、況ヤ司天ノ職ニテ、天地陰陽ノ理ヲ究ル職ヲ以テ拘泥執滯シテ其理ニ通ゼズ、萬人ノ惑ヲ慫慂スルハ如何ナル事ニ有ン、但右ノ淨潔ノ暦若行ハレタラバ、愚民ハ當分目當ヲ失ヒ、茫然タル事ニ思フベケレドモ、十年ツメテ行ハレバ、其内疑惑ハ大ニ啓クベシ、サレドモ千載ヲ經タル宿惑ニテ、上ハ雲上ヨリ下ハ閭巷迄中々解カネ、彼是差障リ行ヒ難キ事モアルベシ、故ニ今日ヨリ即時ニ改ムベシト云ニ非ズ、此意ヲ含ミテ數年ノ後、機會必是アルベシ、故ニ先此義ヲ述置ナリ、序ナガラ今一ツヲ云ハンニ、彼岸ト云事民ヨリ出タル甚ノ俗間事ニテ、暦學ニ關事ナシ、是説經者ヨリ出シ事也、昔説經ノ僧徒村邑ヲ巡リテ、此岸ヨリ彼岸ニ到ルノ佛意ヲ勸メ歩行ニ、多クハ春分秋分ノ寒暑ヲ離レ、旅行モシ易ク、又民間ニテ春ハ種物ヲ取出シ、秋ハ稻綿等物成ノアル比ヲ主トシテ巡リタル事例年ナル故、農人モ春種秋獲ノ比、何ツモ彼岸ヲ説勸ル坊主來ル時分ナリト目當ニシ、春ノ彼岸秋ノ彼岸ト云ヒ習ハシタル也、今ハ僧院ニ彼岸會ト云ヲ設ケテ人聚メヲスルヨリ、人ノ出ヨキ時節

テ預ル者ナシ、多分道士ノ方ノ名目ニテモ有ンカ、一向無稽ノ妄誕也、世ニ中段ト稱スル建除ノ名ハ、曆法ニ古ク見ヘタル事ナレドモ、是又甚出說ニテ、其外下段ト稱スル吉日、凶日皆言ニ足ザル事ドモトス、又方角ノ閉塞ヲ云事、大ニ世間ノ害ヲナス妄誕也、サナキダニ天下愚昧ノ民惑ヒ易クシテ曉シ難キニ、曆書ニシカト書顯シ示ス故、益惑ヒ深クシテ一向ニ曉サレヌ事ニ成行、嘆ズルニ餘リアリ、先王ノ四誅ノ一ツニ、鬼神時日ヲ假テ以テ衆ヲ疑ハスハ殺ストアリ、今ノ曆書ノ八將軍金神ハ鬼神ヲカリ、中段下段ハ時日ヲカリ、皆以テ衆人ヲ疑惑セシムルノ尤ナレバ、正シク先王ノ誅ヲ犯シタル者也、實ニ深ク制禁ヲ加ヘ、大ニ曆書ヲ改タキ者也、先卷首ノ八將軍ノ所ヲ殘ラズ削リ捨テ、期年三百六十日、一切是吉晝夜、百刻十二時未ニ嘗有レ凶抔ト大書シテ、詳ニ假名付テ、其傍ラニ天下ノ人、其家ノ親先祖ノ年ニ一度ノ忌日ヲ凶日トシテ、吉事ヲ行フベカラズナドト斷リ書アルベシ、餘ハ每月ノ干支、大小二十四氣、土用日月食抔年分入用ノ事ノミニシテ、餘事ヲ悉ク削ラバ、淨潔ノ曆書ナルベシ、唐ノ太宗出陣ノ時、或人諫メテ今日ハ往亡日トテ甚不吉ノ日也、延引アレカシト云ヒシニ、我往彼亡ルトテ直ニ軍ヲ出サレ、果シテ勝利アリシ、又關ケ原大戰ニ、關東御出陣ノ時、或人諫テ、今年ハ西方塞リナレバ、方除シテ出サセ給ヘト云ヒシニ、西今正ニ塞ル故、我往テ是ヲ啓クナリト直ニ門出シ給ヒ、目出度御代ト成タリ、明君英主ノ識見前後符合ト云ベシ、天下ノ大事サヘ斯ノ如シ、況ヤ細民ノ行事ニ何ゾ拘忌泥滯ヲ費スベキヤ、今ノ曆ニ由ナキ事ヲ考示スヨリ起リタル事、返ス〴〵モ苦々シキ事也、凡

リ、上下千有餘年ノ間、改元アリテモ差シテ吉モナク、改元ナクテモ更ニ凶モナシ、一代數號ノ時モ、一代一號ノ時モ亦同ジ、禨祥ノ妄、壓勝ノ誕成事、識者ニ非ズトモ明カニ知ルベキ事ナリ、何分是ハ明清ノ法ニ從ヒ、一代一號ト定メタキ御事ナリ、明ノ興ルヤ我邦ハ應安元年ニ當リ、其亡ルハ正保元年ナリ、其間二百七十餘年ニシテ、明ノ年號十七、我邦ノ年號三十八ナリ、清ノ興ルヤ、我正保ヨリ今寛政マデ百四十餘年ニシテ、年號四返、我邦ノ年號二十二ナリ、煩簡ノ相違斯ノ如シ、又年號ノ文字ハ朝廷ニ字數ノ定リ有テ、廣ク諸書ニ求ル事ヲ禁ズ、故ニ同ジ文字計リ上ニナリ下ニナリテ、尚更記認シ難シ、是ハ何レノ比ヨリ定リタル法ニヤ、察スル所中葉朝廷ノ大衰ニテ、翰林ノ諸公モ文業ニ明カナラザリシ故、止事ヲ得ズシテ簡捷ノ法ヲ設ケラレタルト見ユ、今日文敎盛ニナリ、翰苑ニモ其人アルニ、猶舊弊ヲ守ルハ如何ナリ、廣ク文字ヲ求ムベキ事也、是モ明清ノ如クニ一代一號ニナリナバ、是迄終ニナキ文字計リヲモテ、年號ヲ立ル事モ容易ナルベク、記認ノ爲ニモ別シテ宜シカルベシ

暦日之事

一 暦ハ土御門家ノ司職成バ、外人ノ與リ知テ妄ニ議スベキニ非ザレドモ、華城ノ暦ヲ傳ヘ覩ニ、差シテ替リタル事モナシ、必竟我邦ノ暦ハ華暦ヲ受テ作リタル者故、今其本ニ付テ議スベシ、總ジテ暦ノ肝要ハ月ノ大小ヲ立、干支ヲ割付、二十四氣ヲ配分シ、日食月食ヲ記シ、土用ノ入、八十八夜、二百十日ヲ記ス抔ノ數項ニ過ズ、其外ハ一切無用ニ屬ス、八將軍ナド何ノ時ヨリ書出ヤル事ニヤ、暦法ニ曾

明正帝・靈元帝ハ既ニ謚號ニ叶ハセ給ヘバ、其儘院ヲ去テ天皇トシ、其餘ヲ別撰シ、其後ヲ御一代毎ニ、別撰ト定メサセラレテ宜シカランカ

年號之事

一　年號ハ漢ノ武帝ニ始ルト雖ドモ、周季漢初ヨリ胚胎セリ、總ジテ帝王ノ元年ハ即位ノ初年ノ事ニテ、何モ吉凶ニ預ル事ナキヲ、周季戰國ノ時ニ方術禨祥ノ説ニ惑有テ、元年ト云ヲ祝ヒ直シ、日出度事ト心得テ、在位中ニ元年ヲ立替ル事起リ、漢ノ景帝ニ及デハ、兩度迄モ改レバ紛ハシキ故、中元年・後元年等稱セリ、漢武ニ至リ、其例ニ益立替レバ、後ハ呼ビ樣モナキ樣ニナル故、其名號ヲ立、建元ト名付シヨリ、始テ年號定リシ、元來禨祥ト云ニ足ザル事ナレドモ、後世ヨリ年代ヲ考ルニ、記認シ能簡便ナル事故、長ク其制ヲ守ル事ニナリタリ、然レドモ禨祥ヲ離レザル故、天災地妖人事ノ變抔ニ付、必ズ改元シテ壓勝スルノ風ハ何ノ世モ替ラズ、但シ千數百年ヲ經テ明清ニ至リ、始テ其惑モ解タルニヤ、一代ニ年號一ト定タルハ、是大ニ簡當ノ事也、我邦ハ李唐ノ制ヲ取テ大化白雉ヲ始メ、大寶以來今ニ聯綿タリ、彼ノ禨祥ノ風マデ存シテ、一代ニ數度改元アルモ同ジ、又神武帝元年ハ辛酉ニ當ルヨリ、辛酉革命ト云事ヲ立、必ズ改元アル如シ、延喜ヨリ享保迄定式ト成タリ、其間ニ改元ナカリシ、辛酉ハ永祿四年ト元和七年ノミ也、又甲子ノ年ヲ革令ト云テ、必改元アルガ如シ、康保七年ヨリ始リ延享ニ至リ其間改元ナカリシ甲子ハ永祿七年ノミ也、又繼代ノ實ノ元年ニ、改元ナカリシモ毎度ナ

ハヤ諡號ノ文字ニ非ズ、朱雀帝ヨリ始テ院號用ヒサセラル、事ニナリ、地名ニ院ヲ連用シ給フノミニテ、天皇ノ文字ヲ廢セラル事嘆ズベキ也、其後モ折ニハ崇德・安德・光嚴・光明・崇光・稱光帝、又ハ近比ノ明正・靈元帝抔諡號ヲ立玉ヘルモアレドモ、安德ノハ外皆院號ニ連ナレバ、佛寺ノ稱ト別リタル事ナク、一條・三條・二條・六條・四條抔別シテ紛ハシク、又後一條・後三條・後二條ナドアルハ、一入混雜シタル御事也、況ヤ院號ハ諸侯大夫ヨリ士庶人迄モ用ユル事ナレバ、帝號ニ極尊ノ意曾テナシ、勿體ナキ事ナルベシ、必竟ハ中葉以來朝廷ニ文學衰ヘ、死喪ノ事ハ浮屠ニ托シ、古代ノ典故凡ソニナリシヨリ、崩壞シ來リタルナルベシ、今日斯ル聖代文化興隆ノ御時節ニテ、猶且因循シテ後世ニ摸揩スル程ノ事モナカランニハ、寔ニ惜ムベキ事也、故ニ文德帝ノ例ヲ推テ、宇多帝已來先帝マデノ諡號ヲ一時ニ撰定有タキ者カ、夫レモ御代々ノ事迹ヲ委ク考ヘ、一々文字ヲ撰定有ン事煩ハシク、評議モ區々ニナルベケレバ、幸ニ中古已來ハ年號有テ、海外ニテハ明清兩朝ハ年號ヲモテ帝王ヲ稱シ、洪武帝・永樂帝・順治帝・康熙帝抔云例アリ、是ハ諡號ノ外ノ假稱ナレドモ、夫ヲ例トシ、縱ヒ御一代ニテ長カリシ年號、又諡號ニ似合シキ年號ヲ用ヒテ、諡號ニ奉ル事至當ノ御事ナルベシ、譬ヘバ宇多帝ハ寬平天皇、醍醐帝ハ延喜天皇、朱雀ハ承平、村上ハ天德、近世ニテハ元文寬延、安永天皇抔ト稱シ奉ルベシ、又御一代ノ内ニ名高キヲ擧テ、譬ヘバ後醍醐帝ニハ元弘又建武ヲ稱シ、其重祚ヲ孝謙・稱德ノ例ニヨレバ、延元ヲモ併セ稱スベシ、年號ハ重複ノナキモノ故幸ノ事ナルベクバ、又近代ハ本式ニ從ヒテ可ナルベクバ、

遊ニ公卿百司モ自ラ才能ヲ磨レンニハ、後世鄙俗ノ頑習ヲ一洗シテ、唯聖體ノ御保養萬壽無疆ノ基ヲ成ノミニ非ズ、人心ヲ正クシ、風俗ヲ整ルノ助トモナルベキ也、是迄櫻菊ノ御能ハ關東ヨリノ御馳走ト承ハル、御尊敬ノ美意ハ寔ニ有難キ御事ナレドモ、主上ノ御好ト否ト有バ叡慮ノ淺深モアルベシ、又四座ノ分ハ禁廷ニ叶ハザル由ナレバ、妙藝有テモ其詮ナク、ヤ、事ヲ闕タル所モアリ、況ヤ今上ハ一向散樂ヲ好マセ給ハズ、近年兩次ノ御能ハ無ト聞ク、此經費ヲ移シテ行幸ノ資用トスベキ者ニヤ、所司代町奉行御附ノ武家御能ノ勤役ヲ轉ジテ行幸ノ警衛トセバ、是又煩劇トスベカラズ、斯有テ平民迄モ遙ニ鳳蹕ノ淸塵ヲ瞻仰スル事ヲ得バ、イカ計リカ有難キ本望ナラン、是併ナガラ全ク關東ノ御德意ト存ゼバ、御威光ヲ仰グ心モ尙更深カルベシ、斯ル目出度御世ナレバ、此事ヲ修擧シ給ハンニハ、千載ノ後迄モ唯此御時ヲ景慕シテ、末世ノ光トモナルベキ者ナランカ、或ハ徃昔鹿ケ谷潛幸抔ノ事ヲ引テ、王者ノ皇居ヲ出サセ給フ事ハヨカラヌ例抔ト云ハンハ、右ニ述ル如ク關東ヨリ御馳走ニテ行幸ノ事、潛幸、微幸抔トハ類ヲ絕タル事ヲ知ラズ、大亂ノ世ヲ極治ノ世ニ引合セテ論ズルハ、本ヲ揣ラズシテ末ヲ齊クスル岑樓ノ寸木ト謂ベシ

諡號院號之事

一　神武天皇以來御歷代帝王ノ諡號ハ、文德帝ノ御時一時ニ撰定有タル由、夫迄ノ稱號ハ甚煩雜ニテ記シ難キ御事ナレバ、追號ノ擧大ニ至當ノ御事也、然ルニ夫ヨリ僅ニ三四代ヲ經テ、宇多醍醐ノ二帝

レザルニテモ有ンカト察セラル、若然ラバ斯ル太平隆治ノ御時節ニハ遺憾ト云ベシ、何卒本制ヲ考ヘ、追々修擧在セラレ度御事也、但京師災後、今日皇居ノ御造營新ニ創マリシ御事ナレバ、其中ニ攙入煩復スベキニアラネドモ、幸ニ主上春秋ニ富サセ給ヘバ、數十年ノ後耄期倦勤ノ御時ナラデハ、御入用モナキ事故、曾テ急グベキニハアラネドモ、今日ヨリ徐々トシテ本制ヲ考ヘ、積年ノ功ヲ以テ周備有ンハ容易ノ御事ナルベシ、斯クアレバ朝廷華光ヲ增サセ給ヒ、關東ヨリ御尊敬ノ御美德彌々卓越セサセラレ、萬世ノ後ノ模範トモナリヌベキ御事ナルベシ、其制ハ定テ雲上ニ故實諸記ノアルベク、就レ中常藩獻納ノ禮儀類典ニ備ハリタルベシ、此皆金匱石室ノ秘ニテ、草野ノ窺フベキニアラネバ、本制ハ如何ナル者トハ知ラネドモ、但愚意臆料ヲ以テ、右ノ通リニモ有ンカト試ミニ布陳スルノミ

一　天子行幸ノ御事ハ、中葉喪亂ヨリ跡絕、豐公ノ時聚樂ノ行幸久振ニテ再興アリ、御當代御上洛ノ御時、二條ノ行幸繼行セラレ、其後ハ又絕テ、上皇御內々ニテ御幸アルノミ也、行幸ハ聖體ノ御保養ニ最第一ノ儀ナレバ、是必折々行ハセラルベキ御事ナランカ、唯其儀嚴重ニテハ屢々勞レ多シ、隨分事ソギタランニハ、差支ル事アルマジ、去年皇居炎上ニ付、行宮迄御駐蹕セラレ、今年ヨリ內裏御造營アレバ、一兩年ノ內ニハ定テ新宮還幸ノ御儀式在セラルベシ、其儀式ヲ遙ニ減ジサセラレ、春秋溫凉ノ節、兩度ノ御幸ヲ每年行ハセラレタキ御事ナリ、東山ノ華、西山ノ楓ニ昔ノ迹ヲ尋サセラレ、又古今集ノ鶴立洲猿啻峽抔ノ分題ヲ詞臣ニ命ゼラレ、或ハ源經信ノ三船ノ才ノ芳躅ヲ追セラル抔、風雅ノ御

及ベリ、草野ノ下其實否ハ委曲ニ知ルベキニ非ザレドモ、大抵此等ヲ始、卜巫釋說ヨリ出デ、朝廷ノ典故トナリシ事ノ停廢セラルベキハ多カルベシ、先般東寺ノ如ク、彼寺ヨリハ先例ヲ云ヒ立ベケレドモ、實ニ其源ヲ尋レバ、是等ノ事ハ一モ無事甚シ、又其古例先格ナレバ、何程例格ヲ云立ルトモ是ハ拘ル事ニハアラジ、唯義ノ當否ヲ考テ、義ニ叶ハ存シ、義ニ叶ハザルハ廢スルニテスムベシ、但推シテ遽ニ廢置事ハ、人心ニ厭服セザル事モアル者ナレバ、能喩スニ義理ヲ以テシ、衆人心服ノ上ニテ停廢スル事肝要ナルベシ、是等ノ事能行ハレナバ、總ジテ邪說ヲ押ヘ人心ヲ正クシ、紀綱ヲ整ヘ太平ヲ固クスルノ根本トモナルベキ者也

一　御卽位禮ハ御一代ノ大典ナルヲ、應仁亂後朝廷ノ衰微ヨリ、永正中ニハ十年ヲ歷ル迄此大禮行ハレズ、西三條內府ノ計ヒヲ以テ、本願寺ヨリ經費ヲ奉ジ、天文中ニハ十年ヲ經テ大內氏ヨリ、永祿中ニハ三年ヲ經テ毛利氏ヨリシテ調進アリ、其儀始テ行ハル、豐臣家ニ至テ天下ノ禍亂初テ定リ、京室モ淸夷ニテ、諸儀振興ノ事多ク、御卽位禮抔モ時日ヲ移サズ修擧アリ、御當家ニ及デハ中上ルニモ及バズ、數百年廢絕ノ事迄追々再興アリ、寔ニ目出度御事也、乍レ去往年御卽位禮ノ圖式抔傳ヒテ拜見セシニ、儀制多クハ省易忽略ナル樣ニモ見ユ、其後竊ニ此大禮ヲ拜觀セシ事アリシニ、日月章旗纛旛等ノ制ヨリ諸儀物ニ至ル迄、皆甚簡素ニ過タル樣ニ覺ユ、是ハ恐クハ古ノ永正間衰耗ノ中ニ、僅ニ事ヲ辨ゼサセラレシ時ノ制度ヲ前蹤トシテ遵用アリシヨリ、其假設ノ事皆永制トナリ來リ、未ダ本制ノ眞ニ復セラ

草茅危言 巻之一

竹山 中井積善 著

王室之事

大日本磤馭廬洲ノ太古ヨリ八百萬代ノ末迄、百王不易ノ澤ハ、四海萬國ニ超越セサセ給ヒタル御美事、今更ヲサ／＼申奉ルニ及バヌ御事故姑ク是ヲ置キ、其中葉以來漸ニシテ衰絀シ給ヒタルハ、其源由テ來ル所モアレドモ、過半ハ祟神佞佛ノ惑ヨリ事起リ、凡朝廷ノ大典ト成タルハ、禱薦禳祓ノ類ニ非ルハ鮮シ、天災地妖、凶荒疾疫、姦宄寇亂等臨時ノ變故有事ニ、夫レ祈禱、夫供養抔ト府庫ノ財ヲ傾ケ金帛ヲ殫シ、妖巫猾釋ヲ寵褒アルヨリ外ハ無、窈冥荒唐ノ事ノミヲ頼ミトシテ天下ノ大政要務ハ聊カモ顧ミラレヌ事ト成行シヨリ、疵弊百端ニナリ、夫ヨリ以來此神佛荒誕ノ説ヲ以テ、生民ノ害ヲスル事枚擧スルニ遑アラズ、委ク其害ヲ論ゼンニハ、南山ノ竹モ盡ヌベシ、サレドモ千有餘年深痼トナリ來リタル事ニテ、今更如何トモスベカラザル者多シ、嘆ズルニ餘リアリ、但今日幸ニ聖天子宇ニ當ラセ給ヒ、關東賢治委任ヲ專ラニセサセラレ、中興隆治之啓ケソメシ御事ナレバ、積年ノ功ヲ以宿弊ヲ芟除アラレン事、寔ニ千載ノ機會トモ可レ謂、昨年叡慮ヲ以御修法ノ護摩ヲ廢セサセ給フベキトノ御事有シヲ、東寺ヨリ先例ヲモテ彼是ト申旨有テ、止事ヲ得サセラレザリシニヤ、是迄ノ式ハ改メテ別殿ニテ行ハレシト聞

卷之十

草茅危言目錄終

卷之八

卷之九

卷之五

卷之六

卷之七

偸レ間徐徐起草、既成、勒爲ニ十卷一、命曰ニ草茅危言一、其爲レ書也、唯是隨筆貽孫之撰、所ニ以成ニ宿志一、是以文亡レ緣ニ飾語一、不レ主ニ恭遜一、其體製然也、故未ニ敢擬ニ古人治安太平諸策一、公然叩レ闕、竊致ニ之於 公之左右執事一、以乞ニ進止一耳、幸有ニ一二可レ采乎、其餘狂妄之罪、皆所ニ自分一、所謂折レ首不レ悔者存焉、傳曰、邦有レ道、危言危行、邦無レ道、危行言遜、嗚呼噫嘻、爲レ士者之言、弗レ遜而可レ危、其在ニ斯時一與、其在ニ斯時一與

寬政紀元己酉之冬　竹山居士　中井積善拜撰

草茅危言目錄

卷之一

草茅危言序

愚之腹二蘊茲編一也久矣、蓋國家創業之隆、守成之美、以崇二儒術一、修二文教一、實卓二越于前古一、延及二享保中興一、深仁厚澤、以陶二鎔一世一、猗與亦盛矣、時以二德意一特命二吾先父一、設二庠黌于大坂一、用牖二後民一、到二于今一六十有餘年、愚也守二先父之職一、雖二頽鈍迂戾一乎、蚤歲讀レ書講レ道、竊與有レ聞焉、乃欽二仰盛業一、於二其風猷制度一也、私有下欲三陳二所レ見、以粉二飾太平一者上、爾後承平有レ日、綱維亦不レ能レ無二少弛一、憸人抵巇、疵弊多端、一世侈靡驕惰、以至二上窮下困一、風俗日頽、則仰レ屋大息、又私有乙欲下攄二微衷一、以冀中寸補上者甲、然躬居二閭閈一、不三敢犯二言レ高之罪一、乃有レ意下於撰二一書一、貽二子孫一、以備中異日采用上焉、但以二庠務鞅掌、撰述亦多緒一也、日復一日、未レ果二其志一、是可レ嗟已矣、至二於近歲一、世道一變、白川侯源公、以二國之懿親而賢明拔萃一也、受二殊遇一當二鈞軸一、以修二伊周之業一、則不仁者遠矣、治教之休、四海風動、以啓二言路一、達二下情一、實爲二振古罕比一、初也求言有レ錄、後也求龍有レ說、意亦其勤矣、不レ圖身未レ先二朝露一而遇二斯盛世一也、且也、客歲戊申、公巡二畿邦一、繆錄二愚虛名一、辱二翹車之招一、忘レ勢下レ士之孚、藹然盈レ座、垂間亹亹、更レ僕而後罷、乃退而嘆曰、積年之蘊、今可二以傾寫一焉、雖レ然公之賢明如レ此、以二愚之陋學菲才一、添二治滴于河海一、果何益邪、抑獻芹之𠈄、自以爲二至味一、是未レ可二以已一也、以三事或涉二機密一、乃避レ人

草茅危言

中井竹山著

御國の萬國にすぐれたる神の御をしへ也、よりて其の國に生れて其の神の末胤たる我人ともに、此めで度神の御掟を守り、其の國の守はいふに及ばず、主人親兄夫都て己より上たるものをば、いかにも大切に敬ひ尊びて、少も其意に逆ふべからず、さすれば自然に神の御加護を蒙りて、家業も子孫も繁昌疑ひなかるべし、此の段は我友某が常にいへる事にて、いかにも神の御國に生れしものゝ本意第一たる事なれば、此卷の結段に此の大旨を申諭すものなり

右吾郡下の百姓に頒ち授け、月每に讀て令₂記取₁ものなり、言の俚き文の拙きをいとはず、唯さとし易きを此書の本旨とす、久世の典學館、笠岡の敬業館のごときは、常に教諭の所なるを、かたじけなくも去年午の春敷地のみつぎものの永く御ゆるしあるは、支配所のものども善にすゝみ候やうにとの御趣意、實にありがたき事ならずや、此の旨を心得彌風俗をあらため可₂申事肝要也

寛政十一年己未春三月

右の一書郡中のものへ與へたく、此度令₂版行₁者也

天保五年甲午夏五月

條教談話　終

外何事につけても此耻を思ひ、假初の事にもいさゝか虚言僞りを言はず、正直にして心を誠にすべし、心誠なればおのづから上を敬ひつゝしみをなす、又金銀貸借の事互に耻をしらば、借金出入は絕てあるまじ、子供は生立のとき肝要なれば、かりにもよからぬ風俗をさせず、素直に正直を守り、耻を辨へ候樣仕付べし

扨附ていふ、我此大日本國は、大千世界を御照しましますす天照太神御降誕の國にて、萬々歲の今に至りて、統々と其子孫天津日嗣の御位を受繼せ給ひ、天地と倶に動なき至貴至尊眞實現在の神のしろしめす御國なれば、異國の如く太古より定まれる君なく、其をしへめで度も、其の實世々に行はれがたき國とはかはりて其の御をしへも日の神の（即天照大神の御事也）詔おかれしまゝのいと尊く、上將軍家を奉ゝ始、王侯貴人士大夫より下は庶人の賤に至る迄、天位の動なきを仰ぎ規則とし奉りて、かりにも尊卑上下の品を擾さず、只己より上たるものをば、我ための神とし上として敬禮尊重、聊も侵凌輕蔑事なければ、おのづから五常も五倫も其の中に籠りて、四海太平なる御掟也、されば其の所に鎭りましますをば神と崇め、其の國を知り給ふをば守と稱し、文字は替れど皆カミと稱する事上たる所以、かくて兄をも我より上たるを以つて、子の上と訓たるにて知るべし、もと文字はから國のかりものにして、訓は神代の傳への儘なれば也、又幽玄の神には祭といひ、顯露の上には政といふも、又字はかはれども、皆まゐりつかふるの略語にして、神と上と崇敬に於て替りある事なし、是れぞ我

厚ニ風俗一

一　風俗の厚薄ある、これをひとしくするは禮にあり、禮のもとは敬にあり、敬はつちしまるの訓にて、こしまるゆゑ地丸し、其地の上下四方に凸凹ありて、凹き處は水まはりて海也、凸き所々が萬國なり、天是れを覆ふて丸く、日月是又丸し、如レ斯丸きは天地自然の體にして、則敬の貌なり、人も母の胎內にある時は、指にて目口耳鼻をふさぎ、足をちゞめ、うつむきて胞衣をかぶりゐて、其かたち丸し、又貴人の前へ出れば、ひざまづき手をつかね首を下る、是敬の貌にて自然と丸く成物也、故に丸きは敬の貌にして、天地日月の圓體にひとし、人は天地陰陽の德備りたるものなれば敬まはずんばあるべからず、よくつゝしめば仁義禮讓これより成る也、扨又丸き物はいづれへこけても、かどなきゆゑ外の害なし、天地日月は無窮に丸し、人は外物にふれて內動く、うごくときはしまりゆるむ、しまりゆるめば敬なし、敬なければ丸をうしなふ、丸みを失へば天理にそむく、故に一家敬を行ふときは、一家の內あつくむつましうして、一家丸しといふ、一村敬を行ふ時は、一村の風俗あつくやはらぎて、一村丸しといふ、丸く敬は天の道也、天の道に從へば、豊けき御代の難有さには、目出度百歲の後子孫繁榮する事うたがひなし、能々おそれ敬べきなり

數山曰、此のつゝしみの事は、心を誠にすると、耻をしるとにあり、耻をしらざれば人情薄く、風俗よろしからず、人としてつゝしみなく、禮を知らざるは鳥獸にもひとし、是人間第一の耻也、其

の人を殺す事は常なり、親の身として子を殺す事、天道に背き莫大の罪なり、先ヅ此罪を糺さずんばあるべからずとて、北に走りて子を殺たる親を罪に行ひけるに、南のかた人を害したる賊、賈彪が言の理に中りたるに耻て身刎て死たり、其後子を殺す事やみて民多く成り、管內繁榮したると也、唐にても日本にても、子を殺す罪は重刑に行はるゝ也、若此後心得違のものあらば、重御仕置に可レ被ニ仰付ニ間、ゆめ〳〵右體の惡事は致間敷事なり

數山曰、前にもいへる通り、美作にかぎらず、關東にも此事あり、そもいかなる心ぞや、我子をあはれみ育つるは、天の萬物を撫育し給ふ如く、子を愛するは人の情也、其心をもて他人の其子をおもふ情をもしり、たとへ小虫たりとも、殺すまじき事をしるは人道の天理なるに、我子を殺せる心また何ぞ人情有べき、禽獸にもおとりたる事なり、素より天道に背きたる事なれば、人しらずと思へども、其罪親にむくいて終には其母難產に死し、或は火災其外思はざる災難にあひ、又は相續人たる一子をうしなひ、家退轉するの類にいたる、又蠶などしてよからぬも矢張此罪とおもふべし、譬子供多く一旦困窮になるとも、成長に隨ひ夫々の稼をするもの故、程なく困窮も立直る也、百姓は別して子供多をよしとす、手餘荒地などあるは皆人不足なる故也、されば上野國甘樂郡には小兒養育の御手當を下さるゝ事多年あり、近年吾妻郡にも此御手當の事初りたり、かく御世話もある事なれば、能々此條の事を戒むべし

して、五穀草木禽獸その外ありとあらゆるものを生育し給ふ事、みな人の爲に無窮に勤給ふなり、此故に天地は人の父母といふ、父母は我ための天地なれば、我子をあはれむは天の道也、罪なき人を殺す事は天の惡み給ふがゆゑ、天にかはりて上様より賞罰を行給ふ也、然るを此美作の人はむかしより習はしとて、間引と唱へ我子を殺す事いかなる心ぞや、天地の道に背たる仕業なり、凡繁花のところにては捨子といふ事あり、其意趣を尋るに、誠にけふを暮しかぬるものゝ仕業にて、是非なく捨れども、或は笊籠の内古綿つぎ切等を敷、又は古ぬのこなどへつゝみ、人の門に捨ながら、人取上る迄は犬にても害せんやと氣遣はしさに、さりもやらで其あたりに居る内に、捨子よとて騷ぎ立、もしもとらへらるゝ時は、子を捨る不屆に付御仕置に逢もの間々これある也、扨又捨子あれば、其捨たる所の地元のものへ爲二取上一、大切に養育被二仰付一事也、又三子を産よし御聞に達すれば、貧富御糺の上貧なるものなれば、時刻を不レ移鳥目五十貫文被レ下事外の儀にはあらず、いかなる貧ものにても、二子までは母の乳房二ッにて養育すべけれども、三ッ子に至りては一人だけの乳房不足する故、其一人の養育手當として被レ下儀にて、上には赤子一人といへども如レ斯大切に被レ爲レ遊ほどの儀なるを、親の身として子を殺す事言語同斷の惡事也、後漢の代に賈彪といふ人、新息と云所の令たりしに、其城の南に人を刼害する盜賊あり、北に赤子を殺す婦人あり、同時にうつたへ出ければ、賈彪馬に騎て北に出んとす、其家の宰馬を止めて云、賊は南にあるに北にむかひ給ふは何事ぞやといひしに、賈彪いはるゝは、賊

なづむ事なく凶年の備をも殘し候程に心懸べき事也

完ニ賦税一

一　國郡村里をわけ、土地の上下によりて年貢さだめ興る、これ上の下を治め、下の上に供る所、古今の通義なり、御年貢を納させ給ひて、御國の御備其外公の諸事に用ひ給ふ事なれば、疾より心を懸其年内に納べし、御國の備といふは、異國の御備として對州に宗氏をさしおかれ、蝦夷口に松前氏をさしおかるゝの類よりして、諸御役人方諸國奉行所、又は我等ごとき御代官として、支配下の民を治るの類、津々浦々に至る迄夫々の御備あり、其外川除、用水、道橋等の御普請まで上の御入用莫大也、公の諸事とは、禁延の諸御入用を初とし、諸大名衆御旗本方寺社の人々に至る迄被レ下物、又は寺社御普請等の類いづれも公の事也、是等の入用御年貢より出れば、天下の財を以て天下の事に用ゆるといふものなりいづれにも納めずして叶はぬ事なるを延引すれば、何角の入用に取かきやすく、取立にあひては無ニ詮方ニ家屋敷にはなるゝはいたましき事なり、御政道あきらかなればこそ盜賊も横行せず、力量あるものも人をそこなふ事を得ず、惡智惠なる者もみだりにたばかる事あたばず、人々其所にやすんずるは、上様民の垣とならせ給ふ故也、左なきときは弱き者の肉は强きものゝ食なるべし、殊に御田地を受て耕作し、父母をやしなひ妻子をはごくむ、その御厚恩の難レ有をわすれず、冥加至極の御年貢、必ゆるがせの事とおもはず、速に上納するときは、其身安堵して生涯をおくるべし

禁ニ洗子一

一　天と地と人とを合せて三才といふ、天は父、地は母、人は子也、人は天地の子なる故、その子たる人の爲に、日月星の三光日夜行道怠るなく、地は天にしたがひて、陰陽寒暑の往來少しもたがはず

なり罪におちいる、努々おごりをなすべからず、博奕、大酒、遊興のあしき事は誰々もしりたる事ながら、これによりて身を亡し家を破るもの多し、みづから深く戒むべし、儉約といふは我身をつめて人におよぼすの義にて、義理を缺ぎ物吝みするの類にはあらず、我身をつむるは人の道也、施し惠は天の道也、此理を能く辨へて儉約を行ふは、家を齊むる本なるべし

數山曰、儉約は人の道なれば能々つとむべし、病氣災難相まとひて貧窮に至るは詮方なしとはいへれども、もと奢るより天のにくみをうけて、かゝる災難にも遭ふ也、中昔迄は髮に油も付ず、苧繩にて結び、雨中には簑笠にて事足り、衣類なども木綿の摺箔を上もなき女の淸服とし、質扑の事なりしも、昇平二百有餘年のありがたき御仁德に、いつとなく在々迄も髮結床などありて、草鞋にて濟しも雪踏などを用ひ、雨天には合羽、傘、足駄など用ゆる向もあるは、我奢ともしらずして奢にあらずや、依て在方に髮結床などあるも不屆の事なりとの御書付出し事もあり、又三年にして一年の貯を殘すといふも古人の語にして、古は七年の凶作にも民飢る事なかりしに、今は一年の收納其年の費にたらざる類多く、旣去巳年一年の違作にて、いまだ飢饉といふにはあらざるを、其年の暮よりして夫食の拜借などねがひしは、百姓に似合ぬ不心懸の事ども也、然れども上には社倉の御仕法御手厚き事なれば、村々の願ひに應じ、夫々に若干の御手當、又は御貸渡などありしは難ㇾ有事也、かく御惠に候へば、民家にも是等の事を能々辨へて、古に復し儉約を旨とし、社倉の御仕法に

り、然るを御代の難レ有に不レ心付、却て御慈悲にあまえ、種々の惡事をなし、公事訴訟等におよび、つひには其罪をかうむり、己が家を亡し身を亡すに至るは、いたましき事なり、人の胸に心意識とて三ッの品あり、佛家にては是をさして三尊の彌陀といふ、中の心は主君、意識は左右の臣なり、君臣一致して善を行へば三尊の佛也、中心惰弱にして意識の慾心勝ときは、中心折れて意識二ッの角となる、これをさして鬼といふ也、意識の慾をおさへて、中心をおしたつべし、中心は天の性也、我子は我身我體よりわけ出したるものなれども、生れ出るやいなや親のおもふやうにはならぬなり、まして他人我心のごとくになるべきや、公事訴訟は人の心を我おもふやうにといふよりおこる、此理を能々辨へて、いかりを懲し欲をふさぎ、善にうつり過を改むべし

尚二節儉一

一　家業をつとめ儉約を專らにするは天の道に從ふなり、天は人のために萬物を生々し給ふ也、凡人一萬あれば其一萬の用をなすものを生ず、此ゆゑに分にこへて奢をなし、天下のものを餘計に遣ひ捨れば、それほどの天下の用不足する理也、しかれば儉約ならざる人は、天のにくみを受るぞかし、病氣災難あひまとひて貧窮に至るは詮方なし、多くは家業をおこたると、奢をなすとによりて貧窮す、これは自分とるといふものなり、諺に樂は苦のもと、苦は樂のもとゝいふ、誠にしかり、凡人々其程を知り分に應ずべし、衣食諸道具等萬分に過る故に困窮にせまり、詮方なくて不義をなし、つひに惡人と

許、金五十兩被ㇾ下、盜賊は重き御仕置に成し事も人の聞知れる事也、近頃御領地にも至孝のものありて、御褒美を下されしは、人々善に勸み候やうにと難ㇾ有御恵に候へば、これらの事をつねぐ心におもひて至孝にすべき事也、又末に云る通、天地は人の父母といへば、父母は其身の天地、日月は主君也、誰か父母なく、誰か主君なからんや、天地の父母ありとも、日月の主君なくば、いかでか世を安く渡らん、されば父母主君に事るは、天地日月に事るなれば、此理を思ひて上を敬ひ、奉公人は主人を大切に忠を盡し、人の子として父母に孝行をなし、百姓は上を尊敬し、天道を守るべし、其村の長はたとへ年番などにて勤るとも、則其所の公役なれば、上の御役人も同やうの心得にて尊敬すべし、都て我より年長たる人は親兄と敬ひ、年下なるは子弟といつくしみ、睦敷すべきなり

息ニ爭訟一

一　公事訴訟は止事を得ざるによる、努々このむべからず、聊の我意を云立て、大なる難儀を生じ、わづかなる金銀を言あらそひて莫大のつひえをなし、家業をさまたげ、心をこがし、其害あげてかぞふべからず、理を以ても十分に勝ときは遺恨となり、後の禍をまねく、とにかく風俗素直なれば、おのづから公事訴訟はなきもの也、他人の非は見えやすく、我身の惡はしりがたし、我身の惡事はさし置、人をのみ恨みせむる故あらそひ彌多し、人の非をせむる事なく、我身を省て非をなさず、過を改め善に隨ふべし、善行あるものは御賞美これあり、惡をなすものは夫々の罪に行はるゝ事勿論の事な

數山曰、美作は赤子を間引とあるは、久世の條敎なる故其國をさして云る也、今關東にも此癖あり

敎ニ孝弟ー

一 誰か父母なきの子あらんや、我生れし初より成長に至る迄、親の子を育つる事、其心遣ひ言の葉に演がたし、これを報ずる事實に昊天の罔極に同じ、いかに心をつくすとも、厚恩の萬分一も報いがたきぞや、よく〱考へて孝行致すべき事也、誠なるかな親に孝心なるものは、君に仕へて忠義あり、夫婦の道たゞしく、年長たる人を敬ひ、幼をあはれみ、朋友に交りて信あり、善をこのみ惡をにくむものなるがゆゑ、父母に孝行を盡す事、萬の善行のもとゝはいふ也、これによりて至孝のものこれあるよし御聞に達すれば、若干の御褒美を賜り、不孝のものあるときは、重き罪科に被ㇾ處事いづれも見聞する所也、兄弟睦じく、弟は兄を敬ひ親み、兄は弟をあはれみ愛すべし、其外親類中よく、組合はいふにおよばず、村中睦敷鰥寡孤獨をあはれみ、貧窮なるものへは心を付、病氣災難あらば互に助け救ふべし、人に交る事に應ずるに實意を專らにし、あざむきいつはるべからず、あなどりしのぐべからず、是みな孝子の分内に出る事なりとしるべきなり

數山曰、至孝のものには御褒美を下さるゝ事皆人の知所なれど、中にも去る文化の頃、野州足利郡上川崎村逸八後家はつといへるは、數年貞節を守り、舅姑に孝行を盡し、其上姑をかこひ、其身數ヶ所の疵を請ながら、盜賊を捕押へしにより、御ほうびとして所持の田畑永代被ㇾ下、御年貢諸役免

盛にして露結て霜となり、冷なる氣を請るにより穗より赤らむ也、依て葉色黄ばみ本藁の青き内、刈取事稻の刈旬也、凡五穀其外萬の野菜に至るまで、天地人三才の力を得て成熟する也、周天の數三百六十五度、四分度の一にて、日輪は晝は上をめぐり、夜は地下をめぐりて、健々として無二息時一、地是にしたがひ、五行の氣内にめぐりて、少も不レ息して萬物を生育する也、然るにその天地と德を一にする人として、其の業を勵ざらんや、五穀の種をうゝるは人なり、生育するは天地の生々也、然れども種をおろすばかりにて、人耘耕し肥しせざれば實不レ熟、天地の德と人の力と合ざれば登らぬ也、天地の生々は一時も絶間なし、人不レ勤故に不熟する也、人は子刻より寅の刻まで臥休むものなれば、何程働てもとても天地にはおよばぬ也、されども此道理を合點して、怠なく晝夜勤むべし、さすれば天地の惠みにて、水損ある年にても、旱損ある年にても、人の田よりは我田は能熟して取入る也、此理は農にかぎらず、工商ともに同じ道理なり、蠶桑の業を勸めんため、先の年桑苗を植させて桑茂りたらば、蠶をかはしめんと思ひしに、其後つら〳〵考ふるに、この美作はあしきならひにて、赤子を間引事あり、故に人數不足して田畑荒地あるほどなれば、蠶をかふまでには人の手たらざる事と覺ゆ、近年赤子間引やみたれば、凡二十年の内には人數まし、手餘荒地も起返すべし、その節に至りなば、桑も大に茂るべければ、蠶の業を勤べし、海なき國には蠶の業を勤むる事むかしよりの敎へ也、かならず捨べからず

生出、十二月䷒地澤臨二陽正月䷊地天泰三陽二月䷡雷天大壯四陽三月䷪澤天夬五陽如レ此、段段陽氣につれて成長し、四月䷀乾爲レ天の時陽極りて熟し、其地乾けるは陽なり、又蒔うゝるは男にて、陽の物育やしなふに陽を以てす、麥の陽草たる事かくの如し、都て草木ともに、春生じて秋收るなり、麥ばかり夏四月收るによりて、四月の異名を麥秋ともいへり、稻は五月中夏至䷫天風姤農時一陰初て來て苗を移し、六月䷠天山遯二陰七月䷋天地否三陰八月䷓風地觀四陰九月䷖山地剝五陰かくの如く月毎に一陰ヅヽ、地下より上るに隨つて生立、十月䷁坤爲レ地の時、陰極りて實のる、其水田の坤なるは陰なり、とりうゝるは女にて、陰の物やしなひそだつるに陰を以てす、稻の陰草たる事如レ斯、易はもろこしの帝王伏羲氏初て☰乾☱兌☲離☳震☴巽☵坎☶艮☷坤の八の卦をなし、一切萬物の理是にもるゝ事なし、今其理を以て考ふるに、麥は陽の物、稻は陰の物、農の根本なるを以、此兩種の生立みのる時、右のごとく卦爻にかなひて有難き事なれども、農家其所以をしらず、只占法のことのみ覺へ、陰陽消長の理を明らかにし、耕作の道も此理にかなひたる事を辨へざるにより、右の如く麥稻生立をさまりの時を卦爻にあらはして、農業の大切なる事をしらしむるなり

麥の刈旬赤らむ事、根本より色付て、穗は後に赤らむ也、是は四月純陽にて陽氣上にきはまるゆゑ、稻根本より赤らみ、穗の青交りなるを刈旬として刈ば、實入能して取實多、稻植付にも手廻しよし

稻の色付事は穗より赤らみて、葉は次に黃ばみ、藁後に赤らむ、是は秋八月九月の頃は、次第に陰氣

なすさみそはたどのに神さへみぞをおると聞にも」御田作りの事も又御世話なされし事あり、如レ此事をかゞみとしてはたちきつとむべし、もろこしにも天子自藉田を耕し給ひ、民の力をかりて耕を藉田といふ 王は一撥、公は三撥、卿は九撥、大夫は二十七撥、庶人は千畝を終とや、周禮、一撥は冬田を王自耒を持、一変起返させ給ふとは、いづれも推撥の數終りて、其跡を百姓請受作る也、ことゞく上天子より農を尊び給ひ、明堂に九室あるも、井田の制を以て爲レ之と也 故に漢の文帝先王の法にしたがひ、みづから天下の農夫に先だちて作り給へる物をもちて、天地神明の粢盛に供へ給ふ、皇后もみづから蠶桑を以て祭の服を繰て奉り給ふ、わが朝人皇十代崇神天皇の十二年九月、「始挍二人民一、更科二調役一」とあり、又三十四代推古天皇二年春二月、聖徳太子奏聞有て、國々へ勅使を下され、百姓に蒔仕付の時節土地相應する物、並作りたて樣を敎へさせ給ふ、三十七代孝徳天皇紀に町段の數、租庸調のこと詔有て、四十八代稱徳天皇の御宇、大臣吉備公勅宣を奉じ、麥は乏をすくふ穀の最もよき物なりとて、天下の百姓に大小の麥を植させられたり、其後耕し種るといへども、蒔うゑの時を失ひみのりよからず、爰において五十二代嵯峨天皇の御宇弘仁十一年、藤原冬嗣公勅をうけて播種の時後れざるやうを告示させ給ふ日本後紀に見へたり 是より耕作の令制頻に行はれ、山澤原野替々ひらけ、荒亡の地なく、耕作の道日々に盛也、かゝる尊き事なれば、農桑を下司わざなど露おもふべからず、されば諸作の多き中に、分て麥稻の兩種は陰陽相應の草にて、五穀の中の長たり、是を以兩種の成熟を考ふるに、十月農功終り諸作取收めうるものあらざるに、此月麥を蒔入るゝは陽氣地中に萠故也、十月の中冬至䷗地雷復の時、一陽初て地中に起り初る頃、麥ひとり

條教談話

早川八郎右衞門著

つら〳〵むかしを考ふるに、二百年ほど以前は兵亂の世にて、大は小を合せ、强は弱をたふし、士農工商とも安堵なりがたく、歎敷ことなりしに、恐ながら東照宮御弱冠にて被レ爲レ在候節より千辛萬苦被レ遊、四方の逆亂を平げ給ひて、天下御仁德に歸し奉り、終に御一統になさせ給ひて、太平の御代となし給へり、さて天下の法律を定めさせられ、惡をいましめ善をあげ、萬民太平の御仁政をかうぶる事、仰も中々愚なる事なり、かくて御代々萬民安堵し、夜はよもすがら安く寐、晝は己々の家業をつとめ、親兄弟妻子相倶に目出度壽をたもち、子孫安堵するは誠に難レ有事にあらずや、此厚恩を朝暮忘れ奉らず、上を敬ひ御法度を守り、それ〳〵の家業を出精いたし、太平の御仁德を仰ぎ奉るべし

勸二農桑一

一　夫農業蠶がひのわざは國家の大本也、神代のむかし天照大神御みづから神衣を織給ふ、然れば大神さへかくのごとくなれば、まして下々の人少しの間もおこたるべけんや、歌にも「いたづらに世に

天保五甲午年皐月　齋藤數山

久世條教序

早川令君宰二久世笠岡二縣一、十二餘年于玆一矣、政理醇厚、篤誠欵愛、視レ民如レ子、隨レ事開曉、嘗爲二條教一、布二告部下一、以正二禮俗一明二倫紀一、吏民捧讀、莫レ不三感悅興起一、而傳寫互誤、魯魚交豕、殆不レ可レ讀、父老患レ之、請三刊刻以頒二於管內一、君謙讓未レ允、懇請不レ已而廼許レ之、命三清光叙二其由一、因誦二古之言一曰、忠二于愛一レ民、即忠二于事一レ君、令君有焉、又曰、祗二承君之法度一、行二孝悌於其家一、服二勤稼穡一、以供二王賦一、此兆人之忠也、蓋父老之志云

寛政十一年己未四月　中備笠岡小寺清光謹撰

條教談話

此條教は美作の久世、備中の笠岡兩縣の令たりし早川君、專ら民の教のため、久世に典學舘、笠岡に敬業舘といへる教諭所を、ひたすら庶民の耳に入易きやうに解示されし書也、然して其の國風大にあらたまり、其のち大江戸の邊り近き縣ぬしに轉られては、武藏の久喜町に教諭所を建、遷善舘と號け、講談はいふも更也、同じく此條教を旨とし、春秋の巡廻には、最寄〳〵につどはしめて、みづから教諭を加へられし、おのれ其のころ此君に隨て、其のふしどもことも聞知りたりしに、星霜わづかに二十四五年ばかりの內、遷善舘も跡かたなく、今は此條教ありとだにしる人稀になれるも歎かはし、然るにおのれ去年の秋此職かうむりて、つら〳〵かうがへ合するに、民を導は此條教に過ぎたるものなければ、今度其の原本のまゝを寫し、なほ己がおもひよれる事どもを書添て、條教談話と題號く、されどかかる事ども今さらに言出んは、をこなるわざなど人口の程も心づかぬにはあらねど、管內のもの等彼遷善舘の風俗をもしたへよかしと思ふ物からかくなむ、さればこはよそ國の事なりしとして打おかず、あけくれに此のおもむきをものし、御領知の民は世にすぐれたりなどいはるゝやう有たき事にこそ侍れ

條教談話

早川八郎左衛門著

高澤錄終

魚口錢始ル

鶴白鳥捕間敷旨

生魚荷侍荷同事　寛文三年

篦伐御用　寛文六年

宗門御歩廻　寛文九年

熊膽御縮(カ)

盜賊改方始諸事古手買質屋等しらべ

堂形新御馬場
寛文元年　駒御縮(カ)始る
同　二年　馬坂の上地子地家爲レ作可レ申旨
同　三年　鷄落尾
同　四年　關助馬場
同　七年　小立野與力町新屋敷
延寶五年　御家中拜借銀百石五貫貳百五拾目迄
新番組御歩始て被ニ召抱一
御郡方繁多損失の品々并宿方同斷
松山損木御拂代銀御取立
生魚宿々直通
御鷹場始ル
馬の毛付尺付書出
鶴羽拾上
瓜茄子初物縮(カ)リ

り、いにしへより此御國は御取箇多からざる土地も見へたり、しかるを亂世戰功の御恩賞に段々多く御知行出ありて、御臺所入は少分なれども、御國風惣て質朴にて御貯用出方すくなく、夫にて漸々出納御符合ぐらゐにてもありし也、徽妙公此根元に思召ありて、御改作を始られたりと承りおよびたり、此御改作にて御家中侍中は定免に成りて∴人々取箇累年ならして大分減少のつもりなれども、其以前と違凶作の知行所不納の愁なく、毎年同事に收納する事ゆへ、難レ有御法と奉レ存心服したる樣子なり、又百姓は過分の敷借御すまし被レ下難レ有さのあまり、其上凶作の年は見立引免可レ被ニ仰付一よしゆへ、大方せい一ぱいの上ゲ免に仕たる樣子なり、それさへ徽妙公は無理成免上ゲさせざるやうに御意ありし由舊記に見へたり、されば凶年の限りは百姓より御取立なく、給人へは御引足無ニ相違一可レ被レ下分を年々の（以下脫文）

明曆二年手上免石川一郡の米高壹萬貳千九百三拾

其廣大に成たる品々、あらまし思ひ出すまゝに書付侍る

萬治二年小松居住侍中今年正月より四月中迄に、不レ殘金澤へ引越に付居屋敷被レ下、依レ之御城下廣る

如來寺新屋敷五千百歩今土地被レ下

百姓地相對下し勝手次第

萬治三年御長柄小者新に三百人被ニ召抱一

一　五百貳拾八軒　内 四軒寺 三軒穢多　松任

一　三百九軒　野々市

一　壹萬三千軒餘　武家寺社除　金澤

一　千貳百六拾軒　内 五軒寺 一軒山伏 四軒穢多　宮腰

一　三百四拾七軒　内 一軒寺 一軒非人 三軒穢多　鶴來

一　百三拾貳軒　内 一軒寺 三軒穢多　南北森下

一　貳百七拾九軒　内 四軒寺 貳軒穢多　津幡

一　百九拾九軒　内 三軒寺　高松

一　九拾三軒　内 一軒寺　竹橋

一　貳百拾九軒　内 三軒寺社 三軒穢多　安宅

一　五百貳拾三軒　内 三軒寺 壹軒穢多　本吉

〆右加州之分年號不レ知

右草稿端書の面

御國御財用符合せざる根元を考るに、其品表裏二ッより事起ると見へたり、其一ッには御家風廣大に成、御財用多くいるゆへなり、又ひとつには御郡かじけ、年々無ニ是非一御償米出る御損失あるゆへな

ずおさへられたる樣子なり、然るに寬文御入國より以來、殿樣御年若にて花美御好にも有べき筈、其頃御役人自身も夫々花美榮耀を樂しみ、御城下の繁花成を御國の豐饒と悅び、畢竟御國の費と成事に心づかざる樣子、かくいふ我等も其時代に生合居るならば其心付あるまじ、御領國中は皆殿樣の物なれば、とかく四民奢侈の費なき樣に御政務あるべき事肝要なり、奢侈なければ諸色他國より入る事少、御國の產物は米穀および絹品々も隨分多く出來て、御國用餘分他國へ賣出せば御國の富となり、元祿年他國出の品品しらべの舊記此にてもありし也御國の民と利をあらそふ事、はたとやめらるべきなり

右草稿一册の面

加州町宿之古代家數

一　千六百五拾軒　内三拾貳軒寺社　小松
一　百三拾三軒　内貳軒寺　寺井
一　七拾五軒　粟生
一　四拾八軒　水島
一　四拾貳軒　源兵衛島
一　八拾七軒　内貳軒山伏　下柏野
一　五拾六軒　荒屋柏野

ぬやうにあるべし、第二には諸役所諸役人の數を御省略ありて、御法易簡あり度事なり恐多ながら御軍裝も改られ、御備もちいさくてかるきやうにあり度事なりさあらば諸人役前事少なに成、足輕小者抔勤方ゆるくなりておだやかなるべし、是御勘略あるべき根元なり、第三には御國政の事身にも應ぜぬ愚案議すべきにあらず、誠に憚ながら數年來心中にありて、腹のふくるゝ思ひの餘り、過當をかへり見ず申て見んに、萬治寛文以來御城下手廣く繁花成樣に仕かけらるゝ故、御國の金銀乏しく成たるゆへなり、御城下繁花の始りは、寛文年中御家中へ拜借銀度々被仰付たる由、是も追々つかひ失ひ、勝手困窮の侍多く出來たる樣子、委敷其舊記は見あたらねども、延寶五年御家中勝手困窮の事人別御糺のうへ拜借銀等に付三月十九日御書立の寫留あり、是をみるに、御文中に近年度々助成をくはへ候所其筋目不存、幷過半無故勝手仕失、身代不相應借銀の者多候段沙汰の限に候とあり、されば寛文元年御入用以來度々拜借銀被仰付と見たり、さて又右書立の中に借銀高知行百石に五貫目迄の者は、利息無に銀子御貸渡あるべきとの御文面なり、是にて考るに、御家中儉約の御定何程嚴敷仰出されても、あればありたけつかひ奢る人欲、剰其頃御國風頻に廣大になされたる御樣子、是に應じ御國政はもとより我々しき身にも應ぜぬ事誠に恐、誠に惶、愚案聊も議すべきにあらずといへども、凡貳十ケ年餘以來中頃御藏の米出入の事に預りしに、世の中のさまみるにつけ心底に絶ず、腹ふくるゝ思ひの餘り申て見む、抑御國のさま小松樣御出世の頃までは、いまだ御治世後間もなく、世は質朴ながら宛少花美に移んとする所に、改作の御法を以人しら

御普請は麁略あるまじき事なり、御貯用御不足御勝手御難澁に付て、御詮議は樣々あるべき中に、最第一は田地に米の多く出來る樣なさるゝ事、根元肝要是に過べからず、御貯用御不足の事前にも演る通り、延寶年中より御沙汰起り、元祿年中專ら聚歛の事おこなはれ、正德五年始て御儉約奉行仰付られ、其頃御勝手御難澁の事は左程にもなきを、御樣子ありてやかましく仰立られたりといふ人もあり、此說議論あり、何れにも其後享保、元文、寬保の頃唯聚歛貪利の穿鑿甚しけれど、年々大坂にて御借財彌增の樣子なり、爰に東の丸御かね藏は、徽妙公御時代より御貯用おかね滿々と少も手つかず、石瓦同事に詰おかれたる樣子、然るにいつの頃か御貯用殊の外御指支の時、いさゝか御手をつけられたる事もありや、就レ中延寶年中此御貯銀を出され、大坂御借銀御返辨の事あり、是より後は御常用銀指詰りの每度に此御かね出て、別て寶曆初年の頃は御代替相續き、或は銀札遣の仕廻口など樣々御入用多く、終にはなくなり、寶曆九年御藏燒失なり、かくの如く御貯用御不足の事、今更愚案に論ずべきにもあらざれども、數年腹のふくるゝまゝに、過當至極の事ながらひそかに申て見む、前にも演る通り、元祿以來是迄唯其端を取て貪利の穿鑿のみゆへ、四民利を爭ひて人氣おだやかならぬやうなり、されば貪利の事は暫さし置、先第一には禁法の數を減じたき事なり、禁法の起る根元を追詰て穿鑿あらば、大方は禁を省て濟事多かるべし、彼貪利をやめて此禁法を減じなば、四民の人氣おだやかになるべし、扨其上に畢竟御國諸民の爲めに立おかるべき法は、數を少して嚴密に糺し、いさゝかゆるま

微妙公淡路守様へ仰ありしは、領分四民共に常住富る様にして置事はならぬものなり、其子細は惣て人間相應に奢る心は付まとふてはなれず、身上の多少にもよらず、たとへば百石取侍と百四五拾石取侍と、暮し方左程替る事もなく、奉公も同様にして居れば、百三五十石取は其三五拾石は、年々餘りてたまる筈なれ共、左もなく其三五拾石は常住有物と思ふ故、彼相應に奢侈が付まとふて曾て餘る事なし、又百石取は常に百石と思ふて居ゆへ、格別貧窮にもいたらず、是も相應に少充奢るゆへ、畢竟貧乏に成所は同じ位なり、百姓も町人も同じ事なり、其内侍は身近き物故、頭々へ申付て嚴敷儉約を守する事肝要なり、百姓は數多にて儉約を守らする事手のまはり兼る故、此度改作と云事をはじめ、定免にてせい一ぱい取上置て年數重るうち、必四民ともに貧福中位にして置がよし、福過ればかならず奢りて花車に成、侍花車に成ば武薄く成、百姓花車になれば農事怠る、又貧苦せつなければ武を忘、百姓農をうとむなり、併し中位にして置事むつかしき物なり、其子細は惣て人間其身相應に奢る心が付まとふてはなれぬ故、身上の高下にもよらぬなり、千石萬石の大身も皆同じ道理なり、是を中位にして置仕様常におこたらず、頭々へ申付て儉約を守する事肝要なり、夫にても年久しく立ば、必貧窮の者多く成ものなり、そこにて米金にても出してすくふがよし、是も又彼移過ればおごりてあしきなり、侍は身近もの數もすくなき事故、常の儉約嚴敷申付可ニ行屆一事なり

右草稿一冊の面

右草稿一冊の面

侍は有たけ金銀を遣ふ事

治世五六年も經來れば、はや諸士貧にもなりたるなり、綱紀公御入國の後御家中へ御貸銀夥敷出るよし、銀高何程といふ事記錄も見へざれば、慥成事は不レ知といへども、いかにも過分御貸渡しと聞えたり、今の世にいたり大拜借と云傳なり、其頃甚嚴重の儉約被二仰出一、衣食住ともに夫々御定書出るといへども、彼拜借によつては儉約を守る者は少く、奢侈に移る侍多成たりと聞へたり、此奢侈につけて昔語りさま〳〵有

一　富田吉太夫料理の事　　一　富田治部左別莊の事

一　津田何某鐵砲の事　　一　岡田雪水の事品々

一　百姓灰俵の事　　一　原田有難の事

一　織田小八郎の事　　一　本多房州亭の事付大組持筒之事

一　八島主馬の事　　一　神尾主殿の事

一　小森源左衞門幼少の時河溝の舍事　　一　由比五郎左衞門正直の事

一　篠原勘左衞門物語の事

右草稿一冊の面

て、百姓の借悉く御土藏金を以御濟被レ下、百姓此上にもなく難レ有奉レ存候處にて、勿論不作年は見立引免被二仰付一候由被二仰付一、爰にても御取箇大分增たる村ごとに、せい一ぱい定免の御請いたしたるなるべし

去ども射水の中郡など人氣六ヶ敷所、或其外も村により少下免に心得したる所もあるべし、何程明察の役人にても夫程の事はあるべきか

是にて年數重なれば、末代には又百姓借銀も出來困窮すべき圖りなれば、彼定免にて御取箇の增たる程を貯おかれ、さて又困窮の時節能程に御救あるべき御深意なるべし、則百姓は鷹の目をするが如きと御意ありしょし、さあらば其時々御恩を難レ有可レ奉レ存候道理、扨又侍も其頃迄は村免有たけ收納したる所を、平均免に成て取箇少し減じぬれども、不熟引免の年御引足可レ被レ下との被二仰出一、其上毎年百姓をはたる事の世話なく、唯納る事故殊の外難レ有奉レ存候段、士農等ともに御恩を奉レ祝事、萬古不易致治の妙法申奉るもおそれあり、是にて四民安樂成といへども、只法令未不レ全により、御定書出る其頃、最高祿の臣たちは一通り表向の勤迄にして、萬事御政務は御用所と申役所にて……四人に被二仰付一よし、諸事被二仰出一之品四人の名にて御定書等今も諸書に殘れり、いかさま重職の役人を撰給ふは、纔の人の中にては御撰方事足らざるにより、其次の大身今の人持組杯より四人御撰出しありしと聞えたり、其後は高祿の臣たちに御まかせあるよしなり

に付て其頃の昔咄聞傳るにまかせ書附侍る、御知行貳千石阿部何某、朝とく起てひとへ帶に大脇刺一腰にて楊枝をつかひながら、供もつれず門外へ出、近町木梨何某知行五百石の家へ來り、臺所口へ入り、何某は居るかと訪ふ、時に木梨の內室茶の間いろりに火を燒ながら、某殿は只今留守になり、どなたかしらず御入なされといふ、しからば阿部某なり、暫いるべしといろりの端に座し、茶を呑內室と暫物語して歸りしよし聞傳ふ、此事木梨の家は代々長壽、今の助三郞曾祖父の代にして、助三郞祖母の語り傳なるよし、大方慥成物語なり

一　鴨の煮物平皿に入進物の事

若侍中夏は夜涼に酒をたづさへ、橋の上に座をまうけ酒盛したるよし、さあれば器物取肴など曾て美麗はあるまじき事慥なり、右とも物語の樣子にて考れば、其頃一體質朴の野體なる士風にして、每物いやしげなる事と聞へたり、去共ひたすら武のつよみ專らなれば、おのづから實義は多かるべし、侍さへ如レ此なれば、百姓などは尙更麁服麁食等、質朴いふにおよばず、去共治世四五十年立ぬれば、諸士段々乏窮に成たるにや、彼野體なる武のつよみを以て知行百姓を虐げ、其村々地味等考もなく年貢を責はたり、或は作毛不熟の年も理不盡に取立るにより、百姓困窮して段々退轉百姓も少なからず、侍もかくすれども不作の事は是非なく取箇減じて、一年不熟にあへば乏窮やる方なく、侍も百姓も難儀におよぶ所を、慶安のはじめより改作といふ事被二仰付一、其頃伊藤內膳をはじめ誰かれ明察の役人出

竟右の趣にて遊民無用の無賴者等減少仕候は、御城下の行儀相調、御締方筋昔よりの御制度も全被レ行其上御國御靜謐に繁昌永久の御社稷、萬々歲恐悅の御儀に奉レ存候

右內々存寄罷在候趣過當至極の儀、口外可レ仕品にても無二御座一候得共、御內密被二仰聞一に依て、誠恐誠惶如レ此御座候、此中に若哉御耳に留り候品も御座候て、御摘取被レ成御用御座候ば可レ爲二本懷一奉レ存候、尤御一覽の上速に被レ投二火中一可レ被レ下候、以上

甲寅二月　　高澤平次右衞門

笠間九兵衞樣

右原稿一冊の面

むかし大坂御陣後天下太平となり、四五十年の間微妙公陽光公御代の事は舊記もすくなく、委敷はしりがたしといへども、粗語の傳る事共を以て考るに、御家中一體ひたすら武の强を好み、少口論の上ははや刄傷におよぶ、或は喧嘩兩成敗の御法に泥む者は臆病なりとそしり、若侍小刀脇指を買求てはむざと手討をして腕をためし、無レ故乞食抔を切殺して刀を試るなど、人道においては不レ可レ然事どもなれども、いさゝか柔弱成事なくして、花美のさまはなく質朴の風俗と見えたり、小身の侍中家居大方土間に筵を敷、其內寢間には竹簀の子をはり、藁にて組たるねこたを乘せて、其上に緣取莫座を敷て暮したる由、又是に準じ、高知の人も家居等結構はなきとみへたり、萬事質朴の風俗と聞へたり、夫

但右御國風御簡略の儀、昔よりの御格に違候段如何敷哉の御評議可レ有二御座一候得共、政依二俗草（マヽ）一と申古語有レ之、本文の趣衣食住は人倫の根本、御國政の大義に御座候處、此御制度難レ被レ行候ては大切の御儀、其權道を以御懸合御評議可レ有二御座一儀奉レ存候

一　右御國風御簡略の品々數多可レ有二御座一內、假令ば御郡方は御郡所改作所定檢地所三役所に夫々取捌候得共、御郡所定檢地所被二指止一、改作所一方に支配被二仰付一、隨分相濟可レ申候、或は御作事所御普請會所へ打込一ヶ所に被二仰付一、會所は御算用場へ被二打込一相濟可レ申哉、此類品々可レ有二御座一、其外諸頭諸奉行等も其數御減少、小役人は成限御省略御座候ば、毎物易簡に成、御用方悉く辨じ安、御財用方御益多、剩聚歛の沙汰無二御座一、其御國風を被二押移一候て、御家中始儉約行儀綿密に相調候ば、此度の御詮議全く御仁政の御趣意に御叶可レ申と奉レ存候

但諸役人等の內、非常の御手當等御樣子有レ之品も可レ有二御座一候得共、此等も相碎御詮議御座候ば可レ然御儀、唯今迄御樣子有レ之役前々、其譯も不レ存罷在候ては、御手當の御用にも無二覺束一事に奉レ存候、何分にも諸事御詮議の上被二仰付置一候役々は、常非常とも全御用に相立、空官に相成不レ申樣可レ有二御座一儀に奉レ存候

一　前に申候通御家中奢侈相止儉約全く相調候ば、御城下遊民の類渡世難澁の者出來可レ仕候、其取扱により町方不レ靜程の儀も可レ有レ之哉此儀兼て其心得を以取扱、尤被二仰付一樣も可レ有二御座一儀、畢

に移御家中奢侈出來、其御家中の奢侈に依て、御城下工商遊民の類夥敷相增、繁花奢侈に移り、其御城下の繁花をいはず、御郡方追々奢侈に或は農家を疎み、御城下へ奉公に罷出候に付、御國用作出候百姓は減、御國產を費候遊民の類多く相成、四民右の次第にて、奢侈は習俗の常と相成、何も世間並押來候に付、中古以來段々貧窮にも至候得共、誰抽儉約質素にも難レ仕、只今の爲レ體に御座候、尤昔より四民衣食住の御制度被二仰付置一、其後度々儉約被二仰出一も御座候得共、右風俗にて押來候故、御制度も中々難レ被レ行、四民風俗の奢侈相止可レ申期は容易に有二御座一間敷候、扨又右奢侈に依て貧窮の人々多く有レ之候得共、時により難レ被二捨置一儀有レ之、是迄度々米銀を以一統御救御座候得共、其一統の御救は多分從來奢侈に遣ひ失ひ、或は榮耀を增、還て儉約の爲には害に相成申候、とかく四民儉約の御制度急度相立候て、人の分を守り夫々の業を勵み候得ば、難澁貧窮は大概無レ之道理、唯此御制度を以四民安定に可レ被二仰付一儀、御仁政不レ過レ之奉レ存候、此御制度可レ被レ行儀相考候處、古語に、「上行下傚、謂二之風一」とも申、又「移レ風易レ俗」とも有レ之、惣て人民數多之御國政は風を移の道を以御制度可レ被レ行儀天然の令レ然處に御座候、然ば此度の御詮議、根元御家風廣大の品々御簡略被二仰付一候は、出納御符合も速に相調可レ申儀、第一は先づ格別に簡略の形に依て諸人習俗の心動し、猶此上如何可レ被二仰付一哉抔樣々の感起り可レ申、其中には難レ有儀と感動仕者可レ有レ之儀、其時に乘じ行儀儉約嚴密に被二仰付一候者、全御制度可レ被レ行儀、則風を移し俗を易、四民安定の道、御國政の根元と奉レ存候

高澤錄

上書內密書

此度御財用出納御符合御詮議に付、私存付申端々先日御咄申上候處、書記懸二御目一候樣被二仰聞一、近頃恐入候得共、愚案の次第申上候

一　御財用方頃日御詮議の端々被二仰渡一粗承知仕候處、指當り候御入用方相減可レ申筋、諸役所御穿鑿御座候御樣子、勿論此上追々御簡略可レ被二仰渡一とは奉レ存候得共、先只今の所右役所々々御簡略は是迄多分指詰り居申體、今更格別の御益も有レ之間敷、夫にては御符合の處へ至申間敷哉、若又御符合に至候共、右の御詮議にては、悉皆聚斂の御沙汰に相聞へ如何敷樣奉レ存候、然ば此度專一に可レ有二御座一儀は、全體御國風廣大に超過仕候趣共、格別御簡略被二仰付一、其中にて御財用方御穿鑿御座候て、大分充之御益可レ有レ之、必定御符合の所も御成就可レ有二御座一、第一御國風易簡に相調候は、四民安定の場に至り可レ申基、寔御仁政に相叶可レ申道理可レ有二御座一と奉レ存候、其子細大綱左に相調申候

一　御勝手御難澁御國用不足、并四民貧窮の者多く罷成根元は、凡百年來御家風段々超過仕候處、御城下の繁花諸人目出度儀とのみ存、畢竟の心付申上候人無二御座一、只今迄過來申故と奉レ存候、其御國風

高澤稅賦考 終

御領國田地圍川除の事、地體は往古亂世打續て人民も減じ、第一川々は縱横に裂流れ、荒地多く成たるを、改作御催の以前より段々御普請仰付られ、田地多く出來、其中には一村立と成たるも少からず、今に新村出村開發村抔と唱る所等は、大かたは江戸御勘定所へ出る鄕村帳に省るゝ村は、皆々新田所と見へたり、中にも越中は大河多き故、婦負郡新川郡抔別して夥しき川除御普請にて新田出來たる樣子も、此川除新田方御用山本清三郎最前御郡奉行にて專是を勤め、在住所より每日未明に出て終日野川原に立暮し、人夫を駈りつかひ、其頃鬼淸三郎と申ならしたる由、今も御郡方に云傳ふ、此淸三郎鬼神にもあれ、御入用銀手支へては成べからずと、神通成願寺兩川上み抔の川除近年迄殘りし所、寔に仰山なる御普請此川にも限らず庄川、手取川、其外御分國中川々其流れに應じ、何れも丈夫なる御普請仰付られ、御高夥く增たる樣子、されば此增たる御物成の內を以、後年彌川除丈夫に仰付らるべき御事、洪水は變事と申ながら、數年の間には時として有べき事、天地の間に定りたる變なれば、後世□人に油斷なく、此御入用銀手當あるべき事成に、いつしか川除麁略になり、田地入川あれば臨時御物入などゝ心得、とやかく百年餘以來段々御財用手支へ、御普請おこたり、所々川缺にて、田地減ずる事度々なり、其荒地は損地高と成、或は檢地代引免、近來は變地御償米年々出るあり、彼田地を失ひたる百姓生業にはなれ、其中には乞食して御城下へ來り、非人小屋へ入もあり、不便の有樣、是よりも猶大事の御國御高の減ずる事恐多き次第なり

見立廻り日數の事、元祿年中諸郡御扶持人評議不作年見立願に出る日圖り、改作奉行へ達たる舊記あれども、兎角願村數の多き年は日數後れ、末々の村は雪下に成べし、又異說見立を願へば、わざとも日數おくるゝ樣に仕なし、雪下に成籾の落こぼるゝ損にて、百姓をこらしめる爲なりといふものあり、いかなれば民と利を爭ふ爲、天下の米穀を地に委する事あるべくもあらぬ仕方、是は商人貪利の者抔外見の說なるべし、實に法の如く見立に廻り、其年の樣子次第雪下に成籾のこぼるゝは、是非なく其通りといふべし、地體此凶作のあつかひ、承應明曆年中大凶作の例なきゆへ、後年樣々評議ありて、近世改作所第一の難事也、扨見立代り御償米の事、其始りの樣子は知りたきながら、いづれにも中古以來とかく御損毛を少くせんが爲に是をなし、偏に貪利の詮議のみなる故、御郡御扶持人も又其損毛見圖りの引物成よりは御償米を多く願、改作にては願米高を減じて渡す事となり、兎角上下利を爭ひ、百姓の氣風をそこなひ、是非もなき世中なり、正德二年大風難にて損毛見立願村數夥き內を、何十ヶ村の御奉行見立すべし、其殘り何十ヶ村は見立同樣に御償米下さるべき旨申渡所に、其村强訴を企て、百姓大勢御城下へ群り出て喧しき事あり、其後も凶年百姓大勢愁訴の騷ぎ數度あり、此段に至りては是非なく入牢死刑の沙汰にも及ぶ道理、彼根元は民と利をあらそふ事の增長したる故なり、是に付ても御郡方地盤改作の御法全く調ひて、百姓耕作丈夫ならば、凶年にあひても其時宜に隨ひ、いか樣にも取嘆ひあるべき事也

け、其御奉行油斷なく扱ふならば、調ふべき道理ならん、改作御法作毛不熟の年は、見立引免あるべき事勿論なれども、其例改作御草創最中には、明暦二年纔の風損見立引免あるのみにて、其年は一統の大風にてもなきや、引免村數少々の様子なり、去れば風水蝗の大凶年に御奉行見立の事甚の難事ある也、其子細は損毛村數の多き年は見立廻り日數おくれ、末々の村は雪下に成て籾落こぼるゝ故、一免の損は二免の損となるも上冬空に向へば苅干も成がたき程の事有べし、爰に何頃始りたる事歟見立代り御償米といふ事出來たり、是は其郡の御扶持人最初内見分の引物成圖りを聞屆、御藏米を以て償、一時に事を濟し、稻を早くからす事、村方下々にてはねまり免切と云なり、此始りは見立の日數おくれ雪下に成を厭ひ、斯の如く計しひたるにもありや、萬治三年改作御奉行中絕の頃惡作あり、此年見立引免の有無は舊記見あたらず、知がたけれ共、秋より雨天續き稻干兼、皆濟春延に成る事舊記あり、若此年見立數おくれたる故、春皆濟と成たるや、其後延寶二年は諸國（六月十一日大雹降）一統凶作なれ共、見立引免の沙汰なく、翌年正月江戶詰前田對馬殿より金澤本多安房殿へ、御郡中御藏入給人知とも御年貢米定作食米共皆濟仕候段、改作奉行其外十村精を出し申故、滯無二御座一と被二思召一候旨御意の趣奉札を以仰越候由、其寫御郡方へ觸渡の舊記あり、此凶作は諸國一統歟延寶三年夏天下飢饉の事、今に年代記の事にも書傳へ置程の凶作、然るに引免になし下返り皆濟といふ事は、何程御奉行十村精を出してもいかゞあらん、若は彼見立代り御償米にて、表向滯なく皆濟といふ事、此年始りたるにもあらんや、抑

姓より上る程の事、此御法ありがたきゆるやか成年貢なりと聞覺たる人あり、あるひは御國の農民いにしへ、一揆のすへにてやゝもすれば其氣ざしあるゆへ、是をおさへんがため苛くあてがい、年貢の殘の百姓余分少く、ありたけ虐げ取り、常に頭の上らぬ程におし付おかるゝ御法なりといふ說あり）

前に記す通り惣て十村油斷なく心得、百姓等手前人別に村役人へ穿鑿し、組中の事常々知ならば、枝葉の御縮方もおのづから行屆くべし、爰に寛文三年同七年御城下にて乞食改あり、同九年粥御施行同十年笠舞村領非人小屋建らる、寔に鰥寡孤獨を御あはれみ、他國にいまだ聞ざる御慈悲、有がたき事いふべくもなし、然れども其時の御役人改作の所に心を付て申上るならば、猶御慈悲の行屆仕かた有べきに、只指あたりたる端を取て御城下へ乞食に出る者を人別に尋ね、其生れ在所を糾糺し、高持の親類ある者は此村へ引とらせ厄介し、乞食に出さぬ樣にと申付、親類もなき者は其段村役人の書付を取り、非人小屋へ入置御救を請る格と成なり、此仕方表向一遍の理屈なれども、曾て下情に通ぜぬ取捌なり先以親類に養れて口を糊する事のなるべき者、何しに好んで乞食と成べきや、されば御郡方地盤改作御法全く調ひ、村々奢りなし耕作丈夫にするならば、頭振孀迄も受作賃稼相應の渡世し、飢寒の者多くは有べからず、其上にて老幼病者孤獨抔非人小屋にてなりとも、御救御慈悲の行屆く樣にありたき事なり、是等も村々役人十村御扶持人外事に隙費なし、人別穿鑿綿密にさせ、もし等閑の役人は速に退

口に論じ、改作御仁政の事沙汰もなく、耕作の手づかへ有無など下情に通ずるの實を失ひ、米銀取上る吟味の透間なく、唯に賦斂を重として、民間御惠の薄き様に存じ奉る事と押移る也、扨今の世改作御法といへば、皆承應明暦中の御格とのみ思へども、寛文以來園田山本等の増補したる品多し、此増補の品、最初は貪利の事多からず就」中元祿年中に始りたる格など、別て貪り虐る様なる事多し、かく成行鹽梅百年來の舊記大體に殘りてあるをくり返し考るに、時々の御役人或は己が俗情にまかせ、聚斂を以御爲と思ひ、改作御法の名を借り押付るもあり、其外承應明暦中の趣き考合する心もなく、改作は只かくの如きとして、當座御財用の間にあひを勤め、年々過たる有様其人々の勤方見るが如し、畢竟近世に至りて改作は貪利の爲になされたる御法と諸人思ひ違ふ事となり、民の氣風を損ひ上下利を爭ふ世中、是非もなき事どもなり

(改作思召立ありしは何の爲ならむ、御國民永久に安穩ならしめんためなるべし、衣食住自由繁昌なる事か、左様の事にはあるべからず、抑御國民安穩といふは、士農工商ともに奢なく儉を勤め、生業おこたらず、田野に米穀多く生じ、山海に諸品多く産し、人々永久に安穩ならしむる事なり、是がために改作の思召立なるべけれども、其御草創の次第連續の記錄傳らず、後來衆評紛々として、勸農を司る人も本根を辨へがたく、萬治以來始たる格も改作御法と心得、惣て凡百年來如」斯と見たり、彼衆評紛々の品々、一說には農家十分に富て作德米あく迄納る事ゆへ、其餘分を手上免とて百

今の世は奢の品々もあるなれども、町人等其身の程々に過ぎ花美を增たる割合にくらべては、御郡方左程には思はれず、是は改作御法にて手前に米錢よけいなき故ならんか、其中にも御郡方の內世智が(マヽ)しの町方を羨む者は、折を待て村方を逃れ去り小商抔して、終には町方の家持となり、仕合よき者は大商人となり、衣食花麗願望を逹するあり、されば富を美むは人情の常なれば、御郡方に住する者も就中商賣を好むやうになり、耕作を疎み、鄕は勿論能越遠所迄も商する者は利德を得る事多く、商賣盛りの世中とうつり來る、爰に遠所町方なども惣屋數の舊記を見て、古今の違ひを粗考るに、凡二三割充家數の增ざる所なし、其中にも御郡支配無高所、或は小高にて商人多き所は、家數昔の二双倍三双倍と成たる所々あり、（無高所浦方宿方等委き評論あれども、事長き故爰に略す）農業の村方此體を羨み、耕作の辛苦を疎む者出來るも理りならんか、元來御仁惠より出たる改作御法の農業を疎む氣味さへ出來たる世風、勿體なく歎敷事ながら、今更指あてゝ、其筋の御役人ごときの手に及ぶべき樣もなく、只心痛して居るより外は有まじ、かじけ百姓耕作手支も貪着なき世風となる、其濫觴を考ふるに、萬治寬文の頃より惣て御國風廣大至り極り、延寶年に移りはや御財用御指支の沙汰起り御かり銀申渡しありて（是等は何とやらん江戸向御樣子も彼是ありといふ說あれども、是は論ずるに足らそろ〳〵と御儉約といふ事始る、是直に御儉約ならば最上然るべき御事、いかにも御國風御省略ありてこそ、四民儉を守る道にも叶ふべき筋なるを、左はなくして天和貞享元祿頃より御役人の取扱ひは、ひとへに聚歛貪利となり、田地不作の年も强て御損毛少なき樣にと、無理に押付當座の辨才權柄にて利

文元年百姓地を武家町家等へ相對おろし勝手次第との觸あり、寛文初年頃延寶年中にも御家中へ御貸銀を夥敷仰付られ、今の世迄大拜借と云傳ふる程の事あり、尤その砌四民共衣食住倹約の御掟も出るといへども、彼金銀はあれば有たけにつかふ人慾にて御掟を守る者は稀なる様子、御家中繁花至極なる是によりて工商は勿論、遊民の徒迄盛の世の中となる、相對請地に家を作りて、町家等段々廣する、粗其舊記有 寛文六年に相對おろし地は御停止の觸出るといへども、其後も地に願地第一御用地多く、追々田畠を潰す事夥し、前後御城下廣まる歩數凡三拾何萬歩也、此歩數しらべ粗舊記あり 此地大かた上田高免の所にて、幾許米穀出來する田畠を潰して、是を喰費す人の住居となる、此故に燈油をはじめ、野菜類等買人多く成るにより、近在村々は段々本田を畠となし、日用の野菜其外無益の畑物など作り出し、石川郡は別して菜種田多し、是は二ッ物成にて、百姓は少し徳あるやうなれども米の出來損あり、惣て畠物はやしなひも人力も多く懸り、百姓手前畢竟損ながら、當座に代銀を手へまはる事を好み、扨御城下の美麗を見習ひ、衣食等に遣ひ失ふ百姓多し、是ら一通りにては目にもたゝぬ事ながら、心を付て考ふれば、改作御法の御旨を違亂するの一條輕からざる事、其筋の役人としては彼無益の畠物に本田を費すなど、速に糺し改むべき筈なれども、衆多の百姓情欲の向ふ所は、中々其端をおさへて制する事行届がたかるべし、此根元は御城下家居多くなり喰失ふ故なり、扨又此故に御城下諸色高直になれば、町方の商人を穿鑿吟味ありて、野菜類は御郡方より元直段下直に賣出させよと責らるゝ事度々あり、其根元の論なく只下直にせよとの事、其筋の御奉行當惑の次第、畢竟改作御法頽廢の一條歎敷事也、萬治寛文以來御城下廣大、武家并町人等繁華至極になり、其風御郡方へも移り、衣食等いかにも古へ事違ひ、

もなし、御扶持人も十村も村廻り田地廻り抔多くは怠り、段々後世に至りては、唯表向奉行よりは嚴重急度の文面にて觸わたし、十村御扶持人は其意を得畏り奉ると請て濟し、村々肝煎組合頭も印判は一トくヽりにして押てもらひ、一遍表向さへすめばよしと心得、上下共實を失ひ、十村の勤方は百姓人別穿鑿すべき事共思はず、只に役所向奉行前利口に取まはし、表の花を專とする風に移り行なり、明暦御書の御文章を守るならば、百姓人別の委細常々村々役人を穿鑿し、年中十村役油斷なく心に懸て裁許し中々表向を飾る隙は有まじきなり、明暦二年河北郡御所村源兵衛小松詰の覺書に、おぼへ代銀十村會所より請取候事、十村役の外の儀殊に扶持人にて候へば、殿樣より御意もなき事を仕候段、沙汰の限くせ事に仰付らるべき旨、五月九日の御夜詰に中村久越殿承り、內膳樣御使にて仰出され候と書たる舊記あり、是を考れば、十村外の御用に隙を費しては、改作方行屆がたきとの御旨なる也、然を萬治二年よりはや改作の外御用漸々出來、夫より段々樣々に枝葉の御用繁多になり、いかさま村々綿密の穿鑿抔は手のまはるべき樣なし、肝煎組合頭も是に准じ、枝葉樣々の御用にかけ廻り、村方田地作方等人別穿鑿は扨おき、自分持高耕作さへ手おくれ、其外平百姓惣體も枝葉御用の人夫につかはれ、農業の隙を費し、耕作方妨げ擧てかぞへがたし、斯のごとくなる御國風、改作御法本根を損ずる一條なるべし、萬治二年以來御城下廻り田畠を潰し、武家町家等の屋敷となる事夥し（此砌は小松引越の侍中等金澤へ移り歸り、御城下廣成事共道理據ありといへ共、其以前小松引越もなく、富山大聖寺御配知もなき時の御城下、侍中の居屋敷はいかゞ有しや、不審あり）第一其頃は惣體御城下廣く成事を好るヽと見へて、寛

人ゝ御代官等最前相勤、何れゝ御郡方の事功者を御撰と見へ、彼御法荒増一通り仰付られし跡を増補して、様々取嘱（カ）ありし様子なり、其上園田は御藏の金銀出入方勘定も兼帯、其外三人の内にゝ此相役ありや知がたし、然るに彼手上の御物成、御勝手方惣御定用方へ混じ入ては、御仁恵の思召消失て、利を貪る思召の様に成行一大事なるに其心付なかりしや、何様其砌御當分は御藏の金銀御手支なき故、誰心付人ゝ有まじきか、去ども御物成勘定の御役人として、其心得あるべき肝要の品なれども、上に立御役人も伊藤内膳を始追々轉役故、彼手上ゲ米の石數など何程と知る人もなく、只總御藏入米何程として、常の御入用に混じ入て、其頃園田抔縦令心附ても申出がたき勢なりや、抑此手上御物成前にも演る通り御家中の増免米に三分計も引、其外惡作年、御家中引免、御償米、是は年により多少、又いらぬ年ゝ多かるべし、其餘は都て御貯米と成べし、御郡方其頃はおしなべて耕作仕入丈夫なる故、近世と違ひ毎歳少充氣候の不順にふれての作難は有べからず、乃至三五ヶ年に一度宛も風水蝗の凶作引免等ありても、其余は毎歳かじけ百姓御取立の御入用抔、御あつかひ殘りを以御除米となされ、くり返し御貯（御貯の仕法は、籾納等時々に臨で、いか様にも御あつかひ有べし）あらば、飢饉等非常の御手當丈夫なるべし、然るを其後常の御藏米に混じ入、近世はそれさへ御物成足らざる様に成非常の御手當は扨置、常のとし窮民の御救さへ容易に成かぬる事、御國政の御手障恐多き次第なり、前に演る明暦三年二月島村二郎左衞門等へ成下されたる御書の御旨、耕作手支なき様にとありし肝要の一事いつしか失果、かじけ百姓穿鑿する御奉行

事、役人聊も油斷しては成まじ、いかさま晝夜ついて居る程に心得て打廻り、十村は手をはなさぬ程にすべく、尤御奉行も是に准じ、暫もおこたりては御法あともどりすべし、農は國の本といふ事あれば、一大事の御政務是なり、只耕作手づかへなくとの御事を日當として行屆ならば、根元御仁惠の御旨に可レ叶なり、改作最初より御奉行伊藤内膳等、其外誰かれ郡々村數主訴仰付られ、明曆二年迄に一通り御成就の上、同年六月御奉行指止られ、とかくに諸郡御扶持人小松詰番の者共晝夜御城へ詰させ、中村久越抔御取次も樣々こまやか成御尋事、或は仰出され諸事大かた御直の御あつかひと見へたり、然に萬治元年薨去後は、只伊藤内膳、菊地大學萬事の指圖、御郡奉行より十村へ申渡とのみ、是にて漸々兩三年程は過行し樣子、中に萬治三年惡作、此年は秋より雨天打續て稻干兼るにより、籾にて百姓手前に預り置、春になり摺て納申べし、それも來春の出作手づかへなきよし十村請合を以藏納春延あり、此年春出作手づかへもありや、納所遲滯の催促嚴く申渡し、漸々摺て納し所、惡米或は米に水を打てはかる抔と、御代官給人申立やかましく、扨又百姓は御代官給人の米吟味つよく、此上仕方なく迷惑仕るよし訴出て、樣々の申分の事舊記あり、是はや上よりせり立の勢ひぬけ、十村御扶持人の心得おこたり、改作御法いさゝか亂れの端なるべし、是によりてか、翌寛文元丑年八月改作奉行仰付らる、山本淸三郎、園田左七、松原八郎左衞門、河北彌左衞門なり、山本は新川御郡奉行にて、最前改作の御用專に勤、園田は最前改作御發起の頃、專に伊藤内膳に付添彼御用勤たる樣子、其餘兩

若又百姓かじけ耕作手づかへあらば、いくらも御すくひ御取立あるべき旨、是等すべて妙々の御扱なり、既御敷借し米、石川郡一郡へ壹萬五千石餘、其外入用銀作食米幾許の御貸渡ありしに、程なく石川一郡の手上ゲ御物成壹萬三千石計宛毎歳上る事になり、外御郡にも是に準ずべし、改作御發起より纔に四五年にしてヶ様の御扱ひ、此上今十ヶ年御在世ならば土味兔相等御穿鑿全とゝのひ、御貯用米なされ様も何とか妙々の御扱あるべきに、遺念なるかな、只詮とする所は四民の奢侈を抑へられて、土地より米多く產する事の肝要、此根元は耕作手づかへなく、村々農業精を出さする事なり、明曆元年舊記等先達て御貸渡の作入用銀の內、蠶飼菜種の夏成も返上いたさすべきよし、御扶持人村々を廻り、百姓人別に僉議して、是程は返上しても耕手づかへ御座なしといふ銀高を聞届、其段御奉行へ達し置たる後に、日照續き申故田地に引こえ仕る入用、幷持馬斃たるに付、馬貸申代銀引申度由、人別の斷り追て申出し、百姓申儘に御奉行聞届あり、又明曆三年二月射水郡島村二郎右衞門、津幡江村宅助へ成下されたる御直書等、百姓共氣つまり無レ之、ゆるやかにうき(マヽ)は油斷不レ仕様に入用銀もし足らぬ所あるべく、吟味仕重て渡し可レ申候、牛馬死候か、又不慮に手づかへ候はゞ、百姓の申儘に迄つかぬ様に渡すべく候、晝夜ついて居る程に心得、うち廻り〱可レ申との御文章なり、されば百姓手前ゆだんさせぬために、手上ゲ抔品々取あつめらるれども、皆御扱の手段にして、畢竟は耕作手づかへなく、米の產する肝要なり、かくの如く百姓ゆだんなきやう隨分取あげ、扨耕作手づかへなき樣に才許する

の最第一なるべけれども、一定左樣の御支度にはあるべからず、先此御物成の內を以給人中の增免米に引、其外作毛不熟の年は給人知引免御つぐない、是は年によりて多少、又いらぬ年多かるべし、いづれ其餘は惣て御貯用米となしおかれ、翌年の春御拂方と成事と見えたり、(明曆二年石川郡手上ゲ米、翌萬治元年春御拂方委細の舊記あり)返し積置れ(此御貯用今更推察はなりがたけれども、其時に臨で籾納等なされ樣ある事成べし)四民非常の御手當御貯のためならんか、猶此手上ゲ米に付、御深慮の程恐察し奉るに、其以前迄豐作の年は、百姓も末の考なく喰失ひ、給人中も年貢十分の上跡未進迄取上ゲ是も又一時の榮耀につかひ失ふ人多かるべし、士農かくのごとくつかひ失へば、工商猶利を得る事多く、是に又兎角につかひ失ふ、四民ともに唯米銀手に廻れば、有だけにつかひ樂しむは大方人々の情慾なり、此樂の榮耀覺えず知らず一統に常の風俗となる、此風俗御國繁昌に見え能事の樣なれども、若凶年に當り足らぬ時は、他の金銀を借用ひて、彼榮耀の風俗は減じがたく、其借金銀積れば畢竟四民窮困す、されば衣食住等の榮耀年を積も、御國の金銀損失莫大の事なるべし、然れば彼豐年に四民つかひ失ふ米を、手上ゲ抔とて御取上ゲなさる、是にて覺えず知らず奢侈を押へらるゝ道理、畢竟詮ずる所は飢饉等非常の御貯用と成べき事、寔に廣大の御惠み、御仁政とは此事なるべし、扨此手上免のすゝめ樣、新川郡免相見圖り役人の覺書、(河北郡御所村源兵衞覺書留帳寫あり)委しき舊記を見れば、ひとへに免を上るのみ專の樣子、其上其御貸物品々に利足御取上ゲ、彼是惣體百姓よりたゞに多く召上られ、御貪りの樣に思はるれども左には有べからず、前にも演る通り、百姓手前に餘分なく、奢らさぬため隨分御取上ゲなされ、

恐多ながら御深慮を推はかり奉るに、其頃は金銀は御藏に夥く御貯ある御樣子なれば、非常の御用御事缺なきに似たれども、金銀は億萬の數にても限あれば、いかなる非常か度々重りて盡期あるべし、限ある金銀を以限なき御治國の御貯には全からず、米は年々に產して、御國と共に盡期なき萬々歲の寶也、若又いかなる非常かありて金銀御用の事あらば、御米を出して金銀を御求は易かるべし、天下飢饉に及びて金銀何程御出しありとも、米穀御求なりがたかるべし、然るに御國は米第一の土地にして、四民の貧富苦樂只此米にあり、爰に其頃はいまだ御治世後間もなき故、亂世の砌武士を高知に召抱られし知行分多く、御藏入米の御貯乏しかるべし、是によりて改作の御事思召立ありつるか、抑米の產する事百姓かじけて耕作手弱なれば秋收少く、又百姓奢侈に流れて農業等閑なれば作毛實のり薄し、米の出來少なければ四民の愁となる故、これがために一旦夥しき米銀を出され、百姓を十分御取立、又富過て奢に流れざるために、御貸ものには二割の利足と仰付られ、或は手上ゲ米御取立とかく百姓を貧富中分にして農業に精を出させ、作毛不熟なれば免引あり、奢りて喰失ふいたづら者は追出し、何とか故ありて貧窮なる百姓は人別いかやうにも御救ありて農業を勸められ、新田を開かせ畠を直して田地となさしめ、或は菜種田さへ米の出來樣ある事をしろしめされ、油種他國出御停止、近世油の價を下直にせんとて、他國出を禁ずるの穿鑿とは、意味懸隔違へりとかく米多く產する事を專に仰付らる、是改作思召立の本根なるべし、改作に付て免高手上ゲ仰付られ、此物成の增たる御米惣御物成の內へ混じ入、御定用御榮耀になさるゝ思召ならば、聚歛貪利の御國政惡事

免を上げさせ、或は地廣く見ゆる村は手上げ高を願はせ、勿論最初免を上げ過したる村は、下ゲ免もありてこまやかに仰付らるゝ様子なり、明暦二申年小松詰の御扶持人へ免圖りの事を重々仰出され、とかく念を入れ、來年さらい年迄も懸り見つくろひ、百姓の恨なき様に仕り、もし見そこなひ村御印下され候とも、相違の所は時を移さず申上候へば、御印御成直し下さるべき旨此舊記鹿野村五郎兵衞小松詰番八月六日廻狀、井田井村五兵衞御所村源兵衞同月十八日同月晦日被二仰出一之舊記あり仰出されあり、扨此手上の穿鑿、其頃御扶持人の中にも村々の土を穿て濃淡を試み綿密の考するもあり、利波郡出村又右衞門家には、村々の土少宛札を付て近世までありと聞傳ふ又御物成の増事を專らとして、利口にまかせ百姓をしひて免を上ゲさせたる者もありや、石川郡御供田村勘四郎、鳳至郡山岸村新四郎、能美郡八日市町新右門抔は、其郡の百姓後世恨みたる由、今世村方に語傳ふ元來其頃改作の御奉行伊藤内膳始として誰かれ相勤、いづれ御郡方の事功者なるべけれども、土味免相の事にいたりては、十村御扶持人には及べからず、殊更明暦二年六月より御奉行指止らるゝ上は、彌其郡の御扶持人の心得により、又は郡々の人氣にもより、手上げの程ぐらゐ過不及あるべし、ヶ様の事抔猶悉く知しめざるべきためもありや、諸郡御扶持人かはり〳〵小松へ召れ、日々夜々御尋事あり、仰出されもあり、夫より明暦三酉年は江戸御留守故か、暫其沙汰舊記に見えず此年も手上ゲ御請する村々は、隨分上ゲさせたる様にも見えたり萬治元戌年御歸城の上は、必定免土味の御穿鑿もありて、諸郡村々大體は貧富過不及なき様に極るべき御様子の所、此年早春より江戸御城御普請御用故暫御滯府、九月廿一日小松へ御歸城、十月十二日に薨去也、定免御穿鑿いまだ全からずして其儘に極る事、御郡方後代迄の不幸是に過べからず、改作御法行はれし御事、

元子年御領國惣検地仰付られ、同三寅年諸郡へ村御印の物渡し下され、村御印物此時始るか、御成し替か未レ考同四卯年村數少々改作仰付らる一説に去る寅の年能美郡の內、村數少々改作御試ありとも云といへども、此年は江戸御參勤御留守に成、暫く其まゝに過たるなり、扨此改作の仕様其時の記錄傳はらず、悉くは知がたけれども、明暦年中の雜舊記覺書に少殘るを取集め、其次第をつら〳〵考ふるに、最初村々かじけ百姓手前有體を穿鑿し、敷借米石川河北兩郡へ二萬千六七百石、此外郡々米高知がたし、此御貸米は幾年も其儘に御貸置、二割の利足米毎歳取立る約束なり改作入用銀是は農具仕入の爲と見えたり作食米御貸渡、三品ともに二割の利足百姓手前聊も手支なき様に仰付られ、以後脇うり物を禁じ、御代官給人より直催促を御停止、扨村々納所が前々の年貢を圖り、其上に冥加として免高を上させ、村々草高定免御請さする事と見えたり、此事承應元辰年より頻に仰付られ、御奉行役人手合わけして村數何程とる主附（マヽ）おの〳〵競ひ勤む、爰にて百姓は代官給人に年々責はたられたる難儀を遁れて有がたく存じ、代官は下代いらずにして、取箇定まり、豐凶の差別なく收納する事いづれも忝心服し、順風に船をやるごとく速に行はれたる様子なり、承應二巳年は江戸御留守なれども、御奉行役人勤なれて隨分おこなはれしが、同三年明暦元未年迄に能登越中懸て、石川郡に先改作、後改作と言事あり、村に寄先後あるか、同村を再遍歟始終四五年に村壹遍改作定免御請いたし、明暦元年此事江戸公邊へ御使者を以仰達しられ、扨草高村免御改の村御印物此年御成替、石川河北郡へ渡し下さるゝ舊記あり、諸郡一同か未レ詳是にて改作御法御成就といふなり、改作一とほりは先づ御成就といへども、村々定免いまだ土味に應ぜざる所ある故、御領國中村々過不及なき様に御念を入られ、御郡に御扶持人をして村々を穿鑿せしめ、土味の限り

高澤稅賦考

高澤鶴鳴　著

御領國御郡方年貢の仕樣、いにしへの事はいざしらず（天正頃御直印の皆濟狀を見れば、三斗俵なり、いつ頃より五斗俵の納方と成しや、いまだ考へず）慶長十五年より村役の年夫を止られ夫銀始り、斗升御改に依て八升口米始るといひ傳れども、御藏入給人知ともに未御定法委しからず、給人知は村により地頭により米少々納、其外銀納或は諸色を取り、又は米搗掃除雪おろし抔人夫をつかへ、惣て給人と百姓相對次第故、法圖もなく百姓蟠未進しては取箇少き給人もあり、地頭虐げて困窮する百姓もあり、元和六七年より村々給人の納所方大概の御法始り、平均免或は銀納の米直段等極る（此事のあらましを、聞傳古記覺書寫あり）といへども、猶非道なる給人は百姓を虐げ打擲し、或は追放成敗する族良もすれば愁訴におよぶ、（愁訴裁判の古書、鳳至郡鵑町村に持傳ふる者有）其頃は給人もいまだ亂世の餘風にて手あらく、百姓も天正頃迄の一揆の殘徒、或は子孫抔今世の百姓と違ひ、給人と爭ふ事もいかばかりなるべし、爰にて寬永元年御郡の年貢方御定書（此舊記寫あり）目安場へ渡し下さる、然ども年々豐凶違ありて、凶作には給人取不足、其儘損失となる事故、とかく百姓を責はたり喧しき樣子、寬永十七八年打續て凶作飢饉あり、是によりて正保の頃改作といふ事思召立の御樣子なり、改作思召立の最初なり、慶安

高澤稅賦考序

鶴鳴高澤君（知行四百石、俗稱平次右衞門、明和より寛政の間の人なり、辛□歲病を以歿す）數十年御郡方在役にて、其職に於ては古今の功者なり、嘗て改作方の要數千員の舊記を輯む、今此一册は彼數千員の本意を引、すべて最肝要なる者を記せるなり、其數千員の草稿は予が亡父崑石翁に讓らる、翁考合書寫して一匣となし、改作所納て永く秘錄となしぬ、然に此書は鶴鳴君の自筆で、予傳へて藏ること久かりしを、高澤忠順君自筆改作、樞要記錄（福富長水これを所持して他見を許さず）と書記し、更に他見を許さず、文化十四年故ありて御算用場御奉行改作御奉行の內見に入しに、兩御奉行之を電覽の上、此書に因て改作の本意を探り得たり、實是龜鑑となすべきの秘書なり、之を下に置て其光を埋むこと誠に惜むべし、乃役所に納て國家の助となすべしと云て、終に留て返されず、是に於予又竊に之を寫取て家藏とすることしかり

高澤稅賦考

附高澤錄

高澤鶴鳴著

ニ準ズレバ甚重キヤウナレドモ、公務軍役ヲ勤メズ、自家ノ利用計ヲ務メ、諸職分勝手次第ニ私用ヲ働キ田地ヲ作、晝夜私ノ業ヲ專ラニスル故ニ、十ガ五ニテモ渡世スル也、其中ニ出精ノ農人ハ、精力ヲ以テ糞ヲ用ヒ田地ヲ肥シ、惡田ヲモ善田ニシテ持ツ故ニ、私ノ利用アリテ大民トナリ、家人ヲ數多扶持スル者モアリ、然レドモ古ノ如ク十ガ一、或ハ廿ガ一ノト云輕税ノ田地ニ非ル故ニ、自ラ業ニ怠レバ急ニ減却スル也、古ノ名田持ノ大小名、或士類ノ民トハ、今ノ農民ハ格別也

令義解ヲ考ルニ、一町ノ田得米二十五石、此内納税正税一石一斗、位田、職田不レ出レ税

按、四町之田作ニ得米百石、此正税四石四斗、以レ此考レ之正税不レ至ニ三十分之一一

延喜式和名抄等ノ本稻ノ束數ヲ考レバ、大率十分一之公租也、太閤秀吉ノ時、見稻米ノ十分ノ内四分ヲ公納トシ、六分ヲ私用トス、即今ノ水帳ノ町反分米ト云モノ是ヨリ出ルナルベシ、二十分之一或十分ノ一ナリト云ヘルハ、士農分レザルトキノコト也、即唐ノ農兵之十分ノ四ヲ上ルハ、士農分レシ後ノ事ト見ヘタリ

年貢考　終

道ハ少キヤウニミユル也、又海運故難アレバ、破船漂流數々也、他郡ニ是ナキ乛也、又大能ノ野馬收アリ、農ヲ害スル乛夥シ、亦他郡ニナキ乛也

凡テ御年貢ノ乛、唐土ノ古ハ大概十ガ一ヲ稱シ、日本ノ古ハ廿分ノ一ト稱ス、今ノ御年貢ハ大概十ガ五程ニモ準ズ、古ハ甚輕ク、今ハ甚重キハ似タリ、然共其時々ノ事體ヲ考レバ、敢テ輕重アルニモ非ズ、自然ノ勢也、古日本ニテ民ニ田ヲアタヘルヲ名田トス、一人ヲ一名ト云故ナルベシ、其名田ヲ持タル民ハ皆士也、良家ト云、其所持ノ田ヨリ十ガ一、或ハ廿ガ一ヲ天子ニ上リ、其餘ノ利分ハ自家ノ得用トスル、甚公貢ハ輕キ樣ナレ共、其代リニハ軍役ヲツトメ、武藝ヲ習ヒ士卒ヲ出ス、故ニ今ノ農民ノ如クニ非ズ、兄弟數多有モノハ、農業ヲ自勤ル者モアリ、武藝バカリヲ勤テ、田畠ヲバ小民奴婢ニ借シアタヘテ作ラシム、大概十ガ三六ヲ納テ、其餘リハ作人ノ自得タラシム、故ニ名田持ノ士モ、擇バレテ官職ヲ得ル人ハ都下ニ邸舍アリ、無官ノ族ハ在所ニ居宅アリテ、人馬ヲ數多使ヒ、富豪ナルヲ長者トモ云、又大家小家トテ、名田多持タルヲ大名ト云ヒ、小ク持タルヲ小名ト云、一向ニ田地ヲモタヌ小民ハ、名田持ノ大小名ヨリ田ヲ借リアヅカリテ作ル、故ニ十ガ五六ヲ納ム、公納多キヤウナレドモ、作人ハ一向ニ軍役等ノ公務ナキコト、今ノ百姓ノ如ク也、近世足利室町家ノ中世ヨリ、士農二ツニ別レテ、士類ハ知行ノ田畠ヲ持テ、其中ヨリハ一切ニ貢納ナシ、其田地ヲ小民奴婢ノ雜戶ニモ、好ミノ者ニハ勝手次第ニ、多少ヲ限ラズ持セテ作ラシム、地主ノ士ノ收納ハ、大概十ガ五六ナリ、古ノ名田

金ハ麥米石ノ代ニテ、永樂錢納ノ遺法ナルベシ、書籍ニモノセザレバ委クハシレガタカルベシ
御年貢ノ外ニ三雜穀ノ御買上アリ、大豆ト荏ト稗ト也、陸田何石ヨリ何程ヅヽトワリ合テ納ム、其代料ヲ元代トテ、定法ノ直段アリテ、少シ計代方金ノ内ニテ差引テタマハル、因テ百姓ヨリ雜穀ヲ品ニテ納ムベキコトナルニ、遠村ハ運賃カヽリ、又其品ノ善惡吟味モ六ツカシケレバ、願テ金納トナル、此レヲバ御城下ノ其時ノ相場ノ高キ直段ヲ以定テ、算用シテ上納スル故ニ、本御年貢ノ代方金ヨリモ多クナルヿアリ、稗ハ品納ニテ、郷村ニ御倉アリテ、飢饉ノ御備トナル也
松岡郡海邊ノ百姓ハ、御城米運賃入リ目ノ費アリテ、御年貢ヨリモ苦ムヿ也、海上ノ風難並舟賃ノ費ハ勿論、舟鼠アリテ苞ノ中ノ米ノ量目不足スルヿアリ、御藏前ヘ河岸上ヲ致シテノ後ノ費モ多アリ、御城米ノ納ノ日ニハ諸役人會スル故ニ、前方ニ日限ノ定アリ、時ニヨリテ甚延引スルヿアリ、其間ニハ風雨ニテ、御城米濡シ腐リ等ニナルヿアリ、苫等ヲ以防グトイヘ共、御藏前ノヿハ萬事不自由モアリ、納人ヲ附置トイヘ共、手ノ及ヌヿモアリ、納日延引年ヲ越シ、春マデニ至レバ、苞腐テ稻子萌芽スルヿアリ、又御城米トイヘ共、松岡郡ハ皆稻子也、籾ト書、此籾ヲ吟味シテ目カヽリアレバ納ラズ、作リ直シテ納メヨトテ返シ上ゲラル、是ヲ吹ニ出ルト云、凶年ナドノ籾ノ生アシキ時ハ、苞數多ク吹ニ出ル、因テ河岸ニテ其俵ヲ切リホドキ、扇車ニカケテ又俵ニスレバ、俵數モ減ジ其費多ク、甚キ時ハ其籾ノ直段ノ半ニ及ブヿアリ、御倉米ノ御定法ハアリテ、專ニシテ百姓ノ痛ミ苦ミヲバ愍ミ、薄怨ノ

ベシ、古曰、「人能治レ法、非ニ法治ヒ人」トハ此義ナル可シ

征賦ト云コアリ、田地ヨリ奉ル貢ヨリ外ニ、又八ノ數ニヨリ、家ノ數ニヨリテ征アリ、周人末、孟子ノ比、粟米ノ征、布縷之征、力役ノ征アリ、粟米ノ征ハ田ヨリ出ル貢法也、布縷ノ征ハ、百姓一軒ヨリ帛布ヲ何程ヅヽ出スト定ム、力役之征ハ、百姓一人ニ付年ニ幾日ヅヽ日用人足ヲ勤ルコ也、古ハ何レモ甚輕少ナルコ也、漢朝以來モ皆同ジ、秦ノ時力役之征過テ亂ニ及ベリ

唐ノ始ニ年貢ノ法、租庸調ノ三法アリ、租ハ田地ヨリ出ル貢也、庸ハ人數ヨリ勤ル人足ノ日雇也、調ハ家數ニヨリテ布帛ヲ出サシムル也、古法ニ準ノ輕少ナルコニテ民モ歸服シタリケリ、日本モ中古ハ此法ヲ用ヒタリト令義解ニ見ヘタリ、唐ノ中比ヨリ夏秋兩税ノ法ニ變ジタリ、夏ハ(麥ノナツナリ)代錢ヲ取リ、秋ハ稻米ノ代ヲ錢ニテ取ル、其估ハ一年定法アリテ、豐凶ニ不レ拘年々同樣ニ納ムトミユ、明朝ニ至テ此兩税ノ法ナク、代料ノ積リハ一樣ニハ有ベカラズ

日本モ中古ハ租、庸、調ノ三法行ハレシガ、後世足利家ノ將軍ノ時ヨリ、兩税ノ法ヲ用ユトミヘタリ、兩税トハ夏ハ陸田ヨリ麥ヲ納メ、秋ハ水田ヨリ稻米ヲ納ル也、此時唐錢多ク渡リテ通用ス、麥稻ノ米ノ石目ヲ、時相場ノ估ヲ以代ヲ定メタリ、是モ定免ノ如ク一度定メテ、豐凶ニモ變改ナシ、故ニ武士ノ知行モ幾石トイハズ、永樂錢幾貫ト稱スル也(傳説曰、永樂錢一貫ヲ金一兩ニ準ズ、金一分ヲ四トス、二百五十錢ニアタル)

御當代ニ至テハ永樂錢納ノ法モ止テ、水田ヨリハ稻子ヲ納メ、陸田ヨリハ金ヲ納ム、代方ト名ク、此

自由ニ賣買スルヿナラズ、其田地上ヘ上レバ、又新百姓ノ家ヲ起シテ帳ニ付ル者ニ授也、然ルニ戰國秦ノ國ニテ、商鞅ガ策ニテ古來ノ貢助法ヲ破リ、新繩ヲ入レ田ノ界ヲ改メ、民ノ功力アルモノヲ擇デ田地ヲ授ク、是ヲ名田ト云、其名田ノ主自ラ佃リ、或奴婢ノ十民ノ田地ヲ授ザルモノニ借シテ作ラシム、其田主貧乏ナレバ、他ノ富民ニ田ヲ賣與フ、官民ハ數ノ田地ヲ合セ持テ大民トナル、後世皆此風ナリト見ユ、昔日本モ此風ニテ、郡國ノ武士爵祿ノ外ニ、此名田ヲ多ク私領スルモノヲ大名ト云リ、坂東ノ八平氏、或ハ新田足利等モ此類也ト云、當御代ニナリテハ、武士ノ名田ヲモツヿナク、田地ハ皆農民ニ持セ玉フ、然レ共其法ハ名田ニテ、民ノ貧富、人數ノ多少ニ隨テ、田地持高多少アリテ定ナシ、名田ヨリ税ヲ上ルハ夏ノ貢法ノ如シ、其年ノ豐凶ニヨリ、役人秋作ヲ巡見シテ、村々ノ穀物ノ收納ヲ積リ、相應ニ引ケヲ立テ其年ノ税ヲ定ム、其役名ヲ主税ト云、今日本ニテ此法ヲ視取ト云、水戸御國ニテ小檢見入ト云、貢法ニ二法アリ、一法ハ年ノ豐凶ノ中ヲ取テ、イツモ同ジ程ヅヽ税ヲ奉ルヤウニ定ルヿアリ、コレハ豐年ノ時ハ百姓悅ベ共、凶年ツヾクトキハ百姓饑ニ苦ム也、孟子ノ時ノ貢法ハ如レ此トミヘテ、貢法不善ナリト云リ、此方ノ定免ト云ヘル是也、然レバ視取小檢見入ト云ハ、古貢法ノ遺意ナレドモ、國々ニ行ルヽ、視取ト云モノ、踈略ナルモノニテ、小民ヘハ行屆カズ、水戸御國ノ小檢見ハ、一一ニ田作ヲ踏ミ、小民ノ田作委細ニ吟味算用スル故ニ、豐凶ニ從テ宜ク節ヨキ樣ニ定ルヿ也、然共小檢見立合ノ役人、其人ノ性質愚昧ニヨリテ公道ナラヌヿモアリ、小檢見ノ內帳本一人ハ老成ノ人ヲ用ユ

右ハ八夫ノ助法ノ圖ニテ見レバ、九區井字ノ形也、然レドモ是ハ其一組ノ分量ノ員數ヲ示ス假ノ圖也、田地ノ本形ハ高下、廣狹、長短、天然自然ノ地ナレバ、如レ是ニ井田ニ割テ公田ヲ中ニスルヤウニバカリナルベキニ非ズ、處ニ依テ公田モ一所ニモ前ニモ後ニモ便宜ニ從テ定ムト見ヘタリ、斟酌シテ考フベシ

周ノ代ニ至リ、夏ノ貢法ト殷ノ助法ノ二法ヲ用ユルトミヘタリ、王城ノ近所ニテハ貢法ヲ用、邊鄙ニテハ助法ヲ用ユ、二法ヲ通ジ用ユル故ニ徹法ト云

周ノ時ニハ助法モ貢法モ、百姓一夫ニ與ヘ作ラシムル田地百畝ヅヽ也、一畝八百步也、一步ハ周尺ニテ六尺四寸、周尺ハ日本ノ曲尺六寸四分也ト云、三十步ヲ一畝トスルハ、周ノ一畝ハ日本ノ一畝十六步餘也、百畝ハ日本ノ五段五畝餘ニアタル、上中下準ジテ十五石餘也、今水戶御國ノ百姓、一家男女五六人モアル中民ハ、水田陸田共ニ十四五石モ耕作ス、故ニ中民百家モアレバ、千四五百石ノ村ノ田地ハ餘ラヌモノ也、是ヲ以見レバ、和漢古今人力ノ相似タルヿ知ルベキモノ也

助法井田ト云ハ、殷周ノ法ナレドモ、周ノ末戰國ニ至リ絕テ、後世モ其事行ハルヽヿナシ、唯貢法ノミ其遺法ヲ用ユレドモ、次第ニ增益シテ制度モ變ジ、十之一ニハ非ル也

貢法モ古ハ百姓一人ニ百畝ヅヽ授テ作ラシム、子孫代々相續テ佃ル也、モシ不幸ニシテ佃ルヿナラヌ時ハ、其百畝ノ田ヲ上ヘ返シ奉ル、佃ル中ハ受トツテ私田ノ如クナレ共、上ヨリ授リ物ナレバ、田地ヲ

右ノ圖ハ田五十畝ニテ、百姓一家ヘ上ヨリ授ケ與ヘテ、耕作セシムル員數也、上古ハ田モ人モ少キ故ニ、一夫（一夫ト云ハ、一家ト云ガ如）ノ受田唯五十畝也、或說ニハ、夏ノ尺度ハ長シ、周ノ尺ハ短シ、委ク算考スレバ、夏ノ五十畝、殷ノ七十畝、周ノ百畝モ皆同ジ分量也ト云、未其是非ヲ知ラズ、田ニハ水田陸田アルベシ」一夫ノ受テ作ル五十畝ノ田ヨリ、穀米何程作得收納スルヲ積テ、其十分一五畝ノ取實ヲ奉ル、其積リ樣ハ書籍ニモ見エネドモ、今ノ步刈ノ法ノ如クナルベシ（步刈ノ法トハ、田ノ作毛ヲ檢見シテ、中分ノ所ニテ、一步六尺四方ノ場ノ作毛ヲ刈テ、實ヲ落シ芒ヲ去リ粃ヲ去リ、量ニイレテ幾合アルヲ見テ、コレヲ求シヲ算用スレバ、田畝ノナリ實收納皆知ル、也、コレヲ坪刈ト云）

助法井田八夫之圖

一夫　同	一夫　同	一夫　七十畝
一夫　同	一夫成助七畝公田六十五畝盧舍十七畝	一夫　同
一夫　同	一夫　同	一夫　同

助法ト云ハ、殷ノ代ノ年貢ヲ納ル法也、公田私田ノ差別アリ、百姓八家ヲ一組トシ、田六百二十畝ヲ九ツニ割リ、一家ニ七十畝授ク、是ヲ私田ト云、又公田七十畝アリ、コレヲ八家ノ民聚リ、力ヲ助ケ合セテ耕作播種シテ、其田ヨリ收納スル所ノ粟米ノ年貢トス、私田ハ皆作リ取也、是ヲ圖ニスレバ、方圖ノ中ニ井ノ字ノ象也、故ニ井田ト云、然レバ九分一也、是ヲ十之一ト云ハ、公田七十畝ノ中ニテ、八家ノ盧舍地ヲ賜ル故ニ、公田實ハ五十六畝也、一家ノ助作分ハ公田七畝ニアタル、故ニ十ガ一ト云、盧舍トハ八家ノ者ドモ田ヲ作ルトキニハ、田中ヘ盧ヲ作リテ居ル所ヲ云

年貢考

赤水　長久保玄珠著

年貢ハ年ニ一度ヅヽ、其年ノ穀物ヲ民ヨリ上ニ貢ツルヲ云、又時々ニ上ヨリ御用ニテ、征アリテ奉ルヲ賦ト云、此賦ニ大ニ輕重アリ、聚歛ノ苛政アリ、貢ハ古ヨリ君アル國ニ貢ナキヿナシ、此時年貢ノ納法詳ニハシレガタシ、大概十ノ一也ト云、孟子ニ夏后氏五十而貢スト、是ヲ夏ノ法トス

貢法一夫五十畝圖

年貢考

長久保赤水著

冬至ノ頃ノ中星ヲ知ント欲セバ、子ノ月ヲ下ニシ、箕尾ノ間ヲ日躔ト推量シ、右ノ方ノ室壁ヲ初昏ノ中星トシ、參井ヲ夜半ノ中星トシ、左方ノ軫ヲ曉ノ中星トス、毎月ノ其支ヲ下ヘ置テ、日躔ノ星ヲ知リ、右ヲ初昏ノ中星トシ、上ヲ夜半ノ中星トシ、左ヲ曉ノ中星トスルコト、皆準知スベシ、月ノ行ハ大概一日ニ一宿ヲ行、タトヘバ春正月朔日ニ月虚宿ニ宿レバ、二日ニハ危宿、八日ニハ昴宿、十五日ニハ星張、廿三日ニハ心宿、廿九日メニハ日ト躔ヲ同ス、皆準レ之、雖レ不レ中不レ遠

タトヘバ今寛政六年八月彼岸中ノ頃ニ、太白星ハ角亢ニ宿リ、熒惑星ハ房心ニ宿リ、歳星ハ尾箕ニ宿リ、鎭星ハ昴畢ニ宿ルガ如シ、算ヲ用ヒズ、一覽シテ知ルベシ、其大星ノ宿リヲ認テ、右旋シテ知ルベキナリ

禮記王制地理圖說　終

寛政六年甲寅春正月開鐫　並發兌

江戸書肆　青藜閣

辰星常與ニ日輪ニ同行、雖レ有ニ遲速一、不レ甚遠一、故難レ認ニ其光一

年中月月日躔初昏夜半曉中星之圖

塡星晉灼曰、常以ニ甲辰元始建レ斗之歲一、鎭行ニ一宿一、二十八歲而周レ天也、タトヘバ辰ノ年斗宿ヲ行ケバ、子ノ年ニハ婁宿ニ居ルベシ、然レドモ此星光不ニ太大一、推步ノ術ニ非ンバ、其星ヲ認ガタシ、但シ學者二十八宿ノ星象ヲ善認レバ、常ニ見ヌ大星アル故ニ、塡星ナルコト算ヲ假ズシテ知ルベシ

天無レ體、以二二十八宿一爲レ體、日月五星行レ之、其宿步、各有二遲速進退一、精推二步之一、謂レ齊二七政一、即曆術大意也

史記天官書曰、以二攝提格歲一、歲陰左行在レ寅、歲星右轉居レ丑、正月與二斗牽牛星一晨出二東方一（十二次皆可二準知一）

晉灼云、大歲在二四仲一則歲行二三宿一、大歲在二四孟四季一則歲行二二宿一、二八十六、三四十二、而行二二十八宿一、十二歲而周天

淮南子天門訓、大陰在二四仲一、歲星行二三宿一、大陰在二四鉤一、歲星行二二宿一

攝提格トハ寅年ナリ、歲陰トハ十二支ノ異名ナリ、太歲ハ大陰ナリ、天神ノ尊者ナリ、雄ヲ歲星ト云、雌ヲ太陰星ト云、其形ヲ現ハス事ナシ、倶ニ青龍ノ象ナル故ニ、歲次ル龍集ト稱スルナリ、四仲トハ、東西南北ノ正中ヲ云、四鉤トハ、四孟四季ナリ、二ヲ組合セテ鉤トス、假ニ名ヅケタル者ナリ

日輪ノ宿リヲ知ント欲バ、其月名ノ下ノ宿ヲ日躔ト知ルベシ、其向ハ夜半ノ中星ナリ

月輪ノ宿リハ、晦朔ハ日躔ト同ク、望ハ其向ノ當ナリ、曇ト雖モ知リ易シ

歲星ハ歲陰左旋スレバ、歲星右旋ス、圖ノ如シ

熒惑常以二十月一入二大微一、其出入無レ常、其星赤光、不レ待二推步一而認レ之（火星十月入二大微一、今不レ然、古今有二異同一如二歲差一）

大白後レ日見二于西一、先レ日見二于東一、朝曰二啓明一、夕曰二長庚一、其星大光、故不レ待二推步一而知レ之

歳星行度圖

此圖歳星行度ノ考ハ、漢初ノ說也、古今ノ時ニ因テ異同アリ、左傳襄公二十八年、歳星ノ宿此說ト合セズ、今ノ七曜曆ヲ以見レバ、歳星ノ行宿、四仲三宿、四鉤二宿ニ定マルニ非ザルナリ、唯其大概ヲ考フベシ

此圖ハ史記左傳淮南子ナド見ル人ノ爲ニ設タリ、星宿行度古今少シノ異同アリ、故ニ學者常ノ星象ヲ善ク知レバ、大星ハ算術ナクテモ知ルベシ

寅ノ年ニ歳星丑ニ居ルヲ始トス

子ノ年ニハ歳星卯ヲ行ナリ

是即四仲三宿ヲ行ナリ

黄鍾尺

黄鍾尺　周尺今ノ六寸四分ヲ用ユル者アリ

月	律名	調名	長
十一月	黄鍾	黄鍾	九寸
十二月	大呂	鸞鏡	八寸四分二厘
正月	太簇	盤渉	八寸
二月	夾鍾	神仙	七寸四分九厘
三月	姑洗	上無	七寸一分二厘
四月	仲呂	壹越	六寸六分五厘
五月	蕤賓	斷金	六寸三分二厘
六月	林鍾	平調	六寸
七月	夷則	勝絶	五寸六分二厘
八月	南呂	下無	五寸三分三厘
九月	無射	雙調	四寸九分九厘
十月	應鍾	鳧鍾	四寸七分四厘

此物茂卿之說、以二黄鍾鸞鏡一省レ首、次レ第排レ布終二鳧鍾一、與二伶工傳一異

十一月	十二月	正月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月
坎 宮 黄鍾 子	艮 変宮 大呂 丑	震 商 大簇 寅	震 羽 夾鍾 卯	巽 角 姑洗 辰	巽 徴 仲呂 巳	離 変徴 蕤賓 午	離 徴 林鍾 未	坤 角 夷則 申	兌 羽 南呂 酉	兌 商 無射 戌	乾 変宮 應鍾 亥
壹越	斷金	平調	勝絶	下無 又号竜吟調	徴 雙調	鳧鍾	黄鍾ワフシキ	鸞鏡	盤渉バンシキ	神仙	上無 又号鳳音調
壹黄 順八	斷鸞 順八	平盤 順八	勝神 順八	下無 順八	雙壹 逆六	鳧斷 逆六	黄平 逆六	鸞勝 逆六	盤下 逆六	神雙 逆六	上鳧 逆六
九寸	八寸四分三厘	八寸	七寸四分九厘	七寸一分一厘	六寸六分五厘	六寸三分	六寸	五寸六分一厘	五寸三分三厘	四寸九分九厘	四寸七分四厘

此十二調子名、本邦所レ傳、雖下於二古律一無上レ用、假記二其名一、以備二博考一耳、其十二調子相和、名義出二于管絃音義一

縦黍尺八寸一分爲二一尺一

説アレドモ未レ詳

縦黍尺　曲尺分寸一分是為黄鐘尺

黄鐘尺　黄鐘九寸　實八寸一分　以九寸為一寸

律呂精義、管制有レ三、依ニ縦黍尺一、黄鐘管長八寸一分、即一尺也、斜黍尺長九寸、横黍尺長一尺、以ニ九分一爲ニ一寸一、黄鐘九寸、實八寸一分也

シ、庶子ノ家、五世ヲ經テモ、一宗二宗ニ過ギザルモアルベシ、庶子ノ子孫ヨリ泝リテ見ルナリ

十二律三分損益考

○益二三分一一爲二上生一、去二三分一一爲二下生一、上生之法四因三歸、下生之法二因三歸、自二黄鐘一以下、自二陽管一生二陰管一曰二下生一、自二陰管一生二陽管一曰二上生一、自二蕤賓一以下、自二陽管一生二陰管一爲二上生一、自二陰管一生二陽管一爲二下生一、蕤賓雖二陽管一、以二陰生月一爲二上生一乎

或云、凡自二短管一生二長管一爲二上生一、自二長管生二短管一爲二下生一、稱レ隔レ八者、實隔レ六也、加二生與レ所レ生爲レ八也

此尺寸ハ今日本ノ曲尺ヲ借リ用ユ、三分損益ヲ見ルノミ、實ハ黄鐘尺ヲ以テ定ムベシ、但黄鐘ノ尺諸

附錄

○三代井田之法、周末ニ至テ漸廢ス、就レ中戰國秦孝公商君ヲ用、古井田ノ法ヲ破リ、阡陌ヲ開キ、功アル者ニ田ヲ與フ、勢ニ任セテ、田ヲ多ク持者ヲ名田之民ト云、吾邦古來ハ士農分ラズ十ケ一ノ貢ニテ井田ニ似タリ、中古ヨリ武家ノ政ニ至リテ、田畠ハ皆武士ノ祿トナリ、大名モアリ、小名モアリ、神社佛寺ノ料トモナリ、耕作スル民ハ皆佃客ノ奴婢ナリ、是等ハ秦ノ商君ガ井田ヲ破リタル遺風ナルベシ

別子ハ新ニ卿大夫ニ成テ、始テ家ヲ興立シ、祖宗トナル者ヲ云、是ニ三樣アリ、諸侯ノ庶子、其國ノ卿大夫ト成リ、連枝ニテ臣下ノ列ニ入ル、魯ノ三桓ノ如キ、是諸侯ノ列ニ別ツナリ、又佗國ノ諸侯卿大夫ノ子弟、此國ヘ來リ事ヘテ卿大夫ト成リ、本國ノ宗族ト別ナリ、或ハ鄙賤ノ者、其才智勤功ニテ、召擢セラレ、大夫ト成リ、其族ト別ナリ、故ニ別子ト云フ、然レドモ、此方ノ卿大夫ハ、兄弟庶子多クアリテモ、別家ヲ立ル事ナリ難ク、佗家ノ養嗣ニナルカ、或ハ本家ノ臣ニ成ルカ、小宗ト稱スルコトヲ得ズ、稀ニ小宗ノ家立ツ事アリテモ、四宗五宗具スル事ハ更ニナシ、此方ニ無キコト故ニ、初學ノ者解シガタシ、代々兄弟庶子アリテモ、五宗並立ツ事ハ無キ者ナレドモ、有ル樣ニ圖シテ見レバ會得スルナリ、唐土古ノ風俗ナラバ、五宗具スルコトモアルベシ、有リテモ斷絶スルモアルベ

テ、至極ノ重歛ナレバ、正税ノ外ニハ、賦役一切ニ有ベカラズ

大宗子小宗子

別子五宗考

一代　始祖　別子為祖

二代　別子長子継別太宗　五世之祖　高祖　別子庶子　事二一宗一

三代　大宗　親兄弟　長子継称小宗　四世　曾祖　庶子　事二二宗一

四代　大宗　同堂兄弟　継祖小宗　長子継称小宗　三世　祖　庶子　事二三宗一

五代　大宗　再従兄弟　継曾祖小宗　継祖小宗　長子継称小宗　二世　父　庶子　事二四宗一

六代　大宗　三従兄弟　継高祖小宗（ミマハバノイトコ）　継曾祖小宗（フタマハリノイトコ）　継祖小宗（カタカヒノイトコ）　長子継称小宗（ホンノアニヲトト、）　一世　子　庶子　主　事二五宗一

七代　百世不迁之宗　五世則遷之宗　再従兄弟　同堂兄弟　親兄弟　已一身事二四小宗一并テ大宗ヲ為二五宗一、

○宗尊也、主也、爲二先祖之主一、統二理族人一也、別子長子爲二大宗一、庶子長子爲二小宗一、小宗有レ四、此四小宗ニ事フル例、士大夫ト雖ドモ本邦ニハ無シ、唐土モ後世郡縣ノ制、風俗相變、其氏族行第排行ノ法アリテ、別子祖宗ノ事ハ不レ詳

テ、文武軍陣ノ道ヲ習フナリ、百畝ヲ受ル農夫ハ無格無祿ノ庶人ナレドモ、其兄弟子孫才力アレバ、是ヨリ擧ゲ用ヒラレ兵士トナル、故ニ農夫モ即士類ナリ、良家ト云ヒ、名田ノ民ト云フ、庶人ナレドモ組合ノ行伍アリテ、更ル更ル軍役ヲ勤ム、今ノ郷士ニ似タル者ナリ、其人ノ生質ニ由テ耕作ヲ好マヌ者ハ、其受ル所ノ定リノ百畝ノ田ヲ、無田ノ奴婢雜人ニ假シテ作ラシム、大概十ノ五ヲ取リ、其中ヨリ十之一ヲ上貢シ、十之四ヲ私産トス、田主自ラ田作セズトモ、田籍ニ名ヲ記シテ、軍役ヲ勤ムル故ニ、名田之民ト云、百畝ノ十之四ハ、纔ニ今ノ七石程ナリ、士卒ノ祿ニ準ズ、質素ニ勤レバ、父母妻子ヲ養ヒ、軍役ヲ勤ルナリ、今日本ノ農民ハ周ノ世ノ佃客(ウケサク)ノ奴婢ニ似タリ、十之五或十之四ヲ貢ニスルハ重斂ナレドモ、諸役ナキ故ニ相應ニ生理スルナリ、吾邦モ中古マデハ士農分レズ、士大夫皆隨意ニ田ヲ多ク持テ自作スル者モアリ、奴婢ヲ多ク使ヒ、長者ト稱セラルヽモアリ、金ヲ以テ田ヲ買ヒ、多ク兼幷セ持テ、千石萬石ニ至ル、是ヲ大名小名ト云フ、一人ノ名田ニテ七名ノ私納アリ、百人名ナレバ七百石、千人名ナレバ七千石、是十之一ノ貢ヲバ上ル、私ノ知行ナリ、保元平治ノ頃、豆州ノ北條、伊藤、河津、相州ノ土肥、三浦、武州ノ秩父、兒玉等、皆名田ヲ幷セ持テ、後ニハ諸侯ニモ成タリ、戰國ニ至リテ名田持ハ、皆士大夫大名トナリ、佃客ノ奴婢直ニ百姓農夫トナリ、自然ト風俗一變シテ、士農於レ是分ル、太閤秀吉ノ時、天下租稅ノ法、公四私六ト定マレリ、譬ヘバ米百苞作得スル田ナレバ、四十苞ヲ年貢トシ、六十苞ヲ私納スルナリ、今天下ノ貢稅ハ、周家ノ假客佃客ノ例ニ

一夫
百畝

夫	夫	夫
夫	夫	夫
夫	夫	夫

方一里ト云、一里ハ日本ノ三町三十六歩ナリ、一歩ヲ六尺トスルハ、周尺七寸二分ニテ量リタリ、故ニ一歩ハ曲尺ニテ四尺三寸二分ナリ、昔人周尺ヲ誤リテ、一里ヲ六町ニ定メタルナルベシ、一井ノ地、是ヲ四ツ合セテ邑ト云、邑ヲ四ツ合セテ丘ト云、丘ヲ四ツ合セテ甸ト云、甸ハ八里四方也、此甸地ノ四方ヘ、各一里ヲ旁加シテ、井田邑丘ノ溝洫ノ地分ニ積ルナリ、總合シテ十里四方トナル、是ヲ一成ト云、實ハ一甸ノ數六十四井ナリ、按ズルニ、周ノ一里ハ日本ノ三町三十六歩、十里ハ日本ノ一里ニ當ルナリ、一成ノ田畠ヲ開平ニスレバ、十里四方ナリ、山川原野ヲバ除キテ、唯墾田バカリヲ方平ニ作リテ、多少ヲ積ルナリ、周ノ十里四方ハ、今日本ノ一里（三十六町）四方ナリ、周ノ一成ノ地ハ、今日本ノ一萬石ニ當ル、是ヨリ兵車一乘ヲ出セバ千乘ノ國ハ千萬石ニ當ル、日本六十餘州ノ總高二千五百萬石アレバ、日本ハ二千五百乘ヲ出スベキ國ナリ、周末ノ晉楚齊秦等、實ニ千乘ノ國ナレドモ、戰國七雄ノ時ハ千乘ノ國ヨリ萬乘ヲ出ダス、孟子「以萬乘之國伐萬乘之國」トアリ、其時諸侯ノ大國ハ、帝ト僭號スルコトアレバ、兵車ノ數モ國ノ分限ニ應ゼヌナリ

一成之地ヨリ兵車一乘ヲ出ス、元戎（將軍乘之）小戎（諸士乘之）乘ル人ノ貴賤ニヨリ兵車ノ名モ變リ、車ノ飾リ、旌幟戈矛、警固ノ人數、時ノ宜ニ隨テ差別アリト雖ドモ、甲士三人載テ、四馬ニテ引ク事ハ皆同也、小戎ハ行列ノ時ハ、唯御者一人乘ナリ、戰フ時ニ及ンデ、甲士左右ニ乘ルナリ、士歩常ニ田間ニ居住シ

千乘國考

田方十里圖

	旁加一里			
溝	井 井 井 井			洫
	邑 邑 邑 邑			
	丘 丘			
旁加一里	邑 邑 邑 邑	甸		旁加一里
	邑 邑 邑 邑			
	丘 丘			
	邑 邑 邑 邑			
	旁加一里			

方十里之地、曰ニ一成ト、出ニ兵車一乘ト、甲士三人、步卒七十二人、戎馬四疋、牛十頭、芻糧輜重衞護奴僕等、一乘人數都百人、一成ハ日本ノ一萬石ニ當ル、方百里ヨリ百乘ヲ出ス、方三百里餘ヨリ千乘ヲ出ス、日本ノ千萬石也

千乘國　九十萬頃、百萬戶七百萬人方十里田千也

日本三十一里四方

百万石 百乘	百乘	百乘
方百里 百乘	百乘	百乘
百乘	百乘	百乘

方三百十六里半

古ノ井田、九百畝ノ田ヲ九夫ニ授ク、一夫ハ一家ナリ、一夫ニ田百畝ヲ授ケ、九夫ノ九百畝ヲ算用シテ、開平ニスレバ、百畝ノ地ハ、方百步ニテ一頃也、是ヲ九合シテ井田ト云、三百步四方ナリ

按ズルニ、方千里ノ中九百萬頃トアルハ、山川野澤城郭等ヲモ、田畝ニ積リテ算合セルナリ、當時別ニ墾田ト、山川湖澤荒地トヲ、數ヲ分タル版籍アルベキナリ、方千里ノ田畝ヲ皆墾田トスレバ、山川湖澤在所ナキナリ

四海ノ内斷長補短トアレバ、方千里或方三千里ノ田算ハ、總テノ地坪ノ積リナリ、漢書提封田ト同ナリ、故ニ九億ノ畝、或八十一萬億畝ト云、其中ニハ山川モ荒地モ墾田モアルベシ、「山川湖澤三分而去レ一」トイヘリ、其國ニ依テ異同モアルベシ、サレド田畝ハ多シテ、山川野澤ノ地少ナキコト不審ナリ、先賢ノ説アリ、强テ解スベカラズ

黄氏日抄云、漢文帝時作ニ王制一、又漢衰而王制出ニ於王莽家之劉歆一、爲レ難レ信」トアリ、此書ハ古先聖王ノ制度ヲ記シ、珍重スベキコト多シト雖ドモ、漢儒ノ附會モアリト見ヘテ、疑シキ處アリ、學者コレヲ察セヨ

一畿八州圖

虞夏之制也、凡七千百七十三國、大概中華之分

方三千里

王畿　九十三國

八州　千六百八十國

八伯　謂₌之方伯₋

五十六正

百六十八帥

三百三十六長

荊蠻後爲吳越

方千里 州伯一人	方千里 州伯一人	方千里 佗七州並同 百里之国三十 七十里国六十 五十里国百廿 外二百一十国 州伯一人 卒正七人 三十国 連帥二十一人 十国 属長四十二人 五国
方千里 州伯一人	方千里 内一州為王畿 左老伯 九十三國 王畿千里 方百里国九 方七十里国廿一 方五十里国六十三 右老伯 名山大澤不以朌	方千里 州伯一人
方千里 州伯一人	方千里 州伯一人	方千里 州伯一人
南蠻	南越	閩越

陳澔曰、此註無₌明證₋、皆鄭氏臆說也

朱子曰、恐只是諸儒做₌箇如₋此算法₋、其實不ᄂ然、建ᄂ國必因₌山川形勢₋、無₌截然可ᄂ方之理₋、又曰、非ᄂ惟施₌之當今₋、有ᄂ不ᄂ可ᄂ行、求₌之昔時₋、亦有ᄂ難ᄂ曉

中國九州方三千里圖

先王之地稱二中夏一者、限二五岳之界一、大概方三千里、爲レ田則爲二八十一萬億畝一

注曰、按、方百里爲レ田九十億、則方三千里當レ云二八萬一千億畝一、如二疏義一亦承レ誤釋レ之九十萬步四方（八千一百億步）八十一億畝（八十一萬萬也）八千一百萬頃中國九州之廣大、概日本之一倍

方萬里圖

（實八方六千里）

匈奴
沙漠
渤海
東海
南海
大海
琉球國
朝鮮
中華方六千里
漢提封田一億四十四百万頃
南北一万三千二百六十八里
方万里界
蒲昌海
吐蕃
黄河源至大元始遇作河源圖誌

方千里圖

鄭云、此經曰二萬億一者、即今之萬萬、皇氏以爲億數不レ定、或以二十萬一爲レ億、或以二萬萬一爲レ億、或以二一萬一爲レ億、此云二萬億一者、祗是萬萬也、六國時或將レ萬、爲レ億、故云二萬億一

○按、里數有レ二、分田之里以レ方計、如二方里而井一是也、分服之里以レ袤計、自二恒山一至二河南一、千里而近是也、道里之里曲也、田里之里直也

○九百億步、方百里者、百山川湖澤林野在二其中一、不二以封一

方百里

方百里者三十国 二億七千万畝
方百里者二十九国二億六千一百万畝
方十里者四十 三百六十万畝
方百里者三十国 二億七千万畝
方百里者十 九千万畝
是方五十里国百二十之引筭也
方十里者六十 五百四十万畝 此二地為附庸間田

名山大澤不以封

方百里者百
九万万畝
九千億畝
經文云為田九万億畝 陳澔云本文誤
九億畝
九百万頃
九百九十九地合九万万畝

三十萬步四方

○六億三萬畝者、田畝作毛之地也

○二億七萬畝者、山川林澤荒地大概三分一也

按、此以二中國墾田多山澤少處一計レ之歟

方萬里圖說

○漢土地理、大率稱レ之曰二幅員萬里一、西崑崙、東朝鮮、北流沙、南交趾、漸萬里也、唯以二其遠方地相接之界一記レ之耳、斷レ長補レ短、不レ過二方六千里一也 ○漢天下東西九千三百令二里、南北一萬三千三百六十八里 ○按、漢提封巾山川湖澤林野多、盍其定墾田不レ過二十七分之一一 ○東涯制度通、爲二十萬分之一一、恐寫誤 ○漢提封田一萬萬四千五百一十三萬六千四百五頃、此漢地中國界、開平計レ之、不レ過二方四千里一、定墾田八百二十七萬五百三十七頃 ○此圖道路以二七寸一折二萬里一、以二七分一折二千里一

方百里圖

方百里之田、周禮同ト云、

墾田ヲ積リタル者ナリ

○日本ノ十里四方餘ニ當ル

○公侯封方百里、伯方七十里、子男方五十里

周公旦封ニ于魯一、太公封ニ于齊一、皆方百里地也、日本ノ百萬石ニ當ル、方七十里ハ日本ノ四十九萬石、五十里ハ廿五萬石ニ當ル、（是皆田畝ノ數ヲ開平方ニシテ、國ノ大小、祿ノ多少ヲ知ナリ）

魯國方百里ト雖モ、山澤ヲ合スレバ、實ハ方七百里アリ、田畝少ク山澤多ケレバ、方百里ノ國モ、廣サハ方千里其餘有國アリ

方十里

除ニ山川湖澤藪一

方十里之田百

九十億畝（一億十万）

九万頃

九百万畝

出革車千乘

日本ノ百萬石程ニ當ル、農民九萬戸、口數六十三萬人（男女老幼）

鄭注云、九十億畝、是以ニ十萬一爲レ億、小億之算法也

孔疏、萬萬爲レ億、大億之算法也

一成千五百五十五町二段程ニナル、一萬五千石餘モアルベシ、然レドモ方十里ノ地ハ、溝洫ノ分ヲ除ケバ、實ハ方八里而六十四井也、今ノ九百九十五町三段二畝餘、一萬石ノ地ニ當ル、凡國ノ大小ヲ計ルニ、墾田ヲ開平方圖ニスルハ、其國ノ分量ヲ算ヲ用ヒズ知ル爲ナリ、山川野澤ヲ除カザレバ、國廣クテモ祿少ナシ、大小積リ難シ

方十里圖

雖二方十里一、實方八里、而六十四井也、謂二之一成一

日本ノ一里四方ナリ、一里ハ三十六町也

周禮曰、四井爲レ邑、四邑爲レ丘、四丘爲レ甸、即一成也、四甸爲レ縣、四縣爲レ都、四都爲レ同、同方百里也

方三千歩

溝

洫

方一里一井

除二山川野澤一

九萬畝

方一里田六十四

九百頃

出二革車一乘甲士三人歩卒七十二人馬四匹牛十二頭一

日本ノ一萬石程ニ當ル、民九百戸、口六千三百人、助法ナレバ、公田ヲ除テ八百畝ヲ八夫ノ私田トス、夫家八百戸、字彙ニ甸乘ト云、即一乘ノ國ナリ、後ニ千乘考アリ

田百畝ハ作リ取ニスル故ニ、徹法トモ助法トモ云、或曰、周ニテハ、夏貢法ト殷助法ヲ兼用ユル故ニ徹法ト云、四書翼圖解曰、度レ田計レ歩、必起二於尺一、通考夏尺十寸、周尺六寸有奇、殷尺七寸有奇、故夏之五十畝在レ殷則爲二七十畝一、在レ周則爲二百歩一、其實田無二廣狹多寡一、但取レ民之制、夏用二貢法一、殷用二助法一、周徹法耳、按三代異尺則明朱載堉之説也、證二之古書一、有二不レ合者一、不レ知二何是一也

王制曰、今以二周尺六尺四寸一爲レ歩、按周尺長短有二異同一、難二一定一、以二今曲尺七寸二分一爲二周尺一、或以二六寸四分一、一歩爲二曲尺四尺六寸一

司馬法曰、一擧レ足曰レ跬、二擧レ足曰レ歩、跬三尺、當二今日本二尺一寸六分一、歩六尺、今四尺三寸二分也、司馬穰苴之法、成二于齊威王時一、足二以徵一、故今用レ之、一畝百歩也、百畝一萬歩、今五千百八十四歩也、周百畝當二今日本一町七段二畝十六歩一、大概分米平均爲二十七石二斗五升一、有二水田一、有二陸田一、有二上中下下下田一、任二其地美惡一、石高有二多少一、不レ可二勝記一也、石斛也、量名也、十斗爲レ石、其百畝田耕而得、米之總數也、故曰二分米一、貢二其十之一一也、九夫九百畝、合今十五町五段六歩也、上農夫食二九人一、馬二匹、中農夫食二七人一、馬一匹、下農夫食二五人一、馬一匹、九家男女大都六十三人、以二中農一准レ之、謂二之一井之地一、又曰、九夫之地、凡田地非下如レ是平正如二井字一者上、唯要下其經界分量、不レ用二算子一、目下瞭然上、此田圖之法也、今江戸小石川水戸邸地、則井田之一倍也

周ノ一井九夫ノ地九百畝、日本ノ十五町五段五畝六歩、大概分米百五十五石二升、其ヲ百合スレバ、

孟子曰、夏后氏五十而貢、殷人七十而助、周人百畝而徹、其實皆什一也徹者徹也、均ク通ルナリ、助者藉也、民ノ力チ借ナリ

仁山金氏曰、夏之時、田未㆓盡闢㆒、故每㆑夫受㆓田五十畝㆒、至㆑殷田已闢、一夫受㆓田七十畝㆒、至㆑周土田盡闢、一夫各受㆓田百畝㆒、在㆑官者食㆓公田之祿㆒、工商不㆑受㆑田、惟農受㆑田、鄉遂用㆓貢法㆒、都鄙用㆓助法㆒、八家同㆑井云云」八家ノ農夫力ヲ通ジテ一公田ヲ作リ、力ヲ借シ公田ヨリ收納スル米穀ヲ稅トシテ、私

一夫受㆑田耕、其作得之米、以㆓十分之一㆒爲㆓上貢㆒

田主或不㆓自作㆒、使㆓奴婢佃客作㆒、大概取㆓十四㆒爲㆓私祿㆒勤㆑役

佃客假㆑田納㆓十五㆒、其餘十五爲㆓私產㆒

方一里圖

○井田九百畝、九萬步也、今日本十五町五段五畝六步

是除㆓山川湖澤野藪㆒只計㆓墾田㆒也

廣三百步

長三百步

百畝萬步 夫 頃	百畝萬步 夫 頃	百畝萬步 夫 頃
百畝萬步 夫 頃	百畝萬步 夫 頃	百畝萬步 夫 頃
百畝萬步 夫 頃	百畝萬步 夫 頃	百畝萬步 夫 頃

按、古百步今七十二間也、三百步今二百十六步、即方三町三十六步也

夏貢法

一畒									
	貢	宜	甽	於					
	田	横	水	遂					
	畒		流						
	法		入						

一夫受ニ五十畒ヲ、貢ニ五畒之入ヲ、其制不レ詳

殷助法

七十	七十	七十
七十	公田	七十
七十	七十	七十

六百三十畒中、有ニ公田ヲ、其制不レ詳

周助法方一里而井

一夫私田百畒	一夫私田百畒	一夫私田百畒
一夫私田百畒	八家耕之 公田八十畒 以入税 廬	一夫私田百畒
一夫私田百畒	一夫私田百畒	一夫私田百畒

按、貢助ノ法、田畒ノ數、三代異同アリ、古賢ト雖ドモ詳說ナシ、只其大概ヲ考フルノミ

禮記王制地理圖說

余嘗覽二日本輿地圖一、知三赤水翁之嫻二乎本土地理一、後又覽二大淸廣輿圖一、知三赤水翁之嫻二乎西土地理一、及レ來二江戸一、始得レ相二見水戸邸舍一、翁又出二其王制地理圖一見レ示、因徵二余一言一、余覽レ之、益知下其於二古今地理、制度沿革一、無上所レ不レ究、乃經界井田之說、鑿々備矣、世之言二地理一者、必以レ翁爲二稱首一、不二亦宜一乎、余受二翁之知一久レ之、雖二相見之始一、其請有二不レ可レ辭者一、乃爲援レ筆題二其端一如レ是、嗚乎余也淺陋寡聞、如二地理之學一、平生漫不レ置レ意、烏知二其說之當否一、然翁之博洽也、地理最其所レ好、則其說之精可レ知也

寛政壬子正月　伊豫　尾藤孝肇撰

禮記王制地理圖說

長久保赤水著

禮記王制地理圖說

長久保赤水著

者、其心必邪、是欲㆑遂㆓自己之慾志㆒也、邪則多㆑懼、所㆓以不㆑能㆑不㆑禱也、旣禱則諂㆓神佛㆒、以㆓財物㆒者无㆑數、甚則建㆑寺築㆑祠、冗費不㆑可㆓揣量㆒、然是皆出㆓於一箇利心㆒、神明何爲其享、縱令㆓日費㆓萬金㆒、亦无㆓寸益㆒

息㆓醫藥㆒

耽㆓醫藥㆒、亦同㆓祈禱㆒、其如㆑有㆓應効㆒者、皆偶然耳、嗟乎盍㆓之思㆒哉、今世無㆓神醫㆒、則藥亦長物而已、瓊山丘氏亦云、費之冗雜者、禱祈遊玩之紛擧

毋㆑忘㆑愼㆑德

大學曰、君子先愼㆓乎德㆒、有㆑德此有㆑人、有㆑人此有㆑土、有㆑土此有㆑財、有㆑財此有㆑用、德者本也、財者末也

右二十二條、乃守㆑儉之提綱也、若能推㆑類以盡㆓其餘㆒、則於㆓國家公私之事㆒、皆知㆓其所㆑儉、而効亦大、要務只在㆓德爲㆑本焉爾、不㆑然便是所謂雞鳴而起、孳孳爲㆑利者也、何足㆑觀哉

艸盧　吳竹翁龍公美譔

士大夫節儉論終

停贈遺

一往一來、皆宜停之、凡此類雖若遠於人情、而不恁地則廢守儉之功、不得已之變法也、唯子弟之贈父兄不在制限

不急嫁娶

宜待寛儉之日、而後行之、若有不可待者、兩家各不備禮、而行之可也、懷孕產育、及元服等類、又皆勿備其禮、夫禮宜備者固矣、雖然必當有時處位也、不可不知焉、按、周禮荒政十二省、禮居其一、可以依據

禁放鷹漁獵遊山玩水

爲之之人、其意如在省耕斂講武事則可、不然多是勞民妨農、尤害於生財之本、非惟使己身心放蕩、可不禁哉、又勿一日俾婦女遊外觀物、殊多所費

勿聽俗樂、觀俳優

俗樂俳優、男女瞽淫尼之屬、竝皆多欲、而其心不正、故賜予不厚則不喜、且必使人喪所守矣、其害尤劇、宜痛絶之

息祈禱

爲國執事者、第於清愼勤三者、克知所持、則其家可昌、其身可安、更禱箇甚麼、凡喜祈禱

不レ可下好二假山一、聚二樹石一、愛中花卉上

爲レ悅二一時之目一、勞二衆手之筋力一、損二終歳之用度一、不二亦戇一乎、昔姚垣見三堯王作二假山一、曰、不レ見二假山一、唯見二血山一、韓弘能二宣武節制一、始至二長安私第一、有レ花、命斸レ之曰、吾豈效二兒女輩一耶、丈夫之所レ用レ心、可二以見一矣

不レ可レ畜二禽獸于家一

馬牛二者宜レ畜也、其它則有二雞報レ晨之能一、畜レ之亦可也、狗猫猿鼠、畜レ之者須二大禁一也、豈雖二一微禽獸一、亦可レ使三其食二人之食一哉

可レ毀二別墅一

別墅、即俗所謂下屋敷、野屋敷、山屋敷等類也、其制動過二平居之宅一、冗費不レ可レ測矣、況損二負郭膏腴之地一、而益二自家宴遊之所一、豈欲二齊家治國一者所レ當レ爲哉、急乃毀レ之可也、間或有下種二藝於其中一而與レ民爭レ利者上、雖レ似レ儉亦可レ惡

不レ可レ好二闌棊象戲雙六之類一

好レ之則優遊閑逸之徒、屢來滿レ坐、豈啻享二此無用之人一、抑且爲レ之見レ蠱、吾心不レ見、黑田淺野、對二局於朝鮮國一、以忘二大事一、爲二天下之所レ笑、古人謂、棊爲二木野狐一、良有レ以也、俳諧遊戲、又使二人喪レ心、不レ可レ不二畏避一焉

我上

諸器械馬具駕輿等、不レ可レ改二作之一

兵器既及二故敝一、則不レ可レ不下補二綴之一、改中作之上、若欲二觀之美一、妄加二修飾一、或新制者宜二深禁一之、矧不二兵器一者乎

勿レ求二諸玩器古畫名墨之類一

一瓦器、一畫軸、購レ之以二數百千金一者、世間尤衆、吁是何心乎、這物能止二人之餒一歟、救二人之凍一歟

宜レ賣二我家歷代所レ藏之器物一

雖二兵器一亦各有二分數一、分外貯レ之、則皆剩物而已、況於二茶器食具、凡百玩好一乎、不レ擇二其價一悉沽レ之、以給二費用一可也、吝レ之不レ沽、乏レ用則强借二人之錢物一、不義孰甚二於此一、盖祖先之手澤、及有二勳功一之遺物等、非二此限一也、宜二敬而秘藏一也

奇伎奇器、勿レ入二於門一

奇伎、以二奇異之術一誑レ人也、如二傀儡師舞レ木之類一、奇器乃無用之美器也、如二馮球妻所レ買寶釵之類一、凡如レ是之物、人家兒女之輩、靡レ不二競貪一、豈可下輙入二之門一、以汩中其心上乎哉、王制云、作二奇技奇器一以疑レ衆殺、古人疾レ之之甚、可二以見一矣

耽二男色一、溺二女色一、固是亡國敗家之囮、又最多二冗費一焉、橫恩濫賜、男色甚二於女寵一、書曰、比頑童時謂亂風可レ不レ戒哉

罷二饗應一

除二喪祭一之外、雖二親戚一不レ可二數會食一、況他家乎、若有レ不レ得レ已而會食、則亦止用二菜羹乾魚一可也、夫國之不レ可レ儉者祭祀也、然不レ過二用數之仂一、則先王養レ財之意可レ知矣、而今國家用度不レ給甚、事其不レ儉哉

不レ請三君臨二我家一

非二問レ疾弔一レ喪、而君臨二臣家一、古之所レ戒也、臣又不二妄請一レ之、近世諸國之臣、數宴三其君於二我第一、蓋非禮也、且其一日之治具、雖レ竭二其家一歲之入一、猶不レ足焉、侈用不二亦甚一乎

減二臧獲一

臧宜レ減二十之四五一、獲宜レ減二十之七八一、儻爲レ君行二大事一或使二於他州一、假三步卒於二公處一也、或問、武人之家不レ當レ无二郎從之備一レ急、奈何如レ是其減レ之、曰、能儉レ己而常薄レ歛、則其采地之民、感レ恩者深、是故有レ事、則民皆爲二我精兵一、雖レ少二郎從一、而不レ患レ无レ人、但家庭要三恒多二郎從一、則不レ能レ不レ厚レ歛、厚レ歛則民怨、民皆怨怒而不レ從、則雖レ多二郎從一、亦成二何事一、又問、婢僕皆國之產、若不レ得三食於二士大夫之家一、或散亡歟、曰、如无レ食者、宜三每與二米少許一、使下其僅免レ死、而待二寬儉之日一、以歸中於

惡二衣服一

竊謂、志二於道一者、假令國富豪豐、豈可下著二美服一以求中兒女之憐上哉、褻服、只當下常服二木綿麻布一、以示中節儉上、妻子亦宜レ然也、司馬君實、爲二元祐相一、自言、平生衣取レ蔽レ寒、食取レ充レ腹、古人之所レ守可レ見矣、有レ人躬禁二美服一甚嚴、而反寬二於婦兒一、謂二之能儉者一哉

菲二飲食一

每食止用二菜羹及乾魚一可也、大丈夫志有レ在焉、豈暇レ及二口腹一哉、唐高鉽雖レ在二美官一、朝饔唯用二一肉一、夕食齕二蔔瓠一而已、美官尚然、況下官乎、我仁德天皇、亦恤二民之少一レ食、而終儉レ己、以至下飯羹不二酸餒一不上レ易也、天子尚然、況士庶乎、酒菓及烟草、亦禁レ之可也、殊烟具之不潔也、非レ可レ忍矣、君子而用焉、豈不レ耻乎、茶宜三必用二價之貴者一、賤者害二于人一

麤二第宅一

士大夫豈欲二居室之美一、不レ惟二新營一、雖二故宅一亦非レ迫二於不一レ得已、勿二敢修補一、漢蕭何居處不レ治二垣舍一、曰令三後世師二吾儉一、唐李義琰爲二相宅一、无二正寢一、弟義璡市二堂材一送レ之、義琰曰、我爲二國相一、愧レ營二美宇一、卒不レ許、木久腐、乃棄レ之、此類不レ可二枚擧一、吁、何不二之思一乎、義琰以二大臣一愧レ營二美宇一、今人以二小臣一愧二宇之不一レ美、其識趣高下之遠、豈惟天淵

遠レ色

而稍寛之、又數年而後方始復舊、是所以其入寡則足焉、多則有餘也、曰、請問守之之目、曰、僕曾爲人言此事者、適有二十餘件、今乃語諸、公等唯恐弗堪爲也、然敢爲此者義也、其不能爲而借人之財、以補己之闕、積年累月、不之還者不義也、吾聞、志士舍生取義、舍生尙不難之、盍堪些些窮困、以取斯義耶、若曰不可堪焉、則自棄爾、或曰、本邦諸州之士、莫不輕視其死、自外觀之、固若知所謂舍生取義者、然非是實知之者、觀其平生可見矣、貸人之財而不還、滿己之欲而不儉、食言行詐、靦然无所耻也、是豈知取義者之所當爲也哉、此言又尤有理、願深思之、曰、守儉之要、忘義之非、皆既得聞命矣、然我尙於米價貴賤之分、未能指于懷、抑又以爲害義歟、曰、曷翅害義也、禍孽亦將至焉、曰、請聞其說、曰、凡粒粟年豐則多、所以賤也、年歉則寡、所以貴也、賤則民飽、貴則民饑、如天明之末年、斗米當二千五百錢、京城中外、爲之餓死者以萬數、伏尸塡街、他州亦蓋準之、人皆无勝慘惻、而獨祿士與米商喜之、寛政庚戌乃有年、米價減三之二、向幸免死者、方始得飽食、人皆靡不悅樂、而獨祿士與米商憂之、傳曰、好人之所惡、惡人之所好、是謂拂人之性、菑必逮夫身、此則非是祿士與米商之謂乎、可怕之甚也、曰、如之何則避其菑、曰、儉而已矣、善儉則少費、少費則不貪、不貪則不必有意於歲入之多寡、斯可以獲不拂人之性、既不拂人之性、夫何菑逮之有

守儉件目

士大夫節儉論

艸廬　龍公美子明　著

論三足レ財之道、只在二節儉一

有二一士人一、來詰レ僕曰、足レ財之道、蓋多端焉、今日行レ之何先、孟子曰、無二政事一、則財用不レ足、然今所レ問、不三專在二國政一、唯欲レ聞下家事之所レ當レ急者上如何、僕曰、量レ入爲レ出、蓋急務歟、家國无二二途一、第有二小大之異一耳、曰、大抵受レ祿之家、米價貴則入多、固宜二量レ入以爲一レ出、米價賤則入寡、千方萬計欲二以量レ入爲一レ出、而未レ能也、處レ之如何、曰、當二力行一レ儉、曰、我輩行レ儉久矣、然而連年米價極賤、而用大屈、稱貸以補二苴之一、則後患滋甚、无レ如二之何一、願別有レ聞歟、曰、勿二別求一焉、顧夫公等之爲レ儉、蓋猶下行二百里一者之到中得二三十里上、其儉不レ足二以爲一レ儉、所二以不一レ達也、若能實知レ所レ儉、力而行レ之、曷无レ見レ効、昔魯哀公用不レ足焉、有子教レ之、以徹二其意一、欲レ俾二公儉一レ己而厚レ民也、亦不レ見二別有一レ所レ說、曰、然則能儉者之所レ爲如何、曰、一歲用度之制、取二米價最下之歲入一、以爲二定數一、而雖二中價上價之歲一、亦其所レ出則依二是數一、不三敢有二毫釐所一レ加、而切約堅忍、以守レ之耳、如レ是者五年、或七年

士大夫節儉論

龍公美著

省ニ繕寫之勞ニ云、男在謹記

正名緒言附錄終

此一時也、爾來武人、率傚二其故智一、雖レ然、如三源公請二總守護職一、是亦假レ名者也、假而不レ歸、實遂從レ之、至二室町氏一實其固有、又從求レ名、但其所レ請、竟不二與レ實符一、故遺二憾乎後世一矣、仲尼曰、名與レ器不レ可二以假一レ人也、」夫名譬二之官爵一也、器譬二之封土一也、而勢不レ可二兩啻一焉、則將レ假レ名耶、抑器耶、嘗試論レ之、厥本二天朝一也、曰、文治以來、其器既爲二武人所有一、天子徒擁二虛名一、以當二告朔之餼羊一也、勢不レ得レ不レ啻二其名一矣、若主二江都一乎、曰、天朝公卿、官爵其家物、則勢不レ得レ不レ啻二封土一、而列國諸侯、封土其固有也、不レ得レ不レ啻二官爵一矣、公武交牽制、而維二持國體一、今時勢爲レ然、是其所乙以名實竟不二相符一、而正名之說不甲レ行也

凡事、時雖レ可矣、無レ人則弗レ行、雖レ有レ人乎、時否則弗レ成、夫室町之有二賴之一、猶下鎌倉之有中廣元上、賴之篤實君子也、而無二通變才一、廣元柔佞小人也、而有二經世略一、譬使三廣元管二領室町一耶、或將レ議二正一レ名易一レ服、賴之輔二佐鎌倉一耶、安辨レ請二總追捕使一、是其才之所二以不一レ可已、而賂之所二以不一レ可レ無也、今代既踰二十世一、而致二正名之時一則徵矣、無レ已其三世乎、大君英武、遠過二鎌倉室町一、而諸侯臣從、兆姓拭目、譬使三白石當二其時一、委以二廣元之任一耶、正名易服、或可二庶幾一焉耳

右正名緒言二卷併附錄、家君筮二仕本藩一之前年、大阪客游中所レ撰也、爾後官途擾擾、而考覈不レ廢、其有レ得輒細二書上層一以備二異日之考一、而未レ遑二脫稿一、享和癸亥忽焉易簀、悲哉、二三門人懼三此書亦從而泯二也、胥議上レ梓、而其所二校訂一、悉依二舊稿一、不三敢改二一字一、今茲己巳刻成、藏二家塾一聊爲二同志一

自源大將軍開府鎌倉、政權漸移于關東、皇綱弗振數世矣、元弘帝雖一旦張之、亡幾解紐、又歸于室町氏、上天或厭厥德與、抑謙光不被、而武人積憤公家也、既而歷織田豐臣、至于今代、則政權之復乎天朝、即五尺童知其不可、但名號之不正、弗能無識者之憾焉、原夫鎌倉時勢未可正名也、買珠還櫝、其策實出于廣元、方室町世、其勢非不可、而其所請失宜、則竊爲鹿苑惜之、豐國權勢倍蓰鹿苑、而攷其時、則反不可、何者、當時諸侯、爵位稍逼上、若將遽正名也、必生變矣、是故雖勉以恩義結其心、而抔土未乾、名分既亂、諸侯不知所適從、慶元以降、諸侯官階漸卑、上下分較明、然正名之議未立也、諸家簡牘稱呼紊爾、藉使方今史氏、抱遷固之才、將曲筆之不暇、豈能自引繩墨以與人耶

或曰、它日奉勅修史、以九五九四爲正當、據古史、古史充棟、皆詳崩薨官爵儀度、據家乘、家乘汗牛、率載善惡廢興勝敗、是而足矣、復不須書、若推治亂興廢之所係、原國以民爲本之義、今九五者上九也、不得不以九四爲九五也、二義不可偏廢、則不得不於非王非侯之間、而曖昧取舍也、曖昧取舍、有得有失固其所也、焉得一一爲之辨駁、又曰、既有非王非侯之事體、而無非侯非王之文字、是以學者惑焉、此亦快論、足解拘儒之縛矣、但憾抑揚之間、未能無小疵、如所謂以九四爲九五是豈可爲訓哉

平將門者、舍實求名者也、而招族滅之禍、彼一時也、源賴朝者、舍名求實者也、而致門昌之福、

レ謂答勅曰ニ返答一之類甲、不ニ一而足一矣、皆是天朝所レ賜、而非ニ僭竊一也、世儒不レ詳ニ事實一、或以爲ニ鹿苑公倫一、而容ニ議於其間一者、可レ謂レ疏已

大猷大君某年八月、除ニ譜第一外、會ニ列國諸侯一、出令曰、神君創業、實列位援助焉依、且祖考昔嘗駢ニ肩乎省中一、故待以ニ賓禮一而訖レ今、若レ孤是燥髮天下也、則將異ニ乎二世之撰一、厥自レ今以往、列位亦孤之家禮也、因庶事處分、應レ准ニ譜第一、或其不レ肯者、退自裁量、給暇在藩、許ニ留滯三期一、其中熟慮焉、即有ニ奮發一耶、唯意所レ向也、諸侯悚息聽レ命、於レ是大君起入ニ便廳一、以レ次延ニ一人一見レ之、賜以ニ腰刀一、拜戴將レ退則曰、直鑒ニ身于此一、諸侯不レ得レ辭、便抽而視レ之、大君相對接膝、時躬不レ佩ニ寸刄一、傍亦無ニ刀劍一云

文照大君時、源白石眷遇、建議奬事不レ一、若下夫請ニ王號一而正ニ名分一、以ニ一州一當ニ赤縣一、公卿百官食ニ邑乎其內一、諸侯則屬ニ之王朝一、除拜爵帖竝出ニ於其手一、新製ニ官號章服一、以建中一代之法上、則白石腹稿、主意在レ茲云、固非ニ區區守株論一、雖レ然、其於ニ時勢一、似ニ乎未ニ深察一焉、蓋草創之初、大亂纔平、人心未レ定、乃乘ニ斯時一、新ニ民耳目一、則庶ニ乎有レ成矣、抑室町之初立、鹿苑驕恣、挾ニ門生天子一、以令ニ於功臣守護一也、何求而不レ獲焉、而弗ニ果爲レ之也、神君謙讓豈遑乎哉、若乃暨ニ昇平日久一、輕與ニ新規一、以動ニ搖人心一、則天下自是多事矣、白石以ニ經濟一自負、而不レ計ニ時勢一若レ此、則使ニ之當レ路乎、又出ニ一安石一耳、其竟弗レ用、豈非ニ天下幸一也歟

平氏雖レ暴、猶是朝臣而已、鎌倉氏興、而天下形勢一變、是則桓文事也、義時陪臣而執ニ國命一以傳ニ八世一、其事君子難レ言レ之、至ニ于足利氏出一、則變之極也、或問織田氏羽柴氏之事何如、余曰、此當ニ別論一、時體大有乙與ニ鎌倉室町一異者甲也、鎌倉竊レ柄者也、室町奪レ柄者也、自ニ織田氏一以降、則撥レ亂者也、當須レ論ニ其得失可否一矣、不レ可乙比ニ鎌倉室町一而言甲レ之也

鎌倉時、國補ニ守護一、莊園置ニ地頭一、皆以ニ武人一爲レ之、其初不レ過下田賦每段分ニ五升一、以充中兵食上云爾、而行レ之未ニ數年一、威權移ニ于護頭一、國司屏息、領家束手、乃知ニ名器之不レ可ニ輕假一也

淳和奬學兩院、源氏學也、天仁以來、久我氏世補ニ別當一、恒例也、至ニ鹿苑公一、自請補レ之、爾來相襲、爲ニ幕府兼職一、大將軍武弁棟梁也、馬寮御監掌ニ天下馬政一、大臣統ニ綱紀號令一、兩院別當執ニ奏敍任一、鹿苑公假ニ此數名一、以奪ニ國柄一、吁巧也夫

上杉氏宰太田道灌相レ士、創ニ城江戶一、神君之有ニ八州一、据ニ其墟一以增ニ式廓一、經營新成、一統之後、侍臣某怪ニ其無ニ甕城一也、得レ間而問レ之、神君哂曰、有、但卿不レ見レ之耳、某不レ得ニ其意一、則低首沈吟、神君曰、爾不レ知乎、關西有ニ大阪城一、是乃吾甕城也、東則奧之白河關爾、其人始悟、大感服云、甕城俗所レ謂馬出也

神君時、殿堂結構、率合ニ度鎌府一、如ニ首實檢窓一、盛久柱一、皆其遺制也、至ニ台德大君一、以ニ外戚一陞ニ相國一、則中門施ニ行車一、殿上間帳臺、垂ニ翠簾一挂ニ總角一等、咸遵ニ室町制一、其餘品式、亦有乙准ニ仙洞一者甲、如乙所

正名緒言附錄

讀史餘論、應永十五年、前征夷大將軍太政大臣從一位准三后源義滿入道道義薨、詔贈太上天皇尊號、或云、義持堅辭不受、十二月、明成祖賜慰詔義持、以弔道義、作祭文、諡恭獻王、世傳斯人年三十七、請任太政大臣、朝儀以爲平清盛外、蔑有武人除此官者、依違不決、義滿大怒、擬自爲國王、而奪公家邑、以三管四職准五攝七華、朝廷兇懼、遽許之、孔子曰、名不正則言不順、言不順則事不成、又曰、名之必可言也、言之必可行也、君子於其言、無所苟而已矣、弋大臣雖貴、亦人臣也、而有其官、必有其職、斯之謂名之可言、言之可行也、自王朝既衰、武人知天下、其名則雖人臣、而其實反之、我已受王官、不從王事、乃令事我者從我、下者豈其心服、且我所受王官也、臣下所受亦王官也、君臣同受王官、則其實雖君臣、而其名則共王臣也、其臣詎有尊我之實乎哉、義滿之世、叛臣常弗絕、此雖其不德所致、抑亦由乎名實之反矣、且身已爲人臣、而驅使朝紳、名爲昵近、爲家禮、潛竊之罪、寧逃萬代之議、世態既變、則須由其變、而制一代之禮、是乃變通之義也、譬使斯人小有學術耶、廼當斯時、講究和漢古今事制、降天子一等、以立其名號、除天朝百官外、使闔國人民、悉爲其臣、則名正言順、歷代相承、訖今將循用之、不亦善乎、」靜寄餘筆、

市長（總年寄）坊正（名主）行老（年寄）隣長（組頭）日館（會所）坊書手（物書）街卒（下役）正戶（本家）柝戶（分家）屬戶（別家）當家（番頭）管家（手代）童僕（丁稚）本頭（家主）僑戶（借屋）守舍（屋守）舖行（問屋）牙保（中買）傳遞（飛脚問屋）急脚（飛脚）押解（宰領）轎夫（駕籠舁）挽夫（車力）篦頭（髮結）屬垣（垣外番）

東涯刊謬正俗、分目十四、（年號、輿地、官爵、姓族、名字、別號、稱呼、自述、印章、簽押、碑碣、族屬、編集、訓詁）括囊稱呼辨正、班類惟十、（國郡鄉里、中國夷狄、官爵職掌、姓尸氏族、假名實名、五倫九族、神號人事、存名神諱、神主題號、公私諡號）正名之說、其可レ謂ニ叩底一歟、以レ愚見レ之、官爵稱呼、猶似ニ過略一蓋言之長、而或觸ニ乎忌諱一故避嫌不ニ論究一也此編特詳焉、其佗分類、率讓ニ先匠一、不ニ復具列一、讀者求ニ全備一、二書既行ニ于世一、就閱レ之可矣

正名緒言卷之下　終

坊主以下、同二于江都一 ○知事側用人 饋人近習 門子兒小姓 司服小納戸 典簿帳役 茶博茶道○奥坊主以下、同二于江都一 ○監膳膳番 品嘗陪膳役 廚宰臺所賄役○料理人

以下、同二于江都一 ○祠曹寺社奉行 市令町奉行 掌課郡代 采長郡奉行 本把留役○取手以下、視二江都一 ○執法大目付 法曹騶使徒士目付 巡街町廻 監卒下目付 ○典

計勘定頭 勘査吟味役 計吏勘定方 司庾藏奉行 司金金奉行 府主事大納戸 監稅代官 場吏地方役 山衡山奉行 ○工正普請奉行○大工頭、棟梁、屋敷改、視二

江都一 ○校正別當 執馭馬役○伯樂以下、視二江都一 ○虞人野奉行○鷹匠以下、同二于江都一 ○舟牧船奉行船頭以下同二于江都一 ○文學儒者 伴讀奥詰 教授學校 ○診醫匙醫 內

醫奥附○番醫、總醫、外科等、同二于江都一 ○僕人供目付 守佩刀番 跟從供方 跟子押 舁夫陸尺 挈鞋草履取○中間頭、小人頭、同二于江都一 ○掌次宿割 邸監留守居 ○執訊

○承奉江都留守居聞番、御城使、 媵臣奥年寄 ○騎將○騎督番頭 教衞馬廻 職志旗奉行 先驅長徒士頭 控弦隊射手組 照星隊鐵炮 炮卒鐵炮足輕

○持弓、持筒、先弓、先筒、視二江都一 軍監太鼓預○太鼓役、貝役、視二江都一 ○武庫令武器方 ○門長門番頭 門吏見付役 門夫門番 區卒辻番 看卒遠見 巡卒廻之者 駛卒足輕

走卒使足輕 干掫夜廻 ○關尹關所預 監門門上番 門士門固 抱關門番

內職

左右媵上﨟御方 側堂御部屋 老內人老女 相宰中老 侍人御側 祗候人御小姓 司衣御小納戸 衣工針妙 女史右筆 傅姆御守 大乳人御乳之人 司鑰錠口

小妮子中居 婢使下端

郷里

郷保大莊屋 里正莊屋 耆長年寄 戸長組頭 郷書手物書 亭長問屋 排年年行事 遞夫宿人足 脚力村人足 馬長馬借 馭夫馬子 船戸船頭 渡丁渡守 擡

夫川越 守閭木戸番 打更拍子木番 閘夫樋之番 橋丁橋守 傭夫日雇取 保傭下人 佃戸下作人 莊僕屋敷守 闤戸番人

街坊

府尹（城代）少尹（定番）鎮騎（與力）大坂令（町奉行）諸曹騎吏（與力）都船監（船奉行）騎吏（與力）行臺管匠（破損奉行）管弓（弓奉行）管鉋（鐵炮奉行）管甲（具足奉行）管貨（金奉行）管糧（藏奉行）

駿府

府尹（城代）少尹（定番）鎮騎（與力）府中令（町奉行）諸曹騎吏（與力）軍器監（武具奉行）監廟使（御目代）

東涯曰、唐京兆、古雍州域、即漢長安也、謂㆓之西都㆒、河南洛陽、東周都也、謂㆓之東都㆒、太原晉陽、唐家興王地也、故此爲㆑都、各置㆓尹一人㆒、謂㆓之三都留守㆒、（唐官鈔）今代平安大坂駿府、事體略似焉

州縣

伏水尹（伏見奉行）知甲府事（甲府勤番支配）長崎令（長崎奉行）山田令（山田奉行）日光令（日光奉行）寧樂令（奈良奉行）左海令（堺奉行）佐渡令（佐渡奉行）浦賀令（浦賀奉行）

江都職掌、准㆓天朝㆒者、大抵如㆑左、餘當㆓類推㆒焉

執政（三公）參政（參議）通政（納言）中謝（侍從）溫信（藏人）侍書（內記）主書（外記）司賓（傳奏）都憲（彈正）都令（市正）司會（主計）匠作（修理）營繕（木工）親衛（近衛）勳衛（衛府）京尹（京職）府尹（鎮守）

藩國

某侯傅（御附家老、如㆓尾張成瀨、紀伊安藤、水戶中山等㆒）某國相（家老叙㆓從五位下㆒者）某士留守（城代家老、如㆓肥後八代、備後三原等㆒）○某藩執政（家老）某藩參政（年寄、中老、用人、小仕置）

某藩留守（城代）○司務（公用人）書佐（奧右筆）書記（表右筆）○客司（奏者番）通人（取次）行人（使番）主幣（到來方）公士（小姓組中小姓）上造（中奧）公正（小姓頭）

塗都尉徒士頭 隊正組頭 先驅士徒士 司旗御旗奉行 參軍與力 旗卒同心 司槍御槍奉行 槍卒同心 百槍帥千人頭 百鉋帥百人頭 中軍弓隊長持弓頭 射生手與力 弓卒同心 中軍鉋隊長持筒頭 鉋生手與力 鉋卒同心 前軍倣ㇾ此先手弓頭及鐵炮頭與力同心 指揮使御使番 防火使定火消 巡街防火使見廻役 貝師貝役 鼓師大鼓役 熕師大筒役 司鉋鐵炮方 望樓使天守番頭 守寶庫使寶藏番頭

武庫

甲坊令具足奉行 司幕御幕奉行 弓槍署令弓矢槍奉行 鉋庫令簞笥奉行 火藥局令玉藥奉行 計吏元締

僕役

掌徒黑鍬頭 流庸黑鍬 蒼頭長中間頭 小底長小人頭 倌人御駕籠頭 輿丁御駕籠者 荷輦御輿舁

使額

館伴使御馳走役 某廟攝祭酒御名代 祭儀使祭禮奉行 監察使御目付 監交替使引渡 掌館使御宿割 監仗使行列奉行 巡檢使巡見 充某處防火使御防

外鎮

平安

京尹所司代 諸曹參軍與力 平安令町奉行 諸曹騎吏與力 衛尉禁裡御附 南宮衛尉仙洞御附 衛騎與力 赤縣令御代官 二條守備御城番 鎮騎與力 行殿丞二條御殿番

大坂

閑廐

司馭 御廐方 趣馬 御馬預 駕長 御馬方 駕士 御馬役 馬醫 典牧 野駒懸 牧師 牧士 馬質 伯樂 牽䮲 口取

鷹犬局

侍獵 御鷹用懸 鷹師 御鷹匠頭 鷹人 鷹匠 迹禽 鳥見 長 組頭 竿人 飼刺 囮人 飼蒔 犬人 犬引

舟檝署

舟檝令 御船手頭 陪乘 上乘役 正梢 御船頭 水手 加子 起船符驗監 川舟奉行

學館

大師氏 祭酒 掌敎 儒者 試掌敎 見習 助敎 出役 典簿 勤番組頭 吏目 肝煎 諸吏 勤番 門士 下番

醫院

候醫 奥醫者 直醫 番醫者 醫員 總醫者 瘍醫 外科

雜職

司曆 天文方 祝史 神道者 伶人 樂人 畵師 繪 碁工 碁所 象工 將棋所 舞工 幸若 四部伎 能役者

武官

大衛將 大番頭 校尉 組頭 大衛騎 大番組 翊衛騎 與力 卒 同心 勳衛將 書院番頭 副帥 組頭 勳衛騎 書院番 親衛將 小姓番頭 副帥 組頭 親衛騎 小姓番

散手敎頭 小普請支配 班頭 組頭 散手 小普請組 納貲使 金集 新衛將 新番頭 副帥 組頭 新衛騎 新番組 行司馬 小十人頭 隊正 組頭 夾轂隊 小十人 奉

後房

內宰御留守居　西城留守西丸御留守居　後房令廣敷用人　直閣長廣敷番　檢符切手番　主進進物取次

廚官

食監御膳番　司膳御膳奉行　庖正賄頭　膳宰御膳所頭　饔正御臺所頭　庖人料理人　烰人烹方　醞人酒方

監官

大主禮寺社奉行　江都令町奉行　司元地方奉行今准二郡代一　提控案牘評定儒者　錄事留役　救火捕賊使火方盜賊改　把勢取手　件作使檢使　守牢囚獄　禁子牢番

剞手人切

憲官

都憲大目付　簡較御目付　巡按使百日目付　檢鉋使鐵炮改　檢耶蘇使宗門改　館驛使道中奉行　憲臺騶使徒目付　長頭組頭　臺卒小人目付

府官

司會勘定奉行　點檢吟味役　司計組頭　攢典勘定方　司倉御藏奉行　廩人御藏方　守庫御藏手代　司珍御金奉行　內監御納戸頭　典事組頭　菜園監菜園奉行　花園

監花畑奉行　知縣御代官　農扈地方役　量人竿取　林衡林奉行　巡河使川除奉行

作部

匠作令作事奉行　丞吟味方　監作改役　主事下奉行　計吏元締　工長大工頭　工師棟梁　營繕令普請奉行　典事被官　中匠令小普請奉行　丞目付役　監匠改方

典事小普請方　司筵疊奉行　木石主務材木石奉行　漆油主務漆油奉行　司里屋敷改　司水上水改　街道使道奉行

八國、及越前能登越後等國浮浪人、以爲二雄勝柵戶一、蓋當時出羽國、城二秋田雄勝兩地一、以鎭二蝦夷一、東鑑、又載乙追二放浪人一、施二于浪人一等事甲、按廢帝天平寶字三年、即唐肅宗乾元二年也、然則先二柳文一數十年、既有二此稱一、或於二古史一有レ所レ本歟

近世職名、較涉二乎淺俗一、難レ載二簡牒一、佐倉儒臣井太室嘗著二建官考一、以二漢名一准レ之、參推頗廣、條理不レ紊、亦好書也、然未三必無二一二可一レ議焉、今乃就二其中一、採三允當者一、間又廁二新擬者一、以錄二于左一、要レ不レ嫌三於天朝官稱一、是余之所三以用二心也、故唐官亦避二正名顯著者一、用二名號稱呼一居多矣、若二夫執政通政參政司賓京尹府尹等一、並是城主領主、入二官江都一者、猶三周之諸侯、入爲二王卿士一、佗如二中謝內宰等一、凡叙從五位下亦似二周官大夫一、其餘職名猶遺漏者、將乙待二後日一補甲焉

外朝

執政（老中）　參政（若年寄）　侍書（奥右筆）　主書（表右筆）　令（組頭）　令史（吟味方）　日注（日記方）　司錄（分限方）

殿中

大司賓（奏者）　大行令（高家）　親信（中奥小姓）　通直（中奥番）　介人（御使番）　職幣（進物番）　火師（火之番）　外給使（坊主）　長（組頭）　知更（時計番）　洒掃使（掃除頭）

內朝

通政（御側用人）　中謝（御側）　溫信（御小姓）　內務（御小納戶）　內使（同朋）　長（組頭）　內給使（奥坊主）　長（組頭）　茶房直長（數寄屋頭）　司刀令（腰物奉行）　典佩（腰物方）　功正（細工頭）

弟之國一者、自二室町氏一始矣

嫡長曰レ伯、庶長曰レ孟、故冉伯牛吾知三其爲二嫡、百里孟明吾知三其爲二庶、至二仲叔以下一、則無三復別二之、或曰、本邦武弁之俗、兄弟排行、大郎二郎（錦戸大郎、伊達二郎之類）至二十郎一、若二庶子一則竝加二小字一、（和田小大郎、熊谷小二郎之類）以別レ之、嫡庶之分視レ彼更詳明、秋草（伊勢平藏所レ著）云、源氏嫡子稱二源大郎一源大郎子稱二小大郎一、餘外皆爾、熊谷二郎直實子、曰二小二郎直家一、川越大郎重頼子、曰二小大郎重房一、此與二前說一異、北條四郎時政子、稱二小四郎義時一、亦似二同例一

野史、有二家子郎等中間下部等稱一、或曰、家子、累世家僕也、郎等、謂二瓜葛之待レ我而衣食者一、（又有二異姓者一說、）（老者曰二老黨一、壯者曰二若黨一、）中間、以レ居二郎等與二下部一之間上名レ之、然則今之中間、即古之下部也

國人呼二駛卒一爲二足輕一、蓋蘇氏策別、所レ謂足輕二險阻一之意也、或曰、足輕之名、見二盛衰記（卷十三四）太平記（卷三十六）等一、當時似レ言下招二聚多方之惡一、棍甲以爲二奇兵一者丙上、据レ此、則與二今足輕一名同實異

徂徠曰、白丁人也、白張服也、不レ可レ混焉、（南留別志）按白張、猶二西土呼二白衣一、服名轉爲二稱呼一者、不レ止レ茲、如二退紅如木一皆爾

蘭林曰、本朝稱二某國住人某一、亦有レ所レ本、沈存中筆談載、隨州大洪山住人李遙殺レ人、是也

柳文李赤傳曰、李赤、江湖浪人也、按柳州此語、從二莊子東海波臣一轉化來、今謂乙士之喪祿、客二于他鄉一者甲爲二浪人一、亦此義也、但本邦浪人之名、所二由來一舊矣、續日本紀廢帝天平寶字三年九月下曰、還坂東

盧奐爲陝州刺史、嚴毅之聲聞於闔內、州民多有淫祀者、士相語曰、不須賽神明、不必求巫祀、爾莫犯盧奐公、立便有禍福、可見已

溫大雅創業起居注曰、大業十三年六月甲申、命大郎二郎、率衆取之、除程、命賚三日之糧、時文武官人、並未署置、軍中以次第呼太子(建成)秦王(世民)爲大郎二郎、秋七月壬子、以四郎元吉爲大原郡王、留守晉陽、按世俗呼長子次子爲大郎二郎、亦此義也、如張昌宗稱六郎、李輔國稱五郎之類、皆以行第呼之、而非長幼之之序(湖亭涉筆)

蘭林曰、按北齊彭城景思王傳、王㳻神武第五子也、博士韓毅見㳻筆跡未工、戲曰、五郎書畫如此、此以第五子稱五郎也、又滕穆王瓚傳、瓚好書愛士、時人號曰楊三郎、此瓚楊忠第三男、故謂如此、又北周文宗族子宇文慶子鼎其以第三子、故稱宇文三郎、並見北史、此等配姓曰幾郎、本朝中古以來、稱源三郎等其所本也、据之、則六朝以來、有此稱呼也(講習餘筆)平景時之子、長曰源大景季、次曰平二景高、曾我祐成兄也、而呼十郎、時宗弟也、而呼五郎、人或疑之、余嘗聞之先輩曰、中葉以來、武人之子初著烏帽、謂之元服、(猶搢紳家冠禮)一長者必爲之義父、(謂之烏帽子親)賜氏若偏名以准子、(謂之烏帽子子)鎌倉公寵景季、加首服于殿中、因賜源氏、蓋公爲之義父也、十郎從母、爲祐信所養、准九郎祐國弟、五郎方加首服、爲北條時政義子、因受偏名曰時宗、而准小四郎義時弟、此說殆發蒙、今之顯侯(宗室或國主)加首服于殿中、(謂之殿上元服)賜大君偏名、(謂之一字拜領)蓋亦有所自也、或曰、賜偏名諸侯、以比見

也、但展臧皆以王父字爲氏、本朝不諱、故祖名爲氏、其義一也（秋草云、義經記、賴朝對面條曰、何人、問假名實名來、云云、假名今日苗字、又云、書假名者非也、宜書家名、因引今昔物語、某之郎等、家名則不知、字曰大記之語、以証之、此假名苗字混爲一、異乎余所聞、未知孰是、姑記備考）

東涯曰、本國大姓、有皇族（王）神族（臣）蕃（外國之姓）之別、而源平藤橘四姓最盛、其族姓支流、不可殫計、中國姓廢而專用氏、吾邦古有姓而無氏、中葉始有姓氏之別、今也品官家專用姓、而其餘皆稱氏、其或同一氏也、或有出于源者、或有出于平者、如高階大神等、直以姓爲氏、碑銘行狀中、當云某姓某氏、不可必循華制（刊謬正俗）

括囊曰、伊藤氏所著刊謬正俗、論議明正、非知名分之大體者、不能據發此義、但指西土稱中華或中國、誤矣、蓋西土人、自稱中國或中華、固其所也、此方人代其人說其書、則姑用其稱可也、就國典論則當稱西土或西蕃、或漢土或唐山矣（稱呼辨正）（平春海曰、古昔外國之通好者多矣、就中若三韓渤海等、則彼正脩職貢也、置之蕃臣列、固毋論焉、獨漢土則異此、而爲敵體國、指彼曰唐國西土、又稱唐帝、見國史、然則今宜效之、稱西邦西土、或淸國淸帝、是之穩當矣、國學者流、惡世儒稱彼曰中夏中國、欲矯其弊、有指言漢土如戎狄者、反背古制、古之天皇崇聖人之道、文物制度、皆師法彼、則言當不如此、但我視彼、猶宋齊梁陳之視燕秦魏周可也）」

日本紀、孝德二年詔曰、西土之君、戒其民曰、云云、先儒指言唐山爲西土、蓋本于茲

澹泊曰、通鑑唐文宗紀、杜悰謂李德裕曰、靖安相公令悰達意、胡注、李宗閔蓋居靖安坊、因以稱之、如劉崇望居光德坊、呼爲光德劉公之類、按宗閔崇望皆同平章事、皇朝公卿、概以所居坊里稱之、蓋自唐時已然（湖亭涉筆）

邦俗呼貴人、以名配公、曰賴朝公義經公之類、本由無諱名之制也、西土亦偶有之、天寶遺事、

括囊曰、近續世儒著述之書、自稱日本夷人某、或年號之上、加日本二字、異邦每異姓代興、改稱有天下之號、故年號之上加其號、以示其歷世、吾邦王統一姓、無革命之變、而妄擬異邦之陋習、甚無謂也或指言慶長年間爲國初之類、國初、當指神武帝時不可枚擧、專事華藻、而無窮理之實功、故終不曉文義共犯不韙之罪耳、稱呼辨正闇齋曰、中國之名、各國自言、則我是中、而四外夷也、(平春海曰、物部茂卿孔子贊、稱日本國夷人物茂卿、何無忌憚之甚、此唯泥漢土文字、遺古之天皇、建國大體者也、昔六朝時、南朝指北曰索虜、北朝斥南曰島夷、此各張國體、尊我貶彼、理勢當然、抑南朝之人、自稱島夷、北朝之士、自稱索虜、未嘗有之矣、今若茂卿、猶南朝之人、而稱東夷、北朝之士、而稱索虜、豈不背事體哉)是故、我曰豐葦原中國、亦非我之得而私也、程子論天地曰、地形有高下、無適不爲中、實至極之言也文會筆錄

潛鋒栗山愿水戶儒官曰、淡海公奉勅撰職員、掌遠人謂之玄蕃、萬多親王區別姓氏、秦漢之裔收之諸蕃、源親房亦曰、彼以我爲東夷、猶我以彼爲西蕃也、近學墮乎市井、文不振乎搢紳、懵乎典故而不之顧、或呼元明爲中華、自稱爲東夷、殆幾乎外視萬世父母之邦、而無蔑百王憲令之著矣保建大記

本朝無諱名之制、故不命字、比至中葉、文士往往命字、若菅原道眞字三、紀長谷雄字寬、三善清行字耀、文室康秀字琳、大江維時字二、(秋草姓名部、引孝德紀廢帝紀、擧大伴長德字馬飼、惠美押勝字尙舅等事實、据此、則先朝台二百年、既有用複字者、)蓋效西土單字耳、漢張釋之字秀、鄭當時字莊之類、伊藤善韶曰、本朝皆用單字、但歷學生人命之、非每人有之也、藤原良繩字朝台、見于三代實錄、此公不歷學生、且用複字、所罕聞也後來武弁之俗、假名實名名乘苗字等目、紛紛雜起、所謂假名者稱也、若曰源太曰平二、蓋自菅三江二等轉來、菅三江二竝字、而疑乎行第、職原鼇頭云、菅丞相名三、字道眞、不知何據、恐是屬臆說似字而非矣、實名名乘皆名也、實名對假名、名乘則由臨敵自唱而言之、苗字即族也、若曰和田曰三浦、大率地名、居十之九焉若守屋川勝、則以祖名爲氏者、蓋亦展氏臧氏之類

白河以來、上皇命曰院宣、邦人習聞、則不復疑焉、即使漢人見之耶、恐不辨爲至尊言也、先輩或改作上皇之誥、得矣、按通鑑唐紀、睿宗禪位玄宗、上皇自稱曰朕、命曰誥、皇帝自稱曰予、命曰制敕、蓋据此例也、本朝中古之時、典章蔚然、百度皆可記述焉、復寧須潤色哉、至叔世名號、則載之簡牘、尊卑難辨者頗多矣、然實錄之體、不得不遵成憲、其佗則仙洞御所曰上皇宮、院號配謚者、復古稱天皇之類、不妨脩飾以就典雅也、天朝之事猶然、矧鎌倉以降、稱呼汎濫者乎、即不加彫琢、奚用漢文爲

盍簪錄曰、延喜八年、法皇賜渤海使者裴璆書、稱日本栖鶴洞居士無名謹狀、見本朝文粹、上皇稱居士實異聞也、而西土亦有似之者、世說載、梁簡文爲侯景幽、縶題壁自叙云、有梁正士蘭陵蕭世纘、立身行道、終始如一、云云、注、梁書、帝諱綱字世纘、武帝第三子、可見天子亦稱士、但是困極自貶抑者、不可以常例論焉

蘭林曰、居士、今人唯以爲士人歸佛者之稱、非也、韓非子云、齊有居士田仲者、禮玉藻、有居士錦帶之語、皆謂有德而弗仕者、故佛學者流、取之爲稱、處士居士、其義本同、但北史、陸法和歸佛道、官至大尉、而自稱居士、世人亦以居士稱之、此可爲佛者稱居士之始也（講習餘筆）

又曰、本朝中葉以來、歸佛者稱入道、梁簡文紀、侯景以太子妃賜郭元建、元建曰、豈有太子妃、乃爲人妾乎、竟不與相見、聽使入道、此其所本歟（同上）

徂徠曰、目代即主典代也、猶曰判官代、或以爲眼代者、誤矣、（南留別志）按凡官四分配當、（亦效唐制）曰長官、曰次官、（唐曰通判官）曰判官、曰主典、目者諸國主典也、東鑑、載平氏時、以八牧判官兼隆爲伊豆目代事、判官尉也、（單曰判官者、限檢非違使尉、天長以來例也、而叙五位、則稱大夫判官、如源義經即是）蓋兼隆以檢非尉爲平氏監察其國也、然則俗所謂眼代者、而非主典代矣、今日光久能等、有稱御目代者、實監廟使也

中葉以來、上皇宮曰某院、白河上皇聽政院中、置大別當（淸華公卿攝之）執事（名家人攝之）年預（同上）判官代（諸大夫補之）主典代廳官等、以統理庶務、別當執事長官也、年預次官也、判官主典竝加代字以別于朝官、院廳院司等名、蓋起于玆、職原云、代字限院中、然則後來職名曰某代者、（上之親王代大將代之類、下之目代郡代之類、）皆從院司轉來也

宇多上皇落髮、始稱法皇、（世之所稱寬平法皇也）遺詔停上諡、因稱某土（宇多醍醐之類）天皇、後又稱某院、（天子院號、自朱雀始、而村上復稱天皇、冷泉院以降連綿、）遂爲永制、蓋爲釋氏所誤也、稽西土例、六朝之際、朝廷稱臺者有之、（蘭林曰、洪容齋筆云、晉宋間、謂朝廷禁省爲臺、故稱禁城爲臺城、官軍爲臺軍、使者曰臺使、卿士爲臺官、法令、爲臺格、需科則曰臺有求須、調發則曰臺所遣兵、劉夢得賦金陵五詠、故有臺城一篇、今人於他處、指言金陵爲臺城則非也、今按此說是也、然風俗通亦有朝臺之言、則蓋自後漢有此稱也、）未聞稱院者、左傳疏云、自漢以來、三公所居謂之府、九卿所居謂之寺、風俗通曰、府聚也、寺司也、後漢明帝崇尙浮屠、始造梵刹、名白馬寺、蓋擬九卿寺也、本朝亦效之、而寺內有子院、則院名卑於寺、奈之何可爲至尊稱哉、今士庶之家、奉釋氏敎、法諡曰某院者比比焉、而未可遽以僭濫論之矣、噫是誰之愆歟

凡官人所レ掌、謂二之職一、然本朝貞觀以來、官外別有二稱レ職者一、若二攝政關白別當博士等一、是也、而授レ之曰レ補、按綱目續編、宋神宗詳定官位注云、其官人授受之別、有レ官有レ職有二差遣一、「則非レ無レ所レ據、所レ謂差遣、臨時命レ之、若二河北招撫荊南制置等使一、是也、在二本朝一、則征東征夷等使、當レ准レ之、但征夷使自二鎌倉氏一以來、爲二宣下官一、見二職原一、鼇頭云、宣下官不レ載二除目一、特下二宣旨一補レ之、若二大學寮內膳司等別當一、是也、」然則雖レ曰レ官實職也

職原曰、秋田城介、爲二出羽介一者兼レ之、除目不レ任レ之、被二宣下一也、按舊志、建保六年三月、藤九郎盛長子景盛任二出羽權介一、爲二秋田城主一、越四月、叙二從五位下一、時呼爲二秋田城介一云、」名義分明、然則其曰レ被二宣下一者、蓋謂乙賜二秋田城主一之命甲也

陸宣公奏議曰、夫誘レ人之方、惟名與レ利、名近レ虛而於レ敎爲レ重、利近レ實而於レ德爲レ輕、專二實利一而不二濟レ之以下虛、則物力不レ給、專二虛名一而不二副レ之以上實、則人情不レ趨、故國家命秩之制、有二職事一、有二散官一、（文散官凡九品、二十九階、從一品開府儀同三司、至二從九品下將仕郞一、武散官凡九品、三十一階、四十五號、從一品驃騎大將軍、至二從九品下歸德執戟長上一）有二勳官一、（凡十二轉、上柱國至二武騎尉一、上柱國視二正二品一、武騎尉視二從七品一）有二爵號一、（凡九等、王正一品、至二縣男從五品一）然掌レ務而受レ俸者、唯繫二職事之一官一、此所レ謂施二實利一而寓二虛名一者也、三者止二於服色資蔭一而已、此所レ謂假二虛名一以佐二實利一者也、」按本朝官制、率倣二唐典一而從二簡易一、位階三十級、即文散官也、勳十二等、即勳官也、竝不レ建二名號一、又無二爵制一、藤氏九公、本非二恒例一、但公卿殿上大夫侍等稱、或當レ擬レ爵耳、若二夫武散官一則全無矣

持御刀持一、晉書六典所レ謂班劒儀刀、皆器名、名同而實異、不レ可レ混焉

東涯曰、本朝玄蕃寮、即唐鴻臚寺也、掌二蕃客浮屠之事一、唐時亦有二崇玄署一、掌二佛老事一、主客郞中、高宗時改曰二司蕃郞中一、掌レ待二遠人一、本朝命二鴻臚一曰二玄蕃一、義蓋本二于此一（盍簪錄）

徂徠曰、牧長稱二別當一、獨武州爲レ然、見二于令一、若二秩父莊司別當、長井齋藤別當一、蓋謂二此職一也、（南留別志）

按院司有二御厩別當一、掌レ點二檢院中馬牛一、源義仲義經等、嘗帶二此職一、朝廷本有二左右馬寮御監一、掌二天下馬政一、院司蓋擬レ之、御監、室町以來、定爲二幕府兼職一、今諸侯國、或呼二馬官一爲二別當一者、蓋古名之存也」別當名義未レ詳、按職原、奬學淳和兩院、大學寮、內膳司、藏人所、檢非違使廳等、皆有二別當一、鼈頭云、凡別當者、監察爲レ任、若三大學與二內膳一、頭正以下、掌二寮司之政一、別當無二定職一、唯爲二上首一監二其事一耳、」然不レ言二其名稱所一レ本、則亦不レ可レ爲二定說一

徂徠曰、莊者莊園也、私田應レ有レ之、而公田則當レ無矣、（綱目唐紀、魚朝恩以二賜莊一爲二章敬寺一、集覽賜莊、先蒙所レ賜之莊田）即其私田、或是權貴采邑、或是寺祠封戶也、爲二之宰一掌二其邑務一者、呼爲二莊司一、然則地無二莊名一者蓋亦多也、國郡鄕里名、見二和名類聚一、本法次第廼爾、若必曰二某莊某村一則謬矣（南留別志）

又曰、古者諸國有二追捕使一、伴氏系譜、載二助兼者一爲二參河國追捕使事一、不レ爾鎌倉氏豈遽請二總追捕使一乎、（同上）按鎌倉時、守護地頭兩職、亦冠以二總字一而自領レ之、諸國並置二守護一、則新製レ名者也、國守官也、守護職也、不レ可レ混焉、若下源義貞任二播磨守一、補中三國守護上、可二以見一矣

子有命、召藏人宣之、藏人承天子之言、以達於上卿、寫一本爲案、謂之口宣、上卿以口宣附於外記、外記受之而書、謂之宣旨、故口宣案末署藏人名、又宣旨末署外記名、東涯引夢溪筆談曰、唐曰宣底者、即口宣之案也

左氏文公十七年傳、鄭子家使執訊而與之書、以告趙宣子、杜注、執訊、通訊問之官、」(明史武宗紀、寧王寘令承奉劉吉等、招劇盜某某等入府、號把勢)此與詩云執訊獲醜異義、先輩以准諸侯留守居、所職略似、又有以明承奉擬之者、如稱御城使、則承奉近之、須隨時宜取舍焉

魯語、諸侯有卿無軍、帥教衞以贊元侯、史記、周昌爲職志擊秦、如淳曰、官名、主旗幟、」先輩以職志准旗奉行、教衞擬馬廻、皆近似焉(秋草云、馬廻之名、其來舊矣、永正六年、惠林公賜細川右京大夫書、有年寄馬廻諸士云云語、可見已)

漢功臣表、某某爲中涓、注、親近之臣、若謁者舍人、春秋時、涓人疇外主受謁、居中主潔涓洒掃之事、」先輩以中涓准取次、或擬掃除奉行、皆有據也、今就字面觀之、主掃近之、然如功臣爲漢王中涓、(按後世稱中涓者、斥宦官也、如明祖曰、求善良于中涓、百無一二、可見已)則似主謁要之中涓一官、掌內外兩職、今不可定准一職

唐太宗紀、武德四年、加號天策上將、賜班劍四十人、儀衞志、大駕鹵簿、左右衞將軍二人、分左右領班劍儀刀各一人、晉書、會稽王賜班劍、注、引漢官儀曰、班劍以虎皮飾之、唐六典武庫令、刀之制有四、儀刀鄣刀橫刀陌刀、竝見玉海、按太宗紀儀衞志所謂班劍儀刀、皆職名、猶邦俗曰御劍

酒菅翰林一耶、林品似レ祟、或用ニ和名一、文章博士對ニ大學頭一、亦菅如レ卑、況以ニ林祭酒一偶ニ菅博士一乎、莫レ不ニ錯認爲ニ屬官一者甲焉、操觚之士至ニ此等處一、頗費ニ計較一、以レ愚見レ之、菅氏雖レ帶ニ文章博士一、自有ニ式部大辨等本官可甲レ署則何必就ニ其卑者一而稱レ之哉、凡若レ斯類、即不ニ斟酌而措レ辭、則恐冠履倒置、而難レ免ニ於雌黃之口一矣

東涯曰、以ニ漢名一稱ニ國官一、必漢有ニ其稱一而可也、如ニ吏部大卿金吾次將一、漢亦無ニ此稱一不レ知ニ誰所レ置、不レ可レ用也、而無レ官者以ニ漢官一自署、如ニ致諭教授一亦不可也（刊謬正俗）諸侯醫官、所レ謂匙醫者、稱曰ニ侍醫一、按職原曰、侍醫、相當正六位下、常侯ニ禁中一、故稱ニ侍醫一也、近世四位五位任レ之、則僭矣、宜レ避レ之

右筆字見ニ職原一、未レ詳レ所レ據、疑右史書言之義、今或作ニ祐筆一、非也、鼇頭引ニ東鑑一云、治承四年六月某日下曰、大和判官代邦道右筆、六年五月某日下曰、伏見冠者藤原廣綱右筆、又曰、木曾義仲右筆大夫房覺明在ニ箱根山中一、武家右筆名出ニ于此一、禁中曰ニ外記一、幕府曰ニ右筆一、乃知當時右筆、不學者不レ可レ爲レ之、室町而下、俗文通用、十牘如レ一、則不ニ復選ニ文才一、善書者補レ之、而其職漸卑矣、古今之不ニ相及一、奚獨此哉噫

通鑑梁武紀、梁主大怒召ニ主書於前一口授ニ勅書一、是邦俗所レ謂仰書也、又唐憲宗紀堂後主書滑渙伏レ誅、据ニ此等一則主書當レ准ニ右筆一

職原、外記、奉行恒例臨時公事、除目叙位等事官也、鼇頭云、外記掌レ書ニ宣旨一、（通鑑唐玄宗紀、帝出ニ奔蜀一、宣旨傳ニ位太子一）凡天

內相之號、其尊可知已

唐國子監、爲五監之一、故名秩頗崇、本朝大學寮、屬于式部省、故官品較下、職原（大學頭一人、相當從五位上、唐名國子祭酒、助正六位下、唐名國子司業、允大少、唐名國子丞、屬大少、唐名國子主簿、文章博士二人、從五位下、唐名翰林學士、博士一人、正六位下、唐名大學博士、助教二人、正七位下、直講二人、正七位下、音博士二人、從七位上、書博士二人、從七位上、明法博士二人、正七位下、唐名律學博士、算博士二人、從七位上）如以頭助准祭酒司業可見已、然至律學書算等博士、則品階反高、其餘率可比較也、但唐無音博士、本朝不置國子四門、且如以文章博士准翰林學士、雖所職略同、然翰林無所屬、而文章隷于大學、稱紀傳儒、竝明經明法算學、謂之四道博士、則異乎唐制、本朝殿閣、無學士官、獨東宮置學士二人、職原曰、相當從五位下、唐名太子賓客、譜第儒者、有才德者應其撰、以侍儲君讀也、古今重之、」按梁沈文阿爲東宮學士、隋褚亮李白藥爲之、唐賀德仁蕭德言爲東宮學士、竝見玉海、本朝蓋倣之、准太子賓客者非也

凡文中有關係、直稱天朝官號、則全篇宜仍其例、假稱漢名亦然、若一篇中、和漢雜稱、則誤其實者匪鮮、此操觚家之所當慮也、至臺閣之文、則最難調停、要在使公武體面分明已矣、淸絢公武對稱、難措辭者尙多矣、聊試擧一例、常憲大君時、奏請林某叙從五位下、守大學頭、爾來世儒官（越前）爲東叡王撰棲鸞園記、或評云朝紳皆如隷于江都者」不可不愼焉

除此官、在天朝、則菅氏（今分四家）初任侍從（准唐拾遺）少納言（准唐給事中）等、帶文章博士、遷式部大輔（准唐吏部侍郎）左右大辨、（准唐尙書左右丞）進參議、（准唐參知政事）至中納言、（准唐門下侍郎）地望崇卑、固不待論也、乃今竝用漢名、曰林祭

侍講嘉祐六年、英宗知宗正寺、諸王宮侍講王獵爲宗正寺伴讀、七年八月、立爲皇子、李受爲皇子伴讀、王獵爲說書、八年、淮陽郡王府、置翊善記室侍講各一人、神宗元豐三年、改諸王宮侍講爲講書、哲宗元祐八年、置諸王說書二員、徽宗崇寧四年、改教授爲博士、政和七年、改諸王府侍讀侍講爲贊讀直講、孝宗乾道元年建儲、左庶子兼侍讀、則知柔、左諭德兼侍講、則大猷、竝見玉海、通攷之、侍講名昉于東漢、侍讀稱起于後魏、至唐始爲正官、而太子諸王府竝置之、宋初亦然、後改諸王府讀爲伴讀、爲教授、爲贊讀、改侍講爲說書、爲講書、爲直講、而東宮獨依舊名耳、据此、則除侍講侍讀外、江都列國、皆當通用、但直講及博士、天朝有正官、則避之可、又按本朝古制、諸國亦置博士也、今假用此名、當無妨與

江都儒官、所謂奥詰者、或稱直學士、按唐弘文館（屬門下省）集賢殿（屬中書省）皆置學士、凡五品以上爲學士、六品以下爲直學士、蓋据之、然不允當、宋承唐制、置侍讀學士、侍講學士、又有崇政殿說書、（按仁宗時、侍講學士孫奭年老請外、因薦某某等自代、遂置說書、日輪二人祗候、見通鑑）職同侍講、而其品差下、所謂奥詰、或當準之

秦漢以來、有博士官、自魏置學士、而博士名卑、唐立六學、屬于國子監、在本朝則大學寮之任也、六典所載、（祭酒一人、從三品、司業二人、從四品下、丞一人、從六品下、主簿一人、從七品下、錄事一人、從九品下、國子學博士二人、正五品上、助教二人、從六品上、五經博士各二人、正五品上、大學博士三人、正六品上、助教三人、從七品上、四門館博士三人、正七品上、助教三人、從八品上、律學博士一人、從八品下、助教一人、從九品上、書學博士二人、從九品下、算學博士二人、從九品下、又國子學四門館、竝有直講四人）博士五品者、唯國子與五經耳、若夫學士則無定品、皆以佗官兼之、集賢書院、每以宰相爲學士者知院事、翰林學士有

姓頭、近習職也、」按近習字、始見尚書、韓非亦有昵近習親之語、後世所謂昵近近習、蓋本諸此、東涯曰、晉書東海王越傳、給溫信五十人、別封東海王、食六縣、孟觀傳、以觀為黃門侍郎、特給親信四十人、溫信親信倶親近職名 盍簪餘録

小姓有以職言者、當准溫信親信、有以爵言者、當視秦公士上造、文人或用扈從字、於古文無妨、然唐以來必天子而稱扈從、則有小嫌矣、不如避之也

諸侯儒官、稱文學或侍讀、按六典唐親王府、有侍讀無定員、文學二人、掌讎校典籍、侍從文章、蓋据之、或曰、侍讀雖無尊意、定稱于天子、故後來避之、東宮及諸王府、竝稱伴讀、宜用此稱、後漢世祖時、以議郎侍講禁中、謂之講郎、後魏置侍讀、梁庾黔婁侍太子讀、陳胡越侍東宮讀、唐太宗時、晉王府有侍讀、及為太子亦置焉、高宗為太子、崇賢館學士馬嘉運侍講宮中、玄宗開元三年、左散騎常侍懷素右散騎常侍無量竝充侍讀、十三年、改麗正修書院為集賢殿書院、置侍讀學士、侍講學士、又以都常亭郭光潘元祚、為太子諸王侍讀、宋太宗太平興國四年、楊可法為皇子侍讀、八年三月、邢昺為諸王府侍講、眞宗咸平元年、始令諸王府記室翊善侍讀等、兼南北宅教授、是年十一月、賜南宮伴讀孝文益緋、不知始於何時、二年七月、以楊徽之夏侯嶠為翰林侍讀學士、邢昺為侍讀學士、先是侍讀侍講、名秩未崇、眞宗首置此職、班次翰林學士、設直廬於秘閣、侍讀更直、侍講長上、四年九月、劉士元為南宮侍讀、祥符九年、供奉官楊懷玉為壽春郡王伴讀、仁宗慶曆五年、大宗正司請置翊善記室

宰相、如參議朝政參知政事、亦稱宰相、若依此例、大納言（准唐侍中）中務卿、（准中書令）當先稱宰相、但本朝三公、執政依舊也、稱大臣爲宰相、此乃正當矣

宋朝、平章事樞密使（唐末以宦者爲樞密使、五代以來用士人、爲清要官）執文武柄、參知政事樞密副使佐之、時稱平章事爲宰相、餘則竝稱執政、事體自異乎唐矣、此間簡牘往往有宰執字、蓋斥之也、又或呼參知政事爲參政

静寄餘筆、皇朝官名有內大臣、已千二百年矣、近世西土亦有之、其國言曰多爾昂邦、（賓按國姓爺傳、有多李幾昂邦之稱、與此小異、或疑爾李幾、譯語轉也已）但吾朝以爲宰相、清朝以爲武衞、其所職有不同、又稱通政司爲大納言、皆前代未聞有此官稱

王士禎曰、本朝官制、滿州勳舊、別有內大臣、不爲閣部院官、及八旗都統等官、有軍國重事、在禁中與滿州大學士尙書等雜議、謂之黑白昂邦、按唐制、兩樞密使左右中尉稱內大臣、然彼乃中貴、實異而名同耳、（池北偶談）唐詩紀事、亦載唐末兩樞密左右中尉、稱內大臣事、據此等、則非昉于清朝、但唐末內大臣者稱呼也、在清朝則爲正名矣、可知不惟實異、而名亦有差別焉、抑內大臣名、究竟不似士官、而與秦中丞相、南漢內大師相類也、唐末稱呼、實可謂當矣、又按留靑集、清朝通政司、名號匭使、稱呼大納言云、然則與本朝官名、亦有差別焉爾

嵯峨天皇弘仁中、始置藏人所、職原云摸異朝侍中內侍等職歟、非也、藏人職如漢郎中、頭如郎中令、其掌宣傳則似矣、然侍中內侍名、不准當也、旁注又曰、藏人如武家小姓、頭如小姓頭、近習

諸侯曰國、大夫曰家、方今國主城主、假稱曰侯、則呼其老爲家老者不當、家老見國語、與檀弓所云室老同、言家臣長也 故先輩或稱以國老、執政見左傳、似亦可用、但後世謂平章事爲宰相、以參知政事爲執政、則施之國老、未穩耳 然嫌於後世稱天子宰相明大學士爲國老、則不若稱某國執政之穩當也、其佗番頭通鑑唐紀、玄宗開元中、更命長從宿衞爲彍騎、其法十人爲火、五火爲團、皆有酋長、又擇材勇者爲番頭、習弩射 物頭等名皆佳、但本朝上古、謂材官爲物部、即今所謂武士也、然則指揮番士者爲番頭當矣、主使馭卒者爲物頭則不當也

江都執政、管轄國用者、俗呼爲御主役、亦猶唐宰相領度支、先輩稱之計相、按漢張蒼傳、高祖六年爲計相、後更以列侯主計、蒼自秦時爲柱下御史、明習天下圖書計籍、令以列侯居相府、領郡國上計者、」蓋据之、天朝官名主計頭、亦襲此名也

或曰、凡官有正名、有名號、有稱呼、稱呼、如皇朝百官、相呼以唐名、」蓋正名參議名號宰相、呼爲相公類也、自署必用正名、而稱人之間、或用名號、或用稱呼、和漢同例、今如自署曰某宰相則誤矣

職原、參議非正官、然而除目任之、例也、唐名諫議大夫、」一本有同宰相三字、其准諫議固非也、呼爲宰相若相公、亦不正當、當准參議朝政、若參知政事、凡是等類、唐亦不以爲正官、故不載百官志、蓋秦漢稱宰相者三公也、秦及、漢初、無三公官、丞相太尉御史大夫、總天下之政、擬之三公、武帝元狩中、省太尉置大司馬、至哀帝更丞相爲大司徒、御史大夫爲大司空、定爲三公號 後漢以來、三公備員、事歸臺閣、故稱時執政爲宰相、若唐時、尙書中書門下三省長官令僕侍中等、竝稱曰

正名緒言卷之下

足利執事、本准鎌倉執權、（執事見左傳、汎稱也、此爲職名、蘭林曰、晉書、長沙王執權於洛、鎌倉執權職、盖本此、）如高師直即是、尊氏使次子基氏開府鎌倉、管領關東、（管領字見北史、此爲職名、）基氏請上杉憲顯爲其執事、至鹿苑公、改執事爲管領、以斯波義將補之、後來關東之士、稱基氏子孫曰公方、上杉呼管領、不復從室町之令、所謂關東公方、八州管領、是也、按職原、稱藏人頭爲管領、執事院廳職名也、足利氏蓋取諸此、

室町之世、細川畠山斯波迭補管領、謂之三管、山名一色京極赤松與參政府、謂之四職、蓋擬天朝五攝家七清華云、

大老之名、（大老字見孟子、）起于豐臣氏、今代初有執事、（俗呼爲御執役、）後有大老、並如鎌倉執權、室町管領、但不常置之、執事、慶長中井伊侯（兵部少輔直政）始補之、天和中罷、不復置、大老、寛永中始置之、貞享中堀田侯（筑前守□□）卒、遂罷之、近世又希有補之者、其佗如探題（松平下總守忠明）輔佐、（松平肥後守正之）一二聞之、竝知大政者、猶宋平章軍國重事、若夫老中、則常置之、知印押判、奏記庶政、亦猶平章政事、又有麾下執事、猶參知政事、今曰若年寄、（但參政、内外事無不參預、今若年寄、不勾當諸侯事、是其異也、）三家之老、俗呼爲御附者、略似漢諸侯王傅相、安藤直次爲紀侯傅、亦猶周昌爲趙王相、但彼有遷除、而此無也已

國典、有ニ公卿殿上人、月卿雲客、上達部君達等名稱一、師說曰、蓋三位以上、或雖ニ四位五位官人一、便賜ニ昇殿一常參ニ禁中一者、稱ニ之殿上人一、所レ謂雲客即是、近衛大將權大中納言、宰相中將、三位中將、春宮大夫、及權大夫、侍從宰相等、稱ニ之上達部一、頭辨、（言三藏人頭兼ニ大辨一）頭中將、權中將、四位少將、藏人辨、（言三藏人兼ニ中少辨一）藏人少納言、春宮亮、藏人兵衛佐等、稱ニ之君達一、所レ謂月卿、則公卿之卿也、職原、又稱ニ中院閑院花山三家一（後分爲ニ七家一）爲ニ華族公達一、蓋謂乙可レ進ニ公位一之家甲也

正名緒言卷之上終

蓋据二此例一也、或曰、若依二郡縣之名一、則江府猶不レ當レ稱レ朝況諸國乎、蓋泥矣、漢既有二郡朝之名一、唐又有二府朝之稱一也、則府國皆不レ妨、直不レ容レ稱二朝廷一耳、春秋時、列國亦稱二朝廷一、然於レ今則不レ得レ不レ依二漢唐例一也

周諸侯、其臣有二卿大夫士一、漢列侯、有二相家丞門大夫庶子一、本邦大名、封土則似二周列國一、而實無二五等命爵一、唯有二國守侍從少將中將等官銜一耳、故自レ人稱レ侯不レ妨、自署則不可、(自レ人稱レ侯者、主二封制一而假二稱之一也、自署官銜者、重二天朝命官一也、二義並行而不二相悖一)剏除二三家加賀一外、其老無二官位一、則卿大夫等名、不レ可二妄假稱一焉、先輩或有乙以二大藩之老、萬石以上者一視レ卿、番頭、千石以上者視二上大夫一、物頭視二下大夫一、百石以上視二上中下士一、小藩則其老視二大夫一、而番頭以下、類推降殺者甲、快則快矣、然實不レ顧二名義一者也、按王制曰、大國三卿、皆命二於天子一、次國三卿、二卿命二於天子一、一卿命二於其君一、小國二卿、皆命二其一君、」正義以爲二夏制一、今三家加賀、其老受二天朝官一者有二定數一、其佗雖二大藩一、皆命二於其君一也、與二夏制小國之卿一相似焉、抑卿名實重矣、乃至二大夫一、則雖二大國一無乙命二於天子一者甲、而漢侯國門大夫、亦在二丞下一、併而觀レ之、其稱差輕矣、然則今大藩之老、大夫猶可レ言、稱レ卿決不可、若二夫小藩一、則其老擬二門大夫一、庶二乎其可一歟

東涯曰、朝廷官、以二品階一定二尊卑一、其餘以二祿秩多寡一而差二貴賤一、如乙漢官自二萬石一至二百石一、分甲二二十等一、以レ此定レ資、碑銘行狀中、當レ具二其加給減削之數一、以明二事實一、今入動變二其稱謂一、欲レ類二漢稱一、大不レ然、司馬遷班固之紀二漢事一、豈借二稱于三代春秋之世一、而雅二其文一也哉(刊謬正俗)

レ異二乎彼一也、嵯峨弘仁中、新造二大内裡一、伊福部氏所レ造門曰二伊福門一、壬生氏所レ造曰二壬生門一、佐伯氏所レ造曰二佐伯門一、丹治氏所レ造曰二丹治門一後更撰二文字一、改二伊福門一曰二殷富門一、壬生門曰二美福門一、佐伯門曰二藻壁門一、丹治門曰二達智門一之類、亦是應下依二國郡名一著中好字上例也、夫如レ是、故記二之國史一、著二之詩賦文章一、雖三以傳二於外國一信不レ愧焉、若二乃近世地名職名、及殿門等名一、豈可レ著二之詩賦文章一哉、又豈可下記二之國史一、以傳中于外國上哉、是文章日衰之所レ致、而遺二嘲異朝一、有レ志二乎文字一、者尤所二慨歎一也雜著

秦漢以來、天子宸居曰レ殿、本朝亦倣レ之、所レ謂太極紫宸清涼弘徽等名、皆有レ所レ襲也、初學記曰、歷代殿名、或沿或革、惟魏太極、自レ晋以降、正殿皆名、」其佗前漢後魏有二清涼一、隋有二弘徽一、唐後周宋有二紫宸一、並見二玉海一、又漢唐有二披香殿一、本朝中宮披香舍、蓋亦本二于此一

漢書東海王彊傳、初魯恭王好二宮室一、起二靈光殿一、云云、」可レ知殿名通二諸侯王一、又黃霸傳、有二孝子貞婦者一、先上殿、注、師古曰、殿者丞相所レ坐屋也、古者屋之高嚴、通呼爲レ殿、不二必宮中一也、」據レ此、則本朝鎌倉以來、稱二正衙一曰レ殿、亦不レ爲レ僭也

菅公謫居作、有下都府樓唯看二瓦色一句上、按職原、太宰府准二唐都督府一、因有二都府之稱一與、又按唐中葉置二節度府一、謂二之都府一

今之藩國、當レ比二漢侯國一矣、不レ應下依二周列國各稱一レ都例上也、漢惟諸侯王國稱レ都、佗侯國則否

國主之臣、有下自國稱レ朝、謂二江都一爲二大朝一者上、按五代周時、南唐去二帝號一稱二國主一、因謂レ周爲二大朝一、

盛大、域内固亡レ匹焉、而堪三與二明淸南北京一騈肩甲也、謂二之江都一不二亦善一乎、山城天皇之稱、毋レ論二妄撰一而其曰二聘使一者、不レ可三深尤二焉、春秋隱公七年經、冬天王使二凡伯來聘一、可レ見天子之於二諸侯一、亦曰二聘使一、二先蓋据レ之也、然審二度時體一、則不レ若三稱二天使甲之允當一矣、春秋之例、弗レ可二槩用一者率此類也

白石曰、謹按舊事記古事記日本紀等所レ見國郡名、其字不レ同、蓋隨二記者意一而書レ之也、元明天皇和銅六年五月、詔使三畿内七道諸國郡鄕名著二好字一、（日本紀載和銅六年撰二諸國風土記一事即是也）從レ此文字一定、如二舊事記所レ見、凡河内國珠流河國、自二元明御世一、記二河内國駿河國一、是也、蓋欲下傳二諸天下後世一、而無中誹議上耳、女主而有二此叡慮一、故百世之下、猶如二其御世一、文字一定、雖二外國一記而傳レ之、所四以知三是其爲二日本郡國名一者、顧不レ美乎、又曰、本朝國郡名、雖三既有二一定文字一、不レ可二必拘一歟、何者、我朝國號曰二鵄末篤一、然自レ古所二記傳一各不レ同、山迹山戸山止和大和大養德大和日本大日本之類、皆是正史所レ見也、是我國總稱、則豈可レ無二一定文字一哉、乃猶所レ記不レ同如レ此、至二天子御諱一則最重、似必當レ有二一定文字一、然神武御諱、古事記、作二神和伊波禮毗古命一、舊事記日本紀、並作二神日本磐余彦尊一、又天武御諱、日本紀、作二飛鳥淨見原天皇一、萬葉集、作二明日香淸見原天皇一、此等皆正史、奉レ勅所レ撰、乃猶不レ同又如レ此、蓋古之時、假二用異邦文字一者、唯爲レ記二本邦事實一耳、而其所レ尙在レ辭、不レ在二文字一、故自二帝王御諱國郡等名一、以至二萬事文字一、如二一定者一而不二一定一、采レ彼用レ此、皆將下譯二邦言一傳中諸世上也、今不レ會二得此義一、徒泥二文字一、則其中必有二不通者一矣、若二夫詩賦文章類一、其制盡倣二異朝體一、則其所レ用文字、固弗レ得

邑有廟則稱、如此類可見世變、融釋存乎人、不可一一口悉、（刊謬正俗）此論和平可嘉、然春秋稱呼、亦弗可槩用于今也、其說散見前後

括嚢曰、（留守友信大阪人）近世文人、指江戸稱東都或江都、又指平安稱西都或西京、西是對東之詞、如兩分天下者、甚無謂也、恭惟霸府世尊王室、至矣、毎嗣立之際、必俟將軍宣下而後位定焉、君臣名分之義、確乎不可拔也、夫如是、然儒者反亂之、豈不怪哉、甚者如太宰純、稱天子曰山城天皇勅使曰聘使記云、諸侯使大夫問於諸侯曰聘、其意蓋比漢代諸侯王耶、悖逆之罪、不容死矣、鳩巣義人錄、亦謬稱勅使爲聘使、東涯作萱野三平傳稱天使、或稱勅使、（雨伯陽曰文官奉命東藩者、當言天使今言勅使者非也、勅使即宦官也）得名分之正矣、（稱呼辨正）余謂括嚢之論、正則正矣、但有未免拘泥者也、按周時、天子諸侯通稱都、然曰京則周都、而以東西呼者、亦係乎天子、可見京名本重於都、而東西之稱、自無于諸侯、後來郡縣之世、或曰都、或曰京、亦繫東西南北、本朝振古不建諸侯、故獨天子曰都、鎌倉以來、雖時勢大變、猶是稱府而不曰都、即今代亦爾、享保中、一二闢儒張大其名、謂江戸爲東都、而平安爲西京、其意蓋以爲都輕於京耶、然東西對稱、則嫌乎天子、括嚢駁之當矣、其或稱江都者、猶漢土地名、江都陽都之類、自無妨焉、按漢書注、江都陽都、皆縣名也、獨若隋煬改楊州府爲江都、則升爲別都也、然非如東西對稱者之爲嫌矣、且也國俗本以語爲主、假用漢字、古之典也、試以漢字塡邦言、江戸江都、皆當讀謌獨、如菟道宇治、寧樂奈良之類、何定譯之有、況今江戸之

以下、皆宮人也、當時未聞有女御更衣稱、天安二年、清和踐祚初、加文德女御從三位藤原古子從一位見三代實錄、然則此時既有女御稱也、源氏物語、又有女御更衣御息所（言東宮妃）等稱、此書成于一條（六十六代）御世、蓋此間悉改古之妃嬪夫人等職名爲女御更衣也、自此以來女官事、世多以禁秘鈔（八十五代順德院御製云）爲據、夫女官名稱異古如此、亦是皇家權移于攝關、出於朝儀百廢之日、則實衰世之典也、又曰、以大臣女爲女御、納言女爲更衣例也、然則當時女御、多納大臣有權勢者女爲之、故尊之如正后、物盛必衰、攝關權勢、一變爲院中之政、再變武人知天下、則攝家衰極、故納女亦弗克如故備禮、是其所以女御代之興也、凡曰某代者、皆係叔世之稱焉、又近代例、多不冊女御爲中宮、直賜准后宣旨耳、是其初非女御而女御代也、故亦准中宮爲准后也歟、（雜著）曲禮曰、天子之妃（注妃配也）曰后、諸侯曰夫人、大夫曰孺人、又曰、天子有后、有夫人、有世婦、有嬪、月令曰、后妃帥九嬪御、本朝後宮妃嬪夫人等、皆襲古名也、後來名稱、毋論女御更衣御息所、佗如親王攝關妻曰北政所、大臣曰御臺所、納言曰簾中（西土之例、幼主踐祚、大后垂簾聽政、謂之簾中之政）之類、皆不入文字、依時體擬之、視古取准、在天朝則稱女御曰妃、更衣曰夫人、太子親王配竝亦稱妃、公卿稱夫人、諸大夫稱孺人、若江都、則大君稱妃、諸侯夫人、麾下諸大夫孺人、庶乎其可歟

東涯曰、封建之時、臣各有主、郡縣之世、統乎一尊、詞令之間、用各有異、須消息而用焉、故今日之稱呼、當用春秋十二國時之例、如都字後世專稱天子之所居、然春秋之時、國各稱都、雖下

字、弗可佗用焉、要之於江都、則須擇降天子一等文字而用之矣、至天子諸侯通稱者、則反宜取舍而避嫌疑也

皇子曰若宮、大君世子曰若君、蘭林曰、本朝自古以若字為穉弱之訓用之、古事記萬葉集等古書、往往有之、盖以弱若音同假借耳、但本朝古訓文字、未有無據者也、然證諸中華古書、唯賈誼新書匈奴篇、有猶若子之遻慈母之語、是以弱子為若子者歟、又小補韻會若字下云、馬韻爾者切、一曰、今人謂弱為若、(正字通字典等不之言耳)此等可以為證也、意者本朝以弱字有弱劣之義避之、換以若字歟(學山錄)

周禮天官、內宰以陰禮教六宮、注、鄭司農云、婦人稱寢曰宮、后象王、立六宮而居之、亦正寢一、燕寢五、教者不敢斥言之、若今稱皇后為中宮矣、職原載、太皇太后宮皇太后宮皇后宮、謂之三宮、(同漢唐制)又有中宮、並置大夫亮進屬等職、親房論曰、中宮即皇后也本朝並置二宮、甚無謂也、然光仁以來、代代並置、(旁注曰、昔者三宮總名曰中宮、至光仁時、獨稱皇后宮為中宮、桓武即位初置中宮、越三年、又立皇后、後代依之)仍今號四宮也、源公論可謂至當矣

白石曰、本朝淸和(五十六代)以前、無幼主即位例、故天子踐祚初、皆尊稱儲時妃為皇后、若乃即位後、歷年始立后者、皆是幼主繼位、待元服後行禮、例也、然則夫人女御中、或生子或承寵、仍為后也、

又曰、後宮職員令(文武朝、淡海公奉勅所撰)所載、妃二員(四位以上)夫人三員、嬪四員、(五位以上)皆正后外御妻也、其餘內侍司

方今江都之事、稱二諸異邦一也、曰大君曰國王、竝將レ無レ妨焉、而白石則曰、大君、邦人或斥二天子一、朝鮮即稱二王孫一、是重二乎我一、則嫌三於冐二天子一、輕二乎彼一、則疑三於准二王孫一、故不レ如乙稱レ王之愈甲也、曰天皇曰國王、尊卑顯然、亦猶下有乙周王甲而有中周公上、何不可之有、殊號事略 此特就二朝鮮書式一論、則亦似レ有レ理焉、抑於二本邦紀事一、定用二何稱一、闇儒率冐二尊稱一而擬二皇家一、洛儒則貶レ之比二乎覇府一、共不レ得レ正矣、夫有二海內一臣二諸侯一者、謂二之覇一可乎、然非二皇朝所一レ許也、亦不レ應乙私稱甲レ王、則吾惑焉、竊又意文唯示二邦人一乎、國字而足矣、苟學二漢土文一者、本欲レ達二諸異域一也、則稱二王號一耶、大君耶、必有レ一二乎此一、顧者大君則婉、而王號則直也、事或關二係天朝一、對言不レ可レ苟焉、則吾從二其婉者一矣

闇儒如下稱二神君一 神君字出二史記一 曰中神祖上、疑二乎神武一至二歷世大君一、稱二台廟猷祖憲宗等一、則全似二天子一、吾不レ知二其可一、餘外名稱、有三列國不レ妨、而反嫌二於江都一者、蓋其地迫、則有二僭擬之嫌一、而其位隔、則無二疑似之妨一、如二所レ謂大祖烈祖等一、類例尙多矣、毛詩有二南仲大祖之語一、則不二必天子之祖一、禮疏云、大寢、天子始祖之寢、諸侯大祖之寢、亦可二以見一矣、其佗諸侯、稱二其始封之君一爲二顯祖一、爲二烈祖一、著二明乎尙書左傳等一、此其所三以無レ妨二於列國一也、秦漢以後無二復諸侯一、故祖宗必天子而稱レ之、此其所三江都反有二レ嫌也

春秋時、天子諸侯通稱者多矣、就レ中如下曰二齊東宮得臣一曰中衞太子蒯聵上、可レ見諸侯世子、得三通稱二東宮太子一也、然在二本朝一唯天子曰二東宮一、曰二太子一、而春宮大夫以下、總曰二坊官一、則東宮太子立坊儲邸等

帝者最多、漢有冲帝哀帝、皆夭折之稱、恐据此稱冲哀也（壒嚢錄）

蘭林曰、本朝自古稱某天皇御宇、按文心彫龍詔策篇、有皇帝御宇之語、又大唐新語載、唐武德九年十一月、太宗始躬親政事、詔曰、有隋御宇、政刻刑煩、云云、此其所本也（學山錄）

東涯曰、國朝本朝、系朝廷之稱、本國本邦、是通國之稱、不可混而用之、其曰本曰國、對異世佗邦而言耳（刊謬正俗）

廣輿志、斥豐臣氏曰和會關白、台德大君稱新關白、擧或說云、關白猶漢大將軍、蓋錯認新將軍（當時呼台德大君爲新將軍、蓋神君辭征夷使、大君襲職）爲新關白也、按關白字、始見霍光傳、歷代之史間亦有之、然非職名、本朝以爲職名、而昭宣公以來世有之、但稱諸異邦曰日本關白者、豐臣氏爲始矣、此其誤稱之所由也歟

韓人略記本朝官制、終有云、天皇官制如右、關白總國之後、除拜則出於其手、爵帖謝恩幷於皇朝、因舊名而關白授職、如某州守某部官、則天皇所給、而曰某城主、則關白所命、故治在東、而稱守於西、身在外、而名托於內、（日觀要攷）所謂關白、亦斥大君也、爵帖者、位記也

東涯曰、桓武延曆乙酉歲、遣判官高階遠成聘唐、踰年而還、在唐拜中大夫、試太子中允、其告身載在朝野群載、具有杜佑杜黃裳牛僧孺鄭絪署銜、皆顯人也、題云、異國賜本朝人位記、唐時除授、無位記之名、授遠成者乃其勅式、所謂告身也、在本朝則與位記準、故稱耳（壒嚢錄）

元元集曰、和漢春秋引二括地志一云、和國武皇后、改曰二日本國一、在二百濟南海際一、依レ島而居、武皇后、即神功皇后也、垂加文集拾遺附錄、稱呼辨正引レ之謬矣、括地志文、和國句、武皇后屬二下句一、即則天武后也、西土史、稱二神后一曰二和女王一、未レ聞レ有レ稱二和國武皇后一者甲、是蓋惡レ言三國號出二于異邦一、牽强爲レ說者也

蘭林曰、本朝天子稱二天皇一、蓋依乙唐高宗麟德五年、皇帝稱二天皇一例甲也、見二舊唐書高宗紀一但唐則一時稱レ之而已、後不二復聞一、本朝世稱二天皇一、貝原氏和事始云

神武曰二神日本磐余彥天皇一、則天皇之號、從二此時一有レ之、謬矣、意者舍人親王撰二日本紀一日、假二天皇文字一、塡二主明樂美御德號一耳、是取乙於唐所レ稱者甲也、其以レ諡配レ之者、蓋孝謙朝、淡海御船奉レ勅、撰二定天子諡號一、見二釋日本紀一時本二于唐稱一、追二稱某天皇一也、則爲二後世事一可レ知已、講習餘筆此說確實足レ据、但其曰二麟德五年者一失レ考、按通鑑高宗紀、上元元年八月、帝稱二天皇一、后稱二天后一、因推二年紀一、麟德三年改二元乾封一、又三年改二總章一、又三年改二咸亨一、咸亨五年、即上元元年也、年山紀聞、天子諡號條、引二親永日記所レ載、定二後花園院號一時、中院通秀申詞、其略曰、諡法起二於周一、遠及二日域一、自二神武一以至二文武一四十二代、是淡海公所レ製也、不レ知二何据一、或疑三中院氏、錯乙認淡海御船甲爲二淡海公一、因曰乙至二文武一四十二代甲歟

東涯曰、仲哀天皇仲字、恐從二水傍字一、古帝諡號、無乙不レ有二意義本据一者甲、唯仲字是伯仲之仲、不レ應二配諡一、沖仲草體相近而誤、猶二淳和天皇、宋史作一浮化天皇一耳、此亦草體之誤也、且古帝諡號、摸二漢諸

昭帝二例甲云、按室町時、天子其門生、守護其功臣、而奄二有域内一、（方二是時一唯有二伊勢飛騨土佐等國司一而已）則事體大異二乎漢朝一矣、至三豐臣氏、補二關白一稱二殿下一、今代初、復拜二大將軍一稱二幕下一、率依二室町例一本朝於二天子一言二陛下一、關白言二殿下一、大將軍言二幕下一、其佗未レ聞レ有二定稱一、試依二時體一擬レ之、在二天朝一則關白親王並稱二殿下一、左右大臣稱二閣下一、大中納言參議稱二臺下一、若二江都一則依二朝鮮書式一、大君稱二殿下一、執政稱二閣下一、其佗稱二參政臺下一、三家第下、諸侯邸下、至二幕下之稱一、則姑置弗レ用可歟、雖レ依二室町之例一、究竟幕下卑二於殿下一、蓋曰二殿下一曰レ令、降二天子一一等、曰二幕下一曰レ敎、落二第二等一、於二時體一似レ不レ當也、覽者思焉

明人之志、有三分二記日本天皇日本國王一云、天皇不レ與二國事一、世享二國王供奉一焉、所レ謂國王、斥二鎌倉室町等歷世幕府一也、是苟有二其實一、人與二之名一者歟、然在二國人一、則未レ可二遽傚一焉

蘭林曰、杜氏通典、和一名日本、在二日邊一故稱レ之、劉昫舊唐書、日本者、和國別種也、以三其國在二日邊一、故以二日本一爲レ名、或曰、和國自惡二其名不一レ雅、改爲二日本一、從レ此前代史、皆唯稱二和國一、据レ之、則稱二日本一、吾邦自名也、然本朝記載、未レ聞レ有下言二自二何時一稱中日本上者甲、獨舍人親王日本紀、始譯二鵄末葛一爲二日本一、其書號亦用レ之、按張守節史記五帝紀正義、及夏本紀正義、並云、武后改二和國一爲二日本國一、意者守節、玄宗開元中人、逹二武后世一未レ遠、則其說似レ可レ信也、蓋武后時、粟田眞人充二遣唐使一、到二于彼邦一、武后賜二號日本一、自レ茲本朝以二日本一爲二國號一歟、（講習餘筆）考索精矣、然愚意未三敢必二焉

上將軍一亦爾、至二武帝時一、拜二衞青一爲二大將軍一、從レ此以來爲二正官一也

淸朝之制、將軍正一品加級、副都統正一品、提督總兵從一品、鎭守總兵正二品、總兵從二品、副將從二品、都司正三品、參將正三品、遊擊正三品、守備正三品、千總正五品、詳見二留靑新集一、按古今武職之階、未レ有乙高二於淸朝一者甲、然江南浙江廣東荊州福建、各置二將軍一、則威權自分、不レ如下漢大將軍一人、總中轄天下兵馬上也

職原曰、崇神天皇十年、命二四道將軍一遣二四方一、將軍之號、正起二于此一歟、其後景行天皇四十年、以二皇子日本武尊一爲二大將軍一、武日命武彦命爲二左右將軍一、東征二蝦夷一、爾來征討命二將軍一、不レ可二勝計一、聖武天皇時、陸奧置二鎭守府一任二將軍一、是本朝置二軍府一之始歟（或曰推古天皇十七年、筑紫太宰上奏、云云、是先二于鎭守府一）若二夫征夷征東等一、臨時命レ之、不レ聞レ有二其府一也、又曰、征夷始二於日本武尊一、至二文屋綿丸一、有二征夷將軍之號一、其後阪上田村稱二征東將軍一、藤原忠文加レ大、征夷之號、久以中絕、方三源義仲暫執二兵權一、拜二征夷將軍一、（東鑑曰、壽永三年正月十日、伊豫守義仲兼征夷大將軍）又大納言大將源賴朝辭二兩職一東歸、後就拜二征夷大將軍一、爾後連綿、按崇神十年、即漢武後元元年也、此時未レ有三使介之通二於西土一、則何以知レ有二將軍之號一乎、北畠氏蓋据二日本紀一立レ說、然此書至二上古名號一、則或有乙屬二追修一者甲、不レ可二盡信以引證一、大抵本朝文物、自下神后征乙三韓甲、百濟貢中典籍上而起矣、則將軍之號、蓋亦始二於應神以後一也

後小松帝幼踐祚、嘉慶元年春正月、始行二冠禮一、時年十一、大將軍源義滿理髮、蓋依乙漢大將軍霍光輔二

石林燕語云、司馬仲達稱二曹操一、范績稱二竟陵王子良一、皆曰二殿下一、則自レ漢以來、皆通稱二殿下一矣、至二唐初制令一、惟皇太后皇后、百官上疏稱二殿下一、至レ今循二用之一、蓋自レ唐始也、其制設レ吻者爲レ殿、無レ吻不レ爲レ殿矣、又曰、丘遲與二陳伯一之書、謂二臨川王宏一爲二臨川殿一也、胤曰、据レ之、則殿下之稱、始二于三國一、而觀二臨川殿之稱一、則本朝稱二貴人一爲レ殿、蓋亦有レ所レ襲也（燕磐錄）晉蘇峻稱二庾亮一曰二臺下一、亮時爲二中書令一、則位亞二三公一也、通二考前說一、自レ漢以來、殿下之稱、降二陛下一一等、閣下次レ之、但第下臺下等、亦皆稱二於公侯一、則未レ見レ落二閣下一、不レ知三如何差二第之一、且幕下之稱、本自二幕府一來、則似レ起二于漢時一、而蔡邕不レ言、可レ疑已、又按漢大將軍、位視二三公一也、稱二閣於三公一、則高二於幕一、郡守稱レ之、則卑二於幕一、隋唐大將軍、位次二省臺一、然其品猶高二於郡守一、則幕閣顗頏者如レ故、至レ若二殿下一、則未下嘗有中降二幕下一者上、本朝室町以來、大將軍每位二關白上一、不下復問中官爵品階上、是殿下反落二幕下一也、時世之變可レ觀已

王應麟曰、自二兩漢一至二北齊一、大將軍位視二三公一、隋十二衞大將軍、直爲二武職一、位二省臺之下一、唐十六衞、百官志、左右衞、（每衞各有二左右一）上將軍各一人、從二品、大將軍各一人、正三品、將軍各三人、從三品、掌二宮禁宿衞一、（玉海兵制）按左氏閔公元年傳、晉侯作二二軍一、公將二上軍一、太子申生將二下軍一、史記楚世家、齊桓公以レ兵侵レ楚、至二陘山一、楚成王使二將軍屈完一以レ兵禦レ之、」將軍之名、蓋起二于此際一、其後若二范蠡白起稱二上將軍一、廉頗李牧稱二大將軍一、及項羽上將軍、范增大將軍甲、史不レ絕レ書、然皆一時立號也、漢初如三呂祿稱二

則列國宜レ稱レ守、是謂ニ事體相當一矣

慶長以來、朝鮮來聘、國書贈答之式、稱レ我曰ニ日本國王殿下一、禮曹稱ニ執政一曰ニ日本國執政某公閣下一、稱レ彼曰ニ朝鮮國王殿下一、執政稱ニ禮曹一曰ニ朝鮮國禮曹參判某公閣下一、寛永乙亥、改稱ニ日本大君殿下一、其癸未、及明曆乙未、天和壬戌、竝同前、正德辛卯、又稱ニ國王一、享保己亥、又稱ニ大君一、爾後不ニ復改一焉、東涯曰、杜氏通典、梁制、諸王言曰レ令、境內稱レ之曰ニ殿下一、公侯言曰レ敎、境內稱レ之曰ニ第下一、此餘亦有ニ閣下幕下臺下邸下之稱一、臨レ文之間、可乙隨レ宜用甲レ之、亦正名之意歟、又曰、殿下、吾國專係ニ關白之稱一、朝鮮國以稱ニ其國王一 刊謬正俗

唐初太子令、秦齊王敎、與ニ詔勅一並行、見ニ通鑑一、此與ニ梁制一有ニ小異一焉、本朝效ニ唐制一、東宮曰レ令、但觀ニ盛衰記一云、源賴朝奉ニ高倉宮令旨一擧レ兵、則親王亦通曰レ令也、鎌倉以來、大將軍言曰レ敎、域內稱レ之曰ニ幕下一、如三野史云ニ御敎書一、可レ見已

秦漢以來、稱ニ天子一曰ニ陛下一、蔡邕獨斷曰、陛下、群臣與ニ至尊一言、不下敢指中天子上、故呼乙在ニ陛下一者甲而告レ之、因レ卑達レ尊之意也、及群臣諸士相與言、殿下閣下足下侍者執事之屬、皆此類也

因話錄曰、古者三公稱レ閣、而郡守比ニ古諸侯一、亦稱レ閣、故有ニ閣下之稱一、前輩與ニ大官一書、多呼下執事與中足下上、執事則指ニ左右之人一、尊卑皆可ニ通用一、又自レ卑達レ尊、例云坐前、尤非也、閣下落ニ殿下一一等、坐前降ニ几前一一等、豈可ニ借用一哉 稱呼辨正引レ之

宮城正衙爲紫宸殿、是言皇居也、郡守亦有衙内之稱、可見衙字通用上下、蓋牙門一轉作衙門、遂謂公堂爲衙也

蘭林曰、參讀末乙兒作詣義用、本自朝參來、通鑑、陳文帝永元三年、北齊高歸彥至明欲參、胡三省注、參朝參也、毛晃曰、參造也、趨承也、國人用參一字、蓋本于此（講習餘筆）

今代封建制、如無條例者、而其中自有節焉、蓋一萬石至二萬九千石爲一等、而三萬石以上（不滿三萬、不得列于執政）五萬石以上、（不滿五萬、不得通于天朝）十萬石以上、凡四等、其位次分五等、曰松間、（一曰大廣間）曰柳間、竝殿中正廳名也、曰帝鑑間、曰雁間、曰菊間、竝偏廳名也、所謂外様中、或封土大、或門地高、而稱國主准國主者、及宗室小侯、表著松間、或封土小、或門地卑者、柳間也、帝鑑及雁間、所謂譜第中、分門地高下、不必拘封土大小、而菊間則小侯也、其他有芙蓉棣棠躑躅桔梗等名、竝是小廳、而有司直所也、若夫三家及加賀越前、則各別有燕間云

正賀朝服、亦分五等、蓋侍從以上烏帽直垂、四品狩衣、諸大夫布直垂、（俗曰大紋）諸物頭布狩衣、（略呼布衣）諸士素襖、此其差也

方今稱國主者二十、稱准國主者三、而萬石以上、凡二百六十四人云、余竊以爲公其名、其實王者、今之江都也、其實侯、而守其名者、今之列國也、近世操觚家、或有公稱江都、而列國稱侯者、按周爵九命、侯則居七、而公居八、豈隔一命、而分君臣乎、弗思之甚、若夫事係乎天朝、江都稱公、

置郡大少領、則其有守名可知已（制度通）

鎌倉氏興、國補守護、莊園置地頭、從茲朝紳任外者曰國司、武人受領者曰國守、蓋依古名而別其稱呼也、其或槩守介掾目稱國司者、亦猶郡司之稱、包大少領政主帳也

徂徠曰、上古草昧之世、新辟荊棘者、祠而祀之、爲其國一宮、而以其子若孫爲國造、使司其神祭兼行國政（邦言政爲祭事、職此之由）比至中葉、內設八省百官、外置守介掾目、以責吏治、則國造不復與政務、特奉祭祀已、而爲所謂神主矣、（神主字見毛詩、此言廟令）令有以國造補郡司事、則似爲光榮、今人或認國造之稱、以謂尊貴之人者、非也、唯其門冑之古耳、（南留別志）按出雲大宮司、（出雲大社、尾張熱田、肥後阿蘇等大宮司、世稱曰三神主）今猶呼爲國造、蓋古之遺名也、應仁割據之餘、封建勢成、不可復更焉、今代諸侯、有國者曰國主、（國主、見五代史）有城邑者曰城主、（城主、見南史）無城曰領主、凡三等、若其告辭、國主曰歸國在國、城主領主、竝曰歸邑在邑、此其差也

東西諸侯入江都、謂之參府、留一年而給暇、在藩一年而又往、謂之參勤交替、（若江都近地、則半年交替、）亦猶周之述職、而在府日長矣

諸侯衙參、謂之登城、澹泊烈祖成績、直用登城字、恐不通、左氏傳曰、（昭十八年）城下之人、伍列登城、杜注、爲部伍登城、備姦也、通鑑梁紀、命大開門、緩服登城、遣精銳出戰破之、其他歷史、往往見登城字、皆屬有警、殊非衣冠常參之詞矣、東涯萱野三平傳、用衙參字、此可法也

蘭林曰、皇子稱親王、起于北朝、隋書禮儀志、用齊朝有親王稱、百官志云、皇伯叔昆弟皇子爲親王、又唐書百官志、皇兄弟皇子、皆封國爲親王、親王之承嫡者爲嗣王、此隨周隋制也、本朝稱皇子爲親王本此（繼嗣令云、凡皇兄弟皇子皆爲親王、是也）但唐從漢魏制、天子姊爲長公主、女爲公主、然則皇女爲內親王、本朝所創也（學山錄）

東涯曰、官爵勳階、古今沿革不一、周自有周官、漢自有漢官、吾先王建官設職、三公八省一臺六府、統治內外、世遵成憲、莫之敢更、而國人文字中、記國人事實、或厭官名不類漢、其超遷履歷、多以漢官代之、令人迷錯罔所考證、漢人見之、必謂本國故用漢官、豈實錄哉、官制建置、各國皆異、且或古貴而今賤、或古無而今有、國家之於漢亦然、不可槩而代之也、（刊謬正俗）本朝之古制、與西土之郡縣同、而日本紀、有國造縣主之名、比至中葉、職員令、有國守郡領之目、徂徠曰、邦言所謂孤匯者、郡也、摸之方音轉匯、舊事記所載、國名百四十有四、何太多也、是其爲郡斷可見矣、後之博士、嫌其名之似小、易以國字、而不知塡州字之爲正當矣、漢人見之、以爲未嘗統一者、（南留別志）獨爲國字所誤焉、夫郡縣之世無國名也、不待老生而知之矣、而當時博士學術之踈、誤用一成、難復改焉、豈不遺憾哉、又按國造之名、自神武時有之、而諸國置造、則防于成務矣、東涯曰、後又置國司、不詳其始焉、而仁德紀、載遠江國司上表事、爾來國史、多連稱國司國造、及文武定令、而國守名見焉、國守即國司也、但於從前帝紀、未認得耳、然孝德朝、既

彼則郡縣之制、而假封建之稱、此則封建之制、郡縣之名、而假侯號、爲有異耳、斯書法亦隨體有攸當焉

唐貞觀十一年、太宗以周封子弟、八百餘年、秦罷諸侯、二世而滅、呂后欲危劉氏、終賴宗室獲安、封建親賢、當是子孫長久之道、乃定制、以子弟荊州都督呉王恪等二十二人、又以功臣司空趙州刺史長孫無忌等十四人、竝爲世襲刺史、禮部侍郎李百藥奏論、駁世封事、魏徵褚遂良亦有異議、事遂弗行、見貞觀政要、愚竊以謂太宗之議封建、唯曰世襲刺史、則非復三代之名矣、蓋封制爵號竝復古也、雖彼土猶似有難者、而況吾邦乎、又意太宗之制果行、與方今事體酷肖、吾將取准焉、惜哉魏褚之輩沮之也

大名稱某國守者、文士用唐名、曰某州刺史或大守、東涯曰、中華古者州下有郡、郡下有縣、觀後漢志可見、唐以來、州郡並稱、隷于各道、既曰雍州、又曰京兆郡、是也、故中國設官州郡異稱、郡則稱大守、州則稱刺史、故紀傳中、未有稱某州大守者、吾國以州統郡、乃倣古制、若用唐名、當曰刺史 皆恐不可、若不拘封制也、直稱本朝官名而足矣、猶何假名於異邦之爲、況如彼大守、稱於郡而不稱于州、東涯嘗疑後漢書中、有曰益州大守者、檢郡國志、知其爲益州郡云、余亦疑綱目唐紀有曰播州大守者、閲質實、知其爲播州郡、按地理志、益州郡、漢武元封二年開、屬益州、故滇王國、播州亦故夜郎地、而皆邊郡也、故雖改州爲郡、刺史爲太守、直因舊名而加郡字耳 我朝太守、親王特稱之者乎、蓋未深攷也

本朝官制、諸國單曰守、唯上野上總常陸三國、例以親王爲守、或曰、三國守以親王因加大字、以別爲之、亦效唐制 于諸臣、而大守不之國、坐收職田賦税、俾介司國事、故此三國、任介爲受領、詳于職原

萬石以下叙爵者、亦稱諸大夫、大體如周官大夫、其佗大國如侯伯、小藩如子男、皆自收賦税、貢獻功役有常制、若夫推恩子弟、分地受爵者、宗國呼之爲分家或末家、文士稱之曰子侯若支侯、略似周時附庸、而得自通大君則異耳、先輩或以麾下諸大夫擬關內侯、蓋以其無國邑、而家關中之相似也、然較其品、崇卑殊絶、豈可得而比準焉哉、凡秦漢功臣、爵尊而祿薄、今之武家、封豐而位卑、則事體自有不同矣、方今歸命譜第、凡萬石以上、總呼爲諸侯者、蓋主封制而假稱之也、其正名則依舊曰守、其中名義不乖者亦亡幾焉、如對馬土佐等守、可謂正當矣、其佗如加賀薩摩、幷三國而稱一國守、如陸奥讃岐、分食其中、而稱其國守、猶是可言、或受封于肥、而稱守於越、或稱守於相、而有土于因、（羅山示諭曰、今之諸侯、或有身不居其地、而稱其國守者、是乃封號而非實封也、如越後考新田領地、而高師泰稱越後守、播磨者赤松封邑、而高師冬任播磨守、此類尤多）或假百司官名、以爲其稱、或萬石以下稱國守、名稱相冒者比比焉、略似曹魏名號侯、（魏賞功六等、名號侯爵十八級、關中侯十七級、關外侯十六級、五大夫十五級、與舊列侯關內侯、凡六等、魏志、建安二十年置、以賞軍功、今之虛封自此始、見小學紺珠）雜亂無章、載之簡牘、則錯認事體者不尠矣、故先輩或主封制、分爲二等、曰某國侯、曰某土侯、皆不得已也、重天朝官制、則得不依正名乎、蓋隨文體裁、互用之爲可、如欲以一定法括之則塞矣、要之封建之制、郡縣之名、今時體爲然、不可不知也

某國侯周例也、（周之國名即氏也、與本朝國名、若曰肥曰筑者自有異焉、是亦不可不知也、左傳、衆仲曰、天子建德因生以賜姓、胙之土而命之氏、杜注曰、立有德以爲諸侯、謂若陳爲嬀姓、命氏曰陳、正義云、諸侯之氏、則國名是也、可以見矣、）某土侯漢例也、又有稱曰某氏侯者、是與唐宋之時、稱刺史或節度使爲侯者同例、但

卿、命於天子者矣

禮王制、天子、三公九卿二十七大夫八十一元士、正義以爲夏制、月令曰、立春日、天子帥三公九卿諸侯大夫、迎春于東郊、書周官、六卿分職、各率其屬、以倡九牧、併而觀之、三代天子之卿、其爵雖與侯等、位在其上、而曰諸侯、則包伯子男之詞也、本朝之制、太政左右大臣爲公、大中納言參議爲卿、而今假稱曰諸侯者、三位至五位、以准五六七命、則與三代爵品略當焉

三代曰諸侯、秦漢曰列侯、其名雖類矣、其實不同、蓋封建郡縣、制度本異也、而秦與漢侯位、亦有崇卑焉、按始皇本紀、琅琊臺碑文、列侯王離王賁、倫侯趙亥馮毋擇、列于丞相隗林王綰上、索隱曰、倫類也、亦列侯之類、爵卑於列侯、無封邑者、然則倫侯卽關內侯也、續志、列侯所食縣爲國、黃瓊曰、列侯以戶邑爲制、不以里數爲限本注曰、功大者食縣、小者食鄉亭、得臣所食吏民、舊列侯奉朝請在長安者、位次三公、中興以來、唯以功德賜位特進者、次車騎將軍、胡廣漢制度曰、功德優盛、朝廷所敬異者、賜位特進、在三公下、不在車騎下志又曰、關內侯賜爵十九等、無土寄食在所縣民租、多少各有戶數爲限、荀綽釋百官表注曰、時六國未平、將帥家皆在關中、故以爲號見玉海、可併考

職原叙五位曰叙爵、今人或作位字看、謬矣、若然則六位亦可言也、愚按唐爵九等、王至縣男、王視正一品、賜食邑一萬戶、縣男視從五品、賜三百戶、本朝之制、叙從五位下、始賜位田八町、是其名義之所据歟、又任國守曰受領、旁注曰、受王命管領國事之義也

江都布衣、皆一官長也、其品視天朝六位、天朝（漢獻帝時、曹操封魏公、從此魏臣稱漢爲天朝、據此則方今事體公武對稱、宜斥皇家曰天朝）名稱、六位曰侍、五位曰諸大夫、雖叙四位、未聽昇殿者、猶呼爲諸大夫、又本無堂上地下之別、（地下字、於義不通、朝鮮官品、有堂上堂下之名、此可法也）但賜昇殿、則謂之堂上、其家累世不聽昇殿者、謂之地下諸大夫、所謂侍者、禁中瀧口、院內北面、（北面有上下、上北面、四位五位諸大夫補之、聽昇殿、下北面、侍職也）東宮帶刀等、是也

中葉以來、武弁出身曰武家、朝紳曰公家、（禮云、公家不畜刑人、此汎指上詞也、或曰、本邦曰公家、本斥皇家、因呼朝紳爲公家衆、今省衆字、與武家對、則全失意義）蓋時世之變也、徂徠曰、公家曰職、武家曰役、漢土亦有此別、蓋職者官人之所掌、而役者吏之所司也

江都所謂役者、天朝職也、所謂席者、位也、所謂格者、爵也、本朝實無爵制、然如曰公、曰卿曰殿上人、曰諸大夫、曰侍、當准之也

本朝所謂位者、唐朝品也、東涯曰、本朝之制、親王稱品、凡四階、諸王諸臣稱位、凡三十階、官曰任、位曰叙、令義解云、品位也、親王稱品者、別於諸王、又曰、親王四階、一品至四品、諸王十四階、正一位至從五位下、諸臣三十階、正一位至少初位下、凡四十八階也（制度通）

近世諸侯、始叙從五位下、稱之諸大夫、旋進從四位下、則稱四品、而任侍從、遷少將、轉中將、率不過此五等、武鑑所記、從五位下曰朝散大夫、從四位下曰中大夫、並以唐文散官視之者也、若夫尾紀陞大中納言、水戶及加賀、至參議中納言、則自餘所無也

三家及加賀、世陞三位以上、故其老許叙從五位下、或六七人、或四五人、亦有定制、猶三代諸侯之

鳥羽之禁レ之、是已、與二今之家人一不レ同、稽二之經史一、自有二數義一、詩云、宜二其家人一、謂二一家之人一也、史稱、廢爲二家人一、猶曰二庶人一也、又有乙謂二人家一爲二家人一者甲、（左哀四年傳、入二於家人一而卒、正義曰、言レ入二于凡人之家一）皆與二吾邦所レ謂家人一異義、但唐宋文曰二家人一、有レ似乙指二家僕一者甲、邦俗或据レ之也

今藩國臣、總曰二家來一、殊不レ成レ義、余嘗見二武田信玄與レ人書一、中有二家頼高阪彈正之語一、頼字較可、徂徠曰、宜レ用二家隷字一、（南留別志）按左定十年傳云、敢以二家隷一煩二執事一、蓋本二于此一

中葉以來、名家諸太夫、（天朝公卿、有二攝家清華名家羽林家等稱一、蓋并二別門地一者也、與乙汎曰二名家一者甲異）補二關白家司別當一者、謂二之家禮一見二職原一、或引二花鳥餘情一曰、家禮、言二子敬レ父也、故雖二他人一准二子致レ禮者、呼爲二家禮一、史記、高祖五日一朝二太公一、如二家人父子禮一、家禮字蓋出二于此一」以レ今觀レ之、禮一轉爲レ賴、又轉爲レ來、愈轉愈遠、若强解レ之、賴者倚賴之義、來者來歸之意歟、要レ之應仁以來、戰國割據之世之辭、不レ足二深辨一焉

六位朝服曰二布衣一、蓋布狩衣略語也、（布狩衣名、見二裝束鈔一）或曰、（山科家說）古製用レ布、後轉用レ絹、今製則濫也」一、江都人士、連二諸大夫一呼レ之、正如二爵名一、按六位法服、葱白袍也、布衣者、常服也、故雖二藩臣一亦有二著レ之者一、當初號令辭云、諸大夫六位而面、然則當時眞敍位、大禮著二葱白袍一、後來不二敍位一而准レ之、因朝服著二布衣一、大禮借二葱白一歟

蘭林曰、稱二士庶人不レ仕者一爲二布衣一、就レ服言也、鹽鐵論云、古者庶人耋老而後衣レ絲、其餘則麻枲而已、故命曰二布衣一、是也（山學錄）

澹泊曰、困學紀聞載、俗語皆有レ所レ本、援引確的、然華人所レ謂俗語、今世翻有乙用爲二雅語一者甲、嘗試言レ之、如二普請黨等波稜菜線蘿蔔一、皆華言也、民生日用而不レ知、則此間俗語、亦豈無乙有レ所二從來一者甲、湖亭涉筆 按本朝中古、寵二樹浮屠一、因挾二朝旨一、以募二建堂塔一、普請之名蓋起二于此一、後來不レ問二緇素一、通爲二工作之目一也

書院番、唐御書院、聚二四部書一、以二甲乙丙丁一爲レ次、列二經史子集四庫一、猶二漢蘭臺石渠一、吾邦室町以來、謂二正廳一爲二書院一 小姓番、謂二之兩番一、其餘有二大番新番一、即室町所レ謂番方也、又有二與力同心一按唐時、供奉親衛勳衛翊衛散手、號二衛內五衛一、見二小學紺珠一 先輩或以二親衞一准二小姓番一、勳衞准二書院番一、翊衞准二與力一、皆似、今若以二供奉一擬二新番一、雖レ不レ中不レ遠矣、但大番竟不レ當レ准二散手一耳

徂徠曰、今之所レ謂役人、猶二古職事官一、番士、猶二長上官一、南留別志 東涯曰、令義解及續日本紀、多言二材技長上一、此亦晋唐之制、方以智通雅曰、長上、長直不二番上一也、又曰、長上不二獨將士之名一也、宋故事、侍講更直、侍讀長上、胤按將士工匠等人、不二分番遞休一、常直二其局一、謂二材技長上一、猶二今武職稱二平詰一也盍簪錄

澹泊曰、通鑑唐文宗紀、茶綱役人蕭洪詐稱二蕭太后弟一、是雖乙與二此間所レ稱役人一不甲レ同、而其義則有レ所二關涉一湖亭涉筆

不レ列二朝班一者、總曰二家人一、按天慶以來、源平二氏、世奉二閫職一、奔二命東西一、諸國武士、隷二于其麾下一者、呼爲二家人一、源平家人、略似二唐藩鎭牙兵一、然彼聚在二麾下一、此散處二於各土一、則有レ不レ同耳 蓋謂二私屬一也

又曰、至ニ武士一、則莫レ不レ屬ニ源平二氏一者甲、其子孫皆稱ニ譜第一乙　今或作ニ譜代一謬矣

侍稱在ニ古甚重、弘安禮節、載ニ後宇多帝詔一曰、五位六位等下北面、推稱レ侍」、夫五位六位猶曰ニ推稱一則其重可レ知矣、按職原、古者攝關大臣家、皆置ニ侍所一補ニ別當一、六波羅鎌倉亦效レ之、今呼ニ僕隷一爲レ侍則濫甚

今代提封之制、以レ石數レ之、一萬至ニ百萬一、總曰ニ大名一其中爵位自有ニ差等一、公邑置レ宰以理者、曰ニ代官一、如ニ漢縣令一、而其品較下

提封、漢書匡衡傳、初衡封ニ僮之安樂鄉一、鄉本田提封三千一百頃、南以ニ閩陌一爲レ界、注師古曰、提封、擧ニ其封界內總數一　所レ謂大名領分也、領分猶レ曰ニ管內一、蓋本郡縣之名、轉爲ニ封土之稱一　若ニ夫代官支配地一、通鑑梁武紀、東魏高洋召ニ唐邕一、使レ部ニ分將士一、邕支配須臾而畢、胡注、支分也、配隷也　宜レ曰ニ治下一、方今之體、公邑封邑、犬牙相接、與ニ漢之郡國一、相似焉

萬石以下、列ニ于朝班一者、總曰ニ旗本一、猶レ曰ニ麾下一、蓋本軍行之詞、汎指ニ中軍衞騎一、轉入ニ治世一、因循不レ改ニ其稱一、此軍國同名者也

麾下免ニ番直一者、曰ニ寄合衆一、列ニ于寄合一、自有ニ二道一、蓋三千石以上、本爲ニ寄合班一、見レ選就レ職、有レ過免レ職、則復ニ于本班一、三千石以下、布衣以上、有レ過免レ職、亦列ニ于此班一　曰小普請、三千石以下、有レ罪而黜者、入ニ小普請一、或父居レ職中、其子未レ補ニ番士一而父死、則亦列ニ于此班一、謂ニ之家督小普請一、越世家云、家有ニ長子一曰ニ家督一」今謂ニ襲祿一爲ニ家督者一、蓋義之轉也　白石對ニ韓使問一曰、凡兵少不レ足レ成レ軍者、各合ニ其衆於一麾下一以成ニ一軍一、俗呼曰ニ寄合衆一」按大阪之役、陳列有ニ寄合之名一、則不レ可レ謂ニ臆說一、蓋亦軍行之稱、沿舊不レ改者也、小普請、每歲百石出ニ三金一、以助ニ工役一、故有ニ此名一

司徒曰造士、雖依此名皆步卒也、簪褭、御駟馬者、要褭、古之名馬也、駕駟馬者、其形似簪、不更者爲車右、不復凡更卒同也、大夫者在車左者也、官大夫公大夫公乘、皆軍吏也、吏民爵不得過公乘、得貰與子若同產、然則公乘者、軍吏之爵最高者也、自左庶長已上至大庶長、皆卿大夫、皆軍將也、所將皆庶人更卒、故以庶長爲名、大庶長、即大將軍也、左右庶長、即左右偏裨將軍也（玉海官制）

商君天資刻薄、爲法自弊、不可與言治道矣、然其所建議更革、皆井然有條理、雖區區爵名不苟也如此、豈謂非偉才哉、室町時、細川賴之秉政、凡百制度、皆其所議定、稱爲有識、如何區區者、乃弗能改瓶、而沿用鹵莽名稱也、嗟夫十一等爵號、除公族及守護奉行外、皆不入文字、則其佗稱呼、可推而知焉、因循至今、武弁職名、不可記載者、十之八九矣、豈不遺憾乎

東涯曰、封建廢而郡縣興、漢士之古今也、國司替而守護專、本朝之古今也、本朝之今、即漢士之古、故述職朝貢今日之禮、猶三代之公侯伯子男也、視之秦漢以後、則徒存其名焉、漢士之今、即本朝之古、故國司郡領王朝之制、猶漢唐宋明之郡守縣令也、稽之三代之時、則未見其準焉、此古今之大體也（盍簪錄）

今代宗室、尾張紀伊水戶曰三家、至乎近世、田安一橋淸水曰三卿、自餘總曰家門、即室町所謂公族也、歸命大名曰外樣、功臣受封者曰譜第、蓋別于新附也

譜第本謂譜系、轉爲累世之義、職原曰、凡稱侍者恪勤親王大臣等家者名也、其中賞譜第賤放埓、

探題、本言於詩賦、轉爲職名、則監察之義也、守護、字面分明、檢斷、檢按裁斷之意也、奉行見于令、按唐詔勅式、中書令宣、侍郎奉、舍人行、本朝亦效之、中務卿宣、大輔奉、少輔行、蓋謂奉上旨而行于下也、後來遂爲職名、如東鑑云、以某爲鎭西奉行、是已

漢百官表、爵一級曰公士、二上造、三簪裊、師古曰、以組帶馬曰裊、言飾此馬也 四不更、五大夫、六官大夫、七公大夫、八公乘、九五大夫、十左庶長、十一右庶長、十二左更、十三中更、十四右更、十五少上造、十六大上造、十七駟車庶長、十八大庶長、十九關內侯、言有侯號而居京畿、無國邑 二十徹侯、言其爵位、上通於天子 皆秦制、左傳正義云、成十三年、有不更女父、襄十一年、有庶長鮑庶長武、春秋之世、已有此名、蓋後世以漸增之、商君定爲二十、非是商君盡新作也 徹侯金印紫綬、避武帝諱曰通侯、或曰列侯、改所食國令長名相、又有家丞門大夫庶子 玉海官制

劉劭爵制曰、春秋傳、有庶長鮑、商君爲政、脩其法品爲十八級、合關內侯列侯、凡二十等、其制因古義、古者天子寄軍政於六卿、居則以田、警則以戰、在國則以比長閭胥族師黨正州長鄕大夫爲稱、在軍則以卒伍司馬將軍爲號、所以異在國之名也、秦依古制、其在軍賜爵爲等級、其帥人皆更卒也、有功賜爵、則在軍吏之列、自一爵以上至不更四等、比士也、大夫以上至五大夫五等、比大夫也、九等、依九命之義也、自左庶長以上至大庶長九卿之義也、關內侯者、依古圻內子男之義也、列侯者、依古列國諸侯之義也、然則卿大夫士之品、皆倣古制而異其名、亦所以殊軍國也、古者以車戰、兵車一乘、步卒七十二人、分翼左右、公士、步卒之有爵者、上造、造成也、古者升

之稱大名者、略似二代諸侯

公方之號、未詳其始焉、和事始云、昉于鹿苑公、伊勢氏駁之、引祇園執行日記、以證先是稱寶篋公爲公方者、且曰、公方猶今世曰公儀（公儀、邦俗汎指上詞、猶漢曰國家、亦未詳起何時、今定斥江都）士民尊稱幕府詞也、（史記李牧傳、市租皆輸入莫府、漢書李廣傳莫府注云、以軍幕爲府、古字通用、）非天子命號也、（和事始正誤）或云、公方本斥天子詞、後來轉爲幕府稱呼、（再考太平記、鹽飽入道自刃條、有汝未蒙公方之恩云々語、蓋斥鎌倉莫府也）愚按東鑑、未見此名、而太平記、（北野通夜物語條下）載靑砥左衛門行實曰、於其身也不苟過差、公方事則不吝千金、是固記者之辭、而非藤綱之言、抑夫轉稱之漸、或由此際來歟

寛永以來、稱公方以大君、按大君字、始見易、履之六三、武人爲于大君、愚意大君汎稱也、稱之于天子、稱之于公方、皆無不可、今夫庶邦大名、假稱爲侯也、即公方亦不假一種名號以稱之、尊卑何別、蘭林曰、凡稱大君者、皆言人君、易左傳等所言可見、然有稱人父爲大君者、晉書、溫嶠嘗謂鯤子尙曰、尊大君豈惟識量淹遠、又魏志、董昭書與春卿曰、足下大君昔避內難、此皆稱人父者也（學山錄）

驪川（草加親賢備前人）曰、鹿苑公平均宇內、祖宗三世、以威武臨覇府、乃制士人之爵、爲十一級以統焉、一曰公族、二曰大名、三曰守護、四曰外樣、五曰評定衆、六曰御供衆、七曰申次、八曰番方、九曰國人、十曰奉行、十一曰末士、而外鎭則依北條氏之制、置探題檢斷二等、委以各地之事、（東儀自序）按守護始于鎌倉氏、探題起于北條氏、奉行檢斷則舊矣

正名緒言卷之上

岡山　菱賓大觀著

武士之名、戰國以來有之、如蘇秦傳云、武士二十萬是已、徂徠曰、本朝中古稱武士者、亦謂諸國軍兵、隨國大小、定額多寡、國司沙汰之所遣者也、國有軍團、而大少毅等官、專掌武事、選民之勇悍而堪戰闘者、習之武藝、以充行伍、就中又擇其尤者、徵諸京師、隸于四府（左右衞門府、左右兵衞府、謂之四府）或使廳（言撿非違使廳）平素警衞宮禁、有事奔命于四方、謂之大番、惟時武士、若積勤勞、若建戰功、則或賜予田祿、或叙任官位、然率止四府尉諸國介掾、靡有超六位者、（蘐園談餘）又曰、古之民、耕公田者爲良家、是即武士也、耕私田者爲奴婢、今之百姓、此奴婢之類也（南留別志）

大名之稱、起于鎌倉氏、蓋古之時、兵農未分、卒伍出於田賦、而六歲一改班田、則安得有所謂多田翁者、中葉以還、朝綱寢弛、班田法壞、天下之田、爲民私有也、兼幷勢成、而有所謂大名者、徂徠曰、廣有土田、多出兵賦、故謂之大名、較次者謂之小名、皆言名主也、（名主見東鑑、里正也）鎌倉時、武士率無官位、故以家道大小差別之（蘐園談餘）野史所謂在鎌倉大名小名、蓋是也、室町以降、事體漸變焉、而今

一今代事體、既有封建之實、猶依郡縣之名、和漢古今、未嘗有此樣式也、究竟弗能脫擬議遷就焉、雖然、必期正名之秋、猶望河淸、豈可闕毫倏之哉、故姑且不得不從事于斯

一凡所引用、如盛衰記、太平記、和事始及正誤、殊號事略、讀史餘論、白石雜著、蘐園談餘、南留別志、制度通、唐官鈔、年山記聞、講習餘筆等、本書皆用國字、今譯以漢文也、語言轉折、未必無小差焉、而大意則自保弗忒云

一或有徒引書、而下不置一辭者、是必關係乎前後條焉、如引漢百官表、乃照料室町爵號也、併而觀之、雅俗淺深、瞭然判矣

一此編本將訓童蒙、獨懼紕漏或多、貽謬後生、是以不敢自妥、爲謄數本、就所恃爲匠石者而質焉、但欲議論痛快、不暇避嫌也、毋意乎懸之國門、長屬于未定之書、試運大斤、以斲鼻端之堊、余雖乏郢人之質、敢憚改過

天明戊申冬十一月　　菱賓識

天明己酉春正月　　社友尾藤肇撰

菱生將レ刻二其先人正名緒言一、請レ改二書余舊序一、余方老病在レ蓐、尤艱二作字一、而大觀余之故人也、必不レ喜二他人書一レ之、乃强秉二筆爐之傍一、時寒氣墮レ指、且炙且書、潦草最甚、然是報二大觀於地下一也、不レ顧二乎大方之咲一也

文化己巳季冬　　約翁肇再識

正名緒言凡例

一莊周有レ言、名者實之賓也、又曰、苟有二其實一、人與二之名一、蓋其實既變、名亦隨遷、此必然之理也、正名之學、不レ可レ不レ講焉

一國朝之形勢、一二變乎鎌倉一、至二室町一而極矣、其間名號之棼亂、稱呼之舛訛、不レ可二枚擧一、因循至レ今、未レ能レ或二之正一也、余恒慨焉、私考二名實之變遷一、假定二賓主之對偶一、凡舊說之涉二於稱謂一者、輯略而折衷焉、厠以二臆見一、取次錄レ之、不三復分二類目一、標曰二正名緒言一

一竊閱二近世作家一、其据レ實而與二之名一者、多失二乎僭踰一、其執レ名而遺二之實一者、多失二乎拘泥一、皆不レ免二偏一矣、余之所下以就二中間一求中正路上也

正名緒言

今世文士之好著述也、賦頌記序、其行于世者、纍々乎多哉、而有之無所補、無之無所闕、則亦徒然而已、何必爲之、嘗與友人大觀語及此、因以一慨、頃大觀手一冊來、示之曰、猶是以爲徒然歟、余取而視之、正名之說也、乃嚬曰、豈翅徒乎、誤人之害、其在于斯矣、且子何用是區々者爲、大觀曰、何見斥之峻、雖然知子之意、子盍爲我序、以道其所以斥焉、是其說不與子合者亦有之矣、唯我苦心、非子終無知也、余唉而頷之、既題其首曰、夫名也者、主者所以自命、非他人所得而改也、吾儕今得一拳石、名爲某山、得一朽株、名爲某峰、斯物也、我之有也、名既定矣、人誰不從而呼、有黠僕、不可其名、私以更之、必將怒且撻、官職豈非上之有歟、乃士庶而議名、則其爲黠僕也大矣、然則大觀何爲有斯撰也、今之職名方言里語、直指其事而呼之、非慣之有其素者、或不能曉焉、大觀乃擬以文字、而夫令可記載耳、非若世儒掲古官冒今職也、而記載之用、將行諸遠、方言里語又何取焉、獨懼輕俊年少、遽見大觀所爲、而弗審其意所在、或一據斯書、以爲典要、或益高其說、以衍古雅、將有不勝其弊者、此余之所以嘗一斥之也、讀者有見於其苦心矣、則斯書之區々、安知其非可考哉

正名緒言

菱川大觀著

上ニ候得者、愚成私が人の爲にもよからんと存付候迷ひの念もはれかしと、愚痴の至恐れも不ㇾ顧書附申候、前後不都合之儀可ㇾ有ニ御座一候へども、其段は御聞捨被ニ成下一候樣に奉ニ願上一候、迚も御取用に相成候儀は不ニ存寄一候事に候得者、一通り御聞せ被ㇾ遊候上にては、必御燒捨にも被ニ成下一候樣仕度奉ㇾ存候、萬々一御耳に止り候儀も御座候はゞ、生々世々本望難ㇾ有奉ㇾ存候間、乍ㇾ恐御用多も不ㇾ顧、不調法の段御高免奉ニ願上一候、以上

天明七未年六月十七日

麴町十三丁目
五郞兵衞店
下駄屋
甚兵衞

伊奈半左衞門樣
御役所
御役人中樣

下駄屋甚兵衞書上 終

町人が賣女風と相成候故、次第に困窮仕候に付、自然と賣買の利潤にも無理成事出來仕候樣奉レ存候、尤賣女も新吉原計にて不ニ行屆一候はゞ、今一ヶ所も片端にて賣女屋御免被レ成候て、町内に賣女屋無レ之樣に相成候はゞ、町人の身上も宜相成可レ申、近所二三丁出候得ば早賣女屋御座候樣に相成候故、子ども行儀風儀も惡敷、唯奢のみ長じ候樣に御座候間、寺社門前の上り地面初御上納地にても、賣女屋差置候儀急度御法度に相成、壹町限町人へ右御吟味被ニ仰付一候はゞ、賣女差置候者も有間敷と奉レ存候、名主行司抔へ賣女屋より相應の禮物等差出候て差置候樣との世間の噂も御座候間、ヶ樣の儀嚴敷相止候樣被ニ仰付一候て、賣女は右御免の場所計に相成候樣に被ニ仰付一候はゞ、人々家業怠りなく相成可レ申、町家の妻妾下女に至迄行儀の亂も賣女屋多く御座候故と奉レ存候、先年のごとく賣女少き時節の形相成候はゞ、自然と男女姉妹の行儀も正敷、夫々家業第一に相成可レ申候、物の亂は女色に御座候得ば、ヶ樣に女色盛に相成候も、前々申上候通陰氣盛にて陽氣衰に成行候故、何から何迄陰氣盛に陽氣衰、陰陽和合片落に相成候故、天地の氣候も不順に相成候樣奉レ存候、ヶ樣の儀も此度御救の御序に御改被レ下候樣に、町御奉行樣へ被ニ仰談一候はゞ、町人親方分の者は廣大難レ有事と、右此度町人共御救の御慈悲被ニ成下一難レ有奉レ存候、右御救の儀御役勤被レ進候に付、御慈悲にあまへ愚意の存付奉ニ申上一候、乍レ恐一通り御聞被ニ成下一候はゞ重々難レ有奉レ存候、誠に御耳を穢候段恐入奉レ存候得共、近年困窮彌增に相成候故、存候儀箱訴にも仕度奉レ存候處、幸此度の御慈悲にすがり申候て、ヶ樣の儀も奉ニ申

高き米問屋向に有ㇾ之間敷承候處、然に此節壹斗七八升貳斗と申ならし直段に相成候事、何れ手段可ㇾ有ㇾ之儀と奉ㇾ存候、此節大坂にて正米壹石に付百貳拾目か百三拾目位迄仕候由、江戸壹石に付三百目餘に御座候得者、千石にて者凡三千兩餘の相違に相成候ゆへ、上方より澤山に米下し候て利德御座候道理なれ共、差下し不ㇾ申候儀何れ問屋向に子細可ㇾ有二御座一と奉ㇾ存候、此段御吟味御座候て、兎角賣買仲間銀高下自由に不二相成一候様に被二仰付一候はゞ、一統難ㇾ有可ㇾ奉ㇾ存候儀に御座候事

一　大坂者北濱にて日々諸色の相場相立候故、毎日高下御番所様へも相聞へ候に付、町々にて金銀錢米始、諸色相場高下日々相知候故、町方にて賣買仕候もの夫に連直段高下一同に御座候得者、賣買仕格別の損毛無二御座一候由、江戸表にて者ヶ様之儀無ㇾ之候故、本町通抔にて百文に賣候物は、拾文に直段下り候ても、本所邊牛込邊にてはやはり百文に賣候様之儀數々御座候故、同じ物相調候ても其家にて直段相違格別の儀に御座候得ば、兎角賣買の仕法我儘に御座候様奉ㇾ存候事

一　江戸寺社門前地、幷御家人拜領地にて賣女差置候儀多御座候に付、折々御吟味にてけんどく（マヽ）申儀にて、賣女召捕れ新吉原へ被ㇾ遣、地面は御取揚相成候儀難ㇾ有御政道と奉ㇾ存候、然ば請負人右地面上納に相成候ては、賣女を差置候事表面に出候體に相成候故、所々に賣女屋多く出來候に付、町々の手代共迄も親方へ損毛掛り候儀數々、町人も自然と奢り强相成候故、家業怠り候様に成行申、分けて近所に右體の賣女屋御座候ては、衣裳も華美なるを見習ひ、輕きものゝ女房娘迄も衣裳はでに成候て、

兩と申金子にて割候ては廣大の違に相成候、右諸國の困窮ヶ樣の儀、其根元と成候樣に、奉ㇾ存候事

一　諸國賣買不自由に相成候のみならず、交易片落に致候て、其利を得るものは問屋株の類計にて、末々商人は何事によらず利潤薄く相成に付、百姓の困窮も元來此一ヶ所より始り候事と奉ㇾ存候、其樣子は百姓へ買取候ものは下直に成候ものも無數相成候故、以前一ヶ村にて米百石作り取候村方、唯今にては五六拾石ならでは取ぬ樣に相成候故、年貢上納にて相減候得ば、乍ㇾ恐上々樣にも御不勝手に被ㇾ為ㇾ成候樣に成行可ㇾ申と奉ㇾ存候趣、百姓衆よりの物語も度々承候、乍ㇾ序百姓の事迄も取交奉㆓申上㆒候、ヶ樣に百姓町人の賣かひ喰違御座候ては、水と魚との樣になくてはならぬ百姓町人の間柄、敵の樣に利を爭ひ候故、第一百姓之難儀に相成候、百姓困窮仕候得ば作物不足仕候付、自然は町方へ買取候物も高直に相成候故、町人も困窮仕候樣に相成申候、百姓町人は旁ならぬ家業にて、互に助合候者がヶ樣に成行と申ものも、問屋仲買の新株出來候て、利潤を得候もの片落に相成候故と奉ㇾ存候、ヶ樣の儀も御吟味被ㇾ下候はゞ、四拾年已前の方に准候樣に賣買の風儀に相改候はゞ、諸國一統繁昌可ㇾ仕と奉ㇾ存候事

一　米屋仲間何屋仲間と申儀、夫々上納を以相定候故、直段高下も其者共心次第にて自由に取計候樣に相成候故、直段下直に買入候物も格別高直に賣拂候儀、既に此度の米直段にて御推量被ㇾ遊可ㇾ被ㇾ下候、舊冬買入候米者兩に七斗より高直は無ㇾ之、今年三月末入船の米も問屋へ買取候者、兩に五斗より

は不レ及レ申、江戸町人迄も其事のみ申暮候故、願くは上々樣にて五穀成就の御祈禱被二仰付一候樣相成候得ば彌豐作可レ仕候、兎角天の順氣人力にては行屆不レ申、神佛の御力を借り可レ申事第一の儀と奉レ存候、ヶ樣に申上候も恐有事ながら、此節生業不自由に付、色々愚痴の迷ひをも奉二申上一候事

一　關東筋文字金びた錢通用多時分に百文に調たものは、只今にては二百文にて相調候樣に相成故、御大名樣方寺社方抔の御勝手向御入用の違、十六年以前の御帳面と御引合被レ成候得ば、御手當の違相知れ可レ申と奉レ存候、右金銀直違の儀は京大坂引合の問屋中へ御尋被レ遊、二十年以來の帳面の樣子御吟味御座候はゞ、明白に相知れ可レ申事

一　二朱銀四文錢通用相止候歟、又は四文錢百文に付銀六貫取引定直段被二仰付一、南銀も壹兩に付びた錢五貫文の引替に相定候はゞ、南鐐四文錢の位金と相應仕候樣奉レ存候、金子とびた錢の高下相場御座候て、南鐐と四文錢は四貫壹兩の割合にて、定直段にて、通用御座候はゞ、世上一統に悅可レ申と奉レ存候事

一　兩替の儀も先年は金壹兩に付、廿文位の直開にて兩替仕候處、四文錢出來候てより以來は、段々直違御座候て、只今にては壹兩に付百文以上の直違にて兩替仕候故、不二存寄一兩に付七拾五六文餘の損も御座候得ば、御武家樣百姓町人に至迄及二難儀に一申候、其樣子は五文拾文乃至百文貳百文と小錢を集、金子兩替仕候節は壹兩に付七拾五六文の損毛に相成候、兩にては纔の樣に候得共、日々通用何萬

一　近年五穀者不レ及レ申、諸色地より生る物豐作と申事は稀に御座候故、諸色高直に相成候も一通り尤に候得共、全體錢の相場下直に相成候故、世上一統困窮仕候樣奉レ存候事

一　近年天の順氣惡敷候故、穀物實のり不レ宜候に付、百姓も困窮、夫に連御大名樣方へ受納も相減候付、自然と御難澁被レ爲レ成候樣に奉レ存候、上々樣方御儉約にて、前々より相定り候神社佛閣にて祈禱料も御止め候故、神佛の加護も薄く御座候に付、夫に連候て天下の順氣も惡敷相成候歟と奉レ存候、上々樣御儉約被レ成候も兎角陽氣衰陰氣盛に相成候故、御家來へ被レ下候物者半知抔と申事御座候得共、奥向相勤候女中へ半知と申事は相聞不レ申候、此御儉約に女中方のはで成る衣裳抔と御振り替被レ成候も、五穀成就の御祈禱も前之通勤させられ候樣に相成候はゞ、佛神の御守も宜敷相成可レ申哉と奉レ存候、ヶ樣に申上候得共、社人坊主にひいき之樣に相聞候得共、坊主にも社人にも私親類は無二御座一候得ばひいきは無レ之有樣に申上候、左候はゞ自然と豐作に相成可レ申哉と奉レ存候、既に今年麥作十分の出來に承候處、三月中旬頃の雨天にて大に不作に相成候、初の積りより半分の出來に相成候由、天の順氣に連候事故、日照には雨乞、長雨には日和の御祈禱抔、昔は上々樣にて重て御取計御座候由、此節百姓の喰に當候事江戸表へ多く出候故、大勢の命つなぎ申候、若今年秋作惡敷候得ば、大難儀は不二申及一事と奉レ存候、此節田畑之樣子にて者、十分に餘り候豐作と百姓衆の物語も承候得ば難レ有事と奉レ存候、併此後天之順氣若惡敷相成候得者、折角作り上候田畑不作に相成候哉と大に按じ暮し候、百姓

一　四文錢の裏に青海波ハ形御座候も、皆其大水にて御座候得者浪と成水の本體をうごかし候故、自然と雨を催候樣に相成可ㇾ申道理と奉ㇾ存候、尤四文錢は川合越前守樣より始り候故、其功の殘候樣に思召候て浪の形を御付候とやらん申者も御座候、天下の御寶と相成候錢ヶ樣の形出來候も、自然と陰氣を動し候樣に相成申候、又貳朱銀の極印に七ッ星を御付候も田沼樣定紋とやらん申候得共、是も天下の御寶ヶ樣の極印出來も、星は陰にて夜顯れ候者か、晝盛に通用する物に顯候は如何にて候、壹人前の紋所は其人限の事に候得ば、天下通用の寶には如何あらんと申人も御座候、夫故か六七年以來日照りて干損も無ㇾ之、雨降りて水逸五穀成就不ㇾ仕候、其大洪水水難の國々多御座候、とかく陰陽和合して五穀成就之順氣に相成候はゞ、自ら地より生る物穀野菜に至迄、澤山に相成可ㇾ申奉ㇾ存候事

一　御大名樣方廿ヶ年以前迄は、江戸表の御家中へ御切米方皆々國元より米積下り御用辨ぜられ候處、近年貳朱銀通用被二仰付一候てより、金の位惡敷候故、大坂にて米御拂被ㇾ成候て、江戸にて御買入被ㇾ成候得者、金百兩に付て貳拾匁程の御德用御座候に付、皆々大坂にて御拂被ㇾ成候、江戸にて御買入に相成候故、自然と江戸米不足に相成候樣に奉ㇾ存候事

一　大坂表其外西國筋より江戸表へ米積下り度奉ㇾ存候得ども、金の直違にて相場引合不ㇾ申候故、積下候石數減じ候樣に奉ㇾ存候、此節貳朱銀通用相止候はゞ、金の位直り候に付、西國筋より積下候米穀始諸色澤山に下り候樣に相成可ㇾ申と奉ㇾ存候事

下駄屋甚兵衛書上

乍レ恐書附を以奉二申上一候

麹町十三丁目
下駄屋甚兵衛

一 近年諸國一統困窮仕候に付、東國筋西國筋百姓町人に至迄、御救之御慈悲御座候儀難レ有御座候に付、乍レ恐愚意存付記し奉二申上一候

一 廿年以來諸色高直に相成候儀は、貳朱銀出候てより西國方金相場段々下直に相成候、大坂表にて其以前金兩に付六拾匁より七拾貳三匁迄高下御座候處、唯今にて者五拾匁五拾五六匁相成候故、先年よりは金の位惡敷相成申候、凡金銀は陰陽にかたどり候物とやらん承候、右之直違にて陽衰へ陰盛に相成候道理にて、陽の日影衰陰盛に相成候故、兎角雨天にて水難多御座候、何れ陰陽和合不レ仕候ては五穀成就不レ仕道理歟と奉レ存候、陽之金之位惡敷相成候儀は、貳朱銀四文錢出來候てよりの事と奉レ存候、先年之通に貳朱銀四文錢通用相止候はゞ、金銀の位に和合仕、近々の內諸色下直相成、三十年以前のごとく國土繁昌仕時節に立歸可レ申と奉レ存候事

下駄屋甚兵衞書 上

は、平人の世に落たるも同然なるを、御選みありて舊藩を繼せ奉らば、遠くは德廟への御追孝、近くは明廟への御追悼、且親親の道を天下へ視めし玉へる一端にもなるべき哉さもある事ならば、御三藩にての御取計御仁德によらせられ、御先業を厚く愼み思召し、御本親の御中御敬愛深き事を人々感じ奉るべし、一物を行て衆善皆得るの道理にて、天下の耳目も改るべし、仁にあたりては師に讓し類とは、今時に於ては實に此一擧にあるべし、くれ〳〵も御明德の盛にあらせ玉ひしを、姦黨邪佞の浮雲を起して日月の光を蔽ひしは、惡むべく恨むべく、骨髓に透りて憤激し奉る也、せめて此上冀くは御連枝の御內にて、最當時御屬近く、御追慕の御志深き賢公子をえらび奉り、舊藩を繼せまいらせ、並び干城に建て奉り、さきの御明德の終に顯れさせ給はずして、空しく世に即せ玉ひしを永く御追悼あらせ給はんかしと、野夫孝戚が願ふ所也、犬馬の齒ひ他の所望なし、くどくも御屬近き御藩屛の內にて御志厚く格別に御追遠ありて、御君德の一端なりとも後世へ傳らせ玉ひし樣にならば、死すとも朽ずと云ふべきもの也、吾儕小人賤しき身として是等の趣を述べ奉るは推參多罪の至り、もつたいなく恐れ萬々なれども、今時の御大變區々に堪へずして、己が分を忘れて覺へず獨說し奉る也

天明七年丁未春正月　　　薗田處士大冢孝戚再拜

救時策終

御心慮のまゝに萬機をなし給ひし御事も成らせ玉はず、終には世に即せ玉ひばたとゆべき様もなく、痛哭し奉るに堪へたるなり、取てかへらぬ御事なれば、せめて此上御仁德の程なりとも、永く後世に傳らせ玉ひ、人々御時節には御宗室の御方々、御心思を勞せられ給はねばなりがたし、謹て按じ奉るに神祖の御叡慮にて建させおかせ給ひし御三藩は、御長策恐ながら今更又感じ奉る也、殊更當時御賢明の御寄合にて殘る所なく、されば卑賤の我を忘れて尊嚴の重きを思慮し奉るは、恐れ憚り奉るべき事にて、謹默すべき第一なれども、古へ蒭蕘に詢ると云ひ、庶人は傳語と云ひ、或は缸筩を設けて衆議を聽しと云ひて、卑賤なる者の時の得具をいへるをも、取事有によりて、分を顧みずして竊に當時の趣を愚按し奉るに、恐察する所、御三藩にて御取計ひの內にも事によらせられては、嫌疑もありて果敢になし玉ひがたき筋の機變もなきにしもあらずあらせ玉ふべけれ、明廟へ御屬近き貴介公子の才德侍らせ玉ひて、外樣になりてませしを御選びありて、舊藩の空殿になりて在しを繼せまいらせ、御三藩の御饗應になし奉らば如何有けん、中庸の公子なれば、當時は急ぬ御事なれども、一通ならぬ賢公子なれば、人望の歸する所にして實に天下の御干城なるを、見す〳〵すごし奉るは、天下の御爲に惜み奉る也、賢者をば卑賤より貴人に選み擧て、高位高官になして天下を治る道具にする事なる、まして御屬近き賢公子なれば、猶更天下の御藩屏となし奉らば、此上もなき御長久の御益ならん、然るを外樣になして置奉るは惜み奉るべき御事也、次には貴介公子の御屬も近くして外樣になりてませし

に懸るのみ、實に三十有餘年にも及しに、其間浮雲掩ひ重て日月の末光を拜し奉ず、去秋の御大變に至ては、攀髯の涙に堪へずして、追念し奉る御事どもあげて數ふべからず、右倭解の命を蒙り奉りし時、恐乍上の思召共を私に伺奉るに、實に君德のあらせ玉へる御生稟にて、第一御先業を敬ひ謹てせさせ給ひ、民に仁するの御心深く、造次にも下民の困苦せぬ樣にと惠ませ給ひ、御自奉は至て薄く、物ごと御節儉にて、御奢がましき御事とては露塵程もあらせられず、御質素御謙退勝にて、御遊樂とては聊もなし玉はず、且内の御好もあらせられず、御物好もなし玉はず、御正直に在しまして繩に從はせ玉へる寬大平易の御器量にて、最御藩屛御親みの御志厚く、御學問は華本にて御會讀等もなし玉ひ、先王の天下を治玉へる道を御合點なりて、人君の御學問也、御一體御聰明にましまして、諸事に御心の渡らせ玉ふ御事共、誠に感心し奉る也、然に姦黨のふとしたる僞事を眞實に御聽とりありて、思召給へるまゝに萬機を御自身になし給はずして、御仁德の程も下萬民に顯れ玉はず、後世へも傳らせ給はざるは、惜み奉るべき御事也、賤しき身として恐ながら今に至りて、傷心破慮切齒扼腕思慕し奉る也、或は人の言に、實に御聰明に渡せ玉はど、姦黨に任せ玉ひし御事はあらせ給ぬ筈也といへる說も有ども、下より上を恐察し奉るとは違ひ、上に取せ玉ひては御左右前後皆姦魁に邪佞媚臣たる面々にて、一人御腰を推奉る者もなければ、聖慮の儘になし玉ひ難き御事もあらせ玉ふべし、過は周公の聖なるも免ざる所成れば、此御事まことに日月の食の如しと稱し奉るべし、然に一人御腰を推し奉る者もなく、

暇を出せば奉公人はむつかしき所には居るは面倒なる也、暇の出たるは幸也、給金を横に寢るか、或は半金も出せば得也と思へるなり、されども已事を得ずして暇を出すか、或は欠落すれば、さし當り公私の用事かくる事なれば、是非なく不屆ありても調練にて定めより定め迄漸く召使ふもの多くして法は一向立ぬ事なれば、ます／＼主人の權威はなし、畢竟町人を請負して一年ぎりに召使ふゆへ、武家の威勢も薄く輕くして、武家威勢薄く輕々しければ、天下の御武備にも宜しからぬ御事也、其說詳らかに述べたき物なれども、餘り事向長ずるゆへ是を略する也、但しざつと云ひたる所、せめて御藏渡りの面々は御領百姓を其時の名主の請にて、一年ぎりとなく召抱、私領の者は夫となく、地頭幷に其家中へ勤め、右奉公人共しまひに賈人に成事を禁じて、百姓にかへらしめば屬類も分れて然るべし、渡り奉公人のおきて作法、使ひ樣、勤め方、出入其外今迄の通りにては、是亦風俗の破るゝ一端也

一　舊き御事を恐乍追悼し奉に、明廟の西殿に在せ玉ひし御時、文學なき者の通じ易く、能々合點のなる樣に、孔傳の書經を國字を以て倭解をなし、御近侍の面々へ見せ玉ひ度思召玉ふの旨、即內納曹の令彥坂大炊頭差計ひにて、御內々官儒小普請荻生七之丞、幷に野夫孝威に仰付させられ、兩人命を蒙り奉り、尙書を旅獒の篇より二ツに分て各元懸りしに、業を卒ざる內、間もなく大炊頭病死せし也、右倭解の事は表立し事にはなく、御內々大炊頭差計にての事故、大炊頭死後流になりて終に果さず、兩人共に失望せる限なし、空く時を待し內右七之丞も物故して、獨孝威一人江湖にありて徒らに心を魏闕

と云ひて、何れが盜賊なるや、混雜して制しかたもなく、其内にまぎれに乘じて各手取奪取、品々を盜み取しよし、是には實に心外千萬成事なれども、渡りものを召使ふなれば、翌日五日の朝は殘らず出かはる奉公人にて、詮議も吟味の仕方もなくして是非も無事也、官祿にほこり歷々ぶりても、かんじんの手足とする家來が右のごとくにては愧しきこと也、武家の威勢は衰へたると言ふものにて、畢竟ずる所官祿は貴くとも、渡り者を召使ふゆへ、輕々しくなりたる也、是亦風俗の破るゝ本也、くれ〳〵も今の一年ぎりの渡り者を召使ひては、年雇にて眞の家來にあらざれば、縱ひ自分は出精して勤る心ありても、心外に御奉公にはなりがたし、但し地方の面々は格別、御藏渡りの輩は外に召使ひのしかたなければ、是は御制度の改まる樣に有たきもの也、第一農民は士に屬したるものにて、古へ兵を藏すと云ひて、步卒の類のつはものどもを、事なき時は農業をさせ、いざ軍を興すと云ふ時は、引あげて人夫に使ふ事にて、農人は工商とは格別の事也、士の屬類ゆへ武家にては農人を召使ふ事なればやはり農人の頭立たる者を請として召使ふ筈の事也、農人の次なる屬類の違たる工商を請負して、召抱ゆるは筋の違たる事也、且中間小者たりとも、農人より出て武家へ奉公する事なれば、猶更工商の上に立事なるに、工商を請じて召抱ゆるゆへ、職人賈人ども奉公人を見慢りて目下に見て輕んずるより奉公人も自分よりして賤しき者と思ひ、いよ〳〵人柄あしく、我まゝのみにて主人を輕しめ、小惡は絕えぬ也、さて小惡をなせども、其咎に應じて罪すべき仕置のおきてなく、暇を出すより外の事なし、

統に渡り者を召使ひて、家來は古より皆かくのごとき者也と前後の考へなく思へるも、あまりに拙かりきや、軍役などの時事は云ふにおよばず、御治世ながらも家來を召使ふには、官祿相應の人數手足のごとく主從合體して上を重んじ奉りて勤るを、官祿に應じたる人數にて、官祿にかなひたる御奉公と云ふべし、主人の上を重んずるに隨て、家來も御大法を恐れ憚り守りて、最主人を大切にし、主人の忠勤に違背せずして主命に從ひ、主人も家來を惠みて無理非道なく召使ふを、主從合體すと云ふべし、今の渡り者は繪も繪しれぬ東西南北の人にて、鳥の爰に集るかとすれば、忽いづくへか飛去て跡かたもなきがごとくなる者を、あてもなく取るに足らぬ町人裏屋せみや（マヽ）の者を、請じて召抱へて何の賴みもなく本より主人の手足にあらざれば、出立供づれの人數は多しといへども、數にくはゝりたる迄の事にて家來の人數は有りても、主人の合體の人數にてはなし、さすれば手まへ者は旦那一人と云ふものにて、家來の人數有りても主人の身一なれば、高祿にても小祿の者の一人一己の勤と同樣に輕々しき事にはあらずや、第一武家にて農人より家來を召抱ゆるに、農人の次なる町人を請負として召抱ゆるは筋の違たる事也、農人は武家に屬したる者也、町人は其次にて、武家の家來はなりがたし、まして請に取るべき事にはあらず、久しき以前ひそかに傳へ承るに、虛か實か知らねども、さる所にて奉公人二十人程も召使ふ家なるに、男女ともに皆一年限りの渡りものにて、三月四日の夜中明日は皆出替と云ふ場に至り、各申合せそれ盜人よと云ひ出して男女ともに騷ぎ立しに、それつかまへたるは、にがしたるは

すらと返納するもあれども、先は遲々に及び、或は右の奉公人を外へすませ次第、其給金にて返納すべきなどゝ云ひて、とかく延引するのみならず、剩へ請人の分として前にいへるごとくの不作法失禮乘り合ひをいへる者も有、一向に主人の分は立ぬ也、尤渡り者ことくゝあしき者計はなく、中には實體なるものあれ共、一統に右の風儀になりてつまる所仕置のしかたなき故、奉公人の方には先が取れて、主の方にはおくれが付たる也、如レ此者共を召使ひては、祿相應の人數は有りても、祿相應の軍役の御用には立がたし、たゞに軍役のみならず、今日主と家來との分が立ねば一家が治らず、一家が治らねば自今身一ツの勤にて、祿相應の御奉公にてはなし、家來は主人の手足のごとし、合體せねばならぬ事也、離れくにては自分の勤の用には立がたし、今の渡り奉公人は全く家來と云ふものにてはなく、一日やとひを日雇と云ふなれば、一年やとひにて年雇と云ふべき者也、然るを是として家來と思へるは相違也、召抱へて名づけて家來としたるとても、其本は年雇にて、前にいへるごとくの狡猾無賴逋逃の者どもなるに、咎の罰し樣、仕置のしかたなく、主從の分逆順前後し、一家の法上下紛亂して、今日が安全ならぬ事也、身修りて家も治る事なれば、主從の分正しく立候趣は一家が齊はず、一家がとゝのはねば御奉公は成がたし、身を脩め家を齊へて、晝夜懈らず御用向を心にかけて勤るこそ、御奉公の本意とは云ふべし、それ御番、それ御供、それ何の御用向也とて、唯自分の身一己目前を勤る計が御奉公にてはなし、然るに風俗の習はしとは言ひながら、中より以下の世俗の人々一

主人たる所の法のごとくすべき事なれども、昔とは違ひ今は左様に正しくする人をば、嚴し過て利運者也と云ひ奉公人の方にては人遣ひが惡しと云ふ沙汰になり、萬事目前波風なくすら〳〵と濟をよしとし、法が立たずして主人の權柄を取失ふにはかまはざるゆへ、心外に一人立てはする者なく、東西南北の渡り者を召使ふに、御大法を守りて其ごとく取計ふは私の事にあらず、是又御奉公の一なれども、誰も其道理をわきまへぬ風俗なれば是非もなし、されども右のごとくにては家來と云ふものにてはなく、總じて家來を召使ふには、大小貴賤によらず、賞罰なければならぬ事なるに、今の渡り奉公人を使ふには、褒美の仕方はあれども、仕置の仕方なき故主人に權威なし、家法を嚴密に申渡しても、前にいへるごとく半途に暇を取るか、或は缺落したりとても、主人よりたゝりをする事もならず、己れが身に障りなければ、つまる所は主人のまけに成と心えて、初より主人を慢り嘗て憚る心なきまゝ、萬事申付の通りにはゆきとゞかぬ也、德は威を以て行はると云ひて、權威なければ唯家來の機嫌を取ると云ふ趣に流れゆきて、慈悲思慮にはならずして、物をあたへても奪ひ取るゝも同樣になりゆく也、扨仕置といへば唯永の暇を遣し、取替金を取立る迄の事也、他の奉公をかまひても嘗て何とも思はず、欠落してさへ憚らずして、おしはれて直に外へすみて勤る程の事なれば、奉公をかまひて暇を出したりとて、いさゝかも遠慮する心なく、却てをかしく思へるなり、惣じて右のごとき次第ゆへ、奉公人欠落か或は不屆の筋ありて半途に暇を申渡し、取替金返納の儀を申付ても出しかね、たま〳〵はすら

一　當時の渡り奉公人大抵は農人たり、出て工商の内を請負として一年限りの定めにて武家へ奉公し、年を重ねて勤るものあれ共、それとても又一年々々の定めなれば、一年ヅヽの雇也、或は主人の方より暇を差出ども、自分の勝手にまかせ僞りて、無レ據筋を申立半途にも暇をとり外へ渡りて奉公す、一年の内には二三ヶ所程ヅヽ渡りて勤もの有、或は取逃缺落したる時、右缺落者を尋ね出し仕置にすべき事なれども、事濟り手間取故嚴密にはせずして事の輕く濟て、早く埒の明をよしとする風俗になりて、尋ねを一通は請人へ申付れども見當らぬと云ふとに成て、取逃の品も知れかぬるを言ひぐさにして、約束も定通りには差出さず、すべて請狀書面の趣とは大に相違したる事のみにて、唯取替金を返納すれば濟事に成、夫も十分にはさし出しかね、縱ひ出しても色々のくだらぬ申立てを致早速には濟せず、甚しくては奉公人出入の事に付、請人を呼に遣しても早速には參らず、二三度も催促の使を請、漸く罷越、其上定りの通りの申付をふせう〳〵に請を致、或は申付を違背して失禮の事多かりき、中に正直成もあれども、大方はまづ右のふり合にて、缺落したる本人はおしはれ外へすみて勤るなれば、四方八方皆旦那と思ひ、曾て主人を畏れ憚る心なく、小祿人少の者をば猶更見かすめ、物の數にもせぬけしきなれども、小祿の者は夫に懸り合ては、さし當る勤の間もかぐる事ゆへ、それなりにして濟する事多し、武家を慢り失禮をすれば御大法に背き、天下へ對し奉り咎となるには心づかず、唯私の家一己の事と心得、世話にいへる突掛りの仕方にて、小身者は取扱ひに心外に難儀する事有、大身とても急度筋道は分られず、

重く刑すべき者を輕く刑し、輕く刑すべき者をあやまちて許すは、輕く刑すべき者を重く刑し、刑すまじき者を刑するにまさり、是故に賞の厚薄うたがはしきは厚きに從ひ、罰の輕重疑しきは輕きに從ふ也、凡賞罰は萬民の目の附所にて、善惡の分るゝ本なれば、謹で行ふべき事也、惣じて法度を嚴しくするも、緩やかにするも、時に臨で唯善に從ふ事也、君子の政を執る日に至ては、鷹鸇の烏雀を追ふがごとしと云ひて、是に似てあしき樣には見へねども、善人の邪魔をして世の中の害になる者をば、風下にも置ずして早く追ひ拂ふ事也、もし大勢の中なれば、獨計は害にもなるまじと思へる了簡にて油斷をせば、ひとりが二人に成三人に成て、次第に其黨類がふへて君子の道潰へ、小人の道そだちて、終には善が惡におさるゝ樣になれば、政務の害になるゆへ、初にはやく追拂ふ事也、田の草を刈すてねば稻のそだゝぬがごとし、惡人を誅し除かねば善人は出來ぬ也、天道は正直にして善を好み給ひ、私に人を親しみひいきして福をあたへるにはあらず、唯善をたすけ長ぜしむる者をばにくみて禍をあたふる也、如レ此道理なる事ゆへ、禍福は唯人の招く所にして、善事を積み重ぬる家へは必ず福來り、惡事を積み重ぬる家へは必ず禍が來る也、此故に天下に君たる人は天道にのつとりしたがひ、惡人の善人を害する者を誅罰して、善の上にも善を人に勸むる事也、君子たる者は萬事人の氣のつかぬさきに、後の禍になるべき機變を見て早く未然を防ぐ也、或は寬以て猛をなし、猛以て寬をなすと云へるも、時に臨で施し行ひ、皆善に移すの事也、すべて夫子の少正卯を誅し給へるを見て知るべし

して、皆善を勸め惡を懲して民を惠むが爲の道具也、然るを德敎をやすめて刑罰に任せて、惡をするものは誅すべき筈也とて、罪の輕重次第を審に糺さずして、善を勸め賞するの心なく、むしやうに罰をあたへ罪に行ひ、善をなすものは聊も賞美せずして、唯罰罪を嚴にし、德をすて威勢のみを以て治めんとし、或は一事も其罪にあらざるを刑して、罰其罪に當らざれば人々邪氣を生じ、其邪氣下へ積れば、其恨の心凝り堅まりて上に集り、即亦上下和せずして陰陽謬り戻り、妖孼生じて災異起るの本なり、惡人は本より天下の罪人なれば許されぬ事にて、罪の輕重によりて夫れ〳〵に屹と誅罰せねばならざりき、勿論刑罰は本より惡人を誅する爲の事なれとも、必しも惡をにくむが爲のみに設くるにはあらず、惡をにくむの心を推して德敎には從はざる者を刑罪に行ひ懲しめ、德敎に從ふ者をすゝめあげ、人々其賞罰を見て德敎に從ひ、惡を改め善に移る樣にせんが爲の刑罪なり、唯一すぢに惡人を罪するのみの道理にはあらず、罪有とて夫法度を敗りて罪ゆるしがたしとして、にはかに刑罪に行ふには、暴戾放恣と云ふものにて、魚鳥の何心なく飛びはぬるを網にかけ、獸の思ひも知らずして走るを穽に入るゝがごとし、刑罪は敎を施しての上の事也、すべて刑罪を行ふには、審に罪の輕重を糺し正して、各々それ〳〵に其の罰其の罪に當るを專要とするのみならず、賞は猶更其勳勞勤功に當るを第一とす、賞なくては罰しても懲りず、且賞は施し過ぎて、本より重く褒美せずとも濟むものに、厚賞を與ふるは、重く褒美すべき者を輕く賞し、輕く褒美すべき者をかひしき賞せぬよりはよしと、罰は

も、音樂禮式をなす事にはあらず、禮樂の道に據て行ふと云ふ事也、はなして禮と云ひ樂といへば、禮節、樂曲也、合して禮樂といへば天の道也、古へ王者德盛に功成て樂を作り玉ひ、即其功德を樂曲に表託して一代の樂とす、是言と書とに盡されぬ妙所を樂曲に備へて後世に傳へ、下是を聞く者感嘆興起して、其時の敎化を追思せざるはなし、凡人心物に感じ安く、正に感ずれば即善、邪に感ずれば即惡、其感ずる所ゆるがせにすべき事にあらず、故に淫樂を禁ずる事也、世俗の諺に、「土佐上下(カミシモ)に外記袴、半は羽織に儀は股引、豐後ずるくて尻もはしょらず」といへるは、尤取に足らぬ鄙野の言葉なれども、其古質と浮淫とをわかつは、即人心の感ずる所より自然に言ひ出したるものなれば、聲の人心を感ぜしむる事の深しと云ふべくして、淺く取る事にはあらず、まして先聖王の作り給ひし樂ならば其人心を感ぜしむる事今更思ひやらるゝなり、禮は飲食、衣服、宮室、器用、財賄、厚生、萬種の由て定まる所にして、皆古先聖王の製作なるに、今とても其飲食、衣服、居住、器用、財賄、厚生、萬種の物を用ひながら、誰がしおきたる事也と云ふにも氣がつかずして、唯古へよりかくのごとき物と計心得て、聖人の道といへば唯窮屈困難の事也と思ひて、人生が用の(マヽ)よそ事とするは、枉(マヽ)きとにはあらずや、世俗の人せめては孔子の道といへるは先王の道の事にして、先王の道は即天下を治る道也と云ふ事計も知る樣になしたきもの也、敎なければ是非もなき事也

一　刑罰なる者は、惡人あれば善人の害になるゆへ、惡人を刑して善人を勸め擧る爲に設けたるものに

れば、禮樂をすてゝは暗夜同然にて、善惡、美醜、長短も知れぬ事也、且人心は物に感じやすきものなり、音は人心より生じて、樂は人情を寫したる者なれば、淫奔邪姦の樂はやれば、人心も夫に感じて邪に流れ、善をすて惡に移れば亂の本と成ゆへ、淫奔の樂をば嚴しく禁じて、正音盛德の樂計を取用ひて、人々の情性を善に導く事なり、先聖の中和の樂を作り給ひて天下に施し用ひさせ、善なる者は惡に流れずして益々善に、惡なる者をば其惡しき風を移し、あしきしならひをかへて善道に引るゝ也、其樂の音曲の趣を試に言はんには、春の日の暑くもなく、寒くもなく、風もなく、晴天にて和暖長閑にどこもかもなくに雨露の潤ひありて、いさめる景色有るがごとく、いやと言れぬ感服せねばならぬ惠み深く、ありがたき所の響きあるは、即聖王の盛德にして萬民の仰ぐ所也、天下の廣大四海率土の濱までも其音曲を傳へ聞て、萬民其惠み深き盛德に感じ、悅服して善にすゝむは、君上の德澤を樂の妙にてあまねく宣布する也、樂は德の華にて、其德澤の咽蘊する所言葉にも述べられず、筆にも書きとられぬ趣を、音に表託して包括したるもの也、其樂傳れば夫子の韶を聞給へるごとく、數千載の下といへども其德澤の光輝も計り知らるゝなるべし、されども樂は内にて、譬へていはゞ心に發して了簡する所の事を、いまだ外へ施し行は妙也、其了簡する所の事を外へ顯して施し行ひ成すは禮也、樂は其道理を備へて禮と合して、禮樂の二ッの物にて政を施し行ふ也、金、石、糸、竹、匏、土、革、木を以て聲響節奏をなして、民ををしへ治ると云ふ事にてはなし、又禮樂は天下を治るの道具也といへど

ともにこと〱く禮に據る事也、禮は以て外を制し、樂は以て内を整へ、此二ッの物を以て政を施して善行を導き、刑を用ひて姦惡を防ぐ、禮樂ともに人情の宜しき所にかなへて制したる者にて、天下を治るには、古今共に是非此二ッの物なくてはならぬ道具也、尤必ずしも金、石、糸、竹の類を以て舞樂をなして、一々人心を治ると云ふ事にてはなし、樂の人心を導く道理を禮へ合して、儀式作法をなして自然に邪に流れぬ樣にする事なり、禮と樂と離れたる樣なれども、禮樂相合して共の本は一也、樂は内より發し、禮は外に成る、樂の内より發する物を、禮は外にてうけて其物を造りなすと云ふがごとし、禮といへば樂も其内にあり、樂といへば禮も其内にありて、禮樂は相合したる者にて、陰陽の相終始するがごとし、是ゆへに「禮樂刑政其極一也」と云ふ、禮は萬事の表師、樂は發生の本原の情を以て、人情の欲する所を察して、禮の文を以て裁成し、情欲をして過不及なく、中和の道にかなはしむるなり、其本原は天に出るなり、文と云ふものは發見して列星の著顯なるがごとく、天の道にして禮樂の事也、禮樂は即天の道也、先王は天道にのつとり、人情にかなへて禮を制し、樂を作りて教を天下に垂れ玉へる道なれば、天下を經緯する萬代不易の大本大法にて、數千歳の下といへども政を施すには必ず禮樂によらざればならぬ事成に、其道によらずしては、天下を平治して萬民を安穩ならしむる事は成がたし、又人として禮樂によらざれば、君父に忠孝を盡す事もならず、夫婦兄弟の間も和せず、朋友の交も遂ぬ事也、古へ民に時を授て耕稼樹藝せしめしより、萬事皆禮樂に本づいて出來たる事な

に及ぶとも、本來仁義に據て軍を興す事故、天命人心の歸する所にして、終には勝利を得る成べし、即天下に敵なしといへるの道理也、平日は勿論の事、戰場においても技藝は己が身の用心の爲と云ふわけにてはなし、身に邪曲なく善に從ひ、仁と義とに據て、行て天道に背く事なくんば、存じもよらぬ不意の危難に遇ふことはなかるべし、縱ひありても我より招かぬ災なるべきなり、己が身の用心といへるは即學問にて、室直淸がいへる所の武運の稽古なり、弓馬は六藝の二ッにて、士の廢すべき術にはあらず、射は君子の德に比し、御は政務の道に擬する事なれば最修練してたしなむべき事なり、鎗劍術或は城取などいへる類に至ては、瑣々たるわざにて軍學と云ふ物にはなく、唯治世の藝能仕組にて、戰場に施し用ゆべき術にもあらず、また技藝に達したりとて、必ず勝を取りて軍功を立ると云ふわけにもあらず、士たる者は兎角武運の稽古をせねばならぬ事也、武運の稽古の說駿臺雜話に詳なるゆへこゝに略する也

一　先王の天下を治め玉ふ道といへるは即禮樂、禮樂は即天下を治るの道具也、凡音なる者は人心より生ずる者也、人心喜怒哀樂の情内に動けば、即喜怒哀樂の聲外に發して、善惡共に聲にあらはれ、皆内に生じて外に發する事故、内に邪心を生ぜずして、中和の道に協ふ樣に樂にうつして敎ゆる也、禮は貴賤長幼の等を分て、先祖の祭祀、葬喪の哭泣、軍旅、賓主、婚姻、元服、各其威儀法式を定め、及び人生日用、飮食、衣服、宮室、器物、財賄、利用厚生の具、坐臥、進退、往來、贈答に至迄、大小

ひ有がごとし、又職人にもそれ〳〵の細工を習はせずして、大工として、やねふきとし、左官とするがごとし、一向に普請の出來ぬ事也、諸の職人何れも幼年より其職分を稽古しての上にてこそ、上手も下手もあれ、習ずして生のまゝにては善惡は分れぬ事也、士たる者も士の職分を習ひ知りての上にてこそ賢愚はわかれども、職分を稽古せずして、生のまゝにては善惡は言れぬ事也、弓を射、馬を乘り、鑓をつかひたりとて、夫は藝と云ふ物にて輕き事也、最せねばならぬ事なれども、弓馬鑓劍術等は、技藝は士の職分の一端にて本業にはあらず、何程の名人になりたりとて、武と云ふ物にもあらず、唯藝者と云ふ計にて、士の職分の全く備りたると云ふにてはなし、前にいへる玉も琢かざれば寳器とならず、刀もうちたてのまゝにて砥へかけざれば、刄の利をなさず、矢竹も直なる上を猶更ためて、括羽鏃を設けねば飛ぬと云ふ道理を省て人々合點する樣に有たきもの也、右に附て劍術を稽古するにも心得のあるべき事也、私の事にて人を毀傷するが爲にあらず、又己が身の用心にあらず、惡人を誅罰する道具を生れながら授りたる事なれば、其術を知らねばならぬ事也と思ひ修業すべき筈也、弓馬鎗其外技藝何も右の心得にて私の事に用ひず君の爲に義兵を擧るの時用ゆべしと思へるを本意とす、それとても文なければ暴虎馮河猪武者にて、技藝も謀敵は曲りて暴逆無道、味方は直にして仁義中正なれば十萬の軍勢へ一萬の人數にて應ずといへども、勝ずと云ふことなしと知るべし、軍の强弱は德義の盛なるに在て、人數の衆きに在らず、戰場に臨での勝敗は、時の利不利による事なれば、縦ひ一旦敗北

益をするは、目前は損の様なれども、後々は自然に一倍の益を得る也、己に益をつけて人に損をかくるは、目前は益ある様なれども、後には自然に數倍の損をする也、是天道の自然の道理にて萬事皆かくのごとく、周易において聖人此事を說き玉へり、管仲があたふるは取るの寶といへるも亦此道理也、さて又富士山は吾邦第一の高山なり、上の土を損じて下を益して、ふもとを廣大にするゆへ、却而山の益となりて、上に高く秀たる勢はいよ〳〵ます〳〵盛に、威靈儼然として萬民倶に瞻仰する所、千萬歲といへども崩るゝ氣遣なし、もし野の土を上へあげ下を小さくせば、暫時に崩るゝなるべし、是目前に知られたる道理也、すべての御爲御益は、右の道理を以て謀るべき事なり、古より賢才の人を用れば小國も興り、用ひざれば天下を覆す事其鑑み鮮からず、すべて其世に當りて賢才の人の生るゝは其世の寶にて、下萬民の幸にして實に太平安穩の基也、此故に我も〳〵と賢者を見出し聞出して、進め擧るを御爲御益とは申べき也、もし賢者を御用ひなければ、賢者は隱れて見へぬなり、何故なれば士たる者の仕官をするは、本來榮華利欲の爲にするにはあらず、學たる道を行はんが爲に仕官をする事なれば、御用なければ詮なき事故、才德を藏てあらはれず、世俗の人よりも劣りて見ゆる也、何れの世とても賢者のなしと云ふ事はなし、其道を御用ひあらば、なほ賢者は少からじ、然るを御用ひなければ、天下の寶を失ふと云ふものにて、全く天下の御損なり、すべて教なき人を召使はるゝも又御損也、學ばせずして士の職分を知らず、生れのまゝなる者を召使はるゝは、材木を削らずして御普請に御用

かはるを云ふ、即寒氣の自然に春にうつりて新になるがごとし、細かにいへば大晦日まではせわ〳〵しく取散せども、元朝に至りては物ごと自然と改り、貴賤ともに衣服を備へて禮式をのべ我知らずに格別正しくゆたかになるがごとし、人々自然と善に移りて、どこともなく萬事格別に樣子の能なるを風化と云ふなり、當時の世俗を風化するには、くどくも學校を建て士に教を施す事なるべし、されども虚設計にて實用なければ詮なき事なり迚、學校を建させ玉はゞ、八歲以上は是非學校に入て成長するまで學び習ひ、成就したる上ならでは御番入もならぬといへる制度おきてを立させ給ひ、且其人の年輩に拘らず、えらび吟味の上、學業の進退と才德の優劣とによりて出身の遲速をなし、勵む者をば賞し、懈たる者をば罰し、其譴責の輕重を定て教を施し行はゞ、學びて教に從ひ、惡をにくみ善に移るものは、選で早く勤の身となり官職も進むを、人々見るならば、才有も才無も我も〳〵と學業を出精し、終には自然と風俗になりて邪曲絕え、みな善にすゝみて、士の風儀は變化して、格別に篤く信實になり、能人物も次第に出來て、又其風ぜん〳〵に弘まり移りて、一統に風俗は改りて正しく盛になり、萬事順道にして、號令なくとも自然に善政は行はれて、無爲になるべきなり、世俗のいへる御爲御益とは、御年貢御取かの增と、御入用を省くとを御爲御益と心ゆれども、夫は御爲御益にてはなく、却て御損に成事なり、學校を建て士の風儀を直すは、大なる御爲御益にて御得用也、右御取箇を增し御入用をはぶくは、御爲御益にてはなく、御損に成るといへるわけは、惣じて物の理己に損を付て人に

たる事ありても、弓術を學ばざる者の的を射を、不圖あたるがごとく、中りてもあたりたりと云ふものにはあらず、又外れても、はづれと云ふものにはあらず、中るも外るゝも、弓術を學びての事也、兎角人は學びて心に規矩準繩丈尺を立ねば人とは云ひがたし、さし當り子たる者、子たるの道を知らざるは云ふに及ばず、親たる者も又亦親たるの道を知らず、世々頂戴の官祿にて、子をそだて道を學ばせ、物の道理をわきまへさせ、心にすみがねをたくわへさせ、御用に立様にこそ心うべきはづなるに、御奉公筋の儀は一種別段の事にて、學問に拘る事にてはなく、學問はせずとも濟事也と思ひ、只當時の振合を目くらのみこみに呑込で、當り障りなき様に挨拶して、立身かせぎをして勤れば、御用に立て御奉公なりと心得、子を教る事を知らずして、世々頂戴の官職を讓るは、先祖以來下し置く所の祿にて御奉公を仕ると云ふものにてはなし、全く祿を私すと云ふ道理になりて、不本意至極の事なるに、われを知らねば是非もなき事なり、全く風俗の然らしむる所なれば、風俗をおし直さぬ内は、何程に嚴しく號令したりとても萬事ゆきとゞかず、諸色の直段もさがりて、通用もゆたかにはならずして、縱ひ暫く下直の趣きでも皆跡へ却也、棟梁榱桷の朽たるを直さずしては、何程に丁寧に家根をふきたりとも、其儘漏りて無益と成がごとく、風俗を押直には、前にもいへる風化にあらざればならぬ事也、風化とは風のいづくともなくふき渡り、まんべんなくおしゆく時は、物として靡かざる事なきがごとく、世俗のしならひそみたるなりふり、しくせをどこともなくに變化して、其有様の正しく移り

夜泥しやひの中の事なれば、何れか是何れか非といへるわかちもなく、襟もとの能き者と、かしこく巧者ぶるものが釆を取る故、盗人の畜へる犬が平人を吠ゆるがごとし、却て譏りを受るなり、右のごとくの風俗に成りたるも、畢竟敎へなきゆへなり、敎なき親たちが、又其子に敎なき事なれば、風俗は次第に降りて、よき人物は出來ぬはづの事なり、されども響の聲に應ずるがごとく、高き所に登りて聲をあぐれば、下へひゞき渡ると同じく、上より敎を施し玉はゞ、下はたやすく化すべき事なり、士農工商四民の內、農工商の職分は唯一事を守りて濟事故、學ぶには不ㇾ及、士は上に立て農工商を治る職分なれば、廣く人事の道理をわきまへねばならぬ事也き、先王の天下を治め給へる道を是非學ねば、職分が立ぬ事也、士は何故に農工商の上に立つ職分也と云ふ事をわきまゆれば、自然に本志も立事なるに其心得なく、代々祿を頂戴する歷々にて、農工商の上に立事と計思へる故、其職分を忘れて本を取失ふ也、人は先入とてそだちが第一也、竹木も萌芽の時より手入をして枝なりを作れば、夫が本となりてそだちても、其枝ぶりは變じがたく、人も幼年の時より敎を施し善に引入れば、成人しても其しこまりたるが癖になりて、其氣象は變ぜぬなり、すぐれたる賢者と至極の愚人は格別、十人並の善にも移り惡にも流るゝ人は、幼年の時の敎に寄事なり、人はもと靈なる物故、學ばずとも善惡是非大抵はわかるゝ樣なれども、夫は私の了簡にて、稱なくて目方の輕重を云ひ物さしなくて物の長短を云ふがごとし、眞の善惡是非をわくると云ふものにてはなし、きまらぬ事也、偶は眞の道理に中り

平安穩に治り來る事なるを、いつも此通と心得、士たる者は代々祿を頂戴して、唯結搆成ものと計思ひて、士たる所の本業職分を忘れ、たゞ當時の風俗に從ひ、かしこく取廻して立身さへすれば、夫を手柄として智惠分別才覺ありて、器量者也と云ひて、士の本意を取失ふより、學問は入らぬ、精を出しては氣をつめるは益なしといへる風俗になり、今日の人事は皆學問の上の事なるを知らず、御奉公筋の事いまだ一種別の事の樣に思へるは、なげかはしき事なり、上より御手當宜しく共右にいへるごとし、本志を失ひ敎なくして、君臣の義にくらく冥理を知らざる故御用には立がたし、心に規矩準繩なし、人事の道理行違、うか〳〵いつも此通りと思へるまゝ、事なき時は夫にても濟樣なれども、作物の出來方あしく、諸色高直になりて、萬民生營に難儀を云ふ日に至ては、何故に作物あしく諸色高直成やと心を用ひて、其本を深思する者なきはいかにや、無手なる者には其道理は知れぬ事にて、唯難儀に思へる計也、下手醫者にても其道を學びたる事なれば、脉を診ても相應には病症を名づくれ共醫術を知らねば唯氣遣に思へる計のごとく、其私の了簡にて物ごと行違のまゝに目前當座を勤て通ほるゆへ、猶更人々學問はせで濟事と思へるも、兎角物さしへ當て見て、曲直を云ねばならぬ事成に、物さしに目分量にて曲りひづみを云ひて、襟もとの能き者、或は其風俗の中にて、分別者知惠者巧者ものなりといへる人が上に立て、私の了簡其好み〳〵にまかせて、物さしなしに目分量の取謀らひ故、是非善惡は分れずして、泥しやひと云ふものなり、賢愚相混じて中に目のあきたる者ありても、其暗

と云ふは何の事やらわけを知らずして成長し、兎角書を讀事をば何寄以て窮屈なるものと思へる風俗になりたるまゝ、偶は生得のすぐれたるものありても、其生得の善なる所を磨立る事ならずして碌碌として、一生を送るなり、成程親として子の病身に成るをあんずるは、至極尤の事なれ共、夫は事の品にも寄べし、其子の人物を磨きてうつくしくすると、磨かずしてさはしておくとは、生のまゝのはだかにておくと、衣服を着せ裝束をさするとのごとし、其わかちをわきまへず、只愛する計にて氣隨氣まゝにそだて、氣ほうしをするがましとて遊びに長ぜしめて、終には酒色に溺れて、壽命を短くするに心付なきはいかにや、其上書を讀み氣をつめたりとて、病身にならんと思へるは餘り拙き事、もし書を讀て病身になる程の愚なる生付ならば、癡人と云ふ者にて恩愛の情は兎も角も、惜むべき事にはあらず、世話にかわゆき子には旅をさせよと古より云ひ傳へし事も、今は誰も用ゆる者なく、父子、君臣、夫婦、兄弟、朋友の道にはくらやみにて、唯當世のしならひたる振合計にて人事を取行ひ、先王の道は今日の人事の上の事なるを知らずして、人事の外の遊藝もてあそび物と心得、せでも濟事なりと覺る風俗に成、人々私の了簡にて人事を裁斷するゆへ、物ごと行違多く、白き物を黑しと云ひ黑き物を赤しと云ふがごとし、勤をする者も如此の風俗にては、能き人物は出來ぬはづなり、生得勝れて發明にて、物の長短をば能辨へすれども、學びて胸中にふまへなければ、長短を定る事は成りがたく、唯風俗の中に混じて、井中に居て高所の樣子を伺はざるゆへなり、神祖の御餘光にて世の中太

王の天下を治め給へる道をば、人々外所にして士たる所の本意を失ひ、私の了簡を以て官職を勤るによりて、自然と風俗は破れて、終には天下の御損となりたるなり、又一種に學問も有て、口を達者にきゝて巧者ものといへるの類有、是は世俗の了簡にて、少しく書のはしを見て、其言葉を借りて己が言葉を結び、世俗の聞をはなやかにし學問事知りの名を竊て、其巧佞を飾るの道具とする者也、此類は是に似て非なるの屬にも至らぬ、たけの知れて最取るに足らざる者にて、却て書を讀ぬ者より劣る事もあるべき、又餘程たけて書を讀ものありて、義理も解したる樣なれども、常世の風儀俗習の了簡にて書を讀み、中國古來の事跡をば知りて、口には云へ共よそにめて、我が今日の姿と思はず、先王の道を玩弄にして、實の學者にあらず、口本讀と云ふものなり、是亦世俗の人と同じ事にて、見識操行とては聊もなし、或は名利を貪り口を糊するに奔走するのみなり、世俗の人は先王の道を學びたる者をも、是等の類と同じ樣に思へるは、人々今の風俗の中に成長し、外を見ずして井の中の了簡にて相混ずるゆへたり、聊君子の進むは治世の本なり、小人の進むは亂世の本なり、君子小人賢愚才能不肖の相混ずるは、事の行違道理の分れぬ一端を云はんに、其子の生れ付にて書を讀事を好むもあれども、精を出せば餘り氣をつめて病身になりては益なし、學問をして物知りになりたるとても、立身の足しにはならず、少し知れば濟事也と親たるものも云て、其子の好てする事を止めさする輩多し、況や其子の書を好まぬ者には、猶更よますべしと云ふ了簡もなく、幸として書物をば手にも取らず、書物

りたる事にて、事改りがましく云ふに及ばぬ事なれ共、明廟常々思召の所、此等の義を能々御合點ましく〳〵て、いづれは學を興させ給へる御志もあらせ玉ひしより、下の條にいへる趣の故を以て、可畏も側に恐聞し奉り、御德澤の四方に光被し、君年長に延及せん事を企望し奉り在りし所、端なく思ひもよらず忽に世に即せ玉ひ、遺恨の餘り痛哭に堪へずして悲奉るなり

一　當時の急務にはなき樣なれども、今の衰へたる風俗をおし直さねば、萬事思ふ樣には行屆がたし、差當る目前のでかしだてをしたりとも、夫は世俗にいふ所のめしの上の蠅を追ふがごとし、長くつゞかぬ事なり、況や天下の廣大なる事は、人々に言ひ聞せ家々に觸たりとも、迚も屆かぬ事にて自然に風化せねばならぬ事なり、尤急にせねばならぬ役柄もあれども、夫は一旦の差略には病に譬ふれば、其症によりて一旦まづさし當る熱を解しての上に、療治すると云ふ程の事はあれども、久しき病は本へかゝりて緩々醫藥を施さねば、全癒の功は取がたきと同じ道理にて、自然に風俗をおし直し、移しかへて本を正すを先務とす、今風俗を押直さんとするは、世俗の了簡にては急務にはなし、廻り遠き樣に思はんなれども、天下の經濟においては最當時第一の急務也、諸色の價一統に長く貴くなりたるも、其本は風俗のせしむる所也、風俗を押直さんとするには、學校を興して士たる者に、天下を治るの大本人事道理を知らしむるにしくはなし、今とても書を讀み道を學ぶ者すくなきにはあらず、されども其學びたる道筋を御用なきゆへ、學問せぬ者と同じく相混じて、却て用に立ぬ者にはなり、先

を救ふには、目前の差略にては成がたし、天下の耳目を改ると云ひて陰闇より明照へ出たるごとく、先人々の見聞所の大本を改て眼の附け所とし、それより善敎を施し善政を行ひ、世を風化と自然にどこともなく押直、神祖の御威德を繼せ玉ひ、萬事御政務上下和合するの所天道に協せ玉はゞ、五穀桑麻菓の類も蕃殖し、萬品充足して物の價も低成るべき也、天下の事は廣大にして至て重き事なれば、其本を知らずして無面目にて、唯私の雜智才覺分別を以て容易に裁斷する事にてはなし、譬へていはば、先聖王の天下を治め給へる道によりて天下を治るは、なほ醫者の軒岐の術によりて疾病を治るがごとし、醫に巧拙はあれども、其術を知らざれば療治は成がたし、人に才不才はあれども、其道を知らざれば天下の政務にはあづかりがたく、然るに唯當時の御作法通りを知りたる計にて、天下を治るの道と云ふは、何やら知らず時のふりあひのみ取廻し、天下の御政務にあづかるは瞽者の五色をわきまゆることのならざるがごとし、先王の天下ををさめ玉へる道を伺はずして、只高位高官に成たるは、尸位素餐と云ふものにて、恥辱とすべき事成に、それをば知らずして、天下の御作法通りを知りたると云ふを、何寄以て賢智の事と心得、己は何も巧者に能く合點したると自慢して、人にも驕(タカ)ぶる樣なる目前の淺見にて、深謀遠慮なくては、天下の廣大成事は裁斷のならぬ事也、かくいへども賤しき身として、天下の重き事を憚らずして評し奉るは、推參萬々多罪恐懼の至り、分を知らずと云ふべき成れども、幼より學びたる身なれば、聊師に聞く所を以て議し奉る也、尤是等の分書を讀たる者は誰も知

して臣たるの道を盡す事なれば、父に孝なき者は君に忠ある者はなく、たま／＼は忠に似たる有ても夫は悖德と云ふものにて、眞の忠にはあらずして僞也、凡人としては孝は萬事の本なるに其本をも知らず、忠の道理をもわきまへずして、當時世俗の分別才覺を以て、己が爲にせんとする心にて、忠ににせて勤ては君臣の節義にあらざるゆへ、縱ひ出精して勤めたりと云ふとも、君上の御爲には成がたし、偶は學びて道理を合點したる者もあれ共、一體其道に寄事なく、入らね道具になりて、唯當時の振合に巧みなる者ならでは、事を取さばき埒をあくる事はならぬと思へるゆへ、學びたる者は唯一己の事にて、歌よみ、俳諧師、茶の湯者、猿樂の類と齊しく混じて、世の中の事には外より用ひずして用に立ぬ者に成たる也、すべて今の風俗は金銀を貴び米穀を賤んじて、金銀山のごとく有ても、米穀なければ命を續く事のならぬは心付なく、金銀さへあれば命はつがるゝもの也と思へる故、其風移りて民も農業をゆるがせにし、且さし當りては農業よりは商の方は生營もなしやすく、また身代を仕出す事もあれば、やゝもすれば業をかへて賈人にならんとして、渡り奉公をしたるあげくは賈人になるもの多し、是故に自然と農業も專らならずして、五穀萬物の生熟も薄き也、前にもいへるごとく學校を建て名教を施さば、士たるものゝ志も立、一體行跡も質朴溫厚に成て、奇拔淫巧の玩物ありても取求る者もなしがたしと云ふ事を合點して、農民より賈人になる事もなく、農人はいつも農人にして、己が業を專一にして耕作を出精せば、五穀萬物も自然に生熟豐饒になるべき事也、さし當り今時の困窮

さへ養へば孝なりと思ひ、又善惡是非の差別なく、君上の過にもかまはず、たゞ其好ませ玉ふ所に諂ひ從て、君上の氣に入樣に出精して勤さへすれば、忠也と思へるゆへ、其孝と云ふも孝にあらず忠と云ふも忠にあらず、凡有道の世に仕へて君臣の禮儀全く備り、己が學び得たる所の道も行れ、君上もしあやまちあれば、君上の機嫌を憚らず、畏れをかへり見ずして諫を奉り、君上の事を踈かにせず大切に思ひ、己が私の事をば打すてゝうしろぐらくする事なく、心に殘す事なく、力ををしむ事なく、精一ぱいに晝夜懈らず官職を勤るを忠臣の一端とも云ふべき也、ざつと云ひたる所忠は大概まづ右のごとく成べし、如ㇾ此君臣合體して、其上にて各器量相應に選みに逢て、正直に筋能立身せば、己が先祖父母の名をも顯して、本意とは云ふべし、然るに立身さへすれば、孝にも成忠にも成と心得て、當世の風俗好みに合せ、ついしやうけいはくして高位高官に至り、外聞實義共に宜しく、先祖父母へ對しても本意也と云へるは大なる誤りなり、如ㇾ此して立身するは其道にあらざれば、不義と云ふものにて、君上の爲にもならず、先祖父母の名をも潰すと云ふものにして本意ならぬ事、唯妻子家内を賑かに養ひ、我身一己の私の情欲を放にするのみして、忠孝と云ふものにてはなし、此わけゆへに有道の世に貧賤にして埋れて居を恥とし、無道の世に富貴にして勢を得て勤るを又恥とすと云ひて、富貴なるも其道の筋によりては恥ぬ事になる也、扨また忠は孝子の門より出ると云ひて、父に事へて恩愛尊敬を盡し、身力を盡して子たるの道を盡すの心を資り用ひて、君に誠信尊敬を盡し、身力を盡

て了簡して是非を定る事なれば、今の役人の事を取さばくは、白徒のすみがねなしに家を作るがごとし、ひづみなくてはかなひがたし、惣じて御爲といへる事は何事に寄らず、天下御太平の御益になる事をとなへ奉るに、御爲といへる事を損得の利得の事と思ひ、御爲は御得用の附く事と計心得たるは大に相違したる事なるに、是として其心得にて萬事を裁斷するゆへ、事々ゆき違ひ多くなりたる也、買人はゆき違ひの風俗に合ふ様に、奇技淫巧となくてもすむ長物を麗しく細工して賣ゆへに、我も〳〵とといのへ、貧なる者は典賣しても買取て、人前のはれにして唯襟元を能くする事に心を寄せて身形をつくろひ、坐作進退善柔に分別ありそうに、おも〳〵しく見せかけて、立身を心掛る人を外よりもほめあげて各それに同じ、士たる者の志とては鴻毛程もなく、せめて弓馬の家に生れたる者は、惡人を誅罰する刀劍を、生れながら天より授りて腰に帶するは重き事にて、惡人を誅罰して善事を勸むる職分の身なれば、其職を守り萬事正直にして、邪曲はせぬ筈なりと云ふ事を、學問なくとも武道を以て朝夕寢食の間も忘ぬはずの事、尤父たる者は其子の幼年の時より云聞せべき事成るに、今日流弊したる風俗の中、隨ひて世渡りをする事のみ是として、學問は云ふにおよばず、武士道もすたりて、士たる者の志は却て農工商よりも劣りて其本意を失ひ、道理違の了簡ゆへ、善政を行ひ玉ふには、天下の御用には立がたし、されども其人の咎にてなし、敎なきゆへの事なり、惣じて今の士たる者は敎なきゆへ、第一父に事へ君に仕ふるの道其筋合を知らず、美食美服を進め物ごと不自由になく、結構に

ひても、畢竟今日一旦の事にて、永くはつゞかぬ事なれば、事は全く大思慮なれども、眞の思慮にはなりがたし、君子は惠して費さずと云ひて、目前にはさして惠とは見へずとも、民の自然に勝手になる樣にして無益の費をせず、永く民人の潤ひて安穩なる樣にする事なり、されば今の時の萬民の生營に難儀するを救はんとするは、善政を行ひ善敎を施して、風俗を改るにあらざればなりがたく、其風俗を改めかゆるには風化とていやと云れぬ尤至極成事の廢れてあるを眞先に再興して、人々目の寤たるがごとく、是は御尤千萬の御事と感心し奉る所より、其風に從て號令すれば、草の靡くがごとく自然に天下の耳目も改りて、まづ第一の天下の御吉事なり、是即善敎善政の初めにて風紀の本也、引續て善敎を施し善政を行ひ、勿論學校を建て、士たる者は何が年なりとも、學業成就する迄學校に入と、先王の天下を治め玉へる道を合點したる上にて、勤を仰付られなば風俗も直りて、萬事中正に成て、人々の生營も云ずして自然に困窮なかるべし、其趣は前に云ひたるごとく、其時に臨みてまた手段も有べけれどホ、先大要かくのごとし、今は風俗の衰へたる至極にて、士農工商各其職分あるを、農工商は其職分を勤れども、士たる者は己が職分は何やら知らず、唯言葉を巧にうつくしくし、顏色樣子を打やわらげて諂らひ、人の機嫌をとりて立身する事のみを手柄とし、禮儀廉恥も知らず、君上へ仕へ奉る道理もわきまへず、規矩準繩敎なく、今の風俗の中にて成長し、其風俗の中の事ならでは知らずして、大本の道理に通ぜざるゆへ、其善と云ふも善にあらず、惡と云ふも惡にあらず、自分の心と風俗と計に

しと云ふ作法にして、仁義、中正、孝悌、忠信、父子、君臣、夫婦、兄弟、朋友の五倫、禮、樂、射、御書、數の六藝、凡先聖王の立置玉へる天下を治るの道を學ばせ、教に從はざるをば罰し、能出精する者には褒美をあたへ、教へ多して學業成就したる上にて、えらびて其人の才能によりて、各夫れ〳〵に官職を申付るなり、如此の制度おきてを立れば、人々學ねば官職は得られぬと思ひて、是非學業を勵む故、人欲邪智に流れずして、自然によき人物も出來るなり、中にはすぐれたる賢才の人も出來て、君上の御用に立べき也、是亦先王の教の一なり、但し學校の事詳に書傳に成てあるゆへ爰に畧するなり此教の趣次第に廣まりて世界の人々もおのづから惡を止、善に移りて風俗も能くなり、一統に人物と正しく成べし、是を善教を以て風化すと云ふ也、世界正道に化して安穩なるを、上下和すると云ふ、上下和すれば五穀萬物も能蕃殖す、五穀萬物本より蕃殖すべきはづの物なれども、上下和せざるゆへ風雨寒暑も時あらずして、農功も不作には成るなり、是等の道理を以て按ずるに、五穀并諸色共に當時一向に乏しきと云ふ程にてはなし、世界の人に相應に行きたるほどはありと見けれ共、通用あしくして五穀萬物絶て乏しきと齊しく、下民困窮する事なれば、是を救はんとするには、猶更天道にかなへる善教にあらざればなりがたし、或は一國か一ヶ所か當年は不作にて、國中又は某の所の人飢餓に及ぶと云時は、國主并其所の領主より金銀夫食をあたへて、手當をするは大恩惠と云ふべし、されどもそれは一度か貳度にて濟事なれ共一己限の事なり、其のごとく天下の勢を以て、世界の人は何程に金銀を澤山に下しあたへて、天下の人々ゆき足る樣に惠みあ

は格別政をするの日至て、事の上においては賢人を得んとして其多からん事を欲せば、制度おきてをたて丶、教なく名義（マヽ）物の道理を知らずして君上へつかへ奉るは、墨がねなしの白徒細工と同じ事なり、生得何程に智慮才覺分別ありても、教なければ用に立がたし、たゞに用に立ぬのみならず、却て害となる事多し、玉はけつかうにうつくしき物なれども、琢かねば寶にはなりがたし、紐を貫孔をあけねば緒じめにもならずして、却て石の類の磨たるには劣り、用には立ぬなり、人として學ざれば物の道理に暗く、生れ付持まへの器量にならずして用に立ぬは、玉の琢ざれば寶器とならざるがごとし、人も教に從ひ學で人たる所の道をたて、物の道理をわきまへれば、生得持まへの器量はあつぱれ出來て、其持まへの器量夫々相應には用に立べきなり、刀劍も砥へかけて刄を磨ねば用に立ず、材木も柱板ともに彫らねば用に立ず、人も磨たり彫たりしてしあげをせねば、生れのまゝにては用に立がたし、世々同じ官祿を下されながら、教なく名義物の道理を知らざる者を召し使はるゝは、實に天下の御損なり、矢竹はすぐれてすぐ成物なり、されども生れのまゝにては用に立がたし、括を設け羽を設け鏃を著てはじめて持まへの矢竹の用には立なり、人も學で名義物の道理を知りて、はじめて持まへの器量は備るなり、學ねば矢竹の括羽鏃なきがごとし、是故に賢者を得んとするには、制度おきてを立るといへるは、古より教は云ふにおよばず、國々所々に學校と云ひて、役所同樣に學問所を建て、師となるべき德義ある人を選して師範とし、士たる者は八歳より以上は是非學校に入て、學問せねばなりがた

要とするなり、天道は本より人君を仁愛し給ふ事故、人君德盛なれば、其政務の輔佐もなるべき大賢の人を自然に生じて天道より人君へあたへ得せしむるなり、大賢の人執政となりて上に立てば、不肖の佞人は進む事ならず、追々賢者のみ進みて官職を勤がゆへ、事の道理正しく筋違なく、みな善に歸するなり、もし姦佞邪智の人上に立てば、其外みな姦佞邪智の人進み出て、勢を得て事をはからふゆへ、政務は無理非道筋違ひ多く成て、君上にて何程に思召しても、天下の廣事故末々まではゆきとゞかずして、終には下萬民の難儀におよぶなり、およそ人君は天下の安存を願ひて、危亡をにくみ給ぬはあらざれども、危亡に及安きものは、任ずる所の執政の人其器量にあらざるゆへなり、是故に君上の善政を行はんとし玉ふは大賢の人をえらび用ひて、執政として是に委任するに在り、賢者は天下にて善政を行ひ太平を致すの道具なれば、天下に君たる人は賢者を得るを急務とする事なり、唐堯は虞舜を得ざるを以て御身の憂とし玉ひ、虞舜は禹皐陶を得ざるを以て御身の憂とし給ふは即此事なり、人の賢愚善惡を能知るを人君の大智とす、尚書の皐陶謨に人を知り民を安ずるを人君の務とす、能人を知る時は其人それぞれの才能によりて官職を授くれば、筋路正しく政平均にして、世も治り民も安穩なり、人君の職分は能く人を知て、其人相應に官職分を授けて民を安ずるの事也、自分として骨を折玉ふ事にはあらず、民を安ずるを心とし玉ひて、唯能く〳〵賢人を知りて是に委任する事なり、人を知るはかたき事にて、天下の君上は人を知るを以て大智大德とし玉ふ事なり、前にいへる人君の德に感じて、自然に天授の賢者

氣も和するなり、氣が和すれば形も和し、形和すれば物の鳴り音も和して、自然に天地の和が應ずるなり、是故に陰陽和して風も吹て能時節にはふき、雨もふりて能時節にはふり、膏露降りて五穀もみのり、禾穗も兩岐に生ずる樣に豐に熟して、鳥獸も勢よく蕃息し、草木も霑ひ山も茂り、澤も涸れずして魚鼈の類も多き、是を和の至りと言ふ、其本は人君の德正しく仁澤厚く、萬民ありがたしと悅服する歡心の感ずるより致す所なり、其災異をしめすといへるは、陰陽和せず、風雨も時節々々に能程にはせずして、或は過ぎ、或は足らず、寒暑も節の通りにてはなく、あつさ寒さも薄く、五穀熟せず草木凋落し、馬牛雞豚の類も蕃息せず、妖孽數々あらはれ、飢饉しきりに臻り、山崩れて火燃へ、或は石を飛し、響き渡りて震動し、川端で水なく舟の往來絕え、或は大水出て家を流し人を溺し、萬民艱みて身の置所なく、四方に散亂し途中に餓莩多し、貴賤上下危苦困窮す、是を不和の極と云ふ、是故に人君は天道にのつとりて政を施し行ふなり、天道は人を愛し、物の生長する事を好せ給ひて、人君は天道より萬民を預り玉へる御身なれば、萬民を仁愛し玉ひて惠み深きを第一とす、夙夜懈らずと云ひて懈怠なく、每日未明より執政以下の官職の人々を侍らしめて政事を決斷し、孜々として善事を慮り、賢者を尊び不肖者を退ぞけ、善を勸め惡を罰し、人君德盛に善政を行ひ玉へば、前にいへるごとく自然に天道感應有て、五穀もみのり萬物豐富に、世も賑ひて萬民安穩なるなり、されども才德仁智兼備りたる人君にても、善政を行ひ玉ふには、上一人にてはとゞかぬ事なり、大賢の人を得て執政とするを先

今日生営の上にては農程重き物はなし、故に政するには三時農を務めて、一時武を講ずと心得て、春夏秋農業耘の時は民を賦につかはず、冬に成て農民の隙なる時に至て武役に使ふなり、農業の忙しき時にはつかはずして、耕作の事を出精せしむるなり、是を民時を奪はずと云ふ、扨其農業の隙なる時、民を人夫に仕ふと云共、鹿狩鷹野をして軍のならしを、或は城の普請或は川ざらひ等のせてかなはぬ事には使ひて、せでもすむ茶屋數寄屋の普請などいへる様なる遊山がましき事には、民にむだぼねををらせぬ事なり、是を民力を費さずと云ふ、如レ此して民に農業を勸むる事なり、されども天時といへるは政の善惡による事なり、下人事を修めて上天道に達するなれば、人君の政正直にして善なれば、天より禎祥を降して其德を褒し、いよ／＼善政をつとめ行はしむるなり、政邪曲にして惡なれば災異を禎し、人君の驚き恐れて德を改め善にかへらん事を戒むるなり、是天道の人君を仁愛し玉ひて、永く安存ならしめんとし玉ふなり、人君其災異を見て自分の德のかげたる所を省み善にかへれば吉となる、もしかへり見る事を知らず猶邪曲を行ひ暴戻にしてます／＼惡を極れば終に滅亡に至るなり、蓋し大逆無道の世にあらざるよりは、まづは天道はとかくに人君を扶持して安全ならしめんとし玉ひて、まづ災異を降して人君の恐れて惡をやめ、善にかへる様にし玉ふなり、是天道の正直にして至て尊き所なり、太平安存ならん事を願ふならば、勉强て善を行ひて天道にかなふにあり、扨其禎祥を降すといへるは時の政善にして、人君は德正しくして上に和立し、百姓は下に和合し、上の心和すれば

る也、貮朱銀の事も大抵新錢の趣を以て推して知るべし、王者は民人を以て天とし、民人は食を以て天とすと云ひ、又丘民に得て天下をたもつと云ふなれば、天下に君たる御人は、民百姓を仁愛して安穩ならしむるを第一にする事なり、天下の主人、世界の人を天より附屬し玉へる事なれば、踈略になすべき事にはあらず、譬へていはゞ卑賤なる者の家内の厄介を踈略になしがたく、苦々して營み憐むがごとく、天下の主は世界の人を厄介同樣に思召、萬民世に住安く安穩なる樣にと、苦にし玉ひて踈畧になし給ぬ所よりさして民人を以て天とするといへるなり、其天とする所の仁愛すべき民百姓が、又其天とする所の食に乏しと云ふ事に至ては、眞先に是を救はねばならぬ事なり、丘民に得て天下をたもつとは、下萬民の賤しき者共が扨御憐深くして難レ有人君かなと心を歸して悅服すれば、其萬民に悅服せらるゝは良人君の德なれば、自然に天下の主となりて天下をたもつと云ふ事なり、四五年以前より五穀の登宜からず、總じて耕稼樹藝の生熟薄く、別して萬物貴く成て諸人困窮す、是亦當時の先務なり、凡そ人たる者士農工商貴賤共に、衣食住の三ッなくてはならぬ内に、わけて食なければ一日も立がたし、是故に天下に君たる人は農業を本として尊ぶ事なり、農功なければ萬事が廢れて、萬民飢に艱む事なれば、ゆるがせにすべき事にはあらず、是全く農は天下の本にして、其農功を業にし勤むる民人成故、天下に君たる人は民人を以て天とすとはいへるなり、何となれば打續農耕不作して、世界に米一粒もなしと云ふ口に至りては、金銀珠玉山のごとくありても人の命は續がれぬ事なれば、

し、善惡是非の分れぬ事なり、位の能き古錢へ、位のあしき新錢を打交て、同く壹錢にして通用するゆへ、新錢の位が上りて、古錢の位にはならずして、古錢の位が下りて、新錢の位に成て通用するなり、殊にまづは新錢がちにて通用するまゝ、猶更古錢の位はなくなりて其勢ひ新錢とひとしく輕く成爲なり、夫ゆへに昔拾文に當る物は、今は參四拾文其餘にも當るなり、新錢古錢打まぜて通用するを譬へていはゞ、才德ありて用に立べき器量の人は一人にてもすむ事を、才德なく用に立ぬ不器量の人なれば、參四人或は五六人にもせねば用向が辨じがたし、右用に立べき器量の人を見立て、引あげて其持まへの器量相應に用事を授くれば、壹人にて事辨ずれども、用に立ぬ人同樣に思ひ、其中へ入て打込でつかへば、あたま數に計備りて、用に立ぬ不器量の人同樣に、壹人働の所へ參四人、或は五六人となければ事辨ぜぬがごとし、ずく錢幷四倍錢も出來て、すべて錢數も多くなりたる事なれば、諸色却て高直に成りて人々困窮に及べり、尤四五年以前より耕作宜しからざる故、諸色も少しは高直にもあるべけれども、今程に高直にはなき筈成に、畢竟ずる所新古打交て、古錢が新錢の位になりて通用する故、諸色が高直に成たる也、是亦物價の貴く成りたる樣に人々思へども、實は物價の貴く成りたるにてはなし、古錢の位が引下りて、新錢の位に準ずるなれば、國土總錢の位は引下りて通用するゆへ、物價に當る所の錢の數が多くなりたると云ふ道理なり、新錢何文にて古錢壹文に當ると云ふ割をつけて通用せば、錢の相場も、前の古錢計の時の相場に成りて、物價も賤くなるべき事に孝成は存

當るとか、割をつけて通用せば、何程に農業不作なりとて、諸色の直段格別に貴くもなるべき様はなし、今の四文錢は成程ずく錢の四文には當るべけれ共、古錢の四文には成がたし、各壹錢と壹錢と相當るべき哉、位は却て四文錢の方はおとりたる様に見ゆるなり、然るを新古打交て通用するゆへ、古錢は位を引さげて、新錢の位にて通用するなれば、物價二三增倍、或は四五增倍にもおよべり、古錢計の時十文に賣買したる物が、今は貳三十文或は四五十文になりて昔よりは錢の數を多く出すゆへ、諸色高直になりたる様に思はるれ共、畢竟ずる所物の位と、錢の位とをつきあはせて見れば、さして高くなりたると云ふにてはなし、扨又古錢壹貫文餘に當りし方金壹步に、今新錢壹貫四五百文、或は壹貫六百文迄に賣買するは、甚高しと云ふべし、位にていへば金壹步に新錢は二三貫文、其餘にも賣買せねばつりあはぬ事なり、新錢の位にて、方金壹步に壹貫四五百文に賣買するは、錢が至て高くしてつりあはぬ事なるを、今は錢が安しといへるは、大に相違したる事なり、舊冬より猶更相場があがりて、壹貫貳百文少し餘に成たるは言語道斷、諸色の直段は益高くして、相違の上の相違なり、たとに相違したるのみならず、新錢の相場を高くするは、金の位を引下ると云ふものなり、方金壹步に新錢壹貫貳參百より四五百文するは、金の位と錢の位とを引合ては高き相場成を、金の位の過たるには氣がつかずして、錢數の多を見て金よりは錢が安しと思へるより、金の位を引下るなり、金の位を引下げて通用するゆへ、金にて賣買する物も高直成たるなり、實に君子小人を一におしくるめて召仕ふがごと

か、三文に當るとかいへる割を付て通用すれば、諸色の直段は今のごとくに貴くなるまじき事なり、且萬物の價古來よりは貴き樣に人々思へども、其品の位によりて割を付て見れば、古錢もまじるといへども、先は新錢がちにて通用する事なれば、古へ壹文したる物が、今は貳文三文になりても、高直と云ふ事にてはあるまじき、萬物の位によりて其價と錢の位とつき合て割を付て見れば、古へ百文したる物が、今は貳三百文或は其餘に成ても、萬物の位の價は古へも今も同じ事なり、然るに古錢と新錢と打まぜて、高下なしに同じ位に通用する事になりては、古錢は持まへの位を引さげて、新錢の位に成て通用するゆへ、古へ拾文に當る物も、新錢の位にては三四十文、或其餘にも當るなり、是物價の貴きにはあらず、幣布の輕重による事なり、泉布重ければ泉布の數すくなく、泉布輕ければ泉布の數多し、泉布の輕重によりて物價も低昂するなり、尤物價の位は定りてをれども、錢の位と重さと、壹文にて十文に當れば、物の價拾文の所へ壹文にてすみ、また錢の位と輕さと、拾文にて壹文に當れば、物價壹文の所へ十文價ふなり、是を泉布の輕重によりて物價も低昂すると云ふなり、されども萬物の位各それ〳〵に、其品によりて錢の位にて、本より定りたる價は動かぬなり、動かぬゆへに、時の通用の錢の輕重に隨ひて、其動かぬ物價に當る所の錢の數に、多少有までの事なり、本邦も中國も、古へより刀布重ければ物價賤低し、刀布輕ければ物價踊騰すといへるは、皆右の道理なり、されば今とても錢の輕重によりて、物價の低昂はある事なれども、新錢十文は古錢の五文に當るとか、四文に

各それ〳〵にしやすく、困窮せぬ様にするを亦先とする事なり、十七八年以前より諸色少々も高直に上りし所、五年以前よりわけて高直になり、當時は諸色ともに昔の二三相倍の直段にて、或は品によりては四五相倍にもなりて、諸人萬民貴賤上下皆難儀におよべり、國土通用の錢も、ずく錢四文錢ともに新に出來て、國土の錢の高もふえて、相場も安く成たることなれば、世の中の通用も潤澤に有べき筈の事成に、諸色高直に成て、人々生營に難儀するは、其ゆへ何ぞなれば、ずく錢四倍錢出來て相場も安く成、二朱に八百文の餘になりたるを、壹貫文の餘にも成べき筈の所、錢がやすきゆへ、諸色高直成と云ふ事に成て、錢の相場を高くするは大なる相違なり、其證據には貳朱に八百文餘りたる、錢が高く成たるなり、此勢にては錢を何程に上げたり共、諸色はます〳〵貴く成べきなり、此分にて置ならば行末貴賤上下萬民ともに如何取つときもなるべきや、又直る時節もあるべしとて、時を待事にてはなき樣に思るなり

一　萬物の價大小ともに各夫れ〳〵の位ありて、金銀銅錢何程に値ると云ふ事自然と備りて、いさゝかの物に至る迄是は壹錢、是は貳錢と其物によりて定り有て、古來より今いへる古錢にて賣買通用したるなり、惣じて萬物の價は時によりて少々ヅヽの高下は有れども、其品の位と金銀銅錢の位とつりあひあり、然るにずく錢幷四文錢出來て、國土通用の貨幣多くなれば、世も豐饒になりて、至極能事なれども、今いへる古錢の位よりは、新錢の位は大におとりたるなれば、古錢壹文は新錢貳文に當ると

にするには、文道を用ひねばなりがたし、文武並び行ふ事なり、右のごとく武はもと文なければ立ぬと云事を知らずして、文學の事をば世俗のいへるちんぷんかん、唐人の寢言と心えて、下を治るには云ふにおよばす、凡武士として弓馬の家に生るゝ者は、古へ先聖王の敎を知らざれば、一日片時も立がたし、父子、君臣、夫婦、兄弟、朋友の五倫の道を知らねば、人に非と言ふ事をわきまへずして、歷歷貴人は少しは學問もせねばならぬなどゝ云ひて、唯華奢、遊興世外の人の玩ぶ事にて、今日の用には立がたし、御奉公勤の身分には入らぬ事なりと思へるは、愚の至と云ふべし、されども敎なるゆへに、先王の道は今日の人事の上の道理なるを知らずして、よその事と思ひ、人事は今の世俗のしならひたる事のみと思ひて、學びて敎を聞事をもせず、學で敎を聞ざるゆへに、いよ〳〵ます〳〵先王の道をば、今日の人事の外となして、學問をば何寄以て窮屆成物と心得て遠ざかるは、畢竟敎の道立ぬゆへなれば是非もなし、次第に風俗の流弊せしは嘆息し奉るなり、我等ごとき賤しき身として、天下の事を評議し奉るは沒體なし、實に恐入奉り候事なれども、此御世に生れて官祿はなしといへども、あまねき雨露の餘澤に浴し奉り、率土に成長したる身なれば、上を尊重し奉るの餘り、罪多るをかへり見ず、先王の敎への數々師に聞く所を以て思慮し奉るに、さし當り諸色高直にて、貴賤萬民今日の生營に困窮する事なれば、まづ第一に是を救ふを當時の急務とする事成べし、萬民困窮すれば敎へも施しがたし、號令も行れがたき事故、まづ萬民を安穩ならしむ樣にするを最先ずる內にも、今日の生營

させ玉ひし様にと崇源大妃へ仰進らせ給ひしは、其道を能く〳〵御合點まし〳〵たるゆへの御聖慮にて數十百歳の下といへども、ありがたく仰ぎ奉るなり、次には世俗の玩ぶ所の今川了俊の子息へ戒の誓詞ヶ條の初に文道を知らずしては武道終に勝利を得ずといへり、彼等は亂世の人にて、生れ出ると戰場の中にて成長し、數度出陣して、其場履之軍の掛引、幷戰國の人々の交り等、文道なさねばならぬと云ふ事を能合點したるゆへ、右のごとく子息を戒むるなり、今の世の人々の了簡にては、戰國には文學は入らぬ事の様に思へるは惡なりと云ふべし、亂世には猶更人々文道を知らねばならぬ事なり、馬上で天下を取れども、馬上で天下を治めずといへるは、文道を以て亂世の時には馬上の勤をなし、治世の時には禮樂の敎を行ふ事なり、兵は危道にして、好で用ゆる事にはあらず、惣じて私の事にて軍を興すは無道なり、天下の爲に義兵を擧るか、或世の害を除くが爲に軍を興して無道を征伐し、有道を褒賞し、又或は他國より吾土地を貪りて攻來る時は、已む事を得ずして、是に應じて備へをなすも、皆々民と心を一にして軍を興す事なれば、文道なければ民心を一にする事はなりがたし、凡武を用ゆるには文なければならぬ事なり、武の字の義に於て、戈を止むるを武とすと云て、戈の字と止の字とを合せて武の字となせるは、文なければ武と云ふ物にはあらずと云ふ意なり、馬上で天下を取にも、文道なければ武事かどやかず、武功成がたし、まして天下を治るには、文道なければ武の備へなし、安きは危を忘ずとて、太平の時は猶更武を勵まし、外國までも其威武に懼れ、吾國を伺ふ事ならぬ様

救時策

大塚孝威 著

凡天下を治るには、先聖王の道によるにあらざればならぬ事なるに、世俗の人々夫をば知らずして、人事政務の外の事の樣に思へるは、尤敎なくして其道理をわきまへざれば是非もなけれども、たゞに天下を治る事のみならず、仕官の身として君上へ仕へて、忠と義とのわけをも知らずして、唯風俗のしならひたる有樣を呑込、時の御制禁を守り、御條令に隨ひ、當番或は公用にさへ出勤すれば、御奉公なりと思ひ、又或は臨時の入組たる御用向等すみがねなしの私の了簡裁斷するは暗中の闇莽にて、手談は能樣なれども、筋道の分れぬ事なるに、事濟さへすれば、首尾調ひて一段勤功なりと思へるは餘りの事かや、既に神祖の江戸御逗留より駿府へ歸御ましませし以後、崇源大妃へ進られ玉ひし御ふみの寫しを、恐ながらゆへありてひそかに傳へうけて謹て拜閲し奉る、天下の君上とならせ玉へる御身としては、御學問をなし給はねば、天下の御政務はならせ玉はぬ御事なれば、猷廟の御生禀すぐれさせ給へる上は、猶更御學問あらせ玉へる樣になり給ひ、たゞ思召し給へるまゝ、右御世話遊し進せ

救時策

大塚孝威著

玉くしげ別本卷下終

や、抑今世上一同に、次第次第に花美になり、奢長じたる事なれば、夫に准じて、神事をも、次第に花美に、丁寧にすべきは、當りまへ也、己が身分のみ、奢りを増して、神を祭る事をば、増さずしてはいかゞ也、たとひ身分の事をば、昔に復して、萬を省略す共、神事のみは、次第に加へ增んこそ、本意ならめ、又神事に、風流俳優抔をなし、或は酒を飲み樂しみ遊ぶを、無益の事と思ふも、大にひが事也、神に物を供じて、祭るのみならず、人も同じく飲食し、面白く賑はしく、樂しみあそぶを、神は悅び給ふ事也、これらの子細は、通例の學者、又神道者なども、夢にも知らざる事にて、世間ともに、大に料簡違ひある事也、惣じて世間の人の、よき料簡とおもふは、皆唐流の理屈なる故に、其中には、誠の道理にかなはざる事も多し、領主たる御方、幷に役人中抔も、國のためを思ひ、災害おこらず、凶事なく、上下共に、安全に榮えて、長久ならん事を願ひ給はゞ、これらの根本の處の心がけ、大切なるべき御事にこそ

天明七年十二月

き事也、抑神を敬ひ祭る事は、誰もよく知たる事にはあれども、誠の道の根本の子細を、知らざる故に、世人のおもふ所は猶甚おろそか也、別卷に其子細は、委敷申せり、今かくめでたき治平の御代、久敷つゞけるに付ては、大名方は、いよ〳〵領内領內の神社を興立し、厚く祭り給ひ、殊に式内の社などは、御自身も、折々御參詣あるべき御事なり、殊に又、尾張に、熱田大神、紀の國に、日前國懸兩大神、出雲に、杵築大國主大神抔の類、其の外も、かやうの殊なる由緒まします大社は、尚更其領主領主の、大切に厚く敬祭し給ふべき御事也、昔神領成し地も、中比の兵亂に、みな奪ひ取られ給ひて、今は大名の領地となれる所多ければ、其御冥加の爲ばかりにも、等閑には有まじき事也、其外御武運長久の御爲にも、國家安全の爲にも、五穀豐登のためにも、必ず神を厚く祭りたまふ、御政あらまほしくなん、偖又領內村々の產神、城下町々の神社抔、領主より祭り給ふ程の、神社にはあらずとも、命令を出されて、其所々の神社を、隨分大切にいたし、神事を麁略に致す間敷由を、つね〴〵懇に示し給ふべき御事なり、然るに、當時は惣じて、神社神事抔の、上の取扱ひ、甚おろそかにて、村村町々の神事などは、假令のいたづら事のやうに心得て、これを抑へ、輕くすべき樣にいひ付、下々にても、神事に物入多きは、無益の費のやうに心得る者もあるは、みな甚しき僻事也、何事も、神の御惠み御守りにあらでは、世によき事はなし、困窮して苦しくば、いよ〳〵神をば厚く祭るべき事也、然るを、世に儉約といへば、まづ第一に、此神事、或は先祖の祭より、省略せんとするは、いかにぞ

執行ひ玉ふ人々なれば、貴き御方々は、申に及ばず、末々の官人衆に至るまでも、ほど〴〵に、厚く敬禮を加ふべき御事也、其祿うすく、身分の輕きを侮りて、あなかしこ、非禮あるべからず、たとひ輕き人にても、官人は、皇朝に仕へ奉る人也、然るに今の世、大方堂上の御方々をば、厚く敬する事なれども、地下と申す官人衆をば、其祿薄く、身分の輕きを侮りて、物の數とも思はぬやうなるは、いとあるまじき事也、祿の薄きは、亂世にみな武士に奪ひとられたる故也、されば心あらん人は、此處をよく思ひわきまへて、いよ〳〵大切に存べき事也

○天下の神社は、古へは、ほど〳〵に、朝廷より祭らせ玉ふ御事にて、諸國の小社までも、その國主の、承りて祭られし事なるに、今は天下の事、大將軍家の、執行はせ玉ふ御代にて、諸國の神社の御事、朝廷よりは、御力及ばせ玉はねば、其の國々を治め給ふ御方々の、懇に祭り給ふべき御事也、然るに、中比久しき、兵亂によりて、天下の神社、大に荒廢し、祭典もすたれ、或は其社跡もなく絕果、又存在せるも、それと分れずなど、總じて神社は、いみじき衰微なるを、治平の御世に復りては、御再興有しもあれども、尙あまねくは、御手の及ばざるにや、今に至るまで、すたれたる儘なるが多きは、いとも〳〵歎かはしき事也、今般惣體、大名の領內の神をまつり給ふさまは、たゞ戰國の比の風にて、おろそかなる事なり、今の世、國家の繁昌、諸大名の盛大なる勢に應じては、神社をいか程興立し給ひても、宜敷事なるに、神國の實にも似ず、神社のおとろへたる事は、返す〳〵、歎かはし

遠くましますが故に、誰も心には、尊き御事は、存じながらも、事にふれて、自然と敬畏の筋、等閑なる事も、無きにあらず、抑〻本朝の、朝廷は、神代の初めより、殊なる御子細ましります御事にて、異國の王の比類にあらず、下萬民に至るまで、格別に有がたき道理あり、此事別卷に委しく申せるが如し、されば、一國一郡をも治め玉はん御方々は、殊更に、此子細を御心にしめて、忘れ玉ふ間敷御事也、是即ち、大將軍家への、第一の御忠勤也、いかにと申に、先ヅ大將軍と申奉るは、天下に、朝廷を輕しめ奉る者を、征伐せさせ玉ふ、御職にまし〳〵て、此ぞ、東照神御祖命の、御成業の大義なれば也、偖又、御武運長久、御領内上下安靜、五穀豐登の御祈禱にも、これに過たる御事あるべからず、其の子細は、朝廷を畏れ奉り給ふは、天照大御神の大御心にかなひ玉ふ御事にて、天神地祇の御加護、厚かるべければ也、世間の學者、たゞ漢流の道理をのみ說て、此子細をしらざるが故に、今殊更に、顯はし申也、かの水戶西山公の、格別に此御志厚かりし御事、大日本史を修撰し給へる御趣など、道の大本を辨へ玉へる程、誠に有がたき御心ばへ也、抑御子孫の中に、かばかり明良なる殿の、出玉へりしも、ひとへに、神御祖命の、御盛德の餘烈、天照大御神の御はからひと、返す〳〵、たふとく有がたき御事也、然れば、御大名方、御自身の御心得は、申に及ばず、御家中の人々までにも、此の子細を、よく仰渡されて、つね〳〵相愼みて、朝廷を畏れ奉るべき樣、又公卿官人たちも、その祿こそ輕けれ、ほど〳〵に、官職を帶て、皇朝にしたしく仕へ奉り玉ひて、その重き御禮典をも、

は、いと巧に聞ゆれども、實用に至ては、さもあらざる事、此一事を以ても、推量るべし、殊に彼蔚山の城を責し時の軍には、唐土朝鮮の全力を竭したりしよし、彼國の書に見えたるを、夫さへ右の如く、淺ましき敗軍に、及びたりしを思ふべし、又此方戰國の比、西國邊の溢れ者ども、唐土へ渡りて、濫放狼藉せし事、明の代の書共に多く見えて、倭寇と稱して、殊の外に恐れ、毎度大に手に餘りて、鎭めかね、國中の大騷動なりし事也、これ此方にては、世の人も、一向知らざりし程の事にて、たゞわづかの溢れものゝ、爲業にて有しすら、彼國にては、右の如く、毎度大きなる騷ぎなりし、是を以ても、唐土の軍法の、拙く弱き事を知るべし、然るを例の唐びいきの儒者などの、只管彼國の軍法を、褒めあげ高ぶりて、武士をおどすは、いとおかしく、かたはらいたき事也、吾日本は、有難き神威の護りの、嚴重なる事は、申に及ばず、國の殷富、田地人民の甚多き事、外國の、かけても及ぶ所にあらず、殊更、御當代、天下諸國の藩鎭の盛大なる、今たとひ武備は少々おこたり有といふとも、尙堅固なれば、假令他のいかやうの大國より、寇賊來るといへども、左のみ恐るゝに足らず、ゆめ〳〵、聞おぢなどすべきにあらず、これ又、武士の常に、心得居るべき事にて、西國方は、申に及ばず、何方にても、海面を受たる國々は、猶更也

○凡て天下の大名たちの、朝廷を深く畏れ、厚く崇敬し奉り玉ふべき筋は、公儀の御定めの通りを、守り玉ふ御事勿論也、然るに、朝廷は、今は天下の御政を、きこしめす事なく、おのづから、世間に

の心に、唐土といへば、軍の仕方も、格別に妙なるべき物の様に思ひ、又殊の外大國と心得、それに應じて、軍勢も甚大軍なるべき様にこゝろえて、おぢ恐るゝは、皆大なる僻事也、まづ彼國を、ひたすら大國とのみ心得るも、料簡違ひあり、その故は、國の廣さは、いかにも甚廣き事にて、日本の十倍抔よりも、過たれども、然れども、日本に比ぶれば、いづくも〳〵、空虚の地多くして、廣さ相應には、田地も人民も少なく、物成もいと寡ければ、軍もさのみ、格別の大軍なる事なし、是皆世々の書にのせたる、彼國中の戸口の數、軍賦の數抔を見ても、よく知らるゝ事也、既に豊臣太閤、朝鮮御征伐の時、唐土よりの加勢の軍などをも、此方の人は、或は五十萬百萬などゝ聞て、夥しき事の様に、言ふらしつれ共、大なる相違にて、其時の軍兵、始終十萬にも過たる事はなし、夫程の軍兵も、大抵の事にては、驅催しがたくて、いろ〳〵と世話をやきて、漸くに催し立たる所、右の如くなりし、是皆彼國の書共に見えたる事也、偖かの時の戰は、此方にも、小西の如き、臆病神のつきたりし衆も、ありつればこそ、まれ〳〵には、負軍も有つれ、左様の聞おぢだにせずば、始終毎度、十分の勝たるべし、偖加藤主計頭殿の、蔚山に籠城せられし時に、明の寄手揚鎬が軍だち、軍法は古今に比類なしと云程、嚴重なりし事にて、朝鮮の諸人驚き感じて、頼母敷思ひ、歡びしか共、久敷せめて、終に彼城を落す事能はず、剩果には、行長が後詰に切立られて、蜘の子を散すが如く、とる物も取あへず、我先にと逃去しは、淺ましかりける有様なりき、都て唐土は、何事もみな、斯の如くにて、議論法術

定め、實用の巧拙をば、思はざる事多し、弓を學ぶにも、唯的に中る事を詮とし、强弓を彎く事をのみ善とす、此二ツは、いかにも、弓の肝要にはあれども、實用は、强ちこれらのみにも限るべからず、其外にも、敵を受たる時に、ふせぐにも、攻るにも、これを用ひて、利方多からんやうを考ふべし、又馬を乘とても、たゞ馬に計り、いか程よく乘ても、實用には益少なし、たゞ馬上にての働きを、心がくべし、馬に乘程の人は、今の火消抔の如く、たゞ下知ばかりをして、濟物と思ひては、大に違ふべし、軍書を見て、昔の馬上の働をしるべきなり、都て武術を稽古するには、何によらず、皆此心懸の肝要たるべき也

○武道軍術のためには、兎角軍談の書を、常々見るがよき也、それも源平盛衰記、太平記抔の類は、面白くはあれども、餘程時代ふるき故に、近世とは、模樣の違ひたる事多し、只足利の代の末つ方の戰のやうを、能考ふべし、殊に織田豐臣の御時代の軍は、古今に勝れて、類なく功者なる物也、大方武士は、常々かの時代に在て、彼の戰ひの中に交りぬる、心持になりて、武道をば心がくべき事也、倭唐土の通俗の軍書共は、見て益寡し、國の模樣も、大に替り、時代も遠ければ、間にあはぬ事のみ多し、かの國の古への名將共の、大利を得たる計策抔、今の人に用ひて、心易く欺るゝ物にあらず、其外すべて、唐土は軍法議論などは、道理を盡して、尤に聞え、其功者なるやうに見ゆれども、實用に至ては、左樣にもあらず、軍の仕方は、此方の近代に比ぶれば、大きにつたなし、然るを、世人

たゞらに、多くの御扶持を賜りて過す者、江戸京抔にも、其國元にも多きは、甚しき奢り費也、すべて何の職も、祿を世々にするは、本朝の古格にて、あつき風儀にてはあれども、その筋にもよるべき事也、然れども、久しく有來りたる事の、俄に改りては、大に難儀に及ぶ者多ければ、右の類とても、御先代より有來りたる分は、今更故なく、祿を召放たるべき事にあらず、されば左樣の事は、隨分御用にも立やうに、それ〳〵の家の道を、出精して相勵て、その道々に、此上新加の人なくて、御間の、合やうに、あらせまほしく、猶又其藝勝れて、某殿の御内の其人と、他國までも名をあぐる程にもあらば、殊更忠勤にて有べき事也

○武士の、兵術軍法を、第一に心懸べき事は、今更申に及ばざれども、今治平の御代、久敷續きたる事なれば、法も術も、實用を試みしれる人は、一人もなければ、たゞ家々に、傳はりたる通りを、學び習ひて、其上は、唯面々の工夫のみなるが、その工夫とても、實にこれを試るにあらざれば、畢竟皆空按也、さればその同じ空按の中にも、たゞ道理の當るあたらざる計りをば、考へずして、兎角實用の處を心懸べき也、扨又時代のうつるに付ては、世中の模樣、人の氣質抔も、移り換る物なれば、昔の法の儘にては、今は宜しからざる事も、あるべければ、其時代時代の世中の模樣、人の氣分などを、よく辨へて、昔の法をも、是にひきあてゝ、考ふべき也、扨又、もろ〳〵の武術も、治平の代には、實用する事なき故に、おほくは華法といふ物にして、見分の宜しきを、よき事にして、巧拙を

ありとかや承る、抑ヶ様に、當分の御間を合さん爲計りに、君の御威光をも損じ、國政の妨と成る事、何に付ても多く、又下の上を恨み奉ることも甚しく、おのづから、上を輕しむる端となるは、いとゝ歎はしき事也、然りといへども、誠に御勝手大に差逼りて、當分の賄ひも、出來がたき時に於ては、先金銀を得るにあらざれば、差當りて、いかにとも作略すべきやうなければ、左樣の時は、此働きを重く賞するも、理の當然也、又是を働くも、時に臨みての大功なれば、全く其人をわろしといふべきこともあらず、たゞわろきは、左樣に御勝手のさしつまる樣になるが、わろきなれば、とかく其本をよく吟味して、諸事をいかやうにつめて成とも、物入の少なき樣にして、是非とも、御收納にて、何事も事足るやうに、相働かんぞ肝要なるべき

○いづれの御大名にも、無益の輩に、永々扶持知行を賜ふ事多し、昔はいづれも、御勝手ゆるやかなりしゆゑに、さしてもなき、遊藝の輩などにも、左樣に、御扶持を多く賜ひて代々御扶持人となれる者多けれども、是等は、無益のつひえ也、儒者醫師の類ひも、其時にすぐれたるを撰みて、召抱へらるべきは、勿論の事なれども、いづれも其子の代に成りては、學問も藝も、大におとる物にて、殊に身に祿あれば、家業に怠りて、多くは御用にも立がたく、祿多ければ、身分重々しく成て、殊更業をば怠る也、其外雜藝の輩抔も、御用あらば、時々に召抱られて、少々宛の祿を賜はん事は、御大名の御身上にては、隨分左もあるべき事なれ共、一度抱へられたる者は、何の御用もなきに、永々い

らざるやうになるなり、又すべて、命令の趣は、悉く道理のつみたる事にあらざれば、下の心かつ歸服はせぬ者也、聊にても、上の勝手にまかせて、尤ならざる事の交る時は、うはべこそ、威勢におそれて、服せるやうなれ、内々にては、冷笑ひて、中々歸服はせず、かやうの事も、上をかろしむる端となる事なれば、能々こゝろすべき事也、とにかくに、下の上をおそれず、かろしむる心のあるは、第一に、宜しからざる事ぞかし

○近來諸大名方、用脚不足なるが多きに付て、御勝手方といふ役人、多く有る事也、是は其領分の内、何事によらず、内外物入の筋に心を付て、隨分省かるゝ丈は省き、或は諸事に、算用工夫をつけて、物入寡く、費なき樣を計るべき役にして、夫は當時隨分、尤なる事也、然るに、他國の樣子を承るに、此役人は、只いろ〳〵と働きて、金銀の工面をするを勤とせり、扨夫は、專金銀を得る工面の事なれば、なほ〳〵町人を相手とする事ゆゑ、武士かたぎの人にては、手行宜しからざれば、商人心の金銀やりくりに功者なる人を撰む事故、下をいたはる、憐愍の心抔はなく、いか樣にして成とも、當分金銀を多く得るを、働きとして、後日の大害をも顧ず、君の御耻辱をも思はず、只管に利を貪る商人の如し、然るに上役の人々迄も、まづ差當りて、金銀の手廻りて、御用の達するが、當分目前の功なる故に、これを賞するから、いづくにても、此筋の役人はすら〳〵と立身をする事にて、大方當時は、此御勝手を働くが、第一の政務のやうに成て、金銀を多く得るは、敵國を切取たらんごとくの功と成る處も、

これを守るといふは、只名計にて、實は大に崩れて、其法の本意にも、背ける事のみ多し、又法は法と立おきて、其法をよけて、障らぬやうに、惡事をなす者、甚多きを、唯法だに立てば、いか程惡事をなす者有ても、咎めざる事あり、たとへば、關所を踰る事かなはざる者も、拔道をして通れば、咎むる事なく、其關をさへ越ざれば、見のがす樣の事あり、萬の事に、此類多し、但し昔定まりたる法も、年代久しく移り、世の模樣の變れるにつきては、今は、その法の如くならでも、害なき事、又其法の守り難き事抔もあるをば、大目に見ゆるしながらも、ひたすら、先代の法を廢せん事をば憚りて、其法をば、矢張法と立おきて、背かざるやうにするは、おのづから、本朝の厚き古意にかなひて、よろしき事なれば、其事の筋にもよるべき物也

○近來は、上より命令ある事をも、下にはゆるがせに心得て、これを守らざる事多く、又しばらくは守る事もあれ共、程なく崩るゝ、是甚有間敷事也、一度仰付られたる事は、長く堅く、これを守る樣にあらざれば、政道立がたし、然るに、かやうの制令法度の立がたきは、いかなる故ぞといふに、上より命令出る事あれども、只一通り、是を觸渡すばかりにて、その令を守るか守らざるかの吟味もなく、犯すもの有ても、咎もなき故に、破れ安く、締りがたく、又上にも申せる如く、急度約束ありし事も、忽變じ、或はおもき役人の證文などさへ、反古になりて、益にたゝず、都てかやうに、下に對して、上の信なき事多き時は、下民も、上の仰を愼まず、おのづから、輕しむる心出來て、命令を守

まじき旨、常に嚴敷制せらるべく、又諸役人、聊も權門を憚りて、不正の判斷抔を、なすまじき旨をも、命ぜらるべき也、此事は古へより、異國にも本朝にも、常にあるならひにて、誰もよく、合點はしたる事なれども、兎角止み難きもの也

○刑は、隨分寬く輕きがよき也、但し生ておいては、たえず世の害をなすべき者抔は、殺すもよき也、扨一人にても、人をころすは、甚重き事にて、大抵の事なれば、死刑には行はれぬ定りなるは、誠に有がたき御事也、然るに近來は、決して殺すまじき者をも、其事の吟味のむつかしき筋抔あれば、毒藥抔を用ひて、病死として、其吟味を濟す事抔も、世には有とか承るは、いとも〳〵有間敷事也、また盜賊火付などを吟味する時、覺えなき者も、拷問せられて、苦痛の甚しきに堪ずして、僞りて、我也と白狀する事あるを、白狀だにすれば、眞僞をば、さのみたゞさず、其者を犯人として、刑に行ふ樣の類もあるとか、是又、甚有まじき事也、刑法の定りは、宜しくても、其法を守るとして、却て輕々しく、人をころす事あり、よく〳〵愼むべし、たとひ少々、法にははづるゝ事ありとも、兎角情實をよく考へて、輕むる方は、難なかるべし、扨又、異國にては、怒にまかせて、みだりに死刑に行ひ、貴人といへども、會釋もなく、嚴刑に行ふ習俗なるに、本朝にては、重き人は、夫だけに刑をもゆるく當らるゝは、是又有がたき御事也

○何事にても、先規よりの法を守るといふは、天下一同の事にて、誠に宜敷事也、然れども、近來は

兩丈の所の損あり、或は五百兩にて濟べき事も、賄をせざれば、七百兩も八百兩も入りて、其二百兩三百兩は、脇道にぬけ行やうの事も有て、上にも利なく、下には大損ありて、剰上を恨み奉る事甚し、されば、國政の大害、下民の大患、此賄に過たるはなし、然れども、上と下とは、甚遠ければ、其吟味も、兎角に、行届きかぬる事なれば、これを止る法は、先賄を取者を、禁むるのみならず、これを遣ふ者を、きびしく誡めて、何事によらず、いさゝかにても、賄を遣ふ者、相知るゝに於ては、急度曲事に申付べしとの旨を、常々ふれおかれて、若犯すものあらんには、一人二人、嚴敷とがめられ抔せば、遣ふ者は勿論にて、取人も、おのづから、氣味わろかるべし、上の制禁ならんには、これをつかはぬを、怒ることも得せじ、抑賄は、遣ふ者には科無くして、罪は取る者に有事なれども、取者をのみ制しては、止がたければ、遣ふ者を戒しむるも、一ッの權道なるべきにや

○公事訴願ひの、御咎め筋などの類、早く濟してもよき事は、隨分成べき丈、早く濟すべき也、等閑にして、一日も捨おくべきにあらず、下にては總じて、上へかゝりたる筋の事は聊の事にても、相濟までは、甚心勞する事にて、殊に貧しき者などは、家業にも障り、甚迷惑する事なるに、上に搆ふ事なければとて、等閑に捨置て、長引するは、いともこゝろなき事也、又訴訟に限らず、萬の事に、權門がゝりの筋は、取捌く役人の、甚迷惑なる物にて、これ大なる國政の妨と成る事あり、されば、何事によらず、權門の威を以て押す事は、又下々まで、主人の權威を震ひて、無理非道のふるまひを爲

近來は、殊に甚しき事共あり、夫も主君たる人正しければ、さすがに身分おもき役人ほ、おのづから嗜む事もあれども、下々の役人は、上へはしれぬ事を、能く呑込み居るうへに、假令萬一しれても、身分輕ければ、高をくゝりて、憚る所なく、何事にもこれを貪るなり、又主君ぐるみに昧きは、上中下押なべて、彌甚敷事あり、その中に、假令たま〳〵廉直なる人有ても、其自分の役儀計りこそ、廉直なれ、外々の防にはならず、又目附横目をつけても、多くはその人ぐるみに、此道に陥る故に、益ある事なし、總體近世は、何事によらず、此賄の行はれざる事はなくして、公事訴訟に、邪なる捌をなし、刑罪に、當らざる事多き抔は、申に及ばず、其外諸の作事普請などに付ても、此筋専ら行はること也、それも少々ヅヽの事は、さても有べきなれども、甚しき事のみ多くして、都て賄を多くつかへば、其仕方わろくても、よしとして、これを濟し、賄少なければ、好くても、わろしと言て、濟さず、夫ゆゑに、下なる者も、そこを計りて、爲べき事をば、多く手拔をして、賄を遣ひて、其事の濟樣にし、又法度に背きたる事をする者も、賄を遣へば、見ぬふりをして、是をとがめざる故に、賄を行ふて、惡事をなす者も、世に多し、猶この外も此筋に付ては、種々さま〳〵の、たゞしからざる事、多くして、悉くは擧るに遑あらず、餘は推量りて知べき也、總て世中に、此筋盛んなるゆゑに、おのづから、國政正しくは行はれがたく、又上に損失ある事夥敷、下にも損害甚多し、譬へば、金千兩入べき所をも、役人へ三百兩賄すれば、五百兩にて濟故に、下にも二百兩の得あれども、上には五百

たくなる事也

○世に、目附と云ふ役あれども、猶又諸役人、いづれも、たがひに目付役をするがよき也、それはいかにといふに、まづ今は、自分の受とりまへの役目をさへ勤むれば、他の役儀の事は、拘らぬ事として、假令傍に、目にあまる程のわろき事、或は不調法なる計らひをする事有て、上の御爲にも、下の爲にも、よろしからぬ事とは、見受ながらも、我役儀にあづからぬ事は、たゞ其儘見て居る計也、これ甚不忠なる事なれ共、左樣なる習俗なれば、心ある人も、せんかたなし、然るをたとひ、かゝはらぬ他の役儀の上の事にもせよ、宜しからずと思ふ事あらば、互に心を添へて、相助け、又事によりては、早速に申出るやうにあらば、これ諸役人、皆互に目付役となる事也

○總じて、物を得る事を願ふは、千人萬人、免かれがたき人情の常にて、本より然るべき理也、それに付ては、物を人のくるゝを歡ぶも、又人情なる故に、物を人に贈りて、志の程をあらはすも、元より然有べき道理、古今いづれの國とても、皆同じ事也、されば、萬の事に、其相手の人を悦ばせて、その事を成就せんと計るに、賄賂といふ物を、遣ふ事のあるも、おのづから、然るべき勢也、扨物を得るを歡ぶは、本より人情なれば、其賄を受るも、さのみ科とも言ひ難し、殊更此事、世中のなべての、習俗と成ぬる事なれば、其人を深く、咎むべき事にもあらず、然れ共、此賄の筋は、甚國政の害と成事故に、古へより深く、これを戒むる事なれども、兎に角に、やみ難き物にして、次第に增長し、

のしめくゝり、政務の出る處は、家老たる人たるべし、總じておもき所より、出たる事は、傍よりも妨げがたく、下々の受る心持も、格別にて、諸事締り宜敷物なり、次なる人にては、憚る所有て、諸事の計らひ、十分に伸がたく、又下の受る心持も違ひて、取締りがたく、一致しがたき物也、若一國の政事一致せずして、譬へばこゝの役所の趣と、かしこの役所の趣とは、相違して、同じ一國内の政とも見えず、本の出る所異なるが如くにては、政事とり締りがたし、これ其本の括りの所の、しまりわろきが故なり、又それ〲、受取たる役儀をば、自分の身のうへの事にして、隨分身をいれて、働くべき事なるに、左樣の人はすくなくて、唯不調法さへなければよしとし、又我役の内、不調法なくてさへすめば、跡はいか樣になりてもかまはず、たゞ身分の爲の用心をのみ、第一にして、役儀のための事は、おもはず、又適こゝろある人の、役の内に、惡敷事を直し、よき事を始めおき抔しても、其人役替有てのけば、其跡役の人は、身に入て世話もせぬゆゑ、忽消らせて、よき事を始めおきたるも益なく、又本の括り所に、しまり無ければ、下は心々別々の樣に成て、たとへば、先役人の時に、かたく約束したる事も、其人かはれば、跡役の人は、それを用ひず、其約束の事も、言がたき樣になる、これら大にあるまじき事也、何國にても、役人は、下々のためには、殿樣も同前なれば、たとひ、其人は幾人替るとも、前に一度約しおかれたる事は、決して變ず間じき筈也、總てかやうの事、取しまりなく、約束などたやすく變じては、おのづから上を輕しむる端と成て、命令抔も、行はれが

格別なれども、其餘さしての惡事にもあらず、唯いさゝかの、一時のあやまちによりて、大切なる一命をうしなひ、父母妻子の歎きも、殊に深かるべきをおもへば、甚いとほしき事也、願はくは、此習俗をば、停めまほしき事なれば、御先代に、天下一同に、追腹殉死を禁ぜられたるごとく、此切腹の事も、上より仰付らるゝ外は、私に切腹する事をば、堅く禁止せらるべきなり、誰とても、一時のあやまち、思ひはからぬ不調法は、あるまじきにあらず、されば、さのみ深く咎むべきにもあらず、聊の事にて、一命を棄るには、及ぶまじき事也、都て少しの事にても、品によりて、切腹するならひは、もと戰國の風なり、偖又上の事を、餘りおもく敷取り扱ふ習俗なるゆゑ、すこしの不調法をしても、身のたゝぬ樣に、おもふから也、惣じて何事によらず、主君へ對して、たゞいさゝかの不調法有ても、重くとがむるならひなれ共、其筋によりて、大かた心より外に、あやまりてせる事は、大抵の事は、宥免せらるべき也、ヶ樣の事を、至て嚴密にするも、一ッの法にてはあれども、今の世のならひを見れば、餘り嚴に過たる事も、多きなり

○一國の政道は、萬事家老たる人々、心を一致にして、その本をよくしめ括り、其趣を以て、次々下下の諸役人まで、一國の諸事のはからひ、皆一致する樣に、有べき事也、然るに近來、他國の樣子を承はるに、御大家などは、まづ家老たる人々は、さのみ國內の政事に、こまかにはかゝはられずして、次なる役人、其元を締くゝりて、取はからはるゝとかや、これよろしからぬ事也、何事によらず、元

有たきもの也、然れども、總體たゞ、上の事をおもく〵敷するならひにて、中々輕き人抔は、御政務筋の事抔は、申出がたきやうの習ひにて、萬一身分に過たる事抔を申出れば、上を輕んじしふる抔言ひたてゝ、却て咎められ、或は又よき料簡ありて、申出る事ありても、傍よりとやかく妨げて、其申分たちがたく、又何事にても、一ト料簡有事は、必少しは障る所もある物なれば、其障る所よりこれを妨抔する程に、申出たき事ありても、憚りて得申出ざる也、況や主君へ諫言がましき事抔は、決して申上られぬ事になれり、諫言は扨おき、主君の一度仰出されたる事は、詞をかへして、否それは共、申されぬ事になれるは、餘りに、おも〵〵敷習俗にして、甚敷政道の妨也、隨分に威を嚴重にして、下のおそるゝ樣にすべきは、勿論の事なれども、夫も事により、程の有べき事也、とかく御政務につきては、御前へ出たる人、餘りに憚りおそれず、何事も打くつろぎて、料簡を申上る樣にし、輕き役人をも、近く召れて、心易く、何事をも申上るやうに、あらま欲き物なり

○總體、新法の事を立て行ふに、思ひがけず間違あやまちなどあれば、最初に其事を申出して、始めたる者の越度として、これを咎むる事なれ共、最初よりあしかれとて、始めたる事にあらず、思ひがけざるあやまちは、是非なければ、其者を咎むべき事にはあらず、惣じて、ヶ樣の取計ひも、餘り上の事を重々しくするから、あたらぬ事もある也、扨武士の風儀として、上へ對して、申譯なき事など有時、切腹するは、誠にいさぎよくはあれども、宜しからぬならはし也、實に死なで叶はぬ事は、

あらず、唯上の重々しくて、申上がたきやうの、ならはしなるがあしき也、同輩どちの中にてすら、其人のわろき事抔は、少しにても言にくき物なれば、況て主君に、對し奉りては、其はづの事也、家老たる人を、始めとして、右の如くなれば、況て下々の人は、いか程目に餘る事の下に有ても、直に申上る抔いふ事は、叶はぬ事也、階級を經て、段々に申上る事は、其中途にて、次第に違ひゆくものなれば、下々のありさま、とかく有の儘には、上へは徹りがたし、學問をし玉へば、書物のうへにて、大抵下々の役人の事、民間の事も、大太體の處は、知るゝ事なれども、當時のこまかなる趣は、中々書物のうへ抔にて、知るゝ事にあらず、下々には、上の御存寄も無き事どもの様にある也、されば唯書物のうへの、一通りの趣を以て、はからひては、思召旨とは、違ふ事多かるべし、たとへば、上には深く下をいたはり玉ふ御心にて、聊にても、民の痛とならぬやうにと、思召ても、其通り下へはとほりがたし、他國の様子を承るに、下々の取計ひは、上の思召とは、大に相違する事のある様子なりとかや、其下のくはしき様子は、上には御存知のなければ、只仰出されたる通りに、ゆく事と思召すなるべし、又下より願ふ筋なども、とかくに中途にて滯りて、上へはとほり難き事がち也、これら皆、上の餘り重々しくして、遠き故の失也、小身の御大名抔は、左程にはあらぬ事も、有べけれども、御大家ほど、此失は多きなり

○大小の事、何によらず、能き料簡あらば、假令輕き人なりとも、少しも憚ることなく申出る様に、

さか大恩を報じ奉るのみぞと、思ひとりて、しばらくの難儀をば、凌ぎ玉ふべきなり、扨若何國にもせよ、此法を行はれんに付ては、おの〳〵祿の大小によりて、減少の差別有べき事、勿論なれども、下々に至て、微祿の人々は、殊にくつろぎなければ、迷惑甚しかるべし、此所返す〳〵も、御顧みあるべき也、偖又この年限の内に、是非とも御勝手の、立直るべきやうの、算用のつもり、其締り方、且又年限終りて、後のしまり方抔、兼てよく〳〵、積りあるべき事也、若此積りの締りあしくては、數年御家年限の內、御收納の過分に多きが、癖に成て、年限終りたる時、又俄に大に御手支へ有て、數年御家中一同の辛抱も、いたづら事になり、却て御勝手の逼迫、いやまさる事有べし、其時又年限を延られんは、いよ〳〵氣の毒也、とかく物は、癖つき易きならひなれば、此年限の間に、御收納多きが、癖にならぬ樣の作略、返す〳〵も肝要たるべきにや

○上と下との間、甚遠くして、下の情態の上へ徹りがたく、別て大名の御身分の殊の外に重々しき故に、尙更此弊は甚しき也、たとひ此御心づきて、下の樣子を知らんと思召ても、委しく知り玉ふべき術なし、御前へ出る人々とても、唯恐れ愼むのみにて、中々こま〳〵としたる事を、御咄し申上るやうの事は、成り難く、一通り申上る事も、たゞあたり障りをおもひ、御機嫌をあやぶむゆゑに、たゞ不調法を申さぬ樣に、難のなき樣にのみ申上て、下の事は、只よろしき樣に、諸民ありがたがる樣子にのみ申上て、少しにてもわろき事を申上る者とては、有事なし、是は其人の申上ざるが、あしきには

いかにしてなりとも、急に其計らひなくてはかなはず、上下大小ともに、皆同じ事也、其中に、大名の御勝手の、甚逼迫して、指つまりたる時の作略は、まづ町人百姓の金銀をめさるゝが、近代世間並の事也、然れ共、是は上にも申せる如く、甚心よからぬ事也、たとひしひてこれを召れても、夫は限りある事なれば、いつ迄も左やうにて、濟事にあらず、始終の濟ぬ事に、大切なる御國政に、きずをつけん事は、いかにしても、殘念なること也、されば、差詰りて、止事を得ざる時は、御家中の祿を、年を限りて、減じ玉ふより外の上策はなし、是當然のあたりまへなり、但し御家中大小上下、孰れも／＼、ほど／＼に、先祖より其祿を賜り、御蔭によりて、家をたて、代々妻子を育み、家の子を扶持し來りたるに、俄に其祿を過分減ぜられては、一同に甚難儀の至り、誠に近年、世上困窮の時節、御家中は別して、切詰たる祿に、餘分くつろぎも、有にくきうへなれば、いよ／＼難澁の人々多からん事、誠にいとほしき御事なれば、成べく丈は、此事は無くてあらまほしき事なれども、上の御身分に付たる、御物入共をも、なるべきだけ、省略減少せられ、端々隈々まで、御手を詰られて、其うへ止事を得ぬ時は、此法より外に、作略は有間敷事也、故に近年、此法を行はるゝ方々、諸國に多きなり、これ全く已事を得ざる故の事なれば、若此事ありとても、必々御計ひを、恨み奉るべきにあらず、若亂世にも生れ逢たらんには、猶いかなる艱難辛苦も有べきに、有がたくも、靜謐の御代に生れて、身命を全くし、飢ず寒からず、安穩に世を渡る君恩を、思ひ奉りて、戰場に命をすつるかはりに、いさ

事は、煩はしく思ふ習ひなれば、有來りたる事は、少々は惡敷とも、大抵の事は、其まゝにて有べし、新規の事は、大抵はまづはせぬがよきなり、都て世中の事は、何事もよきもあしきも、時世の勢によるものにて、いか程あしきを、除んとすれども、いか程善事を、行はんとすれども、極意の處は、人力には及びがたき物なれば、强て急に、是を行はんとはすべからず、唯常々善事は、その形の崩れぬ樣に、やまぬやうに計らひ、惡き事は、少々宛も消する樣に、長ぜぬ樣にと心がけ、扨又、新規に始めんとする事は、能々考へて、人々の料簡をも聞、他國の例抔を聞合せ、諸人の歸服するか、せぬかをよく考へて行ふべし、都て新法は、これを始めて、國のため人の爲にも、誠に宜しく、末永く、行はるゝ時は、後世までの功にも、成る事なれ共、思ひの外、人も歸服せずためにもならず、或は思ひがけぬ、つまづき抔有て、永くは行ひがたくして、程なく是をやめなどする時は、却て費のみ有て、國政のかろ〴〵しき譏りをも、とること也、隨分賢き人の、工夫し出て、大益あらんと思ふ事も、爲て見ぬ事は、賴にならぬ事にて、思ひの外、最初の料簡の如くには、ゆきがたき物なれば、兎に角に、大抵事すまば、舊きに從ふにしくはなし

○近來、上下おしなべて、內證困窮する者多きわけ、又奢の自然と、うすらぐべき仕方など、段々上に申せるが如し、然れども、困窮甚逼りて、いかにともすべき方なく、指詰りたる時に至りては、右の如く、ゆるやかなる仕方計りにては、とてもさし當りての間には、合がたき事なれば、左樣の時は、

宛も、人情金銀にうとく、遠ざかるやうになりて、面々の本業を、大切に勵むやうになり、金銀にのみ目をかけて、近道にはしる習俗、少々宛も、薄らぎて、人の鄙劣なるこゝろ、輕薄の風儀も、直るべきもの也、とかく下は上を見習ふ物なれば、ヶ様の事も、上のしならはせ計らひに、有るべき事にこそ

○天下のため、國の爲に害なる事、世に多し、其中に、實は大に害あれども、害と見えざる事もあり、又こゝには益あれども、彼所に害ある事あり、又當分は益有様なれども、後日に大害となる事あり、これら皆、人の惑ふ事也、國政を執らん人、常に心を付らるべし、又眼前に大害と知りながらも、停め難く、國君の勢にても、公儀の御威光にても、俄には禁止しがたき事も、多くある也、然るに、その類を、俄にしひて、禁ぜんとする時は、却て又害を生じて、いかんとも爲難き事も有物也、されば、害ながらも、俄に禁じがたき事は、常々に心をつけて、隨分長ぜぬ様に計らひ、いつとなく、そろそろとこれを押へて、おのづからとやむ時節を待つより外なし、萬の事は、日々に増長する事も、思ひの外に、又いつとなく、衰へ行時節もある物なれば、必事を急にして、仕損ずまじき也、亦國の爲民の爲に、利益ある事を、考へ出して、これを行はんとするも、同じ事にて、假令利益ある筋も、新規に俄に、是を行はんとすれば、人も歸服しがたく、又却て、そこなひも出來る事ある物也、兎角人は、久敷馴れ來りたる事は、少々勝手あしき事も、其分にて安んじ居る物也、益ある事も、新規なる

也、猶又、上下の人盡く、金銀にのみ目をかくる故に、今の世は、武士も百姓も出家も、皆卑劣なる商人心になりて、世上の風儀も、輕薄になることぞかし、かくの如く、世上通用の金銀、甚多くして、自由便利なるに付ては、その失も甚多けれども、年久しく、馴來りたる事なれば、此習俗は、俄には改めがたし、不便利なる事すら、久敷馴たるを、俄に改めては、人の歸服しにくき物なるに、況てこれは、甚便利なる事なるを、今更、通用の金銀を減少抔しては、當分大に差支る事など多くして、却て大に失あるべし、且又、金銀通用の筋抔は、天下のうへの事なれば、いか程害ある事有とても、一國ぎり、私には、いかにともすべき樣なし、然れども、右の子細どもを、常々よく心得居て、總體、正物にて取引すべき事は、少々不便利には有ども、彌張正物にて、取引をして、金銀の取引の筋をば、成べきだけは、これを省き、猶又さま〳〵の、金銀のやりくり抔をも、成べきだけは、隨分これを止め、また爲べき事を、金銀にて仕きるやうの筋は、猶更無用に、あらまほしき事也、夫も民間にて、下々どちの細事抔は、さる事も有べけれども、少々金高にも及ぶ程の事には、決して有間敷業也、總じて物事は、不便利にても、地道なる事は、始終全くして、失なきものなるを、算用に懸り、便利にはしる時は、必間違もいでき、詐欺のすぢも、有やすく、思ひがけぬ失の、ある事なれば、國の政を、執行はん人抔は、此處をよく考へて、萬事成べき丈は、金銀便利の筋には、かゝらぬやうに、心懸給ふべきにこそ、扨金銀のやりくり取引をば、なるべきだけは、省きて少なくする時は、自然と、少し

てさやうに得がたき事は、常よりもまた、やり引しげく、金銀いそがはしきが故ならずや、これを以て、總體金銀の得がたきは、少なき故にはあらざる事を曉るべし、其本を尋ぬれば、實には世上通用の金銀、甚多くして、自由に手まはるから發りて、何事にも、これを用うる樣になり、次第に、働き急がはしく、なれるによりて、其多きよりも、猶いそがはしき方が、勝ゆゑに、得難くて少なきやうに思はるゝ也、さて金銀通用始まりて、いまだ久しからざりし程は、多ければ、ます／＼便利の、よろしきのみにて、さのみ、其弊はなかりしが、漸々年代久敷なるにつきては、其費もおほくなれる也、右に申せる如く、世上何事にも、是を用ひて、取引する事、多きまゝに、其取引の間にて、過分の利を得る事多く、或は商人ながら、物の交易をもせず、たゞ金銀のうへのみを以て、世を渡る者も、おびたゞしく、富人は別して、是によりて、ます／＼富を重ぬる事甚し、總じて、金銀のやり引、しげく多き故に、世上の人のこゝろ、皆これにうつりて、士、農、工、商、悉く、己が本業をば懈りて、たゞ近道に、手早く金銀を得る事にのみ、目をかくる習俗となれり、世に少しにても、金銀の取引にて、利を得る事あれば、それだけ、作業をおこたる故、世上の損也、況や、業をばなさずして、只金銀のうへのみにて、世をわたる者は、皆遊民にて、遊民の多きは、國の大損なれば、おのづから、世上困窮の基となれり、又世上の金銀、多くして便利なれば、人々買まじき、無益の物をも買ひ、爲まじき、無益の事をも爲などする故に、おのづから、奢を長ずる、是等みな、世の困窮の端となる事

事也、其道理はいかにといふに、まづ米穀を初め、其外何にても、萬の物を、取引するに、其正物を、取引するよりは、價をはかりて、金銀にて取引するが、格別に便利よき故に、昔は正物にて取引したる事をも、今はみな、金銀にてする樣になり、其外萬の事、みな金銀にて、取計ふ樣に成て、次第に金銀のとりやり、多く繁くなり、其取やりかけ引の間に、なほ又さまざま、便利なる仕方抔ある、ヶ樣に萬物萬事、皆金銀にて、間の合やうになれるは、これ全く世上通用の金銀の、甚多きが故也、金銀少なくては、いか程便利よき事有ても、かやうに廣く、何事にも用ひぬる事は成難し、扨昔は、人の是を取引する事も、今よりはすくなく、また金銀にて、萬の事を取はからふ事も、稀成し故に、人の金銀を願ふ心も、今のやうに、甚しくはあらざりしを、今は右の如く、世間に此取やり掛引しげく、金銀つねに、人の耳目に近く親しく、又金銀にて、何事も濟む故に、人每にこれを得ん事を願ふ心も、昔よりは格別に、甚しく切なるによりて、甚得がたき樣に覺ゆる也、總じて至て得がたき物は、是を得んと欲する念も、なき物なるに、今の人は、金銀の得がたきを憂ふるは、地體が、多くて得がたからぬ故なり、偖又何事につきても、金銀のはたらき、繁くいそがはしき故に、實に得がたくもあり、得がたきによりては、少なきやうにおもふ也、たとへば、每年盆前と極月には、常よりもまた、格別に金銀逼迫して、いよ〳〵得がたきは、いかなる故ぞ、此時とても、世上の金銀、常よりも少なくなるにあらず、常には遊ばしおく金銀をさへ、二季には出して、働かす事なれば、常よりは多きに、却

玉くしげ別本巻下

○金銀通用は、その法によりて、大に得失の有べき也、まづ此金銀といふ物は、うへもなき實にてはあれども、實は飲食のかはりにもならず、衣服のかはりにもならず、すべて何の用にも、たちがたき物なるに、これを通用するは、その何の用にも、たゞぬものを以て、世中の一切の用を、辨じさする、仕方なる故に、その仕方によりて、得失はある事也、其仕方とは、先第一に、天下に通用する處の、金銀の多少によりて、大に得失有べし、抑金銀を廣く通用する事は、慶長の頃より、始まれる事にて、其以前は、たゞ錢のみの、通用なりき、然るに、この金銀通用、始まりては、甚世上の便利にして、尤自由宜しき事也、扨通用の金銀は、隨分多き程、便利にして、自由は宜敷也、然れども、それに付て、又失ある事多く、却つて世上の困窮に及ぶ基ともなる事也、かくて當時天下に、通用する金銀は、殊の外に多くして、甚便利はよき事なるに、今の人は、素より斯の如くなる、世に馴たる故に、金銀の甚多きといふことをしらず、便利の甚よろしき事をも、覺えずして、却て世上通用の金銀の、拂底にて得がたき故に、世は困窮するやうに思ふは、商人ごゝろにして、末をのみおもひて、本を知らざるもの也、今の世に、金銀の得がたきは、少なき故にはあらず、あまり多きより、おこれる

窮まる時は、又おのづから、降る事なれば、いつぞは、又本へかへる、時節も有べきに、されど此世上の奢り抔の、左やうに、自然と質素の方へ、復るといふ事は、まづは何ぞ變なる事などのなくては、復りがたき事なれば、その變の有て、自然と復るを、安閑として、待居るべきにもあらず、されば、上にたつ人は、隨分なるべき丈は、工夫を運らして、自然奢りの長ぜざる樣に、少し宛にても、質素の方へ、歸るやうに、計ひ給ふべき也、少し宛にても、質素の方にかへりて、長ずる事なければ、起るべき變事も、發らずして、長久に無事なるべし、扨その計ひは、いかにといふに、右に申せる如く、此事は、嚴しき命令計りにては、とても直りがたき事にて、只面々自然と、嗜む心に成て、おのづからにする樣に、はからふべき事也、下は兎角に、よき事もあしき事も、上に習ふものなれば、先上より、物事、おとさるゝだけ落して、輕くして見せ給はゞ、漸々におのづから、御家中も、下々の民も、夫にならひ、其心になつて、竟には、却て華美なる事を、笑ふ樣にも、なるべき事也、都て何事にても、心よく歸服して、する事にあらざれば、末徹りがたく、永くは行はれぬ物也、偖其下々を、心より歸服せしむる事は、皆上よりの計ひ仕方に、よる事ぞかし

玉くしげ別本卷上 終

角上中下、各身分相應に暮すがよき也、然りといへ共、その相應といふは、いか程が相應なるや、手本のなき物なれば、よき程は、しりがたき事なるに、總じて華美なる方には、うつりやすく、少しも質素なるかたへは、うつりにくき物なれば、治平の久敷つゞける世は、一同に、段々華美の長ずる、習ひにして、上にも申せる如く、今の世ほど、下が下まで、華美なる事は、古今の間に、なき事なれば、今の世に、是ぞ分限相應の、よき程ならんと、おもふ事は、皆大に分限には、過てある也、然れば、これをよき程にせんと、思ふ時は、萬事を大にそぎすてゝ、狂人かと、人に笑はるゝほどに、落さゞれば、おの〳〵、身分相應の處へは、當りがたし、然れども、左程までには、とてもおとしがたき物にて、たとひ、自分一人は、人にかまはず、右の如くに、おとしても、家內迄にも、行とゞきがたく、又上より、いか程嚴敷、命令を下しても、これを制せられても、時世の勢は、中々防ぎがたく、人力のおよびがたき處、ある物也、たとひしばらくは、命令に恐れて、是を愼むやうにても、末遂がたく、又うはべは、命令を守る樣にても、內々には、皆これを破る、衣服の制など、みな然なり、又一國ぎり、これを制しても、天下一同ならざれば、其制立がたき事も多し、又惣體、表向へ見ゆる事は、制も立べけれども、今の世は、上下共に、表へは出ざる、家內のこまか成事の、奢りの甚しきを、一ッ〳〵吟味をとげて、これを禁ずべき由なければ、兎に角に、この世上一同の、華美おごりは、いか樣にしても、俄には停めがたく、年々月々に、長じ行計り也、然れども、物はかぎり有て、のぼり

て禁ぜらるべきにこそ、扨又、今の世は、武家大小によらず、仕送りといひて、町人に、勝手を賄する事多し、是は便宜にして、自由はよき様なれども、詰る處は、損多し、町人は、これによりて、多くの利を得る、それだけ、武家に損ある事は、目に見えざれども、困窮の節など、差當りて便宜なるによりて、損をばしりながら、みな申付る事なり、然れども、是は皆、富商の承りて、する事なれば、ますく富をかさねさせ、武家には、損ある事なれば、なるべきだけは、無用にせまほしき事なり

○人は何事も、其身の分際相應にするがよきなり、分限に過ぎて奢るがわろき事は、申に及ばず、又あまり降して輕くするも、正直にはあらず、大名は大名相應に、御身を持給ふがよし、質素がよきとて、下々の武士の如く、御身を持給ふべきにもあらず、次に、その下にたつ武士も、またその相應相應がよし、百姓町人も、又其身上相應に、身をもつが宜しき也、すべて、事を輕くするが、よろしとても、又あまり身持かろくしければ、夫に應じて、おのづから、心も萬の行ひも、賤しく輕々しくなりて、上にたつ人などは、殊によからぬ事、多きものなり、また儉約を心がくれば、おのづから、吝き方に流れ易き物にて、必すべき事をも、やめてせず、人にとらすべき物をも、嗇みてとらさず、甚しきものは、人の物をさへ、奪はまほしく思ふ樣の心にも、なり安し、然るに此處をよく心得て、儉素にして、しかも悋嗇に流れぬやうには、有にくき物也、殊に上にたつ人など、此辨へ無くして、悋嗇なる時は、下の潤ひかはきて、甚宜しからず、されば儉約も、實にはよろしき事にあらず、兎

くふ者多かるべし、然れども、他國の様子を承るに、近來民をすくふ政は、少くして、唯只管、上の御用の金銀をのみ、言付らるゝ故に、富人は、これを恐れて、志有も、救をば得せず、又たま〳〵救ふ者あれども、それをば、賞せらるゝ事もなくして、唯上の御用に、立者をのみ、賞せらるゝ様なるが、左様に、金銀を以て、上の御用に立て、賞美せられ、はぶりのよきものをば、世上にては、却て猜み憎む事ゆゑ、夫を望むものは、すくなし、貧民を救ひて、賞せられむは、世の中の人の、甚歡ぶ事なれば、そねみ惡む者は、無くして、これを美むもののみ、多かるべし、此處を能く考へて、富人の金銀を散じて、貧民を賑はすべき仕方は、有べき事也、偖右にも申せる如く、富人とても、其金銀は、面々の働にて、得たる處なれば、しひて、是を召れんは、心よからぬ事也、又止事を得ず、これを借給ふ事ありとも、それもしひては心よからず、但御領内に住居して、豐かに暮す君恩を、有がたく思ひ奉りて、冥加の爲に、差上ん事を、願ふ者有んは、格別の事也、されど左様の金銀も、皆貧民に施して、成べきは、上の御用には、用ひ給はぬ様にこそ、あらまほしけれ、又面々の勝手のためにも成り、冥加のためにても、あればとて、常に金銀の御用を勤んと、願ふものあらんには、若御用あらば、是を許し給ふべきにや、されど上の御用を承るに付て、人に金銀を貸にも、その御用の筋に、事よせて貸しつくる事、近世何方にも多し、是ます〳〵、富商を富す事にて、世の貧民の爲めに、大なる害也、假令上の爲には、御勝手になる事なりとも、下民のために、害あらむ事は、都

ゆき渡りがたきものにて、片ゆきのするは、古今の常にて、程よく融通する樣に、成り難き事也、其內にも、今の世は、別して、貧敷者は、ます〳〵貧しく、富る者は、ます〳〵富ことの甚しければ、上に立て治め給ふ人の、御計ひを以て、いかにもして、甚富る者の手に、あつまる處の金銀を能きほどに散して、專ら貧民をすくひ給ふ樣に、あらまほしき物也、但しそのちらしやうは、其者の歸服して、心から出すやうにあらでは、面白からず、いか程多く、蓄へ持たればとても、これ皆、上より賜りたるにもあらず、人の物を盜めるにもあらず、法度に背きたる事をして、得たるにもあらず、皆是面々の先祖、又は己が働きにて得たる、金銀なれば、一錢といへ共、しひてこれを取べき道理はなし、金銀は、いかほど澤山に持ても、人每に、猶殖さんとこそおもへ、聊にても、故なくて、これを出す事をば、甚愁ふるもの也、然れども、又心より歸服だにすれば、よしなき佛事抔のために、多くの金銀を出して、惜む事なければ、況て領主の貧民を救ひ給ふ、御仁政の爲ならんには、其樣によりて、隨分心から感服して相働き、御用に立べき事にて、是には宜しき仕方の有べき事也、とにかくに、强てこれを召む事は、心よからず、又其金銀を、他のことに用ひんも、心よからず、只願貧民を、救はまほしきことなり、上より民を救ひ給ふ、御仁政の、專ら行はれて、貧民その御惠を、有がたく存じ奉る樣子を見ば、仰付られずとも、おのづから、富人は、救ひの志出來べき事也、扨若志ありて、貧人を救ふ者あらんには、其ほど〳〵に、厚く是を稱美し給はゞ、いよ〳〵相勵みて、す

も多けれ共、それに付ては、貧者はまた、いろ〳〵と勘辨して、慥なるやうを考へて、かしこく、立まはる故に、損をする方は、まづ少なし、惣じて、今の世は、大抵利を得る事は難くして、損は仕易き時節なる故に、富商は隨分、金銀をへらさぬ分別を、第一として、慥なる方につく故に、まづは、減ずる事はすくなくて、兎に角に、ふゆる方おほきなり、扨夫も少し不廻りなる方に、趣く時は、又萬事、皆右のうらへまはる故に、鉅万の金銀も、消安き事も、又春の雪の如し、されど其金銀も、貧民へは、潤はずして、夫も又皆、富商の手に入るなり、又富る者は、一旦大に損をする事あれども、土臺が丈夫なれば、又とりかへす事も、やすきに、貧しきものは、損をしても、ふたゝび取かへすべき、種なければ、永く其損をいやす事あたはず、何に付ても、貧人と富人との境は、甚しき違ひにて、貧人は、富人の爲に、貧を増し、富人は、貧人によりて、富を重ぬる也、右は商人のみならず、百姓抔のうへにても、同じ事にて、富る者は、百姓ながらに、多く商をもし、金銀のやりくりのうへにて、利を得る事も、商人に替る事なし、又農作のうへにても、富る者は、利を得る事多し、肥しなどをも、丈夫にいれ、人手間をも、十分にかけて、作る故に、みのりも、殊に宜敷、米抔を賣出すにも、利の多き時を待て、賣ゆゑに、金銀を得る事多く、貧しき百姓は、すこしの米を賣るにも、待事なり難き故に、急に賣れば、みす〳〵、利を得る事、なりがたくして、總て商人の趣と、變る事なし、とにかくに、貧民は、何に付ても、不便なるものなり、然れども、世上の金銀財寶は、兎角平等には、

夫だけ物入多く、不自由なれば、物入は少なし、然るに今の世は、人毎に我劣らじと、よき物を望み、自由なるがうへにも、自由よからんとするから、商人職人、年々月々に、便利よく、自由なる事、珍敷物などを、考へ出し、作り出して、これを賣弘むる故に、年々月々に、よき物自由なる物、出來て、世上の人の物入は、漸々に多くなる事也、總て何事も、今まで、なければ無くて、足りぬる事もあるを、見ては、無きが不自由に覺えて、又今までは、粗相なる物にて、事足れるも、夫より美物出れば、粗相なるは、甚わろく思はるゝ故に、次第々々に、事も物も、數々多くなり、華麗に成り行こと也、かくて、事も物も、一ッにても多くなり、華美になれば、それだけ、世話も多く、物入は、勿論おほき也、これ皆、世中の、奢の長ずるには、畢竟は、困窮の基となる事ぞ、さて又、世間の困窮に付ては、富る者は、彌益富をかさねて、大かた、世上の金銀財寳は、うごきゆるぎに、富商の手に、集まる事也、富るもの、商の筋の、諸事工面よき事は、申に及ばず、金銀ゆたかなるによりて、何事に付ても、手行宜しくて、利を得る事のみなる故に、いやとも、金銀は、次第に殖ることとなるを、貧しき者は、何事もみな、そのうらなれば、彌貧しくなる道理也、扨世上困窮して、不勝手なる商人多ければ、其不勝手なる方は、何事も手行あしきから、賣る者も、買ふ者も、多く手行のよき方へ、屬くゆゑに、富商は、彌工面よき也、又世上困窮に付ては、金銀を借るもの、多き故に、豐かなる者は、これを貸て、利を得る事多きに、貧しき者は、借て利を出して、彌苦しむなり、尤借て返さゞる者

の無益の事に、多くの物を費す、其無益の物の爲に、田地山林、おほく費へて、有用の物の、出る妨となり、又無益の事に、さま〴〵、人の手間入事、多きゆゑに、有用の業を、なすべき者も、その無益の業をなして、世を渡る、これ天下の手間の、つひへにして、かの無益の物に、土地を費すも、同じ事也、然るに世人、此子細を辨へずして、何事をしてなり共、人の渡世に成る事多く、商事多ければ、世上のにぎはひ繁昌也と心得るは、僻事也、平民の身一分のうへにては、いかにも、何業をしてなりとも、金銀を得る事の多きが、利なれども、上にたつて、民を治る人の、身にとりては、領内おしならして、利益ある事ならでは、損有也、譬へば城下は賑ふて商人は利を得る事多くても、在々百姓のつまりとなりては、本を失ふて、末を益する也、但し是は、天下と一國々々との差別あり、たとへば何にもせよ、世上に、無益の奢のために用る物を、多く作り出す國あらんに、これは天下のうへよりいへば、損なれども、其國にとりては、損にあらず、いかにといふに、その物を多く、作り出すだけ、米穀を作り出す事、すくなけれども、其物の價を取て、米穀等をば、夫だけは、他國より買取る故に、其國には損なし、然れどもその國にて、その米穀を作り出さゞる丈、天下の上にては、損ある也、都て是等にかぎらず、天下と一國々々とのうへにて、其趣の變る事、外にも多し、偖又、交易のために、商人もなくては、かなはぬ物にて、商人のおほきほど、國のためにも、民間の爲にも、自由はよきもの也、然れども、惣じて自由のよきは、よき程損あり、何事も自由よければ、

事を、やめなどして、惣體のおごりは、相替らず、又しばらく、儉約を加へても、世間みな然るにあらざれば、世間につれて、又いつの程にか弛みて、本の如くになりなどして、都て質素にかへる事は、露ほどもなくて、年々月々、世上花美にのみ、なりゆく程に、貧しき者も、世上につれて、おのづから、物入多く、困窮するもののみ多きなり、扨世間の奢につきては、商事も多く、世の賑ひにもなりて、金銀融通すれば、さのみ困窮は、すまじきやうなる物なれども、左樣にはあらず、上中下共に、身分不相應におごりて、內證は、困窮なるゆゑに、商事は多くても、買たる物の價を、得出さざる者、殊の外多く、又借たる金銀も、返さゞるもの、多き故に、賣るもの貸すもの、利を得る事成り難くて、損をする事おほく、又世上の、惣體の商は多けれ共、百姓の商人になるが多くて、商人の數、次第に多きゆゑに、手前〳〵の、一分の商高は、多からず、商高すくなくては、渡世に成り難き故に、しひて多くせんとすれば、掛損など多くなりて、また困窮に至る、さて町人は、內證は困窮しながらも、百姓よりは、身を勞する事も少なく、又百姓より、奢りてとほる物故に、百姓は是をうらやみて、兎角町人に成る事を願ふ者多し、夫ゆゑに商人は、年々に多くなりて、友潰れになること也、扨また世上の驕り、甚敷ゆゑに、其奢の筋に用る、もろ〳〵の物、おびたゞしく、それに人の手間を費す事も、夥しき也、凡人間の用をなす、一切の物は、其本はみな、地より生ずる事なるが、其中に無くてかなはぬ物と、無益の奢りに、用るものとあるを、世上の驕り、長じぬれば、そ

しらふは、以後又、彼方よりも、きびしくかゝれと、敎ふる樣の、道理なればなり、然れば此事は、とにかくに、その因て起る本を愼む事、肝要たるべし

○今の世、町人の奢りは、殊に甚だしき事也、總て飮食衣服よりはじめ、諸道具住居等、皆高貴の人のうへと、さのみ異ならず、中にもすぐれて富る者などは、內々こまかなる事のおごりは、大名にも、おさ／＼おとらず、何事も、善美を盡して、ゆたかに暮す事也、偖町人は、殊に定まれる、階級のなきものにて、先はひら一枚なるが故に、身上の大小は、雲泥違ひても、とかく富たる者のうへを、見習ひ羨みて、さしもなきものも、その眞似をして、分不相應に、豐かに暮さんとするから、內證は、困窮する者、甚多きなり、或は、その困窮を、隱さんとするから、いよ／＼困窮つのり、或は身上を持直さん爲に、急に大利を得んと欲して、あらぬ事にかゝり、家を亡ぼす者も多し、さてかやうに、惣體殊の外に、奢り長じたれども、これ天下一同の事なる故に、地になりて、奢りといふ樣にも見えず、面々みづからも、奢なりといふ事を覺えず、本より、ヶ樣にあるべき物のやうに、思ひ居る也、其中に、たま／＼、世上奢の長じぬる事に、心づきて、物每質素を、心がくる者もあれども、世間並をはづれては、却て變なる樣に、言なされ、人に惡く思はるゝによりて、せんかたなく、自づから世間に從ふ事、多き故に、これも、奢りをまぬかるゝ事あたはず、又時々、儉約々々といひたて、省略する事もあれども、或は省略すまじき事を、まづ省略し、或はやめてもさのみ爲にもならぬ

本人也と、名のり出る者ありとも、能々其實否を吟味して、疑しくは、實の張本人の出るまでは、其贋者を、刑すべきにあらず、草の根を分ても、實の張本を、尋べき事也、扨又近來、此騷動多きに付て、その時の、上よりのあしらひも、良嚴しく成て、若手强ければ、飛道具抔をも、用ふる事になれり、是によりて、下よりの搆へも、又先年とは、事長じて、或は竹槍などをもち、飛道具抔をも持出て、惣體のふるまひ、次第に增長する樣子也、是いよ〳〵容易ならず、此騷ぎに乘じて、萬一不慮の變抔、相添事あらむも、又計り難き物也、まづ下は、高が百姓町人の事にて、其願ふ所を聞屆たにすればよろしく、又たとひ、眞さかに及びても、武具抔も揃はず、戰の法なども、知らぬ者なれば、畢竟は、恐るゝに足らぬ事の樣なれども、若上より用捨なく、嚴敷これを防がば、下よりも又、いよいよ用捨なく、身命をすてゝ、かゝる事もあらむ、其時假令、武士一人は、百姓町人の、三人五人ヅツに當る程の、働き有とも、竟に多勢に及び難からん事も、計りがたく、又たとひ、いかやうの計略をめぐらして、十分勝をとるとも、敵とする處、皆自分の民なれば、一人にても損ふ時は、畢竟は、自分の損也、又手にあまれる時、近國抔より、加勢有て人數を出されては、たとひ早速鎭まりても、彌恥辱の至り也、但し差當りては、手ごはき時は、止事を得ず、少々の人を損じて成とも、まづ早く鎭むるやうに計はん事、固より然るべき事也、又後來を恐れしめん爲にも、一旦は、武威をもつて、嚴敷押へ靜むるも、權道なり、然れども、始終は武威計りにては、押へがたし、此方より、嚴しくあ

向にて、取計ふ事なれば、行ひやすく、又たとひ下へ隠して計ふ事も、上は素より、一致ならば、いかやうにも、なる事なるに、下のヶ様の事を、起さんとするは、上へ隠して、至て密々に、談合すべき事にて、殊に世間廣ければ、必中途にて、漏れ顯るべき道理なるに、近年たやすく一致し固まりて、此事の起りやすきは、畢竟これ、人爲にはあらず、上たる人、深く遠慮をめぐらさるべき也、然りとて、いか程おこらぬやうの、かねての防ぎ工夫をなすとも、末をふせぐ計りにては、止がたかるべし、兎角、その因て起る本を、直さずば有べからず、其本を直すといふは、非理の計らひをやめて、民をいたはる是也、假令いか程困窮はしても、上の計ひだに、よろしければ、この事は起るものにあらず、然るに近年は爰にもかしこにも、多きによりて、めづらしからぬ事に成て、まづ一旦靜まれば、よき事にして、さのみ跡の吟味も、委しからず、張本人を、一兩人とらへて、定まりの通り、刑に行へば、其むきにて、跡の上の取計ひを、嗜み改むる事もせず、世間に例多ければ、さのみ恥辱とも思はれぬやうの所もありとぞ、扨其張本人といふ者も、近來は、たゞ假にまうけたる者にて、實の張本にはあらず、その假の者といふは、かねて此事を起す始めより、相對にて、かりに是を、張本人といふ者にたてゝ、後に刑に行はるべき覺悟にて、定めおく故に、これを刑しても、何の益もなく、あたら罪もなき民を殺すは、憐むべき事也、上にも、假の者といふ事は、知りながら、只定法だに立てば、よき事にして濟す也、近來は都てヶ様の輕薄無實の刑多きは、甚有間敷事也、假令我張

に成りても、先年は、いと稀なる事なりしに、近年は、所々にこれ有て、めづらしからぬ事になれり、これ武士にあづからず、畢竟百姓町人の事なれば、何程の事にもあらず、小事なるには、似たれども、小事にあらず、甚大切の事也、いづれも、困窮に迫りて、せんかたなきより、起るといへ共、詮ずる所、上を恐れざるより起れり、下民の上を恐れざるは、亂の本にて、甚容易ならざる事にて、先づ第一、その領主の耻辱、是に過たるはなし、されば、假令聊の事にもせよ、此筋あらば、其おこる所の本を、委細に能々吟味して、是非を糺し、下の非あらば、其張本の僕を、重く刑し給ふべきは、勿論の事、又上に非あらば、其非を行へる役人を、おもく罸し給ふべき也、抑此事の起るを考ふるに、いづれも、下の非はなくして、皆上の非なるより起れり、今の世、百姓町人の心も、あしく成たりとはいへども、能々堪がたきに至らざれば、此事はおこる物にあらず、假令おこさむと思ふ者有とても、村々一致する事はかたく、又惡黨者ありて、これをすゝめありきても、ヶ樣の事を、一同に潛に申合す事は、洩れ易き事なれば、中々大抵の事にては、一致は仕難かるべし、然るに近年此事の所々に多きは、他國の例を聞て、いよ／＼百姓の心も動き又役人の取計ひも、いよ／＼非なる事多く、困窮も甚しきが故に、一致しやすきなるべし、然れども又近來世上に、此事多きに付ては、何れの國も、上にも常々、其心がけ怠らず、起しがたき樣の、豫ての防ぎもある事なれば、下はいよ／＼一致しがたく、起しがたき道理也、上の豫ての禦ぎは、隱すべき事にあらざれば、いかやうにも議し易く、表

の方へ、奉公に出して、竟に商人になりなどする程に、いづれの村にても、百姓の竈は段々にすくなく成て、田地荒れ、郷中次第に衰微す、これに因て、法度を立て、百姓の兄弟子供抔を、外へ出す事を、きびしく禁ぜらるゝ、國々もあれども、それは源を濁して、流れの末を、清くせんとするが如くなる物なる故に、其禁制も、とかくに立がたく、又今の世は、たゞ當座の事をのみ計りて、始終の處を、考へざるならひなれば、差當りて、先その年の上納だに、とゝのへば、宜しき事にして、百姓の痛むをば、かへり見ず、百姓いためば、往々上の大なる御損失なる事をも思はず、漸々に、農民のおとろへゆく事は、返す〴〵も、歎かはしき事の至り也、扨二ッに、百姓の身分は、右の如く、くつろぎなきうへに、又町人などの、世のおごりを見傚ひて、おのづから、奢も盡たる故に、いよ〳〵困窮甚敷也、尤町人の奢りに比ぶれば百姓の驕りは何程の事にもあらざれども、地體くつろぎなきうへなれば聊の事にも、痛みには成る也、困窮の百姓の身分にて、奢りなどいふ程の事は、とてもならぬ事なれども、世上につれて、覺えずしらず、おごりのつきたる事多し、たとへば、衣服など、昔は木綿ならでは、用ひざりし程のものも、今は押靡て衿帶などは、絹類をも用ふる樣になり、昔は藁莚ならでは、敷ざりしほどの屋も、今は疊をしくやうになり、むかしは、雨中に、簑笠草鞋にて、歩行し者も、今は傘をさし、履をはくやうに成れり、これらに准じて、餘の事にも、此類多くして、物入多き也

○ 百姓町人、大勢徒黨して、强訴濫放する事は、昔は治平の世には、をさ〳〵承り及ばぬ事也、近世

常仰付らるべき御事にこそ、扨今の世には、百姓の方にも、年貢の筋に正直ならざる事を、かまへて、此を免れんとする者も、有事なれども、それも畢竟は、上よりのいたはりなく、あしらひのあしきによりて、下よりも、左様の構へをばする也、上の御惠だに、行とゞけば、下は速に、感じ奉る物ぞかし、然るに他國の様子を承はれば、上々も、下々の役人も、百姓をあしらふに、露ほども、惠み勞はる心はなくして、年貢は本より、今の世の定まりの如く、出すべき筈の物と心得、その定まりの年貢の外にも、猶さま〳〵の事共を、工夫し出して、たゞひたすらに、取上る事を、勉として、あき足る事なく、たま〳〵主君は仁心有て、これを緩やかにせんと、思ひ給へ共、下なる役人、是をゆるさず、或は下なる役人、仁心あれども、上よりこれをゆるさず、唯百姓を、苦しめに苦しむる所もありとかや承はる、右にも申せる如く、年貢は、有來りたる定まりのほどは、止事を得ず、その通りなれども、せめては、其上を、聊も增ぬやうにこそ、あらまほしきに、近來は、漸々に、增事のみにて、少しも減ずる事はなく、猶又、さま〳〵の、かゝり物などいふ事さへ、次第に多くなり、其外、何のかのと言て、百姓手前より出す物、年々に多く成行ゆゑに、百姓は、困窮年々に募り、未進積り〳〵て、竟に家絶へ、田地荒れば、其田地の年貢を、村中へ負する故に、餘の百姓も、又堪がたきやうになり、或は困窮にたへかねては、農業をすてゝ、江戸大坂、城下々々抔へ移りて、商人と成る者も、次第に多く、子供多ければ、一人は詮方なく、百姓を立さすれども、殘りはおほく、町人

故に、古への一反二反の田を作りて、取し程の米は、一町も二町も、つくらざれば、我物に成り難きによりて、夫だけに、身を勞し、心をも勞する事、甚しきがうへに、剰正味の米は、多くは上へあげて、自分はたゞ、米ならぬ、麁末の物をのみ、食して過す也、これを思へば、今の世の、百姓といふ者は、いともくあはれなる、不便なるもの也、さて今の世、いづれの國にもせよ、仁德深くおはします、領主有て、右の子細を、考へ辨へ給ひ、百姓を、不便に思召て、年貢を、半減にも、改めまほしく、思しめす御志有ても、是は決して、かなひ難き事也、其故は、戰國以來、諸大名の、武士を夥しく、扶持せらるゝ事、自ら定まりと成て、久しく、年代を經來りたる事なるに、其武士を、過分に減ぜられては、公儀の御軍役も、勤りがたく、又數多の武士の、俄に難儀に及ばるゝ事にて、これを減ずること、成がたければ、年貢も、今更、俄に減ずる事は、決してなりがたき御事也、又百姓も、年代久敷馴來りたる、年貢の事なれば、今の定り程は、必上るべき筈の物と、心得居て、是を過分に、多しとは思はぬ事なれば、不便ながらも、年貢は、定まりの通りなるべき事なれども、せめては、右の子細を思召て、今の世の百姓は、必身を勞する事も、古よりは甚しく、年貢に苦しむものぞといふ事を、朝夕忘れ給はず、不便に思召て、有來りたる、定まりの年貢のうへを、いさゝかも、增さぬやうに、すこしにても、百姓の辛苦の、休まるべき樣にと、心懸給ふべきこと、御大名の肝要なるべく、下々の役人たちまでも、此心掛を、第一として、忠義を思はゞ、隨分百姓を、いたはるべき旨を、常

めとするほどに、面々武威を盛んにして、兵力を強くせん爲に、段々人數を多く扶持するから、年貢をも、過分に多く取らでは、足らぬやうに成りて、年々に増し取る事に、成し也、大方、此戰國の時の摸様は、田畠の物成の内、僅に農民の命をつゞけて、飢に及ばぬ程を、百姓の手に殘して、其餘はみな、年貢に取れる位の事也しは、甚敷事ならずや、扨豐臣關白の御世に、天下一統に治まりて、何事も、法制定まりて、みだりなる事は、止ぬれ共、年貢の分量は、大抵元の、戰國の時のまゝにて、舊にかへり、減じたる事もなかりき、次に東照神御祖命の御時も、同じ事也、此時、世中治平に歸して、軍事は止むといへども、かの戰國の時の摸様、年代を經て、久敷そのならひに、成ぬる事なれば、俄に、天下の武士を、減少し給ふべき様も、なければ、假令、いか程御志は、ましくても、年貢も、俄に減じ給ふ事は、成がたき、自然の勢なれば、其分にて、今に至れるなり、されば、今の世の年貢は、かの戰國のころの、まゝなれば、至て多き事也、然るに、今の武士は、古への定めの分量をも、考へず、次第に多く成ぬるわけをも、思はずして、たゞ元より、今の如くに上るべきはづの物と、心得居て、猥りに、百姓を虐げ、苦しむる國も、よそには有ときくは、いかなる事ぞや、偖年貢二十分の一程にて濟し古への代とても、百姓富る者計りにはあらず、貧しき者も、有しかども、其時代は、年貢いさゝかなりし故に、一反か二反の田を作れば、今の世に、一町の餘も、作るほどの米を、得たる故に、貧しき者も、貧しきなりに、身を勞し、心を勞する事は、甚少かりしに、今の世は、年貢多き

○近來百姓は、殊に困窮の、甚しき者而已多し、これは二ッの故あり、一には、地頭へ上る年貢、甚多きがゆゑ也、二ッには、世上一同の、奢につれて、百姓も、おのづから、身分の奢りも、つきたるゆゑ也、先ひとつに、地頭へ上る年貢の、甚多きと申す子細は、まづ唐土の上古には、十が一といふを、中分の宜しき程と、したるなれども、後には、段々多く成たり、然れども、此方の今の如くに、多くはあらず、さて本朝は、大寶の頃、令の御定めを考ふるに、二十分の一などにあたりて、譬へば、米二十俵とる所にて、年貢はわづかに、一俵程にて、濟たる也、但し此には、聊不審なる事有て、別に僕が考へもあれど、たとひ、其考への如くにしても、十分の一には過ざる事也、其外に、調庸など云もの有しか共、それも、何程の事にもあらず、大寶の比、斯のごとくなれば、夫より已前上古は、なほ〳〵すくなかりけむ事、思ひやるべし、扨中古より次第に、令の制崩れて、年貢抔も、全く其かみの定めの如くには、あらざりしかとも見ゆれども、さのみ過分に、かはれる事は、なかりしに、源平の亂の後、鎌倉より諸國に、悉く守護地頭といふ者を、おかるゝ世に成りては、領主と地頭と、兩方へ、年貢をあぐる事になりて、此時より、年貢餘程多くなれる也、領主といふは、元より、其地を領し居たる、京家の人々也、守護地頭は、武家なり、偖次第に、守護地頭の威勢、つよくなりて、足利の世の中頃より、後になりては、領主へ上べき年貢をも、一向に、皆地頭へ押取り、大將軍の號令も、行はれぬやうに成ては、天下の大名小名、面々心まかせに、領地を治め、隣國を攻取るを、つと

は、皆がらも、免し給へる事も有て、又夫々の、御手當なども、よく出來て、通りし也、然るに、今は、臨時に、年貢を、過分にゆるし給ふ事もなく、總體の御收納も、古へには、十倍せるに、猶用脚の足らざるは、總體の事の、取扱ひ、餘りに、重々しく、無益の事、繁多にして、御物入の過分に多きがゆゑならずや、扨中下の武家の、多く內證困窮するも、又おなじく、分限不相應に、身分重々しく、諸事花美になりて、物入おほきゆゑ也、武士は、おほくは、町人抔にくらぶれば、內々は、花美とはいはれぬがごとくなれども、それも、世につれて、おのづから、何事も、花美になれる也、武士奢れば、金銀のほしきまゝに、おのづから、非義をも行ひ、又至りて、困窮する時は、おのづから、肝心の武備をも、かぐことあり、よく〳〵、心得べき事也、それに付て、思ふに、當時役用の、しげくもなき、家中衆は、大に上下共に、隨分多く、農作をさせ、家內婦人は、女工を出精せられて、宜しかるべきにや、其中に、輕き人々は、隨分なるべき丈は、自身鋤钁をとりて働き、又自身は、さすが夫ほどに、働く事も、なりがたき程の人々も、隨分、かけ廻りて、指圖手傳等をして、總體多く、つくりをせらるゝ樣に、あらまほしき也、左樣にする時は、差當りて、先內證用脚の、助けにも成べく、又武士の、筋骨身體、強くなりて、第一、武事のはたらきのためにも、甚よろしかるべき也、總體武士は、常々、身を重々しく、安佚に持ならひては、身體柔弱に成て、肝心の働きの時、大に苦しむべき事なれば、つね〳〵、是を心懸て、筋骨を丈夫に、あらせまほしき事也

物入も、おびたゞしかるべき事也、大方、右の事共抔、今の人は、今の通りを、あたりまへの御事と、思ふべけれども、大にしからず、書を讀で、昔と競べ見て、今は何事も、大に過たる事を、さとるべきなり、總體、大名の御身分の、あまり重々しきにつきて、御物入の夥しきは、勿論の事にて、又これによりて、國政の妨となる事、何につけても、おほし、そのわけは、其所々に申すべし、抑下民は、定れる祿なければ、困窮に及ぶ者の多きも、道理なるが、武士は、定まれる祿あれば、其分限相應にさへ、暮さば逼迫する事は、有まじき道理なり、大名方も、折々凶事水損抔有て、御收納の、減ずる事も有ども、是等は、古へよりある事にて、今始りたる事に、あらざれば、常々、其御手あては、なくてかなはぬ事、又公儀の御手傳などに、過分の御物入ある、是も、定りたる事なれば、常に、其手當も有べき事也、又凶年抔に、御領内の民をば、隨分丈夫に、すくひ給ひて、一人も飢寒に、至らぬやうに、取計ひ給ふべき筈、是も定まれ事也、さて、御軍用の貯へは、申すにも及ばぬ事、すべてつね〴〵、右の事どもの手當をも、丈夫にして、其餘の處を量りて、年々の御用脚を、まかなひ給はんには、格別の御逼迫は、有間敷道理なるに、右の御手當ども、行屆きがたきのみならず、剩年々定まれる、御まかなへさへ、出來がたき家々の多きは、いかなる事ぞや、古へは、下民より上る物、今の年貢に比ぶれば、甚いさゝかなる事にて有し時代すら、今の如く、上の逼迫したまふ事は、なくして、民を救ひ給ふ筋も、隨分ゆきとゞき、凶年なれば、年貢をも、或は半分も減ぜられ、時によりて

平生の往來に、かやうに、夥敷、人數を召具せらるゝ事は、和漢古來、聞も及ばぬことにて、無益の費、多かるべき事也、但し是は、昔戰國より、間近かりし時代の御定にて、武備に預り、公儀へかゝはり候事にて、今私に、減少は成り難きわけも有べきか、しらねども、今の治平の御世の、有樣にとりては、大に減少し給ひて、五分の一位にても、よろしかるべく、思はるゝ事也、扨主人の人數の、多きに準じて、家々の人々の、常々の往來の人數も、甚多し、一僕にても宜しかるべき程の人も、三人五人めしつれ、三人五人ぐらゐにて、よろしかるべきをりも、二十人三十人、五十人も召連らるゝ、かやうに、人數は多けれども、眞さかの時の、用にもたつべき、供廻りは、稀なるべければ、是皆、無益の人數にて、只外見の、美々敷と、途中身の用事を、自由に辨ずるとの、ふたつには過ず、たとひ、武備の爲に、なるにもせよ、斯靜謐の御代に、常々の往來に、さばかり多くの人を、引つれずとも、何のあやまちかあらん、畢竟たゞ身分を重々しくする、飾りにのみなる事也、倍又、江戸詰の人數も、是又大抵、公儀の御定めあるかは、知らねど、斯治平の御代にしては、甚おほくしてつひえおびたゞしき事なるべし、御領内の、政務の筋は、みな國元にて、とり行はるゝ事なれば、江戸御屋敷の、御用とては、たゞ公儀の御勤め方、さては、御親類方、其外の御睦び、幷に御國元との掛引などのみにて、其餘は、大方みな、御方々の、御身分のうへに付たる、御用のみなるべければ、必しも、武備の爲にもならず、たゞ御身分の、重々しき方に付たる。男女の人數の、甚多きなれば、無益の御

るゆゑに、無益の人手間かゝり、紙筆の費杯のみ有て、急ぎ御用の、辨じなどは、滯りて、何の益はなし、萬の事、是に準じて知べし、大方、今の世、大名方の、御身分のうへに付たる、諸事の取扱ひを見るに、十に六七は、みな省きても、よき事のみ也、これ皆、先規の定格の樣に、思へども、昔は惣體、物事無造作にして、今の世の如く、重々しくは、あらざりし故に、何事も、物入は、今の半分にもあらずして、却て手行も、宜しかりし也、偖軍記などを讀で、むかしの大名の、身分働きと、今の樣子とを、くらべ視て、今の世の、甚おも〳〵しき事を、考へ知べし、主君の然るのみならず、家中までも、皆ほど〳〵の、分際よりも、殊の外、重々敷なれる事、上にも既に申せる如し、これらは、戰國の時代と、治世とは、おなじ口には、いふべきにあらざれども、今の世の有樣は、餘りに、重々敷に過たり、譬へば、甲乙丙丁と、上下段々の役人有て、事をとり行ふに、昔は、甲がみづから、取扱し事をも、今は乙に言付て取扱はせ、先年は、乙が勤たりし業をも、近年は、丙につとめさするやうになり、去年までは、丙が手づから勤たる事も、いつしか、今年は、丁に勤めさせて、丙は手をおろさぬやうに成りて、惣體、下々まで、武士の身持、次第に重々敷、なり行に付ては、國中の政事のためにも、よろしからぬ事、多き也、右の如く、身を重くもつに、付ては、おのづから、家内の暮しも、よくなりて、身の勞は、すくなけれども、物入は多ければ、畢竟は、面々の爲にも損也、扨又、諸大名の、江戶御往來の人數、殊の外多き事也、今の大名の、御往來の人數は、全く軍陣の人數也、

れども、是は下々の身上にてこそ、大なる違ひもある事なれ、大名の御身上にては、これらの儉約計りにては、さのみ御勝手の直る程の事は、出來がたかるべし、これらの外に、急度、夫とは心のつかざる事共に、廣大の費ある事多し、まづ御身分の重々しきによりて、それにつきたる、萬事を、殊の外、重々しく取扱ふから、武備國政の外に、御身分の事に付たる、さま〴〵の役人抔、多くして、一人にても、すむべき事にも、上役下役、段々に有て、人多くかゝり、さしてもなき事にも、多くの人手間かゝり、次第に、事もしげく、費多く、その一々の取扱ひ、一ツとして、御物入の、なき事はあらず、又段々の役人多ければ、横道へ拔行く物入も、多かるべし、惣體、上の事を、下々にて、取扱ふ事、餘り重々しきゆゑに、下の煩となる事は、申すに及ばず、無益の費も、甚多き事なるを、そのこまかなる事共までは、上には、御心もつき難き事なるべし、かの飲食衣服抔の如きも、上にめさるる所は、いか程、美を盡してもたかのしれたる事なれども、夫を下にて餘り、重々しく、取扱ふにつきて、役々なども、多く、只管念を入るゝを、よき事とする習ひにて、年々月々に、諸事重々敷成て、無益の事に、甚念を入るから、何に付ても、費の甚多き也、都ての事を、あまりに、大切に、おもおもしくする時は、唯無益の費、無益の扱ひのみ、多くして、却て、其本意の實をば失ひ、表向計りに成り。粗末に取扱ふよりは、結句、遙におとる事も多く、又却て、手行の甚あしき事多し、譬へば、直に御前へ達しても、よき事をも、爰の役人の手を經、かしこの役人のうかゞひなど、かれこれとす

たりといふ事を、みづからも覺えず、元より、ヶ様に有べき筈の物とのみ、心得居る也、身分を重々しくするは、奢りとは、別の事のやうなれども、これ即大なる奢なり、其中に、平人のおごりは、其身一分ぎりの事のみにて、その害の、他に及ぶ事はなきを、上たる人の侈りは、其害領内に及ぶ事也、惣體、治平の代、久敷つゞく時は、いつとなく、世上物事、華美になりて、漸々に、人の身持も、重々しく成る事なるを、時々に、是を押へずして、捨置時は、年々月々に、長じゆきて、際限なく、次第々々に、世上困窮に及びて、竟に、いかゞはしき事の、起る也、既に近來、諸大名の家々、用脚足らず、多くは、御勝手大に逼迫するは、全く此故也、むかしは、諸大名、いづれも、年々に、大造なる軍役抔を、勤められし時すら、今の如く、逼迫する事はなくして、豐かなりしに、今の世は、つひに、軍役などは、勤め給ふ事もなく、知行の物成は、新田なども出來て、多くこそ成つれ、昔より減じたる事はなきに、却て、御勝手の、甚逼迫するは、いかなる事ぞや、全く是、世上、次第に華美になり、いつとなく、自然に、御身分の、あまりおもおも敷成て、何に付ても、御物入の、昔よりは、格別に多きが故也、然りとて、目に見えては、先例と、格別に變りたる事も、有まじけれども、たゞ目に見えざる事共に、大にかはり來ぬる事、多かるべし、扨御身分の重々しきによりて、次第に、御物入の、多くなれる譯は、先眼前には、飲食衣服、さては調度などなれども、是等は、大名の御身上にては、何程の事にもあらず、然るを、世に儉約といへば、まづ第一に、飲食衣服音信抔を、おとす事な

見えざれども、終に、その驗顯れて、永久に行はれ、或は目にみえては、しるし無き樣にても、目に見えぬ處に、大なる益ある事なども有也、されば、打聞たるところ、迂遠なればとて、是をとらざるは、かしこき樣なれども、却ておろかなる事也、かへすかへすも、道の大本の處を、土臺として、末々の細事までも、これに背かざるやうを、詮として、何事をも、とり行ふべき事也

○惣體、上中下の人々の、身分の持樣、各その分際に、相應のよきほどあるべきは、勿論なれども、其分際くにつきて、いか程なるが、相應のあたりまへといふ事は、たしかなる手本なければ、實は定めがたきことなれども、古今の間を、あまねく考へ渡して、是を按ずるに、今の世の人々の、身分の持やうは、上中下共に、おしなべて、分際よりは、殊の外重々しさに過たり、まづ上をいはゞ今の大名方の、御身分の重々しさは、上古の天子、中古の大將軍などの、御樣子よりも勝りて、萬事、おもくしき也、それに準じて、中下の人々も、みな同じ事にて、たとへば、今の世に、千石もとる武士は、昔一萬石、乃至四五萬石も、取し人ほどの、重々しさ也、百石とる人は、むかし千石四五千石も、取りし程の人に同じ、かくの如く、上中下おしなべて、身持、殊の外に、重々しきゆゑに、それに準じて、分際不相應に、心持も重々しき、身分の樣にて、むかしは、大名の、自身にせしほどの働きをも、今は、百石五拾石位取る程の人も、皆下なる者に、言つけ働らかせて、自身は、せぬ事のやうになれり、富める町人などは、猶更の事也、然れども、これ天下一同の事なるゆゑに、各分際に過

にかたより惑ひて、他ある事をしらず、此根本の違ひを、得覺らざるゆゑに、却て、國政をも誤る事多き也、此處をだに、よく辨へ悟り、心にしめて、動かざれば、いか程漢籍を看て、朝夕これに馴居ても、害はなかるべし、偖右の如くなれば、その大本の趣を、まづ開卷のはじめに、申べき事なれども、世に書籍をも見る程の、人の料簡は、漢によるとなけれど、おのづからみな、漢樣の料簡なるものにて、其漢樣の、料簡の、外なる事は、耳に入がたき物なれば、始めに、其大本の譯を、先申ては、甚迂遠に聞え、國政に無益なる、いたづら事の如く、聞ゆべければ、看む人、忽に卷をすてゝ、末を見給ふまじき事をおそるゝが故に、是をば、しばらく末へまはし、別卷として、本書には、手近き事共をのみ申す也、その別卷は、先年述作せる處なるを、此度相添へ侍るなり、偖國政は、甚事廣く、多端なるものにて、一々は、容易く、申盡しがたければ、此書はたゞ、當時差あたりたる事共を、是かれ拔出て、いさゝか、愚意を申すのみ也、さて此書は、その末々の、手近き事に至るまでも、根本の意を土臺として、是にそむかざるやうを、詮とすれば、事によりては、猶廻り遠く、無益の事に、聞ゆる處も多かるべし、然れども、萬の事、誠の道理にそむきては、いかほど、尤に聞ゆるとも、これを行ひ見る時に、そのおもひし如くには、行はれぬ物にて、却て、傷害ある事もあり、又當分は、利益ある樣にても、必末徹りがたきものなり、又根本の道理によりて、おこなふときは、まはり遠き如くにて、却て、思ひの外に、速にその驗ありて、よく行はるゝ事もあり、或は、當分は、其しるし

心には却ておかしくおもひて、天地は一枚にて、人情はいづくも〳〵、同じければ、唐土日本とて、道にふたつはなく、治め方の根本に、かはりはなき事也、殊に唐土は、聖人の國なれば、其道をおきて、外に身を治め、國を治むべき道は、ある事なし、聖人の道をおきて、外に道をいふものは、みな異端にして、正道にあらずと、儒者はいふべし、然れども、是は一通り、誰々皆いふ事にて、珍しからず、猶そのうへを、今一段高く考へて、かの聖人の道は、なほ、根本の處に、たがひ有て、眞の道に、叶はざる處ある事を、探り求むべきなり、うはべの議論の、美しきに惑ひて、彼道になづむべきにあらず、殊に本朝は、異國とは格別のしなあれば、別して、國政を行ふに、道の根本を、知らずば有べからず、是等のわけも、委しく、別卷にあり、但し、根本の處こそ、違ひたれ、唐土の道も、さばかりの、聖人の智慧を以て、建立したるものなれば、末々の今日の行ひの筋などには、取用ふべき事多し、本朝とても、中古以來は、おほく、漢樣の政にて、風俗人心も、なべて、漢樣に成ぬる世中なれば、今は、末々の事には、かの國の道をも、交へ行はでは、協はぬやうになる事もある也、されば、國君たる人は、申すに及ばず、其政を執行ふ人々も、隨分に、漢學をもして、其道のよろしき處をば、事によりて、取用ひもすべく、又かの國の代々の、治め方の實には宜しからざる事をも、考へ知り、其根本の處に至りては、大に違ひありといふ事を、よく辨へ覺りて、努々、かの道に、偏り惑ふべからず、返す〳〵も、此根本の處ぞ、大切なる、大かた世人、すべて漢學をする者は、必かの道

恃みて、まことの道を知らざるもの也、故に、その考へたる處の、議論理窟は、いかほど尤にて、的當したるやうに聞えても、實事になりては、その議論の如くには、行はれず、思ひの外の失あるは、まことの道理に、かなはざる處あるが故也、然るを、此方にても、儒者の料簡は、只顧、かの漢士のかたを、よき事に思ひて、物事を、己が心もて、改め變んとする、かの儒者かたぎの、一種の料簡と申すは、これなり、儒者は、兎角唐土の治め方を、よろしき樣にいへ共、彼の代々の治まりなり、學者の議論のやうには、ゆかざるを以て、その實は、宜しからざる事を、さとるべし、かの國は、さばかりかしこき、聖賢の出て、學問も厚く、智慧深き人も、多げに聞ゆる國なるに、いかなれば、左樣に、代々の治りかた惡敷、とりしまらぬ事ぞといふに、上に申せる如く、道の根本を、知り顔はすれども、實はこれをしらざるが故也、惣體世の中の事は、いか程、賢くても、人の智慧工夫には、及びがたき處のある物なれば、輙く、新法を行ふべきにあらず、都ての事、只時世の模樣に背かず、先規の有來りたる、形を守りて、是を治むれば、假令、少々の弊は有とも、大なる失は無きもの也、何事も、久しく馴來りたる事は、少々あしき處ありても、世人の安んずる物也、新に始むる事は、よき所ありても、まづは、人の安んぜざる物なれば、なるべきだけは、舊きによりて、改めざるが、國政の肝要なり、これ即ち、まことの道に、かなへる子細あり、そのわけは、別卷に、委しくいへるがごとし、扨又、唐土のをさめ方にては、此方にては、いよ／＼道に協ひがたき訣あり、箇やうにいはゞ、儒者の

の、世々に出て、而々さま〳〵の、よき料簡を立れ共、古より今に至るまで、竟にをさまり方、宜しくして、其政の久敷行はれたる事なし、その有樣を按るに、まづ、前の人の立たる料簡につきて、其通りを行ひ試るに、思ひの外宜しからざるによりて、是はいかゞと思ふ所へ、後の人の出て、前の人の料簡の非なる事をいへば、實にもと思ひあたる故に、又其料簡に着て行ふに、それも又よろしからず、又其非をいひたてゝ、また新しき料簡をたて、いつまでも、かくのごとくにて、ひたもの、度々改め更る程に、能き事は出來ずして、却て改むる度毎に、害多く、その間には、姦曲なる者も多く出て、さま〳〵と、國政をなぶり物にして、竟には、國を亡すに至れり、扨右の如く、いろ〳〵と、改め〳〵て、代々を經たる間には、しばらくは、久しくつゞきて、後世より見ても、その仕方、誠によろしと思はるゝ事もあれども、夫も又、其かたを後におこなひ見る時は、思ふ樣にもあらずして、改るなり、却て、儒者のくせとして、先代の亡びたる所以を論じて、かくの如くなりしゆゑに、其國は亡びたれば、此度は、改めて、かやうにせば、必長久なるべしといふは、代々の常の事也、然れども、その先代の弊にこりて、これを改めても、又それも同じことにて、久しくはつゞかず、又議論には、常に、聖人の道〳〵といひたつれども、其聖人の道のまゝにても、國は治りがたき故に、代々に、色色の新法をば立る事也、惣じて、古より、唐土の風俗として何事にもよらず、舊きに依る事をば、尙ばず、たゞ、己が私智を以て考へて、萬の事を改め易て、功を立んとするならはし也、是唯己が才智を

て又、少々學問にたづさはる人の料簡は、多くはたゞ、四書五經など、經書の趣を以て、今日の政事に施さんとす、これは、根本の處には近けれども、經書の趣計りにては、時勢の模様、國所の風儀、古今の變化などに、うときゆゑに、今日の政務には、誠に迂遠にして却て世俗の料簡にも、劣る事もある物也、然れども、惣體は、かの當座の利益にのみはしる、俗吏の料簡よりは、遙に優るべし、又一等學問に深く身をいれて、經書のみならず、歷史諸子などをも、取扱ひ、その意味をも思ひ、古今に博くわたりて、何事もよく辨へ、經濟の筋をも、よく呑込たる人の料簡は、本をも末をも、よく照し考ることゆゑ、まことに適と聞えて、俗人の及び難き事多し、尙又、世にも知られたる程の學者の、經濟の心がけあるは、いよ／＼學問も、厚く博ければ、猶更宜しき事は多きなり、然れども、又いか程學問よく、經濟のすぢにも鍛練し、當世の事情にも通達したるも、とかくに、儒者は儒者かたぎの、一種の料簡ありて、議論のうへの理窟は、至極尤に聞えても、現にこれを政事に用ひては、思ひの外に、よろしからざる事もおほくして、却て害ある事もある也、惣じて、何事も、實事にかけては、其議論理窟の如くには、ゆかぬ物也、又儒者は、かの聖人の意を、本とする事故に、國政の根本の處は、もとより、飽までよく知れるやうに、おもへども、實はなほ知らざる所あり、故に、これぞ國政の、根本至極と思へる趣も、相違して、實の道には、協はぬ事あり、さればこそ、さばかり、議論賢くとりおこなふ、唐土の代々に、久しく治平のつゞける事はなし、彼國は學問をも能し、かしこき智者ども

き者の申す事、百千にひとつも、取用ひさせ給はんことなどは、おもひもかけ奉らず、唯願はくは、假にも一たび、御目にふれさせられて、御咎だになくば、僕が大幸なり、かつ又、高貴の御方へ、御覽にも備ふべき書は、其詞を、口上に申上候趣にも、書べきなれども、左様にては、却て恐れもあるべきまゝ、只同輩どちの物語の、こゝろ持の詞を以て、書つゞり、惣體の文も、飾る事なく、たゞ通俗の平話をもつて申す也、是又、愚意のほどを推測らせおはしまして、何事も御覽じゆるされむ事を、庶幾奉る也、穴賢

○凡て天下を治め、一國一郡を治むる政道、大小の事につきて、其善惡利害の料簡をたつるに、まづ學問せざる人の料簡は、多くは、只今日眼前の、手近き事の上計につきて、工夫を運して、根本の處には、こゝろのつかぬ事多し、たとひまた、その本の處へ心はつきても、その工夫の至らざる事多し、殊に近來の世の風儀は、たゞ眼前の損得の事のみを計りて、根本の處をおもひていふ料簡をば、今日の用にたゝず、まはり遠き事にして、とりあはぬならひとなれる、これ大なる僻事也、今日眼前の利益を思はゞ、まづその根本より、正さずば有べからず、本を正さずしては、いか様に、工夫をめぐらして、よき料簡を、立るといへども、諺に所謂、飯上の蠅をおふといふものにて、末遂る事なく、みないたづら事となり、或は終に、大害を引出ることもあるものなり、然れば、さしあたりては、廻り遠く、迂遠なるやうなりとも、とにかくに、根本の處に、眼をつけて、諸事の料簡をたつべき也、さ

玉くしげ別本 巻上

本居宣長 著

身におはぬしつがしわざも玉匣、
あけてだに見よ中のこゝろを

我ら如き下賤の者の、御國政の筋などを、かりそめにも、とやかく申奉らんことは、いとも〱、おふけなく、おそれ多き御事なれども、とにかくに、御武運長久、御領内上下安静ならん事を、恐れながら、明暮祈り奉る心から、とあらばやかくあらばやと、おもふ事共の、おほき處に、吾君御仁徳深くましまして、此度有がたき思召ども仰出され、猶又、勘辨の事もこれあらば、隔意なく申出べしとの、仰事を承るに付ては、いよ〱、つね〱祈り奉る、心の内のかたはしをも、申顯さまほしくて、下賤の身分をわすれ、おそれをもかへり見ず、當時うけたまはり及ぶ、他國の様子共を、かれこれ引出て、存心の程を、つくろはずかざらず、此一書に申述侍るなり、然れ共、猶恐れあるべき事とならば、御覧に備へられん事は、ともかくも、取傳へ給はん人の心に、まかせ奉るなり、扨又、我々ごと

玉くしげ別本

本居宣長著

情を察して、仁政を行はざる可らざることを諷したるものなるが、其の一部分は、上記の均田茅議と、全く同一の主意を說きたるなり、文章は儒者に不似合に優美にして、一讀の價値あるものなり

大正四年九月

瀧本誠一

は、強制的に豪農の田地を奪はんとするにあらず、又一時に買上げて、均分せんとするにもあらず、其の法は「先づ初めに令を出して、民一戶に田一町の限を立て、力あらばかひねとすゝむ、さて今まで持來れる田の限に過ぎ、萬事の足るは、其のまゝにすておき、たゞいまよりは、限を過ぎて買ふことをゆるさず、かゝれば賣田は多く、買人はすくなかるべし、その時公よりしろを出して、時の價に隨て買ふべし、是を公田と名付けて、かの賃佃とし、民を募てつくらしむ」と云ふの主意にて、其の說頗ぶる穩當にして、此の方法なれば、均田は必ずしも行はれざるにあらざるべしと思はる、但所謂公田が餘りに多くなれば、土地國有に伴隨する弊害も、亦隨て萠芽すべしと雖も、兎に角此の仕法は、一種の妙案と云ふべし

華胥國物がたり

本書は夢に託して、貧民の愍察すべきを述べ、一國の君主たる者は、能く下

浚河茅議

本書は下記の均田茅議と、恤刑茅議・攘斥茅議（以上二書は本叢書に收容せず）を合せて、履軒の四茅議として、傳へらるゝものゝ一にして、所謂浚河とは、大坂の淀河なる浚渫工事を云へるものにして、同河は年々沙土壅塞し、河底次第に高まりて、啻だ洪水の患あるのみならず、平生漕運の爲め、非常の差支ある事を述べて、其の浚渫の急務を痛論したる漢文の短篇なり、著作の年代は詳ならず

均田茅議

本書は少數の豪農が、多大の田地を兼併して、貧農は僅に其の豪農の田地を借受け、小作するに過ぎざるが如き狀態の、誠に憐むべきを述べて、田地所有の均一を得せしめんとの、理想を論じたるものなれども、其の實行の方法

て治國平天下の要、究めざるなしと云ふ、兄積善の歿後、懷德書院に在りて、生徒の爲めに講說し、諸侯重幣を以て聘すれども、每に之を謝絕し、閉居自ら幽人を以て任じ、講說の外は、敢て妄りに人と交らず、矻々經義を考索して、手に卷を釋かず、造詣頗ぶる深し、蘭洲は宋學派なれども、履軒は必ずしも之を墨守せず、廣く群言を折衷して、別に一家の見識を樹てたり、文化十三年、年八十五にして歿す、著す所は、本書及下記、浚河茅議・均田茅議・華胥國物がたりの外に・恤刑茅議・攘斥茅議・七經彫題略・七經逢原・通語・傳疑小史、弊帚集等あり

本書は朝服・恤俸以下、十八項に分ちて、朝野社會の諸制度を考索記述したるものなり、其の中今日の所謂經濟學に關係の記事は、馬政・營田・雜議等の數項に過ぎざるも、要する所皆經世濟民のことに外ならざれば、廣く社會經濟學を研究せんとする者は、必全篇を一讀せざる可らざるなり、本書の題名を、年成錄としたるは、論語に「三年而有ㇾ成」の語あるに據れるものなりと云ふ

經濟要語

本書は表題に就て之を見れば、經濟學者の爲めに、重要の著書なるが如くなるも、其の實末文の著者の書牘にある通り、或人の賴にて、古語中「爲レ政以レ德」「有二治人一無二治法一」「量レ入以爲レ出」の三句を、三幅對の一行物に認め遣はしたる所、迚もの儀、其の意解をも書いて吳れとの所望に依て、書記したるものゝ由なれば、別に著書と云ふ程のものにあらず、其の中最後の「量レ入以爲レ出」の一語だけ、今の所謂經濟問題に涉るものなり、本書は著者の末文に寬政七年に認めたる由を記せり、又本書は福田博士の藏本を底本とせり

年成錄

本書は中井履軒の著す所なり、履軒名は積德、字は處叔、積善の弟なり、兄と與に五井蘭洲の門に入りて、儒學を修め、最も經濟の學に通じ、博識にし

山の名を聞き、之を召見して、經義を講ぜしめ、又當世の事務を諮詢す、本書は即ち其の當時（寛政元年）定信に奉呈したるものなりと云ふ、文化元年、年七十五にして歿す、著す所は、本書及下記數種の外に、逸史十三卷、非徵七卷、洛陽志二卷、淀陰集十二卷、詩律兆十一卷、竹山文抄數卷等數十種あり

社倉私議

本書は、著者が草茅危言の社倉の條（第六卷）に記したる事と同じく、朱子の社倉法を根據として、いと委しく社倉の必要を說きたるものにて、草茅危言より、十五年前、即ち安永三年に執筆して、某藩の奉行所へ差出したるものなり、附錄は草茅危言の社倉の條と、殆ど同一の文言にて、固より重複を免かれざれども、原本に附しあるを以て、其の儘收容せり

官の事、第四卷の外船互市の事、第五卷の地理の事、水利の事、金銀幣の事、第六卷の錢幣の事、物價の事、常平倉の事、社倉の事、第七卷の戶口の事、第八卷の養老の事、窮民の事、第九卷の米相場の事、寺社富の事、第十卷の米仲仕の事、町中馬方仲仕の事、身上限の事等にして、直接經濟に關係なきものもあれども、要する所重要の記事多し、殊に徂徠・春臺などは、何れも江戶の儒者にして、其の論ずる所、常に幕政を庇護するの傾あるも、著者は大坂の儒者にして、其の立場自ら異なるを以て、政談及經濟錄を閱讀する者は、必併せて本書を閱讀せざるべからず

著者中井竹山、名は積善、字は子慶、善太と稱す、大坂の儒なり、竹山少くして、弟履軒と共に五井蘭洲に就きて、宋學を學ぶ、然れども竹山の宋學は、彼の山崎一派の學說の如く、偏狹固陋ならず、竹山曾て辛島鹽井の問に答へて、「吾學は林氏にあらず、山崎にあらず、吾が一家の宋學なるのみ」と云ひし事あるは、其の實を云へるなり、執政松平定信（樂翁）大坂へ巡視したる時、竹

儉・完賦税・禁洗子・厚風俗の七ケ條を、平易に國字に認めて、周く部下の百姓共に授け、毎月讀んで記憶せしめたるを、著者齋藤數山なる人が、早川の屬僚たりし緣故を以て、當時の事共詳しく聞知せることありとて、右の條教（世上には單に久世條教とて、寫本にて傳れり）を、一々本文に擧げ、條下に「數山曰」の三字を附して、事實を注釋又は敷衍詳釋したるものなり、本書は天保五年に成れるものなれども、條教の本文は、寛政十一年に成れるものなるを以て、茲に之を收容せり、著者齋藤數山は、其の傳詳ならず

草茅危言

本書は徂徠の政談、春臺の經濟錄等と共に、我が邦の法制及社會制度に關する一大著作にして、苟も經濟學に志ある者は、必熟讀せざる可らざるものなり、就中最も注目を要するは、第一卷の國家制度の事、第二卷の參覲交代の事、受領の事、諸侯分地の事、諸侯大借の事、第三卷の御麾下の事、奉行代

税賦考も、亦高澤錄の一部分なるやも知る可らず、殊に本書の序文に「高澤君嘗て改作方の要數千員の舊記を輯む、今此の一册は、彼數千員の本意を引、すべて最肝要なる者を記せるなり」とあるを見れば、本書は勿論抄錄本の如くなれども、又直ぐ續きて、本書は著者の自筆本を、高澤忠順（著者の子か孫か緣者なるべきも詳ならず）と云ふ人が改作して、樞要記錄と題し居たるものを、原本として寫し取りたるが如くに記しありて、文意甚不明瞭なれば、抄錄本か全文か判然せず、然れども附錄の高澤錄が全文にあらざることは、殆ど疑を容れざるなり

條教談話

本書は有名なる民政家、早川八郎左衛門（名は正紀、字は子綱、文化五年歿す）が寬政年間久世（美作）笠岡（備中）兩縣の令たりし時、久世に典學館、笠岡に敬業館と云へる學館を設けて、庶民を敎導し、同時に勸農桑・敦孝弟・息爭訟・尙節

し、殊に水戸領內の事にして、他國と相違ある點を記するなど、大に參考とするに足らん

高澤稅賦考 附高澤錄

本書は加州の人高澤鶴鳴が、金澤藩の田租の沿革等を詳說したるものなり、著者鶴鳴は、序文にあるが如く、俗稱平次右衞門と云ひ、金澤藩の士にして、明和寬政の頃、數十年間郡方を勤め、所謂地方功者の名ありし者なり、此の序文は、何人の撰みたるものなるや、知るべからざれども、本書の來歷及著者の如何なる人なるかは、之に依て略〻推知せらるべし

附錄とせる高澤錄は、著者が笠間九兵衞に宛て上書したる內密書を始め、種種の記事を拔抄したるものにて、皆原稿又は草稿の面云々とあるを見れば、他に高澤錄なる一大雜書のあるありて、其の內の拔萃らしく思はるゝなり、農務局纂訂の農事參考書解題には、高澤稅賦考、一名高澤錄とあり、左すれば

する者は、下記の年貢考を合せて、宜しく一讀すべきなり

著者長久保赤水、名は玄珠、字は子玉、常陸赤濱村の人にして、元來は儒學に長ずれども、尋常の腐儒とは大に其の撰を異にし、學問は該博にして、頗ぶる地理學に長じ、著す所は、本書及び下記年貢考の外に、日本地理志・日本地理考・長崎行役日記・關東海道考・關西海道考・東奥紀行・赤水文集等あり、又諸國物產記なるものある由なれども、編者は未だ之を見ず、著者の友人尾藤二洲が、本書の序文に世之言地理者、必以翁爲稱首云々とあり、著者の造詣の深きや、知るべきなり、享和元年、年八十五にて歿す

年貢考

前記禮記王制地理圖說は、主として支那の田制を說きたるも、本書は、專ら我が日本の制度を記して、支那に對比したるものなり、初めに支那の井田を記せるは、王制地理圖說の如くなれども、書中の大部分は日本の制度を說明

の非難あるも、これとて其の實、未だ其の眞僞を審にすること能はず、彼の猪飼敬所の擧證の如きも、亦甚薄弱にして、到底最後の斷案とするに足らざれば、之を以て一概に著者を擯斥するは、少しく穩當を失するもの丶如し、要するに著者は此の節儉論の如き、主義主張の爲めに、蓄財家守錢奴の嫌疑を招き、隨て種々の惡評を來したるものにあらざるかと思はる、編者は本書を世上に紹介するに當り、特に著者の爲めに、多少の同情を表せざるを得ず

著者は寛政四年、年七十九にて歿す、著す所は、本書及名詮・典詮の外に、毛詩證・論語詮・其他詩文・紀行・歌集等、數十種あり

禮記王制地理圖說

本書は禮記の王制に據り、夏殷周三代の井田法を說きて、其の稅制を明にしたるものなり、故に所論は專ら三代の制度を主眼とすれども、所々我が日本の事實などを對照し、相應に能く取調べたるものなれば、古制度を研究せんと

きは、「息醫藥」と云へる一項なり、勿論當時の醫者なるものは、著者の說明するが如く、加持祈禱の類と差したる違ひなくして、其の効驗は、概ね偶然の結果なりしなるべしと雖も、儉約の爲め、全然醫藥を廢止せよと斷言するに至りては、寧ろ甚人情に戻るの言にあらずや

著者龍公美は伏見の儒なり、本姓は武田、字は君玉（中年名を元亮、字を子明と更め、後ち復た舊に復す）草廬と號す、夙に蘐園の學を喜び、詩文に巧にして、字を能くし、曾て彥根の文學となり、晚年致仕の後は、帷を平安に下して、生徒に教授す、川合春川・岡崎廬門・大江玄圃等知名の學者、多く其の門に出づ、然れども著者は、當時學界に利を好み財を嗜むの惡評ありて、文雅を口にする人々は、痛く之を擯斥して、卑儒齒ひするに足らずとせり、然り而して實際の事實は、それ程の形迹あるを認めざれば、そは全く此の節儉論などが、著者の爲めに、此の禍を招きたる主因にはあらざるか、又著者の名作とせらるゝ名詮・典詮の二書は、富永滄浪の古學辨疑を竊取したるものなりと

賜ひ、居ること三年、寛政辛亥の年（寛政三年）侯に從て江戸に來り、享和三年歿す、年五十六、著者は本書の外に、秦嶺館文艸十二卷・秦嶺館漫錄八卷・東來隨筆二卷・逸史問答二卷・熊澤先生傳等あり

本書下卷の末に、同じく佐倉の儒臣たりし、澁井太室の著したる建官考の拔萃あり、漢名を以て本朝の各官に推當したるものにて、儒家の書を讀む者の爲めに、大に裨益する所あるべし

士大夫節儉論

本書は論「足財之道只在「節儉」と云ふ題目にて、守儉の件目、二十二個條を、漢文にてむつかしく、論述したるものたり、其の主意は、甚淺薄にして、分類亦頗ぶる瑣細に涉り、著者の所謂守儉の提綱などゝは、聊大袈裟に過ぐるのみならず、其の件目中宜「賣「我家歷代所「藏之器物」と云ひ、又不「急「嫁娶」と云ふが如きは、隨分矯激に失するかと思はるゝが、尙それよりも、一層甚だし

思はず此の一篇の上書を作りて、その至情を訴へたるものなるべし、所論固より莫大の價値なきも、經濟史上の參考として、一讀せざる可からざるなり

正名緒言

本書は鎌倉覇府以來、室町將軍時代に至る、官職の名稱を、支那の制に比較して、正したるものにして、專ら法制史を研究する者の參考とすべきものなれども、書中往々祿制及田制に關する官名のみならず、此等の制度、其の物の性質を、審にするに足るものあるを以て、經濟學に從事する者も、亦坐右に缺く可らざるの參考書なり

著者菱川賓、字は大觀、岡山又秦嶺と號す、備前赤坂郡小森村の人なり、少くして儒學に志し、後藤芝山に師事して、博識該通、其の名遠近に聞ゆ、後ち大坂に出でゝ教授す、時に堀田侯大坂の城代たり、侯之を召見して殊遇を

ば、或は下駄屋營業にて、五郎兵衞と云ふ人の、借家に住ひし、素町人らしく思はるれども、其の傳未だ詳ならず、又一本には鍛冶屋甚兵衞とあり、何れか是なるを知らずと雖も、兎に角微賤の人にして、時事を痛論すること、此の人の如きは、頗ぶる稀有の珍事なるべくして、而かも此の珍事あらしめたるは、一に是れ時局の然らしめたるものと云ふべし、史を案ずるに、當時田沼の稗政、其の弊に堪へず、天下の物情、騷然たるの際、天災荐りに至り、飢饉交も續きて、米價大に昻騰し、江戶大坂其の他各地方に於て、暴徒蜂起して、米屋幷に物持の家を打壞するなど、亂妨到らざる所なく、幕府大に之を持餘し、遂に其年（天明七年）六月八日（甚兵衞が此の書上を奉呈する十日前）伊奈半左衞門に命じ、之を鎭撫せしめ、越えて十八日（此の書上奉呈の翌日）より莫大の米穀を江戶に運送して、飢民を救はしめ、又大坂地方にも、令を下して窮民救助の手段を講ぜしめ、漸くにして事全く鎭靜に歸したりと云ふ、故に著者甚兵衞は斯る時局に遭遇して、窮民の狀況を默視するに忍びず、

號は陸田處士と稱するも、純然たる處士にあらずして、儒官荻生七之丞と、共に幕府に仕へ居たる者の如し

（注意）著者の傳は、詳ならざれども、編者は是れ或は大塚孝綽と同人にてはあらざるかと想像す、孝綽は通稱大助と云ひ、近江蒲生郡大塚村の人なるが、延享五年（即寛延元年）田安家の辟に應じて、重官に歴任し、旁ら諸公子に經書を教授して、大に功績あり、後ち幕府の徵に應じて、幕士の班に列したりしが、幾もなく再び田安家の家老となりて、獻替する所少なからず、寛政四年、年七十四にて歿したる人なり、本書は其の幕士たりし時に、奉呈したるものかと思はるゝが、參考の爲め、此に掲げて、博識の批判を待つ

下駄屋甚兵衞書上

本書は前記救時策と同年（即ち天明七年）に、著者甚兵衞が時の郡代伊奈半左衞門へ差出したるものなり、甚兵衞は麴町十三丁目五郎兵衞店下駄屋とあれ

救時策

本書は著者が十一代將軍家齊に奉呈したる意見書なるべし、主意は、惡錢流行して、名のみの物價騰貴を來し、隨て種々の惡弊を生ずることを記し、而して之を救濟するの策は、姦佞邪智の人を退けて、賢者を擧用し、以て大に仁政を行ふにあることを論じたるものにて、當時（天明の頃）幕府に於ては、田沼派と、之に反對する者と、相互に朋黨比周して、賄賂請托、盛に行はれ、朝野の風規、大に紊亂したる時なりしかば、著者は此の大勢を匡救せんとて、此の意見書を奉りたるもの丶如し、所説は別に注目に價ひする程の卓見なしと雖も、惡幣と物價との關係、及其の他に於て、多少參考に資すべきものなきにあらず

著者大塚孝威は、他書には孝感又は孝成と記したるあり、其の傳記詳ならざれども、本書は書末に揭げあるがごとく、天明七年に執筆したるものにて、

に、とゝのへば、宜しき事にして、百姓の痛むをば、かへり見ず、百姓いためば、往々上の大なる御損失なる事をも思はず、漸々に、農民のおとろへゆく事は、返すぐも、歎かはしき事の至り也」と痛嘆せるが如きは、今猶聞くべきの言なり、要するに本書は舊時代の經濟學書として、最も價値あるものの一と云ふべし

(注意)本書の世上ょ流布するもの、板本三種あり、第一は單に「玉くしげ」と題し、第二は「秘本玉くしげ」と稱し、第三は本書の底本即ち是れなり、第一は寛政元年に出板したるものなれども、政事に關する重要の部分を省略し、第二は德川氏の末年に、大坂にて木活字二卷本として出板し、第三即ち本書の底本は、明治三年、著者の後裔本居豐頴氏が出板したるものなり、今編者は第三の本居板を以て比較的完全なるものと信ずるを以て、之を底本とせり

をば、其の愁ふるもの也、然れども、又心より歸服だにすれば、よしなき佛事抔のために、多くの金銀を出して、惜む事なければ、況て領主の貧民を救ひ給ふ、御仁政の爲ならんには、其模樣によりて、隨分心から感服して相働き、御用に立つべき事にて、是には宜しき仕方の有べき事也、とにかくに、强てこれを召む事は、心よからず

是れ實に政府萬能の時代に在りては、珍らしき卓説にあらずや、又德川氏の政策は、百姓に對しては「絞れるだけ、絞り取りて、只飢に及ばしめず」と云ふの方針なりしも、(此の事は本叢書第一卷に收容せる本佐錄にあり)著者は此の事に關し「田畠の物成の內、僅に農民の命をつゞけて、飢に及ばぬ程を、百姓の手に殘して、其の餘はみな年貢に取れる位の事なりしは、甚敷事ならずや」と云ひて、暗に此の政策を非難し(著者は戰國の時云々と云へるも、是は德川氏を憚りて故らに斯く云へるなり)又「今の世は、たゞ當座の事をのみ計りて、始終の處を、考へざるならひなれば、差當りて、先その年の上納だ

は宛も歐洲に於ける過激の社會主義者と、其の語氣を同くし、富者の財産は何でも彼でも、強制的に、政府へ取上ぐべきを說きたるも、著者は一方に於て、貧富の懸隔の甚だしきを痛論し、「貧人は富人の爲めに貧を增し、富人は貧人によりて富を重ぬる也」と云へるが如き、警拔の言を放ち乍ら、他の一方に於ては、此の貧富の懸隔を調平し、富人の手に集る金銀を、廣く一般に散じて、貧人を救ふの計を爲すは、爲政者の責任にして、其の之を取上ぐるの仕方は、無理强制的にすべからずとなして、左の言を爲せり

その散らしやうは、其の者の歸服して、心から出すやうにあらでは、面白からず、いか程多く、蓄へ持たればとても、これ皆、上より賜りたるにもあらず、人の物を盜めるにもあらず、法度に背きたる事をして、得たるにもあらず、皆是面々の先祖、又は己が働きにて得たる、金銀なれば、一錢といへ共、しひてこれを取べき道理はなし、金銀は、いかほど澤山に持ても、人每に、猶殖さんとこそおもへ、聊にても、故なくて、これを出す事

なり

本書の外に、有名なる古事記傳（四十八卷）を始め、數十部あり、皆有益の書

本書は上記の如く、紀州侯の諮問に答へたる、政治意見書にして、天明七年に作れるものなり、大體は紀州の政治の大要、及財政經濟の立方を、詳細に縷述したるものにて、夫の德川氏時代の學者は、和學者漢學者及雜學者等、何れも概して迂遠突飛の說を爲して、到底實際に行はれ難き事を主張したるに拘はらず、著者の意見は、多くは著實溫健にして、專ら中庸を主としたるは、流石大家の識見なりと云ふべし、例へば「武士奢れば金銀のほしきまゝに、おのづから非義を行ひ、又至りて困窮する時は、自ら肝心の武備をも、かぐことあり、よく〳〵心得べき事也」など云へる口調を以て論述し、一概に富を排斥せざれば、又無益の奢りは勿論之を是認せず、頗ぶる穩當の說を唱ふるものなるが、就中最も見るべきは、著者の貧富論なり、富人退治、町人征伐は、徂徠・信淵等を始め、多くの學者の、盛に主張したる所にして、彼等

解題

玉くしげ別本

著者本居宣長は有名なる和學者なり、享保十五年伊勢松坂に生る、初め小津富之助と稱し、後ち彌四郎・健藏・中衞・春庵等の名あり、姓は平氏、本居縣判官武秀十世の裔なるを以て、自ら本居と改姓し、鈴廼屋と號す、長じて京師に出て、堀景山に師事して、儒學を修め、又武川法眼に就て醫學を研究し、成業の後、鄕に歸りて、醫を業とす、嘗て賀茂眞淵の著書を讀みて、大に感ずる所あり、遂に志を決して和學を修め、律令・格式・家記・物語・歌集等、皆涉獵せざるなく、精力絶倫、學識博達、其名海內に震ふ、紀州侯之を聞き、祿三百石を與へて、大に之を寵遇し、時々國政を諮問するに至る、本書「玉くしげ」は則ちその奉答書の一なりと云ふ、享和元年、年七十二にて歿す、著す所は、

目次終

日本經濟叢書卷十六目次

日本經濟叢書

卷十六

日本經濟叢書刊行會

收容書目